

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																
<p>(7) 濃度計算における条件について 「鉱山保安法施行規則」（平成16年9月27日経済産業省令第96号、最終改正平成25年5月21日経済産業省令第28号） 第十六条 1 鉱山労働者が作業し、又は通行する坑内の空気の酸素含有率は十九パーセント以上とし、炭酸ガス含有率は一パーセント以下とすること。 a. 酸素濃度の設定に係る「成人の呼吸量」については、空気ポンペ加圧期間中は、準備を含む現場作業対応がないため「静座」とし、それ以外の期間は、現場作業に係る対応が考えられるため、「歩行時」とした。 b. 二酸化炭素濃度の設定に係る「作業程度」については、空気ポンペの加圧期間中は、準備を含む現場作業対応がないため「極軽作業」とし、それ以外の期間は、現場作業に係る対応が考えられるため、運転操作と同等の「中等作業」とした。 （参考）「二酸化炭素消火設備の安全対策について（通知）」（平成8年9月20日付け消防予第193号、消防危第117号）より抜粋</p> <p>(8) 「なくそう！酸素欠乏症・硫化水素中毒」（厚生労働省編）の記載</p> <table border="1" data-bbox="190 774 560 1013"> <thead> <tr> <th>酸素濃度</th> <th>症状等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21%</td> <td>通常の空気の状態</td> </tr> <tr> <td>18%</td> <td>安全限界だが連続換気が必要</td> </tr> <tr> <td>16%</td> <td>頭痛、吐き気</td> </tr> <tr> <td>12%</td> <td>目まい、筋力低下</td> </tr> <tr> <td>8%</td> <td>失神昏倒、7～8分以内に死亡</td> </tr> <tr> <td>6%</td> <td>瞬時に昏倒、呼吸停止、死亡</td> </tr> </tbody> </table> <p>(9) 「空気調和・衛生工学便覧」の記載</p> <p>a. 成人の呼吸量</p> <table border="1" data-bbox="190 1117 560 1348"> <thead> <tr> <th>作業</th> <th>呼吸数[回/min]</th> <th>呼吸量[L/min]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仰が（臥）</td> <td>14</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>静座</td> <td>16</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>歩行</td> <td>24</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>歩行 (150/min)</td> <td>40</td> <td>64</td> </tr> <tr> <td>歩行 (300/min)</td> <td>45</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>	酸素濃度	症状等	21%	通常の空気の状態	18%	安全限界だが連続換気が必要	16%	頭痛、吐き気	12%	目まい、筋力低下	8%	失神昏倒、7～8分以内に死亡	6%	瞬時に昏倒、呼吸停止、死亡	作業	呼吸数[回/min]	呼吸量[L/min]	仰が（臥）	14	5	静座	16	8	歩行	24	24	歩行 (150/min)	40	64	歩行 (300/min)	45	100	<p>【東海第二発電所 補足説明資料 より引用】</p> <p>【参考】加圧設備運転時の酸素濃度維持及び二酸化炭素濃度抑制に必要な空気供給量の評価条件</p> <p>1. 酸素濃度維持に必要な空気供給量の評価条件 ○鉱山保安法施行規則（許容酸素濃度に使用） 第十六条第一項 鉱山労働者が作業し、又は通行する坑内の空気の酸素含有率は十九パーセント以上とし、炭酸ガス含有率は一パーセント以下とすること。 （平成16年9月27日 経済産業省令第96号、最終改正平成26年6月24日経済産業省令第32号） ○成人の呼吸量（酸素消費量の換算に使用） （「空気調和・衛生工学便覧」の記載より）</p> <table border="1" data-bbox="705 630 1299 917"> <thead> <tr> <th>作業</th> <th>呼吸数 (回/min)</th> <th>呼吸数 (cm³/回)</th> <th>呼吸数 (L/min)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仰が（臥）</td> <td>14</td> <td>280</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>静座</td> <td>16</td> <td>500</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>歩行</td> <td>24</td> <td>970</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>歩行 (150m/min)</td> <td>40</td> <td>1,600</td> <td>64</td> </tr> <tr> <td>歩行 (300m/min)</td> <td>45</td> <td>2,290</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>○成人呼吸量の酸素量（酸素消費量の換算に使用） （「空気調和・衛生工学便覧」の記載より）</p> <table border="1" data-bbox="705 1045 1299 1141"> <thead> <tr> <th></th> <th>吸気 (%)</th> <th>呼気 (%)</th> <th>乾燥空気換算 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>酸素量</td> <td>20.95</td> <td>15.39</td> <td>16.40</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 二酸化炭素濃度抑制に必要な空気供給量の評価条件 ○鉱山保安法施行規則（許容二酸化炭素濃度に使用） 第十六条第一項 鉱山労働者が作業し、又は通行する坑内の空気の酸素含有率は十九パーセント以上とし、炭酸ガス含有率は一パーセント以下とすること。 （平成16年9月27日 経済産業省令第96号、最終改正平成26年6月24日経済産業省令第32号）</p>	作業	呼吸数 (回/min)	呼吸数 (cm ³ /回)	呼吸数 (L/min)	仰が（臥）	14	280	5	静座	16	500	8	歩行	24	970	24	歩行 (150m/min)	40	1,600	64	歩行 (300m/min)	45	2,290	100		吸気 (%)	呼気 (%)	乾燥空気換算 (%)	酸素量	20.95	15.39	16.40	<p>【参考】加圧設備運転時の酸素濃度維持及び二酸化炭素濃度抑制に必要な空気供給量の評価条件</p> <p>1. 酸素濃度維持に必要な空気供給量の評価条件 ○鉱山保安法施行規則（許容酸素濃度に使用） 第十六条第一項 鉱山労働者が作業し、又は通行する坑内の空気の酸素含有率は十九パーセント以上とし、炭酸ガス含有率は一パーセント以下とすること。 （平成16年9月27日 経済産業省令第96号、最終改正令和5年3月28日経済産業省令第11号） ○成人の呼吸量（酸素消費量の換算に使用） （「空気調和・衛生工学便覧」の記載より）</p> <table border="1" data-bbox="1366 638 1904 933"> <thead> <tr> <th>作業</th> <th>呼吸数 (回/min)</th> <th>呼吸数 (cm³/回)</th> <th>呼吸数 (L/min)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仰が（臥）</td> <td>14</td> <td>280</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>静座</td> <td>16</td> <td>500</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>歩行</td> <td>24</td> <td>970</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>歩行 (150m/min)</td> <td>40</td> <td>1,600</td> <td>64</td> </tr> <tr> <td>歩行 (300m/min)</td> <td>45</td> <td>2,290</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>○成人呼吸量の酸素量（酸素消費量の換算に使用） （「空気調和・衛生工学便覧」の記載より）</p> <table border="1" data-bbox="1355 1053 1915 1125"> <thead> <tr> <th></th> <th>吸気 (%)</th> <th>呼気 (%)</th> <th>乾燥空気換算 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>酸素量</td> <td>20.95</td> <td>15.39</td> <td>16.40</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 二酸化炭素濃度抑制に必要な空気供給量の評価条件 ○鉱山保安法施行規則（許容二酸化炭素濃度に使用） 第十六条第一項 鉱山労働者が作業し、又は通行する坑内の空気の酸素含有率は十九パーセント以上とし、炭酸ガス含有率は一パーセント以下とすること。 （平成16年9月27日 経済産業省令第96号、最終改正令和5年3月28日経済産業省令第11号）</p>	作業	呼吸数 (回/min)	呼吸数 (cm ³ /回)	呼吸数 (L/min)	仰が（臥）	14	280	5	静座	16	500	8	歩行	24	970	24	歩行 (150m/min)	40	1,600	64	歩行 (300m/min)	45	2,290	100		吸気 (%)	呼気 (%)	乾燥空気換算 (%)	酸素量	20.95	15.39	16.40	<p>【女川】 記載充実（東海実績反映）</p> <p>【女川】設計の相違 ・必要空気量の計算条件に 関しても泊同様に二酸化炭素濃度基準に基づく必要換気量が支配的となる、東海の実績を併記した。</p>
酸素濃度	症状等																																																																																																		
21%	通常の空気の状態																																																																																																		
18%	安全限界だが連続換気が必要																																																																																																		
16%	頭痛、吐き気																																																																																																		
12%	目まい、筋力低下																																																																																																		
8%	失神昏倒、7～8分以内に死亡																																																																																																		
6%	瞬時に昏倒、呼吸停止、死亡																																																																																																		
作業	呼吸数[回/min]	呼吸量[L/min]																																																																																																	
仰が（臥）	14	5																																																																																																	
静座	16	8																																																																																																	
歩行	24	24																																																																																																	
歩行 (150/min)	40	64																																																																																																	
歩行 (300/min)	45	100																																																																																																	
作業	呼吸数 (回/min)	呼吸数 (cm ³ /回)	呼吸数 (L/min)																																																																																																
仰が（臥）	14	280	5																																																																																																
静座	16	500	8																																																																																																
歩行	24	970	24																																																																																																
歩行 (150m/min)	40	1,600	64																																																																																																
歩行 (300m/min)	45	2,290	100																																																																																																
	吸気 (%)	呼気 (%)	乾燥空気換算 (%)																																																																																																
酸素量	20.95	15.39	16.40																																																																																																
作業	呼吸数 (回/min)	呼吸数 (cm ³ /回)	呼吸数 (L/min)																																																																																																
仰が（臥）	14	280	5																																																																																																
静座	16	500	8																																																																																																
歩行	24	970	24																																																																																																
歩行 (150m/min)	40	1,600	64																																																																																																
歩行 (300m/min)	45	2,290	100																																																																																																
	吸気 (%)	呼気 (%)	乾燥空気換算 (%)																																																																																																
酸素量	20.95	15.39	16.40																																																																																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

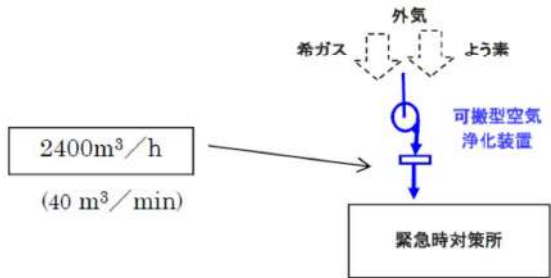
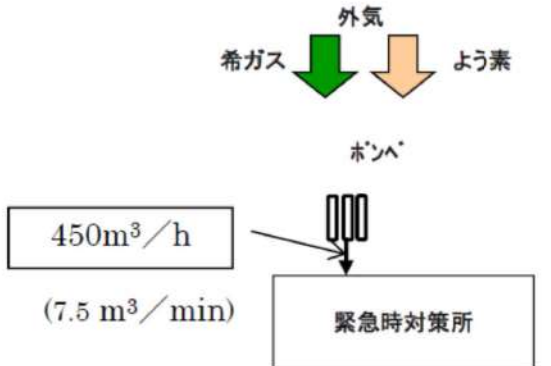
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																												
<p>b. 労働強度別二酸化炭素(CO₂)吐出し量</p> <table border="1" data-bbox="100 199 645 454"> <thead> <tr> <th>作業程度</th> <th>RMR※</th> <th>作業例 (日本産業衛生学会誌より)</th> <th>CO₂吐出し量 (m³/h・人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安静時</td> <td>0</td> <td>—</td> <td>0.013</td> </tr> <tr> <td>極軽作業</td> <td>0~1</td> <td>電話応対(座位)0.4、記録0.5、計器監視(座位)0.5、キーパンチ0.6、ひざみとり60cmで軽く0.8回/分0.9、自動車運転1.0</td> <td>0.022</td> </tr> <tr> <td>軽作業</td> <td>1~2</td> <td>寝台(71°)0.83分/回1.1、平地歩行(ゆっくり)45min/分1.5</td> <td>0.030</td> </tr> <tr> <td>中等作業</td> <td>2~4</td> <td>丸のこ2.0、摩滅グラインダー(150kg部分削り)6分/回3.0、平地歩行(速足)90min/分3.0、自転車(平地)170m/分3.4</td> <td>0.046</td> </tr> <tr> <td>重作業</td> <td>4~</td> <td>びょう打ち(1.3本/分)4.2、荒のこ5.0、ウマ(6.8kg)18回/分7.8、つるはし(50cm)1回/分10.5</td> <td>0.074</td> </tr> </tbody> </table> <p>※RMR 作業者の労作時に消費される代謝エネルギー（作業の強さ）の程度を表したもので 空気ボンベ加圧中：通信連絡、待機 空気ボンベ加圧中以外：通信連絡、待機、現場作業にかかる対応</p>	作業程度	RMR※	作業例 (日本産業衛生学会誌より)	CO ₂ 吐出し量 (m ³ /h・人)	安静時	0	—	0.013	極軽作業	0~1	電話応対(座位)0.4、記録0.5、計器監視(座位)0.5、キーパンチ0.6、ひざみとり60cmで軽く0.8回/分0.9、自動車運転1.0	0.022	軽作業	1~2	寝台(71°)0.83分/回1.1、平地歩行(ゆっくり)45min/分1.5	0.030	中等作業	2~4	丸のこ2.0、摩滅グラインダー(150kg部分削り)6分/回3.0、平地歩行(速足)90min/分3.0、自転車(平地)170m/分3.4	0.046	重作業	4~	びょう打ち(1.3本/分)4.2、荒のこ5.0、ウマ(6.8kg)18回/分7.8、つるはし(50cm)1回/分10.5	0.074	<p>○各種作業に対するエネルギー代謝率（「空気調和・衛生工学便覧」の記載より）</p> <table border="1" data-bbox="716 247 1294 694"> <thead> <tr> <th>RMR区分</th> <th>作業</th> <th>RMR</th> <th>作業</th> <th>RMR</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">0~1</td> <td>キーパンチ</td> <td>0.6</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計器監視(立)</td> <td>0.6</td> <td>運転(乗用車)</td> <td>0.6~1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1~2</td> <td>れんが積み</td> <td>1.2</td> <td>バルブ操作</td> <td>1.0~2.0</td> </tr> <tr> <td>工事監督</td> <td>1.8</td> <td rowspan="2">徒歩</td> <td rowspan="2">1.5~2.2</td> </tr> <tr> <td>2~3</td> <td>馬車</td> <td>2.2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2~3</td> <td>測量</td> <td>2.6</td> <td>塗装(はけ、ローラ)</td> <td>2.0~2.5</td> </tr> <tr> <td>3~4</td> <td>やすりかけ</td> <td>3.5</td> <td>自転車</td> <td>3.0~3.5</td> </tr> <tr> <td>4~5</td> <td>ボルト締め</td> <td>4.5</td> <td>電柱立て</td> <td>4.0~5.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5以上</td> <td>かけ足</td> <td>5.0</td> <td>土掘り</td> <td>5.0~6.0</td> </tr> <tr> <td>はしごのぼり</td> <td>10.0</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>○労働強度別二酸化炭素吐出し量（「空気調和・衛生工学便覧」の記載より）</p> <table border="1" data-bbox="716 774 1294 1069"> <thead> <tr> <th>RMR</th> <th>作業程度</th> <th>二酸化炭素吐出し量 (m³/h・人)</th> <th>計算採用二酸化炭素 吐出し量(m³/h・人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>安静時</td> <td>0.0132</td> <td>0.013</td> </tr> <tr> <td>0~1</td> <td>極軽作業</td> <td>0.0132~0.0242</td> <td>0.022</td> </tr> <tr> <td>1~2</td> <td>軽作業</td> <td>0.0242~0.0352</td> <td>0.030</td> </tr> <tr> <td>2~4</td> <td>中等作業</td> <td>0.0352~0.0572</td> <td>0.046</td> </tr> <tr> <td>4~7</td> <td>重作業</td> <td>0.0572~0.0902</td> <td>0.074</td> </tr> </tbody> </table> <p>○「二酸化炭素消火設備の安全対策について（通知）」（平成8年9月20日付け消防予第193号，消防危第117号）</p> <p>・表1 二酸化炭素の濃度と人体への影響</p> <p><2%：はっきりした影響は認められない 2~3%：5~10分呼吸深度の増加，呼吸数の増加 3~4%：10~30分頭痛，めまい，悪心，知覚低下 4~6%：5~10分上記症状，過呼吸による不快感 6~8%：10~60分意識レベルの低下，その後意識喪失へ進む，ふるえ，けいれんなどの不随意運動を伴うこともある</p>	RMR区分	作業	RMR	作業	RMR	0~1	キーパンチ	0.6	—	—	計器監視(立)	0.6	運転(乗用車)	0.6~1.0	1~2	れんが積み	1.2	バルブ操作	1.0~2.0	工事監督	1.8	徒歩	1.5~2.2	2~3	馬車	2.2	2~3	測量	2.6	塗装(はけ、ローラ)	2.0~2.5	3~4	やすりかけ	3.5	自転車	3.0~3.5	4~5	ボルト締め	4.5	電柱立て	4.0~5.0	5以上	かけ足	5.0	土掘り	5.0~6.0	はしごのぼり	10.0	—	—	RMR	作業程度	二酸化炭素吐出し量 (m ³ /h・人)	計算採用二酸化炭素 吐出し量(m ³ /h・人)	0	安静時	0.0132	0.013	0~1	極軽作業	0.0132~0.0242	0.022	1~2	軽作業	0.0242~0.0352	0.030	2~4	中等作業	0.0352~0.0572	0.046	4~7	重作業	0.0572~0.0902	0.074	<p>○各種作業に対するエネルギー代謝率（「空気調和・衛生便覧」の記載より）</p> <table border="1" data-bbox="1332 247 1904 734"> <thead> <tr> <th>RMR区分</th> <th>作業</th> <th>RMR</th> <th>作業</th> <th>RMR</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">0~1</td> <td>キーパンチ</td> <td>0.6</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計器監視(立)</td> <td>0.6</td> <td>運転(乗用車)</td> <td>0.6~1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1~2</td> <td>れんが積み</td> <td>1.2</td> <td>バルブ操作</td> <td>1.0~2.0</td> </tr> <tr> <td>工事監督</td> <td>1.8</td> <td rowspan="2">徒歩</td> <td rowspan="2">1.5~2.2</td> </tr> <tr> <td>2~3</td> <td>馬車</td> <td>2.2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2~3</td> <td>測量</td> <td>2.6</td> <td>塗装(はけ、ローラ)</td> <td>2.0~2.5</td> </tr> <tr> <td>3~4</td> <td>やすりかけ</td> <td>3.5</td> <td>自転車</td> <td>3.0~3.5</td> </tr> <tr> <td>4~5</td> <td>ボルト締め</td> <td>4.5</td> <td>電柱立て</td> <td>4.0~5.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5以上</td> <td>かけ足</td> <td>5.0</td> <td>土掘り</td> <td>5.0~6.0</td> </tr> <tr> <td>はしごのぼり</td> <td>10.0</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>○労働強度別二酸化炭素吐出し量（「空気調和・衛生便覧」の記載より）</p> <table border="1" data-bbox="1332 821 1904 1021"> <thead> <tr> <th>RMR</th> <th>作業程度</th> <th>二酸化炭素吐出し量 (m³/h・人)</th> <th>計算採用二酸化炭素 吐出し量(m³/h・人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>安静時</td> <td>0.0132</td> <td>0.013</td> </tr> <tr> <td>0~1</td> <td>極軽作業</td> <td>0.0132~0.242</td> <td>0.022</td> </tr> <tr> <td>1~2</td> <td>軽作業</td> <td>0.0242~0.0352</td> <td>0.030</td> </tr> <tr> <td>2~4</td> <td>中等作業</td> <td>0.0352~0.0572</td> <td>0.046</td> </tr> <tr> <td>4~7</td> <td>重作業</td> <td>0.0572~0.0902</td> <td>0.074</td> </tr> </tbody> </table> <p>○「二酸化炭素消火設備の安全対策について（通知）」（平成8年9月20日付け消防予第193号，消防危第117号）</p> <p>・表1 二酸化炭素の濃度と人体への影響</p> <p><2%：はっきりした影響は認められない 2~3%：5~10分呼吸深度の増加，呼吸数の増加 3~4%：10~30分頭痛，めまい，悪心，知覚低下 4~6%：5~10分上記症状，過呼吸による不快感 6~8%：10~60分意識レベルの低下，その後意識喪失へ進む，ふるえ，けいれんなどの不随意運動を伴うこともある</p>	RMR区分	作業	RMR	作業	RMR	0~1	キーパンチ	0.6	—	—	計器監視(立)	0.6	運転(乗用車)	0.6~1.0	1~2	れんが積み	1.2	バルブ操作	1.0~2.0	工事監督	1.8	徒歩	1.5~2.2	2~3	馬車	2.2	2~3	測量	2.6	塗装(はけ、ローラ)	2.0~2.5	3~4	やすりかけ	3.5	自転車	3.0~3.5	4~5	ボルト締め	4.5	電柱立て	4.0~5.0	5以上	かけ足	5.0	土掘り	5.0~6.0	はしごのぼり	10.0	—	—	RMR	作業程度	二酸化炭素吐出し量 (m ³ /h・人)	計算採用二酸化炭素 吐出し量(m ³ /h・人)	0	安静時	0.0132	0.013	0~1	極軽作業	0.0132~0.242	0.022	1~2	軽作業	0.0242~0.0352	0.030	2~4	中等作業	0.0352~0.0572	0.046	4~7	重作業	0.0572~0.0902	0.074	
作業程度	RMR※	作業例 (日本産業衛生学会誌より)	CO ₂ 吐出し量 (m ³ /h・人)																																																																																																																																																																												
安静時	0	—	0.013																																																																																																																																																																												
極軽作業	0~1	電話応対(座位)0.4、記録0.5、計器監視(座位)0.5、キーパンチ0.6、ひざみとり60cmで軽く0.8回/分0.9、自動車運転1.0	0.022																																																																																																																																																																												
軽作業	1~2	寝台(71°)0.83分/回1.1、平地歩行(ゆっくり)45min/分1.5	0.030																																																																																																																																																																												
中等作業	2~4	丸のこ2.0、摩滅グラインダー(150kg部分削り)6分/回3.0、平地歩行(速足)90min/分3.0、自転車(平地)170m/分3.4	0.046																																																																																																																																																																												
重作業	4~	びょう打ち(1.3本/分)4.2、荒のこ5.0、ウマ(6.8kg)18回/分7.8、つるはし(50cm)1回/分10.5	0.074																																																																																																																																																																												
RMR区分	作業	RMR	作業	RMR																																																																																																																																																																											
0~1	キーパンチ	0.6	—	—																																																																																																																																																																											
	計器監視(立)	0.6	運転(乗用車)	0.6~1.0																																																																																																																																																																											
1~2	れんが積み	1.2	バルブ操作	1.0~2.0																																																																																																																																																																											
	工事監督	1.8	徒歩	1.5~2.2																																																																																																																																																																											
2~3	馬車	2.2																																																																																																																																																																													
2~3	測量	2.6	塗装(はけ、ローラ)	2.0~2.5																																																																																																																																																																											
	3~4	やすりかけ	3.5	自転車	3.0~3.5																																																																																																																																																																										
4~5	ボルト締め	4.5	電柱立て	4.0~5.0																																																																																																																																																																											
5以上	かけ足	5.0	土掘り	5.0~6.0																																																																																																																																																																											
	はしごのぼり	10.0	—	—																																																																																																																																																																											
RMR	作業程度	二酸化炭素吐出し量 (m ³ /h・人)	計算採用二酸化炭素 吐出し量(m ³ /h・人)																																																																																																																																																																												
0	安静時	0.0132	0.013																																																																																																																																																																												
0~1	極軽作業	0.0132~0.0242	0.022																																																																																																																																																																												
1~2	軽作業	0.0242~0.0352	0.030																																																																																																																																																																												
2~4	中等作業	0.0352~0.0572	0.046																																																																																																																																																																												
4~7	重作業	0.0572~0.0902	0.074																																																																																																																																																																												
RMR区分	作業	RMR	作業	RMR																																																																																																																																																																											
0~1	キーパンチ	0.6	—	—																																																																																																																																																																											
	計器監視(立)	0.6	運転(乗用車)	0.6~1.0																																																																																																																																																																											
1~2	れんが積み	1.2	バルブ操作	1.0~2.0																																																																																																																																																																											
	工事監督	1.8	徒歩	1.5~2.2																																																																																																																																																																											
2~3	馬車	2.2																																																																																																																																																																													
2~3	測量	2.6	塗装(はけ、ローラ)	2.0~2.5																																																																																																																																																																											
	3~4	やすりかけ	3.5	自転車	3.0~3.5																																																																																																																																																																										
4~5	ボルト締め	4.5	電柱立て	4.0~5.0																																																																																																																																																																											
5以上	かけ足	5.0	土掘り	5.0~6.0																																																																																																																																																																											
	はしごのぼり	10.0	—	—																																																																																																																																																																											
RMR	作業程度	二酸化炭素吐出し量 (m ³ /h・人)	計算採用二酸化炭素 吐出し量(m ³ /h・人)																																																																																																																																																																												
0	安静時	0.0132	0.013																																																																																																																																																																												
0~1	極軽作業	0.0132~0.242	0.022																																																																																																																																																																												
1~2	軽作業	0.0242~0.0352	0.030																																																																																																																																																																												
2~4	中等作業	0.0352~0.0572	0.046																																																																																																																																																																												
4~7	重作業	0.0572~0.0902	0.074																																																																																																																																																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																
	<p>○二酸化炭素の生理作用が現れる濃度（許容二酸化炭素濃度の目安）（「空気調和・衛生工学便覧」の記載より）（単位：ppm）</p> <table border="1" data-bbox="712 240 1301 616"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>単純窒息性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガス</td> <td>二酸化炭素</td> </tr> <tr> <td>作用</td> <td>吸気中酸素分圧を低下させ、酸素欠乏症を誘引、呼吸困難、弱い刺激、窒息</td> </tr> <tr> <td>1日8時間、1週間40時間の労働環境における許容濃度</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>のどの刺激</td> <td>40,000</td> </tr> <tr> <td>目の刺激</td> <td>40,000</td> </tr> <tr> <td>数時間ばく露で安全</td> <td>11,000～17,000</td> </tr> <tr> <td>1時間ばく露で安全</td> <td>30,000～40,000</td> </tr> </tbody> </table>	分類	単純窒息性	ガス	二酸化炭素	作用	吸気中酸素分圧を低下させ、酸素欠乏症を誘引、呼吸困難、弱い刺激、窒息	1日8時間、1週間40時間の労働環境における許容濃度	5,000	のどの刺激	40,000	目の刺激	40,000	数時間ばく露で安全	11,000～17,000	1時間ばく露で安全	30,000～40,000	<p>○二酸化炭素の生理作用が現れる濃度（許容二酸化炭素濃度の目安）（「空気調和・衛生工学便覧」の記載より）（単位：ppm）</p> <table border="1" data-bbox="1346 268 1921 639"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>単純窒息性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガス</td> <td>二酸化炭素</td> </tr> <tr> <td>作用</td> <td>吸気中酸素分圧を低下させ、酸素欠乏症を誘引、呼吸困難、弱い刺激、窒息</td> </tr> <tr> <td>1日8時間、1週間40時間の労働環境における許容濃度</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>のどの刺激</td> <td>40,000</td> </tr> <tr> <td>目の刺激</td> <td>40,000</td> </tr> <tr> <td>数時間ばく露で安全</td> <td>11,000～17,000</td> </tr> <tr> <td>1時間ばく露で安全</td> <td>30,000～40,000</td> </tr> </tbody> </table>	分類	単純窒息性	ガス	二酸化炭素	作用	吸気中酸素分圧を低下させ、酸素欠乏症を誘引、呼吸困難、弱い刺激、窒息	1日8時間、1週間40時間の労働環境における許容濃度	5,000	のどの刺激	40,000	目の刺激	40,000	数時間ばく露で安全	11,000～17,000	1時間ばく露で安全	30,000～40,000	
分類	単純窒息性																																		
ガス	二酸化炭素																																		
作用	吸気中酸素分圧を低下させ、酸素欠乏症を誘引、呼吸困難、弱い刺激、窒息																																		
1日8時間、1週間40時間の労働環境における許容濃度	5,000																																		
のどの刺激	40,000																																		
目の刺激	40,000																																		
数時間ばく露で安全	11,000～17,000																																		
1時間ばく露で安全	30,000～40,000																																		
分類	単純窒息性																																		
ガス	二酸化炭素																																		
作用	吸気中酸素分圧を低下させ、酸素欠乏症を誘引、呼吸困難、弱い刺激、窒息																																		
1日8時間、1週間40時間の労働環境における許容濃度	5,000																																		
のどの刺激	40,000																																		
目の刺激	40,000																																		
数時間ばく露で安全	11,000～17,000																																		
1時間ばく露で安全	30,000～40,000																																		

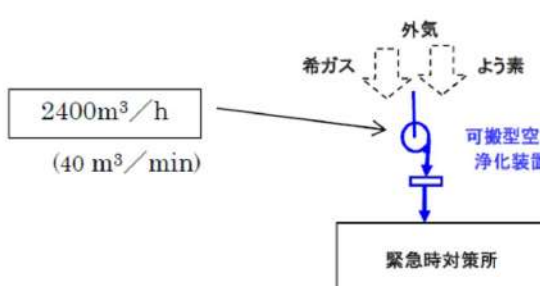
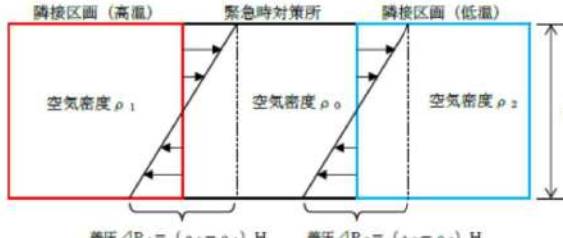
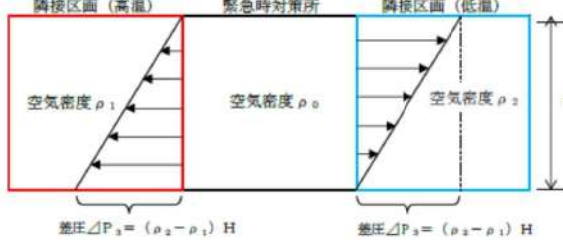
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため再掲】</p> <p>(3) 非常用空気浄化ファンを使用する場合</p> <p>a. 建屋内の正圧維持について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標圧力：100Pa 被ばく評価で用いる気象条件における風速（約1.0m/s）に対する動圧に抗する建屋内圧力に十分な余裕を見込むため、想定風速を10m/sとした。 $P（動圧）=0.5 \times \rho \times U^2 \approx 0.5 \times 1.2 \times 10^2 \approx 60\text{Pa}$ <p>更に余裕を見込み、目標圧力を100Paに設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・算定条件：建屋体積3000m³、100Paでの建屋アウトリーク率0.15回/h 必要な換気流量は7.5m³/minとなる。 <p>(6) 換気設備等の系統構成及び風量</p> <p>a. 緊急時対策所立上げ時</p>  <p>b. プルーム通過中</p> 	<p>(3) 緊急時対策所</p> <p>a. 必要差圧</p> <p>緊急時対策所は、配置上、風の影響を直接受けない屋内に設置されているため、緊急時対策所へのインリークは隣接区画との温度差によって生じる空気密度の差に起因する差圧によるものが考えられる。隣接区画との境界壁間に隙間がある場合は、両区画に温度差があると、図2.4-5のように空気の密度差に起因し、高温区画では上部の空気が低温側に、低温区画では下部の空気が高温側に流れ込む。これら各々の方向に生じる圧力差の合計は、図2.4-6のように高温区画の境界でΔP_1、低温区画の境界でΔP_2となる。</p> <p>緊急時対策所の設計に際しては、重大事故等時の室内の温度を、緊急時対策建屋の設計最高温度40.0℃、隣接区画を設計最低温度-4.9℃と仮定し、生じる最大圧力差$\Delta P_3 = \Delta P_2 - \Delta P_1$以上に正圧化することにより、隣接区画から室内へのインリークを防止する設計とする。</p> <p>ここで、緊急時対策所の必要差圧は、下記の計算式より、$\Delta P_3 = 10.7\text{Pa}$に余裕をもった20Pa以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所階高：$H \leq 5.8\text{m}$ ・外気（大気圧）の乾燥空気密度：ρ_0 ・隣接区画（高温/低温）の乾燥空気密度ρ_1, ρ_2 隣接区画（高温）$\rho_1 = 1.127[\text{kg}/\text{m}^3]$（設計最高温度40℃想定） 隣接区画（低温）$\rho_2 = 1.316[\text{kg}/\text{m}^3]$（設計最低温度-4.9℃想定） ・隣接区画（高温/低温）に対して生じる差圧：$\Delta P_1, \Delta P_2$ 隣接区画（高温）$\Delta P_1 = \rho_0 - \rho_1 \times H$ 隣接区画（低温）$\Delta P_2 = \rho_2 - \rho_0 \times H$ ・室内へのインリークを防止するための必要差圧：ΔP_3 $\begin{aligned} \Delta P_3 &= \Delta P_2 - \Delta P_1 \\ &= (\rho_2 - \rho_1) \times H \\ &= (1.316 - 1.127) \times 5.8 \\ &= 1.096[\text{kg}/\text{m}^2] (= 10.7[\text{Pa}]) \end{aligned}$ 	<p>(3) 緊急時対策所</p> <p>a. 必要圧力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標圧力：100Pa 被ばく評価で用いる気象条件における風速（約3.4m/s）に対する動圧に抗する緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内圧力に十分な余裕を見込むため、想定風速を10m/sとした。 $P（動圧）=0.5 \times \rho \times U^2 = 0.5 \times 1.2 \times 10^2 = 60\text{Pa}$ <p>ρ：流体の密度 U：流体の速度</p> <p>さらに余裕を見込み、目標圧力を100Paに設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・算定条件：緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所各建屋体積519 m³、100Paでの緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所各建屋アウトリーク率0.15回/h 必要な換気流量は77.85m³/hとなる。 	<p>相違理由</p> <p>【女川】・記載表現の相違 【女川】設計の相違（相違理由①） 【女川】設計の相違 ・女川は緊急時対策所が屋内設置であるため、隣接区画との温度差に起因する差圧を正圧維持の基準としている。 一方、泊、大飯は緊急時対策所が屋外設置であるため、隣接区画との温度差に起因する差圧よりも、風の動圧に起因する差圧の方が大きいため、風の動圧に起因する差圧を正圧維持の基準としている。</p>





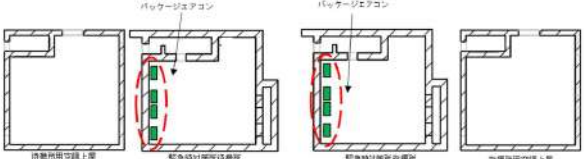
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>c. プルーム通過後</p>  <p>2400m³/h (40 m³/min)</p> <p>外気 希ガス よう素</p> <p>可搬型空気 浄化装置</p> <p>緊急時対策所</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>2.4.1 <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）</u> 高气密室の気密性は設計漏えい量64m³/h以下（20Pa陽圧化時）を確保可能な設計とする。</p> <p>2.4.2 <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）</u> 待機場所は5号炉原子炉建屋地上3階の既設の部屋を流用することから、20Pa陽圧化した状態における気密性について、JISA2201に基づく気密性能試験により確認を実施した。</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>  <p>隣接区画（高温） 緊急時対策所 隣接区画（低温）</p> <p>空気密度 ρ_1 空気密度 ρ_0 空気密度 ρ_2</p> <p>差圧 $\Delta P_1 = (\rho_0 - \rho_1) H$ 差圧 $\Delta P_2 = (\rho_2 - \rho_0) H$</p> <p>図2.4-5 温度差のある区画の圧力分布イメージ図</p>  <p>隣接区画（高温） 緊急時対策所 隣接区画（低温）</p> <p>空気密度 ρ_1 空気密度 ρ_0 空気密度 ρ_2</p> <p>差圧 $\Delta P_3 = (\rho_2 - \rho_1) H$ 差圧 $\Delta P_3 = (\rho_2 - \rho_1) H$</p> <p>図2.4-6 緊急時対策所を正圧化した場合の圧力分布イメージ図</p> <p>b. 気密性</p> <p>緊急時対策所の気密性は設計漏えい量282m³/h以下（20Pa正圧化時）を確保可能な設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所を正圧化する場合の差圧制御は、プルーム通過前後においては緊急時対策所非常用送風機の620m³/h以上の換気量で、給排気隔離弁（建屋差圧排気隔離弁）の差圧制御により緊急時対策建屋外への排気量を調整し、緊急時対策所を含む緊急時対策建屋地下階と地上階の差圧を20Pa以上の正圧化状態で維持可能とし、プルーム通過中においては、緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）の290m³/h以上の換気量で、給排気隔離弁（緊急対策室室圧調整）により緊急時対策所から室外への排気量を調整し、緊急時対策所と隣接区画の差圧を20Pa以上の正圧化状態で維持可能な設計とする。</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>b. 気密性</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の気密性は設計漏えい量77.85m³/h以下（100Pa正圧化時）を確保可能な設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所を正圧化する場合の圧力制御は、プルーム通過前後においては可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンの285m³/h以上の換気量で、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の緊急時対策所排気手動ダンパの操作により緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所外への排気量を調整し、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の圧力を100Pa以上の正圧化状態で維持可能とし、プルーム通過中においては、空気供給装置（空気ポンペ）の89m³/h以上の換気量で、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の緊急時対策所排気手動ダンパにより緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所から室外への排気量を調整し、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所と隣接区画の圧力を100Pa以上の正圧化状態で維持可能な設計とする。</p>	<p>相違理由</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違）</p> <p>【女川】設計の相違（相違理由①）</p> <p>【女川】設計の相違 ・女川が差圧制御であるのに対し、泊は手動操作である。必要な差圧を維持できるだけの気密性を確保していることについては同様。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【島根原子力発電所2号炉 補足説明資料 緊急時対策所について 令和2年6月 より引用】</p> <p>c. 室温調整</p> <p>緊急時対策所内は、パッケージエアコンを用いて室温調整可能な設計とする。また、パッケージエアコンについては、故障等に備えて予備機を保有する。</p> <p>緊急時対策所及びパッケージエアコンの配置図を第2.4-4 図に示す。</p>  <p>第2.4-4 図 緊急時対策所及びパッケージエアコンの配置図</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>c. 室温調整</p> <p>緊急時対策所（対策本部）の設置される高気密室内は、パッケージエアコンを用いて室温調整可能な設計とする。</p>	<p>c. 室温調整</p> <p>緊急時対策所は、冷凍機及び緊急対策エリア送風機を用いて室温調整可能な設計とする。また、冷凍機室外機については、故障等に備えて予備を保有する。</p> <p>緊急時対策所及び緊急対策エリア送風機の配置図を図2.4-7 に、冷凍機の配置図を図2.4-8に示す。</p>  <p>図2.4-7 緊急時対策所及び緊急対策エリア送風機の配置図 (緊急時対策建屋 地下2階 平面図)</p>  <p>図2.4-8 冷凍機の配置図 (1/2) (緊急時対策建屋 地上1階 平面図)</p>  <p>図2.4-8 冷凍機の配置図 (2/2) (緊急時対策建屋 地上2階 平面図)</p>	<p>c. 室温調整</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所は、パッケージエアコンを用いて室温調整可能な設計とする。また、パッケージエアコンについては、故障等に備えて予備機を保有する。</p> <p>パッケージエアコンの配置図を図2.4-4に示す。</p>  <p>図2.4-4 パッケージエアコン配置図</p>	<p>【女川】設計の相違</p> <p>・泊は島根同様、室温の調整に関してはエアコンを設置することで対応している。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違(2-3③の相違)</p> <p>柏崎のパッケージエアコンは対策本部にしかないが、泊は緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所にあることからかき分けて記載する。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉

(15) 除去効率

緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは、微粒子フィルタとよう素フィルタを直列に配列する。除去効率は下表のとおり。

名称		緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット	
種類	-	微粒子フィルタ	よう素フィルタ
除去効率	%	99.99 以上 (0.7μm 粒子)	99.75 以上

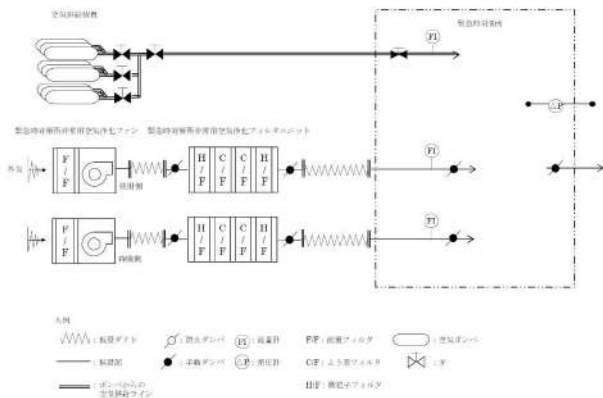


図5-2 緊急時対策所換気設備概要図

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】

2.4.1 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）

5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）及び（待機場所）で用いる可搬型陽圧化空調機の概要図を図2.4-8に示す。

女川原子力発電所2号炉

(4) 緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置

a. 構造

緊急時対策所へ給気する緊急時対策所非常用送風機の概要図を図2.4-9、緊急時対策所非常用フィルタ装置の概要図を図2.4-10に示す。緊急時対策所非常用フィルタ装置は高性能エアフィルタ、チャコールエアフィルタから構成される。各フィルタはケーシング内に設置しており、フィルタを介さない外気取込を防止する密閉構造となっている。

特図みの内容は商業機密の観点から公開できません。

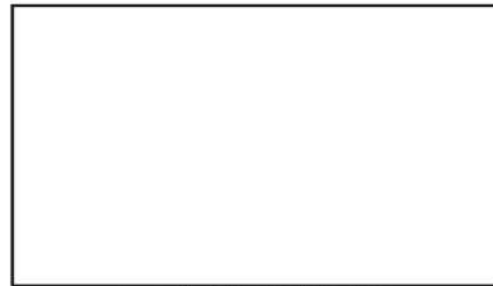


図2.4-9 緊急時対策所非常用送風機の概要図



図2.4-10 緊急時対策所非常用フィルタ装置の概要図

泊発電所3号炉

(4) 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット

a. 構造

緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所へ給気する可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンの概要図を図2.4-5、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットの概要図を図2.4-6に示す。可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは微粒子フィルタ、よう素フィルタから構成される。各フィルタはケーシング内に設置しており、フィルタを介さない外気取込を防止する密閉構造となっている。

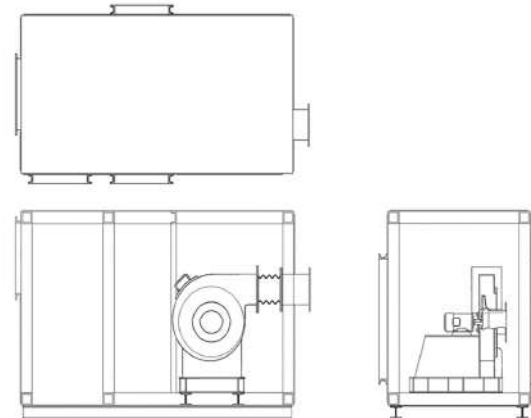


図2.4-5 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンの概要図

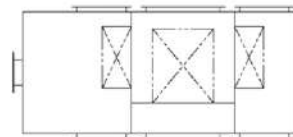


図2.4-6 可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットの概要図

相違理由

【大飯】
 女川審査実績の反映
 【女川】設計の相違（相違理由①）

【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
<p>【参考】フィルタ除去効率の設定について</p> <p>(1)微粒子フィルタ</p> <p>微粒子フィルタのろ材はガラス繊維をシート状にしたもので、エアロゾルを含んだ空気がろ材を通過する際に、エアロゾルがガラス繊維に衝突・接触することにより捕集される。</p> <p>可搬型空気浄化装置の微粒子フィルタによるエアロゾル除去効率の評価条件として99.99%を用いている。</p> <p>a. 温度及び湿度条件について</p> <p>可搬型空気浄化装置が稼動する緊急時対策所は、発災プラントの3,4号炉から十分離れており、フィルタの性能が低下するような環境にはならない。</p> <p>b. 保持容量について</p> <p>可搬型空気浄化装置微粒子フィルタの保持容量は試験結果より求める。</p> <p>3,4号炉原子炉格納容器から放出され、大気拡散されて緊急時対策所（の可搬型空気浄化装置の微粒子フィルタによって捕集されるエアロゾル量は、「緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」に定められる核種ごとの放出割合を用い、安定核種も踏まえて、放出された微粒子の3,4号炉格納容器から緊急時対策所までの大気拡散（希釈効果）を考慮し、全量がフィルタに捕集されるものとして評価する。</p> <p>ただし、緊急時対策所に流入するよう素は全量が可搬型空気浄化装置のフィルタに捕集されるものとして評価する。</p> <p>なお、よう素は全て粒子状よう素としている。</p> <p>結果は表1-1-1上段のとおりとなり、可搬型空気浄化装置の微粒子フィルタには、エアロゾルを十分に捕集できる容量があり、評価期間にわたって必要な除去効率は確保できる。</p> <p>(2)よう素フィルタ</p> <p>可搬型空気浄化装置のよう素フィルタは活性炭素繊維フィルタを3枚重ねて使用されている。</p> <p>可搬型空気浄化装置のよう素フィルタによる有機よう素、無機よう素及び粒子状よう素の除去効率の評価条件は、99.75%、99.99%、99.99%を用いている。</p> <p>a. 温度及び湿度条件について</p> <p>可搬型空気浄化装置が稼動する緊急時対策所は、発災プラントの3,4号炉から十分離れており、フィルタの性能が低下するような環境にはならない。</p>	<p>b. 風量</p> <p>緊急時対策所非常用送風機の風量は1台当り1,000m³/hを確保することにより、ブルーム通過前及び通過後の緊急時対策所非常用送風機運転時の必要換気量である620m³/h以上を満足する設計とする。</p> <p>c. フィルタ性能</p> <p>(a) フィルタ捕集効率</p> <p>緊急時対策所非常用フィルタ装置の高性能エアフィルタ及びチャコールエアフィルタの捕集効率を表2.4-2に示す。フィルタ捕集効率は、定期的に性能検査を実施し、総合除去効率が確保されていることを確認する。</p> <p>表2.4-2 緊急時対策所非常用フィルタ装置のフィルタ捕集効率</p> <table border="1" data-bbox="728 606 1288 726"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>単体捕集効率[%]</th> <th>総合除去効率 [%]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高性能エアフィルタ</td> <td>99.97(0.15μmPAO粒子)</td> <td>99.99 (0.5μmPAO粒子)</td> </tr> <tr> <td>チャコールエアフィルタ</td> <td>96.0(相対湿度70%以下)</td> <td>99.75(相対湿度70%以下)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(b) フィルタ保持容量</p> <p>緊急時対策所非常用フィルタ装置は、緊急時対策所の居住性確保の要件である東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故相当の放射性物質の放出量を想定した場合においても、緊急時対策所非常用送風機が吸込む想定核分裂生成物量に対し十分な保持容量を有している。そのため供用中のフィルタ交換は不要な設計とし、居住空間の汚染のおそれはない。</p> <p>放射性物質等の想定捕集量と緊急時対策所非常用フィルタ装置の保持容量を表2.4-3に示す。</p> <p>表2.4-3 放射性物質等の想定捕集量と緊急時対策所非常用フィルタ装置の保持容量</p> <table border="1" data-bbox="728 1204 1288 1292"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>放射性物質等の想定捕集量</th> <th>保持容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高性能エアフィルタ</td> <td>約0.1g</td> <td>約370g/台</td> </tr> <tr> <td>チャコールエアフィルタ</td> <td>約0.7mg</td> <td>約1.7g/台</td> </tr> </tbody> </table>	種類	単体捕集効率[%]	総合除去効率 [%]	高性能エアフィルタ	99.97(0.15μmPAO粒子)	99.99 (0.5μmPAO粒子)	チャコールエアフィルタ	96.0(相対湿度70%以下)	99.75(相対湿度70%以下)	種類	放射性物質等の想定捕集量	保持容量	高性能エアフィルタ	約0.1g	約370g/台	チャコールエアフィルタ	約0.7mg	約1.7g/台	<p>b. 風量</p> <p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンの風量は1台当り1,500m³/hを確保することにより、ブルーム通過前及び通過後の可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン運転時の必要換気量である285m³/h以上を満足する設計とする。</p> <p>c. フィルタ性能</p> <p>(a) フィルタ除去効率</p> <p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットの微粒子フィルタ及びよう素フィルタの除去効率を表2.4-2に示す。フィルタ除去効率は、定期的に性能検査を実施し、総合除去効率が確保されていることを確認する。</p> <p>表2.4-2 可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットの除去効率</p> <table border="1" data-bbox="1355 606 1937 758"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>単体除去効率[%]</th> <th>総合除去効率[%]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>微粒子フィルタ</td> <td>99.97(0.15μmDOP粒子)</td> <td>99.99(0.7μmDOP粒子)</td> </tr> <tr> <td>よう素フィルタ</td> <td>無機よう素：99.0 有機よう素：95.0 (相対湿度95%)</td> <td>99.75 (相対湿度95%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(b) フィルタ保持容量</p> <p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、緊急時対策所の居住性確保の要件である東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故相当の放射性物質の放出量を想定した場合においても、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンが吸込む想定核分裂生成物量に対し十分な保持容量を有している。そのため供用中のフィルタ交換は不要な設計とし、居住空間の汚染のおそれはない。</p> <p>放射性物質等の想定捕集量と可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット装置の保持容量を表2.4-3に示す。</p> <p>表2.4-3 可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットの保持容量</p> <table border="1" data-bbox="1377 1204 1915 1340"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>放射性物質等の想定捕集量</th> <th>保持容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>微粒子フィルタ</td> <td>約310mg</td> <td>約1400g/台</td> </tr> <tr> <td>よう素フィルタ</td> <td>約1.1mg</td> <td>約240g/台</td> </tr> </tbody> </table>	種類	単体除去効率[%]	総合除去効率[%]	微粒子フィルタ	99.97(0.15μmDOP粒子)	99.99(0.7μmDOP粒子)	よう素フィルタ	無機よう素：99.0 有機よう素：95.0 (相対湿度95%)	99.75 (相対湿度95%)	種類	放射性物質等の想定捕集量	保持容量	微粒子フィルタ	約310mg	約1400g/台	よう素フィルタ	約1.1mg	約240g/台	<p>【大飯】 女川審査実績の反映</p> <p>【女川】設計の相違（ファン流量）</p> <p>【女川】設計の相違（微粒子）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊と女川で評価に使用した粒子、粒径が異なるが、JIS-Z-4812-1995では「フィルタ評価のために使用する粒子はDOP粒子又はそれと同等の物で、粒子の個数の90%以上が1.0μm以下である事」と規定されており、JISに準拠しているため問題ない。 （泊の評価は大飯と同様） <p>【女川】設計の相違（よう素）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は米国のRegulatory Guide 1.52で規定されている除去効率（95%）を採用。評価条件は、「ASTM D 3803-1989：原子力グレード活性炭の試験方法（米国）」に則り相対湿度95%とした。（1999年NRC勧告） （泊の評価は大飯と同様） 女川は給気が相対湿度70%以下となるようにヒーター制御していることから相対湿度70%で評価。 なお、泊もヒーターを設置しており、給気が相対湿度95%以上となることはない。 <p>【女川】表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単体除去効率に関しては有機よう素、無機よう素に分割記載した。 <p>【女川】設計の相違（保持容量）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故想定、フィルタ設計による相違。
種類	単体捕集効率[%]	総合除去効率 [%]																																					
高性能エアフィルタ	99.97(0.15μmPAO粒子)	99.99 (0.5μmPAO粒子)																																					
チャコールエアフィルタ	96.0(相対湿度70%以下)	99.75(相対湿度70%以下)																																					
種類	放射性物質等の想定捕集量	保持容量																																					
高性能エアフィルタ	約0.1g	約370g/台																																					
チャコールエアフィルタ	約0.7mg	約1.7g/台																																					
種類	単体除去効率[%]	総合除去効率[%]																																					
微粒子フィルタ	99.97(0.15μmDOP粒子)	99.99(0.7μmDOP粒子)																																					
よう素フィルタ	無機よう素：99.0 有機よう素：95.0 (相対湿度95%)	99.75 (相対湿度95%)																																					
種類	放射性物質等の想定捕集量	保持容量																																					
微粒子フィルタ	約310mg	約1400g/台																																					
よう素フィルタ	約1.1mg	約240g/台																																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

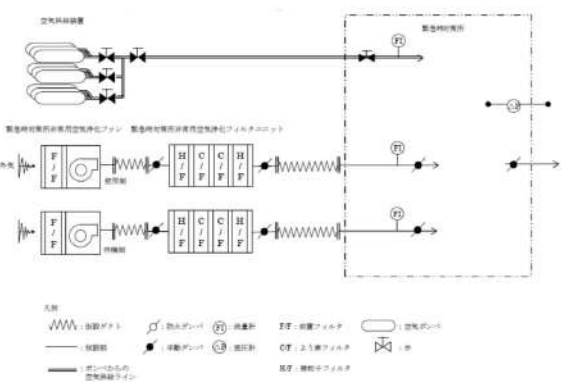
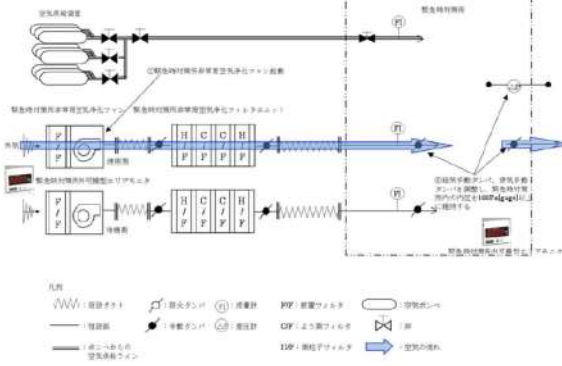
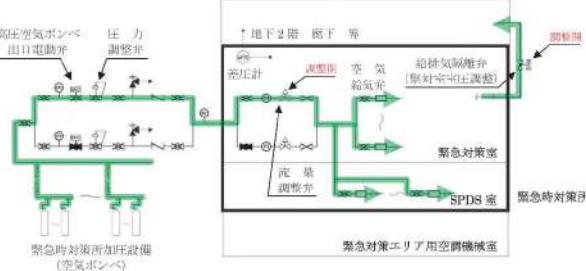
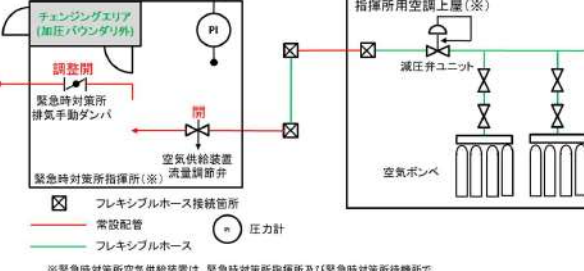
第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由									
<p>b. 保持容量について</p> <p>可搬型空気浄化装置よう素フィルタの吸着容量は試験結果から求める。</p> <p>3,4号炉原子炉格納容器から放出され、大気拡散されて可搬型空気浄化装置のよう素フィルタによって吸着されるよう素量は、「(1)微粒子フィルタ」と同様の手法で安定核種も踏まえて評価する。</p> <p>ただし、よう素の化学形態は全て元素状よう素又は有機よう素とし、緊急時対策所に流入するよう素は全量が可搬型空気浄化装置のよう素フィルタに捕集されるものとして評価する。</p> <p>結果は表1下段のとおりとなり、可搬型空気浄化装置のよう素フィルタには、よう素を十分に吸着できる容量があり、評価期間にわたって必要な除去効率は確保できる。</p> <p>表1 可搬型空気浄化装置の保持・吸着容量</p> <table border="1" data-bbox="76 611 680 679"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>保持・吸着量</th> <th>保持・吸着容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>微粒子フィルタ</td> <td>約 0.21g</td> <td>約1000g/台</td> </tr> <tr> <td>よう素フィルタ</td> <td>約 0.014g</td> <td>約224g/台</td> </tr> </tbody> </table> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>可搬型陽圧化空調機は、緊急時対策所の居住性確保の要件である福島第一原子力発電所事故相当の放射性物質の放出量を想定した場合においても、空調機が吸込む想定核分裂生成物量に対し十分な保持容量を有している。そのため供用中のフィルタ交換は不要な設計とし、居住空間の汚染のおそれはない。</p>	種類	保持・吸着量	保持・吸着容量	微粒子フィルタ	約 0.21g	約1000g/台	よう素フィルタ	約 0.014g	約224g/台			
種類	保持・吸着量	保持・吸着容量										
微粒子フィルタ	約 0.21g	約1000g/台										
よう素フィルタ	約 0.014g	約224g/台										

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																									
<p>(16) 除去性能及び使用期間</p> <p>a. 除去性能は以下で確認し維持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・微粒子フィルタ除去効率：メーカー試験成績書による確認 ・よう素フィルタ除去効率：メーカー試験結果及び定期取替 ・フィルタ組込時の漏えい率検査結果に基づく除去効率：メーカー試験結果及び定期取替 <p>b. 格納容器破損による放射性物質の想定放出量のうち緊急時対策所（への影響量（よう素粒子約0.014g 放射性微粒子約0.21g）に対し、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは十分な吸着能力（よう素粒子約224g、放射性微粒子約1000g）がある。</p> <p>c. 緊急時対策所非常用空気浄化ファンの入口には「前置フィルタ」を設置していることから、粉塵などの影響により、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットが目詰まりすることはない。</p> <p>d. 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは、よう素粒子及び放射性微粒子に対して十分な吸着能力があること、粉塵などの影響によりフィルタの目詰まりはないことから、フィルタの差圧が過度に上昇することはない。</p> <p>e. よって、ブルーム通過中の使用に加えて、その後の長期間の使用が可能である。</p>	<p>(c) チャコールエアフィルタ使用可能期間</p> <p>チャコールエアフィルタは、大気中の湿分等の吸着障害物質を吸着することによる吸着面積の減少により吸着能力が劣化する（以下「ウェザリング」という。）。</p> <p>緊急時対策所非常用フィルタ装置に用いるチャコールエアフィルタ（TEDA共添着炭（TIF814））について、ロットの異なる3種の濾材にて高温空気に1年、2年間連続通気した状態でのウェザリングの影響を確認した結果を表2.4-4および図2.4-11に示す。図2.4-11より、ベッド厚2インチにおいて単体捕集効率は、365日（運転時間：24時間/日×365日＝8,760時間）以上96.0%以上確保可能であることから、ベッド厚2インチにてフィルタを2段設置*することにより7日間（168時間）の連続運転において捕集効率を99.75%以上確保することは十分可能である。</p> <p>※チャコールエアフィルタ2段設置によるフィルタ効率について</p> <p>単体捕集効率：96.0%（透過効率4%） 総合除去効率（前置95%）（後置95%） 2段設置の場合の効率：$\{1 - (0.05 \times 0.05)\} \times 100 = 99.75\%$</p>	<p>(c) よう素フィルタ使用可能期間</p> <p>よう素フィルタは、大気中の湿分等の吸着障害物質を吸着することによる吸着面積の減少により吸着能力が劣化する。</p> <p>2011年及び2012年1月～12月までの泊発電所内の相対湿度データに関して日平均として整理した結果を図2.4-7に示す。横軸に各日単位で1年間、縦軸に日平均の相対湿度を示す。この結果、95%RH以上の相対湿度の高い日はなく、相対湿度90%RH以上は年間13日（2011年）、1日（2012年）であった。</p> <p>また、2021年においても確認を行ったところ、日平均の相対湿度95%RHは年間を通して2日間しかなく、相対湿度90%RH以上となるのは年間20日（5%程度）であった。</p> <p>また、本系統にはヒーターが設置されており、暖気により相対湿度の低い空気が供給される。したがって、相対湿度が95%RHを上回ることはなく、よう素フィルタの除去性能に対する湿度の影響は無いものと考えられるため、7日間（168時間）の連続運転において除去効率を99.75%以上確保することは十分可能である。</p>	<p>【大飯】 女川審査実績の反映</p> <p>【女川】設計の相違 ・よう素フィルタの使用可能期間を確認するために、女川ではよう素フィルタウェザリング試験を実施し、劣化傾向を確認した。 泊では所内の相対湿度を確認し、よう素フィルタが高湿の劣化環境にないことを確認した。</p>																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>想定放出量※1</th> <th>吸着能力※2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>よう素粒子</td> <td>約0.014g</td> <td>約224g</td> </tr> <tr> <td>放射性微粒子</td> <td>約0.21g</td> <td>約1000g</td> </tr> </tbody> </table>		想定放出量※1	吸着能力※2	よう素粒子	約0.014g	約224g	放射性微粒子	約0.21g	約1000g	<p>表2.4-4 チャコールエアフィルタ（TEDA共添着炭（TIF814））のウェザリングデータ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>TEDA 共添着炭 (TIF814) ロット№</th> <th>使用前 (新炭)</th> <th>1年 (1年供用炭)</th> <th>2年 (2年供用炭)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ロットA</td> <td>99.78</td> <td>99.33</td> <td>98.47</td> </tr> <tr> <td>ロットB</td> <td>99.70</td> <td>99.50</td> <td>99.30</td> </tr> <tr> <td>ロットC</td> <td>99.70</td> <td>99.00</td> <td>98.80</td> </tr> </tbody> </table>	TEDA 共添着炭 (TIF814) ロット№	使用前 (新炭)	1年 (1年供用炭)	2年 (2年供用炭)	ロットA	99.78	99.33	98.47	ロットB	99.70	99.50	99.30	ロットC	99.70	99.00	98.80		<p>図2.4-7 2011年1月～2012年12月の日平均相対湿度</p>
	想定放出量※1	吸着能力※2																										
よう素粒子	約0.014g	約224g																										
放射性微粒子	約0.21g	約1000g																										
TEDA 共添着炭 (TIF814) ロット№	使用前 (新炭)	1年 (1年供用炭)	2年 (2年供用炭)																									
ロットA	99.78	99.33	98.47																									
ロットB	99.70	99.50	99.30																									
ロットC	99.70	99.00	98.80																									
<p>※1：格納容器破損による放射性物質の想定放出量のうち緊急時対策所へ到達する量 ※2：緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットの吸着能力</p>	<p>図2.4-11 チャコールエアフィルタ（TEDA共添着炭（TIF814））のウェザリングデータ（出典：メーカー資料）</p>																											

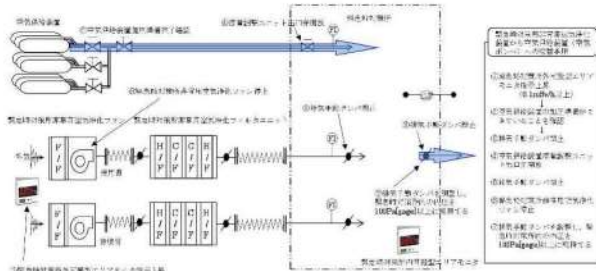
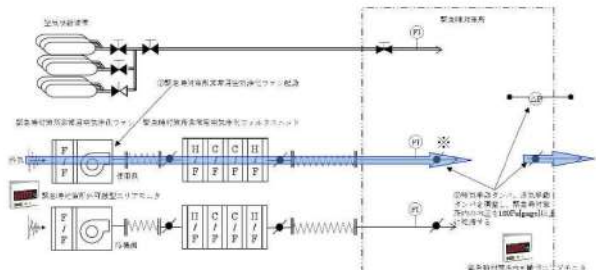
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(13) 換気設備の操作手順</p> <p>a. 立ち上げ時（ブルーム放出前まで） 建屋内外のシステムをラインナップする。</p>  <p>b. 可搬型空気浄化装置起動 ・緊急時対策所内の正圧（100Pa）を維持</p>  <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】 2.4.1 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部） 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）及び（待機場所） に設置する陽圧化装置は陽圧化装置（空気ポンプ）、陽圧化装置（配 管・弁（圧力調整弁、流量調整弁、空気給気弁、及び差圧調整弁等）） から構成される。</p>	<p>(5) 緊急時対策所加圧設備</p> <p>a. システム構成</p> <p>緊急時対策所に設置する緊急時対策所加圧設備は緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）、緊急時対策所加圧設備（配管・弁（圧力調整弁、高压空気ポンベ出口電動弁、流量調整弁、空気給気弁、及び給排気隔離弁（緊急対策室室圧調整）））から構成される。緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）に蓄圧された約20MPaの空気を圧力調整弁により約1MPa以下に減圧したのち、更に流量調整弁により減圧後、緊急時対策所に給気し、緊急時対策所を正圧化する設計とする。</p> <p>ここで、緊急時対策所を正圧化するための必要差圧は、緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）により一定流量の空気を室内に給気し、緊急時対策所からの排気量を緊急時対策所に設置された給排気隔離弁（緊急対策室室圧調整）の開度調整により制御できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所加圧設備の系統概要図を図2.4-12に示す。</p>  <p>図2.4-12 緊急時対策所加圧設備 系統概要図</p>	<p>(5) 空気供給装置</p> <p>a. システム構成</p> <p>指揮所用空調上屋及び待機所用空調上屋に設置する空気供給装置は空気供給装置（空気ポンプ）、空気供給装置（フレキシブルホース、配管及び弁（減圧弁ユニット、空気供給装置流量調節弁））から構成される。空気供給装置（空気ポンプ）に蓄圧された約14.7MPaの空気を減圧弁ユニットにより約1MPa以下に減圧したのち、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に給気し、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所を正圧化する設計とする。</p> <p>ここで、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所を正圧化するための必要圧力は、空気供給装置（空気ポンプ）により一定流量の空気を室内に給気し、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所からの排気量を緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に設置された緊急時対策所排気手動ダンパの開度調整により制御できる設計とする。</p> <p>空気供給装置の系統概要図を図2.4-8に示す。</p>  <p>図2.4-8 空気供給装置 系統概要図</p> <p>※緊急時対策所空気供給装置は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所で系統構成が同様であるため、緊急時対策所指揮所及び指揮所用空調上屋を代表して記載。</p>	<p>【大飯】 女川審査実績の反映 【女川】設計の相違（相違理由①） 【女川】設計の相違 設置場所の相違 【女川】設計の相違 システム構成の相違 【女川】設計の相違 ポンプベ設計の相違</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>c. ブルーム（希ガス）通過中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空気ポンペからの加圧に切替（非常用空気浄化ファン停止） ・緊急時対策所内の正圧を維持  <p>d. 希ガス通過後</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用空気浄化ファンを起動（空気ポンペによる加圧停止） ・緊急時対策所内の正圧を維持  <p>※「緊急時対策所非常用空気浄化ファン給気流量計」にて適切な流量であることを監視し、流量の低下があればフィルタの性能低下であると判断する。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(5) 空気ポンペを12時間使用する場合 空気ポンペは、事故後24時間から36時間（希ガス放出）の間使用する。 36時間以降も、建屋内の圧力並びに酸素及び二酸化炭素濃度を維持・抑制するための条件を満足する必要がある。</p> <p>a. 建屋内の正圧維持について 必要流量は7.5 m³/minとする。（アウトリーク率：0.15回/h程度）</p> <p>b. 建屋内酸素濃度維持について（建屋体積は2,500 m³とする。） ・許容酸素濃度：19%以上（「鉱山保安法施行規則」を準拠した） ・算出条件：緊急時対策所内の作業は主に机上作業であり、ポンペ加圧時は人の出入りもないことから、潜在人数150人※1の酸素消費量は、成人の呼吸量（静座）※2時とし、空気ポンペにより加圧する12時間後も許容酸素濃度を上回らない条件とした。 必要な最低換気量は0.1 m³/minとなる。</p> <p>c. 建屋内二酸化炭素濃度抑制について（建屋体積は2,500 m³とする。） ・許容二酸化炭素濃度：1.0%以下（「鉱山保安法施行規則」を準拠した） ・算出条件：滞在人数150人※1の二酸化炭素吐き出し量は、計器監視等を行う程度の作業（極軽作業）※2時の量とし、空気ポンペにより加圧する12時間後も許容二酸化炭素濃度を上回らない条件とした。 必要な最低換気量は4.5 m³/minとなる。</p> <p>a.～c. より、空気ポンペの流量を7.5 m³/minとすれば、加圧、酸素濃度、二酸化炭素濃度を維持・抑制するための全ての条件を満たすことができる。また、流量を7.5 m³/minとしたとき、空気ポンペによる加圧時間12時間後の酸素濃度は20.2%、二酸化炭素濃度は0.8%となる。 ※1 事故時に必要な要員110人に余裕を見込んで150人とする ※2 「空気調和・衛生工学便覧」より</p> <p>d. 空気ポンペ配備数 ポンペ容量は、7.8 m³/本であるため、空気ポンペの必要本数は約720本程度となる。（7.5 m³/min×720min÷7.6 m³/本） 720本以上のポンペを配備し、ポンペ交換不要で12時間連続加圧が可能な設計とする。</p>	<p>b. 必要ポンペ本数 必要ポンペ本数としては、以下に示す「(a) 正圧維持に必要なポンペ本数」に必要となる415本以上確保する設計とする。</p> <p>(a) 正圧維持に必要なポンペ本数 緊急時対策所を10時間正圧化する必要最低限のポンペ本数は、緊急時対策所の設計漏えい量である282m³/h以上の空気ポンペ給気量290m³/hを考慮すると、ポンペ供給可能空気量である7.0m³/本から下記のとおり415本となる。現場に設置するポンペ本数については、メンテナンス予備を考慮し540本確保する設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポンペ初期充填圧力：19.6MPa (at 35℃) ・ポンペ内容積：46.7L ・圧力調整弁最低制御圧力：3.0MPa ・ポンペ供給可能空気量：7.0m³/本 (at-4.9℃) <p>以上より、必要ポンペ本数は下記のとおり415本以上となる。 290m³/h÷7.0 m³/本×10時間≒415本</p> <p>(b) 酸素濃度及び二酸化炭素濃度維持に必要なポンペ本数 緊急時対策所における緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）使用時の酸素濃度及び二酸化炭素濃度並びに空気ポンペ本数について評価を行った。緊急時対策所内への空気の流入はないものとし、ブルーム通過中に収容する人数83名による10時間後の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の変化は、許容酸素濃度18%以上及び許容二酸化炭素濃度1.0%以下を満足する結果となった。したがって、許容酸素濃度及び許容二酸化炭素濃度を維持するのに必要な空気ポンペ本数は正圧維持に必要な415本で十分となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在室人員：83名 ・加圧パウダリ内体積：2,811.6m³ ・空気流入はないものとする。 ・許容酸素濃度：18%以上（労働安全衛生規則） ・許容二酸化炭素濃度：1.0%以下 <p>（労働安全衛生規則の許容二酸化炭素濃度1.5%に余裕を見た値）</p>	<p>b. 必要ポンペ本数 必要ポンペ本数としては、以下に示す「(b) 酸素濃度及び二酸化炭素濃度維持に必要なポンペ本数」に必要となる緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に各177本以上確保する設計とする。</p> <p>(a) 正圧維持に必要なポンペ本数 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所を10時間正圧化する必要最低限のポンペ本数は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の漏えい量である77.85m³/h以上を考慮すると、ポンペ供給可能空気量である5.05m³/本から下記のとおり緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所各155本となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポンペ初期充填圧力：14.7MPa (at 35℃) ・ポンペ内容積：46.7L ・減圧弁最低制御圧力：1.0MPa ・ポンペ供給可能空気量：5.05m³/本 (at-19.0℃) <p>以上より、必要ポンペ本数は下記のとおり155本以上となる。 77.85m³/h÷5.05 m³/本×10時間≒155本</p> <p>(b) 酸素濃度及び二酸化炭素濃度維持に必要なポンペ本数 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所における空気供給装置（空気ポンペ）使用時の酸素濃度及び二酸化炭素濃度並びに空気ポンペ本数について評価を行った。緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内への空気の流入はないものとし、ブルーム通過中に収容する人数46名（緊急時対策所待機所人数）に、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の酸素濃度及び二酸化炭素濃度を10時間維持するのに必要なポンペ本数は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の二酸化炭素濃度基準に基づく必要換気量である89m³/h以上を考慮すると、ポンペ供給可能空気量である5.05m³/本から必要ポンペ本数は下記のとおり緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所各340本確保する設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在室人員：46名（緊急時対策所待機所人数） ・加圧パウダリ内体積：519m³ ・空気流入はないものとする。 ・許容酸素濃度：19%以上（鉱山保安法施行規則） ・許容二酸化炭素濃度：1.0%以下（鉱山保安法施行規則） 	<p>【大飯】 女川審査実績の反映</p> <p>【女川】設計の相違 ・女川はブルーム通過中の要員減を考慮しており、(a)正圧維持が支配的。 泊は緊急時対策所体積が小さい為(b)酸素濃度、二酸化炭素濃度が支配的。 【女川】設計の相違（相違理由①）</p> <p>【女川】設計の相違 ・正圧化に必要な流量、ポンペ容量、減圧弁及び使用環境（温度）による差異。</p> <p>【女川】設計の相違 ・女川は、正圧維持に必要なポンペ数で酸素濃度、二酸化炭素濃度維持に必要なポンペ数を賅えることを確認している。 泊は逆に酸素濃度、二酸化炭素濃度維持に必要なポンペ数が正圧維持に必要なポンペ数より多いことから本項でポンペ本数を算出している。 【女川】設計の相違（在室人数） ・緊急時対策所待機所の人数が緊急時対策所指揮所よりも多いことから46名のみで評価する。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>2.4.1 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）</p> <p>必要ポンペ本数としては、以下に示す「(a) ブルーム通過中に必要となるポンペ本数」に必要となる117本に加えて、「(b) 陽圧化切替時に必要な空気ポンペ本数」に必要となる6本を考慮し、合計で123本以上確保する設計とする。</p> <p>(a) ブルーム通過中に必要となるポンペ本数 高気密室を10時間陽圧化する必要最低限のポンペ本数は、陽圧化装置（空気ポンペ）運用時の必要換気量である64m³/h（6号及び7号炉要員：53[m³/h]、1～5号炉要員：9[m³/h]、及び保安検査官：2[m³/h]）に対するポンペ供給可能空気量5.50m³/本から下記の通り117本（6号及び7号炉要員：98本、1～5号炉対策要員：16本、保安検査官：3本）となる。</p> <p>2.4.2 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）</p> <p>b. 陽圧化装置（空気ポンペ）の必要本数 必要ポンペ本数としては、下記に示す「(a) ブルーム通過中に必要となるポンペ本数」に必要となる1706本に加えて、「(b) 陽圧化切替時に必要な空気ポンペ本数」に必要となる86本を考慮し、合計で1792本以上確保する設計とする。</p> <p>(a) ブルーム通過中に必要となるポンペ本数 待機場所を10時間陽圧化する必要最低限のポンペ本数は、陽圧化装置（空気ポンペ）運用時の必要換気量である938m³/hに対するポンペ供給可能空気量5.50m³/本から下記の通り1706本となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・酸素消費量：0.066m³/h/人 （「空気調和・衛生工学便覧」の作業強度分類の「歩行」の作業強度に対する酸素消費量） ・呼吸による二酸化炭素排出量：0.03m³/h/人 （「空気調和・衛生工学便覧」の労働強度別二酸化炭素吐出し量の「軽作業」の作業程度に対する二酸化炭素吐出し量の値） ・加圧開始時酸素濃度：20.40%（加圧バウンダリ内酸素濃度） ・加圧開始時二酸化炭素濃度：0.2760%（加圧バウンダリ内二酸化炭素濃度） ・空気ポンペ加圧時間：10時間 	<ul style="list-style-type: none"> ・酸素消費量：0.022m³/h/人 （「空気調和・衛生工学便覧」の作業強度分類の「静座」の作業強度に対する酸素消費量） ・呼吸による二酸化炭素排出量：0.022m³/h/人 （「空気調和・衛生工学便覧」の労働強度別二酸化炭素吐出し量の「極軽作業」の作業程度に対する二酸化炭素吐出し量の値） ・加圧開始時酸素濃度：20.68%（加圧バウンダリ内酸素濃度） ・加圧開始時二酸化炭素濃度：0.22%（加圧バウンダリ内二酸化炭素濃度） ・空気ポンペ加圧時間：10時間 <p style="text-align: center;">89m³/h ÷ 5.05 m³/本 × 10時間 ≒ 177本</p>	<p>【女川】設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・酸素、二酸化炭素の呼吸量、排出量に関しては「ポンペの加圧期間中は、準備を含む現場作業がないことから大飯同様「極軽作業」「静座」としている。 <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違）</p>

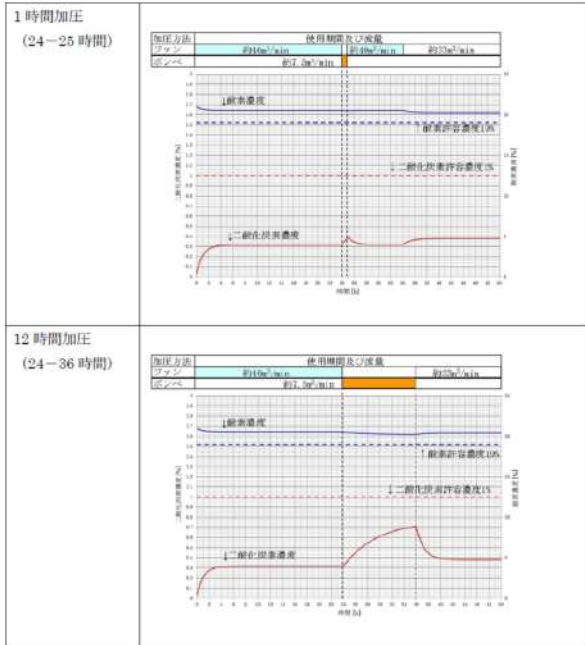
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉

(2) 換気設備等について、被ばく評価上の使用期間及び流量と酸素濃度及び二酸化炭素濃度との関係は図5-1の通りであり、この運用により酸素濃度、二酸化炭素濃度ともに許容濃度を満足することができる。

図5-1 緊急時対策所の酸素濃度及び二酸化炭素濃度変化



女川原子力発電所2号炉

10時間加圧の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の時間変化を図2.4-13に示す。酸素濃度の最小値及び二酸化炭素濃度の最大値は以下のとおりであり、いずれも許容値を満足している。

	酸素濃度 (%)	二酸化炭素濃度 (%)
加圧10時間後	19.54	0.6703

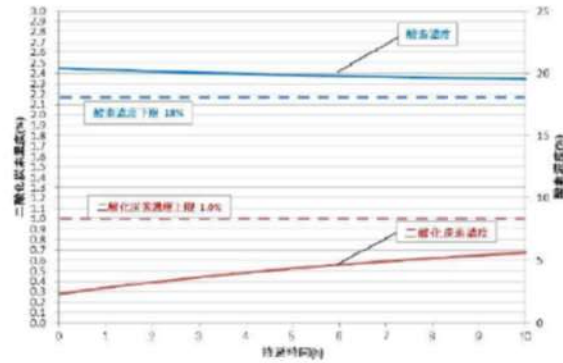


図2.4-13 加圧バウンダリ プルーフ放出期間中の酸素濃度及び二酸化炭素濃度変化

泊発電所3号炉

10時間加圧の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の時間変化を図2.4-9に示す。酸素濃度の最小値及び二酸化炭素濃度の最大値は以下のとおりであり、いずれも許容値を満足している。

	酸素濃度 (%)	二酸化炭素濃度 (%)
加圧10時間後	20.01	0.996

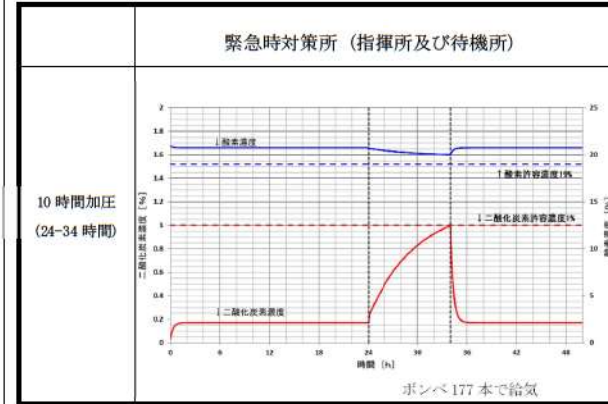


図2.4-9 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の酸素濃度及び二酸化炭素濃度変化

相違理由

【大飯】
 女川審査実績の反映

【女川】設計の相違
 ・加圧開始時酸素濃度、二酸化炭素濃度は緊急時対策所設計等により異なる。

【女川】記載表現の相違

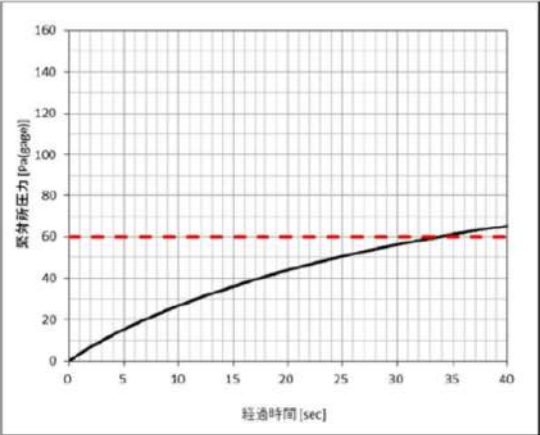
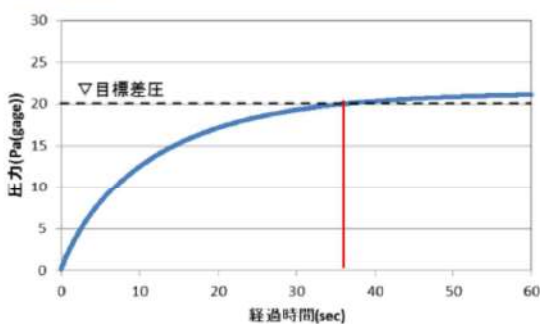
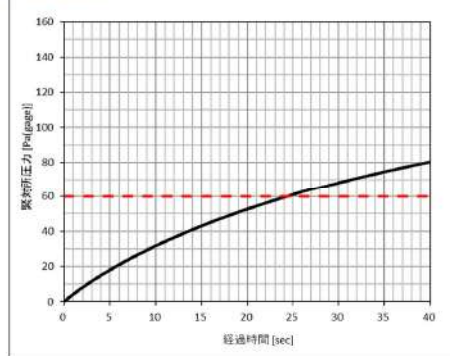
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																											
<p>(19) 緊急時対策所の正圧確立時間 緊急時対策所を空気ポンプで加圧した際に正圧達成までに要する時間を評価する。</p> <p>①評価モデル 緊急時対策所への空気の加圧の評価モデル及び評価式を以下に示す。</p> <div data-bbox="268 335 672 478"> </div> <p>緊急時対策所における基礎式を以下の通りとする。</p> $\frac{dn}{dt} = \frac{d}{dt} \left(\frac{PV}{RT} \right) = N1 - N2 \quad \dots \text{(基礎式)}$ <p>上記基礎式展開すると、単位時間当たりの室内圧力上昇率 ($P^{t+\Delta t}$) を求める算出式は以下の通りとなる。</p> $P^{t+\Delta t} = P^t + \Delta t \cdot \frac{RT}{V} \left\{ N1 - \frac{A \cdot \rho}{m} \sqrt{\frac{2(P^t - P(\text{大気}))}{\rho}} \right\} \quad \dots \text{(算出式)}$ <p>②評価条件</p> <table border="1" data-bbox="73 758 672 1005"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>記号</th> <th>単位</th> <th>値</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初期圧力</td> <td>P_0</td> <td>Pa(abr.)</td> <td>101325</td> <td></td> </tr> <tr> <td>容積</td> <td>V</td> <td>m^3</td> <td>3000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>温度</td> <td>T</td> <td>K</td> <td>298.15</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">流入量</td> <td rowspan="2">N1</td> <td>m^3/h</td> <td>449.8</td> <td>ポンプ本数から算出した平均流量</td> </tr> <tr> <td>mol/sec</td> <td>5.106</td> <td></td> </tr> <tr> <td>想定70%リーク量</td> <td>N2</td> <td>m^3/h</td> <td>450</td> <td>70%リーク率0.15回@100Pa</td> </tr> <tr> <td>リーク面積</td> <td>A</td> <td>m^2</td> <td>9.6e-3</td> <td>リーク相当</td> </tr> <tr> <td>正圧(60Pa)達成時間</td> <td>t</td> <td>sec</td> <td>33.9</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 正圧の基準は60Paを切上げて100Paにしているため60Paで正圧達成とした。</p>	項目	記号	単位	値	備考	初期圧力	P_0	Pa(abr.)	101325		容積	V	m^3	3000		温度	T	K	298.15		流入量	N1	m^3/h	449.8	ポンプ本数から算出した平均流量	mol/sec	5.106		想定70%リーク量	N2	m^3/h	450	70%リーク率0.15回@100Pa	リーク面積	A	m^2	9.6e-3	リーク相当	正圧(60Pa)達成時間	t	sec	33.9		<p>c. 正圧化確立時間評価 緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）により、緊急時対策所と隣接区画の差圧+20Paが確立するまでの時間を評価した結果、約37秒となる。</p> <p>(a) 評価モデル</p> <div data-bbox="716 303 1299 526"> </div> <p>図2.4-14 緊急時対策所加圧設備加圧バウンダリ正圧化モデル</p> <p>緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）により供給した空気が N_{in} [mol/s] のモル流量にて供給され、リーク面積 A [m²] の開口から N_{out} [mol/s] のモル流量にて流出し、空気の流入量と流出量のモル数差により加圧バウンダリ圧力 P^t が変化するモデルを考える。</p> <p>なお、加圧バウンダリからのリーク量は、加圧バウンダリ圧力 +20 [Pa] において加圧バウンダリ容積比 0.1 [回/h] する。</p> <p><その他評価条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給気空気温度 T : 20 [°C] ・ 空気密度 ρ : 1.204786 [kg/m³] ・ 空気のモル質量 m : 28.964 [g/mol] ・ 加圧空気量 : 290 [m³/h] ・ 気体定数 R : 8.314510 [J/K/mol] ・ 室容積 V : 2,811.58 [m³] (加圧バウンダリ内容積) <ul style="list-style-type: none"> ・ 大気圧 P (大気) : 101.325 [Pa] (標準大気圧) ・ リーク面積 A : 0.013554168 [m²] (20Paで0.1回/hとなる面積) ・ 室内風速 V1 : 0 [m³/s] (加圧バウンダリ内の空気の流れは十分遅いものとする。) 	<p>c. 正圧化確立時間評価 空気供給装置（空気ポンプ）により、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の差圧+60Paが確立するまでの時間を評価した結果、約24.5秒となる。</p> <p>(a) 評価モデル</p> <div data-bbox="1366 335 1904 430"> </div> <p>図2.4-10 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所加圧バウンダリ正圧化モデル</p> <p>空気供給装置（空気ポンプ）により供給した空気が $N1$ [mol/s] のモル流量にて供給され、リーク面積 A [m²] の開口から $N2$ [mol/s] のモル流量にて流出し、空気の流入量と流出量のモル数差により加圧バウンダリ圧力 P^t が変化するモデルを考える。</p> <p>なお、加圧バウンダリからのリーク量は、加圧バウンダリ圧力 +100 [Pa] において加圧バウンダリ容積比 0.15 [回/h] とする。</p> <p><その他評価条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給気空気温度 T : 25 [°C] ・ 空気密度 ρ : 1.184 [kg/m³] ・ 空気のモル質量 m : 28.964 [g/mol] ・ 加圧空気量 : 89 [m³/h] ・ 気体定数 R : 8.314510 [J/K/mol] ・ 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所各室容積 V : 519 [m³] (加圧バウンダリ内容積) ・ 大気圧 P (大気) : 101.325 [Pa] (標準大気圧) ・ リーク面積 A : 0.010167 [m²] (100Paで0.15回/hとなる面積) ・ 室内風速 V1 : 0 [m³/s] (加圧バウンダリ内の空気の流れは十分遅いものとする。) <p>なお、正圧の基準は60Paを切り上げて100Paとしているため60Paを目標圧力とした。</p>	<p>【大飯】 女川審査実績の反映</p> <p>【女川】設計の相違（相違理由①）</p> <p>【女川】設計の相違 ・維持すべき正圧は緊急時対策所設計等により異なる。</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】設計の相違 ・加圧空気量と室容積が異なるためリーク量が異なる。</p> <p>【女川】設計の相違 ・給気温度が異なるため空気密度が異なる。</p> <p>【女川】設計の相違 ・目標正圧の算出条件が女川と異なるため、同様の算出条件である大飯と同様のロジックで正圧基準を記載。</p>
項目	記号	単位	値	備考																																										
初期圧力	P_0	Pa(abr.)	101325																																											
容積	V	m^3	3000																																											
温度	T	K	298.15																																											
流入量	N1	m^3/h	449.8	ポンプ本数から算出した平均流量																																										
		mol/sec	5.106																																											
想定70%リーク量	N2	m^3/h	450	70%リーク率0.15回@100Pa																																										
リーク面積	A	m^2	9.6e-3	リーク相当																																										
正圧(60Pa)達成時間	t	sec	33.9																																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>③圧力の時間変化</p> 	<p>(b) 評価式 評価式は、気体の状態方程式及びベルヌーイの定理から微小時間後の加圧バウンダリ圧力を求める式を、以下のとおり導出した。</p> $P^{t+\Delta t} = P^t + \Delta t \times \frac{\kappa I}{V} \times (N_{in} - N_{out}) [Pa]$ <p>なお、上式における N_{in}、N_{out} は以下に表される。</p> $N_{in} = \frac{290[m^3/h] \times \rho[kg/m^3]}{m[g/mol]} = 3.35 [mol/s]$ $N_{out} = A \times \frac{\rho}{m} \times V_2 = A \times \frac{\rho}{m} \times \sqrt{\frac{2(P^t - P_{大気})}{\rho}} [mol/s]$ <p>(c) 評価結果</p>  <p>図2.14-15 緊急時対策所と隣接区画の差圧20Paの確立時間 評価結果</p> <p>緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）による緊急時対策所と隣接区画の差圧20Paが確立するまでの時間は約37秒となる。</p>	<p>(b) 評価式 評価式は、気体の状態方程式及びベルヌーイの定理から微小時間後の加圧バウンダリ圧力を求める式を以下のとおり導出した。</p> $P^{t+\Delta t} = P^t + \Delta t \times \frac{RT}{V} \times (N_1 - N_2) [Pa]$ <p>なお、上式における N_1、N_2 は以下に表される。</p> $N_1 = \frac{89 \times \rho}{m} [mol/s]$ $N_2 = A \times \frac{\rho}{m} \times V_2 = A \times \frac{\rho}{m} \times \sqrt{\frac{2(P^t - P_{大気})}{\rho}} [mol/s]$ <p>(c) 評価結果</p>  <p>図2.4-11 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の差圧60Paの確立時間 評価結果</p> <p>空気供給装置（空気ポンプ）による緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の正圧化確立時間（60Paが確立するまでの時間）は約24.5秒となる。</p>	<p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】設計の相違（相違理由①）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
<p>(10) 換気設備等の運用について</p> <table border="1" data-bbox="78 343 683 1468"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所立ち上げ時</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 「可搬型空気浄化装置」を接続・起動し、微粒子フィルタ、よう素フィルタで浄化した空気を緊急時対策所に取り込み換気する。 「空気供給装置（空気ポンベ）」の系統構成を行う。 「緊急時対策所外可搬型エアモニタ」、「緊急時対策所内可搬型エアモニタ」を設置し、起動する。 </td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器破損（ブルーム放出）のおそれ</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> パラメータの監視強化及び「空気供給装置（空気ポンベ）」の操作準備 </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 固定モニタリング設備、可搬式モニタリングポストのうち複数台が0.1mSv/h以上 緊急時対策所外可搬型エアモニタの指示値が上昇傾向 プラント状況（炉心損傷等） <ul style="list-style-type: none"> 炉心温度：350℃以上 格納容器高レンジエアモニタ：1×10⁵mSv/h以上 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	時期	内容	緊急時対策所立ち上げ時	<ul style="list-style-type: none"> 「可搬型空気浄化装置」を接続・起動し、微粒子フィルタ、よう素フィルタで浄化した空気を緊急時対策所に取り込み換気する。 「空気供給装置（空気ポンベ）」の系統構成を行う。 「緊急時対策所外可搬型エアモニタ」、「緊急時対策所内可搬型エアモニタ」を設置し、起動する。 	原子炉格納容器破損（ブルーム放出）のおそれ	<ul style="list-style-type: none"> パラメータの監視強化及び「空気供給装置（空気ポンベ）」の操作準備 	<ul style="list-style-type: none"> 固定モニタリング設備、可搬式モニタリングポストのうち複数台が0.1mSv/h以上 緊急時対策所外可搬型エアモニタの指示値が上昇傾向 プラント状況（炉心損傷等） <ul style="list-style-type: none"> 炉心温度：350℃以上 格納容器高レンジエアモニタ：1×10⁵mSv/h以上 			<p>(6) 換気設備等の運用について</p> <p>a. 緊急時対策所換気空調設備等の運用</p> <p>緊急時対策所立ち上げ時から希ガス通過までの緊急時対策所換気空調設備等の運用は表2.4-4及び図2.4-12のとおりである。</p> <p>表2.4-4 緊急時対策所換気空調設備等の運用</p> <table border="1" data-bbox="1332 343 1937 1468"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所立ち上げ時</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 「可搬型空気浄化装置」を接続後起動し、微粒子フィルタ、よう素フィルタで浄化した空気を緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に取り込み換気する。 「空気供給装置」の系統構成を行う。 「可搬型モニタリングポスト」及び「可搬型気象観測設備」を設置し、起動する。 「緊急時対策所可搬型エアモニタ」を設置し、起動する。 </td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器破損（ブルーム放出）のおそれ</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> パラメータの監視強化及び「空気供給装置」の操作準備 </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> モニタリングポスト、モニタリングステーション、3号炉原子炉格納施設を囲むように設置する可搬型モニタリングポスト、緊急時対策所付近に設置する可搬型モニタリングポストのうちいずれかが0.01mGy/h以上 プラント状況（炉心損傷等） <ul style="list-style-type: none"> 炉心温度：350℃以上 格納容器内高レンジエアモニタ：1×10⁵mSv/h以上 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	時期	内容	緊急時対策所立ち上げ時	<ul style="list-style-type: none"> 「可搬型空気浄化装置」を接続後起動し、微粒子フィルタ、よう素フィルタで浄化した空気を緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に取り込み換気する。 「空気供給装置」の系統構成を行う。 「可搬型モニタリングポスト」及び「可搬型気象観測設備」を設置し、起動する。 「緊急時対策所可搬型エアモニタ」を設置し、起動する。 	原子炉格納容器破損（ブルーム放出）のおそれ	<ul style="list-style-type: none"> パラメータの監視強化及び「空気供給装置」の操作準備 	<ul style="list-style-type: none"> モニタリングポスト、モニタリングステーション、3号炉原子炉格納施設を囲むように設置する可搬型モニタリングポスト、緊急時対策所付近に設置する可搬型モニタリングポストのうちいずれかが0.01mGy/h以上 プラント状況（炉心損傷等） <ul style="list-style-type: none"> 炉心温度：350℃以上 格納容器内高レンジエアモニタ：1×10⁵mSv/h以上 		<p>【女川】記載充実（大飯実績反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】設計の相違</p> <p>泊の緊急時対策所は、可搬型モニタリングポストに加え、緊急時対策所付近の風向等を把握する目的で可搬型気象観測設備を設置する。</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>泊はモニタリング設備の具体的な名称と可搬型モニタリングポストの設置場所を記載している。</p> <p>【大飯】設計の相違</p> <p>加圧準備基準を大飯は複数台のモニタリング設備がバックグラウンドより十分に高い0.1mSv/h以上となった場合と設定しているのに対し、泊は炉心損傷後の3号炉原子炉格納容器からの直接ガンマ線及びスカイシャイン線で線量率が上昇するモニタリング設備のうち最も線量率が低いものよりも低い0.01mGy/h以上に、いずれかのモニタリング設備の指示値が達した場合と設定している相違があるが、炉心損傷後の直接ガンマ線及びスカイシャイン線による線量率を速やかに判断できることに相違なし。</p>
時期	内容																		
緊急時対策所立ち上げ時	<ul style="list-style-type: none"> 「可搬型空気浄化装置」を接続・起動し、微粒子フィルタ、よう素フィルタで浄化した空気を緊急時対策所に取り込み換気する。 「空気供給装置（空気ポンベ）」の系統構成を行う。 「緊急時対策所外可搬型エアモニタ」、「緊急時対策所内可搬型エアモニタ」を設置し、起動する。 																		
原子炉格納容器破損（ブルーム放出）のおそれ	<ul style="list-style-type: none"> パラメータの監視強化及び「空気供給装置（空気ポンベ）」の操作準備 																		
<ul style="list-style-type: none"> 固定モニタリング設備、可搬式モニタリングポストのうち複数台が0.1mSv/h以上 緊急時対策所外可搬型エアモニタの指示値が上昇傾向 プラント状況（炉心損傷等） <ul style="list-style-type: none"> 炉心温度：350℃以上 格納容器高レンジエアモニタ：1×10⁵mSv/h以上 																			
時期	内容																		
緊急時対策所立ち上げ時	<ul style="list-style-type: none"> 「可搬型空気浄化装置」を接続後起動し、微粒子フィルタ、よう素フィルタで浄化した空気を緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に取り込み換気する。 「空気供給装置」の系統構成を行う。 「可搬型モニタリングポスト」及び「可搬型気象観測設備」を設置し、起動する。 「緊急時対策所可搬型エアモニタ」を設置し、起動する。 																		
原子炉格納容器破損（ブルーム放出）のおそれ	<ul style="list-style-type: none"> パラメータの監視強化及び「空気供給装置」の操作準備 																		
<ul style="list-style-type: none"> モニタリングポスト、モニタリングステーション、3号炉原子炉格納施設を囲むように設置する可搬型モニタリングポスト、緊急時対策所付近に設置する可搬型モニタリングポストのうちいずれかが0.01mGy/h以上 プラント状況（炉心損傷等） <ul style="list-style-type: none"> 炉心温度：350℃以上 格納容器内高レンジエアモニタ：1×10⁵mSv/h以上 																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>ブルーム（希ガス）接近 ・格納容器圧力の急減下 ・緊急時対策所外可搬型エリアモニタの指示が0.1mSv/h以上となった場合</p> <p>・原子炉格納容器が破損し、緊急時対策所の周辺に希ガスを含むブルームが流れてきた場合には、緊急時対策所の換気を「可搬型空気浄化装置」による換気から、「空気供給装置（空気ポンプ）」による加圧へ切り替える。</p> <p>・緊急時対策所内エリアモニタの指示が0.5mSv/h以上となった場合</p>		<p>ブルーム（希ガス）接近 ・原子炉格納容器圧力の急減下で、 ・モニタリングポスト、モニタリングステーション、3号炉原子炉格納施設を囲むように設置する可搬型モニタリングポスト、緊急時対策所付近に設置する可搬型モニタリングポストのうちいずれかがの指示値が30mGy/h以上となった場合</p> <p>・緊急時対策所可搬型エリアモニタの指示値が0.1mSv/h以上となった場合</p>	<p>【女川】記載充実（大阪実績反映）</p> <p>【大阪】設計の相違 加圧基準を大阪は緊急時対策所用可搬型モニタリングポストの指示値が上昇傾向又は緊急時対策所外可搬型エリアモニタの指示値が0.1mSv/h以上として設定しているのに対し、泊は炉心損傷後の3号炉原子炉格納容器からの直接ガンマ線及びスカイシャイン線による線量率の上昇をブルーム放出と誤判断しないように、この直接ガンマ線及びスカイシャイン線で線量率が上昇するモニタリング設備のうち最も線量率が高いものよりも高い30mGy/h以上に、いずれからのモニタリング設備の指示値が達した場合として設定している相違があるが、ブルーム放出を速やかに判断できることに相違なし。</p> <p>【大阪】設計の相違 大阪は緊急時対策所内可搬型エリアモニタの指示値が0.5mSv/h以上と設定しているのに対し、泊は女川と同様に緊急時対策所可搬型エリアモニタの指示値が0.1mSv/h以上と設定している相違があるが、緊急時対策所内にブルームが流入した場合の加圧判断基準を設けていることに相違なし。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>希ガス通過後</p> <ul style="list-style-type: none"> 格納容器圧力が低下安定 固定モニタポスト又は可搬式モニタリングポスト指示値が低下安定 緊急時対策所外可搬型エリアモニタ指示値が低下安定 <p>・よう素やセシウム等 비해放出されやすい希ガスの放出が終息する時期（空気ポンペ加圧開始後1時間後）を目的に、格納容器圧力や緊急時対策所外可搬型エリアモニタの指示値が低下安定している条件で、「可搬型空気浄化装置」からの換気に切替える。</p>		<p>希ガス通過後</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器圧力が低下安定 ・よう素やセシウム等 비해放出されやすい希ガスの放出が終息する時期（空気ポンペ加圧開始1時間後）を目的に、原子炉格納容器圧力や緊急時対策所付近に設置する可搬型モニタリングポストの指示値が低下安定又は0.5mGy/hを下回り安定 <p>・よう素やセシウム等 비해放出されやすい希ガスの放出が終息する時期（空気ポンペ加圧開始1時間後）を目的に、原子炉格納容器圧力や緊急時対策所付近に設置する可搬型モニタリングポストの指示値が低下安定又は0.5mGy/hを下回り安定</p>	<p>【女川】記載充実（大飯実績反映）</p> <p>【大飯】設計の相違</p> <p>大飯は加圧から可搬型空気浄化装置に切替える基準を定性的に定めているのに対し、泊は女川審査実績を踏まえ定量的な基準に加え、ブルーム放出後の放射性物質の土壌沈着により環境線量率がこの定量基準を常時上回る場合も考慮して、大飯と同様に定性的な基準も定めている相違があるが、屋外の線量率が低下して安定したら可搬型空気浄化装置に切替える運用に相違なし。</p>												
<p>換気設備等の運用イメージ</p> <p>評価条件</p> <table border="1"> <tr> <td>原子炉格納容器圧力</td> <td>低下</td> <td>低下</td> <td>低下</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所外可搬型モニタ指示値</td> <td>低下</td> <td>低下</td> <td>低下</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所外可搬型エリアモニタ指示値</td> <td>低下</td> <td>低下</td> <td>低下</td> </tr> </table> <p>【備考】¹CO₂濃度計測上のポンペ加圧時間</p> <p>防衛措置イメージ</p> <p>ブルーム通過開始直後</p> <p>外気 ↓ 可搬型空気浄化装置 ↓ 緊急時対策所</p> <p>ブルーム通過中</p> <p>外気 ↓ 可搬型空気浄化装置 ↓ 緊急時対策所</p> <p>ブルーム通過後</p> <p>外気 ↓ 可搬型空気浄化装置 ↓ 緊急時対策所</p> <p>①ポンペで強制加圧し、正圧に維持する。 ②可搬型空気浄化装置で浄化した空気を9時間送風し、正圧に維持する。 ③可搬型空気浄化装置で送風し、正圧を維持する。（換気）</p>	原子炉格納容器圧力	低下	低下	低下	緊急時対策所外可搬型モニタ指示値	低下	低下	低下	緊急時対策所外可搬型エリアモニタ指示値	低下	低下	低下		<p>緊急時対策所の空調設備の運用は、「緊急時対策所併用格納容器加圧上層」、「緊急時対策所併用換気上層」の組合せとなる。</p> <p>図2.4-12 緊急時対策所換気空調設備等のイメージ図</p>	<p>【大飯】記載表現の相違</p>
原子炉格納容器圧力	低下	低下	低下												
緊急時対策所外可搬型モニタ指示値	低下	低下	低下												
緊急時対策所外可搬型エリアモニタ指示値	低下	低下	低下												
		<p>b. 可搬型空気浄化装置停止に係る操作等と被ばく影響との関係（イメージ）</p> <p>図2.4-13のとおり、モニタリングポスト、モニタリングステーション、3号炉原子炉格納施設を囲むように設置する可搬型モニタリングポスト、緊急時対策所付近に設置する可搬型モニタリングポスト又は緊急時対策所可搬型エリアモニタの指示値の上昇をもって可搬型空気浄化装置から空気供給装置による加圧に切り替えることで放射性物質の侵入防止が可能であり、被ばくを防止することができる。</p> <p>①モニタリングポスト、モニタリングステーション、可搬型モニタリングポストが上昇（0.1mSv/h以上）又は緊急時対策所可搬型エリアモニタが上昇（0.1mSv/h以上）</p> <p>②手動ダンパ閉止</p> <p>③可搬型空気浄化装置を停止</p> <p>④手動ダンパ閉止</p> <p>⑤可搬型空気浄化装置停止</p> <p>⑥可搬型空気浄化装置停止</p> <p>⑦可搬型空気浄化装置停止</p> <p>⑧可搬型空気浄化装置停止</p> <p>⑨可搬型空気浄化装置停止</p> <p>⑩可搬型空気浄化装置停止</p> <p>⑪可搬型空気浄化装置停止</p> <p>⑫可搬型空気浄化装置停止</p> <p>⑬可搬型空気浄化装置停止</p> <p>⑭可搬型空気浄化装置停止</p> <p>⑮可搬型空気浄化装置停止</p> <p>⑯可搬型空気浄化装置停止</p> <p>⑰可搬型空気浄化装置停止</p> <p>⑱可搬型空気浄化装置停止</p> <p>⑲可搬型空気浄化装置停止</p> <p>⑳可搬型空気浄化装置停止</p> <p>㉑可搬型空気浄化装置停止</p> <p>㉒可搬型空気浄化装置停止</p> <p>㉓可搬型空気浄化装置停止</p> <p>㉔可搬型空気浄化装置停止</p> <p>㉕可搬型空気浄化装置停止</p> <p>㉖可搬型空気浄化装置停止</p> <p>㉗可搬型空気浄化装置停止</p> <p>㉘可搬型空気浄化装置停止</p> <p>㉙可搬型空気浄化装置停止</p> <p>㉚可搬型空気浄化装置停止</p> <p>㉛可搬型空気浄化装置停止</p> <p>㉜可搬型空気浄化装置停止</p> <p>㉝可搬型空気浄化装置停止</p> <p>㉞可搬型空気浄化装置停止</p> <p>㉟可搬型空気浄化装置停止</p> <p>㊱可搬型空気浄化装置停止</p> <p>㊲可搬型空気浄化装置停止</p> <p>㊳可搬型空気浄化装置停止</p> <p>㊴可搬型空気浄化装置停止</p> <p>㊵可搬型空気浄化装置停止</p> <p>㊶可搬型空気浄化装置停止</p> <p>㊷可搬型空気浄化装置停止</p> <p>㊸可搬型空気浄化装置停止</p> <p>㊹可搬型空気浄化装置停止</p> <p>㊺可搬型空気浄化装置停止</p> <p>㊻可搬型空気浄化装置停止</p> <p>㊼可搬型空気浄化装置停止</p> <p>㊽可搬型空気浄化装置停止</p> <p>㊾可搬型空気浄化装置停止</p> <p>㊿可搬型空気浄化装置停止</p>	<p>【女川】【大飯】記載充実</p>												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉

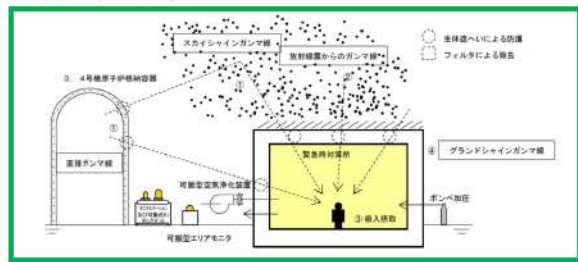
(11) 換気設備の操作に係る判断等について

- a. 緊急時対策所各班は、換気設備の操作の判断に必要な以下の情報を確認・監視する。
 - ・発電所の状況に係る情報（格納容器圧力など）
 - ・発電所内外の放射線等情報（モニタリングポストなど）
- b. 各機能班は、本部長（所長）へ状況等の報告を行う。
- c. 本部長（所長）は、原子炉主任技術者の助言等を受け、各種情報を総合的に勘案し、換気設備の運用に係る判断を行う。

緊急時対策所に係る操作等の判断基準			
No	操作等	状況	監視パラメータ
1	空気ポンプ加压に係る準備（操作要員配置やパラメータの監視強化）	<ul style="list-style-type: none"> ・炉心損傷が発生し、放射性物質が大気へ放出される可能性がある場合 ・炉心損傷以前に原子炉格納容器が損傷、又はその可能性がある場合 	<ul style="list-style-type: none"> ①固定モニタリング設備、可搬式モニタリングポスト ②原子炉格納容器損傷に係る監視・中央制御室からの連絡 ・緊急時対策所におけるアラート監視
2	緊急時対策所の換気を「可搬型空気浄化装置」から「空気ポンプ」による加压に切替え	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉格納容器が破損し、緊急時対策所の方向にブルームが流れてくるとともに、放射性物質が可搬型空気浄化装置に到達した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ①緊急時対策所外可搬型エアモニタ ②緊急時対策所内可搬型エアモニタ
3	緊急時対策所の換気を「空気ポンプ」による加压から「可搬型空気浄化装置」に切替え	<ul style="list-style-type: none"> ・破損した原子炉格納容器から希ガスの放出が終息 ・風向の変化 	<ul style="list-style-type: none"> ①固定モニタリング設備、可搬式モニタリングポスト、緊急時対策所外可搬型エアモニタ ②緊急時対策所外可搬型エアモニタ ③風向
4	緊急時対策所を出て、屋外活動を再開する準備	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉格納容器の圧力が低下して安定し、モニタリングポストの線量率が屋外作業可能なレベルまで低下 	<ul style="list-style-type: none"> ①原子炉格納容器圧力等 ②固定モニタリング設備、可搬式モニタリングポスト ③緊急時対策所外可搬型エアモニタ

(12) 判断に係る監視パラメータと設備について（イメージ）

以下の設備により、必要なパラメータを監視することで、ブルーム通過時における換気設備の操作（空気供給装置による加压等）を行うことができる。



女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

(7) 換気設備の操作に係る判断等について

- a. 緊急時対策所各班は、換気設備の操作の判断に必要な以下の情報を確認及び監視する。
 - ・発電所の状況に係る情報（原子炉格納容器圧力等）
 - ・発電所内外の放射線等の情報（モニタリングポスト等）
- b. 各班は、発電所対策本部長（所長）へ状況等の報告を行う。
- c. 発電所対策本部長（所長）は、原子炉主任技術者の助言等を受け、各種情報を総合的に勘案し、換気設備の運用に係る判断を行う。

表2.4-5 緊急時対策所に係る操作等の判断基準

No	操作等	状況	監視パラメータ	判断基準
1	空気供給装置加压に係る準備（操作要員の配置やパラメータの監視強化）	<ul style="list-style-type: none"> ・炉心損傷が発生し、放射性物質が大気へ放出される可能性がある場合 ・炉心損傷以前に原子炉格納容器が破損、又はその可能性がある場合 	<ul style="list-style-type: none"> ①モニタリングポスト、モニタリングステーション、可搬式モニタリングポスト ②原子炉格納容器損傷に係る監視・中央制御室からの連絡 ・炉心温度：350℃以上 ・格納容器内高レンジエアモニタ：1×10^5 nSv/h以上 ・緊急時対策所におけるプランクトン監視 	<ul style="list-style-type: none"> ・0.01 mSv/h以上 ・原子炉格納容器破損又はその可能性
2	緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所持機所の換気を「可搬型空気浄化装置」から「空気ポンプ」による加压に切替え	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉格納容器が破損し、緊急時対策所の周辺にブルームが流れてくると共に、緊急時対策所内に可搬型空気浄化装置で除去できない希ガスが放出された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ①モニタリングポスト、モニタリングステーション、可搬式モニタリングポスト ②緊急時対策所可搬型エアモニタ 	<ul style="list-style-type: none"> ・30 mSv/h以上 ・0.1 nSv/h以上
3	緊急時対策所の換気を「空気ポンプ」による加压から「可搬型空気浄化装置」に切替え	<ul style="list-style-type: none"> ・破損した原子炉格納容器から希ガスの放出が終息 ・風向の変化 	<ul style="list-style-type: none"> ①可搬式モニタリングポスト ②可搬式モニタリングポスト ③可搬型気象観測装置 	<ul style="list-style-type: none"> ・指示値が希ガス放出時に比べ急激に低下し安定又は0.5mSv/h以下で安定した場合 ・緊急時対策所の方向にブルームが来ない場合
4	緊急時対策所を出て、屋外活動を再開する準備	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉格納容器の圧力が低下して安定し、モニタリングポストの線量率が屋外作業可能なレベルまで低下 	<ul style="list-style-type: none"> ①原子炉格納容器圧力等 ②モニタリングポスト、モニタリングステーション、可搬式モニタリングポスト、サーベイメータ 	<ul style="list-style-type: none"> ・安定 ・放射線測定結果により判断

【女川】記載充実（大飯実績反映）

【大飯】記載表現の相違

【大飯】設計の相違
 比較表「表2.4-4 緊急時対策所換気空調設備等の運用」の相違理由と同様である。

(8) 判断に係る監視パラメータと設備について（イメージ）

以下の設備により、必要なパラメータを監視することで、ブルーム通過時における緊急時対策所換気空調設備の操作（空気供給装置による加压等）を行うことができる。

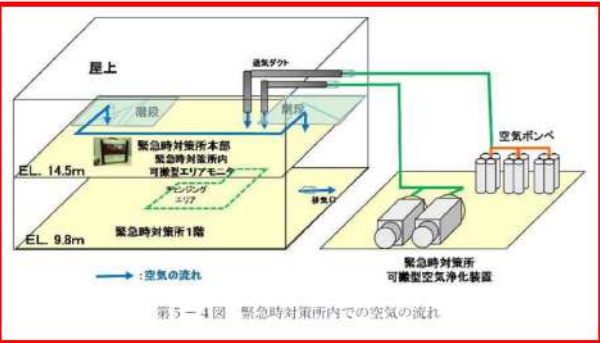


図2.4-14 パラメータ監視設備運用イメージ図

【大飯】記載表現の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(18) 緊急時対策所内可搬型エリアモニタの測定ポイントの考え方について</p> <p>緊急時対策所内可搬型エリアモニタの設置目的は、室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定するため設置する。</p> <p>希ガス等の放射性物質が接近した場合、空気供給装置により緊急時対策所内へ加圧する空気又は加圧時以外の可搬型空気浄化装置により取り込まれた外気は、下図のとおり送気ダクトを通り、2階の緊急時対策所本部に送り込まれ、階段から1階のチェンジングエリア及び資機材置場等へ送られ、排気口より屋外に排気される。</p> <p>要員は2階の緊急時対策所本部に収容することができ、本部にて事故対応を実施する。</p> <p>ただし、資機材置き場や休憩スペースは1階に設けており、要員は1階に移動することもあるが、空気供給装置使用時、可搬型空気浄化装置使用時に係らず、緊急時対策所内部は加圧状態にあり、2階の緊急時対策所本部にある送気口から、1階の排気口への空気の流れが形成される。</p> <p>以上のことから、緊急時対策所内可搬型エリアモニタによる放射性物質を含む外気の侵入を確実に判断するため、2階の緊急時対策所本部に設置する。なお、大飯3、4号機申請時の緊急時対策所は、1、2号機原子炉制御建屋内に指揮所及び待機場所を別々に設置し、それぞれ外気を取り込むことから各1台（合計2台）を設置するが、独立した緊急時対策所は指揮所及び待機場所を区別しないことから、1台で判断が可能である。</p> <p>また、要員の被ばく管理及び緊急時対策所内の汚染管理の観点より、2階の緊急時対策所本部、1階のチェンジングエリア、資機材置き場、休憩スペースを含む緊急時対策所全域の放射線量、表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度を定期的（1回/日以上）に測定し、放射線環境に異常がないことを確認する。</p>  <p>第5-4図 緊急時対策所内での空気の流れ</p>			<p>【大飯】設計の相違</p> <p>大飯は緊急時対策所が2階層で構成されていることから、緊急時対策所内可搬型エリアモニタの設置場所は、2階の緊急時対策所本部のみに1台設置することの妥当性を説明しているが、泊は緊急時対策所が平屋の1階層であり、緊急時対策所可搬型エリアモニタの設置階層が自明のため補足説明がない。</p>

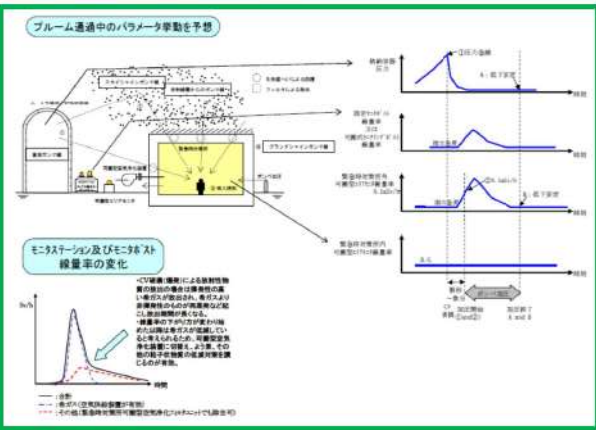
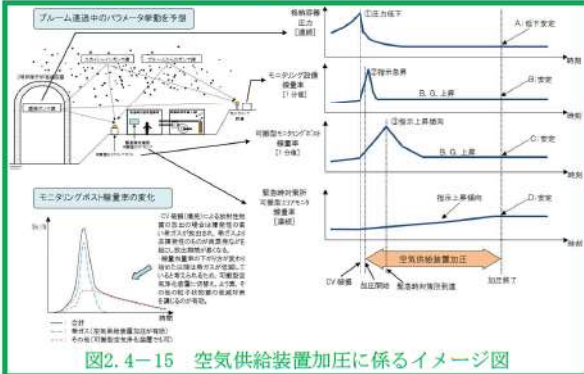
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(14) 空気ポンペ加圧に係る判断基準の検討について</p> <p>○判断基準に係る検討</p> <p>ブルーム放出後における緊急時対策所内の空気ポンペ加圧等の希ガス侵入防止対応は、要員の被ばくに影響するため、素早い判断と操作が必要となる。</p> <p>緊急時対策所は屋外にあり、このような状況では、緊急時対策所の放射線防護上の希ガス対策としては、ポンペ加圧の必要性が高い大規模な格納容器破損による大量の希ガス放出を検知することが重要である。</p> <p>また、可搬型空気浄化装置の空気取入れ口から緊急時対策所に空気が供給されるまで時間差があることを利用すれば、屋外に設置した緊急時対策所外可搬型エリアモニタの指示の上昇をとらえて空気ポンペで加圧すれば、放射性物質の侵入を防ぐこともできる。</p> <p>このような観点から、空気ポンペ加圧に係る判断基準を検討する。</p> <p>○判断に係わる各パラメータ</p> <p>① 格納容器圧力：</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模な放射性物質の放出を検知し、早めに加圧するため、格納容器圧力の急減事象を判断材料の一つとする。 <p>② 気象観測装置 風向：</p> <ul style="list-style-type: none"> ブルームの方向が緊急時対策所方面か否か、ポンペ加圧を中断してよいかどうかの判断材料として有効である。 <p>③ 緊急時対策所外可搬型エリアモニタ</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所の直近の屋外のモニタリング設備で、緊急時対策所に接近するブルームを検出する指標としては最も効果的なものである。 緊急時対策所に空気を供給する取入れ口の付近の放射性物質の濃度を直接的に測定しており、緊急時対策所に放射性物質を侵入させない最終的な判断材料となる。 小規模な格納容器破損による少量の放射性物質の放出は、緊急時対策所に到達するまでに濃度が低減することが考えられるため、緊急時対策所外可搬型エリアモニタによる検知が有効である。 		<p>(9) 空気供給装置加圧に係る判断基準の検討について</p> <p>a. 判断基準に係る検討</p> <p>ブルーム放出後における緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内の空気供給装置加圧等の希ガス侵入防止対応は、要員の被ばくに影響するため、素早い判断と操作が必要となる。</p> <p>緊急時対策所は屋外にあり、このような状況では、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の放射線防護上の希ガス対策としては、空気供給装置加圧の必要性が高い大規模な原子炉格納容器破損による大量の希ガス放出を検知することが重要である。</p> <p>また、可搬型空気浄化装置の空気取入れ口から緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に空気が供給されるまで時間差があることを利用すれば、緊急時対策所付近に設置した可搬型モニタリングポストの指示の上昇をとらえて空気供給装置で加圧すれば、放射性物質の侵入を防ぐこともできる。</p> <p>加圧に係る判断は、様々な指標を確認し、検討するといった時間的猶予が少ないことから、計測可能でありシンプルかつ明確な判断基準とする必要がある。</p> <p>これらを踏まえ、加圧判断基準の主たるパラメータをモニタリングポスト、モニタリングステーション、3号炉原子炉格納施設を囲むように設置する可搬型モニタリングポスト、緊急時対策所付近に設置する可搬型モニタリングポスト及び緊急時対策所可搬型エリアモニタとし、空気供給装置加圧に係る判断基準を検討する。</p> <p>b. 判断に係る各パラメータ</p> <p>① 原子炉格納容器圧力</p> <p>大規模な放射性物質の放出を検知し、早めに加圧するため、格納容器圧力の急減事象を判断材料の一つとする。</p> <p>② 緊急時対策所付近に設置する可搬型気象観測設備（風向）</p> <p>ブルームの方向が緊急時対策所方向か否か、空気供給装置加圧を中断してよいかどうかの判断材料として有効である。</p> <p>③ 緊急時対策所付近に設置する可搬型モニタリングポスト</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所の直近の屋外のモニタリング設備で、緊急時対策所に接近するブルームを検出する指標としては最も効果的なものである。 緊急時対策所に空気を供給する取入れ口の付近の放射性物質の濃度を直接的に測定しており、緊急時対策所に放射性物質を侵入させない最終的な判断材料となる。 小規模な原子炉格納容器破損による少量の放射性物質の放出は、緊急時対策所に到達するまでに濃度が低減することが考えられるため、可搬型モニタリングポストによる検知が有効である。 	<p>【女川】 記載充実（大飯実績反映）</p> <p>【大飯】設置場所の相違 【大飯】設備の相違 【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載内容の相違 ・泊は複数のモニタリング設備を用いて加圧判断する旨を記載。</p> <p>【大飯】設計の相違 泊は緊急時対策所付近に可搬型気象観測設備を設置し風向確認を行う。</p> <p>【大飯】設備の相違</p>

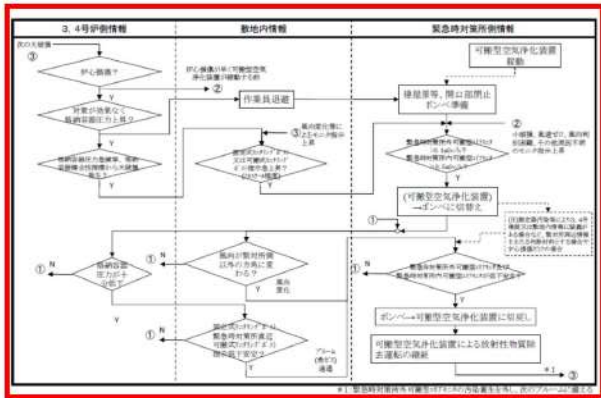
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>④ 緊急時対策所内可搬型エアモナ</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所外可搬型エアモナによる検知や判断が遅れた場合等、希ガス等の侵入防止を行うための最終的な指標として設定する。 <p>○判断基準に関わるイメージ図</p>  <p>○加圧判断フロー</p> <p>【前提条件：事故進展中、緊急時対策所内の体制確立済、緊急時対策所外可搬型エアモナ設置済】</p>		<p>④ モニタリングポスト、モニタリングステーション、3号炉原子炉格納施設を囲むように設置する可搬型モニタリングポスト</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所の屋外のモニタリング設備で、原子炉格納容器を囲むように設置していることから緊急時対策所に接近するブルームを検出する指標として有効である。 必ずしも風下軸上に緊急時対策所が位置するとは限らないため指示値が上昇傾向でピークとなる前が早めの空気供給装置加圧のタイミングとして適当である。 <p>⑤ 緊急時対策所可搬型エアモナ</p> <p>緊急時対策所付近に設置する可搬型モニタリングポストによる検知や判断が遅れた場合等、希ガス等の侵入防止を行うための最終的な指標として設定する。</p> <p>c. 判断基準に係るイメージ図</p>  <p>図2.4-15 空気供給装置加圧に係るイメージ図</p> <p>d. 加圧判断フロー</p> <p>【前提条件：事故進展中、緊急時対策所内の体制確立済、可搬型モニタリングポスト設置済】</p>	<p>【女川】記載充実（大飯実績反映）</p> <p>【大飯】設計の相違 加圧判断する屋外のモニタリング設備は、大飯は緊急時対策所外可搬型エアモナ1台のみであるのに対し、泊は複数台のモニタリング設備を用いる相違があるが、両社ともに緊急時対策所方面へのブルームを検出できることに相違なし。</p> <p>【大飯】設備の相違</p> <p>記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉



女川原子力発電所2号炉

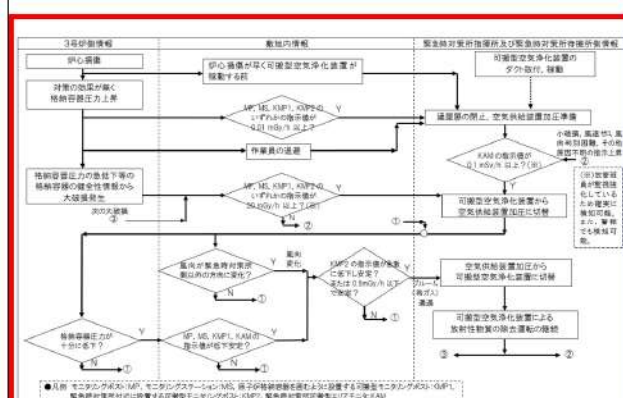


図2.4-16 緊急時対策所換気空調設備の運用基本フロー

○状況フローと監視パラメータ及びその判断基準

以下のパラメータを監視し、緊急時対策所外の状況及び緊急時対策所における各種操作を判断する。

状況フロー(例)	ファクトリ状況 (CVR力等)	緊急指標 (風向・風速等)	運転室内の可視化状況	緊急時対策所外の可視化状況	緊急時対策所内の可視化状況
炉心監視	状況把握	状況把握	△ BG把握	△ BG把握	△ 状況把握
炉内放射線+上昇	炉心状況等確認	状況把握	△ 0.1mSv/h以上	△ BG把握	△ 状況把握
プールの放出	CVR力急減等	風向監視	変化監視	監視強化	監視強化
緊急時対策所内への移動	(継続)	アラーム方向の備蓄	○	監視強化	監視強化
基本判定	(継続)	—	—	0.1mSv/h以上	0.5mSv/h以上
空気ポンプの運転	(放射線物質入庫に空気が圧入するため、緊急時対策所内での放射線に变化なし)	—	—	—	—
ポンプの運転	—	状況把握	△ 放射線等分低圧	監視強化	監視強化
ポンプ→アラーム発生	—	風向変化	—	低下安定	低下安定
ポンプ→アラーム発生	CVR力低下安定	—	低下安定	低下安定	低下安定
放射線監視	状況把握	状況把握	作業管理用環境線量として監視	—	—

○：判断の主たるパラメータ、△：判断のための補助的なパラメータ、△：状況確認等として参考的に確認するパラメータ、()：機材の状態を確認するパラメータ

【女川】記載充実（大飯実績反映）

【大飯】設計の相違
 各種判断に用いるモニタリング設備や基準値に相違はあるが、加圧判断の基本的な考え方に相違なし。

e. 状況フローと監視パラメータ及びその判断基準

以下のパラメータを監視し、緊急時対策所内外の状況及び緊急時対策所における各種操作を判断する。

【大飯】記載表現の相違
 ・大飯には「内」の記載がないが、両社ともに緊急時対策所可搬型エアモニタで緊急時対策所内の線量当量率を測ることに相違なし。

【大飯】設計の相違
 各種判断に用いるモニタリング設備や基準値に相違はあるが、状況フローの基本的な考え方に相違なし。

状況フロー(例)	可視化設備 (風向・風速等)	ファクトリ状況 (CVR力等)	モニタリングシステム (エアモニタ)	緊急時対策所内 (放射線)	緊急時対策所外 (放射線)	緊急時対策所内の可視化状況
炉心監視	△ 状況把握	△ 状況把握	△	△	△	△
炉内放射線+上昇	△ 状況把握	△ 炉心状況等確認	△	△	△	△
プールの放出	△ 監視強化	△ CVR力急減等	△	△	△	△
緊急時対策所内への移動	△	(継続)	△	△	△	△
基本判定	△	(継続)	△	△	△	△
空気ポンプの運転	△	(放射線物質入庫に空気が圧入するため、緊急時対策所内での放射線に变化なし)	△	△	△	△
ポンプの運転	△	△ 状況把握	△	△	△	△
ポンプ→アラーム発生	△	△ 風向変化	△	△	△	△
ポンプ→アラーム発生	△	△ CVR力低下安定	△	△	△	△
放射線監視	△	△ 状況把握	△	△	△	△

図2.4-17 状況フローと監視パラメータ及びその判断基準

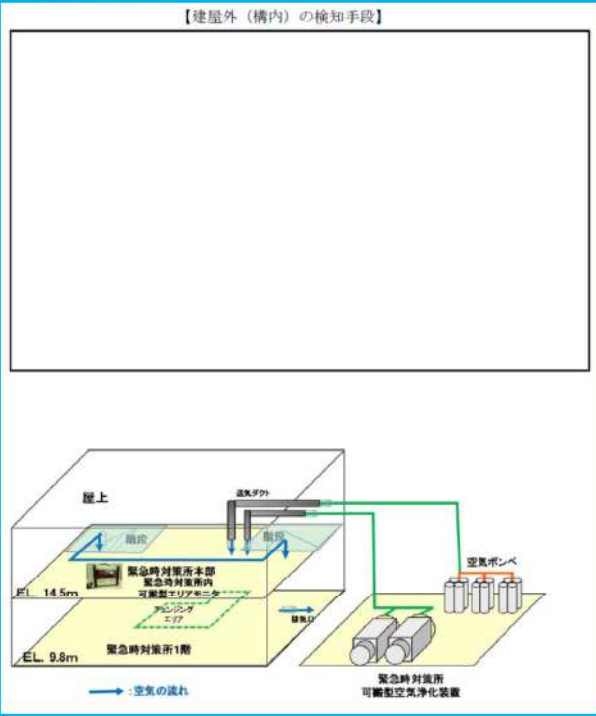
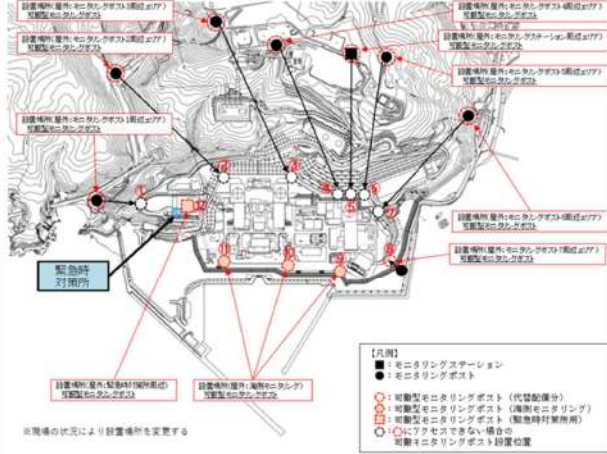
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由	
○判断基準値の考え方			f. 判断基準値の考え方 表2.4-6 判断基準値の考え方	【女川】記載充実（大飯実績反映）	
判断基準値			判断基準値		
(a) 固定モニタリング設備、可搬式モニタリングポスト	0.1mSv/h以上	・空気ポンプ加圧に係る準備（操作要員配置やパラメータ監視など）を行うための指標として設定する。 ・平常時における発電所構内のバックグラウンド（概ね数十nGy/h程度）よりも十分に高い値とすることで、誤判断を防止する。 ・構内の代表的な固定モニタリング設備・可搬式モニタリングポストにおいて、ブルーム放出前（炉心損傷後、原子炉格納施設破損前）の直接線・スカイシャイン線量（大飯3号、4号の2基分）を評価した結果、数mSv/hであり確実に判断できる。	0.01 mGy/h以上 【判断レベルⅠ】	・空気供給装置加圧に係る準備（操作要員配置やパラメータ監視等）を行うための指標として設定する。 ・平常時における発電所構内のバックグラウンド（概ね数十nGy/h程度）よりも十分に高い値とすることで、誤判断を防止する。 ・モニタリングポスト、モニタリングステーション、可搬式モニタリングポスト（緊急時対策所付近、陸側8箇所、海側3箇所）において、ブルーム放出前（炉心損傷後、原子炉格納容器破損前）の直接線及びスカイシャイン線の泊発電所3号炉1基分を評価した結果、最低で約0.017 mSv/hであり確実に判断できる。	【大飯】設計の相違 比較表「表2.4-4 緊急時対策所換気空調設備等の運用」の相違理由と同様である。 【大飯】記載表現の相違
(b) 緊急時対策所外可搬型エリアモニタ	0.1mSv/h以上	・何らかの原因により、緊急時対策所へ空気を供給している可搬型空気浄化装置上流側の緊急時対策所外可搬型エリアモニタの指示値が上昇した場合、空気ポンプに切替えて放射性物質の緊急時対策所への侵入を防止する指標として設定する。 ・緊急時対策所外可搬型エリアモニタにおけるブルームからの外部被ばく線量を評価した結果、100mSv/h以上であり、確実に判断できる。	30mGy/h以上 【判断レベルⅡ】	・希ガス等の侵入防止（空気供給装置加圧、可搬型空気浄化装置停止等）を行うための指標として設定する。 ・判断レベルⅠ（0.01 mGy/h）よりも十分に高くブルームが放出されるまでの間で発電所構内の線量率が最大となる線量率よりも高い線量率とすることで、誤判断を防止する。 ・モニタリングポスト、モニタリングステーション、可搬式モニタリングポスト（緊急時対策所付近、陸側8箇所、海側3箇所）において、ブルーム放出前（炉心損傷後、原子炉格納容器破損前）の直接線及びスカイシャイン線の泊発電所3号炉1基分を評価した結果、最高で約28mGy/hであり確実に判断できる。	【大飯】記載表現の相違
(c) 緊急時対策所内可搬型エリアモニタ	0.5mSv/h以上	・緊急時対策所外可搬型エリアモニタによる検知や判断が遅れた場合等、希ガス等の侵入防止を行うための最終的な指標として設定する。 ・緊急時対策所内可搬型エリアモニタにおける4基分の直接線・スカイシャイン線量を評価した結果、数μSv/hであるため無視できる。 ・被ばく防護上は希ガス侵入量を少なくする（判断基準値を低めに設定する）ことも考慮する。緊急時対策所内に希ガス等が侵入した場合の線量率を評価した結果、直ちに0.5mSv/h以上となるため、速やかに判断できる。	0.1mSv/h以上 【判断レベルⅢ】	・可搬式モニタリングポスト等による検知や判断が遅れた場合等、希ガス等の侵入防止を行うための最終的な指標として設定する。 ・緊急時対策所外可搬型エリアモニタにおける泊発電所3号炉1基分の直接線及びスカイシャイン線の線量を評価した結果、判断レベルより3桁低い線量率であるため無視できる。 ・被ばく防護上は希ガス侵入量を少なくする（判断基準値を低めに設定する）。	【大飯】設計の相違 比較表「表2.4-4 緊急時対策所換気空調設備等の運用」の相違理由と同様である。 【大飯】記載表現の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
<p>○ブルームの検知手段</p> <p>【建屋外（構内）の検知手段】</p> 	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>g. ブルームの検知手段</p> <table border="1" data-bbox="1332 231 1937 383"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>3号炉中心からの距離</th> <th>No</th> <th>3号炉中心からの距離</th> <th>No</th> <th>3号炉中心からの距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>約 810 m (約 980 m)</td> <td>⑥</td> <td>約 90 m (約 800 m)</td> <td>⑩</td> <td>約 520 m</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>約 510 m (約 1,040 m)</td> <td>⑦</td> <td>約 130 m (約 630 m)</td> <td>⑪</td> <td>約 580 m</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>約 270 m (約 880 m)</td> <td>⑧</td> <td>(約 250 m)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>約 90 m (約 690 m)</td> <td>⑨</td> <td>約 220 m</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>約 75 m (約 500 m)</td> <td>⑫</td> <td>約 310 m</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：①～⑫の代替配備分の可搬型モニタリングポストは、アクセスルートに設置した場合の距離を示す。 また、①～⑫の代替配備分の可搬型モニタリングポストのカッコ内は、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの周辺に設置した場合の距離を示す。</p>  <p>図2.4-18 可搬型モニタリングポストの設置場所</p>	No	3号炉中心からの距離	No	3号炉中心からの距離	No	3号炉中心からの距離	①	約 810 m (約 980 m)	⑥	約 90 m (約 800 m)	⑩	約 520 m	②	約 510 m (約 1,040 m)	⑦	約 130 m (約 630 m)	⑪	約 580 m	③	約 270 m (約 880 m)	⑧	(約 250 m)	-	-	④	約 90 m (約 690 m)	⑨	約 220 m	-	-	⑤	約 75 m (約 500 m)	⑫	約 310 m	-	-	<p>【女川】記載充実（大飯実績反映）</p> <p>【大飯】記載内容の相違 ・大飯は緊急時対策所が2階層のため、緊急時対策所内可搬型エリアモニタの設置場所も図示しており、泊は3号炉中心から各モニタリング設備までの距離を表で整理している相違がある。</p>
No	3号炉中心からの距離	No	3号炉中心からの距離	No	3号炉中心からの距離																																		
①	約 810 m (約 980 m)	⑥	約 90 m (約 800 m)	⑩	約 520 m																																		
②	約 510 m (約 1,040 m)	⑦	約 130 m (約 630 m)	⑪	約 580 m																																		
③	約 270 m (約 880 m)	⑧	(約 250 m)	-	-																																		
④	約 90 m (約 690 m)	⑨	約 220 m	-	-																																		
⑤	約 75 m (約 500 m)	⑫	約 310 m	-	-																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">参考資料1</p> <p style="text-align: center;">希ガス侵入防止対策について</p> <p>1. 希ガス侵入防止に係る基本的な考え方 1.1 審査ガイドに基づく対応 (1) 概要 審査ガイドに基づき実施した「居住性に係る被ばく評価」では、緊急時対策所の被ばく評価における放射性物質の放出継続時間（10時間）のうち、最初の1時間で希ガスは放出完了することとしており、その間は、空気ポンベにより緊急時対策所内を加圧することから、希ガス侵入に伴う被ばくはないものとしている。</p> <p>このため、実運用においても、放出されたブルームが緊急時対策所へ到達する前にブルームを検知し、必要な判断を行い、希ガス侵入防止に必要な対応を行うこととする。</p> <p>なお、審査ガイドに基づく対応の検討にあたっては、被ばく評価条件と同様、放射性物質放出開始までの間（審査ガイドでは24時間）、原子炉格納容器は破損しないものとしている。</p> <p>(2) 基本対応 ブルーム放出後における緊急時対策所内の空気ポンベ加圧等の希ガス侵入防止対応は、緊急時対策所内にとどまる要員の被ばくに影響するため、素早い判断と操作が必要となる。</p> <p>緊急時対策所は屋外にあり、このような状況では、緊急時対策所の放射線防護上の希ガス対策としては、ポンベ加圧の必要性が高い大規模な格納容器破損による大量の希ガス放出を検知することが重要である。</p> <p>また、可搬型空気浄化装置の空気取入れ口から緊急時対策所に空気が供給されるまで時間差があることを利用すれば、屋外に設置した緊急時対策所外可搬型エアモニタの指示の上昇をとらえて空気ポンベで加圧すれば、放射性物質の侵入を防ぐこともできる。</p> <p>これらを踏まえた加圧判断及びその対応（基本対応）を以下に示す。</p>		<p style="text-align: right;">参考資料1</p> <p style="text-align: center;">希ガス侵入防止対策について</p> <p>1. 希ガス侵入防止に係る基本的な考え方 1.1 審査ガイドに基づく対応 (1) 概要 審査ガイドに基づき実施した「居住性に係る被ばく評価」では、緊急時対策所の被ばく評価における放射性物質の放出継続時間（10時間）のうち、最初の1時間で希ガスは放出完了することとしており、その間は空気供給装置により緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所を加圧することから、希ガス侵入に伴う被ばくはないものとしている。</p> <p>このため、実運用においても放出されたブルームが緊急時対策所へ到達する前にブルームを検知し、必要な判断を行い、希ガス侵入防止に必要な対応を行うこととする。</p> <p>なお、審査ガイドに基づく対応の検討にあたっては、被ばく評価条件と同様、放射性物質放出開始までの間（審査ガイドでは24時間）、原子炉格納容器は破損しないものとする。</p> <p>(2) 基本対応 ブルーム放出後における緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内の空気供給装置加圧等の希ガス侵入防止対応は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内にとどまる要員の被ばくに影響するため、素早い判断と操作が必要となる。</p> <p>緊急時対策所は屋外にあり、このような状況では、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の放射線防護上の希ガス対策としては、空気供給装置加圧の必要性が高い大規模な原子炉格納容器破損による大量の希ガス放出を検知することが重要である。</p> <p>また、可搬型空気浄化装置の空気取入れ口から緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に空気が供給されるまで時間差があることを利用すれば、緊急時対策所付近に設置した可搬型モニタリングポストの指示の上昇をとらえて空気供給装置で加圧すれば、放射性物質の侵入を防ぐこともできる。</p> <p>これらを踏まえ、加圧判断基準の主たるパラメータをモニタリングポスト、モニタリングステーション、3号炉原子炉格納施設を囲むように設置する可搬型モニタリングポスト、緊急時対策所付近に設置する可搬型モニタリングポスト及び緊急時対策所可搬型エアモニタとし、加圧判断及びその対応（基本対応）を以下に示す。</p>	<p>【女川】記載充実（大飯実績反映）</p> <p>【大飯】設備の相違</p> <p>【大飯】記載内容の相違 ・泊は複数のモニタリング設備を用いて加圧判断する旨を記載。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>a. 準備体制 空気ポンペ加圧に係る準備として、ブルーム放出前（炉心損傷後、原子炉格納容器破損前）の段階において、直接線・スカイシャイン線により、発電所構内の放射線レベルが上昇した場合、操作要員配置やパラメータの監視強化を行う。</p> <p>b. 希ガス侵入防止対策実施 大規模な格納容器破損に伴う格納容器圧力の急減とともに、ブルームが放出された場合、原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置する緊急時対策所外可搬型エリアモニタ及びあらかじめ原子炉格納施設を囲むように設置する固定式、可搬式モニタリングポストの指示が急上昇する。</p> <p>従って、格納容器圧力急減と、この指示値の上昇により、希ガス侵入防止対策として、緊急時対策所への空気ポンペによる加圧操作、可搬型空気浄化装置の停止、給気ダンパの閉止及び排気ダンパの調整を実施する。</p> <p>(4) 緊急対応 基本対応を確実に実施することで、緊急時対策所内への希ガス侵入を防止できるが、格納容器破損の規模が小さい場合や、何らかの原因で緊急時対策所内に希ガスが侵入することも考えられる。</p> <p>緊急時対策所内に希ガスが侵入した場合は、緊急時対策所内に設置する緊急時対策所内可搬型エリアモニタの指示値が上昇する。</p> <p>この指示変化により、直ちに希ガス侵入防止対策を実施することで、緊急時対策所への放射性物質の侵入を抑制することができる。</p>		<p>a. 加圧準備（判断レベルⅠ） 空気供給装置加圧に係る準備として、ブルーム放出前（炉心損傷後、原子炉格納容器破損前）の段階において、直接線及びスカイシャイン線により発電所構内の放射線レベルが上昇し次のモニタリング設備の指示値が上昇した場合、操作要員配置やパラメータの監視強化を行う。</p> <p>①原子炉格納施設を囲むように8箇所に設置されているモニタリングポスト及びモニタリングステーション ②モニタリングポスト及びモニタリングステーションの設置場所に設置する可搬型モニタリングポスト ③海側3箇所に設置する可搬型モニタリングポスト ④緊急時対策所付近に設置する可搬型モニタリングポスト</p> <p>b. 希ガス侵入防止対策実施（判断レベルⅡ） 大規模な原子炉格納容器破損に伴う原子炉格納容器圧力の急減とともに、ブルームが放出された場合、aのモニタリング設備の指示が急上昇する。</p> <p>したがって、原子炉格納容器圧力急減と、この指示値の上昇により、希ガス侵入防止対策として、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所への空気供給装置による加圧操作、可搬型空気浄化装置の停止、同入口ダンパの閉止及び同出口ダンパの調整を実施する。</p> <p>(3) 緊急対応（判断レベルⅢ） 基本対応を確実に実施することで、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内への希ガス侵入を防止できるが、原子炉格納容器破損の規模が小さい場合や何らかの原因で緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に希ガスが侵入することも考えられる。</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に希ガスが侵入した場合は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に設置する、緊急時対策所可搬型エリアモニタの指示値が上昇する。</p> <p>この指示変化により、直ちに希ガス侵入防止対策を実施することで、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所への放射性物質の侵入を抑制することができる。</p>	<p>【女川】記載充実（大飯実績反映） 【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載表現の相違 泊は具体的なモニタリング設備と設置場所を記載。 【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 判断基準値の考え方 希ガス侵入防止に係る判断として、準備実施についてはモニタリング設備の平常時における構内のバックグラウンドより十分に高い0.1mSv/h以上とし、加圧操作開始については、審査ガイドに基づくブルームからの外部被ばく線量の評価を行っており、その結果から誤判断防止等を考慮し、判断基準値として緊急時対策所外可搬型エリアモニタの0.1mSv/h以上を設定している。</p> <p>1.2 炉心損傷防止が困難な事故シーケンスへの対応 (1) 概要 緊急時対策所内にとどまる要員の居住性を確保する観点で最も考慮すべき対応は、原子炉格納容器から放出されるブルームからの防護である。 このため、ブルームが放出される可能性のある事象として、「レベルIPRAにより抽出された事故シーケンスのうち、炉心損傷防止が困難な事故シーケンス」への対応について考慮する。</p> <p>(2) 炉心損傷防止が困難な事故シーケンス a. 蒸気発生器伝熱管破損（複数本破損） b. 原子炉建屋損傷 c. 原子炉格納容器損傷 d. 原子炉補助建屋損傷 e. 複数の信号系損傷 f. ECCS 注水機能喪失 ・ 大破断LOCA を上回る規模のLOCA ・ 大破断LOCA+低圧注入失敗 ・ 大破断LOCA+蓄圧注入失敗 ・ 中破断LOCA+蓄圧注入失敗 g. 原子炉補機冷却機能喪失 ・ 原子炉補機冷却機能喪失+補助給水失敗 h. 2次冷却系からの除熱機能喪失 ・ 炉内構造物損傷（過渡事象+補助給水失敗）</p> <p>(3) 準備体制 (2) 炉心損傷防止が困難な事故シーケンスのうち、a. からe. の5つの事故シーケンスについては、原子炉格納容器の閉じ込め機能に期待できない場合も想定されるシーケンスであるため、ブルーム放出開始までの間、原子炉格納容器は破損しないものとしている 1.1 審査ガイドに基づく対応のうち、a. 準備体制の考え方が成立しない。 このため、準備体制の判断基準についてはプラント状況に応じた判断も追加する。</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>(4) 判断基準の考え方 希ガス侵入防止に係る判断として、加圧準備についてはブルーム放出前（炉心損傷後、原子炉格納容器破損前）の直接線及びスカイシャイン線の泊発電所3号炉1基分を評価した結果、各モニタリング設備の指示値は最低で約0.017mSv/hであることから判断基準を0.01mGy/h以上とし、加圧操作開始については、ブルーム放出前（炉心損傷後、原子炉格納容器破損前）の直接線及びスカイシャイン線の泊発電所3号炉1基分を評価した結果、各モニタリング設備の指示値は最高で約28mGy/hであることから30mGy/h以上と設定している。</p> <p>1.2 炉心損傷防止が困難な事故シーケンスへの対応 (1) 概要 緊急時対策所内にとどまる要員の居住性を確保する観点で最も考慮すべき対応は、原子炉格納容器から放出されるブルームからの防護である。 このため、ブルームが放出される可能性のある事象として、「レベルIPRAにより抽出された事故シーケンスのうち、炉心損傷防止が困難な事故シーケンス」への対応について考慮する。</p> <p>(2) 炉心損傷防止が困難な事故シーケンス a. 蒸気発生器伝熱管破損（複数本破損） b. 原子炉建屋損傷 c. 原子炉格納容器損傷 d. 原子炉補助建屋損傷 e. 複数の信号系損傷 f. 複数の安全機能喪失 g. ECCS 注水機能喪失 ・ 大破断LOCA を上回る規模のLOCA (Excess LOCA) ・ 大破断LOCA+低圧注入失敗 ・ 大破断LOCA+蓄圧注入失敗 ・ 中破断LOCA+蓄圧注入失敗 h. 原子炉補機冷却機能喪失 ・ 原子炉補機冷却機能喪失+補助給水失敗 i. 2次冷却系からの除熱機能喪失 ・ 1次系流路閉塞による2次系除熱機能喪失</p> <p>(3) 加圧準備 (2) 炉心損傷防止が困難な事故シーケンスのうち、a. からf. の6つの事故シーケンスについては、原子炉格納容器の閉じ込め機能に期待できない場合も想定されるシーケンスであるため、ブルーム放出開始までの間、原子炉格納容器は破損しないものとしている 1.1 審査ガイドに基づく対応のうちa. 加圧準備の考え方が成立しない。 このため、加圧準備の判断基準については、判断レベルIに加え、プラント状況に応じた判断も追加する。</p>	<p>【女川】記載充実（大飯実績反映） 【大飯】設計の相違 比較表「表2.4-4 緊急時対策所換気空調設備等の運用」の相違理由と同様である。</p> <p>【大飯】記載方針の相違 泊はPRA側の事故シーケンスと整合を図った。（以下、事故シーケンスの相違箇所は同理由）</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なお、f. からh. の6つの事故シーケンスについては、原子炉格納容器の機能に期待できるシーケンスであるため、1.1 審査ガイドに基づく対応のa. 準備体制は適用できる。</p> <p>a. プラント状況を考慮した判断基準の考え方 原子炉格納容器の閉じ込め機能に期待できない場合に留意すべき点は、炉心損傷が生じた後、直ちにブルームが放出される可能性があることである。つまり、炉心損傷に伴う直接線・スカイシャイン線による発電所構内の放射線レベル上昇（1.1 審査ガイドに基づく対応のa. 準備体制の判断基準）と同時に、ブルームが放出されると想定すべきであり、この場合、希ガス侵入防止措置に係る準備体制が整わず、希ガス侵入防止措置が遅れ、結果、緊急時対策所内にとどまる要員の過大な被ばくが生じる恐れがある。 このような事態を回避するためには、緊急時対策所の希ガス侵入防止措置に係る準備体制へ移行する判断基準には、プラント状況に応じた判断も加える必要がある。</p> <p>b. 準備体制へ移行する判断基準（プラント状況に応じた判断） (a) 炉心損傷等による判断 中央制御室から炉心損傷が生じた（炉心出口温度350℃以上かつ、原子炉格納容器内高レンジエリアモニタ1×10^5 mSv/h以上）旨の連絡・情報があった場合。又は、緊急時対策所内でのプラント状態監視の結果、本部長が炉心損傷の可能性を踏まえ、準備体制へ移行すると判断した場合 (b) 原子炉格納容器の損傷等による判断 中央制御室から原子炉格納容器損傷が生じた旨の連絡・情報があった場合。又は、緊急時対策所内でのプラント状態監視や屋外監視カメラによる原子炉格納施設周辺等を確認した結果、本部長が原子炉格納容器損傷等の可能性を踏まえ、準備体制へ移行すると判断した場合</p> <p>上記(a) 炉心損傷による判断及び(b) 原子炉格納容器の損傷等による判断を、1.1 審査ガイドに基づく対応のa. 準備体制の判断基準に加えることで、原子炉格納容器バイパスを含め、炉心損傷防止が困難な事故シーケンスへ対応することが可能である。</p> <p>(4) 希ガス侵入防止対策実施に係る判断基準 (2) 炉心損傷防止が困難な事故シーケンスに伴い放出されるブルームの量や規模については、個別に評価していないものの、審査ガイドに基づく対応を行うことで、緊急時対策所内にとどまる要員の居住性は確保される。 このため、希ガス侵入防止対策実施に係る判断基準について</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>なお、g. から i. の6つの事故シーケンスについては、原子炉格納容器の機能に期待できるシーケンスであるため、1.1 審査ガイドに基づく対応の a. 加圧準備は適用できる。</p> <p>a. プラント状況を考慮した判断基準の考え方 原子炉格納容器の閉じ込め機能に期待できない場合に留意すべき点は、炉心損傷が生じた後、直ちにブルームが放出される可能性があることである。つまり、炉心損傷に伴う直接線及びスカイシャイン線による発電所構内の放射線レベル上昇（1.1 審査ガイドに基づく対応の a. 加圧準備の判断基準）と同時に、ブルームが放出されると想定すべきであり、この場合、希ガス侵入防止措置に係る加圧準備が整わず、希ガス侵入防止措置が遅れ、結果、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内にとどまる要員の過大な被ばくが生じるおそれがある。 このような事態を回避するためには、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の希ガス侵入防止に係る加圧準備へ移行する判断基準については、プラント状況に応じた判断も加える必要がある。</p> <p>b. 加圧準備へ移行する判断基準（プラント状況に応じた判断） (a) 炉心損傷等による判断 中央制御室から炉心損傷が生じた（炉心出口温度350℃以上かつ、格納容器内高レンジエリアモニタ1×10^5 mSv/h以上）旨の連絡があった場合。又は緊急時対策所指揮所内でのプラント状態監視の結果、炉心損傷の可能性を踏まえ、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の加圧準備へ移行する必要がある場合。 (b) 原子炉格納容器の損傷等による判断 中央制御室から原子炉格納容器損傷が生じた旨の連絡又は情報があった場合。又は、緊急時対策所指揮所内でのプラント状態監視や構内監視カメラによる原子炉格納施設周辺等を確認した結果、原子炉格納容器損傷等の可能性を踏まえ、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の加圧準備へ移行する必要がある場合。</p> <p>上記(a) 炉心損傷等による判断及び(b) 原子炉格納容器の損傷等による判断を1.1 審査ガイドに基づく対応の a. 加圧準備の判断基準に加えることで、原子炉格納容器バイパスを含め、炉心損傷防止が困難な事故シーケンスへ対応することが可能である。</p> <p>(4) 希ガス侵入防止対策実施に係る判断基準 (2) 炉心損傷防止が困難な事故シーケンスに伴い放出されるブルームの量や規模については、個別に評価していないものの、審査ガイドに基づく対応を行うことで、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内にとどまる要員の居住性は確保される。 このため、希ガス侵入防止対策実施に係る判断基準について</p>	<p>【女川】 記載充実（大飯実績反映） 【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】設備名称の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>は、1.1 審査ガイドに基づく対応のうち、b. 希ガス侵入防止対策実施及び(3) 緊急対応は適用できる。</p> <p>1.3 非同時発災への対応</p> <p>(1) 概要</p> <p>審査ガイドに示される2 基同時発災という厳しい事態に対応するため、緊急時対策所は、審査ガイドに示す放射性物質の放出継続時間である10 時間を想定し、必要な設備及び運用を整備している。一方、実運用上は、現実的な対応として2 基の放出タイミングがずれる非同時発災についても考慮しておく必要があることから、対応について自主的に検討する。</p> <p>(2) 非同時発災における放出の想定</p> <p>放射性物質の放出継続時間については、審査ガイドに示すとおり2 基で10 時間を考慮することが妥当である。放出について現実的な想定をおき、タイムリーなポンベ加圧とフィルターを有する可搬型空気浄化装置を組み合わせることで対応するのが現実的である。</p> <p>例えば、</p> <p>①ポンベ加圧は、フィルターで除去されない希ガスに対して有効な対策であるため、相対的に早い希ガスの放出タイミングに合わせて加圧することが考えられる。</p> <p>例えば、NUPERCのPCCV実証試験のような大規模過圧破損の試験では大きな放出率（850%/日⇒100%/3時間）になることが示されているため、破損初期の3時間程度をポンベ加圧で抑えれば、残りの時間は可搬型空気浄化装置で素素やその他核種を抑えることが可能である。</p> <p>②希ガスに限らず、ブルーム状の放射性物質は、風の吹く方向に移動するため、緊急時対策所側に風が吹かない場合は、ポンベ加圧を行わず、慎重に気象や周囲の放射線のデータの監視を継続することが考えられる。</p> <p>例えば、2010年気象（被ばく評価に使用）によると、3,4号炉から緊急時対策所への風向の出現頻度は年間約2.4%であり、また、緊急時対策所側に継続して風が吹く確率も小さいため、風向が緊急時対策所側でなくなれば、ポンベ加圧を中断できる。</p> <p>また、緊急時対策所外可搬型エアモニタの指示値が上昇した場合における、可搬型空気浄化装置から空気ポンベ加圧に切替手順は、放射性物質を侵入させず、かつ短時間で可能であり、こまめなタイムリーな加圧が可能である。</p> <p>これらの、現実的な想定に基づき、タイムリーなポンベ加圧を行うことにより、仮に非同時発災を想定しても対応が可能である。</p> <p>なお、ポンベ加圧時間は、前述の放出継続時間10時間に加え、以下の要因を加味し、前後に1時間の余裕を考慮して、約12時間の加圧可能時間を確保し、放射性物質侵入抑制を図ることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象条件によりポンベ加圧の判断が早まった場合。 		<p>は、1.1 審査ガイドに基づく対応のうち、b. 希ガス侵入防止対策実施（判断レベルⅡ）及び(3) 緊急対応（判断レベルⅢ）は適用できる。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】プラント条件の相違</p> <p>大飯は3号炉と4号炉があるため、非同時発災への対応を整理。</p>

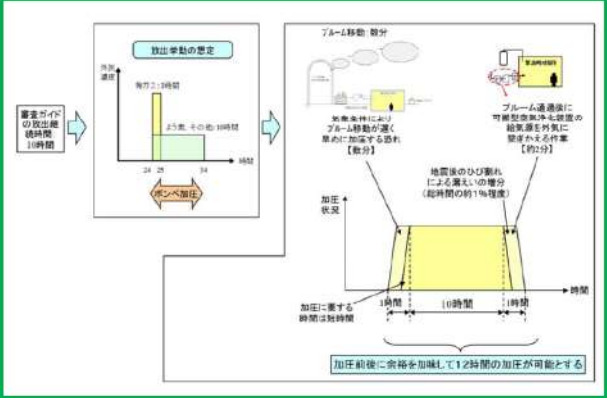
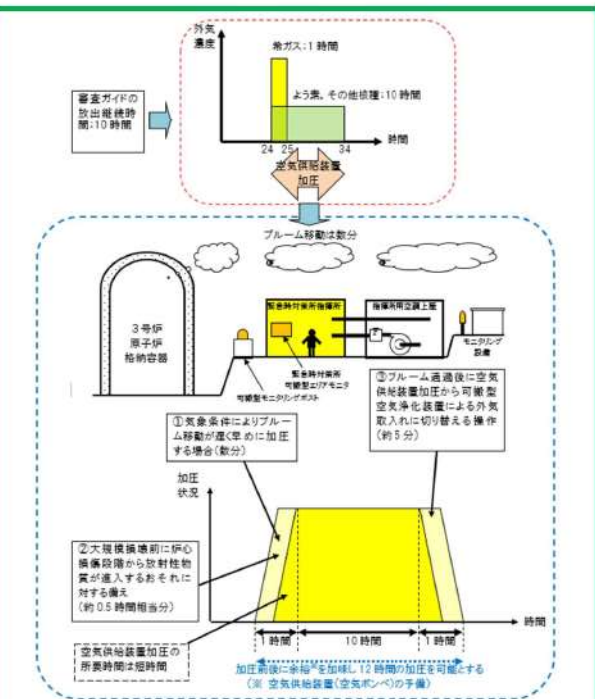
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>・加圧終了後に可搬型空気浄化装置の給気源を外気に繋ぎかえる作業の時間。</p> <p>(3) 非同時発災時の判断基準 2 基の放出タイミングがずれる非同時発災においても、個々の放出に対しては、炉心損傷防止が困難な事故シナシへの対応を考慮した判断基準を用いることで、確実な希ガス侵入防止対策は可能である。</p> <p>(4) 非同時発災時の換気設備操作 2 基の放出タイミングがずれる非同時発災においても、個々の放出に対する換気設備の操作に変わりはない。 また、可搬型空気浄化装置のフィルタユニットは遮蔽を有する設計としているため、1ユニット分のブルーム通過後にフィルタユニットの切替え等は必要ない。</p> <p>2. 希ガス侵入防止対策に係る判断基準（まとめ） (1) 準備体制へ移行する判断基準 (a) 発電所構内の放射線レベル上昇による判断 ブルーム放出前（炉心損傷後、原子炉格納容器破損前）の段階において、直接線・スカイシャイン線により、発電所構内の放射線レベルが上昇し、原子炉格納施設を囲むよう設置する可搬式モニタリングポスト又は固定式モニタリングポストのうち、複数台が0.1mSv/hとなった場合</p> <p>(b) 炉心損傷による判断 中央制御室から炉心損傷が生じた（炉心出口温度350℃以上かつ、原子炉格納容器内高レンジエアモニタ1×10⁵mSv/h以上）旨の連絡・情報があった場合。又は、緊急時対策所内でのプラント状態監視の結果、本部長が炉心損傷の可能性を踏まえ、準備体制へ移行する必要があると判断した場合</p> <p>(c) 原子炉格納施設の損傷等による判断 中央制御室から原子炉格納容器損傷が生じた旨の連絡・情報があった場合。又は、緊急時対策所内でのプラント状態監視や屋外監視カメラによる原子炉格納施設周辺等を確認した結果、本部長が原子炉格納容器損傷等の可能性を踏まえ、準備体制へ移行する必要があると判断した場合</p>		<p>2. 希ガス侵入防止対策に係る判断基準（まとめ） (1) 加圧準備へ移行する判断基準 a. 発電所構内の放射線レベル上昇による判断 ブルーム放出前（炉心損傷後、原子炉格納容器破損前）の段階において、直接線及びスカイシャイン線により発電所構内の放射線レベルが上昇し、次のモニタリング設備の指示値が0.01mGy/hとなった場合。 ①原子炉格納施設を囲むように8箇所を設置されているモニタリングポスト、モニタリングステーション ②モニタリングポスト及びモニタリングステーションの設置場所に設置する可搬型モニタリングポスト ③海側3箇所を設置する可搬型モニタリングポスト ④緊急時対策所に隣接し設置する可搬型モニタリングポスト</p> <p>b. 炉心損傷による判断 中央制御室から炉心損傷が生じた（炉心出口温度350℃以上かつ、格納容器内高レンジエアモニタ1×10⁵mSv/h以上）旨の連絡又は情報があった場合。又は緊急時対策所指揮所内でのプラント状態監視の結果、発電所対策本部長が炉心損傷の可能性を踏まえ、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の加圧準備へ移行する必要があると判断した場合。</p> <p>c. 原子炉格納施設の損傷等による判断 中央制御室から原子炉格納容器損傷が生じた旨の連絡又は情報があった場合。又は、緊急時対策所指揮所内でのプラント状態監視や構内監視カメラによる原子炉格納容器周辺等を確認した結果、発電所対策本部長が原子炉格納容器損傷等の可能性を踏まえ、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の加圧準備へ移行する必要があると判断した場合。</p>	<p>【女川】 記載充実（大飯実績反映） 【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【大飯】加圧準備基準の相違 比較表「表2.4-4 緊急時対策所換気空調設備等の運用」の相違理由と同様である。 【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【大飯】設備名称の相違 【大飯】記載表現の相違</p>

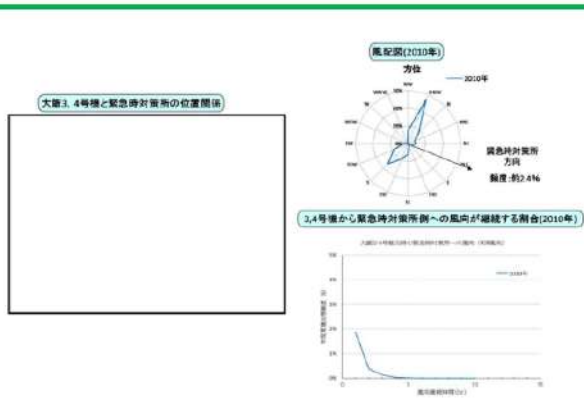
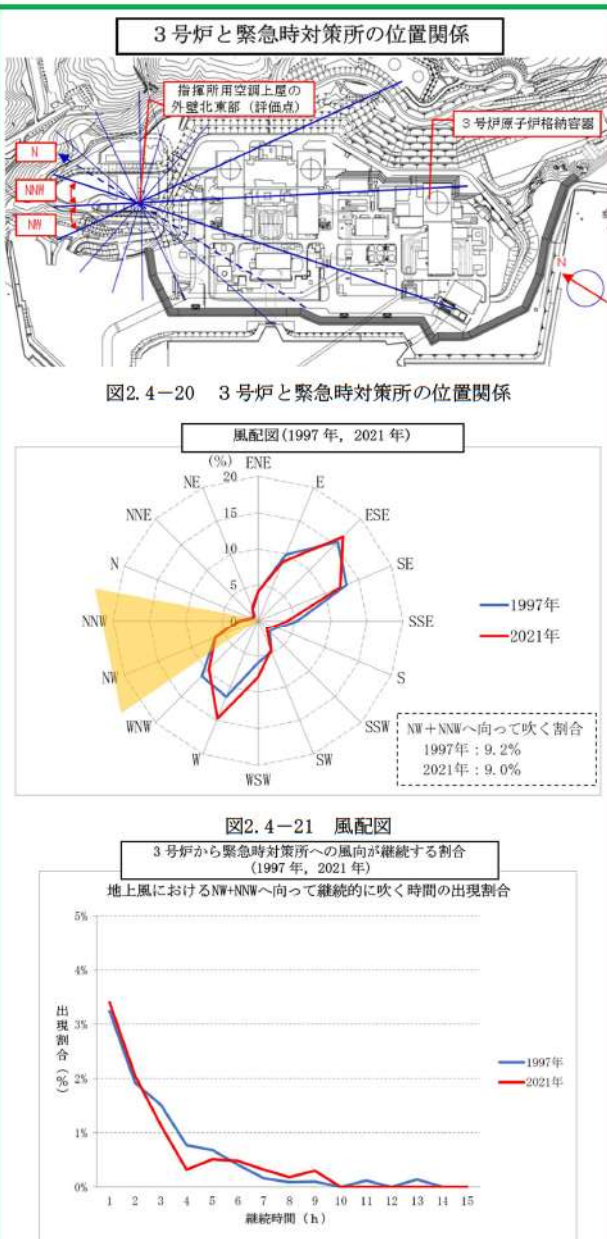
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 希ガス侵入防止対策を実施する判断基準</p> <p>原子炉格納容器圧力の急減とあいまって、下記のいずれかとなった場合、直ちに緊急時対策所の換気を可搬型空気浄化装置系から隔離するとともに、空気供給装置（空気ポンベ）による加圧へ切り替える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所外可搬型エリアモニタの指示が0.1mSv/h以上となった場合。 ・緊急時対策所内可搬型エリアモニタの指示が0.5mSv/h以上となった場合。 		<p>(2) 希ガス侵入防止対策を実施する判断基準</p> <p>原子炉格納容器圧力の急減とあいまって下記のいずれかとなった場合、直ちに緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の換気を可搬型空気浄化装置から隔離すると共に、空気供給装置による加圧へ切り替える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次のモニタリング設備の指示値が30mGy/h以上となった場合。 <ol style="list-style-type: none"> ①原子炉格納施設を囲むように8箇所を設置されているモニタリングポスト及びモニタリングステーション ②モニタリングポスト及びモニタリングステーションの設置場所に設置する可搬型モニタリングポスト ③海側3箇所を設置する可搬型モニタリングポスト ④緊急時対策所付近に設置する可搬型モニタリングポスト ・緊急時対策所可搬型エリアモニタの指示値が0.1mSv/h以上となった場合。 	<p>【女川】記載充実（大飯実績反映）</p> <p>【大飯】設計の相違 比較表「表2.4-4 緊急時対策所換気空調設備等の運用」の相違理由と同様であるが、大飯は左記に加圧判断基準として緊急時対策所内可搬型エリアモニタ0.5mSv/h以上を加えて表現している。</p>
<p>○ポンベ加圧時間</p>		<p>a. 空気供給装置加圧時間</p>	<p>【大飯】記載表現の相違</p>
		 <p>図2.4-19 空気供給装置加圧時間の考え方（イメージ）</p>	

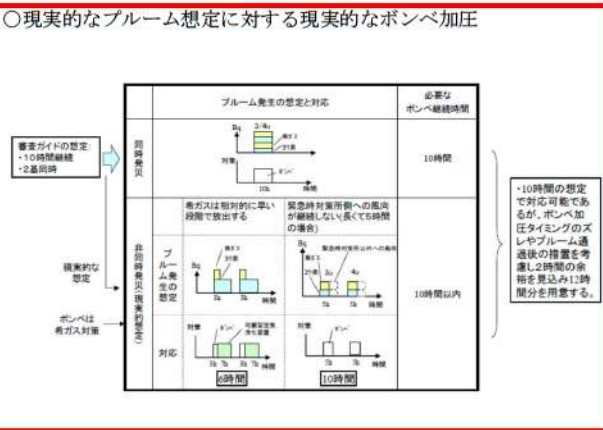
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>○3,4号機から緊急時対策所への風向の頻度</p>  <p>大飯3,4号機と緊急時対策所の位置関係</p> <p>緊急時対策所方向 頻度:約2.4%</p> <p>3,4号機から緊急時対策所への風向が継続する割合(2010年)</p>		<p>b. 3号炉から緊急時対策所へ向って吹く風の割合</p>  <p>3号炉と緊急時対策所の位置関係</p> <p>指揮所用空調上屋の外壁北東部(評価点)</p> <p>3号炉原子炉格納容器</p> <p>図2.4-20 3号炉と緊急時対策所の位置関係</p> <p>風配図(1997年, 2021年)</p> <p>1997年 2021年</p> <p>NW+NNWへ向って吹く割合 1997年: 9.2% 2021年: 9.0%</p> <p>図2.4-21 風配図</p> <p>3号炉から緊急時対策所への風向が継続する割合(1997年, 2021年)</p> <p>地上風におけるNW+NNWへ向って継続的に吹く時間の出現割合</p> <p>出現割合(%)</p> <p>継続時間(h)</p> <p>1997年 2021年</p> <p>図2.4-22 3号炉から緊急時対策所への風向が継続する割合</p>	<p>【女川】記載充実（大飯実績反映） 【大飯】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>○現実的なブルーム想定に対する現実的なポンペ加圧</p>  <p>(17) フィルタの設置及び管理</p> <p>緊急時対策所可搬型空気浄化フィルタユニットは、フィルタユニット自身が放射線源になることを踏まえ、緊急時対策所へ出入りする要員の被ばく防護を考慮した設置位置としている。</p> <p>また、放射性物質の吸着により線量が上昇した場合は、必要に応じてフィルタユニットの切替など、更なる被ばく低減を図る運用を行うこととしている。</p> <p>換気設備の運用を表5-1に示す。可搬型空気浄化装置は、ブルーム通過前及びブルーム通過後において運転する。ブルーム通過中は、空気供給装置（空気ポンペ）を使用し緊急時対策所内の正圧を維持する。この間、可搬型空気浄化装置は停止させるため、ブルーム通過中の過度に汚染された外気を取り込むことはない。</p> <p>ブルーム通過前後の外気の放射性物質量はブルーム通過中に比べて小さくなるが、仮にブルーム通過時の外気を可搬型空気浄化装置で取り込みフィルタに放射性物質が付着しているとして被ばく評価をした場合でも、緊急時対策所の十分な厚さのコンクリート遮蔽壁及びフィルタユニットの遮蔽壁により、被ばく影響は軽微なものである。</p> <p>緊急時対策所とフィルタユニットとの位置関係を図5-3及び表5-2に示す。</p>		<p>(3) フィルタの設置及び管理</p> <p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、フィルタユニット自身が放射線源になることを踏まえ、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所へ出入りする要員の被ばく防護を考慮した設置位置としている。</p> <p>また、放射性物質の吸着により線量が上昇した場合は、必要に応じてフィルタユニットの切替等、更なる被ばく低減を図る運用を行うこととしている。</p> <p>換気空調設備の運用を表2.4-7に示す。可搬型空気浄化装置は、ブルーム通過前及びブルーム通過後において運転する。ブルーム通過中は、空気供給装置（空気ポンペ）を使用し緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内の正圧を維持する。この間、可搬型空気浄化装置は停止させるため、ブルーム通過中の過度に汚染された外気を取り込むことはない。</p> <p>ブルーム通過前後の外気の放射性物質量はブルーム通過中に比べて小さくなるが、仮にブルーム通過時の外気を可搬型空気浄化装置で取り込みフィルタに放射性物質が付着しているとして被ばく評価をした場合でも、空調上屋は十分な厚さのコンクリート遮蔽壁を有しており、被ばく影響は軽微なものである。</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所とフィルタユニットとの位置関係を図2.4-23に示す。</p>	<p>【大阪】プラント条件の相違 大阪は3号炉と4号炉があるため、同時と非同時発災への対応を整理。</p> <p>【女川】記載充実（大阪実績反映）</p> <p>【女川】設計の相違（相違理由①）</p> <p>【大阪】表現の相違</p> <p>【大阪】設計の相違（相違理由⑨） ・泊のフィルタユニットは遮蔽厚を十分に確保した空調上屋内に設置している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉

表5-1 緊急時対策所換気設備の運用

	可搬型空気浄化装置	空気供給装置 (空気ポンプ)
①ブルーム通過前	運転 [外気取り入れ]	停止
②ブルーム通過中	停止	使用 [正圧維持]
③ブルーム通過後	運転 [外気取り入れ]	停止

表5-2 緊急時対策所と直近のフィルタユニットとの位置関係

	コンクリート遮蔽厚さ	離隔距離
緊急対策所	950mm	約8m

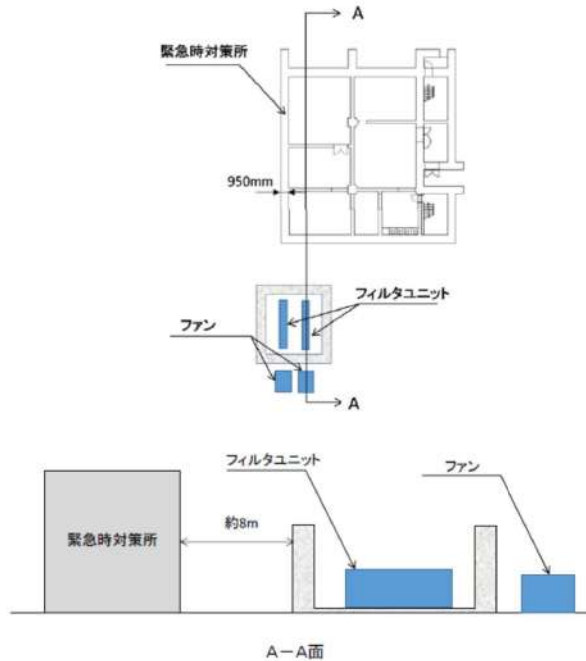


図5-3 緊急時対策所とフィルタユニットの位置関係及び遮蔽厚さ

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

表2.4-7 緊急時対策所換気空調設備の運用

	可搬型新設緊急時対策所 空気浄化ファン	空気供給装置 (空気ポンプ)
ブルーム通過前	運転 [外気取り入れ]	停止
ブルーム通過中	停止	使用 [正圧維持]
ブルーム通過後	運転 [外気取り入れ]	停止

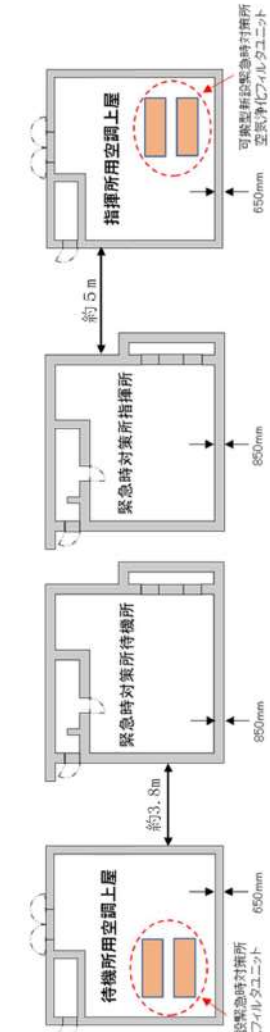


図2.4-23 可搬型緊急時対策所空気浄化ファン及びフィルタユニット設置位置

相違理由
 【女川】記載充実（大飯実
 績反映）

【大飯】記載箇所の相違
 ・遮蔽厚さに関しては図
 2.4-23に記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>○参考</p> <p>フィルタユニットの遮蔽厚さについては、ブルーム通過中は可搬型空気浄化装置を停止させ空気ポンペ加圧とするため、放射性物質に過度に汚染された外気を取り込むことはないが、仮にブルーム通過時の外気を所定の風量（40m³/min）でブルーム通過中の10時間にわたり取り込み、フィルタがよう素及び放射性微粒子を全量吸着した（除去効率100%）と仮定した線源で緊急時対策所内の居住性に影響を与えない遮蔽厚さとする。</p> <p>なお、フィルタユニットは、ブルーム通過中及びその後の長期間の使用の際においてもよう素及び放射性微粒子の吸着能力が低下しないことは別途評価している。</p> <p>フィルタと緊急時対策所の間には十分な遮蔽があるため、緊急時対策所の要員がフィルタからの線量による影響を受けることはない。また、フィルタは十分な吸着能力があるため、ブルーム通過後も長期間にわたって使用可能である。したがって、フィルタは線量に応じて交換するが、線量が高い場合は、待機側のフィルタに切り替えた後、放射性物質が減衰するまでの間保管した後に、交換を行うこととする。</p>		<p>○参考</p> <p>フィルタユニットの遮蔽厚さについては、ブルーム通過中は可搬型緊急時対策所空気浄化ファンを停止させ空気供給装置（空気ポンペ）加圧とするため、放射性物質に過度に汚染された外気を取り込むことはないが、仮にブルーム通過時の外気を所定の風量（25m³/min）でブルーム通過中の10時間にわたり取り込み、フィルタがよう素及び放射性微粒子を全量吸着した（除去効率100%）と仮定した線源で緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内の居住性に影響を与えない遮蔽厚さとする。</p> <p>なお、フィルタユニットは、ブルーム通過中及びその後の長期間の使用の際においてもよう素及び放射性微粒子の吸着能力が低下しないことは別途評価している。</p> <p>フィルタと緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の間には十分な遮蔽があるため、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の要員がフィルタからの線量による影響を受けることはない。また、フィルタは十分な吸着能力があるため、ブルーム通過後も長期間にわたって使用可能である。したがって、フィルタは線量に応じて交換するが、線量が高い場合は、待機側のフィルタに切り替えた後、放射性物質が減衰するまでの間保管した後に、交換を行うこととする。</p>	<p>【女川】記載充実（大飯実績反映）</p> <p>【大飯】設計方針の相違・各々のプラントのファンの定格流量で評価</p> <p>【大飯】設計の相違（相違理由①）</p>

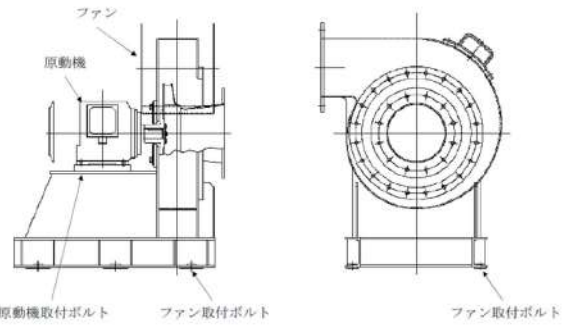
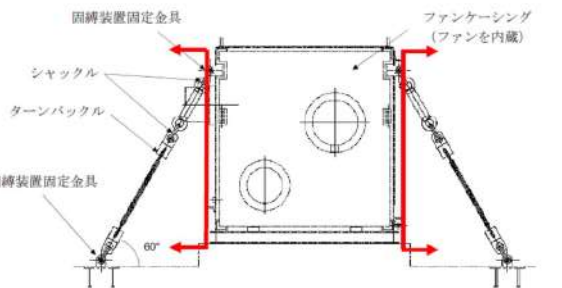
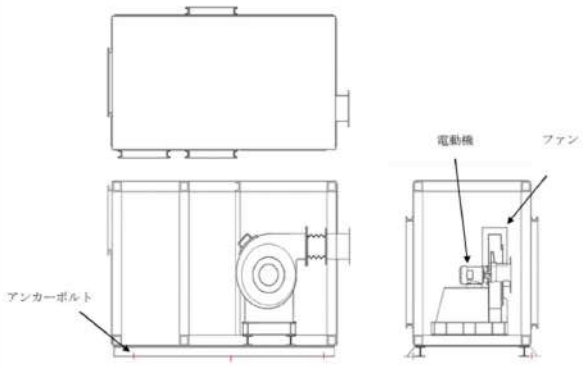
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">参考資料2</p> <p>緊急時対策所可搬型空気浄化装置に係る可搬型設備の採用理由について</p> <p>1. はじめに</p> <p>緊急時対策所機能に係る設備のうち、可搬型空気浄化装置、空気供給装置、電源車（緊急時対策所用）は、屋外に設置する可搬型重大事故等対処設備として計画している。このうち可搬型空気浄化装置（緊急時対策所非常用空気浄化ファン及び緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット）については、大型設備であるが、万が一の設備の故障があった場合でも予備品と取り替えるなど柔軟性があるため、当社は可搬型設備、また、取替に当たっては重機の使用も必要のため屋外に保管する設計としている。</p> <p>可搬型空気浄化装置は、可搬、常設に関わらず、要求仕様及び環境条件を満たす設計としており、設置方法に応じた機器の固定方法において可搬と常設で構造的な差異はあるものの、その構造に応じた設計を行うことで要求仕様を満足しているため、機能・性能の観点から可搬、常設による差異はないと考える。</p> <p>本資料は可搬型空気浄化装置の構造、設置許可基準適合性及び可搬型設備の採用理由について整理したものである。</p> <p>2. 可搬型空気浄化装置の構造について</p> <p>可搬型空気浄化装置は、緊急時対策所非常用空気浄化ファン（送風機及び電動機）（以下「ファン」という）及び緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット（以下「フィルタユニット」という）並びにこれらを支持する固縛装置より構成される。</p> <p>ファン及びフィルタユニットは可搬方式とするため、固定方法として容易に脱着可能な固縛装置を採用するものとし、固縛装置で機器を床に固定することで耐震機能を有している。また、固縛装置を取り外すことで、ケーシング一体で取り替えることができる設計としている。（第1～4図）</p> <p>ファン及びフィルタユニットは、予備品との交換が容易な屋外に保管することから、機器の主要部材に耐候性に優れるステンレス材を採用し、ファンはケーシングに内蔵する設計とする。ファン及びフィルタユニットは、固縛装置を取外し、クレーン等を用いて機器の運搬、予備品との取替えを行うことが可能である。（第5図）</p> <p>なお、ファン及びフィルタについては、常設機器と同等の構造設計を実施しており、固定方法を除いて常設機器との差異はない。</p>		<p style="text-align: right;">参考資料2</p> <p>緊急時対策所可搬型空気浄化装置に係る可搬型設備の採用理由について</p> <p>1. はじめに</p> <p>緊急時対策所機能に係る設備のうち、可搬型空気浄化装置、空気供給装置、緊急時対策所用発電機は、屋外、指揮所用空調上屋及び待機所用空調上屋に設置する可搬型重大事故等対処設備として計画している。このうち可搬型空気浄化装置（可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット）については、大型設備であるが、万一の設備の故障があった場合でも予備品と取り替える等柔軟性があるため、当社は可搬型設備とし、指揮所用空調上屋及び待機所用空調上屋に保管する設計としている。</p> <p>可搬型空気浄化装置は、可搬、常設にかかわらず、要求仕様及び環境条件を満たす設計としており、設置方法に応じた機器の固定方法において可搬と常設で構造的な差異はあるものの、その構造に応じた設計を行うことで要求仕様を満足しているため、機能・性能の観点から可搬、常設による差異はないと考える。</p> <p>本資料は可搬型空気浄化装置の構造、設置許可基準適合性及び可搬型設備の採用理由について整理したものである。</p> <p>2. 可搬型空気浄化装置の構造について</p> <p>可搬型空気浄化装置は、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン（送風機及び電動機）（以下「ファン」という）及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット（以下「フィルタユニット」という）並びにこれらを固定するアンカーボルトにより構成される。</p> <p>ファン及びフィルタユニットは可搬方式とするため、固定方法として容易に脱着可能なアンカーボルトを採用するものとし、アンカーボルトで機器を床に固定することで耐震機能を有している。また、アンカーボルトを取外すことで、ケーシング一体で取り替えることができる設計としている。（第1～2図）</p> <p>ファン及びフィルタユニットは、風雪の影響を受けない指揮所用空調上屋及び待機所用空調上屋に保管するが、指揮所用空調上屋及び待機所用空調上屋にも換気口があり、環境条件を完全に無視できるわけではないことから機器の主要部材に耐候性に優れるステンレス材を採用し、ファンはケーシングに内蔵する設計とする。ファン及びフィルタユニットは、アンカーボルトを取外し、空気浄化設備運搬用機器を用いて機器の運搬、予備品との取替えを行うことが可能である。（第3～4図）</p> <p>なお、ファン及びフィルタユニットについては、常設機器と同等の構造設計を実施しており、機器の運搬が容易であることを除いて常設機器との差異はない。</p>	<p>【女川】記載充実（大飯実績反映）</p> <p>【大飯】設計の相違（相違理由⑨）</p> <p>【大飯】設計の相違 ・大飯は常用基/予備基/予備品を保有。泊は常用基/予備基を指揮所用空調上屋及び待機所用空調上屋に各2基確保しており、予備品はないことから必要に応じ「予備基」と取り替える。</p> <p>【大飯】設計の相違 泊は重機不要</p> <p>【大飯】設計の相違 ・固定方法に差異があるが、必要な耐震性を確保する設計としており、問題はない。</p> <p>【大飯】設計の相違（相違理由⑨）</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p>

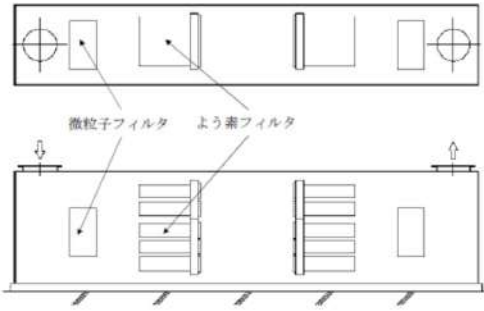
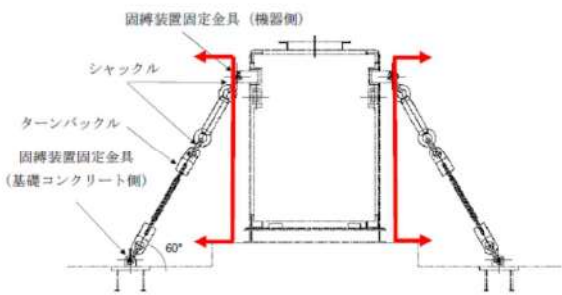
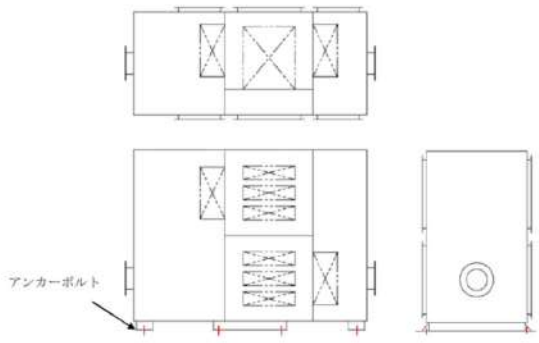
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第1図 外形図（緊急時対策所非常用空気浄化ファン）</p>  <p>第2図 概要図（緊急時対策所非常用空気浄化ファン）</p>		 <p>第1図 外形図（可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン）</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第3図 外形図（緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット）</p>  <p>第4図 概要図（緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット）</p>		 <p>第2図 外形図（可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット）</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <p style="text-align: center;">第5図 緊急時対策所空気浄化装置 取替手順図</p> </div> <div style="width: 48%;"> <p style="text-align: center;">第3図 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンケーシング取替手順図</p> </div> </div>		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <p style="text-align: center;">第4図 可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット取替手順図</p> </div> <div style="width: 48%;"> <p>ファンケーシング搬送要項図</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 搬送準備 搬送ジャッキを4台を準備し、既設ファンケーシングの両側部をワーキングベース下へ搬入する。 両側部と搬入ファンケーシングの間にスペーサ（120mmもしくは既設部材）を搬入し高さを調整する。 2) リフトアップ 搬送ジャッキを4台で約150mmジャッキアップし、ハンドパレット(L=1400mm)を両側部、奥みどりに搬入する。 3) チェンソー設置 ハンドパレットをリフトアップし、床面にチェンソー設置の障害物も確認が済んだらファンケーシングを移動する。チェンソーをファンケーシングベーススクリュー部に搬入し、奥みどりに設置する。ハンドパレットも搬入し、ワーキングベースを移動する。 4) ファンケーシング搬送 チェンソーをハンドルを動かして移動する。 </div> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 可搬型空気浄化装置の設置許可基準適合性について 可搬型空気浄化装置について設置許可基準規則での要求条文は、39条（耐震）、40条（津波）、41条（火災）、43条（重大事故等対処設備）、61条（緊急時対策所）であり、各条文への適合方針を以下に示す。</p> <p>(1) 地震（39条） 屋外に設置するファン及びフィルタは、基準地震動 S_s による周辺斜面の崩壊、溢水、火災等の影響を受けない場所に適切に保管する。また、ファン及びフィルタの固定方法において、可搬（固縛装置）と恒設（基礎ボルト）で構造的な差異はあるものの、固定方法に応じた設計及び評価を行うことで基準地震動 S_s による地震力において必要な機能を保持できる設計とする。</p> <p>(2) 津波（40条） ファン及びフィルタを保管するエリアは、緊急時対策所建屋と同じく津波の影響を受けない位置であるため、津波防護対策の必要はない。</p> <p>(3) 火災（41条） 屋外に設置するファン及びフィルタは、不燃材料及び難燃ケーブルを使用することで火災の発生を防止するとともに、機器の固縛や複数箇所への分散配置により地震及び竜巻による火災発生防止のための配慮を行う。また、ファン及びフィルタを設置する屋外保管エリアには火災感知設備を設置し、火災感知設備により火災の感知ができる範囲に保管するとともに、屋外保管エリアの消火のため、消火器等を設置する</p> <p>(4) 重大事故等対処設備（43条） ファン及びフィルタユニットは、緊急時対策所との接続が速やかに行えるよう、緊急時対策所近傍に保管する設計とするとともに、容易に交換ができる設計とする。また、故障時及び保守点検時のバックアップ用の2台を含めて合計3台を保管する設計とすることで、重大事故等が発生した場合において、十分に余裕のある容量を有している。</p> <p>屋外に保管するファン及びフィルタは、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。地震、積雪、降下火砕物、風（台風）及び竜巻による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</p>		<p>3. 可搬型空気浄化装置の設置許可基準適合性について 可搬型空気浄化装置について設置許可基準規則での要求条文は、39条（耐震）、40条（津波）、41条（火災）、43条（重大事故等対処設備）、61条（緊急時対策所）であり、各条文への適合方針を以下に示す。</p> <p>(1) 地震（39条） 指揮所用空調上屋及び待機所用空調上屋に設置するファン及びフィルタユニットは、基準地震動による周辺斜面の崩壊、溢水、火災等の影響を受けない場所に適切に保管する。また、ファン及びフィルタの固定方法について、固定方法に応じた設計及び評価を行うことで基準地震動による地震力において必要な機能を保持できる設計とする。</p> <p>(2) 津波（40条） ファン及びフィルタユニットを保管するエリアは、津波の影響を受けない位置であるため、津波防護対策の必要はない。</p> <p>(3) 火災（41条） 指揮所用空調上屋及び待機所用空調上屋に設置するファン及びフィルタは、不燃材料及び難燃ケーブルを使用することで火災の発生を防止するとともに、機器の固定により地震による火災発生防止のための配慮を行う。また、ファン及びフィルタを設置する指揮所用空調上屋及び待機所用空調上屋には火災感知設備を設置し、火災感知設備により火災の感知ができる範囲に保管するとともに、消火設備を設置する。</p> <p>(4) 重大事故等対処設備（43条） ファン及びフィルタユニットは、緊急時対策所との接続が速やかに行えるよう、指揮所用空調上屋及び待機所用空調上屋に保管する設計とするとともに、容易に交換ができる設計とする。また、指揮所用空調上屋と待機所用空調上屋に故障時及び保守点検時のバックアップ用の2台を含めて合計4台を保管する設計とすることで、重大事故等が発生した場合において、十分に余裕のある容量を有している。</p>	<p>【女川】記載充実（大飯実績反映）</p> <p>【大飯】設計の相違（相違理由⑨） ・泊はアンカーボルトのみ、女川はシャックル、ターンバックル等で固定している。</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・泊のファン及びフィルタを保管している空調上屋は、緊急時対策所と隣接しており、津波の影響を受けない位置であることから差異はない。</p> <p>【大飯】設計の相違（相違理由⑨） ・泊は空調上屋に専用の消火設備を設けている。</p> <p>【大飯】設計の相違（相違理由⑨）</p> <p>【大飯】設計の相違（相違理由①）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(5) 緊急時対策所 (61条)</p> <p>重大事故が発生した場合において、緊急時対策所への希ガスの放射性物質の侵入を低減又は防止するため適切な換気設計を行い、緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所遮蔽の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>また、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した上で、屋外に設置するファン及びフィルタは、中央制御室から100m以上隔離をとり、配置する。(第6図)</p> <p>なお、ファン及びフィルタの起動は、事故発生 of 早い段階で実施できるため、早期に緊急時対策所の立ち上げが可能である。</p> <div data-bbox="85 523 678 831" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p>第6図 緊急時対策所機能に係る屋外設備保管場所</p>		<p>(5) 緊急時対策所 (61条)</p> <p>重大事故が発生した場合において、緊急時対策所への希ガスの放射性物質の侵入を低減又は防止するため適切な換気設計を行い、緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所遮蔽の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>また、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した上で、空調上屋内に設置するファン及びフィルタは、中央制御室から100m以上隔離をとり、配置する。(第5図)</p> <p>また、ファン及びフィルタユニットの起動は、事故発生 of 早い段階で実施できるため、早期に緊急時対策所の立ち上げが可能である。</p> <div data-bbox="1422 486 1792 1436"> </div> <p>第5図 緊急時対策所機能に係る設備保管場所</p>	<p>【女川】記載充実（大飯実績反映）</p> <p>【大飯】設計の相違（相違理由⑨）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大阪発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

4. 可搬型設備の採用理由について

第1表に可搬型設備と常設設備の比較、第2表に屋内設備、屋外設備を示す。

設備の信頼性及び操作性は、常設設備と比較し大きな差異はないが、可搬型設備は、**屋外に保管することで、万一の故障時に一般重機を用いて容易に取り替えることができる。**

第1表 可搬型設備及び常設設備の比較

	可搬型設備		常設設備	
	評価	理由	評価	理由
特徴	-	・ 固縛装置により取り外し出来る構造	-	・ 基礎ボルト等で機器を床に固定
操作性	○	・ 常設設備との接続が必要ではあるが、簡便な接続規格等（フランジ接続）を用いることで容易かつ確実に接続が可能 ・ 先行プラントと同様の設計とすることで、同じ運用が可能	◎	・ 接続等が不要
故障時の対応	◎	・ 故障時及び保守点検による待機除外時に予備を2基有しており、 <u>予備と一体で交換できるため、早期復旧することが容易</u>	○	・ 故障時及び保守点検による待機除外時の予備を1基有しているが、分解点検等が必要となる。早期復旧は可能
総合評価	◎		◎	

第2表 屋外及び屋内保管の設計比較

	屋外設備		屋内設備	
	評価	理由	評価	理由
特徴	-	・ 機器の主要部材に耐候性に優れたSUS材を使用 ・ ファン（原動機含む）はケーシングに内蔵することで、屋外環境に耐える設計	-	・ ファン（原動機含む）を内蔵するケーシングは不要
操作性	○	・ 設置場所にて操作可能	○	・ 設置場所にて操作可能
故障時の対応	◎	・ 故障時に汎用的なクレーンやトラックがアクセスしやすく、 <u>分解又は持ち出しが容易</u>	○	・ 故障時に分解又は持ち出しのために周囲にスペースを確保しておくことが必要
環境条件	○	・ 屋外の環境条件や自然現象等を考慮する必要があるが、それらに応じた設計を行うことで機能を損なわない設計	◎	・ 建屋内に設置するため、屋外の環境条件は考慮不要
総合評価	◎		◎	

4. 可搬型設備の採用理由について

第1表に可搬型設備と常設設備の比較、第2表に屋内設備、屋外設備を示す。

設備の信頼性及び操作性は、常設設備と比較し大きな差異はないが、可搬型設備は、**万一の故障時に空気浄化設備用運搬用機器を用いて容易に取り替えることができる。**

第1表 可搬型設備及び常設設備の比較

	可搬型設備		常設設備	
	評価	理由	評価	理由
特徴	-	空気浄化設備運搬用機器により取り出しできる構造	-	機械基礎に基礎ボルト等で機器を固定する構造
操作性	○	常設設備との接続が必要ではあるが、簡便な接続方法等（フランジ接続）を用いることで容易かつ確実に接続が可能	◎	接続等が不要
故障時の対応	◎	故障時及び保守点検による待機除外時に予備機を1基設置しているため切替が可能であり、 <u>一体で交換できるため早期復旧することが可能</u>	○	故障時及び保守点検による待機除外時に予備機を1基設置した場合、切替が可能であるが、分解点検等が必要となる。早期復旧は可能。
総合評価	◎		◎	

第2表 屋外及び屋内保管の設計比較

	屋外設備		屋内設備	
	評価	理由	評価	理由
特徴	-	機器の主要部材について屋外環境に耐える設計	-	機器への風雪による影響については考慮不要。
操作性	○	設置場所にて操作可能	○	設置場所にて操作可能
故障時の対応	◎	故障時にはクレーンやトラックがアクセスしやすく、 <u>分解又は持ち出しが容易</u> 。	○	故障時に分解又は持ち出しのために周囲にスペースを確保しておく。
環境条件	○	屋外の環境条件や自然現象等を考慮する必要があるが、それらに応じた設計を行うことで機能を損なわない設計	◎	屋内に設置するため、風雪等の環境条件について考慮不要。
総合評価	○		◎	

【女川】記載充実（大阪実績反映）

【大阪】設計の相違（相違理由⑨）

【大阪】記載表現の相違

【大阪】設計の相違

・ 泊はアンカーボルトのみ、大阪はシャックル、ターンバックル等で固定している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>5. まとめ</p> <p>空気浄化装置（ファン及びフィルタ）は、可搬、常設、屋内、屋外に関わらず、要求仕様及び環境条件を満たす設計としており、設置方法に応じた機器の固定方法において可搬と恒設で構造的な差異はあるものの、機能・性能の観点から可搬、常設、屋内、屋外による差異はない。</p> <p>重大事故等対策において、万一の故障時の取替え等において柔軟性（予備機との交換による早期復旧が可能、作業に必要な汎用のクレーンやトラックのアクセス性が良い）があることに加え、当社の先行プラントと同様の設計とすることにより、予備機のプラント間の運用も可能であることから、屋外可搬型設備による対策が有利であると判断し、屋外可搬型設備を採用した。</p>		<p>5. まとめ</p> <p>空気浄化装置（ファン及びフィルタ）は、可搬、常設にかかわらず、要求仕様を満たす設計としており、設置方法に応じた機器の固定方法において可搬と恒設で構造的な差異はあるものの、機能・性能の観点では可搬と常設に差異はない。</p> <p>重大事故等対策において、柔軟性の観点と、冬季の作業性の観点から屋内可搬型設備による対策が有利であると判断し、屋内可搬型設備を採用した。</p>	<p>【女川】記載充実（大飯実績反映）</p> <p>【大飯】設計の相違（相違理由⑨）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">参考資料3</p> <p>緊急時対策所の可搬型設備の自主的な事前のつなぎ込みについて</p> <p>1. はじめに 緊急時対策所の設備のうち、可搬型空気浄化装置、空気供給装置、電源車（緊急時対策所用）は、屋外に保管・設置する可搬型重大事故等対処設備として計画している。</p> <p>上記の設備は、配管及びケーブルを常設設備と切り離した状態で保管し、重大事故等時に接続する手順としている。 本資料は可搬型重大事故対処設備を常時接続した場合の影響等について検討したものである。</p> <p>2. 緊急時対策所の可搬型重大事故対処設備の設計方針及び運用について 緊急時対策所の屋外の可搬型重大事故対処設備は、緊急時対策所内及び屋外壁面は常設、屋外は容易に交換ができるよう可搬型とし、使用時にそれらを接続する設計としている。</p> <p>可搬型空気浄化装置、空気供給装置、電源車（緊急時対策所用）の設計方針及び運用を以下に示す。</p> <p>(1) 可搬型空気浄化装置</p> <p>a. 設計方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外に保管する緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所空気浄化装置フィルタユニット及び可搬ダクトは、容易に交換ができるよう可搬型とし、緊急時対策所接続口から緊急時対策所内は常設である恒設ダクトで構成する。 ・ 屋外に保管するケーブルは、容易に交換ができるよう可搬型ケーブルとし、緊急時対策所からケーブル接続盤までは、常設である恒設ケーブルで構成する。 <p>b. 運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 可搬ダクトは、作業員の負担軽減のため、緊急時対策所近傍に保管、設置し、使用時には、緊急時対策所接続口にて常設ダクトと簡易的に接続する運用とする。接続口以外の可搬ダクトについては、常時接続した状態とする。 ・ 非常用空気浄化ファン等へのケーブルは、緊急時対策所近傍に保管、設置し、使用時には空気浄化ファン側をコネクタにて接続する運用とする。 <p>ケーブル接続盤側は、端子台にて常時接続した状態とする。</p>		<p style="text-align: right;">参考資料3</p> <p>緊急時対策所の可搬型設備の自主的な事前のつなぎ込みについて</p> <p>1. はじめに 緊急時対策所の設備のうち、可搬型空気浄化装置、空気供給装置、緊急時対策所用発電機は、屋外又は指揮所用空調上屋及び待機所用空調上屋に保管・設置する可搬型重大事故等対処設備として計画している。</p> <p>上記の設備は、配管及びケーブルを常設設備と切り離した状態で保管し、重大事故等時に接続する手順としている。 本資料は可搬型重大事故対処設備を常時接続した場合の影響等について検討したものである。</p> <p>2. 緊急時対策所の可搬型重大事故対処設備の設計方針及び運用について 緊急時対策所の屋外又は指揮所用空調上屋及び待機所用空調上屋の可搬型重大事故対処設備は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内並びに屋外壁面は常設。屋外、指揮所用空調上屋及び待機所用空調上屋は容易に交換ができるよう可搬型とし、使用時にそれらを接続する設計としている。</p> <p>可搬型空気浄化装置、空気供給装置、緊急時対策所用発電機の設計方針及び運用を以下に示す。</p> <p>(1) 可搬型空気浄化装置</p> <p>a. 設計方針</p> <p>指揮所用空調上屋及び待機所用空調上屋に保管する可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット及び可搬ダクトは、容易に交換ができるよう可搬型とし、指揮所用空調上屋から緊急時対策所指揮所内及び待機所用空調上屋から緊急時対策所待機所内は常設である恒設ダクトで構成する。 屋内外に保管するケーブルは、容易に交換ができるよう可搬型ケーブルとし、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内の緊急時対策所分電盤から緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所外の緊急時対策所ケーブル接続盤までは、常設電路で構成する。</p> <p>b. 運用</p> <p>可搬ダクトは、作業員の負担軽減のため、指揮所用空調上屋及び待機所用空調上屋に保管し、使用時には、指揮所用空調上屋及び待機所用空調上屋にて常設ダクトと簡易的に接続する運用とする。 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン等へのケーブルは、屋内外に保管し、使用時には緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所並びに指揮所用空調上屋及び待機所用空調上屋の緊急時対策所ケーブル接続盤側をコネクタにて接続し、緊急時対策所用発電機側を端子台にて接続する運用とする。 空気浄化ファン側は、コネクタにて常時接続した状態とする。</p>	<p>【女川】 記載充実（大飯実績反映）</p> <p>設計の相違（相違理由⑨）</p> <p>設計の相違（相違理由⑩）</p> <p>設計の相違 ・可搬型空気浄化装置に使用するケーブルはすべて可搬型であり、ケーブルには十分な余長と可とう性がある。以降同様。</p> <p>設計の相違 ・泊の可搬型空気浄化装置に用いる可搬ダクトはすべて空調上屋内で使用時に接続し、常時接続する可搬ダクトはない。 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンと可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットを繋ぐ可搬ダクトに関しては常時接続が可能だが、接続により通路を塞ぐため、作業性の観点から接続しない。</p> <p>設計の相違 ・大飯と異なり空気浄化ファンは屋内に設置されており、絶縁低下のリスクが低いためファン側は常時接続としている。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 空気供給装置</p> <p>a. 設計方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外に設置する空気供給装置（マニホールド等含む）及びホースは、容易に交換できるよう可搬型とし、緊急時対策所接続口から緊急時対策所内は常設である恒設配管で構成する。 <p>b. 運用</p> <ul style="list-style-type: none"> 空気供給装置のホースは、緊急時対策所近傍に保管、設置し、使用時に緊急時対策所接続口にて接続する。 <p>(3) 電源車（緊急時対策所用）</p> <p>a. 設計方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外に保管する電源車（緊急時対策所用）は、容易に交換ができるよう可搬型とする。 屋外に保管するケーブルは、容易に交換ができるよう可搬型ケーブルとし、緊急時対策所からケーブル接続盤までは、常設である恒設トレイで構成する。 <p>b. 運用</p> <ul style="list-style-type: none"> 電源車（緊急時対策所用）のケーブルは、緊急時対策所近傍に保管、設置し、使用時に接続する。 ケーブル接続盤側は、端子台にて常時接続した状態とし、使用時には電源車（緊急時対策所）側をコネクタにて接続する。各設備の接続方法を第1表、接続箇所を第1図に示す。 		<p>(2) 空気供給装置</p> <p>a. 設計方針</p> <p>指揮所用空調上屋及び待機所用空調上屋に設置する空気供給装置及びホースは、容易に交換できるよう可搬型とし、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所並びに指揮所用空調上屋及び待機所用空調上屋の建屋貫通部は常設である恒設配管で構成する。</p> <p>b. 運用</p> <p>空気供給装置のホースは、指揮所用空調上屋及び待機所用空調上屋に保管し、使用時に空調上屋屋内側壁貫通配管接続口、空調上屋屋外側壁貫通配管接続口及び緊急時対策所空気供給配管接続口の貫通部にて接続する。なお、空調上屋屋内側壁貫通配管接続口、空調上屋屋外側壁貫通配管接続口及び緊急時対策所空気供給配管接続口以外に接続するホースについては、常時接続した状態とする。</p> <p>(3) 緊急時対策所用発電機</p> <p>a. 設計方針</p> <p>屋外に保管する緊急時対策所用発電機は、容易に交換できるよう可搬型とする。</p> <p>屋内外に保管するケーブルは、容易に交換ができるよう可搬型ケーブルとし、緊急時対策所分電盤から緊急時対策所ケーブル接続盤までは、常設電路で構成する。</p> <p>b. 運用</p> <p>緊急時対策所用発電機のケーブルは、屋内外に保管し、使用時に接続する。</p> <p>使用時には緊急時対策所ケーブル接続盤側をコネクタにて接続し、緊急時対策所用発電機側を端子台にて接続する。各設備の接続方法を第1表、接続箇所を第1図に示す。</p>	<p>【女川】</p> <p>記載充実（大飯実績反映） 設計の相違（相違理由⑨）</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は緊急時対策所空調上屋内にポンペを保管していることから、常設となる貫通部配管が2箇所となる。 常設配管と可搬ダクト、ホースを接続しないという趣旨は同様。 <p>設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 接続方式及び接続箇所の相違

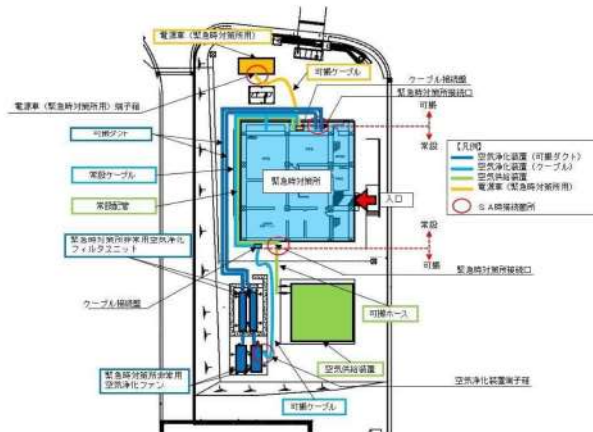
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉

第1表 緊急時対策所に係る可搬型重大事故対処設備の接続方法

設備	種類	接続方法
可搬型空気浄化装置	ダクト	フランジ接続
	ケーブル	コネクタ接続
空気供給装置	ホース	カブラ接続
電源車（緊急時対策所用）	ケーブル	コネクタ接続



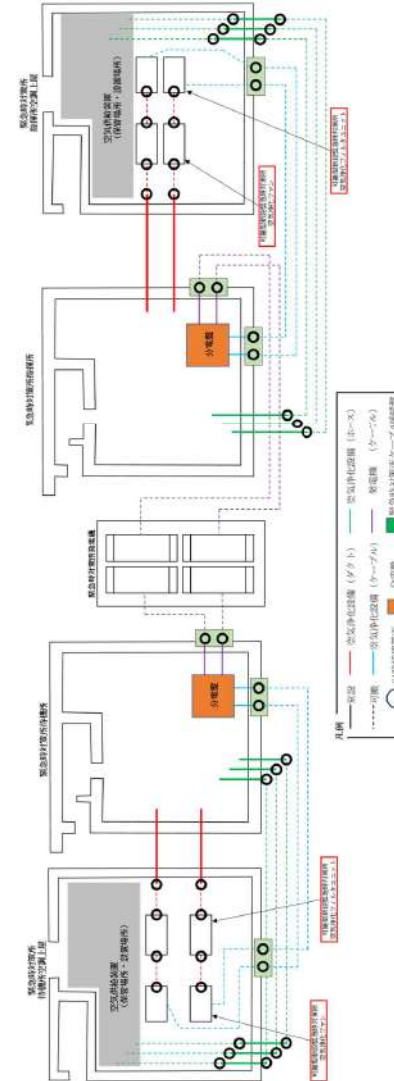
第1図 緊急時対策所の可搬型重大事故対処設備の接続箇所

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

第1表 緊急時対策所にかかわる可搬型重大事故対処設備の接続方法

設備	種類	接続方法
可搬型空気浄化装置	ダクト	フランジ接続
	ケーブル	コネクタ接続
空気供給装置	ホース	カブラ接続
緊急時対策所用発電機	ケーブル/端子	コネクタ接続



第1図 緊急時対策所指図書及び緊急時対策所内設備の可搬型重大事故対処設備の接続箇所

相違理由

【女川】
 記載充実（大飯実績反映）

設計方針の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>3. 設置変更許可申請書の整理 設置変更許可申請書に記載している緊急時対策所の設備に係る設計方針を第2表に記載する。</p> <p style="text-align: center;">第2表 設置変更許可申請書記載内容の整理</p> <table border="1" data-bbox="78 331 678 1023"> <thead> <tr> <th>記載箇所</th> <th>記載内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置許可基準規則</td> <td> <p>(緊急時対策所)</p> <p>第三十四条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損傷その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。(以下略)</p> <p>第六十一条 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するために適切な処置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。</p> <p>三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。</p> <p>(重大事故等対処設備)</p> <p>第四十三条1項一号(環境条件) 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>第四十三条1項五号(悪影響防止) 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>第四十三条3項五号 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>第四十三条3項七号 重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	記載箇所	記載内容	設置許可基準規則	<p>(緊急時対策所)</p> <p>第三十四条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損傷その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。(以下略)</p> <p>第六十一条 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するために適切な処置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。</p> <p>三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。</p> <p>(重大事故等対処設備)</p> <p>第四十三条1項一号(環境条件) 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>第四十三条1項五号(悪影響防止) 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>第四十三条3項五号 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>第四十三条3項七号 重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p>	<p>3. 設置変更許可申請書の整理 設置変更許可申請書に記載している緊急時対策所の設備に係る設計方針を第2表に記載する。</p> <p style="text-align: center;">第2表 設置変更許可申請書記載内容の整理</p> <table border="1" data-bbox="1339 331 1939 1134"> <thead> <tr> <th>記載箇所</th> <th>記載内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置許可基準規則</td> <td> <p>(緊急時対策所)</p> <p>第三十四条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損傷その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、<u>緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。</u>(以下略)</p> <p>第六十一条 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。</p> <p>三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。</p> <p>(重大事故等対処設備)</p> <p>第四十三条1項一号 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>第四十三条2項三号 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>第四十三条3項五号 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	記載箇所	記載内容	設置許可基準規則	<p>(緊急時対策所)</p> <p>第三十四条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損傷その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、<u>緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。</u>(以下略)</p> <p>第六十一条 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。</p> <p>三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。</p> <p>(重大事故等対処設備)</p> <p>第四十三条1項一号 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>第四十三条2項三号 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>第四十三条3項五号 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p>	<p>3. 設置変更許可申請書の整理 設置変更許可申請書に記載している緊急時対策所の設備に係る設計方針を第2表に記載する。</p> <p style="text-align: center;">第2表 設置変更許可申請書記載内容の整理</p> <table border="1" data-bbox="1339 331 1939 1134"> <thead> <tr> <th>記載箇所</th> <th>記載内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置許可基準規則</td> <td> <p>(緊急時対策所)</p> <p>第三十四条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損傷その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、<u>緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。</u>(以下略)</p> <p>第六十一条 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。</p> <p>三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。</p> <p>(重大事故等対処設備)</p> <p>第四十三条1項一号 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>第四十三条2項三号 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>第四十三条3項五号 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	記載箇所	記載内容	設置許可基準規則	<p>(緊急時対策所)</p> <p>第三十四条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損傷その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、<u>緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。</u>(以下略)</p> <p>第六十一条 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。</p> <p>三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。</p> <p>(重大事故等対処設備)</p> <p>第四十三条1項一号 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>第四十三条2項三号 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>第四十三条3項五号 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p>	<p>【女川】 記載充実（大飯実績反映） 設計方針の相違</p>
記載箇所	記載内容														
設置許可基準規則	<p>(緊急時対策所)</p> <p>第三十四条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損傷その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。(以下略)</p> <p>第六十一条 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するために適切な処置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。</p> <p>三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。</p> <p>(重大事故等対処設備)</p> <p>第四十三条1項一号(環境条件) 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>第四十三条1項五号(悪影響防止) 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>第四十三条3項五号 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>第四十三条3項七号 重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p>														
記載箇所	記載内容														
設置許可基準規則	<p>(緊急時対策所)</p> <p>第三十四条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損傷その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、<u>緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。</u>(以下略)</p> <p>第六十一条 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。</p> <p>三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。</p> <p>(重大事故等対処設備)</p> <p>第四十三条1項一号 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>第四十三条2項三号 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>第四十三条3項五号 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p>														
記載箇所	記載内容														
設置許可基準規則	<p>(緊急時対策所)</p> <p>第三十四条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損傷その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、<u>緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。</u>(以下略)</p> <p>第六十一条 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。</p> <p>三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。</p> <p>(重大事故等対処設備)</p> <p>第四十三条1項一号 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>第四十三条2項三号 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>第四十三条3項五号 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p>														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
記載箇所	記載内容		記載箇所	記載内容
既許可（平成29年5月24日許可）	<p>【本文】</p> <p>ロ、発電用原子炉施設的一般構造 (3)その他の主要な構造</p> <p>a.設計基準対象施設 (ae)緊急時対策所 (P.43～)</p> <p>原子炉施設には、1次冷却系統に係る原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、<u>緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。</u> 緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じる。また、必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けるとともに、重大事故等に対処するために必要な下図の要員を収容できる設計とする。</p> <p>b.重大事故等対処施設（原子炉制御室、監視測定設備、<u>緊急時対策所及び通信連絡を行うために必要な設備は、a.設計基準対象施設に記載。</u>）</p> <p>(c)重大事故等対処設備 (c-1)多様性、位置的分散、悪影響防止等</p> <p>共通要因としては、環境条件、自然事象、外部人為事象、溢水、火災及びびサポート系を考慮する。</p> <p>自然現象については、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降雪、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、高潮及び森林火災を考慮する。◀項7号▶</p> <p>(c-1-1)多様性、位置的分散 (c-1-1-2)可搬型重大事項等対処設備 (P.52～)</p> <p><u>重大事故防止設備のうち可搬型のものは、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講じた設計とする。</u>◀項7号▶</p> <p>また、可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波その他の自然事象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響並びに設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備とは異なる場所に保管する。◀項5号▶</p> <p>環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できる設計とする。重大事故等時の環境条件における健全性については「(c-3)環境条件等」に記載する。風（台風）及び竜巻のうち風荷重、凍結、降雪及び火山の影響並</p>		<p>設置変更許可申請書</p> <p>【本文】</p> <p>ロ、発電用原子炉施設的一般構造 (3) その他の主要な構造</p> <p>a.設計基準対象施設 (ae) 緊急時対策所 (P.59～)</p> <p>原子炉施設には、1次冷却系統に係る原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、<u>緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。</u> 緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じる。また、必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けるとともに、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。</p> <p>b.重大事故等対処施設（原子炉制御室、監視測定設備、<u>緊急時対策所及び通信連絡を行うために必要な設備は、a.設計基準対象施設に記載。</u>）</p> <p>(c) 重大事故等対処設備 (c-1) 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (c-1-1) 多様性、位置的分散 (c-1-1-1) 常設重大事故等対処設備 (p.67)</p> <p>常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等の機能と、共通要因によって同時にその機能を損なうおそれがないよう、<u>可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講じる設計とする。</u></p> <p>(c-1-1-2) 可搬型重大事故等対処設備 (p.69～)</p> <p>重大事故防止設備のうち可搬型のもの（以下、「可搬型重大事故防止設備」という。）は、<u>設計基準事故対処設備等又は常設重大事故防止設備の機能と、共通要因によって同時にその機能を損なうおそれがないよう、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講じる設計とする。</u></p>	<p>【女川】 記載充実（大飯実績反映） 設計方針の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
記載箇所	記載内容		記載箇所	記載内容
	<p>びに灌漑的障害に対して可搬型重大事故対処設備は、環境条件にて考慮し、機能が損なわれない設計とする。<3項5号><3項7号><1項1号></p> <p>風（台風）、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災、近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びびい煙等の二次的影響）、有毒ガス及び電磁的障害に対して屋外の可搬型重大事故対処設備は、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故対処設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、設計基準事故対処設備を防護するとともに、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する。<3項5号><3項7号></p> <p>(c-1-2) 悪影響防止 (P57～)</p> <p>重大事故対処設備は原子炉施設（他号が含む。）内の他の設備（設計基準対象施設だけでなく、当該重大事故対処設備以外の重大事故対処設備も含む。）に対して悪影響をおよぼさないよう、以下の措置を講じた設計とする。</p> <p>他の設備への悪影響としては、他設備への系統的影響、同一設備の機能的な影響、地震、火災、溢水、風（台風）、竜巻による影響並びにタービンミサイル等の内部発生飛散物による影響を考慮する。<1項5号></p> <p>風（台風）及び竜巻による影響については、重大事故対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に設置又は保管することで、他設備に悪影響を及ぼさない設計とする。また、屋外の重大事故対処設備については、風荷重を考慮し、必要により当該設備の落下防止、転倒防止又は固縛の措置をとり、設計基準事故対処設備（防護対象施設）の他、当該設備と同じ機能を有する他の重大事故対処設備に悪影響を及ぼさない設計とする。（「(c-3)環境条件等」）<1項5号><1項1号></p> <p>(c-3) 環境条件等 (P93～)</p> <p>(c-3-1) 環境条件</p> <p>重大事故対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件においてその機能が有効に発揮できるよう、その設置（使用）・保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計とする。</p> <p>重大事故等発生時の環境条件については、重大事故等時における温度（環境温度、使用温度）、放射線、荷重に加えてその他の使用条件として環境圧力及び湿度による影響、屋外の天候による影響、重大事故等時に回数を通水する系統への影響、電磁波による影響及び周辺機器等からの悪影響を考慮する。荷重としては、重大事故等が発生した場合における環境圧力を踏まえた圧力、湿度、機械的荷重に加えて自然現象（地震、風（台風）、竜巻、積雪及び火山の影響）による荷重を考慮する。</p> <p>屋外の重大事故対処設備は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計</p>		<p>設置変更許可申請書</p> <p>(c-3) 環境条件</p> <p>(c-3-1) 環境条件 (p.81)</p> <p>中央制御室内、原子炉建屋内、原子炉補助建屋内、ディーゼル発電機建屋内、燃料取扱棟内、循環水ポンプ建屋内及び緊急時対策所内（空調上屋含む）の重大事故等対処設備は、重大事故等時におけるそれぞれの場所の環境条件を考慮した設計とする。また、地震による荷重を考慮して、機能を損なうことのない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備については、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛による固定の措置をとる。</p> <p>ス.その他発電用原子炉の附属設備の構造及び設備</p> <p>(3)その他の主要な事項</p> <p>(vi) 緊急時対策所 (p.241)</p> <p>緊急時対策所の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計とする。</p> <p>【添付資料八】</p> <p>1.1.10 重大事故等対処設備に関する基本方針</p> <p>1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</p> <p>(1) 多様性、位置的分散 (p.8-1-17)</p> <p>a. 常設重大事故等対処設備</p> <p>常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備及び使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能を有する設備（以下「設計基準事故対処設備等」という。）の機能と、共通要因によって同時にその機能を損なうおそれがないよう、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講じる設計とする。</p> <p>b. 可搬型重大事故等対処設備 (p.8-1-20)</p> <p>可搬型重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等又は常設重大事故防止設備の機能と、共通要因によって同時にその機能を損なうおそれがないよう、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講じる設計とする。</p>	<p>【女川】</p> <p>記載充実（大飯実績反映）</p> <p>設計方針の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
記載箇所	記載内容			記載箇所	記載内容	【女川】 記載充実（大飯実績反映） 設計方針の相違
設置変更許可申請（平成30年7月27日申請）	<p>とする。地震、積算及び降下大砂物による荷重を考慮して、機能を損なうことのない設計とするとともに、風（台風）及び竜巻による風荷重の影響に対しては、位置的分散を考慮した保管により、機能を損なわない設計とする。また、可搬型重大事故等対処設備については、必要により当該設備の落下防止、転倒防止又は固縛の措置をとる。（4項1号）</p> <p>【本文】</p> <p>ス、その他発電用原子炉の付属施設の構造及び設備</p> <p>(3)その他の主要な事項</p> <p>(vi) 緊急時対策所（P23～）</p> <p>緊急時対策所の機能に係る設備は、3号炉及び4号が中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、3号炉及び4号が中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、3号炉及び4号が中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計とする。</p> <p>【添付資料八】</p> <p>10. その他発電用原子炉の付属施設</p> <p>10.9 緊急時対策所</p> <p>10.9.2 設計方針（P8-1-3～）</p> <p>緊急時対策所の機能に係る設備は、3号炉及び4号が中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、3号炉及び4号が中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、3号炉及び4号が中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計とする。</p> <p>10.9.2.2.1 多様性、位置的分散（P8-10-7～）</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>緊急時対策所は、独立した建屋及びそれと一体の緊急時対策所遮蔽並びに換気設備として緊急時対策所非常用空気浄化ファン及び緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットを有し、さらに、換気設備の電源を電源車（緊急時対策所用）から給電できる設計とする。これら3号炉及び4号炉の中央制御室に対して独立性を有した設備により居住性を確保できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、3号炉及び4号炉中央制御室とは離れた場所に設置することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び電源車（緊急時対策所用）は、3号炉及び4号炉中央制御室とは離れた位置の屋外に分散して保管することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化ファンは、1台で緊急時対策所を換気するために必要な容量を有するものを予備も含めて3台保管することで多重性を図る設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは、1台で緊急時対策所を換気するため</p>			設置変更許可申請書	<p>1.1.10.3 環境条件等</p> <p>(1) 環境条件（p.8-1-31）</p> <p>中央制御室内、原子炉建屋内、原子炉補助建屋内、ディーゼル発電機建屋内、燃料取扱棟内、循環水ポンプ建屋内及び緊急時対策所内（空調上屋含む）の重大事故等対処設備は、重大事故等時におけるそれぞれの場所の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>また、地震による荷重を考慮して、機能を損なうことのない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備については、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛による固定の措置をとる。</p> <p>10. その他発電用原子炉の付属施設</p> <p>10.9. 緊急時対策所</p> <p>10.9.2 設計方針（p.8-10-87～）</p> <p>緊急時対策所の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置及び保管する設計とする。</p> <p>10.9.2.2.1 多様性、多重性、独立性及び位置的分散（p.8-10-93～）</p> <p>基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>緊急時対策所は、独立した建屋及びそれと一体の緊急時対策所並べ並びに換気設備として可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットを有し、さらに、換気設備の電源を緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。これら中央制御室に対して独立性を有した設備により居住性を確保できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所及び緊急時対策所用発電機は、中央制御室とは離れた位置の屋外に設置することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、中央制御室とは離れた位置の空調上屋内に分散して保管することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンは、1台で指揮所又は待機所をそれぞれ換気するために必要な容量を有するものを各2台、合計4台を保管することで多重性を持つ設計とする。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
記載箇所	記載内容			記載箇所	記載内容	【女川】 記載充実（大飯実績反映） 設計方針の相違
	<p>に必要な容量を有するものを予備も含めて3台保管することで多重性を図る設計とする。</p> <p>代替電源設備としての電源車（緊急時対策所用）は、緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを予備も含めて3台保管することで多重性を図る設計とする。</p> <p>10.9.2.2.5 環境条件等(p9-10~11~)</p> <p>基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化ファンは、重大事故等時における屋外の環境条件は考慮した設計とする。操作は緊急時対策所内から可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは、重大事故等時における屋外の環境条件は考慮した設計とする。</p> <p>空気供給装置は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所から可能な設計とする。</p> <p>電源車（緊急時対策所用）は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所から可能な設計とする。</p>			設置変更許 可申請書	<p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、1基で指揮所又は待機所をそれぞれ換気するために必要な容量を有するものを各2基、合計4基を保管することで多重性を持つ設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機は、1台で指揮所、待機所それぞれに給電するために必要な容量を有するものを予備も含めて8台保管することで多重性を図る設計とする。</p> <p>10.9.2.2.4 環境条件等(p.8-10-97~)</p> <p>基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p> <p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンは、空調上屋内に保管及び設置するため、重大事故等時における空調上屋内の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所及び緊急時対策所内から可能な設計とする。</p> <p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、空調上屋内に保管及び設置するため、重大事故等時における空調上屋内の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所から可能な設計とする。</p> <p>空気供給装置は、空調上屋内に保管及び設置するため、重大事故等時における空調上屋内の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所から可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機は、屋外に保管及び設置するため、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所から可能な設計とする。</p>	

第3表 重大事故等対処設備の設備分類等（添付書類8抜粋）

第31条 緊急時対策所

設備種別(項目)	設備機能	代替手段の備有状況(設置場所及び設備)		重大事故等対処設備	
		設備	設置場所	設備分類	重大事故等対処設備
緊急時対策所	緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所
緊急時対策所非常用空気浄化ファン		可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所
緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット		可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所
緊急時対策所非常用空気供給装置		可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所
緊急時対策所非常用電源車		可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所
緊急時対策所非常用電源車		可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所
緊急時対策所非常用電源車		可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所
緊急時対策所非常用電源車		可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所
緊急時対策所非常用電源車		可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所
緊急時対策所非常用電源車		可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所
緊急時対策所非常用電源車		可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所
緊急時対策所非常用電源車		可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所
緊急時対策所非常用電源車		可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所
緊急時対策所非常用電源車		可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所
緊急時対策所非常用電源車		可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所

第3表 重大事故等対処設備の分類等（43条まとめ資料抜粋）

設備種別	設備(項目)	代替手段の備有状況(設置場所及び設備)		重大事故等対処設備	
		設備	設置場所	設備分類	重大事故等対処設備
緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所
	可搬型新設緊急時対策所非常用空気浄化ファン	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所
	可搬型新設緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所
	可搬型新設緊急時対策所非常用空気供給装置	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所
	可搬型新設緊急時対策所非常用電源車	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所
	可搬型新設緊急時対策所非常用電源車	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所
	可搬型新設緊急時対策所非常用電源車	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所
	可搬型新設緊急時対策所非常用電源車	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所
	可搬型新設緊急時対策所非常用電源車	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所
	可搬型新設緊急時対策所非常用電源車	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所
	可搬型新設緊急時対策所非常用電源車	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所
	可搬型新設緊急時対策所非常用電源車	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所
	可搬型新設緊急時対策所非常用電源車	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所
	可搬型新設緊急時対策所非常用電源車	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所
	可搬型新設緊急時対策所非常用電源車	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所

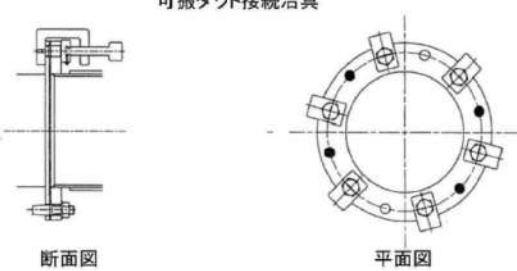

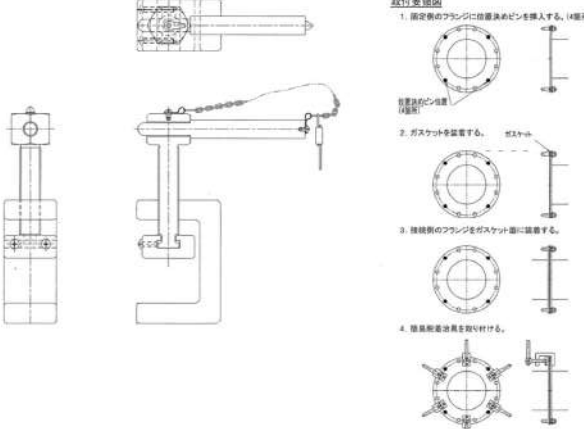
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4. 緊急時対策所の設備に係る外部からの衝撃に対する設計方針について</p> <p>既許可において、重大事故防止設備のうち可搬型ものは、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、設計基準事故対処設備を防護するとともに、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管することとしている。</p> <p>設置許可基準規則第43条3項7号の規定は重大事故防止設備に対する要求事項であることから、重大事故緩和設備についての直接的な要求事項ではないと考える。</p> <p>しかしながら、大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を含めて、多くの設計基準事故対処設備や常設重大事故等対処設備が設置されている原子炉建屋から100m以上離隔する設計とし、複数保有している場合については、同じ機能をもつ可搬型重大事故等対処設備同士を可能な限り離隔して分散配置している。</p> <p>また、緊急時対策所に係る設備は、設置許可基準規則第61条の規定により、3号炉及び4号炉中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、3号炉及び4号炉中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、3号炉及び4号炉中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計としており、同時に機能が損なわれない措置を講じている。</p> <p>既許可本文にて、可搬型重大事故対処設備に対して考慮している環境条件は、地震、風（台風）及び竜巻のうち風荷重、凍結、降水、積雪及び火山の影響並びに電磁的障害であり、屋外に設置する緊急時対策所の可搬型重大事故対処設備は、地震による荷重を考慮して機能を損なわない設計とするとともに、風（台風）及び竜巻による風荷重に対して、飛散しないよう固縛することにより他設備への悪影響を防止するとともに、位置的分散を考慮した保管または風荷重の影響を考慮して、機能が損なわれない設計とする。なお、積雪、降灰については、必要に応じて除雪、除灰を行うこととしている。</p>		<p>4. 緊急時対策所の設備に係る外部からの衝撃に対する設計方針について</p> <p>設置変更許可申請において、可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に保管するか、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、設計基準事故対処設備を防護するとともに、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管することとしている。</p> <p>設置許可基準規則第43条3項7号の規定は重大事故防止設備に対する要求事項であることから、重大事故緩和設備についての直接的な要求事項ではないと考える。</p> <p>しかしながら、大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を含めて、多くの設計基準事故対処設備や常設重大事故等対処設備が設置されている原子炉建屋から100m以上離隔する設計とし、複数保有している場合については、同じ機能をもつ可搬型重大事故等対処設備同士を可能な限り離隔して分散配置している。</p> <p>また、緊急時対策所に係る設備は、設置許可基準規則第61条の規定により、3号炉中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、3号炉中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、3号炉中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計としており、同時に機能が損なわれない措置を講じている。</p> <p>また、屋外及び空調上屋に設置する緊急時対策所の設備は、屋外及び空調上屋の環境条件を考慮した設計としている。</p> <p>屋外に設置する重大事故等対処設備については、地震による荷重、竜巻による風荷重等に対して、位置的分散を考慮した保管又は当該設備をアンカー等による固定及び転倒防止により、機能が損なわれない設計とする。</p> <p>空調上屋に設置する重大事故等対処設備については、地震による荷重等に対して、当該設備をアンカー等による固定及び転倒防止により、機能が損なわれない設計とする。</p>	<p>【女川】 記載充実（大阪実績反映） 記載表現の相違 設計の相違（相違理由⑨）</p> <p>対象号炉の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設計の相違（相違理由⑨） ・可搬型空気浄化設備及び空気供給装置は屋内設置あり、風雪等の影響を受けない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>6. まとめ</p> <p>緊急時対策所に係る設備は、3号炉及び4号炉中央制御室と位置的分散を図り、設置又は保管する設計としており、外部からの衝撃に対して、同時に機能が損なわれない措置を講じている。また、屋外に設置する緊急時対策所の設備は、屋外の環境条件は考慮した設計としており、地震による荷重、風（台風）及び竜巻による風荷重に対して、位置的分散を考慮した保管または当該設備をアンカー等による固縛及び転倒防止により、機能が損なわれない設計としている。</p> <p>5. のとおり、可搬設備の常時接続は、外部からの衝撃に対して新たな評価条件の設定や試験等が必要であり、現在の規格基準等に基づいた健全性評価の実施が短時間では難しい。そのため、常時接続した場合の損傷時の対応を考慮し、使用時に接続する運用とする。</p> <p>なお、作業員の負担軽減のため、ダクト、ケーブル等は可能な限り使用場所に保管、敷設し、使用時に簡易に接続するだけになるよう工夫する。（添付参照）</p> <p style="text-align: right;">添付資料</p> <p style="text-align: center;">可搬設備の接続箇所概要</p> <p>可搬型空気浄化装置に係る接続箇所の概要を第1図及び第2図に示す。</p> <p style="text-align: center;">可搬ダクト接続治具</p>  <p style="text-align: center;">断面図 平面図</p> <p style="text-align: center;">第1図 可搬型空気浄化装置 可搬ダクト接続部</p> <p style="text-align: center;">可搬ケーブルコネクタ</p>  <p style="text-align: center;">ケーブル側 機器側</p> <p style="text-align: center;">第2図 可搬型空気浄化装置 可搬ケーブル接続部</p> <p>(注) 今後の詳細検討において変更の可能性あり。</p>		<p>6. まとめ</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に保管するか、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、設計基準事故対処設備を防護するとともに、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して屋外に保管することとしている。</p> <p>5. のとおり、可搬設備の常時接続は、外部からの衝撃に対して新たな評価条件の設定や試験等が必要であり、現在の規格基準等に基づいた健全性評価の実施が短時間では難しい。そのため、常時接続した場合の損傷時の対応を考慮し、使用時に接続する運用とする。</p> <p>なお、作業員の負担軽減のため、ダクト、ケーブル等は可能な限り使用場所に保管、敷設し、使用時に簡易に接続するだけになるよう工夫する。（添付参照）</p> <p style="text-align: right;">添付資料</p> <p style="text-align: center;">可搬設備の接続箇所概要</p> <p>可搬型空気浄化装置に係る接続箇所の概要を第1図に示す。</p>  <p style="text-align: center;">第1図 可搬型空気浄化装置 可搬ダクト接続部</p>	<p>【女川】</p> <p>記載充実（大飯実績反映）</p> <p>記載表現の相違</p>

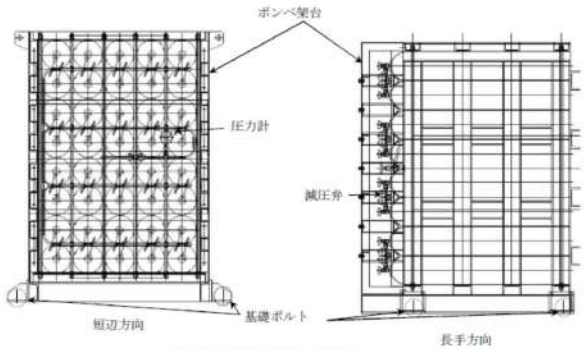
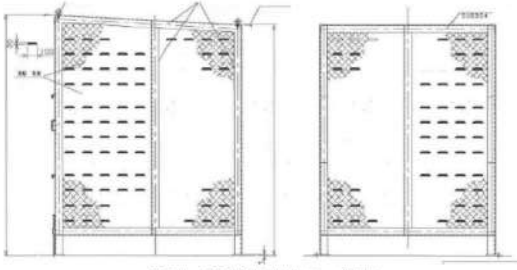
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">参考資料4</p> <p>空気供給装置（ポンベ）に係る環境条件への適合性について</p> <p>1. はじめに 緊急時対策所機能に係る設備のうち、空気供給装置は屋外に設置する可搬型重大事故等対処設備として計画している。空気供給装置のうち、空気ポンベは高圧ガス保安法の規格に基づき製作するものである。 本資料では、屋外に設置する空気供給装置について環境条件への適合性を整理したものである。</p> <p>2. 空気供給装置の構造について 空気供給装置は空気ポンベ及びポンベ架台等により構成される。空気ポンベは高圧ガス保安法の規格に基づき十分な強度を有する構造とし、固定ボルトによりポンベ架台に固定する。また、ポンベ架台は基礎ボルト等により床に据え付ける。（第1図） 空気供給装置は予備品との交換が容易な屋外に保管することから、直射日光等による温度上昇を防ぐため、ポンベ架台全体をステンレス製のカバー等により覆うことで、障壁を設ける措置を講じている（注1）。（第2図） （注1）容器等を常に40℃以下に保つ必要があり、直射日光等による温度上昇を防ぐため、屋根、隔壁、散水装置を設ける等の措置を講じることが、「高圧ガス保安法及び関連政省令の運用及び解釈について（内規）」に記載されている。</p> <p>3. 環境条件への適合性について 空気供給装置は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。 空気ポンベについては、「高圧ガス保安法」に基づく、「容器保安規則」に従った適切な材料であるJIS G3429 のクロムモリブデン鋼STH21を使用している。 ポンベ架台の主要部材はSS400 であるが、耐候性に優れた塗料を採用し、またステンレス製のカバー等を内蔵することで、屋外環境に耐える設計とする。なお、直射日光等による温度上昇に対しては、内規の屋根及び隔壁に該当する金属カバーを設置する設計とする。 また近傍に消火栓等の散水装置も設置しているため、輻射熱等に対して問題はないと考える（注2）。 屋外に設置する空気供給装置は、転倒防止のためにアンカー等で固定することで、基準地震動Ssによる地震力に対する耐震機能を有する設計とする。 また、竜巻に対しても同様に飛散防止のためにアンカー等で固定することで、竜巻による風荷重に対して機能が損われない設計とする。 （注2）金属カバーは移動式水素ステーションの水素カードルにて6都県、13件の実績がある。</p>			<p>【大飯】 設計の相違（相違理由⑨） ・大飯ではポンベを屋外に設置していることから、直射日光等の影響を考慮する必要がある。 泊はポンベを屋内に設置していることから、直射日光等の影響を考慮する必要はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4. まとめ</p> <p>空気供給装置については、屋外の環境条件を満たす設計としており、またボンベ架台等にて固定することで、自然事象等により機能が損なわれることがないため、環境条件への適合について満足していると考ええる。</p>  <p>第1図 空気供給装置 外観図</p>  <p>第2図 空気供給装置用カバー 概要図</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.8 重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備 緊急時において事故状態を把握するために必要なプラントパラメータ等を収集し、発電所内外に伝送するため、安全パラメータ表示システム（以下「SPDS」という）を、耐震性を有する原子炉補助建屋及び緊急時対策所に、安全パラメータ伝送システムを、耐震性を有する緊急時対策所に設置している。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所において、重大事故等時に対処するために必要な情報（プラントパラメータ）を把握できる設備として、主にデータ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及び安全パラメータ表示システム（SPDS）を構築する設計とする。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】 6号及び7号炉のデータ伝送装置はコントロール建屋に設置し、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に設置する設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）は、プラントパラメータを収集し、視覚化等の処理を行う。安全パラメータ伝送システムは、安全パラメータ表示システム（SPDS）から送られた情報を、所外へデータ伝送する。SPDS表示装置は、安全パラメータ表示システム（SPDS）で処理された情報を、緊急時対策所内に表示させる。</p>	<p>2.5 必要な情報を把握できる設備について 緊急時対策所において、重大事故等時に対処するために必要な情報（プラントパラメータ）を把握できる設備として、主にデータ収集装置、SPDS伝送装置及びSPDS表示装置から構成される安全パラメータ表示システム（SPDS）を構築する設計とする。</p> <p>データ収集装置は2号炉制御建屋に設置し、SPDS伝送装置及びSPDS表示装置は緊急時対策所に設置する設計とする。</p>	<p>2.5 必要な情報を把握できる設備について 緊急時対策所において、重大事故等時に対処するために必要な情報（プラントパラメータ）を把握できる設備として、データ収集計算機、ERSS伝送サーバ及びデータ表示端末から構成される安全パラメータ表示システム（SPDS）を構築する設計とする。</p> <p>データ収集計算機及びERSS伝送サーバは3号炉原子炉補助建屋に設置し、データ表示端末は緊急時対策所指揮所に設置する設計とする。</p> <p>データ収集計算機は、プラントパラメータを収集し、視覚化等の処理を行う。ERSS伝送サーバは、データ収集計算機から送られた情報を所外へデータ伝送する。データ表示端末は、データ収集計算機で処理された情報を緊急時対策所指揮所内に表示させる。</p>	<p>【大飯】・記載方針の相違（女川に記載統一）</p> <p>【柏崎】・記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【女川】・設計の相違（相違理由⑩） ERSS 伝送サーバ（女川名称：SPDS 伝送装置）の設置場所に相違はあるが、耐震性を有する建屋内に設置する設計であり、必要な情報を把握できる設備の機能に影響を与えるものではない。</p> <p>【柏崎】・記載方針の相違（2-3②の相違）</p> <p>【女川】・記載充実（大飯参照） 【大飯】・記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なお、SPDSのデータ伝送については、複数の有線（光ケーブル）の専用回線によって行うことができ、多重性を持たせているが、データ伝送の更なる多様化のために衛星回線による伝送設備を設置している。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】 6号及び7号炉のコントロール建屋にあるデータ伝送装置から5号炉原子炉建屋内緊急時対策所にある緊急時対策支援システム伝送装置へのデータ伝送手段は、有線（光ファイバ通信回線）と無線（無線通信回線）により構成し、多様性を確保する設計とする。</p> <p>必要な情報を把握するための設備の概要を図9に示す。</p> <p>表2のような重大事故等に対処するために必要な情報（炉心冷却や格納容器の状態）を把握することができるよう、SPDSのデータを表示できるSPDS表示装置を緊急時対策所に設置している。使用済燃料ピット水位、温度といったパラメータについても、当該装置にて確認可能である。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】 また、原子炉水位、圧力等の主要なパラメータの計測が困難となった場合においても、緊急時対策所で推定を行うことができるよう可能な限り関連パラメータを確認できる設計とする。</p> <p>また、周辺の環境線量状況を把握するため、緊急時対策所外可搬型エアモニタ、可搬型気象観測装置のデータを緊急時対策所へ伝送し、建屋内にて確認できるようにしている。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】 なお、放射性物質の放射線量の測定に用いる可搬型モニタリングポスト、風向及び風速その他の気象条件の測定に用いる可搬型気象観測装置のデータは、無線により5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に伝送することで確認できる設計とする。</p>	<p>2号炉制御建屋にあるデータ収集装置から緊急時対策所にあるSPDS伝送装置へのデータ伝送手段は、有線（光通信回線）と無線（無線通信回線）により構成し、多様性を確保する設計とする。</p> <p>概要を図2.5-1に示す。 SPDS表示装置で把握できる主なパラメータを表2.5-1に示す。</p> <p>表2.5-1に示すとおり、原子炉格納容器内の状態、使用済燃料プールの状態、水素爆発による原子炉格納容器の破損防止、水素爆発による原子炉建屋の損傷防止を確認できるパラメータについてもSPDS表示装置にて確認できる設計とする。</p> <p>また、原子炉水位、圧力等の主要なパラメータの計測が困難となった場合においても、緊急時対策所で推定を行うことができるよう可能な限り関連パラメータを確認できる設計とする。</p> <p>また、SPDS表示装置は今後の監視パラメータ追加や表示機能の拡張等を考慮した設計とする。</p> <p>なお、放射性物質の放射線量の測定に用いる可搬型モニタリングポスト、風向及び風速その他の気象条件の測定に用いる代替気象観測装置のデータは、無線により緊急時対策所に伝送することで確認できる設計とする。</p>	<p>3号炉原子炉補助建屋にあるデータ収集計算機から緊急時対策所指揮所にあるデータ表示端末へのデータ伝送手段は有線（光通信回線）と無線（無線通信回線）により構成し、多様性を確保する設計とする。</p> <p>概要を図2.5-1に示す。 データ表示端末で把握できる主なパラメータを表2.5-1に示す。</p> <p>表2.5-1に示すとおり、原子炉格納容器内の状態、使用済燃料ピットの状態、水素爆発による原子炉格納容器の破損防止、水素爆発による原子炉建屋の損傷防止を確認できるパラメータについてもデータ表示端末にて確認できる設計とする。</p> <p>また、原子炉水位、圧力等の主要なパラメータの計測が困難となった場合においても、緊急時対策所で推定を行うことができるよう可能な限り関連パラメータを確認できる設計とする。</p> <p>また、データ表示端末は今後の監視パラメータ追加や表示機能の拡張等を考慮した設計とする。</p> <p>なお、放射性物質の放射線量の測定に用いる可搬型モニタリングポスト、風向及び風速その他の気象条件の測定に用いる可搬型気象観測装置のデータは無線により緊急時対策所指揮所へ伝送することで確認できる設計とする。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】・設計の相違（相違理由①） ・システム設計の相違により、装置構成が異なるものの、原子炉補助建屋～緊急時対策所間のデータ伝送手段としては、女川と同様に多様性を確保している。</p> <p>【柏崎】・記載方針の相違（2-3②の相違）</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【女川】・設備名称の相違 ・代替気象観測設備＝可搬型気象観測装置</p> <p>【柏崎】・記載方針の相違（2-3①の相違）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉

緊急時対策所のSPDSデータ表示に係る機能に関しては、原子炉補助建屋に設置するSPDS本体も含め、基準地震動による地震動に対して、機能を喪失しないように耐震性を確保する設計としている。

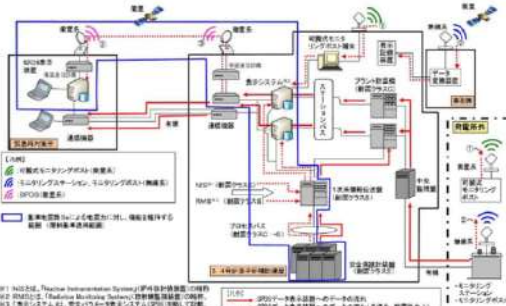


図9-1 必要な情報を把握するための設備の概要

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】

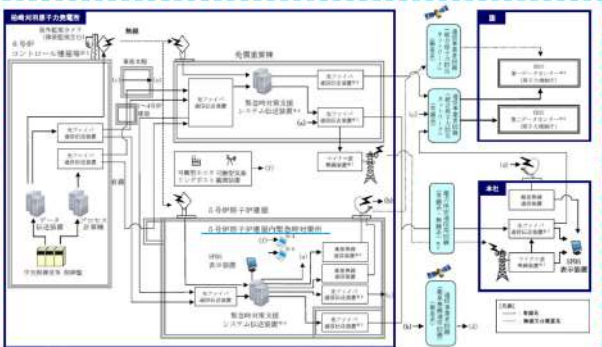


図2.5-1 安全パラメータ表示システム（SPDS）等の概要

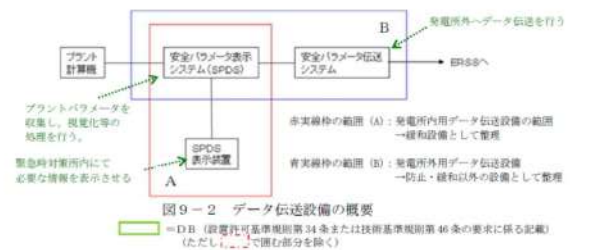


図9-2 データ伝送設備の概要

■DB（設置許可基準規則第34条または技術基準規則第40条の要求に係る記載）
 （ただし、「」で囲む部分を除く）

女川原子力発電所2号炉

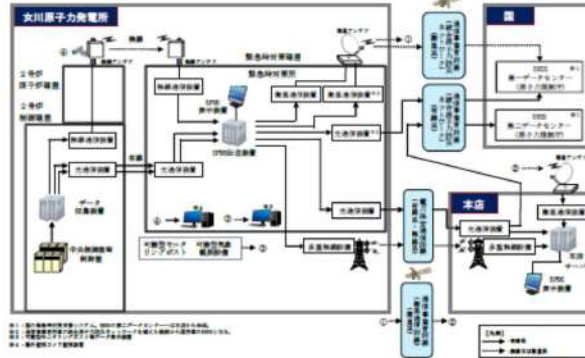


図2.5-1 安全パラメータ表示システム（SPDS）等の概要

泊発電所3号炉

緊急時対策所指揮所のデータ表示に係る機能に関しては、原子炉補助建屋に設置するデータ収集計算機及びERSS伝送サーバも含め、基準地震動に対して、機能を喪失しないように耐震性を確保する設計としている。

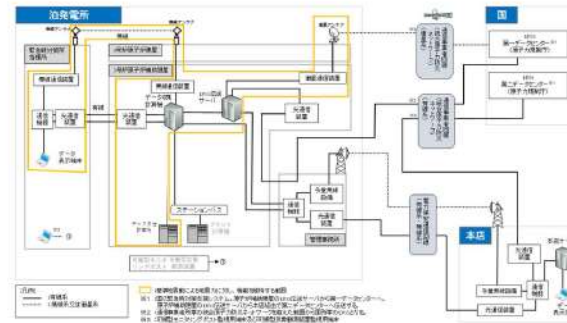


図2.5-1 必要な情報を把握するための設備の概要

相違理由

【女川】・記載充実（大飯参照）

【女川】・記載充実（大飯参照）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉

表2 SPDS表示装置にて確認できる主なパラメータ

目的	対象パラメータ	対象パラメータ
炉心反応度の状態確認	中性子束	中性子前領域中性子束 中間域中性子束 出力領域中性子束
炉心冷却の状態確認	加圧器水位	加圧器水位
	1次冷却材圧力	1次冷却材圧力
	1次冷却材流量	1次冷却材流量
	高圧注入流量	高圧注入流量
	低圧注入流量	低圧注入流量
	高圧冷却材流量	高圧冷却材流量
燃料の状態確認	燃料温度	燃料温度
	燃料棒束温度	燃料棒束温度
	燃料棒束温度	燃料棒束温度
格納容器の状態確認	格納容器内圧力	格納容器内圧力
	格納容器内温度	格納容器内温度
	格納容器内湿度	格納容器内湿度
放射能隔離の状態確認	排気筒ガスモニタの指示	排気筒ガスモニタ
	モニタリングポスト及びモニタリングステーションの指示	モニタリングポスト及びモニタリングステーションの指示
環境の状態確認	気象情報	気象情報
	気象情報	気象情報

女川原子力発電所2号炉

表2.5-1 SPDS表示装置で把握できる主なパラメータ

目的	対象パラメータ
炉心反応度の状態確認	中性子束 原子炉水位（広領域）（燃料域） 原子炉圧力 原子炉圧力容器温度 低圧炉心スプレッド系系統流量 高圧炉心スプレッド系系統流量 原子炉隔離時冷却系系統流量 残留熱除去系系統流量 残留熱除去系洗浄ライン流量 非常用ディーゼル発電機の発電状態 非常用高圧母線電圧
炉心冷却の状態確認	原子炉圧力 原子炉圧力容器温度 低圧炉心スプレッド系系統流量 高圧炉心スプレッド系系統流量 原子炉隔離時冷却系系統流量 残留熱除去系系統流量 残留熱除去系洗浄ライン流量 非常用ディーゼル発電機の発電状態 非常用高圧母線電圧
原子炉格納容器内の状態確認	原子炉格納容器内圧力 原子炉格納容器内温度 原子炉格納容器内湿度 原子炉格納容器内放射線レベル サブプレッションプール水位 原子炉格納容器下部水位 原子炉格納容器スプレッド弁開閉状態 原子炉格納容器下部注水流量 原子炉格納容器隔離の状態 排気筒放射線レベル
放射能隔離の状態確認	排気筒放射線レベル
環境への影響確認	モニタリングポスト稼働率 気象情報
使用済燃料プールの状態確認	使用済燃料プール水位 使用済燃料プール水温度
水素爆発による原子炉格納容器の破損防止確認	フィルタ装置出口水素濃度 フィルタ装置出口放射線レベル
水素爆発による原子炉建屋の破損防止確認	原子炉建屋内水素濃度

泊発電所3号炉

表2.5-1 データ表示端末で確認できる主なパラメータ

目的	対象パラメータ
炉心反応度の状態確認	中性子前領域中性子束 中間域中性子束 出力領域中性子束 1号軽タンク水位
炉心冷却の状態確認	加圧器水位
	1次冷却材圧力（広域）
	1次冷却材温度（広域-高温側、低温側）
	主蒸気ライン圧力
	高圧注入流量
	低圧注入流量
	燃料取扱用水ビット水位
	蒸気発生器水位（広域）
	蒸気発生器水位（狭域）
	補助給水流量
燃料の状態確認	燃料棒束温度（広域）
	燃料棒束温度（狭域）
	燃料棒束温度（狭域）
	燃料棒束温度（狭域）

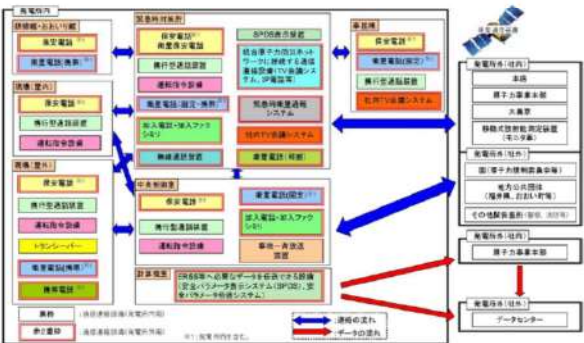
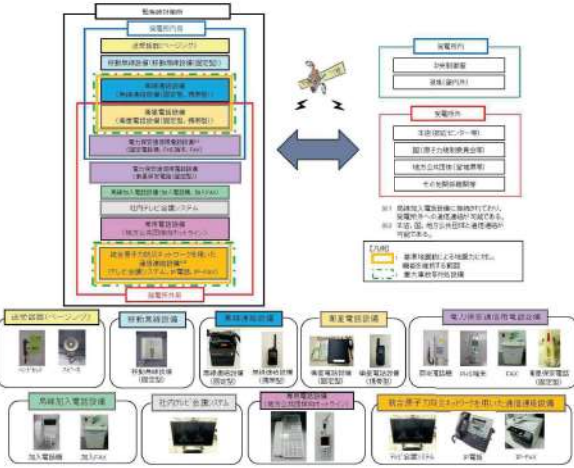
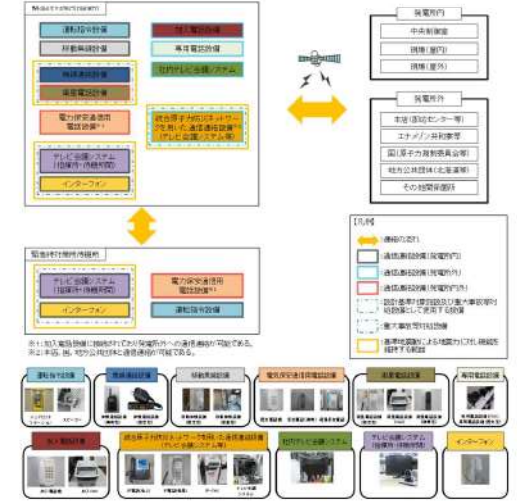
目的	対象パラメータ
格納容器の状態確認	原子炉格納容器圧力
	格納容器圧力（AM用）
	格納容器内温度
	格納容器内水素濃度
	格納容器水位
	原子炉下部キャビティ水位
	格納容器再循環サンプ水位（広域）
	格納容器再循環サンプ水位（狭域）
	格納容器スプレッド流量
	代替格納容器スプレッドポンプ出口積算流量
放射能隔離の状態確認	B-格納容器スプレッド冷却器出口積算流量（AM用）
	格納容器内高レンジエリアモニタの指示値
ECCSの状態等	排気筒ガスモニタの指示値
	原子炉格納容器隔離の状態
使用済燃料ビットの状態確認	ECCSの状態（高圧注入系）
	ECCSの状態（低圧注入系）
	格納容器スプレッドポンプの状態
	ECCSの状態
環境の状態確認	原子炉補機冷却水サージタンク水位
	充てん流量
	原子炉容器水位
	使用済燃料ビット水位（AM用）
水素爆発による原子炉格納容器の破損防止	使用済燃料ビット水位（可搬型）
	使用済燃料ビット温度（AM用）
水素爆発による原子炉建屋の破損防止	使用済燃料ビット周辺の放射線量
	モニタリングポスト及びモニタリングステーションの指示値
その他	気象情報
	格納容器イグナイタ温度
	原子炉格納容器水素処理装置温度
	アンユラス水素濃度（可搬型）
	主給水ライン流量
原子炉トリップの状態	
S/G細管漏えい監視	
格納容器ガスモニタの指示値	
放水口の放射線	

【女川】・PWR設計の反映炉型の相違により設備及び対象パラメータに相違はあるが、データ表示端末で表示する「目的」は同等であり、緊急時対策所で必要な情報を把握できることに相違はない。

【大飯】・記載表現の相違データ表示端末で表示する「目的」及び対象パラメータは同等であり、データ表示端末の機能に相違はない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.9 通信連絡設備</p> <p>発電所内の関係要員に対して必要な指示を行うための通信連絡設備（発電所内用）及び発電所外の関係課所へ連絡を行うための通信連絡設備（発電所外用）を設置している。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>発電所内の関係要員に対して必要な指示を行うための通信連絡設備（発電所内用）を5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に設置する設計とする。</p> <p>また、発電所外の関係箇所へ連絡を行うための通信連絡設備（発電所外用）を5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に設置する設計とする。</p> <p>また、通信連絡設備にはそれぞれ多様性を持たせている。ERSSへデータを伝送する設備については3、4号炉原子炉補助建屋に設置する。</p> <p>緊急時対策所に設置する通信連絡設備については、基準地震動による地震力に対し、機能を維持するための措置を講じる。通信連絡設備の概要を図1.0に示す。</p>  <p>図1.0 緊急時対策所 通信連絡設備 概略図</p>	<p>2.6 通信連絡設備について</p> <p>発電所内の関係要員に対して必要な指示を行うための通信連絡設備（発電所内用）を緊急時対策所に設置する設計とする。</p> <p>また、発電所外の関係箇所へ連絡を行うための通信連絡設備（発電所外用）を緊急時対策所に設置する設計とする。</p> <p>概要を図2.6-1に示す。</p>  <p>図2.6-1 緊急時対策所 通信連絡設備の概要</p>	<p>2.6 通信連絡設備について</p> <p>発電所内の関係要員に対して必要な指示を行うための通信連絡設備（発電所内用）を緊急時対策所に設置する設計とする。</p> <p>また、発電所外の関係箇所へ連絡を行うための通信連絡設備（発電所外用）を緊急時対策所に設置する設計とする。</p> <p>また、通信連絡設備にはそれぞれ多様性を持たせている。ERSSへデータを伝送する設備については3号炉原子炉補助建屋に設置する。</p> <p>緊急時対策所に設置する通信連絡設備については、基準地震動による地震力に対し、機能を維持するための措置を講じる。通信連絡設備の概要を図2.6-1に示す。</p>  <p>図2.6-1 緊急時対策所 通信連絡設備の概要</p>	<p>【柏崎】・記載方針の相違 (2-3①の相違)</p> <p>【柏崎】・記載方針の相違 (2-3①の相違)</p> <p>【女川】・記載内容の充実 (大飯参照)</p> <p>【大飯】・設置場所の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>図 2.6-1 女川原子力発電所内緊急時対策所 通信連絡設備の概要</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.11 事故時に必要な要員</p>	<p>3. 運用</p> <p>3.1 必要要員の構成、配置について</p> <p>(1) 原子力防災組織</p> <p>女川原子力発電所における原子力防災組織は、その基本的な機能として、①意思決定・指揮、②情報収集・計画立案、③現場対応、④対外対応、⑤情報管理、⑥資機材等リソース管理を有しており、①の責任者として本部長（所長）があたり、②～⑥の機能ごとに班を設置し、それぞれ「班長」を置く。</p> <p>原子力防災組織の活動にあたり、あらかじめ定める手順書等に記載された手順の範囲内において、各班長は上位職の指示を待つことなく自律的に活動する。</p> <p>②～⑥の機能を担う必要要員規模は対応すべき事故の様相、また事故の進展や収束の状況により異なるが、ブルーム通過の前・中・後でも対策要員の規模を拡大・縮小しながら円滑な対応が可能な組織設計とする。</p> <p>女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画では、原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、その情勢に応じて、以下のように体制を区分する。（詳細は5.6参照）</p> <p>① 警戒対策体制（原子力災害対策指針にて定められている警戒事態に対処するための体制）</p> <p>② 第1緊急体制（原子力災害対策指針にて定められている施設敷地緊急事態（原子力災害対策特別措置法第10条に基づく通報事象相当）に対処するための体制）</p> <p>③ 第2緊急体制（原子力災害対策指針にて定められている全面緊急事態（原子力災害対策特別措置法第15条に基づく報告事象相当）に対処するための体制）</p> <p>重大事故等発生時には、第2緊急体制を発令し、原子力防災組織の要員がその対応にあたる。初動対応後に想定される原子力防災組織の要員を図3.1-1に示す。</p>	<p>3. 運用</p> <p>3.1 必要要員の構成、配置について</p> <p>(1) 原子力防災組織</p> <p>泊発電所における原子力防災組織は、その基本的な機能として、①意思決定・指揮、②情報収集・計画立案、③現場対応、④情報管理、⑤資機材等リソース管理・社外対応を有しており、①の責任者として発電所対策本部長が当たり、②～⑤の機能ごとに班を設置し、それぞれの責任者として「班長」を置く。</p> <p>原子力防災組織の活動にあたり、あらかじめ定める手順書に記載された手順の範囲内において、発電所対策本部長の権限は各班長に委譲されており、各班長は上位職の指示を待つことなく、自律的に活動する。</p> <p>②～⑤の機能を担う必要要員規模は対応すべき事故の様相、また事故の進展や収束の状況により異なるが、万一ブルームが発生する事態となった場合においてもブルーム通過の前・中・後でも要員の規模を拡大・縮小しながら円滑な対応が可能な組織設計とする。</p> <p>泊発電所原子力事業者防災業務計画では、原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、その情勢に応じて、以下のように体制を区分する。（詳細は5.6参照）</p> <p>①原子力防災準備体制（原子力災害対策指針にて定められている警戒事態に対処するための体制）</p> <p>②原子力応急事態体制（原子力災害対策指針にて定められている施設敷地緊急事態（原子力災害対策特別措置法第10条に基づく通報事象相当）に対処するための体制）</p> <p>③原子力緊急事態体制（原子力災害対策指針にて定められている全面緊急事態（原子力災害対策特別措置法第15条に基づく通報事象相当）に対処するための体制）</p> <p>重大事故等発生時には、原子力緊急事態体制を発令し、原子力防災組織の要員がその対応にあたる。事故発生からブルーム通過前における緊急時対策所等で活動する原子力防災組織の要員を図3.1-1に示す。</p>	<p>【大飯】・記載方針の相違 （女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 ・発電所原子力防災組織の構成相違</p> <p>【女川】 ・要員名称の相違 女川：本部長（所長） 泊：発電所対策本部長 （以降、同様な相違理由記載は省略する。）</p> <p>【女川】 ・原子力防災組織の相違 ・設計の相違 泊は重大事故等対策としてCVフィルタベントがないことから「万一ブルームが通過する事態となった場合においても」と記載した。</p> <p>【女川】 ・体制名称の相違 原子力事業者防災業務計画に定める各体制の名称に相違はあるものの、区分している内容は同じであり、相違ない。（以降、本項目において同様の相違理由の記載を省略する。）</p> <p>【女川】 ・記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>原子炉格納容器が破損し、大量のブルームが放出されるような事態においては、不要な被ばくから要員を守るため、緊急時対策所にとどまる必要のない要員については、所外に一時退避させる。</p> <p>ブルーム通過中においても、重大事故等に対処するために必要な要員が緊急時対策所にとどまることができる設計としている。重大事故等に対処するために必要な要員として、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員65名、緊急時対応として設置した可搬型代替低圧注入ポンプ等の給油や監視等、ブルーム通過後も継続する活動のために必要な要員23名、3、4号機運転員12名の合計100名に1号炉及び2号炉の運転員の10名※1を加えた合計110名が緊急時対策所にとどまることができるように設計する。</p> <p>緊急時対策所にとどまる要員の内訳を図12及び表3に示す。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>(2)5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 第2次緊急事態において、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）で対応する6号及び7号炉に係る要員は、図3.1-1に示すとおり、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員72名である。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>また、6号及び7号炉に係る要員として、図3.1-1における②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員106名のうち中央制御室にて対応を行う運転員18名を除く88名と、1～5号炉に係る現場要員2名をあわせて90名（表3.1-1参照）についての待機場所としては、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）を確保する。</p>	<p>また、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）における原子力防災組織の要員は図3.1-2に示すとおり、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員6名と、②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員として、中央制御室にとどまる運転員7名と保修班員の17名、初期消火要員（消防車隊）6名を加えた合計36名を想定する。</p> <p>原子炉格納容器が破損し、大量のブルームが放出されるような事態においては、不要な被ばくから要員を守るため、緊急時対策所にとどまる必要のない要員については、所外に一時退避させる。</p> <p>ブルーム通過後にプラント状況等により、必要に応じて一時退避させた要員を再参集させる。</p> <p>なお、ブルーム通過の判断については、発電所敷地内に重大事故等対処設備として設置する可搬型モニタリングポスト及び自主対策設備である常設のモニタリングポストの指示値により判断を行う。</p> <p>放射線管理班長は、ブルームの影響により可搬型モニタリングポスト等の線量率が上昇した後に線量率が減少に転じ、更に線量率が安定的な状態になった場合に、ブルームが通過したと判断する。</p> <p>(2)緊急時対策所 第2緊急体制において、緊急時対策所に対応する要員は、図3.1-1に示すとおり、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員38名である。</p> <p>また、②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員52名のうち中央制御室にて対応を行う運転員7名を除く45名についての待機場所としては、緊急時対策所に収容できるものとする。</p>	<p>また、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）における原子力防災組織の要員は図3.1-2に示すとおり、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員として災害対策本部要員4名、②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員として、災害対策要員11名及び災害対策要員（支援）15名を常駐させ、3号炉運転員6名及び消火要員8名を含め発電所災害対策要員合計44名を想定する。</p> <p>原子炉格納容器が破損し、大量のブルームが放出されるような事態においては、不要な被ばくから要員を守るため、緊急時対策所にとどまる必要のない要員については、所外に一時退避させる。</p> <p>ブルーム通過後にプラント状況等により、必要に応じて一時退避させた要員を再参集させる。</p> <p>なお、ブルーム通過の判断については、発電所敷地内に重大事故等対処設備として設置する可搬型モニタリングポスト並びに自主対策設備である常設のモニタリングポスト及びモニタリングステーションの指示値により判断を行う。</p> <p>放管班長は、ブルームの影響により可搬型モニタリングポスト等の線量率が上昇した後に線量率が減少に転じ、さらに線量率が安定的な状態になった場合に、ブルームが通過したと判断する。</p> <p>(2)緊急時対策所 原子力緊急事態体制において、緊急時対策所指揮所で対応する要員は、図3.1-1に示すとおり、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員50名である。</p> <p>また、②原子炉格納容器の破損等による放射性物質の拡散抑制のために必要な要員を含む各班員45名のうち、中央制御室にて対応を行う運転員6名を除く39名についての待機場所としては、緊急時対策所指揮所又は緊急時対策所待機所に収容できるものとする。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】 ・初動対応体制の相違</p> <p>【大飯】 ・記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 ・設備の相違 泊ではより多くの入手可能な情報から事象判断をすることを目的に、自主対策設備としてモニタリングステーションも使用する。</p> <p>【女川】 ・体制名称の相違</p> <p>【女川】 ・体制の相違</p> <p>【女川】 ・要員収容場所の相違（相違理由①）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><u>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</u></p> <p>ブルーム通過中において、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）</u>にとどまる6号及び7号炉に対応する要員は交替要員を考慮して、図3.1-3及び表3.1-1に示すとおり、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員52名と、②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員75名のうち中央制御室待避所にとどまる運転員18名及び<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）</u>にとどまる要員40名を除く17名の合計69名とする。</p> <p><u>これに加えて、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）で対応する1～5号炉に係る要員は2名と、保安検査官2名をあわせて、73名（表3.1-1参照）が5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）に収容できるものとする。</u></p> <p><u>また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）には、ブルーム通過中において、現場要員40名と5号炉運転員8名の合計48名が収容できるものとする。</u></p> <p>本部長（所長）は、この要員数を目安として、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>にとどまる要員を判断する。 重大事故等時に対処するための要員の動きを図3.1-4に示す。</p>	<p>ブルーム通過中において、緊急時対策所にとどまる要員は交替要員を考慮して、図3.1-3及び表3.1-1に示すとおり、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員36名と、②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員36名のうち中央制御室待避所にとどまる運転員7名を除く29名の合計65名とする。</p> <p>本部長は、この要員数を目安として、緊急時対策所にとどまる要員を判断する。 重大事故等に対処するための要員の動きを図3.1-4に示す。</p>	<p>ブルーム通過中において、緊急時対策所指揮所にとどまる要員は交替要員を考慮して、図3.1-3及び表3.1-1に示すとおり、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員41名と、②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための要員31名のうち、緊急時対策所待機所にとどまる要員を除く37名とする。</p> <p>これに加えて、運転検査官4名を合わせて、41名を緊急時対策所指揮所に収容できるものとする。</p> <p>また、緊急時対策所待機所には、ブルーム通過中において、現場要員37名と、1号及び2号炉運転員3名、3号炉運転員6名の合計46名を収容できるものとする。</p> <p>発電所災害対策本部長は、この要員数を目安として、緊急時対策所にとどまる要員を判断する。 重大事故等に対処するための要員の動きを図3.1-4に示す。</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力防災組織の相違 女川では運転員は中央制御室待避所に退避するが、泊は待避所を設けていないため運転員はブルーム通過中には緊急時対策所に一時避難しとどまる。 ・【女川】設計の相違 泊は緊急時対策所指揮所と緊急時対策所待機所に要員を分割して収容する。（柏崎と同様）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉



図1.2 緊急時対策所 必要要員の考え方

※1：今後の手続きにより、1号炉及び2号炉の運転員数を変更する予定であるが、
 現行の人数に基づき10名を緊急時対策所の収容人数として設計する。

■ = DB（設置許可基準規則第34条または技術基準規則第46条の要求に係る記載）
 （ただし、□で囲む部分を除く）

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】

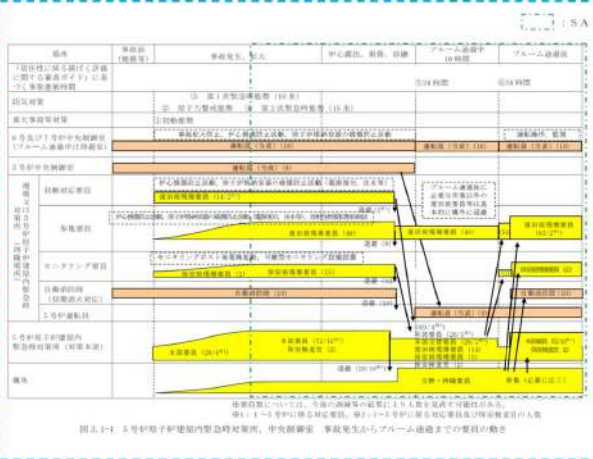
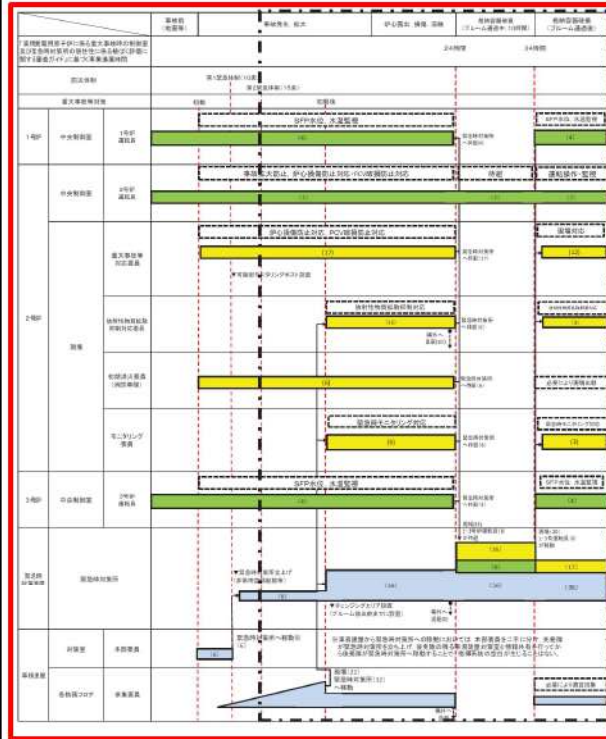


図3.1-4 柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載

女川原子力発電所2号炉

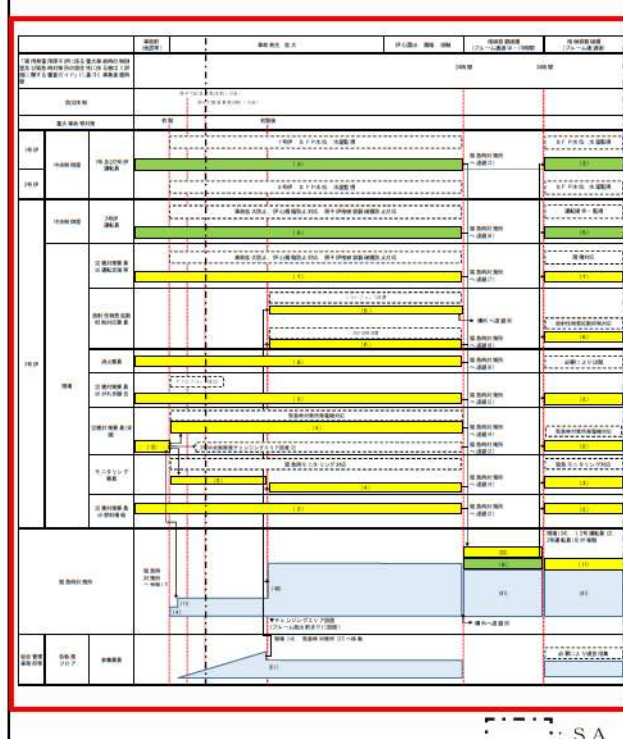


□ : SA

※要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。

図3.1-4 緊急時対策所、中央制御室 事故発生からブルーム通過までの要員の動き

泊発電所3号炉



□ : SA

※要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。

図3.1-4 緊急時対策所、中央制御室 事故発生からブルーム通過までの要員の動き

相違理由

【大飯】【女川】
 ・体制の相違
 要員数、要員の名称に相違はあるが、運転員、可搬型SA設備を用いて電源復旧活動や注水活動等を行う要員、緊急時対策所にて対応を行う各機能班の要員、消火活動を行う要員等、重大事故等時の対応に必要な要員を確保する方針であることについては同様。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉

表3 重大事故発生時等の各体制における緊急時対策所の収容人数

体制	要員数	緊急時対策所				合計	予備の警 社宅等
		警備員	中央制御室	現場	警備所等		
① 平時	運転員	12	12	12	12	68	-
	1,2号機運転員	10	10	10	10		
	3号機運転員	2	2	2	2		
	本館要員	2	2	2	2		
	保安要員	2	2	2	2		
	保安要員	10	10	10	10		
	保安要員	2	2	2	2		
	保安要員	2	2	2	2		
	保安要員	10	10	10	10		
	保安要員	2	2	2	2		
② 初期	運転員	12	12	12	12	68	-
	1,2号機運転員	10	10	10	10		
	3号機運転員	2	2	2	2		
	本館要員	2	2	2	2		
	保安要員	2	2	2	2		
	保安要員	10	10	10	10		
	保安要員	2	2	2	2		
	保安要員	2	2	2	2		
	保安要員	10	10	10	10		
	保安要員	2	2	2	2		
③ 初期から4時間後	運転員	12	12	12	12	68~78	遠方移動設備等により、召喚要員を確保する。また、本館サブに集約した要員は、本館から本館まで移動させる。
	1,2号機運転員	10	10	10	10		
	3号機運転員	2	2	2	2		
	本館要員	2	2	2	2		
	保安要員	2	2	2	2		
	保安要員	10	10	10	10		
	保安要員	2	2	2	2		
	保安要員	2	2	2	2		
	保安要員	10	10	10	10		
	保安要員	2	2	2	2		
④ フォーム会議等（緊急時）	運転員	12	12	12	12	110	24時間体制で実施する。本館要員は、本館から本館まで移動させる。また、本館サブに集約した要員は、本館から本館まで移動させる。
	1,2号機運転員	10	10	10	10		
	3号機運転員	2	2	2	2		
	本館要員	2	2	2	2		
	保安要員	2	2	2	2		
	保安要員	10	10	10	10		
	保安要員	2	2	2	2		
	保安要員	2	2	2	2		
	保安要員	10	10	10	10		
	保安要員	2	2	2	2		
⑤ フォーム会議等（非緊急時）	運転員	12	12	12	12	117	24時間体制で実施する。本館要員は、本館から本館まで移動させる。また、本館サブに集約した要員は、本館から本館まで移動させる。
	1,2号機運転員	10	10	10	10		
	3号機運転員	2	2	2	2		
	本館要員	2	2	2	2		
	保安要員	2	2	2	2		
	保安要員	10	10	10	10		
	保安要員	2	2	2	2		
	保安要員	2	2	2	2		
	保安要員	10	10	10	10		
	保安要員	2	2	2	2		

女川原子力発電所2号炉

表3.1-1 重大事故発生時の事象進展に伴う緊急時対策所の収容人数（1/2）

事象進展	要員数(※1) (名)	緊急時 対策所 (名)	中央制御 室 (名)	中央制御 室待機所 (名)	その他の 現場 (名)	収容人数 合計	
① 初期 体制	本館要員(※1) 現場要員	意思決定・指揮	12	-	-	-	6
		情報収集・計画立案	8	-	-	-	
		現場対応	8	-	-	38	
		対外対応	2	-	-	-	
		情報管理	4	-	-	-	
		設備材料等リソース管理	4	-	-	-	
		運転員	7	5~7	-	0~2	
		保修班現場要員	33	-	-	33	
		モニタリング要員	6	-	-	6	
		初期消火要員(消防車隊)(※4)	6	-	-	6	
② 警戒 体制	本館要員(※1) 現場要員	意思決定・指揮	12	-	-	-	38
		情報収集・計画立案	8	-	-	-	
		現場対応	8	38	-	38	
		対外対応	2	-	-	-	
		情報管理	4	-	-	-	
		設備材料等リソース管理	4	-	-	-	
		運転員	7	5~7	-	0~2	
		重大事故等対応要員(※2)	17	-	-	17(17)	
		モニタリング要員	6	-	-	6	
		初期消火要員(消防車隊)(※4)	6	-	-	6(6)	
③ 第1緊急 体制	本館要員(※1) 現場要員	意思決定・指揮	12	-	-	-	83
		情報収集・計画立案	8	-	-	-	
		現場対応	8	38	-	38	
		対外対応	2	-	-	-	
		情報管理	4	-	-	-	
		設備材料等リソース管理	4	-	-	-	
		運転員	7	5~7	-	0~2	
		保修班現場要員(※4)	33	-	-	33(33)	
		モニタリング要員(※4)	6	-	-	6(6)	
		初期消火要員(消防車隊)(※4)	6	-	-	6(6)	

※1：要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。
 ※2：平日昼間は、総合管理事務所等で勤務している。夜間及び休日（平日の勤務時間外）については、事務棟等で待機。
 ※3：初期消火要員（消防車隊）は6名で構成され、火災の規模に応じ、消火班が招集される。
 ※4：直ちに発電所全所員に非常招集を行い、この要員の中から状況に応じて必要要員を確保するとともに、残りの要員については交替要員として待機させる。

泊発電所3号炉

表3.1-1 重大事故発生時の事象進展に伴う緊急時対策所の収容人数（1/2）

体制	要員数(※1)	緊急時対策所				収容人数 合計	
		警備員	中央制御室	総合管理事務所	現場		
① 初期対応	本館要員(※1) 現場要員	指揮者	1	-	-	1	-
		通報連絡責任者	1	-	-	1	
		通報連絡者	1	-	-	1	
		消火責任者	1	-	-	1	
		3号炉運転員	6	-	3~6	0~3	
		災害対策要員	11	-	-	11	
		災害対策要員(本館)	15	-	-	15	
		消火要員(※3)	8	-	-	8	
		指揮者	1	-	-	1	
		通報連絡責任者	1	-	-	1	
通報連絡者	1	-	-	1			
消火責任者	1	-	-	1			
3号炉運転員	6	-	3~6	0~3			
災害対策要員	11	-	-	11			
災害対策要員(本館)	15	-	-	15			
消火要員(※3)	8	-	-	8			
② 遠方方格及防備 体制	本館要員(※1) 現場要員	指揮者	1	1	-	-	30
		通報連絡責任者	1	1	-	-	
		通報連絡者	1	1	-	-	
		消火責任者	1	1	-	-	
		3号炉運転員	6	-	3~6	0~3	
		現場要員	24	-	24	-	
		モニタリング要員	2	-	2	-	
		消火要員(※3)	8	-	8	-	
		意思決定・指揮	10	-	-	-	
		情報収集・対外対応	7	-	-	-	
情報収集・計画立案	12	-	-	-			
現場対応	17	-	-	-			
3号炉運転員	6	-	3~6	0~3			
現場要員	27	2	25	-			
モニタリング要員	4	-	4	-			
消火要員(※3)	8	-	8	-			

※1：要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。
 ※2：平日昼間は、総合管理事務所等で勤務している。
 ※3：消火要員は8名で構成され、火災の規模に応じ、消火班が招集される。
 ※4：直ちに発電所全所員に非常招集を行い、この要員の中から状況に応じて必要要員を確保するとともに、残りの要員については交替要員として待機させる。

相違理由

【大飯】【女川】
 ・体制の相違
 要員数、要員の名称に相違はあるが、運転員、可搬型SA設備を用いて電源復旧活動や注水活動等を行う要員、緊急時対策所にて対応を行う各機能班の要員、消火活動を行う要員等、重大事故等時の対応に必要な要員を確保する方針であることについては同様。

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】

表3.1-1 重大事故発生時の事象進展に伴う5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の収容人数 (1/4)

事象進展	要員数 (名)	緊急時対策所 (計) (注1)	緊急時対策所 (注2)	中央制御室 (注3)	中央制御室 (注4)	その他の建屋 (注5)	現場 (注6)	収容人数合計								
									注1	注2	注3	注4	注5	注6		
① 原子力発電所	10	10	10	10	10	10	10	10								
									緊急決定・指揮	4	4	4	4	4	4	4
									情報収集・評価立案	12	12	12	12	12	12	12
									現場対応	5	5	5	5	5	5	5
									情報管理	2	2	2	2	2	2	2
									連絡員 (注7)	18	18	18	18	18	18	18
									原子炉監視要員 (注8)	14	14	14	14	14	14	14
									保安監視要員 (注9)	2	2	2	2	2	2	2
									自衛消防員 (注10)	10	10	10	10	10	10	10
									初期消火要員 (注11)	6	6	6	6	6	6	6
② 原子力発電所	10	10	10	10	10	10	10	10								
									緊急決定・指揮	4	4	4	4	4	4	4
									情報収集・評価立案	12	12	12	12	12	12	12
									現場対応	5	5	5	5	5	5	5
									情報管理	2	2	2	2	2	2	2
									連絡員 (注7)	18	18	18	18	18	18	18
									原子炉監視要員 (注8)	14	14	14	14	14	14	14
									保安監視要員 (注9)	2	2	2	2	2	2	2
									自衛消防員 (注10)	10	10	10	10	10	10	10
									初期消火要員 (注11)	6	6	6	6	6	6	6

※1：要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。
 ※2：平日稼働は、5号炉定額運転等で稼働している。夜間及び休日（平日の稼働時間以外）については、前同様等で稼働。
 ※3：自衛消防員は、消防隊員1名、初期消火隊（消防車隊）6名、警備員3名で構成され、火災の発生に応じて、消火活動が実施される。
 ※4：直ちに発電所全所員に非常警報を行い、この要員の中から状況に応じて必要要員を確保するとともに、残りの要員については交替要員として待機させる。

表3.1-1 重大事故発生時の事象進展に伴う5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の収容人数 (2/4)

事象進展	要員数 (名)	緊急時対策所 (計) (注1)	緊急時対策所 (注2)	中央制御室 (注3)	中央制御室 (注4)	その他の建屋 (注5)	現場 (注6)	収容人数合計								
									注1	注2	注3	注4	注5	注6		
① 原子力発電所	10	10	10	10	10	10	10	10								
									緊急決定・指揮	4	4	4	4	4	4	4
									情報収集・評価立案	21	21	21	21	21	21	21
									現場対応	14	14	14	14	14	14	14
									情報管理	12	12	12	12	12	12	12
									情報管理	18	18	18	18	18	18	18
									連絡員 (注7)	18	18	18	18	18	18	18
									原子炉監視要員 (注8)	63	63	63	63	63	63	63
									保安監視要員 (注9)	15	15	15	15	15	15	15
									自衛消防員 (注10)	10	10	10	10	10	10	10
② 原子力発電所	10	10	10	10	10	10	10	10								
									緊急決定・指揮	4	4	4	4	4	4	4
									情報収集・評価立案	2	2	2	2	2	2	2
									現場対応	5	5	5	5	5	5	5
									原子炉監視要員 (注8)	2	2	2	2	2	2	2
									保安監視要員 (注9)	8	8	8	8	8	8	8
									3号炉連絡員 (注11)	2	2	2	2	2	2	2
									緊急決定・指揮	4	4	4	4	4	4	4
									情報収集・評価立案	21	21	21	21	21	21	21
									現場対応	14	14	14	14	14	14	14
情報管理	12	12	12	12	12	12	12									
情報管理	18	18	18	18	18	18	18									
連絡員 (注7)	18	18	18	18	18	18	18									
原子炉監視要員 (注8)	63	63	63	63	63	63	63									
保安監視要員 (注9)	15	15	15	15	15	15	15									
自衛消防員 (注10)	10	10	10	10	10	10	10									
③ 原子力発電所	10	10	10	10	10	10	10	10								
									緊急決定・指揮	4	4	4	4	4	4	4
									情報収集・評価立案	2	2	2	2	2	2	2
									現場対応	5	5	5	5	5	5	5
									原子炉監視要員 (注8)	2	2	2	2	2	2	2
									保安監視要員 (注9)	8	8	8	8	8	8	8
									3号炉連絡員 (注11)	2	2	2	2	2	2	2
									緊急決定・指揮	4	4	4	4	4	4	4
									情報収集・評価立案	21	21	21	21	21	21	21
									現場対応	14	14	14	14	14	14	14

※1：要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。
 ※2：平日稼働は、5号炉定額運転等で稼働している。夜間及び休日（平日の稼働時間以外）については、前同様等で稼働。
 ※3：自衛消防員は、消防隊員1名、初期消火隊（消防車隊）6名、警備員3名で構成され、火災の発生に応じて、消火活動が実施される。
 ※4：直ちに発電所全所員に非常警報を行い、この要員の中から状況に応じて必要要員を確保するとともに、残りの要員については交替要員として待機させる。

女川原子力発電所2号炉

表3.1-1 重大事故発生時の事象進展に伴う緊急時対策所の収容人数 (2/2)

事象進展	要員数 (名)	緊急時対策所 (注1)	中央制御室 (注2)	中央制御室 (注3)	その他の建屋 (注4)	現場 (注5)	収容人数合計							
								注1	注2	注3	注4	注5		
① プールーム通過 (発生から24時間後) ※4	71	71	71	71	71	71	71							
								緊急決定・指揮	12	12	12	12	12	12
								情報収集・評価立案	8	8	8	8	8	8
								現場対応	2	2	2	2	2	2
								情報管理	2	2	2	2	2	2
								連絡員 (注7)	18	18	18	18	18	18
								保安監視要員 (注8)	23	23	23	23	23	23
								モニタリング要員 (注9)	6	6	6	6	6	6
								初期消火要員 (消防車隊) (注10)	6	6	6	6	6	6
								3号炉連絡員 (注11)	2	2	2	2	2	2
② プールーム通過後 (プールの放出開始から10時間後) ※4	71	71	71	71	71	71	71							
								緊急決定・指揮	10	10	10	10	10	10
								情報収集・評価立案	8	8	8	8	8	8
								現場対応	2	2	2	2	2	2
								情報管理	4	4	4	4	4	4
								連絡員 (注7)	18	18	18	18	18	18
								保安監視要員 (注8)	23	23	23	23	23	23
								モニタリング要員 (注9)	6	6	6	6	6	6
								初期消火要員 (消防車隊) (注10)	6	6	6	6	6	6
								3号炉連絡員 (注11)	2	2	2	2	2	2

※1：要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。
 ※2：初期消火要員（消防車隊）は6名で構成され、火災の発生に応じて、消火活動が実施される。
 ※3：直ちに発電所全所員に非常警報を行い、この要員の中から状況に応じて必要要員を確保するとともに、残りの要員については交替要員として待機させる。
 ※4：「東日本原子力発電所2号炉の緊急時対策所の居住性に関する検証報告書」に基づき、本所員がプールームを通過する。緊急時対策所にとどまる要員以外の要員は発電所外に避難する。
 ※5：プールーム放出前に、緊急時対策所にとどまる要員以外の要員は発電所外に避難する。
 ※6：必要に応じて、発電所外から交代・待機要員を呼び寄せ、要員として加える。

泊発電所3号炉

表3.1-1 重大事故発生時の事象進展に伴う緊急時対策所の収容人数 (2/2)

事象進展	要員数 (名)	緊急時対策所 (計) (注1)	緊急時対策所 (注2)	中央制御室 (注3)	総合管理事務所 (注4)	現場 (注5)	収容人数合計							
								注1	注2	注3	注4	注5		
① 原子力発電所	83	83	83	83	83	83	83							
								緊急決定・指揮	10	10	10	10	10	10
								情報収集・評価立案	7	7	7	7	7	7
								現場対応	4	4	4	4	4	4
								情報管理	12	12	12	12	12	12
								連絡員 (注7)	17	17	17	17	17	17
								保安監視要員 (注8)	27	27	27	27	27	27
								モニタリング要員 (注9)	4	4	4	4	4	4
								初期消火要員 (注10)	6	6	6	6	6	6
								3号炉連絡員 (注11)	2	2	2	2	2	2
② プールーム通過 (発生から24時間後) ※4	83	83	83	83	83	83	83							
								緊急決定・指揮	9	9	9	9	9	9
								情報収集・評価立案	7	7	7	7	7	7
								現場対応	4	4	4	4	4	4
								情報管理	12	12	12	12	12	12
								連絡員 (注7)	17	17	17	17	17	17
								保安監視要員 (注8)	27	27	27	27	27	27
								モニタリング要員 (注9)	4	4	4	4	4	4
								初期消火要員 (注10)	6	6	6	6	6	6
								3号炉連絡員 (注11)	2	2	2	2	2	2
③ プールーム通過 (プールーム通過開始から10時間後) ※4	74	74	74	74	74	74	74							
								緊急決定・指揮	8	8	8	8	8	8
								情報収集・評価立案	7	7	7	7	7	7
								現場対応	4	4	4	4	4	4
								情報管理	12	12	12	12	12	12
								連絡員 (注7)	10	10	10	10	10	10
								保安監視要員 (注8)	21	21	21	21	21	21
								モニタリング要員 (注9)	4	4	4	4	4	4
								初期消火要員 (注10)	6	6	6	6	6	6
								3号炉連絡員 (注11)	2	2	2	2	2	2

※1：要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。
 ※2：消火要員は6名で構成され、火災の発生に応じて、消火活動が実施される。
 ※3：直ちに発電所全所員に非常警報を行い、この要員の中から状況に応じて必要要員を確保するとともに、残りの要員については交替要員として待機させる。
 ※4：「東日本原子力発電所3号炉の緊急時対策所の居住性に関する検証報告書」に基づき、本所員がプールームを通過する。緊急時対策所にとどまる要員以外の要員は発電所外に避難する。
 ※5：プールーム放出前に、緊急時対策所にとどまる要員以外の要員は発電所外に避難する。
 ※6：必要に応じて、発電所外から交代・待機要員を呼び寄せ、要員として加える。

相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉 【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
<p>表3.1-1 重大事故発生時の事象進展に伴う5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の収容人数(3/4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事象進展</th> <th>要員数(名)</th> <th>緊急時対策所(対東本部)(名)</th> <th>緊急時対策所(現場)(名)</th> <th>中央制御室</th> <th>中央制御室待避所</th> <th>その他の建屋</th> <th>現場</th> <th>収容人数合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第2次緊急時態勢</td> <td>緊急時決定・指揮</td> <td>6</td> <td>73</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>79</td> </tr> <tr> <td>情報収集・判断立案</td> <td>23</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>現場対応</td> <td>14</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>制御対応</td> <td>13</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>ロジ・リソース管理</td> <td>18</td> <td>—</td> <td>0~18</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0~12</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>連絡員(当直)</td> <td>18</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>直営班現場要員(当直)</td> <td>43</td> <td>—</td> <td>03</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>03</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>保安班現場要員(当直)</td> <td>15</td> <td>—</td> <td>35</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>03</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>自衛消防隊(当直)</td> <td>19</td> <td>—</td> <td>19</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>03</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>交際要員</td> <td>5</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">グループ編成中(中北から14時間後)※4</td> <td>緊急時決定・指揮</td> <td>2</td> <td>12</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>情報収集・判断立案</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>現場対応</td> <td>3</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>直営班現場要員</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>03</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>5号炉連絡員(当直)</td> <td>8</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>保安班現場要員</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>自衛消防隊</td> <td>9</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>現場対応</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>交際要員</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>5号炉連絡員(当直)</td> <td>8</td> <td>—</td> <td>8</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>保安班現場要員</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 要員数については、今後の設備等の進捗により人数を見直す可能性がある。 ※2 自衛消防隊は、現場対応1名、情報収集1名、判断立案1名、情報収集3名で構成され、本所の現場に定住、消火活動可能となる。 ※3 直営班は、緊急時発生時に、この要員のうちから選出に応じて必要要員を確保するとともに、残りの要員はバックアップ要員として構内待機する。 ※4 1号炉緊急時態勢に伴って発生する重大事故時の緊急時対策所の収容人数は、この表に記載する数値(名)に基づいて算出されている。 ※5 グループ編成中(中北から14時間後)に、緊急時対策所にとりまるとする要員以外の要員は現場待機に留まる。 ※6 必要に応じて、現場待機から交際・情報要員を呼び戻す要員として加える。</p> <p>表3.1-1 重大事故発生時の事象進展に伴う5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の収容人数(4/4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事象進展</th> <th>要員数(名)</th> <th>緊急時対策所(対東本部)(名)</th> <th>緊急時対策所(現場)(名)</th> <th>中央制御室</th> <th>中央制御室待避所</th> <th>その他の建屋</th> <th>現場</th> <th>収容人数合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">グループ編成中(グループ編成開始から10時間後)※4</td> <td>緊急時決定・指揮</td> <td>6</td> <td>52</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>情報収集・判断立案</td> <td>21</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>現場対応</td> <td>14</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>制御対応</td> <td>6</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>ロジ・リソース管理</td> <td>18</td> <td>—</td> <td>0~18</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0~12</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>連絡員(当直)</td> <td>18</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>直営班現場要員</td> <td>54</td> <td>14</td> <td>49</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>134</td> <td>147</td> </tr> <tr> <td>保安班現場要員</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>03</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>自衛消防隊</td> <td>9</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>現場対応</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>交際要員</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5号炉連絡員(当直)</td> <td>8</td> <td>—</td> <td>8</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>保安班現場要員</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 要員数については、今後の設備等の進捗により人数を見直す可能性がある。 ※2 自衛消防隊は、現場対応1名、情報収集1名、判断立案1名、情報収集3名で構成され、本所の現場に定住、消火活動可能となる。 ※3 直営班は、緊急時発生時に、この要員のうちから選出に応じて必要要員を確保するとともに、残りの要員はバックアップ要員として構内待機する。 ※4 1号炉緊急時態勢に伴って発生する重大事故時の緊急時対策所の収容人数は、この表に記載する数値(名)に基づいて算出されている。 ※5 グループ編成中(グループ編成開始から10時間後)に、緊急時対策所にとりまるとする要員以外の要員は現場待機に留まる。 ※6 必要に応じて、現場待機から交際・情報要員を呼び戻す要員として加える。</p>	事象進展	要員数(名)	緊急時対策所(対東本部)(名)	緊急時対策所(現場)(名)	中央制御室	中央制御室待避所	その他の建屋	現場	収容人数合計	第2次緊急時態勢	緊急時決定・指揮	6	73	—	—	—	—	79	情報収集・判断立案	23	—	—	—	—	—	23	現場対応	14	—	—	—	—	—	14	制御対応	13	—	—	—	—	—	13	ロジ・リソース管理	18	—	0~18	—	—	0~12	30	連絡員(当直)	18	—	—	—	—	—	18	直営班現場要員(当直)	43	—	03	—	—	03	46	保安班現場要員(当直)	15	—	35	—	—	03	53	自衛消防隊(当直)	19	—	19	—	—	03	41	交際要員	5	—	—	—	—	—	5	グループ編成中(中北から14時間後)※4	緊急時決定・指揮	2	12	—	—	—	—	14	情報収集・判断立案	2	—	—	—	—	—	2	現場対応	3	—	—	—	—	—	3	直営班現場要員	2	—	2	—	—	03	5	5号炉連絡員(当直)	8	—	—	—	—	—	8	保安班現場要員	2	—	—	—	—	—	2	自衛消防隊	9	—	—	—	—	—	9	現場対応	3	1	—	—	—	—	4	交際要員	1	1	—	—	—	—	2	5号炉連絡員(当直)	8	—	8	—	—	—	16	保安班現場要員	2	—	—	—	—	—	2	事象進展	要員数(名)	緊急時対策所(対東本部)(名)	緊急時対策所(現場)(名)	中央制御室	中央制御室待避所	その他の建屋	現場	収容人数合計	グループ編成中(グループ編成開始から10時間後)※4	緊急時決定・指揮	6	52	—	—	—	—	58	情報収集・判断立案	21	—	—	—	—	—	21	現場対応	14	—	—	—	—	—	14	制御対応	6	—	—	—	—	—	6	ロジ・リソース管理	18	—	0~18	—	—	0~12	30	連絡員(当直)	18	—	—	—	—	—	18	直営班現場要員	54	14	49	—	—	134	147	保安班現場要員	3	3	—	—	—	03	9	自衛消防隊	9	—	—	—	—	—	9	現場対応	2	2	—	—	—	—	4	交際要員	—	—	—	—	—	—	—	5号炉連絡員(当直)	8	—	8	—	—	—	16	保安班現場要員	2	—	—	—	—	—	2			
事象進展	要員数(名)	緊急時対策所(対東本部)(名)	緊急時対策所(現場)(名)	中央制御室	中央制御室待避所	その他の建屋	現場	収容人数合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																
第2次緊急時態勢	緊急時決定・指揮	6	73	—	—	—	—	79																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	情報収集・判断立案	23	—	—	—	—	—	23																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	現場対応	14	—	—	—	—	—	14																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	制御対応	13	—	—	—	—	—	13																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	ロジ・リソース管理	18	—	0~18	—	—	0~12	30																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	連絡員(当直)	18	—	—	—	—	—	18																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	直営班現場要員(当直)	43	—	03	—	—	03	46																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	保安班現場要員(当直)	15	—	35	—	—	03	53																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	自衛消防隊(当直)	19	—	19	—	—	03	41																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	交際要員	5	—	—	—	—	—	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																
グループ編成中(中北から14時間後)※4	緊急時決定・指揮	2	12	—	—	—	—	14																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	情報収集・判断立案	2	—	—	—	—	—	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	現場対応	3	—	—	—	—	—	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	直営班現場要員	2	—	2	—	—	03	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	5号炉連絡員(当直)	8	—	—	—	—	—	8																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	保安班現場要員	2	—	—	—	—	—	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	自衛消防隊	9	—	—	—	—	—	9																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	現場対応	3	1	—	—	—	—	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	交際要員	1	1	—	—	—	—	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	5号炉連絡員(当直)	8	—	8	—	—	—	16																																																																																																																																																																																																																																																																																																
保安班現場要員	2	—	—	—	—	—	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
事象進展	要員数(名)	緊急時対策所(対東本部)(名)	緊急時対策所(現場)(名)	中央制御室	中央制御室待避所	その他の建屋	現場	収容人数合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																
グループ編成中(グループ編成開始から10時間後)※4	緊急時決定・指揮	6	52	—	—	—	—	58																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	情報収集・判断立案	21	—	—	—	—	—	21																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	現場対応	14	—	—	—	—	—	14																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	制御対応	6	—	—	—	—	—	6																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	ロジ・リソース管理	18	—	0~18	—	—	0~12	30																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	連絡員(当直)	18	—	—	—	—	—	18																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	直営班現場要員	54	14	49	—	—	134	147																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	保安班現場要員	3	3	—	—	—	03	9																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	自衛消防隊	9	—	—	—	—	—	9																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	現場対応	2	2	—	—	—	—	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																
交際要員	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
5号炉連絡員(当直)	8	—	8	—	—	—	16																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
保安班現場要員	2	—	—	—	—	—	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料 1 1</p> <p>1.1. 緊急安全対策要員の動線について</p> <p>(1) 緊急安全対策要員の召集及び召集場所</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>a. 平日勤務時間中</p> <p>平日勤務時間中における緊急時対策所で初動態勢時に対応する要員（本部要員、現場要員）（「3.1 必要要員の構成、配置について」表3.1-1 参照）は、平日勤務時間における対応者（執務できない場合の交替者を含む）を明確にした上で、5号炉定検事務室又はその近傍、及び第二企業センター又はその近傍で分散して執務する。</p> <p>常駐・居住場所、召集場所及び召集ルート（時間外・休日（夜間））</p> <div style="border: 2px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div> <p>①：緊急時対策本部要員は、第1事務所、研修館または事務棟にて宿直しており、事象発生時には運転員からの連絡を受け、緊急安全対策要員へ参集指示を行うとともに、緊急時対策所に移動し発電所対策本部としての活動を行う。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>b. 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）中</p> <p>夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）中における緊急時対策所で初動態勢時に対応する要員（本部要員、現場要員）は、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）中における対応者を明確にした上で、5号炉定検事務室又はその近傍、及び第二企業センター又はその近傍で分散して執務及び宿泊する。</p>	<p>3.2 事象発生後の要員の動きについて</p> <p>(1) 要員の非常招集要領について</p> <p>a. 平日勤務時間中</p> <p>平日勤務時間中における緊急時対策所で初動体制時に対応する要員（本部要員、現場要員）（「3.1 必要要員の構成、配置について」表 3.1-1 参照）は、平日勤務時間における対応者（執務できない場合の交替者を含む。）を明確にした上で、事務建屋又はその近傍で執務する。</p> <p>緊急時対策所、事務建屋の位置関係を図 3.2-1 に示す。</p> <p>非常招集連絡について、原子力災害対策指針の「警戒事態」、「施設敷地緊急事態」、「全面緊急事態」に該当する事象が発生した場合には、事象確認者である発電課長等が、連絡責任者である情報班長に連絡し、原子力防災管理者である発電所長に報告する。原子力防災管理者は、連絡責任者に重大事故等対策要員の招集連絡指示を行い、連絡責任者は総務班長に非常招集の指示をする。</p> <p>非常招集のフローについて、表 3.2-1 に示す。</p> <p>総務班長は、電話、送受話器（ページング）等にて、発電所内の重大事故等対策要員に対しての招集連絡を行うとともに、発電所入構者への周知を行う。</p> <p>なお、発電所からの退避については、発電所であらかじめ定めた方法で、発電所入構者のうち重大事故等対策要員以外の所員及び一般入構者は発電所内の重大事故等対策要員以外の誘導で、また構内作業員はそれぞれの所属構内企業の誘導で安否確認後、順次実施する。</p> <p>b. 夜間・休日（平日の勤務時間帯以外）中</p> <p>夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）中における緊急時対策所で初動体制時に対応する要員（本部要員、現場要員）は、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）における対応者を明確にした上で、事務建屋又はその近傍で執務及び宿泊する。</p> <p>非常招集連絡について、原子力災害対策指針の「警戒事態」、「施設敷地緊急事態」、「全面緊急事態」に該当する事象が発生した場合には、事象確認者である発電課長等が、連絡責任者に連絡し、原子力防災管理者である発電所長に報告する。原子力防災管理者は、連絡責任者に重大事故等対策要員の招集連絡の指示を行い、連絡責任者は非常招集を行う。</p> <p>非常招集のフローについて、表 3.2-1 に示す。</p>	<p>3.2 事象発生後の要員の動きについて</p> <p>(1) 要員の非常招集要領について</p> <p>a. 平日勤務時間中</p> <p>平日勤務時間中における緊急時対策所で初動体制時に対応する要員（災害対策本部要員、災害対策要員）（「3.1 必要要員の構成、配置について」表 3.1-1 参照）は、平日勤務時間における対応者（執務できない場合の交代者を含む。）を明確にした上で、総合管理事務所又はその近傍で執務する。</p> <p>緊急時対策所、総合管理事務所の位置関係を図 3.2-1 に示す。</p> <p>非常招集連絡について、原子力災害対策指針の「警戒事態」、「施設敷地緊急事態」、「全面緊急事態」に該当する事象が発生した場合には、事象確認者である発電課長（当直）等が、通報連絡者である総括班長に連絡し、原子力防災管理者である発電所長に報告する。原子力防災管理者は、通報連絡者に発電所災害対策要員の招集連絡指示を行い、通報連絡者は、非常招集を行う。</p> <p>非常招集のフローについて、表 3.2-1 に示す。</p> <p>総括班長又は代行者は、電話・運転指令設備等にて、発電所内の発電所災害対策要員に対しての招集連絡を行うとともに、発電所入構者への周知を行う。</p> <p>なお、発電所からの退避については、発電所であらかじめ定めた方法で、発電所入構者のうち発電所災害対策要員以外の所員及び一般入構者は発電所内の発電所災害対策要員以外の誘導で、また構内作業員はそれぞれの所属構内企業の誘導で安否確認後、順次実施する。</p> <p>b. 夜間・休日（平日の勤務時間帯以外）中</p> <p>夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）中における緊急時対策所で初動体制時に対応する要員（災害対策本部要員、災害対策要員）は、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）における対応者を明確にした上で、総合管理事務所又はその近傍で執務及び宿泊する。</p> <p>非常招集連絡について、原子力災害対策指針の「警戒事態」、「施設敷地緊急事態」、「全面緊急事態」に該当する事象が発生した場合には、事象確認者である発電課長（当直）が、通報連絡者に連絡し、副原子力防災管理者（災害対策本部要員）に報告する。副原子力防災管理者は、通報連絡者に災害対策要員の招集連絡指示を行い、通報連絡者は要員の非常招集を行う。</p> <p>非常招集のフローについて、表 3.2-1 に示す。</p>	<p>【大飯】・記載方針の相違 （女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 ・要員名称の相違</p> <p>【女川】 ・執務場所名称の相違</p> <p>【女川】 ・体制の相違 泊では通報連絡者である総括班長は非常招集指示を行う。</p> <p>【女川】 ・体制の相違 泊では通報連絡者である総括班長は非常招集指示を行う。</p> <p>【女川】 ・要員名称の相違</p> <p>【女川】 ・執務場所名称の相違</p> <p>【女川】 ・要員名称の相違</p> <p>【女川】 ・体制の相違 夜間休日は発電所構内に宿直している副原子力防災管理者に報告し、判断・対応を行うことで速やかな対応を行うことが可能。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>②：緊急安全対策要員は、研修館または事務棟にて宿直しており、事象発生時には緊急時対策本部要員からの召集指示を受け、各活動場所へ参集し、全体指揮者の指示に従い各要員の役務に応じた対応を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転支援要員は、全体指揮者の指示に基づき運転員の指揮下に入り、主蒸気逃がし弁の開放操作等の運転支援活動を実施。その後、給水要員等と合流し、給水確保活動等を実施。 ・電源要員は、全体指揮者の指示に基づき運転員の指揮下に入り、電源車の起動等の電源確保活動を実施。 ・給水要員は、送水車による給水等の給水確保活動を実施。 ・設備要員は、可搬式代替低圧注水ポンプ設置等の設備対応活動を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・消防要員は、火災の発生がある場合、消火活動を実施。 ・ガレキ除去要員は、アクセスルートを確認し、緊急時対策本部要員へ状況を連絡する。その後緊急時対策本部要員から指示されたアクセスルートのガレキ除去を開始する。 	<p>連絡責任者は、電話、送受話器（ページング）等にて、発電所内の重大事故等対策要員に対しての召集連絡を実施し、発電所外にいる重大事故等対策要員を速やかに非常招集するため、電話、自動呼出システム等を活用し要員の非常招集及び情報提供を行うとともに、発電所入構者に対しても周知を行う。</p> <p>また、発電所内の重大事故等対策要員以外の所員、一般入構者及び構内作業員の発電所からの退避については、「3.2(1)a. 平日勤務時間中」の対応と同様である。</p> <p>なお、発電所周辺地域（女川町、石巻市又は東松島市）で震度6弱以上の地震が発生した場合には、非常招集連絡がなくても自発的に重大事故等対策要員は参集する。</p> <p>地震等により家族、自宅などが被災した場合や自治体からの避難指示等が出された場合は、家族の身の安全を確保した上で参集する。</p> <p>参集場所は、基本的には各寮・アパートに滞在中の場合には、当該宿舎の駐車場又は集会所、外出先や石巻市内から参集する場合には高台に設置された浦宿寮（図3.2-3 参照）とする。</p> <p>発電所の状況が入手できる場合は、直接発電所へ参集可能とするが、道路状況や発電所における事故の進展状況等が確認できない場合、又は、徒歩による参集が必要になる場合には、浦宿寮を経由して発電所に向かうものとする。</p> <p>重大事故等対策要員の非常招集要領の詳細について、表3.2-1に示す。また、自動呼出システムの概要を図3.2-2に示す。</p>	<p>発電課長（当直）は運転指令設備等にて、発電所内の発電所災害対策要員及び発電所災害対策本部要員に対して召集連絡を実施し、通報連絡者は、発電所外にいる発電所災害対策要員及び発電所災害対策本部要員を招集するため緊急時呼出しシステム等による要員の非常招集及び情報提供を行うとともに、発電所入構者に対しても周知を行う。</p> <p>また、発電所内の発電所災害対策要員以外の所員、一般入構者及び構内作業員の発電所からの退避については、「3.2(1)a. 平日勤務時間中」の対応と同様である。</p> <p>なお、発電所周辺地域（泊村、共和町、岩内町又は神恵内村）で震度5弱以上の地震発生や発電所前海域における大津波警報の発表された場合には、非常招集がなくても自発的に発電所災害対策要員は参集する。</p> <p>地震等により家族、自宅等が被災した場合や自治体からの避難指示等が出された場合は、家族の身の安全を確保した上で参集する。</p> <p>参集場所は、基本的には共和町宮丘地区のエナメゾン共和寮とし、参集ルートや移動手段の選定、放射線防護具の着用等の発電所までの参集に係る準備を行う。参集準備完了後、参集に必要な要員は、発電所構内に向け参集を開始する。なお、残る要員は、集合場所で待機し発電所対策本部の指示に従う。</p> <p>発電所の状況が入手できる場合は、直接発電所へ参集可能とするが、道路状況や発電所における事故の進展状況等が確認できない場合には、共和町宮丘地区を経由して発電所に向かうものとする。</p> <p>発電所災害対策要員の非常招集要領の詳細について、表3.2-1に示す。また、緊急時呼出しシステムの概要を図3.2-2に示す。</p>	<p>【大飯】・記載方針の相違 （女川審査実績の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体制の相違 発電課長（当直）と通報連絡者で要員の招集を分担して行うことで要員の速やかな招集を実施する。 ・設備名称の相違 女川：自動呼出しシステム 泊：緊急時呼出しシステム ・要員名称の相違 ・運用の相違 泊は震度5弱以上、大津波警報発表で自動参集する。 ・地理的要因の相違 泊は、発電所から半径2.5km圏内の共和町宮丘地区（社宅・寮）に約7割の発電所員が所在していることから、共和町宮丘地区にあるエナメゾン共和寮を集合場所としている。 ・記載方針の相違 泊は、集合場所に集合した要員は発電所までの参集に係る準備を行うこと等について記載した。 ・運用の相違 泊は、徒歩による参集が必要な場合でも、道路状況や発電所における事故の進展状況が確認できる場合は、直接発電所へ向かうこととしている。 ・設備名称の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）


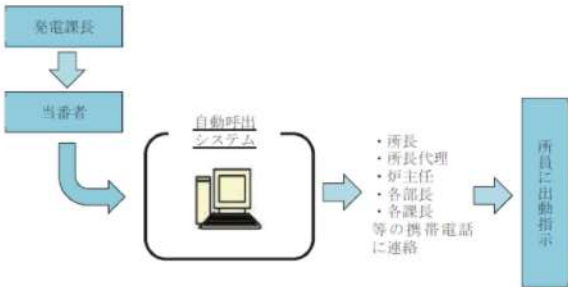

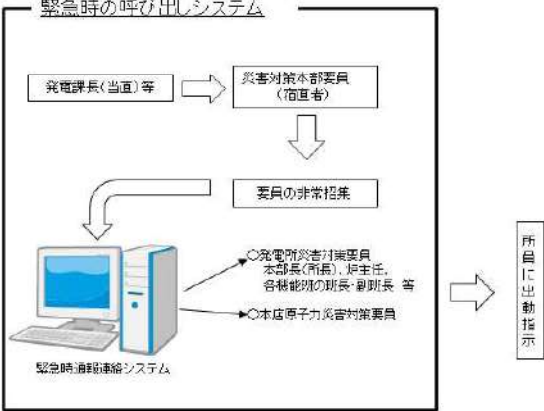
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【島根2号炉 まとめ資料より参考掲載】</p> <p>発電所構外からの要員参集ルートについては、第3.2-4図に示すとおりであり、要員参集ルートの障害要因としては、比較的平坦な土地であることから、土砂災害の影響は少なく、地震による橋の崩壊、津波による参集ルートの浸水が考えられる。</p> <p>地震による橋梁の崩落については、要員参集ルート上の橋梁が崩落等により通行ができなくなった場合でも、迂回ルートが複数存在することから、参集は可能である。また、木造建物の密集地域はなくアクセスに支障はない。</p>	<p>女川町内からの要員参集ルートについては、図3.2-3に示すとおりであり、ルート①「五部浦ルート（県道41号線）」、ルート②「コバルトラインルート（県道220号線）」及びルート③「表浜ルート（県道2号線）」の3ルートを基本とし、これらのルートに迂回路を組み合わせた複数の経路を確保する。</p> <p>さらに、発電所への入構についても、図3.2-4に示すとおり通常時に使用している正門ゲートのほかに、発電所南側の牡鹿ゲートの使用も可能であることから、迂回路と組み合わせることで、ルートを重複させることなく、参集が可能である。</p> <p>重大事故等対策要員が女川町内から参集する場合、基本的に車両を使用するが、道路状況等により通行が困難な場合には徒歩による参集を行うこととしている。参集ルートの中には、一部低地が含まれており、この場合には津波の収束状況等を勘案して通行することとする。</p> <p>さらに、低地の通行が不可能な場合にも、送電線の巡視ルート等を活用し、高台のみの通行により発電所（対策室（事務建屋）、緊急時対策所）まで参集することが可能であることを確認している。（図3.2-5、図3.2-6）</p> <p>全面緊急事態に該当する事象が発生し、住民避難が開始している場合、住民の避難方向と逆方向に要員が移動することが想定される。</p> <p>発電所へ参集する要員は、原則、住民避難に影響のないよう行動し、自動車による参集ができないような場合は、自動車を避難に支障のない場所に停止した上で、徒歩等により参集する。</p> <p>また、発電所敷地外から発電所構内への参集ルートは、通常の正門を通過するルートに加え、迂回ルートを確保している。（図3.2-7）</p> <p>なお、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において、重大事故等が発生した場合の重大事故等対策要員の参集動向（所在場所（準備時間を含む。）～集合場所（情報収集時間を含む。）～発電所までの参集に要する時間）を評価した結果、集合場所からの要員の参集手段が徒歩移動を想定した場合かつ、年末年始、ゴールデンウィーク等の大型連休（以下「大型連休」という。）であっても、6時間以内に参集可能な要員は半数以上（250名以上）と考えられることから、要員参集の目安として想定した12時間以内に外部から発電所へ参集する要員は十分な数を確保可能であることを確認した。</p>	<p>発電所構外からの参集ルートについては、図3.2-3に示すとおりであり、参集ルートの障害要因としては、比較的平坦な土地であることから、土砂災害の影響は少なく、地震による橋の崩壊、津波による参集ルートの浸水が考えられる。</p> <p>地震による橋梁の崩落については、参集ルート上の橋梁が崩落等により通行ができなくなった場合でも、参集ルートが複数存在することから、参集は可能である。また、木造建物の密集地域はなくアクセスに支障はない。</p> <p>発電所災害対策要員が泊村、共和町及び岩内町から参集する場合、基本的に車両を使用するが、道路状況等により通行が困難な場合には徒歩による参集を行うこととしている。参集ルートの中には津波浸水予測範囲となっている場所が含まれており、大津波警報発生時は津波による影響を想定し、海側や堀株川の河口付近を避けたルートにより参集する。</p> <p>さらに、低地の通行が不可能な場合にも、高台のみの通行により発電所（緊急時対策所）まで参集することが可能であることを確認している。（図3.2-4）</p> <p>全面緊急事態に該当する事象が発生し、住民避難が開始している場合、住民の避難方向と逆方向に要員が移動することが想定される。</p> <p>発電所へ参集する要員は、原則、住民避難に影響のないよう行動し、自動車による参集ができないような場合は、自動車を避難に支障のない場所に停止した上で、徒歩や自転車により参集する。</p> <p>また、発電所敷地外から発電所構内への参集ルートは、通常時に使用する茶津門扉を通過するルートに加え、津波発生時に茶津門扉ルートが使用できない場合を考慮し、津波による影響を受けない大和門扉を通過するルートを確保している。（図3.2-5）</p> <p>なお、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において、重大事故等が発生した場合の発電所災害対策要員の参集動向（所在場所（準備時間を含む。）～集合場所（情報収集時間を含む。）～発電所までの参集に要する時間）を評価した結果、集合場所からの要員の参集手段が徒歩移動を想定した場合かつ、年末年始、ゴールデンウィーク等の大型連休（以下「大型連休」という。）であっても、10時間以内に参集可能な要員は100名以上（発電所員約490名の約2割）と考えられることから、要員参集の目安として想定した12時間以内に外部から発電所へ参集する要員は十分な数を確保可能であることを確認した。</p>	<p>【女川】 ・地理的要因の相違 泊発電所の周辺は比較的平坦な土地であり、島根と類似していることから島根を参考に記載。（技術的能力1.0と同様）</p> <p>【女川】 ・要員名称、町村名所の相違</p> <p>【女川】 ・地理的要因の相違</p> <p>【女川】 ・運用の相違 泊では事務所は参集場所を含めず、直接緊急時対策所に参集することとしている。</p> <p>【女川】 ・記載表現の相違</p> <p>【女川】 地理的要因の相違</p> <p>【女川】 ・体制の相違による参集可能人数の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）



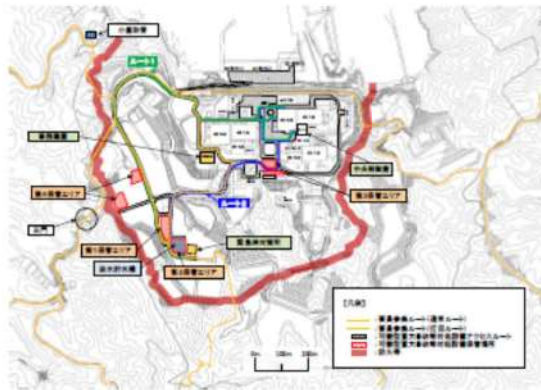


第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>保修班長は、原子炉格納容器ベント実施の見通しが判明した後は、現場に出向している現場要員に対しては、随時、通信連絡設備（無線連絡設備等）を使用し、技術班が随時評価する原子炉格納容器ベント実施予測時刻を連絡するとともに、現場要員のうちブルーム放出時に発電所から退避予定の要員に対しては、原子炉格納容器ベント実施準備完了までに余裕をもって緊急時対策所に戻ってくるよう指示する。</p> <p>総務班長は、原子炉格納容器ベント実施の見通しが判明した後は、保修班ほかと協働し、緊急時対応に必要な要員のみを参集させることとし、不測の事態に備えるため防護具を携帯させる。参集途中の要員に対しては、随時、通信連絡設備（衛星電話設備等）を使用して、原子炉格納容器ベント実施予測時刻を連絡する。</p> <p>また、ブルーム放出時の参集要員の無用な被ばくを回避するため、PAZ（予防的防護措置を準備する区域、発電所から半径5km）外への退避時間を考慮し、遅くとも原子炉格納容器ベントの実施見通しの2時間前までに参集途中の要員に対して、参集の中止、PAZ外への退避を指示する。</p> <p>意図せずブルーム放出が始まるなど不測の事態が発生した場合、本部長は、総務班長を通じて、参集途中の要員に対して、緊急にPAZ外に退避するよう指示することを基本とするが、緊急時対策所までの移動時間等を考慮し、参集を継続させるかについて総合的に判断する。</p>	<p>各班長は、原子炉格納容器破損の見通しが判明した後は、現場に出向している現場要員に対しては、随時、通信連絡設備（無線連絡設備等）を使用し、技術班が評価する原子炉格納容器破損予想時刻を連絡するとともに、現場要員のうちブルーム放出時に発電所から退避予定の要員に対しては、原子炉格納容器破損予想時刻までに余裕をもって緊急時対策所に戻ってくるよう指示する。</p> <p>総括班長は、原子炉格納容器破損の見通しが判明した後は、各班長と協働し、緊急時対応に必要な要員のみを参集させることとし、不測の事態に備えるため防護具を携帯させる。参集途中の要員に対しては、随時、通信連絡設備（衛星電話設備等）を使用して、原子炉格納容器破損予想時刻を連絡する。</p> <p>また、ブルーム放出時の参集要員の無用な被ばくを回避するためPAZ（予防的防護措置を準備する区域、発電所から半径5km）外への退避時間を考慮し、遅くとも原子炉格納容器破損予想時刻の2時間前までに参集途中の要員に対して、参集の中止、PAZ外への退避を指示する。</p> <p>意図せずブルーム放出が始まる等不測の事態が発生した場合、発電所対策本部長は、総括班長を通じて、参集途中の要員に対して、緊急にPAZ外に退避するよう指示することを基本とするが、緊急時対策所までの移動時間等を考慮し、参集を継続させるかについて総合的に判断する。</p>	<p>【女川】 ・設計の相違 泊では重大事故等時に CV フィルタベント設備を用いた格納容器ベントを実施しないことから原子炉格納容器破損と記載（以降の相違理由記載を省略する。）</p> <p>【女川】 ・要員名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図3.2-1 事務建屋，緊急時対策所等の位置関係</p>  <p>図3.2-2 自動呼出システムの概要</p>	 <p>図3.2-1 総合管理事務所，緊急時対策所等の位置関係</p>  <p>図3.2-2 緊急時呼出しシステムの概要</p>	<p>【女川】 ・建屋名称の相違</p> <p>【女川】 ・設備名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図3.2-5 高台のみを通行する場合の要員参集ルート (所外)</p>  <p>図3.2-6 高台のみを通行する場合の要員参集ルート (所内)</p>  <p>図3.2-7 発電所構内への参集ルート</p>	 <p>図3.2-4 発電所構外からの参集ルート</p>  <p>図3.2-5 高台のみを通行する場合の参集ルート</p>	<p>【女川】 ・地理的要因の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 緊急時対策所の立ち上げについて</p> <p>立ち上げの対応が最も厳しくなる「休日、時間外」時に災害が発生した場合を想定した場合においても、事故等発生後、1時間以内には必要な電源設備及び換気設備の起動等を完了することが可能である。</p> <p>なお、これらの対応については、作業の迅速性を高めるための設備対応（機器接続部のアタッチメント化など）を行うとともに、訓練を通じて練度を向上させる。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>(2) 5号原子炉建屋内緊急時対策所の立ち上げについて</p> <p>緊急時対策所で初動態勢時に対応する要員は、召集連絡を受けた場合は、5号炉定検事務室又はその近傍の執務及び宿泊場所、及び第二企業センター又はその近傍の執務及び宿泊場所から、この執務又は宿泊場所から持ち出した通信連絡設備（衛星電話設備（可搬型）、無線連絡設備（可搬型））を所持して、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に参集する。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の通信連絡設備、必要な情報を把握できる設備等へは、通常、5号炉共通用高压母線、及び6号炉もしくは7号炉の非常用高压母線から給電が行われ、外部電源喪失時には、6号炉もしくは7号炉の非常用ディーゼル発電機を介し受電可能な設計となっている。</p> <p>なお、5号炉の共通用高压母線、及び6号炉もしくは7号炉の非常用高压母線より受電できない場合、5号炉東側保管場所に設置している可搬型代替交流電源設備である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備から受電可能となっており、その場合の受電に要する時間は約25分と想定する。タイムチャートを図3.2-8に示す。</p> <p>また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）の可搬型陽圧化空調機の起動対応は、保安班2名及び復旧班2名で行い、この起動に要する時間は図3.2-13のタイムチャートに示す通り約60分と想定する。</p>	<p>(2) 緊急時対策所の立ち上げについて</p> <p>緊急時対策所で初動体制時に対応する要員は、召集連絡を受けた場合は、事務建屋等から事務建屋の対策室に集まり、事務建屋対策室での初動対応実施を判断した場合[※]、継続して初動対応を行う。</p> <p>また、事務建屋対策室使用中止を判断した場合又は原災法第10条特定事象発生時は緊急時対策所へ移動する。なお、事務建屋から緊急時対策所への移動においては、本部要員を二手に分け、先発隊が緊急時対策所を立ち上げ、後発隊の残る事務建屋対策室と情報共有を行ってから後発隊が緊急時対策所へ移動することで、指揮系統の空白が生じることはない。タイムチャートを図3.2-8に示す。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡設備、必要な情報を把握できる設備等へは、通常、2号炉の非常用母線より所内電源系又は外部電源系から給電が行われ、外部電源喪失時には、2号炉の非常用ディーゼル発電機を介し受電可能な設計となっている。</p> <p>なお、2号炉の非常用母線又は外部電源系より受電できない場合、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機により緊急時対策所へ給電する。</p> <p>また、ガスタービン発電機による給電ができない場合、緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）から受電可能となっており、その場合の受電に要する時間は約30分と想定する。タイムチャートを図3.2-9に示す。</p> <p>また、緊急時対策所非常用送風機の起動対応は、保修班1名で行い、この起動に要する時間は図3.2-15のタイムチャートに示すとおり約5分と想定する。</p>	<p>(2) 緊急時対策所の立ち上げについて</p> <p>緊急時対策所で初動体制時に対応する要員は、警戒事象、原災法第10条特定事象又は原災法第15条第1項に該当する事象が発生し、防災体制が発令され、召集連絡を受けた場合は、緊急時対策所へ移動し、初動対応を行う。</p> <p>夜間及び休日は、初動対応要員（災害対策本部要員、災害対策要員、災害対策要員（支援））が総合管理事務所等で執務又は宿泊しており、召集連絡を受けた場合は、緊急時対策所で対応を行う災害対策要員（支援）及び災害対策本部要員は緊急時対策所に参集し、現場で対応を行う災害対策要員及び災害対策要員（支援）は中央制御室に参集又は現場に移動し初動対応を行う。</p> <p>緊急時対策所指揮所の通信連絡設備、必要な情報を把握できる設備等へは、通常、3号炉の非常用母線より所内電源系又は外部電源系から給電が行われ、外部電源喪失時には、3号炉のディーゼル発電機を介し受電可能な設計となっている。</p> <p>また、3号炉非常用母線又は1号若しくは2号炉常用母線より給電ができない場合、緊急時対策所用代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機から受電可能となっており、その場合の受電に要する時間は緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所でそれぞれ約30分と想定する。タイムチャートを図3.2-6に示す。</p> <p>また、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンの起動対応は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所において各2名で行い、この起動に要する時間は図3.2-12に示すとおり約60分と想定する。</p>	<p>【大飯】・記載方針の相違（女川記載に統一）</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初動対応体制の相違 泊では防災体制が発令された場合は、事務所での対応は行わず、緊急時対策所へ移動し対応を行うこととしている。 <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①）</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備名称の相違 【女川】 ・設備名称の相違 【女川】 ・設備名称の相違 【女川】 ・設計の相違（相違理由④） <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計の相違（相違理由①） <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備名称の相違 【女川】 ・設計の相違（相違理由①） 【女川】 ・設備設計の相違 泊の緊急時対策所空気浄化ファンは可搬設備であり、ダクト接続等の運転前の系統構成が必要となることから所要時間に相違がある。 <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3③）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>緊急時対策所</p>  <p>図3.2-8 事務建屋から緊急時対策所への移動のタイムチャート</p> <p>図3.2-9 電源車（緊急時対策所用）立ち上げのタイムチャート</p>	<p>※事務建屋対策室は、以下の全ての条件に該当する場合、初動対応に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電所震度6弱未満 ・通信連絡設備使用可 ・SPDS表示装置使用可 <p>なお、発電所震度は、発電所の保安確認用震度計により速やかに情報を入手可能である。また、事務建屋は基準地震動Ssに対して倒壊しないことを確認しているが、設計に用いている地震動は発電所震度5強相当であるため、発電所震度6弱以上を確認した場合は、事務建屋対策室の使用中止を判断し、緊急時対策所への移動・立上げを行うこととする。</p> <p>図3.2-8 事務建屋から緊急時対策所への移動のタイムチャート</p> <p>図3.2-9 電源車（緊急時対策所用）立ち上げのタイムチャート</p>	 <p>図3.2-6 緊急時対策所立ち上げタイムチャート</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初動対応体制の相違 <p>泊では、原子力災害対策指針に定める「警戒事象」が発生した場合の初動対応は、通信連絡設備等の使用可否条件にかかわらず緊急時対策所へ移動し対応を行う。</p> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載方針の相違（女川記載に統一）
<p>(3) 発電所からの一時退避</p> <p>原子炉格納容器が破損し、大量のブルームが放出されるような事態においては、緊急時対策所に収容する要員以外は、以下の要領にて発電所から構外へ一時退避させる。</p> <p>a. 発電所対策本部長は、要員の退避に係る判断を行う。また、必要に応じて、原子炉主任技術者の助言等を受ける。</p> <p>b. 発電所対策本部長は、ブルーム放出中に緊急時対策所にとどまる要員と、発電所から一時退避する要員とを明確にし、指示する。</p> <p>c. 発電所から一時退避する要員は、退避に係る体制を確立するとともに、通信連絡手段、移動手段を確保する。</p> <p>d. 発電所対策本部の指示に従い、放射性物質による影響の少ない場所に避難する。</p>	<p>(3) 緊急時対策所からの一時退避について</p> <p>事故対応にもかかわらず、プラントの状況が悪化した場合[*]、ブルーム通過前に、以下の手順にて、とどまる要員以外の要員を所外（原子力事業所災害対策支援拠点等）に一時退避させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 本部長は、ブルーム放出のおそれがある場合、緊急時対策所にとどまる要員の緊急時対策所への移動と、とどまる必要がない要員の発電所からの一時退避に関する判断を行う。 ② 本部長は、ブルーム放出中に緊急時対策所にとどまる要員と、発電所から一時退避する要員とを明確にする。 ③ 本部長の指示の下、とどまる要員は緊急時対策所に移動する。 ④ 本部長は、発電所から一時退避するための要員の退避に係る体制、連絡手段、移動手段を確保させ、放射性物質による影響の少ないと想定される場所（原子力事業所災害対策支援拠点等）への退避を指示する。 	<p>(3) 緊急時対策所からの一時退避について</p> <p>事故対応にもかかわらず、プラントの状況が悪化した場合[*]、ブルーム通過前に、以下の手順にて、とどまる要員以外の要員を所外（一時退避場所）に一時退避させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 発電所対策本部長は、ブルーム放出のおそれがある場合、緊急時対策所にとどまる要員の緊急時対策所への移動と、とどまる必要がない要員の発電所からの一時退避に係る判断を行う。 ② 発電所対策本部長は、ブルーム放出中に緊急時対策所にとどまる要員と、発電所から一時退避する要員とを明確にする。 ③ 発電所対策本部長の指示の下、とどまる要員は、緊急時対策所指揮所又は緊急時対策所待機所に移動する。 ④ 発電所対策本部長は、発電所から一時退避する要員の退避に係る体制、連絡手段、移動手段を確保させ、放射性物質による影響の少ないと想定される場所（宮丘地区又は滝ノ瀨地区の当社施設、原子力事業者災害対策支援拠点等）への退避を指示する。 	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載方針の相違（女川実績の反映） ・避難場所の相違 <p>近隣の当社施設も避難場所の候補として選定しているが、放射性物質により影響を考慮し場所を選定することに相違ない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>(3) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所からの一時退避について 事故対応にもかかわらず、プラントの状況が悪化した場合、ブルーム通過前に、以下の手順にて、とどまる必要のない要員を所外（原子力事業所災害対策支援拠点等）に一時退避させる。</p> <p>①本部長は、ブルームの放出のおそれがある場合、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所にとどまる要員の対策本部又は待機場所への移動と、とどまる必要がない要員の発電所から一時退避に関する判断を行う。</p> <p>②本部長は、ブルーム放出中に緊急時対策所にとどまる要員と、発電所から一時退避する要員とを明確にする。</p> <p>③本部長の指示の下、とどまる要員は対策本部又は待機場所に移動する。</p> <p>(4) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所における換気設備等について 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の「対策本部」及び「待機場所」における換気設備の運用として、下記に示す「(a)可搬型陽圧化空調機による陽圧化（ブルーム通過前）」、「(b)陽圧化装置（空気ポンペ）による陽圧化（ブルーム通過中）」、「(c)陽圧化装置（空気ポンペ）から可搬型陽圧化空調機への切替え（ブルーム通過後）」を実施する。</p> <p>(a)可搬型陽圧化空調機による陽圧化（ブルーム通過前） 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所を立ち上げる際に、以下の要領にて、可搬型陽圧化空調機により対策本部及び待機場所の陽圧化を開始する。</p>	<p>原子力事業所災害対策支援拠点等への退避ルートは女川町内からの参集ルートと同様のルートとなり、距離約20km、徒歩5時間程度かかる。</p> <p>⑤ 本部長は、ブルーム通過後にプラント状況等により、必要に応じて一時退避させた要員を再参集する。 ※炉心損傷後の原子炉格納容器ベント準備の判断となる、原子炉格納容器圧力が最高使用圧力の1.5倍に達した場合</p> <p>(4) 緊急時対策所における換気設備等について 緊急時対策所における換気設備の運用として、下記に示す「a. 緊急時対策所非常用送風機による正圧化（ブルーム通過前）」、「b. 緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）による正圧化（ブルーム通過中）」、「c. 緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）から緊急時対策所非常用送風機への切替え（ブルーム通過後）」を実施する。</p> <p>ブルーム通過前及び通過後の系統概略図を図3.2-11に、ブルーム通過中の系統概略図を図3.2-12に、ブルーム通過前・中・後の換気設備の運用の全体像を図3.2-13示す。また、上記a.～c.の操作のタイムチャートを図3.2-15～17に示す。</p> <p>a. 緊急時対策所非常用送風機による正圧化（ブルーム通過前） 緊急時対策所を立ち上げる際に、以下の要領にて、緊急時対策所非常用送風機により正圧化を開始する。</p> <p>① 操作パネルの「ブルーム通過前後モード」を選択し、緊急時対策所非常用送風機の運転を開始する。</p> <p>② 差圧計指示値により、差圧が調整されていることを確認する。</p>	<p>宮丘地区への退避ルートは、大和門扉を通行する参集ルートと同様のルートとなり、距離約6km、徒歩1時間30分程度かかる。</p> <p>⑤ 発電所対策本部長は、ブルーム通過後にプラント状況等により、必要に応じて一時退避させた要員を再参集させる。 ※炉心損傷後、格納容器スプレイポンプが不動作（放水砲準備の判断基準）となった場合。</p> <p>(4) 緊急時対策所における換気設備等について 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所における換気設備の運用として、下記に示す「a. 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンによる正圧化（ブルーム通過前）」、「b. 空気供給装置（空気ポンペ）による正圧化（ブルーム通過中）」、「c. 空気供給装置（空気ポンペ）から可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンへの切替え（ブルーム通過後）」を実施する。</p> <p>ブルーム通過前及び通過後の系統概要図を図3.2-8に、ブルーム通過中の系統概要図を図3.2-9に、ブルーム通過前・中・後の換気設備の運用の全体像を図3.2-10に示す。また、上記a.～c.の操作のタイムチャートを図3.2-12～14に示す。</p> <p>a. 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンによる正圧化（ブルーム通過前） 緊急時対策所を立ち上げる際に、以下の要領にて、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンにより正圧化を開始する。</p> <p>① 可搬型空気浄化装置とダクト及びケーブルを接続する。</p> <p>② 緊急時対策所給気手動ダンパを調整開とし、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンを起動する。</p> <p>③ 緊急時対策所排気手動ダンパを操作し、室内の圧力を微正圧（100Pa[gage]以上）に調整する。</p>	<p>【女川】 ・立地条件の相違</p> <p>【女川】 ・運用の相違 一時退避判断基準に相違はあるものの、原子炉格納容器からのブルーム放出前に退避行動を開始することに相違はない。 【柏崎】記載方針の相違(2-3①)</p> <p>【柏崎】記載方針の相違(2-3③)</p> <p>【女川】 ・設備名称及び手順名称の相違（以降、同様な相違理由の記載は省略する。）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違(2-3①)</p> <p>【女川】 ・設備相違による手順の相違 泊は可搬設備であり運転前の系統構成が必要であることから手順に相違はあるが、ブルーム放出前に対応可能であり、緊急時対策所で活動する要員に放射線による影響を与えない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>ブルーム通過時においては、可搬型陽圧化空調機から陽圧化装置（空気ポンベ）に切替えることにより、対策本部及び待機場所への外気の流入を遮断する。</p> <p>ブルーム通過時においては、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンから空気供給装置（空気ポンベ）に切り替えることにより、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所への外気の流入を遮断する。</p> <p>緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）による加圧判断のフローチャートは図3.2-14に示すとおりであり、以下の①②のいずれかの場合において、緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）による加圧を開始する。</p> <p>① 以下の【条件1-1】及び【条件1-2】が満たされた場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>【条件1-1】2号炉の炉心損傷及び原子炉格納容器破損の評価に必要なパラメータの監視不可</p> <p>及び</p> <p>【条件1-2】可搬型モニタリングポストの指示値が上昇し30mGy/hとなった場合又は緊急時対策所可搬型エリアモニタの指示値が上昇し0.1mSv/hとなった場合</p> </div> <p>② 以下の【条件2-1-1】又は【条件2-1-2】、及び【条件2-2】が満たされた場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>【条件2-1-1】2号炉にて炉心損傷後に原子炉格納容器ベント判断</p> <p>【条件2-1-2】2号炉にて炉心損傷後に原子炉格納容器破損徴候が発生</p> <p>及び</p> <p>【条件2-2】可搬型モニタリングポストの指示値が上昇し30mGy/hとなった場合又は緊急時対策所可搬型エリアモニタの指示値が上昇し0.1mSv/hとなった場合</p> </div> <p>【条件2-2-1】であれば加圧実施時期が明確であること、【条件1-2】及び【条件2-2-2】であれば放射性物質が緊急時対策所に到達したことを可搬型エリアモニタによって瞬時に検知できる設計とすることから、加圧判断が遅れることはない。加圧判断後の操作は1～2分で実施可能な設計とするため、最長でも2分以内*で外気の流入を遮断することが可能となる。</p> <p>※ 陽圧化装置（空気ポンベ）は、通常運転時において空気ポンベの元弁を”開”とし、ポンベラック毎に隔離弁を設置する隔離弁は通常運転時に”閉”としておく。陽圧化装置（空気ポンベ）使用時には、各々のポンベラックの隔離弁を事故発生後24時間以内に開操作しておき、加圧判断を受けて、対策本部及び待機場所内に設置する給気弁を開操作することで陽圧化が開始可能な設計とする。</p>	<p>b. 緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）による正圧化（ブルーム通過中）</p> <p>ブルーム通過時においては、緊急時対策所非常用送風機から緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）に切り替えることにより、緊急時対策所への外気の流入を遮断する。</p> <p>緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）による加圧判断のフローチャートは図3.2-14に示すとおりであり、以下の①②のいずれかの場合において、緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）による加圧を開始する。</p> <p>① 以下の【条件1-1】及び【条件1-2】が満たされた場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>【条件1-1】2号炉の炉心損傷及び原子炉格納容器破損の評価に必要なパラメータの監視不可</p> <p>及び</p> <p>【条件1-2】可搬型モニタリングポストの指示値が上昇し30mGy/hとなった場合又は緊急時対策所可搬型エリアモニタの指示値が上昇し0.1mSv/hとなった場合</p> </div> <p>② 以下の【条件2-1-1】又は【条件2-1-2】、及び【条件2-2】が満たされた場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>【条件2-1-1】2号炉にて炉心損傷後に原子炉格納容器ベント判断</p> <p>【条件2-1-2】2号炉にて炉心損傷後に原子炉格納容器破損徴候が発生</p> <p>及び</p> <p>【条件2-2】可搬型モニタリングポストの指示値が上昇し30mGy/hとなった場合又は緊急時対策所可搬型エリアモニタの指示値が上昇し0.1mSv/hとなった場合</p> </div> <p>【条件2-1-1】であれば加圧実施時期が明確であること、【条件1-2】及び【条件2-2】であれば放射性物質が緊急時対策所に到達したことを緊急時対策所可搬型エリアモニタによって瞬時に検知できる設計とすることから、加圧判断が遅れることはない。</p> <p>加圧判断後の操作は1～2分で実施可能な設計とするため、最長でも2分以内*で外気の流入を遮断することが可能となる。</p> <p>※ 緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）は、通常運転時において空気ポンベラックごとに設置する元弁を”開”とし、各ポンベラックからの配管の合流先に設置する高压空気ポンベ出口電動弁は通常運転時に”閉”としておく。緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）使用時には、加圧判断を受けて、緊急時対策所に設置する操作パネル操作することで、正圧化が開始可能な設計とする。</p>	<p>b. 空気供給装置（空気ポンベ）による正圧化（ブルーム通過中）</p> <p>ブルーム通過時においては、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンから空気供給装置（空気ポンベ）に切り替えることにより、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所への外気の流入を遮断する。</p> <p>空気供給装置（空気ポンベ）による加圧判断フローチャートは図3.2-11に示すとおりであり、以下の①②いずれかの場合において、空気浄化装置（空気ポンベ）による加圧を開始する。</p> <p>① モニタリングポスト、モニタリングステーション、3号炉原子炉格納容器を囲むように設置する可搬型モニタリングポスト及び緊急時対策所付近に設置する可搬型モニタリングポストのいずれかの指示値が30mGy/h以上となった場合。</p> <p>② 緊急時対策所可搬型エリアモニタの指示値が0.1mSv/h以上となった場合。</p> <p>①により、緊急時対策所外に接近するブルームを検知でき、対応を実施することで緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内への希ガスの侵入を防止できる。万一、各可搬型モニタリングポストによる検知が遅れた場合であっても、②の緊急時対策所可搬型エリアモニタによって瞬時に検知できる設計とすることから、加圧判断が遅れることはない。</p> <p>加圧判断後の操作は1～2分で実施可能な設計とするため、最長でも2分以内で*外気の流入を遮断することが可能となる。</p> <p>※ 空気供給装置（空気ポンベ）は、緊急時対策所立ち上げ時に、空気ポンベから空気供給装置流量調節弁までの系統構成を実施しておく。空気供給装置（空気ポンベ）使用時には、加圧判断を受けて、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に設置する可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン電源、手動弁の操作により正圧化が開始可能な設計とする。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】 ・設計の相違（相違理由①） 【柏崎】記載方針の相違（2-3③） 【女川】 女川の【条件1-1】に対し、泊の場合、炉心損傷は空気供給装置による加圧準備を行う条件であり、また、原子炉格納容器破損の規模の大小に寄らずモニタリング設備の指示値で加圧開始を判断する違いがあるが、最終的にモニタリング設備の指示値で加圧判断することに相違なし。 【女川】 ・手順着手条件の相違 女川(BWR)では、炉心損傷後原子炉格納容器破損前に原子炉格納容器ベント操作の判断が条件に含まれているのに対し、泊(PWR)では、SA 事象時に原子炉格納容器ベントは実施しない違いがあるが、最終的にモニタリング設備の指示値を確認し、緊急時対策所の加圧可否を判断することに相違なし。 【女川】 ・設計の相違 女川はパネル操作による自動切替、泊は手動による切替となるが、緊急時対策所立ち上げ時に必要な系統構成を行っておくことにより、切替は緊急時対策所内での弁操作等により速やかに実施することが可能であるため、要員には放射線による影響を与えない。</p>

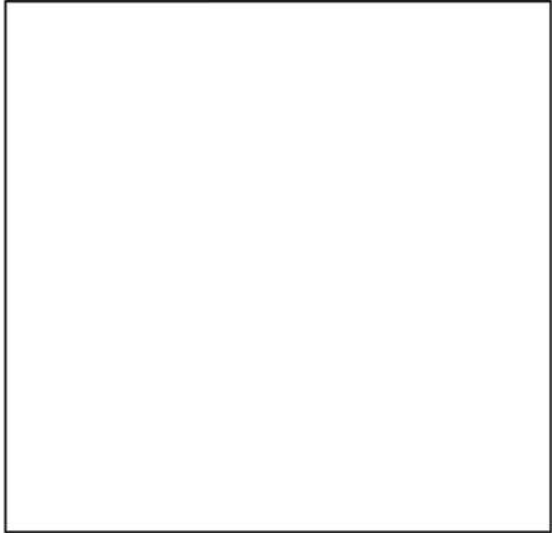
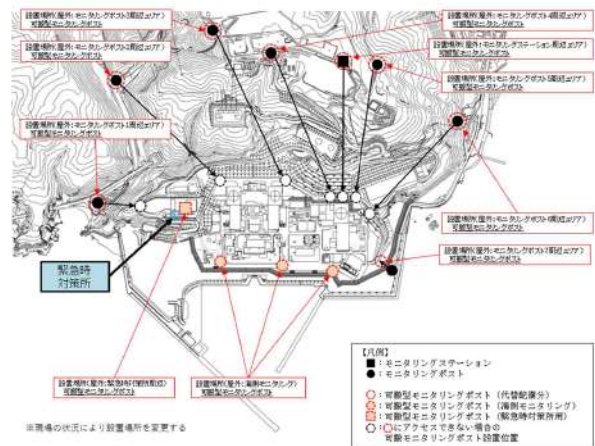
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>可搬型陽圧化空調機による対策本部及び待機場所の陽圧化から陽圧化装置（空気ポンペ）による対策本部及び待機場所の陽圧化への切替えは、陽圧化装置（空気ポンペ）の起動、可搬型陽圧化空調機仮設ダクトの切離し、給気口への閉止板取付けにより実施する。</p> <p>なお、判断に用いる監視計器は、5号炉近傍に設置する可搬型モニタリングポスト、可搬型エリアモニタの2種類であるが、設計基準対象設備であるモニタリングポスト、気象観測設備、重大事故等対処設備であるその他の場所にて運用する可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測装置についても値が参照可能な場合は傾向監視を実施し、加圧判断の一助とする。</p>	<p>緊急時対策所非常用送風機による緊急時対策所の正圧化から緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）による緊急時対策所の正圧化への切替えは、緊急時対策所に設置する操作パネルにより実施する。</p> <p>なお、判断に用いる監視計器は、緊急時対策建屋屋上に設置する可搬型モニタリングポスト、緊急時対策所に設置する緊急時対策所可搬型エリアモニタの2種類であるが、設計基準対象施設であるモニタリングポスト、気象観測設備、重大事故等対処設備であるその他の場所にて運用する可搬型モニタリングポスト及び代替気象観測設備についても値が参照可能な場合は傾向監視を実施し、加圧判断の一助とする。</p> <p>緊急時対策所加圧設備の操作手順は以下に示すとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 操作パネルの「ブルーム通過中モード」を選択し、緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）による加圧を開始する。 ② 差圧計指示値により、差圧が調整されていることを確認する。 <p>c. 緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）から緊急時対策所非常用送風機への切替え（ブルーム通過後）</p> <p>緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）による加圧は、ブルーム通過中において原則停止しないが、発電所敷地内に重大事故等対処設備として設置する可搬型モニタリングポスト及び自主対策設備であるモニタリングポストの線量率の指示から、ブルーム通過を確認できた場合には停止を検討する。</p>	<p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンによる緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の正圧化から空気供給装置（空気ポンペ）による緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の正圧化への切替えは、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に設置する可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン電源、手動弁の操作により実施する。</p> <p>なお、判断に用いる監視計器は、緊急時対策所付近の屋外に設置する可搬型モニタリングポスト、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に設置する緊急時対策所可搬型エリアモニタの2種類であるが、設計基準対処施設であるモニタリングポスト、モニタリングステーション及び気象観測設備、重大事故等対処設備であるその他の場所にて運用する可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備についても値が参照可能な場合は傾向監視を実施し、加圧判断の一助とする。</p> <p>空気供給装置の操作手順は以下に示すとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 緊急時対策所排気手動ダンパを閉とする。 ② 緊急時対策所給気第2手動ダンパを閉とする。 ③ 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンの電源を切とする。 ④ 緊急時対策所内に設置されている空気供給装置流量調節弁を開とする。 ⑤ 緊急時対策所排気手動ダンパにて排気側を調節し、緊急時対策所内が微正圧（100Pa [gage]以上）となるよう圧力を調整する。 <p>c. 空気供給装置（空気ポンペ）から可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンへの切替え（ブルーム通過後）</p> <p>空気供給装置（空気ポンペ）による加圧は、ブルーム通過中において原則停止しないが、発電所敷地内に重大事故等対処設備として設置する可搬型モニタリングポスト並びに自主対策設備であるモニタリングポスト及びモニタリングステーションの線量率の指示から、ブルーム通過を確認できた場合には停止を検討する。</p>	<p>【女川】 ・設計の相違 【柏崎】記載方針の相違（2-3③）</p> <p>【女川】 ・監視計器設置場所の相違 【女川】 ・設計の相違 泊ではモニタリングポストに加え、モニタリングステーションの値も参考に加圧判断のための監視に用いる。</p> <p>【女川】 ・設計の相違 女川はパネル操作による自動切替、泊は手動による切替となるが、緊急時対策所立ち上げ時に必要な系統構成を行っておくことにより、切替は緊急時対策所内での弁操作等により速やかに実施することが可能であるため、要員の放射線による影響を与えない。</p> <p>【女川】 ・設計の相違 自主対策設備としてモニタリングステーション使用する。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>ブルームについては、可搬型モニタリングポスト等の線量率の指示が上昇した後に、減少に転じ、更に線量率が安定的な状態になり、周辺環境中の放射性物質が十分減少し、5号炉原子炉建屋屋上階の階段室近傍（可搬型外気取入送風機の外気吸込場所）に設置する可搬型モニタリングポストの値が0.2mGy/h[※]を下回った場合に、通過したものと判断する。</p> <p>仮にブルーム通過後の放射性物質の沈着により、可搬型モニタリングポストに影響がある場合は、設置時にあらかじめ養生していた養生シートの交換を行う。</p> <p>可搬型モニタリングポストの設置予定位置を図3.2-10に示す。</p> <p>緊急時対策所の正圧化を、緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）による給気から緊急時対策所非常用送風機による給気に切り替える場合においては、パネル操作により系統ライン構成及び緊急時対策所非常用送風機の起動を自動で行うことにより、緊急時対策所の正圧化状態を損なわない設計とする。</p> <p>※保守的に0.5mGy/hを0.5mSv/hとして換算し、仮に7日間被ばくし続けたとしても、0.5mSv/h×168h＝84mSvと100mSvに対して余裕があり、緊急時対策所の居住性評価である約0.7mSvに加えた場合でも100mSvを超えることのない値として設定</p> <div data-bbox="929 826 1288 853" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> <p>枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p> </div>  <p>図3.2-10 ブルーム通過判断用可搬型モニタリングポスト設置位置</p>	<p>ブルームについては、可搬型モニタリングポスト等の線量率の指示が上昇した後に、減少に転じ、更に線量率が安定的な状態になり、周辺環境中の放射性物質が十分減少し、緊急時対策建屋屋上に設置する可搬型モニタリングポストの値が0.5mSv/h[※]を下回った場合に、通過したものと判断する。</p> <p>仮にブルーム通過後の放射性物質の沈着により、可搬型モニタリングポストに影響がある場合は、設置時にあらかじめ養生していた養生シートの交換を行う。</p> <p>可搬型モニタリングポストの設置予定位置を図3.2-7に示す。</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の正圧化を空気供給装置（空気ポンプ）による給気から可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンによる給気に切り替える場合においては、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンの起動、系統ライン構成の順序をあらかじめ定めておくことにより、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の正圧化状態を損なわない設計とする。</p> <p>※保守的に0.5mGy/hを0.5mSv/hとして換算し、仮に7日間被ばくし続けたとしても、0.5mSv/h×168h＝84mSvと100mSvに対して余裕があり、緊急時対策所指揮所の居住性評価結果である約13mSv（緊急時対策所待機所は約12mSv）に加えても100mSvを超えることのない値として設定。</p>  <p>図3.2-7 ブルーム通過判断用可搬型モニタリングポスト設置位置</p>	<p>ブルームについては、可搬型モニタリングポスト等の線量率の指示が上昇した後に、減少に転じ、さらに線量率が安定的な状態になった場合、又は、緊急時対策所付近に設置する可搬型モニタリングポストの値が0.5mGy/h[※]を下回り安定的な状態になった場合に、通過したものと判断する。</p> <p>仮にブルーム通過後の放射性物質の沈着により、可搬型モニタリングポストに影響がある場合は、設置時にあらかじめ養生していた養生シートの交換を行う。</p> <p>可搬型モニタリングポストの設置予定位置を図3.2-7に示す。</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の正圧化を空気供給装置（空気ポンプ）による給気から可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンによる給気に切り替える場合においては、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンの起動、系統ライン構成の順序をあらかじめ定めておくことにより、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の正圧化状態を損なわない設計とする。</p> <p>※保守的に0.5mGy/hを0.5mSv/hとして換算し、仮に7日間被ばくし続けたとしても、0.5mSv/h×168h＝84mSvと100mSvに対して余裕があり、緊急時対策所指揮所の居住性評価結果である約13mSv（緊急時対策所待機所は約12mSv）に加えても100mSvを超えることのない値として設定。</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・判断基準の相違 泊は放射性物質の地表沈着等により0.5mSv/hを下回らない場合であっても線量率が安定した場合はブルーム通過と判断する。 【女川】 ・系統構成の相違 女川はパネル操作による自動切替、泊は手動による切替えとなるが、切替えは緊急時対策所内での弁操作等により実施することが可能であり、手順をあらかじめ定めておき速やかに実施することで要員の放射線による影響を与えない。 ・被ばく線量評価結果の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】

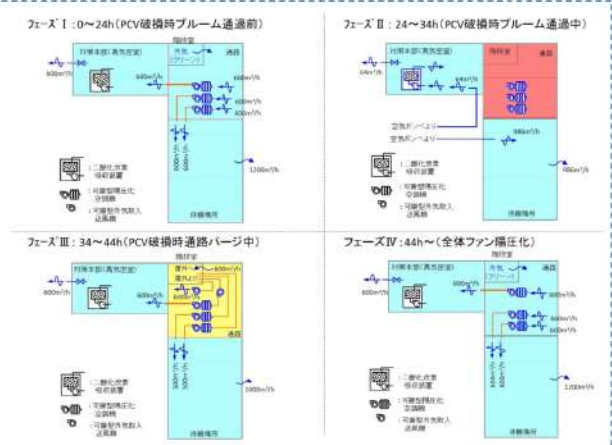


図 3.2-10 5号伊原子伊建屋内緊急時対策所における換気設備の運用イメージ

女川原子力発電所2号炉

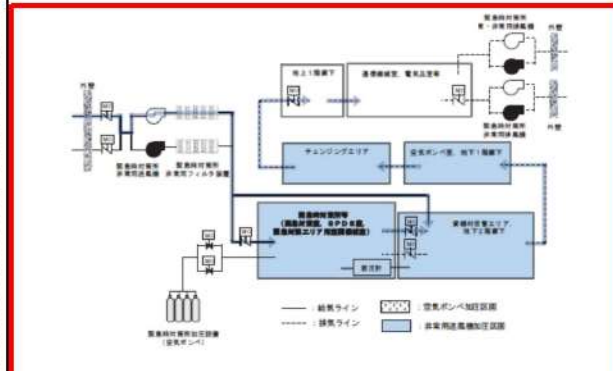


図 3.2-11 緊急時対策所換気空調系 系統概略図
 (ブルーム通過前及び通過後：緊急時対策所非常用送風機による正圧化)

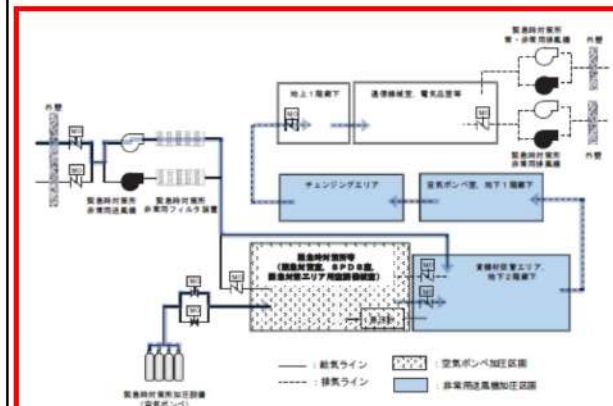


図 3.2-12 緊急時対策所換気空調系 系統概略図
 (ブルーム通過中：緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）による正圧化)

泊発電所3号炉

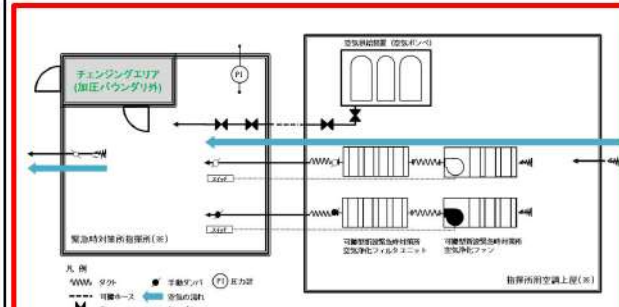


図 3.2-8 緊急時対策所換気空調設備 系統概要図
 (ブルーム通過前及び通過後：可搬型空気浄化装置による加圧)

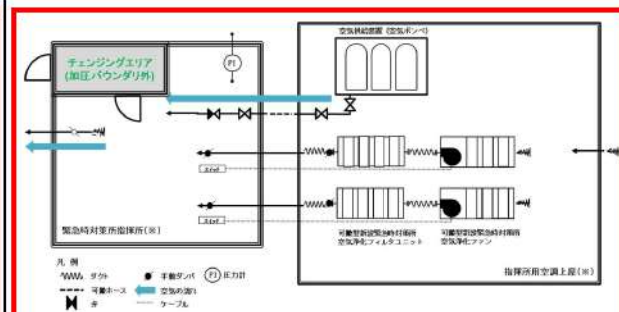


図 3.2-9 緊急時対策所換気空調設備 系統概要図
 (ブルーム通過中：空気供給装置（空気ポンプ）による加圧)

【女川】
 ・設計の相違
 建屋レイアウトの違いによる加圧区画範囲の相違

【女川】
 ・設計の相違
 建屋レイアウトの違いによる加圧区画範囲の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】



図3.2-11 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所における換気設備の運用全体像

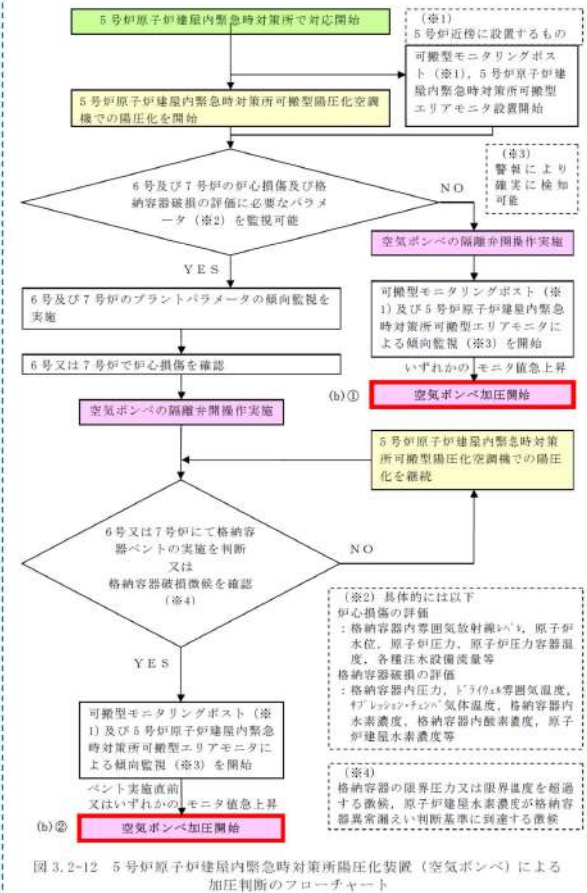


図3.2-12 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所隔圧化装置（空気ポンプ）による加圧判断のフローチャート

女川原子力発電所2号炉



図3.2-13 緊急時対策所における換気設備の運用全体像

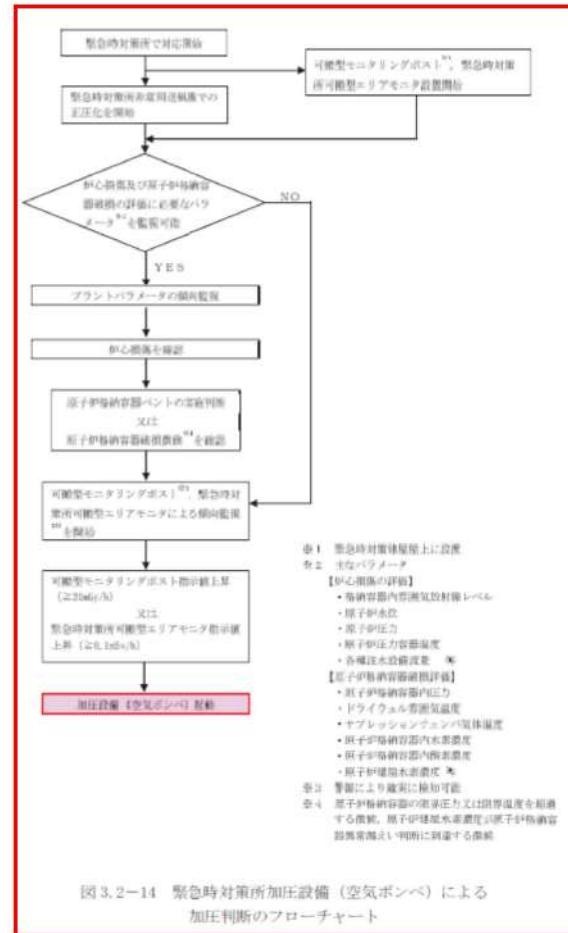


図3.2-14 緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）による加圧判断のフローチャート

泊発電所3号炉

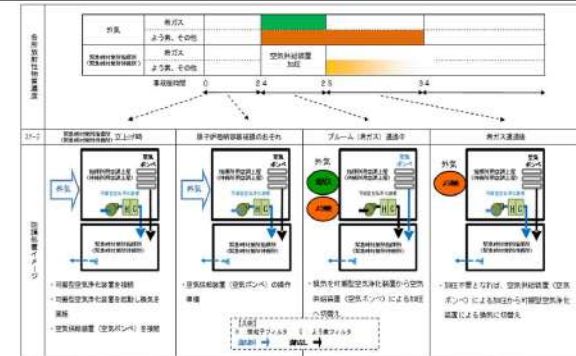


図3.2-10 緊急時対策所における換気設備の運用全体像

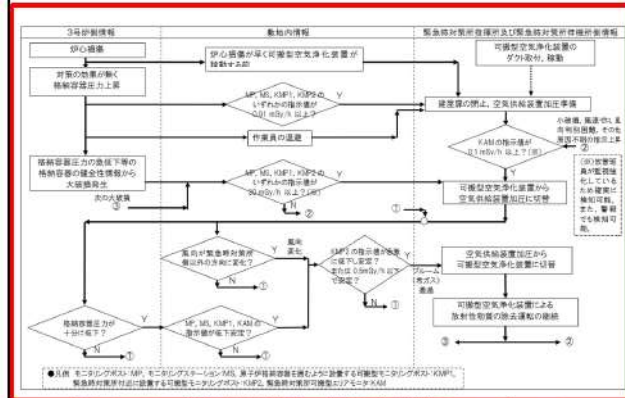


図3.2-11 空気供給装置による加圧判断フローチャート

相違理由

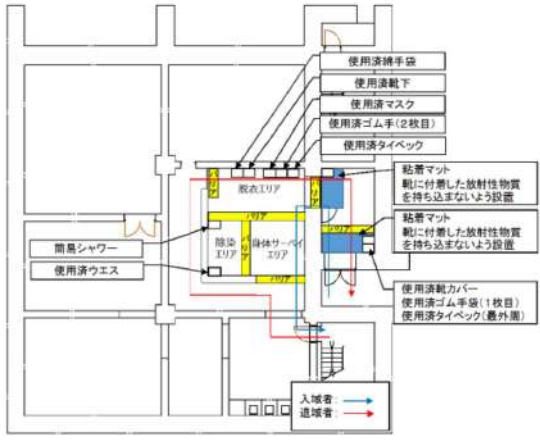
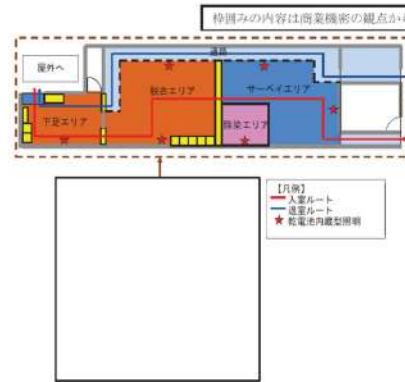
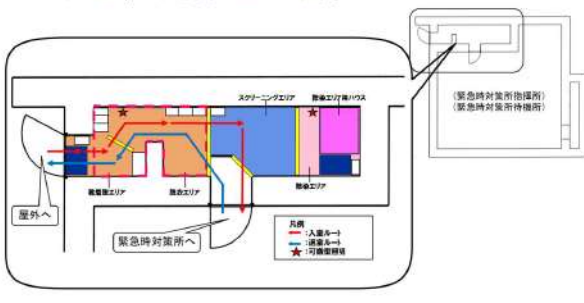
【女川】
 ・判断基準の相違
 女川(BWR)では、炉心損傷後原子炉格納容器破損前に原子炉格納容器ペント操作の判断が含まれているのに対し、泊(PWR)では、SA事象時に原子炉格納容器ペントは実施しない違いがあるが、最終的にモニタリング設備の指示値を確認し、緊急時対策所の加圧要否を判断することに相違なし。

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p>  <p>図3.2-13 可搬型揚圧化密閉機により揚圧化する場合 (ブルーム通過前) のタイムチャート (操作手順 a.)</p>  <p>図3.2-14 揚圧化装置 (空気ポンプ) により揚圧化を維持する場合 (ブルーム通過中) のタイムチャート (操作手順 b.)</p>  <p>図3.2-15 揚圧化装置 (空気ポンプ) から可搬型揚圧化密閉機へ切り替える場合 (ブルーム通過後) のタイムチャート (操作手順 c.)</p>	 <p>図3.2-15 緊急時対策所非常用送風機による正圧化 (ブルーム通過前) のタイムチャート (操作手順 a.)</p>  <p>図3.2-16 緊急時対策所加圧設備 (空気ポンプ) による正圧化 (ブルーム通過中) のタイムチャート (操作手順 b.)</p>  <p>図3.2-17 緊急時対策所加圧設備 (空気ポンプ) から緊急時対策所非常用送風機への切替え (ブルーム通過後) のタイムチャート (操作手順 c.)</p>	 <p>図3.2-12 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンによる正圧化 (ブルーム通過前) のタイムチャート (操作手順 a.)</p>  <p>図3.2-13 空気供給装置 (空気ポンプ) による正圧化 (ブルーム通過中) のタイムチャート (操作手順 b.)</p>  <p>図3.2-14 空気供給装置 (空気ポンプ) から可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンへの切替え (ブルーム通過後) のタイムチャート (操作手順 c.)</p>	<p>【女川】 ・設計の相違 泊は緊急時対策所指揮所と緊急時対策所持機所の2箇所で作業となること及び系統構成を実施する必要があることから必要時間、手順に相違がある。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.7 チェンジングエリア</p> <p>チェンジングエリアは、ブルーム通過後など緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するために設置する。</p> <p>緊急時対策所内に待機していた現場作業要員等は、屋外で作業を行った後、再度、緊急時対策所に入室する際に利用する。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>緊急時対策所には、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設ける。</p> <p>チェンジングエリアは、緊急時対策所に待機していた要員が、緊急時対策所外で作業を行った後、再度、緊急時対策所に入室する際等に利用する。</p> <p>チェンジングエリアは、要員の被ばく低減の観点から、5号炉原子炉建屋内、かつ5号炉原子炉建屋内緊急時対策所陽圧化パウングリに隣接した場所に設営する。</p> <p>チェンジングエリアを図8に示す。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所のチェンジングエリア設営場所及び概略図を図3.3-1、2に示す。</p>  <p>図8 緊急時対策所指揮所 チェンジングエリア 概略図</p>	<p>3.3 汚染持ち込み防止について</p> <p>緊急時対策所には、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設ける。</p> <p>チェンジングエリアは、緊急時対策所に待機していた要員が、緊急時対策所外で作業を行った後、再度、緊急時対策所に入室する際等に利用する。</p> <p>チェンジングエリアは、要員の被ばく低減の観点から、緊急時対策建屋内に設営する。</p> <p>また、チェンジングエリア付近の全照明が消灯した場合を想定し、乾電池内蔵型照明を配備する。</p> <p>緊急時対策所のチェンジングエリア設営場所及び概略図を図3.3-1に示す。</p> <p>また、チェンジングエリアの設営は、放射線管理班員2名で約20分を想定している。チェンジングエリアの設営のタイムチャートを図3.3-2に示す。</p> <p>(1) チェンジングエリア</p> <p>特訓みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>  <p>図3.3-1 チェンジングエリア設営場所及び概略図</p>	<p>3.3 汚染持ち込み防止について</p> <p>緊急時対策所には、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設ける。</p> <p>チェンジングエリアは、緊急時対策所に待機していた要員が、緊急時対策所外で作業を行った後、再度、緊急時対策所に入室する際等に利用する。</p> <p>チェンジングエリアは、要員の被ばく低減の観点から、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に設営する。</p> <p>また、チェンジングエリアの全照明が消灯した場合を想定し、バッテリー式の可搬型照明を配備する。</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のチェンジングエリア設営場所及び概略図を図3.3-1に示す。</p> <p>また、チェンジングエリアの設営は、放管班員2名が1組となつて、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に対し実施し、一連の作業完了を約40分と想定している。チェンジングエリアの設営のタイムチャートを図3.3-2に示す。</p>  <p>図3.3-1 チェンジングエリア設営場所及び概略図</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載内容の相違（女川実績の反映） ・設計の相違 女川は緊急時対策所建屋1箇所にチェンジングエリアを設営するのに対し、泊は緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の2箇所に設営する違いがある。 ・設備の相違 女川は乾電池内蔵型照明に対し、泊はバッテリー式の可搬型照明であるものの、停電時に使用可能な仮設照明を配備していることに相違なし。 ・記載表現の相違（泊は2箇所に設営するため） ・設計の相違 女川は1箇所のチェンジングエリアを2名が約20分で設営するのに対し、泊は2箇所のチェンジングエリアを2名が約40分で設営する違いがあるが、設営に長時間を要しない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

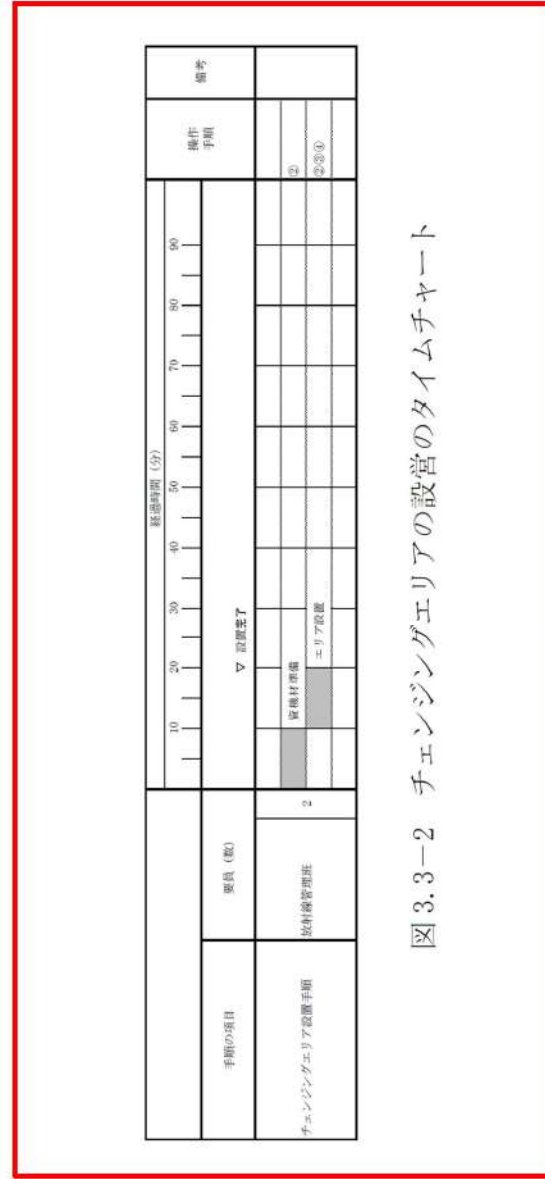


図3.3-2 チェン징ングエリアの設置のタイムチャート

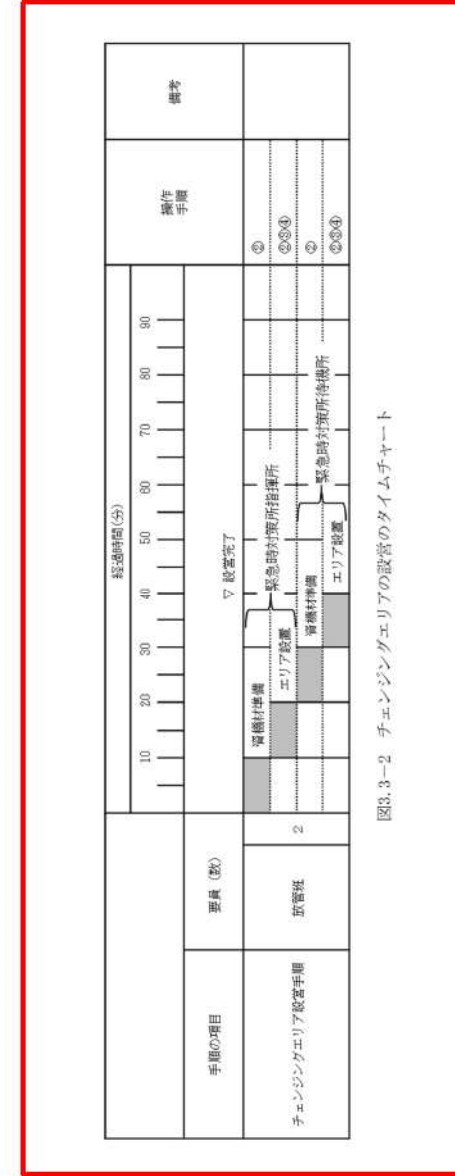


図3.3-2 チェン징ングエリアの設置のタイムチャート

【大飯】
 ・記載充実
 (女川実績の反映)
 ・設計の相違
 女川は1箇所のチェン징ングエリアを2名が約20分で設置するのに対し、泊は2箇所のチェン징ングエリアを2名が約40分で設置する違いがあるが、設置に長時間を要しない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																								
<p>2.10 配備する資機材等及び保管場所</p> <p>緊急時対策所内には、少なくとも外部からの支援なしに7日間の活動を可能とするため、資機材等を配備する。</p> <p>配備する資機材等および保管場所を図1-1に示す。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>a. 資機材</p> <p>緊急時対策所には、少なくとも外部から支援なしに7日間の活動を可能とするため、必要な資機材を配備する。なお、それぞれの資機材は、汚染が付着しないようビニール袋等であらかじめ養生し、配備する。5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に配備する資機材の数量を表3.4-1に、資機材保管場所の位置及び調達経路を図3.4-1に示す。</p>	<p>3.4 配備する資機材の数量及び保管場所について</p> <p>a. 資機材</p> <p>緊急時対策建屋には、少なくとも外部からの支援なしに7日間の活動を可能とするため、必要な資機材を配備する。</p> <p>なお、それぞれの資機材は、汚染が付着しないようビニール袋等であらかじめ養生し、配備する。</p> <p>また、ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないように、ブルーム通過中に緊急時対策所にとどまる要員の食料等及びブルーム通過後に現場対応を行う要員の放射線管理用資機材については、緊急時対策所内に配備する。緊急時対策建屋に配備する資機材の数量及び保管場所を表3.4-1に、資機材保管場所の位置及び調達経路を図3.4-1に示す。</p>	<p>3.4 配備する資機材の数量及び保管場所について</p> <p>a. 資機材</p> <p>緊急時対策所には、少なくとも外部からの支援なしに7日間の活動を可能とするため、必要な資機材を配備する。</p> <p>なお、それぞれの資機材は、汚染が付着しないように、コンテナ等に収納し、配備する。</p> <p>また、ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないように、ブルーム通過中に緊急時対策所にとどまる要員の食料等及びブルーム通過後に現場対応を行う要員の放射線管理用資機材については、緊急時対策所内に配備する。緊急時対策所に配備する資機材の数量及び保管数を表3.4-1に、資機材保管場所の位置を図3.4-1に示す。</p>	<p>【女川】 保管場所の相違</p> <p>【女川】 資機材保管場所の相違</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p>																																																																																																																																																																																																								
<p>放射線管理用資機材</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>品目</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">防護具</td> <td>汚染防護服（タイベック）</td> <td>3,100着（※1）</td> </tr> <tr> <td>全面マスク</td> <td>210個（※2）</td> </tr> <tr> <td>交換カートリッジ（2個で1組）</td> <td>1,550組（※3）</td> </tr> <tr> <td>個人線量計</td> <td>個人線量計</td> <td>210台（※2）</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">サーベイメータ等</td> <td>表面汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>5台</td> </tr> <tr> <td>ガンマ線測定用サーベイメータ</td> <td>5台</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所内可搬型エアモニタ</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高線量対応防護服</td> <td>タンクステンベスト</td> <td>10着</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所外可搬型エアモニタ</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">資料</td> <td>発電所周辺地図</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>発電所周辺人口関連データ</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">食料等</td> <td>食料</td> <td>約2,940食（※4）以上</td> </tr> <tr> <td>飲料水</td> <td>約1,470リットル（※5）以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>酸素濃度計</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td>3台</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1) 110名×7日+余裕 (※2) 110名+余裕 (※3) 110名×7回(ブルーム前後各1回+その後1日に1回=5回)+余裕 (※4) 140名(要員110名+余裕)×3食×7日 (※5) 140名(要員110名+余裕)×3食×500ミリリットル×7日</p> <p>図1-1-1 緊急時対策所 配備する資機材等</p>	区分	品目	数量	防護具	汚染防護服（タイベック）	3,100着（※1）	全面マスク	210個（※2）	交換カートリッジ（2個で1組）	1,550組（※3）	個人線量計	個人線量計	210台（※2）	サーベイメータ等	表面汚染密度測定用サーベイメータ	5台	ガンマ線測定用サーベイメータ	5台	緊急時対策所内可搬型エアモニタ	2台	高線量対応防護服	タンクステンベスト	10着	緊急時対策所外可搬型エアモニタ	2台	資料	発電所周辺地図	1式	発電所周辺人口関連データ	1式	食料等	食料	約2,940食（※4）以上	飲料水	約1,470リットル（※5）以上	その他	酸素濃度計	3台	二酸化炭素濃度計	3台	<p>表3.4-1 配備する資機材の数量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">品目</th> <th rowspan="2">数量</th> <th rowspan="2">保管場所</th> <th colspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>指所</th> <th>機所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">放射線管理用資機材</td> <td rowspan="2">防護具</td> <td>タイベック</td> <td>3,100着</td> <td>資機材保管エリア、地下1階地下</td> <td>60名(本部要員38名+余裕)×7日及び現場要員40名×6回/日×7日</td> </tr> <tr> <td>全面マスク</td> <td>900個</td> <td>緊急時対策所</td> <td>60名(本部要員38名+余裕)×3日及び現場要員40名×6回/日×3日</td> </tr> <tr> <td>チャコールフィルタ(2個/セット)</td> <td>2,100セット</td> <td>緊急時対策所</td> <td>60名(本部要員38名+余裕)×7日及び現場要員40名×6回/日×7日</td> </tr> <tr> <td>個人線量計</td> <td>個人線量計</td> <td>900台</td> <td>出入管理室</td> <td>100名(60名(本部要員38名+余裕)+現場要員40名)×2</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">サーベイメータ等</td> <td rowspan="2">表面汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>5台</td> <td>出入管理室</td> <td>予備を含む。</td> </tr> <tr> <td>5台</td> <td>緊急時対策所</td> <td>予備を含む。</td> </tr> <tr> <td>ガンマ線測定用サーベイメータ</td> <td>5台</td> <td>緊急時対策所</td> <td>予備を含む。</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所内可搬型エアモニタ</td> <td>4台</td> <td>緊急時対策所</td> <td>予備を含む。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">資料</td> <td>発電所周辺地図</td> <td>1式</td> <td>緊急時対策所</td> <td>予備を含む。</td> </tr> <tr> <td>発電所周辺人口関連データ</td> <td>1式</td> <td>緊急時対策所</td> <td>予備を含む。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">食料等</td> <td>食料等</td> <td>2,100食</td> <td>資機材保管エリア、緊急時対策所</td> <td>100名(60名(本部要員38名+余裕)+現場要員40名)×7日×3食=2,100食</td> </tr> <tr> <td>飲料水</td> <td>1,400本</td> <td>資機材保管エリア、緊急時対策所</td> <td>100名(60名(本部要員38名+余裕)+現場要員40名)×7日×2本=1,400本</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">その他</td> <td rowspan="2">酸素濃度計</td> <td>2台</td> <td>緊急時対策所</td> <td>重大事故等対応設備として設置する。予備を含む。</td> </tr> <tr> <td>2台</td> <td>緊急時対策所</td> <td>重大事故等対応設備として設置する。予備を含む。</td> </tr> <tr> <td>よう素剤</td> <td>800錠</td> <td>緊急時対策所</td> <td>100名(60名(本部要員38名+余裕)+現場要員40名)×(初日2錠+2日目以降1錠/日×6日)=600錠</td> </tr> <tr> <td>照明</td> <td>LEDライト</td> <td>60個</td> <td>緊急時対策所</td> <td>表3.4-2参照</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：4日目以降は除染で対応する。</p>	区分	品目	数量	保管場所	備考		指所	機所	放射線管理用資機材	防護具	タイベック	3,100着	資機材保管エリア、地下1階地下	60名(本部要員38名+余裕)×7日及び現場要員40名×6回/日×7日	全面マスク	900個	緊急時対策所	60名(本部要員38名+余裕)×3日及び現場要員40名×6回/日×3日	チャコールフィルタ(2個/セット)	2,100セット	緊急時対策所	60名(本部要員38名+余裕)×7日及び現場要員40名×6回/日×7日	個人線量計	個人線量計	900台	出入管理室	100名(60名(本部要員38名+余裕)+現場要員40名)×2	サーベイメータ等	表面汚染密度測定用サーベイメータ	5台	出入管理室	予備を含む。	5台	緊急時対策所	予備を含む。	ガンマ線測定用サーベイメータ	5台	緊急時対策所	予備を含む。	緊急時対策所内可搬型エアモニタ	4台	緊急時対策所	予備を含む。	資料	発電所周辺地図	1式	緊急時対策所	予備を含む。	発電所周辺人口関連データ	1式	緊急時対策所	予備を含む。	食料等	食料等	2,100食	資機材保管エリア、緊急時対策所	100名(60名(本部要員38名+余裕)+現場要員40名)×7日×3食=2,100食	飲料水	1,400本	資機材保管エリア、緊急時対策所	100名(60名(本部要員38名+余裕)+現場要員40名)×7日×2本=1,400本	その他	酸素濃度計	2台	緊急時対策所	重大事故等対応設備として設置する。予備を含む。	2台	緊急時対策所	重大事故等対応設備として設置する。予備を含む。	よう素剤	800錠	緊急時対策所	100名(60名(本部要員38名+余裕)+現場要員40名)×(初日2錠+2日目以降1錠/日×6日)=600錠	照明	LEDライト	60個	緊急時対策所	表3.4-2参照	<p>表3.4-1 配備する資機材の数量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">品目</th> <th rowspan="2">品名</th> <th colspan="2">数量</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>指所</th> <th>機所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">放射線管理用資機材</td> <td rowspan="3">防護具類</td> <td>タイベック</td> <td>450着</td> <td>600着</td> <td>指所：要員42名×1.5倍×7日</td> </tr> <tr> <td>全面マスク</td> <td>450個</td> <td>600個</td> <td>機所：要員57名×1.5倍×7日</td> </tr> <tr> <td>チャコールフィルタ(2個/セット)</td> <td>450セット</td> <td>600セット</td> <td>指所：要員57名×1.5倍×7日</td> </tr> <tr> <td>個人線量計</td> <td>個人線量計</td> <td>70台</td> <td>70台</td> <td>60名/建屋1.1倍+余裕</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">サーベイメータ等</td> <td>GM汚染サーベイメータ</td> <td>4台</td> <td>6台</td> <td>チェンジングエリア3台+建屋内1台+屋外2台(機所のみ)</td> </tr> <tr> <td>電離箱サーベイメータ</td> <td>3台</td> <td>7台</td> <td>チェンジングエリア2台+建屋内1台+屋外4台(機所のみ)</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所可搬型エアモニタ</td> <td>2台</td> <td>2台</td> <td>2台/建屋</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">資料</td> <td>原子力災害対策活動に必要な資料</td> <td>1式</td> <td>1式</td> <td>1式/建屋</td> </tr> <tr> <td>発電所周辺地図</td> <td>1式</td> <td>1式</td> <td>1式/建屋</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">食料等</td> <td rowspan="2">食料等</td> <td>食料</td> <td>1,200食</td> <td>1,200食</td> <td>60名×3食×7日×2建屋</td> </tr> <tr> <td>飲料水</td> <td>840L</td> <td>840L</td> <td>60名×4本×0.5リットル×7日×2建屋</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他</td> <td rowspan="2">酸素濃度計</td> <td>酸素濃度計</td> <td>2台</td> <td>2台</td> <td>2台/建屋×2建屋</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td>2台</td> <td>2台</td> <td>2台/建屋×2建屋</td> </tr> <tr> <td>よう素剤</td> <td>安定よう素剤</td> <td>1,000錠</td> <td>1,000錠</td> <td>60名×2錠×7日×2建屋+余裕</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">照明</td> <td>ワークライト</td> <td>60個</td> <td>—</td> <td>表3.4-2参照</td> </tr> <tr> <td>ヘッドライト</td> <td>60個</td> <td>—</td> <td>表3.4-2参照</td> </tr> </tbody> </table> <p>【大飯】【女川】 ・運用の相違 原子力防災組織の人数の相違等により数量が異なるが、必要となる資機材を必要数配備しており、重大事故等の対応は可能。</p>	区分	品目	品名	数量		備考	指所	機所	放射線管理用資機材	防護具類	タイベック	450着	600着	指所：要員42名×1.5倍×7日	全面マスク	450個	600個	機所：要員57名×1.5倍×7日	チャコールフィルタ(2個/セット)	450セット	600セット	指所：要員57名×1.5倍×7日	個人線量計	個人線量計	70台	70台	60名/建屋1.1倍+余裕	サーベイメータ等	GM汚染サーベイメータ	4台	6台	チェンジングエリア3台+建屋内1台+屋外2台(機所のみ)	電離箱サーベイメータ	3台	7台	チェンジングエリア2台+建屋内1台+屋外4台(機所のみ)	緊急時対策所可搬型エアモニタ	2台	2台	2台/建屋	資料	原子力災害対策活動に必要な資料	1式	1式	1式/建屋	発電所周辺地図	1式	1式	1式/建屋	食料等	食料等	食料	1,200食	1,200食	60名×3食×7日×2建屋	飲料水	840L	840L	60名×4本×0.5リットル×7日×2建屋	その他	酸素濃度計	酸素濃度計	2台	2台	2台/建屋×2建屋	二酸化炭素濃度計	2台	2台	2台/建屋×2建屋	よう素剤	安定よう素剤	1,000錠	1,000錠	60名×2錠×7日×2建屋+余裕	照明	ワークライト	60個	—	表3.4-2参照	ヘッドライト	60個	—	表3.4-2参照
区分	品目	数量																																																																																																																																																																																																									
防護具	汚染防護服（タイベック）	3,100着（※1）																																																																																																																																																																																																									
	全面マスク	210個（※2）																																																																																																																																																																																																									
	交換カートリッジ（2個で1組）	1,550組（※3）																																																																																																																																																																																																									
個人線量計	個人線量計	210台（※2）																																																																																																																																																																																																									
サーベイメータ等	表面汚染密度測定用サーベイメータ	5台																																																																																																																																																																																																									
	ガンマ線測定用サーベイメータ	5台																																																																																																																																																																																																									
	緊急時対策所内可搬型エアモニタ	2台																																																																																																																																																																																																									
高線量対応防護服	タンクステンベスト	10着																																																																																																																																																																																																									
	緊急時対策所外可搬型エアモニタ	2台																																																																																																																																																																																																									
資料	発電所周辺地図	1式																																																																																																																																																																																																									
	発電所周辺人口関連データ	1式																																																																																																																																																																																																									
食料等	食料	約2,940食（※4）以上																																																																																																																																																																																																									
	飲料水	約1,470リットル（※5）以上																																																																																																																																																																																																									
その他	酸素濃度計	3台																																																																																																																																																																																																									
	二酸化炭素濃度計	3台																																																																																																																																																																																																									
区分	品目	数量	保管場所	備考																																																																																																																																																																																																							
				指所	機所																																																																																																																																																																																																						
放射線管理用資機材	防護具	タイベック	3,100着	資機材保管エリア、地下1階地下	60名(本部要員38名+余裕)×7日及び現場要員40名×6回/日×7日																																																																																																																																																																																																						
		全面マスク	900個	緊急時対策所	60名(本部要員38名+余裕)×3日及び現場要員40名×6回/日×3日																																																																																																																																																																																																						
	チャコールフィルタ(2個/セット)	2,100セット	緊急時対策所	60名(本部要員38名+余裕)×7日及び現場要員40名×6回/日×7日																																																																																																																																																																																																							
	個人線量計	個人線量計	900台	出入管理室	100名(60名(本部要員38名+余裕)+現場要員40名)×2																																																																																																																																																																																																						
サーベイメータ等	表面汚染密度測定用サーベイメータ	5台	出入管理室	予備を含む。																																																																																																																																																																																																							
		5台	緊急時対策所	予備を含む。																																																																																																																																																																																																							
	ガンマ線測定用サーベイメータ	5台	緊急時対策所	予備を含む。																																																																																																																																																																																																							
	緊急時対策所内可搬型エアモニタ	4台	緊急時対策所	予備を含む。																																																																																																																																																																																																							
資料	発電所周辺地図	1式	緊急時対策所	予備を含む。																																																																																																																																																																																																							
	発電所周辺人口関連データ	1式	緊急時対策所	予備を含む。																																																																																																																																																																																																							
食料等	食料等	2,100食	資機材保管エリア、緊急時対策所	100名(60名(本部要員38名+余裕)+現場要員40名)×7日×3食=2,100食																																																																																																																																																																																																							
	飲料水	1,400本	資機材保管エリア、緊急時対策所	100名(60名(本部要員38名+余裕)+現場要員40名)×7日×2本=1,400本																																																																																																																																																																																																							
その他	酸素濃度計	2台	緊急時対策所	重大事故等対応設備として設置する。予備を含む。																																																																																																																																																																																																							
		2台	緊急時対策所	重大事故等対応設備として設置する。予備を含む。																																																																																																																																																																																																							
	よう素剤	800錠	緊急時対策所	100名(60名(本部要員38名+余裕)+現場要員40名)×(初日2錠+2日目以降1錠/日×6日)=600錠																																																																																																																																																																																																							
	照明	LEDライト	60個	緊急時対策所	表3.4-2参照																																																																																																																																																																																																						
区分	品目	品名	数量		備考																																																																																																																																																																																																						
			指所	機所																																																																																																																																																																																																							
放射線管理用資機材	防護具類	タイベック	450着	600着	指所：要員42名×1.5倍×7日																																																																																																																																																																																																						
		全面マスク	450個	600個	機所：要員57名×1.5倍×7日																																																																																																																																																																																																						
		チャコールフィルタ(2個/セット)	450セット	600セット	指所：要員57名×1.5倍×7日																																																																																																																																																																																																						
	個人線量計	個人線量計	70台	70台	60名/建屋1.1倍+余裕																																																																																																																																																																																																						
	サーベイメータ等	GM汚染サーベイメータ	4台	6台	チェンジングエリア3台+建屋内1台+屋外2台(機所のみ)																																																																																																																																																																																																						
		電離箱サーベイメータ	3台	7台	チェンジングエリア2台+建屋内1台+屋外4台(機所のみ)																																																																																																																																																																																																						
緊急時対策所可搬型エアモニタ		2台	2台	2台/建屋																																																																																																																																																																																																							
資料	原子力災害対策活動に必要な資料	1式	1式	1式/建屋																																																																																																																																																																																																							
	発電所周辺地図	1式	1式	1式/建屋																																																																																																																																																																																																							
食料等	食料等	食料	1,200食	1,200食	60名×3食×7日×2建屋																																																																																																																																																																																																						
		飲料水	840L	840L	60名×4本×0.5リットル×7日×2建屋																																																																																																																																																																																																						
その他	酸素濃度計	酸素濃度計	2台	2台	2台/建屋×2建屋																																																																																																																																																																																																						
		二酸化炭素濃度計	2台	2台	2台/建屋×2建屋																																																																																																																																																																																																						
	よう素剤	安定よう素剤	1,000錠	1,000錠	60名×2錠×7日×2建屋+余裕																																																																																																																																																																																																						
照明	ワークライト	60個	—	表3.4-2参照																																																																																																																																																																																																							
	ヘッドライト	60個	—	表3.4-2参照																																																																																																																																																																																																							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

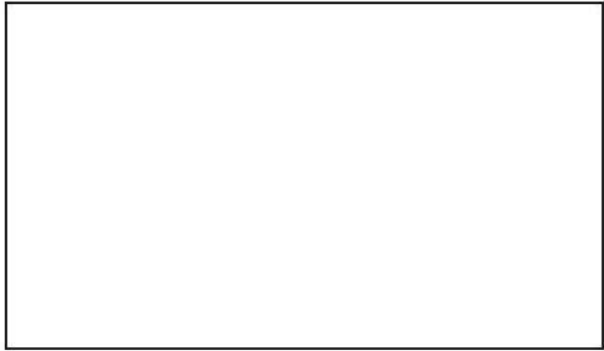


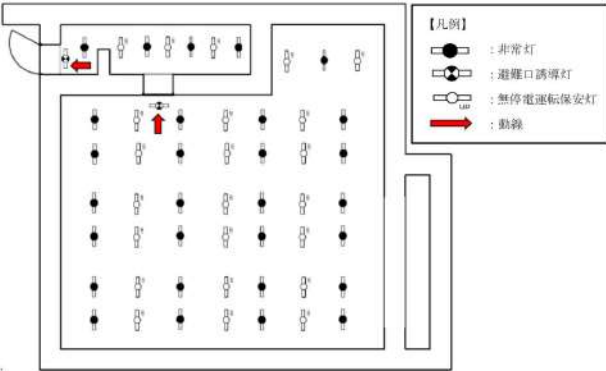
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>図11-2 緊急時対策所 配備する資機材の保管場所 (注：レイアウトは訓練等により見直しすることがある)</p>	<p>枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p> <p>緊急時対策棟屋 地下1階</p> <p>緊急時対策棟屋 地下2階</p> <p>【凡例】 緑色：放射線管理用資機材/その他 黄色：食料等 赤色：資料</p> <p>図3.4-1 緊急時対策棟屋 資機材保管場所の位置及び調達経路</p>	<p>注：本レイアウトは訓練結果等により変更となる可能性がある。</p> <p>緊急時対策所指揮所 T.P. 39m平面図</p> <p>注：本レイアウトは訓練結果等により変更となる可能性がある。</p> <p>緊急時対策所待機所 T.P. 39m平面図</p> <p>【凡例】 赤色：放射線管理用資機材 黄色：資料 緑色：食料等 青色：その他</p> <p>図3.4-1 緊急時対策所 配備する資機材の保管場所</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）










大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>(a) 設計基準対象施設</p> <p>設計基準事故に対処するために、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）及び5号炉原子炉建屋内アクセスルート上に非常用照明、常用照明、直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明を設置する設計とする。</p> <p>また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）内に設置する非常用照明及び蓄電池内蔵型照明は、外部電源が喪失した際に必要な照明が確保できるよう、6号及び7号炉非常用ディーゼル発電機から給電可能な設計とし、全交流動力電源喪失時に5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備から給電可能な設計とする。</p>	<p>b. 照明</p> <p>(a) 設計基準対象施設</p> <p>設計基準事故に対処するために、緊急時対策所及び緊急時対策建屋屋内アクセスルート上に非常用照明を設置する設計とする。 非常用照明は2号炉非常用高圧母線から給電可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策建屋内に設置する非常用照明は、外部電源が喪失時に必要な照明が確保できるよう、非常用ディーゼル発電機から給電可能な設計とする。 なお、全交流動力電源喪失時に代替交流電源設備から給電可能な設計とする。</p> <p>図3.4-2に照明装置、図3.4-3に照明配置図を示す。</p> <div data-bbox="736 560 1290 743" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="824 746 1173 799" data-label="Caption"> <p>非常用照明 <仕様> ・定格電圧：交流100V</p> </div> <div data-bbox="898 852 1133 882" data-label="Caption"> <p>図3.4-2 照明装置</p> </div>	<p>b. 照明</p> <p>(a) 設計基準対象施設</p> <p>設計基準事故に対処するために、緊急時対策所指揮所に無停電運転保安灯を設置する設計とする。 無停電運転保安灯は3号炉非常用低圧母線から給電可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所指揮所に設置する無停電運転保安灯は、外部電源が喪失時に必要な照明が確保できるよう、ディーゼル発電機から給電可能な設計とする。 なお、全交流動力電源喪失時に代替交流電源設備から給電可能な設計とする。</p> <p>図3.4-2に照明装置、図3.4-3に照明配置図を示す。</p> <div data-bbox="1413 560 1861 711" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1429 751 1839 804" data-label="Caption"> <p>緊急時対策所照明（バッテリー内蔵LEDランプ） <仕様> ・定格電圧：交流100V</p> </div> <div data-bbox="1541 839 1731 869" data-label="Caption"> <p>図3.4-2 照明装置</p> </div>	<p>【女川】・設計の相違 泊では緊急時対策所へ向かう建屋内アクセスルートは存在しないため、照明設置は考慮しない。</p> <p>【女川】設備名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

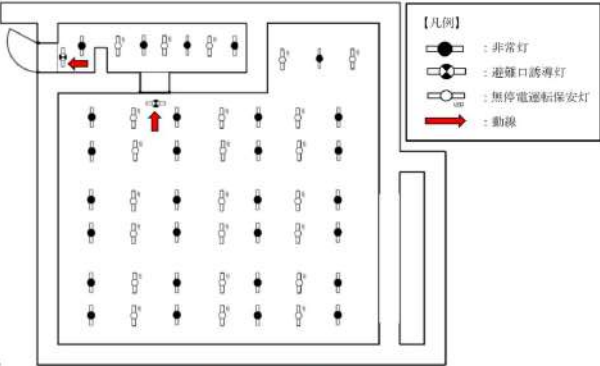
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">於図表の内容は図表掲載の観点から公開できません。</p>  <p style="text-align: center;">図3.4-3 照明配置図 (1/3)</p> <p style="text-align: center;">於図表の内容は図表掲載の観点から公開できません。</p>  <p style="text-align: center;">図3.4-3 照明配置図 (2/3)</p> <p style="text-align: center;">於図表の内容は図表掲載の観点から公開できません。</p>  <p style="text-align: center;">図3.4-3 照明配置図 (3/3)</p>	 <p style="text-align: center;">緊急時対策所 指揮所 平面図</p> <p style="text-align: center;">図3.4-3 照明配置図</p>	<p>【女川】 ・建屋設計の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																					
<p>【<u>柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載</u>】</p> <p>(b) 重大事故等対処設備 重大事故等に対処するために、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）</u>に非常用照明及び蓄電池内蔵型照明を設置する設計とする。 また、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）</u>及び5号炉原子炉建屋内アクセスルートに<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）</u>に保管する乾電池内蔵型照明を設置し、必要な照度※を確保できる設計とする。</p> <p>さらに乾電池内蔵型照明（ランタンタイプLEDライト）が活用できない場合を考慮し、乾電池内蔵型照明（ヘッドライト（ヘルメット装着用））及び懐中電灯を<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）</u>に保管する設計とする。</p>	<p>(b) 重大事故等対処設備 重大事故等に対処するために、<u>緊急時対策所に非常用照明</u>を設置する設計とする。</p> <p>また、<u>緊急時対策所及び緊急時対策建屋屋内アクセスルートに緊急時対策所に保管する乾電池内蔵型照明</u>を設置し、必要な照度※を確保できる設計とする。</p> <p>仮に乾電池内蔵型照明（ランタンタイプLEDライト）が活用できない場合を考慮し、乾電池内蔵型照明（ヘッドライト（ヘルメット装着用））を<u>緊急時対策所</u>に保管する設計とする。 表3.4-2に乾電池内蔵型照明の保管場所、数量及び仕様、図3.4-1に照明配置図を示す。 ※ 照度：1ルクス以上（建築基準施行令）</p>	<p>(b) 重大事故等対処設備 重大事故等に対処するために、<u>緊急時対策所指揮所に無停電保安灯</u>を設置する設計とする。</p> <p>また、<u>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に緊急時対策所指揮所</u>に保管する乾電池内蔵型照明を設置し、必要な照度※を確保できるようにする。</p> <p>仮に、乾電池内蔵型照明（ワークライト）が活用できない場合を考慮し、乾電池内蔵型照明（ヘッドライト（ヘルメット装着用））を<u>緊急時対策所指揮所</u>に保管する設計とする。 表3.4-2に乾電池内蔵型照明の保管場所、数量及び仕様、図3.4-4に照明配置図を示す。 ※ 照度：1ルクス以上（建築基準施行令）</p>	<p>【女川】 ・設備名称の相違</p> <p>【女川】 ・設計の相違 泊では建屋内を移動するルートがないことから、設置箇所にアクセスルートを含めない。</p> <p>【女川】 ・配備資機材種類の相違</p> <p>【女川】 ・設計の相違（相違理由①）</p>																					
	<p>表3.4-2 乾電池内蔵型照明の保管場所、数量及び仕様</p> <table border="1" data-bbox="705 742 1310 1101"> <thead> <tr> <th>保管場所</th> <th>数量</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所 </td> <td>60個</td> <td>電源：単1型電池×4本 点灯時間：45時間</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所 </td> <td>100個</td> <td>電源：単3型電池×3本 点灯時間： Highモード 12時間 Lowモード 120時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1. 個数(予備数を含む。)については、初動要員数及び運用を考慮し今後変更となる場合がある。 ※2. 運転員、初期消火要員（消防車隊）除く。</p>	保管場所	数量	仕様	緊急時対策所 	60個	電源：単1型電池×4本 点灯時間：45時間	緊急時対策所 	100個	電源：単3型電池×3本 点灯時間： Highモード 12時間 Lowモード 120時間	<p>表3.4-2 乾電池内蔵型照明の数量及び仕様</p> <table border="1" data-bbox="1344 742 1937 1101"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>保管場所</th> <th>数量</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ワークライト </td> <td>緊急時対策所 指揮所</td> <td>60個</td> <td>電源：単3型電池×4本 点灯可能時間：約10時間 照明：LED光源</td> </tr> <tr> <td>ヘッドライト (ヘルメット装着用) </td> <td>緊急時対策所 指揮所</td> <td>60個</td> <td>電源：単4型電池×3本 点灯可能時間：約8時間 照明：LED光源</td> </tr> </tbody> </table> <p>※個数（予備数を含む。）については、初動要員数及び運用を考慮し今後変更となる場合がある。</p>	名称	保管場所	数量	仕様	ワークライト 	緊急時対策所 指揮所	60個	電源：単3型電池×4本 点灯可能時間：約10時間 照明：LED光源	ヘッドライト (ヘルメット装着用) 	緊急時対策所 指揮所	60個	電源：単4型電池×3本 点灯可能時間：約8時間 照明：LED光源	
保管場所	数量	仕様																						
緊急時対策所 	60個	電源：単1型電池×4本 点灯時間：45時間																						
緊急時対策所 	100個	電源：単3型電池×3本 点灯時間： Highモード 12時間 Lowモード 120時間																						
名称	保管場所	数量	仕様																					
ワークライト 	緊急時対策所 指揮所	60個	電源：単3型電池×4本 点灯可能時間：約10時間 照明：LED光源																					
ヘッドライト (ヘルメット装着用) 	緊急時対策所 指揮所	60個	電源：単4型電池×3本 点灯可能時間：約8時間 照明：LED光源																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">特開みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">図3.4-4 照明配置図 (1/3)</p> <p style="text-align: center;">特開みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">図3.4-4 照明配置図 (2/3)</p> <p style="text-align: center;">特開みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">図3.4-4 照明配置図 (3/3)</p>	<div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">緊急時対策所 指揮所 平面図</p> <p style="text-align: center;">図 3.4-4 照明配置図</p>	<p style="color: red;">【女川】 ・建屋設計の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料3</p> <p>3. 緊急時対策所設備の耐震性について (1) 緊急時対策所の機能について 下表の設備に対して、転倒防止措置を施すこと等により、基準地震動Ssによる地震力に対し、機能を喪失することがないようにする。 具体的な措置等については、次項以降に述べる。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】 緊急時対策所の機能は、事故に対応するために必要な対策要員がとどまるとともに、対策要員が事故時において事故対応に必要な情報を把握し、対策指令・通信連絡を可能とすることであり、またこれら設備に対して、電源供給を行うことである。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】 本項では、緊急時対策所に設置する以下の設備に対する耐震設計方針を示す。</p>	<p>4. 耐震設計方針について</p> <p>緊急時対策所の機能は、事故に対応するために必要な対策要員がとどまるとともに、対策要員が事故時において事故対応に必要な情報を把握し、対策指令・通信連絡を可能とすることであり、また、これら設備に対して、電源供給を行うことである。</p> <p>本項では、緊急時対策所に設置する以下の設備に対する耐震設計方針を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住性を確保するための設備 ・必要な情報を把握できる設備 ・通信連絡設備 ・電源設備 <p>また、緊急時対策所への対策要員の参集及び交替のため、重大事故等への対処のための現場出向や可搬型重大事故等対処設備の運搬のため、緊急時対策所を設置する緊急時対策建屋内のアクセスルートを確認する必要がある。</p> <p>設備と併せて、アクセスルートについての耐震設計方針を示す。</p>	<p>4. 耐震設計方針について</p> <p>緊急時対策所の機能は、事故に対応するために必要な対策要員がとどまるとともに、対策要員が事故時において事故対応に必要な情報を把握し、対策指令・通信連絡を可能とすることであり、また、これら設備に対して電源供給を行うことである。</p> <p>本項では、緊急時対策所に設置する以下の設備に対する耐震設計方針を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住性を確保するために設備 ・必要な情報を把握できる設備 ・通信連絡設備 ・電源設備 	<p>【大阪】 ・記載方針の相違 （女川記載に統一）</p> <p>【女川】 ・記載方針の相違 泊の緊急時対策所は、平屋構造で出入口扉から屋外へ直接出入りできる構造であり、女川のように緊急時対策所へ向かうために建屋内の移動が発生しないことから、対策建屋内のアクセスルートの耐震設計方針については記載不要。</p>



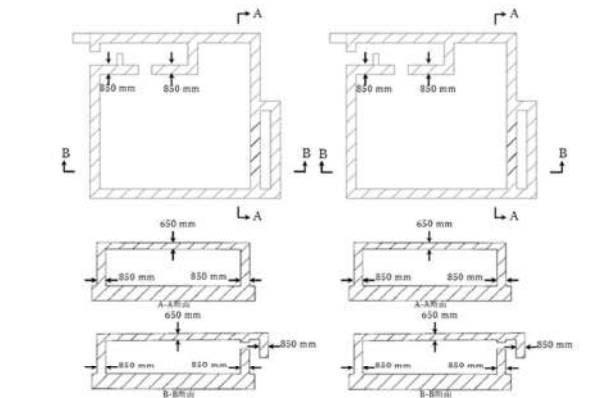
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>主要設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源設備</td> <td>電源車（緊急時対策所用）</td> </tr> <tr> <td>換気設備</td> <td>緊急時対策所非常用空気浄化ファン 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット 空気供給装置</td> </tr> <tr> <td>重大事故等に対処するために必要な情報を把握する設備</td> <td>安全パラメータ表示システム（SPDS） SPDS表示装置 安全パラメータ伝送システム</td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備</td> <td>発電所内用 衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、携行型通話装置 発電所外用 衛星電話（固定）、衛星電話（可搬）、衛星電話（携帯）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、緊急時衛星通報システム</td> </tr> <tr> <td>その他可搬型重大事故等対処設備</td> <td>緊急時対策所内可搬型エアモニタ 緊急時対策所外可搬型エアモニタ 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計</td> </tr> </tbody> </table>	機能	主要設備	電源設備	電源車（緊急時対策所用）	換気設備	緊急時対策所非常用空気浄化ファン 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット 空気供給装置	重大事故等に対処するために必要な情報を把握する設備	安全パラメータ表示システム（SPDS） SPDS表示装置 安全パラメータ伝送システム	通信連絡設備	発電所内用 衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、携行型通話装置 発電所外用 衛星電話（固定）、衛星電話（可搬）、衛星電話（携帯）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、緊急時衛星通報システム	その他可搬型重大事故等対処設備	緊急時対策所内可搬型エアモニタ 緊急時対策所外可搬型エアモニタ 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計	<p>(1) 緊急時対策所の機能と主要設備について 緊急時対策所の機能と主要設備を表4-1に示す。</p> <p style="text-align: center;">表4-1 緊急時対策所の機能と主要設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>主要設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住性を確保するための設備^{*1}</td> <td>緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置、緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、緊急時対策所可搬型エアモニタ</td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備</td> <td>発電所内用 無線連絡設備、衛星電話設備 発電所外用 衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備</td> </tr> <tr> <td>必要な情報を把握できる設備</td> <td>安全パラメータ表示システム（SPDS）</td> </tr> <tr> <td>電源設備^{*2}</td> <td>電源車（緊急時対策所用）、緊急時対策所軽油タンク、緊急時対策所用高圧母線¹系</td> </tr> </tbody> </table> <p>^{*1} 居住性を確保するための設備のうち、可搬型モニタリングポストについては「3.17 監視測定設備（設置許可基準規則第60条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p> <p>^{*2} 電源設備のうち、ガスタービン発電機についての附属設計方針は「3.14 電源設備（設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p>	機能	主要設備	居住性を確保するための設備 ^{*1}	緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置、緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、緊急時対策所可搬型エアモニタ	通信連絡設備	発電所内用 無線連絡設備、衛星電話設備 発電所外用 衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	必要な情報を把握できる設備	安全パラメータ表示システム（SPDS）	電源設備 ^{*2}	電源車（緊急時対策所用）、緊急時対策所軽油タンク、緊急時対策所用高圧母線 ¹ 系	<p>(1) 緊急時対策所の機能と主要設備について 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の機能と主要設備を表4-1に示す。</p> <p style="text-align: center;">表4-1 緊急時対策所の機能と主要設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>主要設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住性を確保するための設備^{*1}</td> <td>【緊急時対策所指揮所】 緊急時対策所指揮所遮へい、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、空気供給装置、酸素濃度・二酸化炭素濃度計、圧力計、緊急時対策所可搬型エアモニタ 【緊急時対策所待機所】 緊急時対策所待機所遮へい、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、空気供給装置、酸素濃度・二酸化炭素濃度計、圧力計、緊急時対策所可搬型エアモニタ</td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備</td> <td>【緊急時対策所指揮所】 発電所内用 無線連絡設備、衛星電話設備 発電所外用 衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 【緊急時対策所待機所】 発電所内用 無線連絡設備、衛星電話設備</td> </tr> <tr> <td>必要な情報を把握できる設備</td> <td>【緊急時対策所指揮所】 安全パラメータ表示システム（SPDS）</td> </tr> <tr> <td>電源設備</td> <td>【緊急時対策所指揮所】 緊急時対策所用発電機</td> </tr> </tbody> </table> <p>^{*1}：居住性を確保するための設備のうち、可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備については、「2.17監視測定設備（設置許可基準規則第60条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p>	機能	主要設備	居住性を確保するための設備 ^{*1}	【緊急時対策所指揮所】 緊急時対策所指揮所遮へい、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、空気供給装置、酸素濃度・二酸化炭素濃度計、圧力計、緊急時対策所可搬型エアモニタ 【緊急時対策所待機所】 緊急時対策所待機所遮へい、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、空気供給装置、酸素濃度・二酸化炭素濃度計、圧力計、緊急時対策所可搬型エアモニタ	通信連絡設備	【緊急時対策所指揮所】 発電所内用 無線連絡設備、衛星電話設備 発電所外用 衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 【緊急時対策所待機所】 発電所内用 無線連絡設備、衛星電話設備	必要な情報を把握できる設備	【緊急時対策所指揮所】 安全パラメータ表示システム（SPDS）	電源設備	【緊急時対策所指揮所】 緊急時対策所用発電機	<p>【女川】 ・記載内容の相違 女川のガスタービン発電機に相当する設備が泊にはないため記載不要。 【女川】 ・設計の相違（相違理由②） 【柏崎】・記載方針の相違（2-3③の相違）</p>
機能	主要設備																																		
電源設備	電源車（緊急時対策所用）																																		
換気設備	緊急時対策所非常用空気浄化ファン 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット 空気供給装置																																		
重大事故等に対処するために必要な情報を把握する設備	安全パラメータ表示システム（SPDS） SPDS表示装置 安全パラメータ伝送システム																																		
通信連絡設備	発電所内用 衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、携行型通話装置 発電所外用 衛星電話（固定）、衛星電話（可搬）、衛星電話（携帯）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、緊急時衛星通報システム																																		
その他可搬型重大事故等対処設備	緊急時対策所内可搬型エアモニタ 緊急時対策所外可搬型エアモニタ 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計																																		
機能	主要設備																																		
居住性を確保するための設備 ^{*1}	緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置、緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、緊急時対策所可搬型エアモニタ																																		
通信連絡設備	発電所内用 無線連絡設備、衛星電話設備 発電所外用 衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備																																		
必要な情報を把握できる設備	安全パラメータ表示システム（SPDS）																																		
電源設備 ^{*2}	電源車（緊急時対策所用）、緊急時対策所軽油タンク、緊急時対策所用高圧母線 ¹ 系																																		
機能	主要設備																																		
居住性を確保するための設備 ^{*1}	【緊急時対策所指揮所】 緊急時対策所指揮所遮へい、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、空気供給装置、酸素濃度・二酸化炭素濃度計、圧力計、緊急時対策所可搬型エアモニタ 【緊急時対策所待機所】 緊急時対策所待機所遮へい、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、空気供給装置、酸素濃度・二酸化炭素濃度計、圧力計、緊急時対策所可搬型エアモニタ																																		
通信連絡設備	【緊急時対策所指揮所】 発電所内用 無線連絡設備、衛星電話設備 発電所外用 衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 【緊急時対策所待機所】 発電所内用 無線連絡設備、衛星電話設備																																		
必要な情報を把握できる設備	【緊急時対策所指揮所】 安全パラメータ表示システム（SPDS）																																		
電源設備	【緊急時対策所指揮所】 緊急時対策所用発電機																																		
<p>【柏崎羽羽6／7号炉まとめ資料 より参考掲載】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）、及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）の機能と主要設備を表4-1に示す。</p> <p style="text-align: center;">表4-1 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の機能と主要設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>主要設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住性を確保するための設備</td> <td>【対策本部】 対策本部遮蔽、高気密室、可搬型陽圧化空調機、可搬型外気吸入送風機、陽圧化装置（空気ポンプ）、陽圧化装置（配管・弁）、二酸化炭素濃度計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、可搬型エアモニタ 【待機場所】 待機場所遮蔽、室内遮蔽、可搬型陽圧化空調機、陽圧化装置（空気ポンプ）、陽圧化装置（配管・弁）、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、可搬型エアモニタ</td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備</td> <td>【対策本部】 発電所内用 無線連絡設備、衛星電話設備、5号炉屋外緊急連絡用インターフォン¹ 発電所外用 衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 【待機場所】 発電所内用 携帯型音声呼出電話設備²</td> </tr> <tr> <td>必要な情報を把握できる設備</td> <td>【対策本部】 安全パラメータ表示システム（SPDS）</td> </tr> <tr> <td>電源設備</td> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備、負荷変圧器、交流分電盤</td> </tr> </tbody> </table> <p>^{※1}：5号炉建屋内緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合において、対策要員を5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に円滑かつ安全に収容することができるよう、5号炉屋外緊急連絡用インターフォンを設ける。</p> <p>^{※2}：5号炉原子炉建屋内緊急時対策所本部と待機場所間の通信連絡を行うために設ける設計とする。</p>	機能	主要設備	居住性を確保するための設備	【対策本部】 対策本部遮蔽、高気密室、可搬型陽圧化空調機、可搬型外気吸入送風機、陽圧化装置（空気ポンプ）、陽圧化装置（配管・弁）、二酸化炭素濃度計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、可搬型エアモニタ 【待機場所】 待機場所遮蔽、室内遮蔽、可搬型陽圧化空調機、陽圧化装置（空気ポンプ）、陽圧化装置（配管・弁）、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、可搬型エアモニタ	通信連絡設備	【対策本部】 発電所内用 無線連絡設備、衛星電話設備、5号炉屋外緊急連絡用インターフォン ¹ 発電所外用 衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 【待機場所】 発電所内用 携帯型音声呼出電話設備 ²	必要な情報を把握できる設備	【対策本部】 安全パラメータ表示システム（SPDS）	電源設備	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備、負荷変圧器、交流分電盤																									
機能	主要設備																																		
居住性を確保するための設備	【対策本部】 対策本部遮蔽、高気密室、可搬型陽圧化空調機、可搬型外気吸入送風機、陽圧化装置（空気ポンプ）、陽圧化装置（配管・弁）、二酸化炭素濃度計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、可搬型エアモニタ 【待機場所】 待機場所遮蔽、室内遮蔽、可搬型陽圧化空調機、陽圧化装置（空気ポンプ）、陽圧化装置（配管・弁）、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、可搬型エアモニタ																																		
通信連絡設備	【対策本部】 発電所内用 無線連絡設備、衛星電話設備、5号炉屋外緊急連絡用インターフォン ¹ 発電所外用 衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 【待機場所】 発電所内用 携帯型音声呼出電話設備 ²																																		
必要な情報を把握できる設備	【対策本部】 安全パラメータ表示システム（SPDS）																																		
電源設備	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備、負荷変圧器、交流分電盤																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>a. <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）</u></p> <p>(a) 対策本部遮蔽</p> <p>対策本部と遮蔽性能を期待する壁面等について、図4-1、4-2に示す。5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、対策本部を設置する高気密室の天井にあたる原子炉建屋屋上及び側面の壁を形成するコンクリート躯体を遮蔽体として見なし設計することとする。</p> <p>b. <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）</u></p> <p>(a) 待機場所遮蔽</p> <p>待機場所と遮蔽性能を期待する壁面等について、図4-4～10に示す。5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）の天井にあたる原子炉建屋屋上及び側面の壁を形成するコンクリート躯体を遮蔽体として見なし設計することとする。</p>	<p>(2) 居住性を確保するための設備</p> <p>(a) 緊急時対策所遮蔽</p> <p>緊急時対策所と遮蔽性能を期待する壁面等について、図4-1、図4-2に示す。緊急時対策所は、緊急時対策建屋の地下2階、地下1階及び地上1階天井面、側面の壁を形成するコンクリート躯体、非常用フィルタ室側面の壁を形成するコンクリート躯体及び加圧バウンダリを形成するコンクリート躯体を遮蔽体として設計することとする。これら遮蔽体は基準地震動による地震力に対して遮蔽性能を維持することを確認する。</p> <p style="text-align: center;">枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p> <div style="text-align: center;">  <p>図4-1 緊急時対策所 遮蔽説明図(NS方向)</p> </div> <p style="text-align: center;">枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p> <div style="text-align: center;">  <p>図4-2 緊急時対策所 遮蔽説明図(EW方向)</p> </div>	<p>(2) 居住性を確保するための設備</p> <p>(a) 緊急時対策所遮へい</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所と遮蔽性能を期待する壁面等について、図4-1に示す。緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所は、天井面、側面の壁を形成するコンクリート躯体を遮蔽体として設計することとする。これら遮蔽体は基準地震動による地震力に対して遮蔽性能を維持することを確認する。</p> <div style="text-align: center;">  <p>図4-1 緊急時対策所 遮蔽説明図</p> </div>	<p>【大阪】</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載充実 (女川実績の反映) <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計の相違 <p>女川は緊急時対策所を緊急時対策所建屋地下2階に設置し、かつ、同建屋内の非常用フィルタ室が隣接しているのに対し、泊は地上1階の単独建屋、かつ、空調上屋を隣接する別建屋として設置するため、緊急時対策所の遮蔽体の範囲に相違がある。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大阪発電所3/4号炉		
(3) 換気設備		
換気設備について下記のとおり耐震評価を行い、耐震性に問題が無いことを確認している。		
設備	機器	評価内容
可搬型空気浄化装置	フィルタユニット	転倒評価、構造強度評価
	ファン	転倒評価、構造強度評価、機能維持評価
空気供給装置	ボンベラック	転倒評価、構造強度評価
	カブラーマニホールド	最大固定ピッチの算出（本ピッチ以下で施工）

緊急時対策所用換気設備配置図

女川原子力発電所2号炉
(b) 緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置の耐震設計
緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置は、設置面に固定することで転倒防止措置等を施すとともに、耐震計算により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しない設計とする。

泊発電所3号炉
(b) 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットの耐震設計
可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、設置面に固定することで転倒防止措置を施すとともに、耐震計算により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しない設計とする。

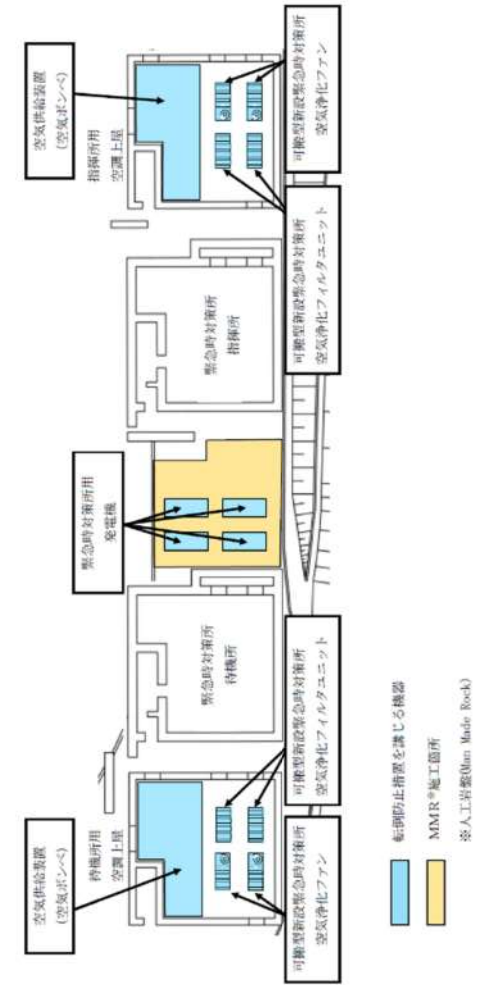


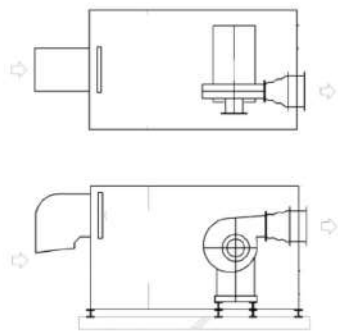
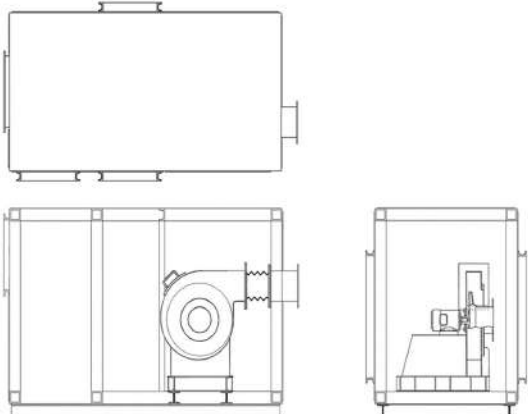
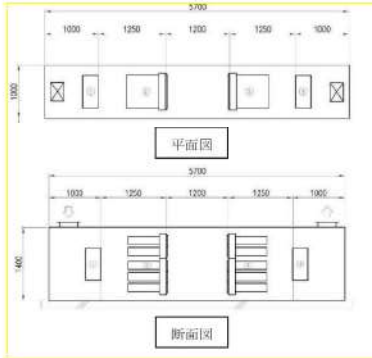
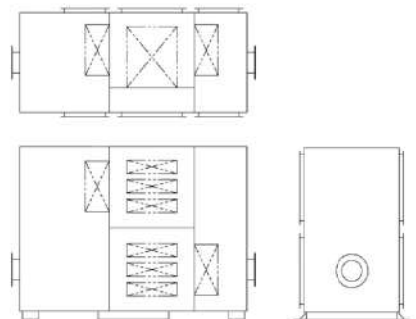
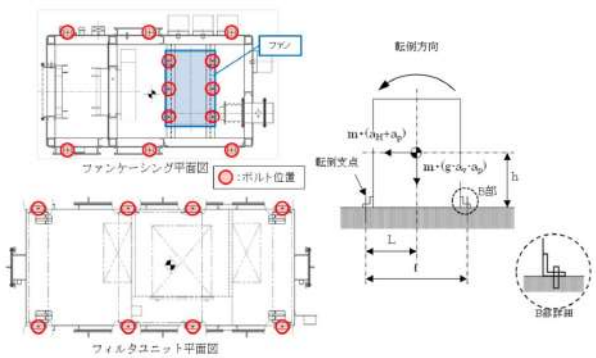
図4-2 緊急時対策所用換気空調設備 配置図

相違理由

【女川】
 ・設備名称の相違

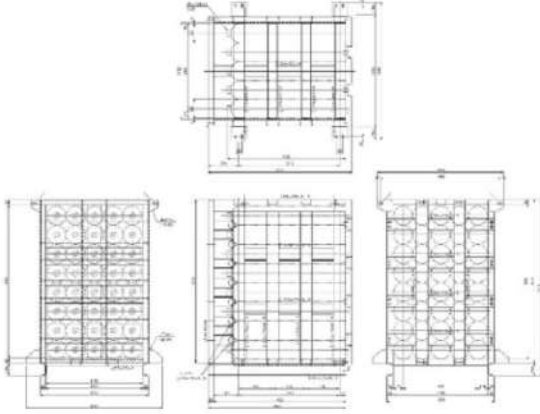
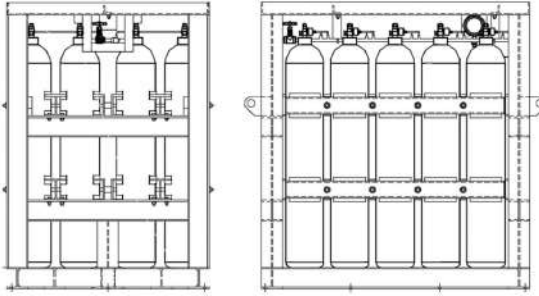

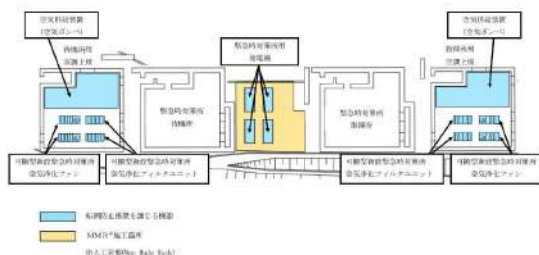
【女川】
 ・記載充実（大阪参照）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【可搬型空気浄化装置ファン・原動機概要図】</p>  <p>可搬型空気浄化装置ファン・原動機概要図</p>		 <p>図4-3 可搬型新設緊急時対策所用空気浄化ファン・原動機概要図</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載内容の相違 ファン及びフィルタユニットの構造図とともに、転倒防止評価のモデル図を記載した。（大飯と同様） <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> 図面名称の相違
<p>【可搬型空気浄化装置フィルタユニット概要図】</p>  <p>可搬型空気浄化装置転倒評価モデル図</p>		 <p>図4-4 可搬型新設緊急時対策所用空気浄化フィルタユニット概要図</p>  <p>図4-5 可搬型空気浄化装置転倒評価モデル図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【空気供給装置】</p> <p>空気供給装置について、空気ボンベラック、ベース架台及びボルトの強度評価を行い、基準地震動Ssによる地震力に対して転倒しないことを確認している。</p>  <p>空気供給装置概要図</p>	<p>(c) 緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）の耐震設計</p> <p>緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）は、空気ポンプの転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により配管・弁が基準地震動による地震力に対して機能を喪失しないことを確認する。</p>	<p>(c) 空気供給装置（空気ポンプ）の耐震設計</p> <p>空気供給装置（空気ポンプ）は、空気ポンプユニットの転倒防止措置を施すとともに、配管の強度評価を行うことで、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</p>  <p>図4-6 空気供給装置（空気ポンプ）概要図</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備名称の相違 【女川】 ・評価方法の相違 <p>評価方法に相違はあるが、基準地震動による地震力に対して機能を喪失しないようにする方針は同様</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載内容の相違 <p>空気供給装置（空気ポンプ）の概略図及び設置場所を明示した。（大飯と同様）</p> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図番号の相違
 <p>空気供給装置保管場所</p>		 <p>図4-7 空気供給装置（空気ポンプ）保管場所</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図番号の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																													
<p>(6) その他可搬型重大事故等対処設備 緊急時対策所に設置する以下の可搬型重大事故等対処設備については、基準地震動Ssによる地震力に対し、機能を維持するため、以下の措置を講じる。また、本可搬型重大事故等対処設備については加振試験にて、機能維持が可能であることを確認している。</p> <table border="1" data-bbox="100 343 683 534"> <thead> <tr> <th>主要設備</th> <th>耐震措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所内 可搬型エアロモニタ</td> <td rowspan="4">強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所外 可搬型エアロモニタ</td> </tr> <tr> <td>酸素濃度計</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td> </tr> </tbody> </table> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】 a. <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）</u> (f) 酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、可搬型エアロモニタの耐震設計 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）に設置する酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、可搬型エアロモニタは、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 b. <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）</u> (e) 酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、可搬型エアロモニタの耐震設計 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）にて使用する酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計及び可搬型エアロモニタは、通常時是对策本部内に保管し転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</p>	主要設備	耐震措置	緊急時対策所内 可搬型エアロモニタ	強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。	緊急時対策所外 可搬型エアロモニタ	酸素濃度計	二酸化炭素濃度計	<p>(d) 酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、緊急時対策所可搬型エアロモニタの耐震設計 緊急時対策所に設置する酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、緊急時対策所可搬型エアロモニタは、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</p> <p>表4-2 酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、緊急時対策所可搬型エアロモニタに係る耐震設計</p> <table border="1" data-bbox="739 438 1332 973"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>機器</th> <th>耐震設計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">居住性を確保するための設備</td> <td>酸素濃度計</td> <td>・酸素濃度計は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td>・二酸化炭素濃度計は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>差圧計</td> <td>・差圧計は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所可搬型エアロモニタ</td> <td>・緊急時対策所可搬型エアロモニタは、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> </tbody> </table>	設備	機器	耐震設計	居住性を確保するための設備	酸素濃度計	・酸素濃度計は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	二酸化炭素濃度計	・二酸化炭素濃度計は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	差圧計	・差圧計は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	緊急時対策所可搬型エアロモニタ	・緊急時対策所可搬型エアロモニタは、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	<p>(d) 酸素濃度・二酸化炭素濃度計、圧力計、緊急時対策所可搬型エアロモニタの耐震設計 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に設置する酸素濃度・二酸化炭素濃度計、圧力計、緊急時対策所可搬型エアロモニタは、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</p> <p>表4-2 酸素濃度・二酸化炭素濃度計、圧力計、緊急時対策所可搬型エアロモニタの耐震設計</p> <table border="1" data-bbox="1377 438 1960 766"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>機器</th> <th>耐震設計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">居住性を確保するための設備</td> <td>酸素濃度・二酸化炭素濃度計</td> <td>・酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、耐震性を有する緊急時対策所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>圧力計</td> <td>・圧力計は、耐震性を有する緊急時対策所に設置し、取付架台の評価を行い、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所可搬型エアロモニタ</td> <td>・緊急時対策所可搬型エアロモニタは、耐震性を有する緊急時対策所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> </tbody> </table>	設備	機器	耐震設計	居住性を確保するための設備	酸素濃度・二酸化炭素濃度計	・酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、耐震性を有する緊急時対策所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	圧力計	・圧力計は、耐震性を有する緊急時対策所に設置し、取付架台の評価を行い、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	緊急時対策所可搬型エアロモニタ	・緊急時対策所可搬型エアロモニタは、耐震性を有する緊急時対策所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	<p>【大飯】・記載方針の相違 （女川記載に統一）</p> <p>【女川】 ・設備名称、記載表現の相違 泊は酸素濃度及び二酸化炭素濃度を1つの計器で測定する設計としていることから、耐震設計の記載については1項目にまとめて記載している。</p> <p>【柏崎】・記載方針の相違（2-3③の相違）</p>
主要設備	耐震措置																															
緊急時対策所内 可搬型エアロモニタ	強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。																															
緊急時対策所外 可搬型エアロモニタ																																
酸素濃度計																																
二酸化炭素濃度計																																
設備	機器	耐震設計																														
居住性を確保するための設備	酸素濃度計	・酸素濃度計は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																														
	二酸化炭素濃度計	・二酸化炭素濃度計は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																														
	差圧計	・差圧計は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																														
	緊急時対策所可搬型エアロモニタ	・緊急時対策所可搬型エアロモニタは、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																														
設備	機器	耐震設計																														
居住性を確保するための設備	酸素濃度・二酸化炭素濃度計	・酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、耐震性を有する緊急時対策所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																														
	圧力計	・圧力計は、耐震性を有する緊急時対策所に設置し、取付架台の評価を行い、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																														
	緊急時対策所可搬型エアロモニタ	・緊急時対策所可搬型エアロモニタは、耐震性を有する緊急時対策所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																										
<p>(5) 通信連絡設備</p> <p>緊急時対策所に設置する通信連絡設備については、基準地震動 Ss による地震力に対し、機能を維持するため、以下の措置を講じる。また、本通信設備については加振試験にて、機能維持が可能であることを確認している。</p> <p>下表に記載のない通信設備（保安電話（固定型、携帯型）、社内TV会議システム、無線通話装置、加入電話）については、転倒防止、落下防止等の措置を講じる。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）に設置する必要な情報を把握できる設備及び通信連絡設備は、転倒防止措置等を施すことで、基準地震動による地震力に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <table border="1" data-bbox="134 750 660 1292"> <thead> <tr> <th>通信種別</th> <th>主要設備</th> <th>耐震措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">発電所内用</td> <td>衛星電話（固定）</td> <td>・緊急時対策所に設置する通信端末は、転倒防止及び落下防止の措置を施す。 ・予備品については、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。</td> </tr> <tr> <td>衛星電話（携帯）</td> <td>・衛星電話（携帯）は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。</td> </tr> <tr> <td>携行型通話装置</td> <td>・携行型通話装置は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">発電所外用</td> <td>衛星電話（固定）</td> <td>・緊急時対策所に設置する通信端末は、転倒防止及び落下防止の措置を施す。 ・予備品については、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。</td> </tr> <tr> <td>衛星電話（携帯） 衛星電話（可搬）</td> <td>・衛星電話（携帯）及び衛星電話（可搬）は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話、IP-FAX）</td> <td></td> <td>・通信機器を設置するラックは、耐震性を有する原子炉補助建屋に設置し、転倒防止の措置を施すと共に、内装する通信機器は固縛等を実施する。 ・通信機器については、加振試験等により機能を喪失しないことを確認する。また、故障等の不測の事態に備え予備品を配備すると共に、取替えの手順を整備する。</td> </tr> <tr> <td>緊急時衛星通報システム</td> <td>・緊急時衛星通報システムは、設置する机等の転倒防止及び落下防止の措置を施す。</td> </tr> </tbody> </table>	通信種別	主要設備	耐震措置	発電所内用	衛星電話（固定）	・緊急時対策所に設置する通信端末は、転倒防止及び落下防止の措置を施す。 ・予備品については、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。	衛星電話（携帯）	・衛星電話（携帯）は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。	携行型通話装置	・携行型通話装置は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。	発電所外用	衛星電話（固定）	・緊急時対策所に設置する通信端末は、転倒防止及び落下防止の措置を施す。 ・予備品については、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。	衛星電話（携帯） 衛星電話（可搬）	・衛星電話（携帯）及び衛星電話（可搬）は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話、IP-FAX）		・通信機器を設置するラックは、耐震性を有する原子炉補助建屋に設置し、転倒防止の措置を施すと共に、内装する通信機器は固縛等を実施する。 ・通信機器については、加振試験等により機能を喪失しないことを確認する。また、故障等の不測の事態に備え予備品を配備すると共に、取替えの手順を整備する。	緊急時衛星通報システム	・緊急時衛星通報システムは、設置する机等の転倒防止及び落下防止の措置を施す。	<p>(3) 必要な情報を把握できる設備及び通信連絡設備</p> <p>緊急時対策所に設置する必要な情報を把握できる設備及び通信連絡設備は、転倒防止措置等を施すことで基準地震動による地震力に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <p>また、建屋間の伝送ルートは、無線系回線により基準地震動による地震力に対する耐震性を確保する設計とし、有線系回線については可とう性を有するとともに、余長を確保することにより、地震力による影響を低減する設計とする。</p> <table border="1" data-bbox="728 774 1332 1109"> <caption>表4-3 緊急時対策所 通信連絡に係る耐震設計</caption> <thead> <tr> <th>通信種別</th> <th>主要設備</th> <th>耐震設計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">発電所内外</td> <td>衛星連絡設備（固定型）</td> <td>・衛星連絡設備（固定型）の衛星電話用アンテナ。衛星装置は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと同時に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・衛星連絡設備（固定型）の衛星装置から衛星電話用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する巻線管等に巻装する。</td> </tr> <tr> <td>衛星連絡設備（携帯型）</td> <td>・衛星連絡設備（携帯型）は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと同時に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">発電所内</td> <td>無線連絡設備（固定型）</td> <td>・無線連絡設備（固定型）の無線連絡設備用アンテナ。衛星装置は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと同時に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線連絡設備（固定型）の衛星装置から無線連絡設備用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する巻線管等に巻装する。</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備（携帯型）</td> <td>・無線連絡設備（携帯型）は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと同時に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">発電所外</td> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備</td> <td>・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX）は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと同時に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>IP-FAX</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	通信種別	主要設備	耐震設計	発電所内外	衛星連絡設備（固定型）	・衛星連絡設備（固定型）の衛星電話用アンテナ。衛星装置は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと同時に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・衛星連絡設備（固定型）の衛星装置から衛星電話用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する巻線管等に巻装する。	衛星連絡設備（携帯型）	・衛星連絡設備（携帯型）は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと同時に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	発電所内	無線連絡設備（固定型）	・無線連絡設備（固定型）の無線連絡設備用アンテナ。衛星装置は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと同時に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線連絡設備（固定型）の衛星装置から無線連絡設備用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する巻線管等に巻装する。	無線連絡設備（携帯型）	・無線連絡設備（携帯型）は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと同時に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	発電所外	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX）は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと同時に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	IP-FAX		<p>(3) 必要な情報を把握できる設備及び通信連絡設備</p> <p>緊急時対策所に設置する必要な情報を把握できる設備及び通信連絡設備は、設置する机等の転倒防止措置及び通信端末の落下防止措置を施すことで基準地震動による地震力に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <p>また、建屋間の伝送ルートは、無線系回線により基準地震動による地震力に対する耐震性を確保する設計とし、有線系回線については可とう性を有するとともに、余長を確保することにより、地震力による影響を低減する設計とする。</p> <p>表4-3 緊急時対策所 通信連絡に係る耐震設計</p> <table border="1" data-bbox="1377 782 1982 1093"> <thead> <tr> <th>通信種別</th> <th>主要設備</th> <th>耐震措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">発電所内外</td> <td>衛星電話設備（固定型）</td> <td>・衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（携帯型）の衛星電話設備用アンテナ。衛星装置は、耐震性を有する緊急時対策所に設置し、転倒防止措置等を施すと同時に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（携帯型）の端末装置から衛星電話設備用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する巻線管等に巻装する。</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備（携帯型）</td> <td>・衛星電話設備（携帯型）は、耐震性を有する緊急時対策所に設置する強固な収納ラックに保管する措置を施す。</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備（固定型）</td> <td>・無線連絡設備（固定型）の無線連絡設備用アンテナ。衛星装置は、耐震性を有する緊急時対策所に設置し、転倒防止措置等を施すと同時に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線連絡設備（固定型）の端末装置から無線連絡設備用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する巻線管等に巻装する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">発電所内</td> <td>無線連絡設備（固定型）</td> <td>・無線連絡設備（固定型）は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと同時に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備（携帯型）</td> <td>・無線連絡設備（携帯型）は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと同時に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">発電所外</td> <td>IP電話</td> <td>・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX）及び通信装置は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと同時に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>テレビ会議システム</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	通信種別	主要設備	耐震措置	発電所内外	衛星電話設備（固定型）	・衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（携帯型）の衛星電話設備用アンテナ。衛星装置は、耐震性を有する緊急時対策所に設置し、転倒防止措置等を施すと同時に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（携帯型）の端末装置から衛星電話設備用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する巻線管等に巻装する。	衛星電話設備（携帯型）	・衛星電話設備（携帯型）は、耐震性を有する緊急時対策所に設置する強固な収納ラックに保管する措置を施す。	無線連絡設備（固定型）	・無線連絡設備（固定型）の無線連絡設備用アンテナ。衛星装置は、耐震性を有する緊急時対策所に設置し、転倒防止措置等を施すと同時に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線連絡設備（固定型）の端末装置から無線連絡設備用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する巻線管等に巻装する。	発電所内	無線連絡設備（固定型）	・無線連絡設備（固定型）は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと同時に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	無線連絡設備（携帯型）	・無線連絡設備（携帯型）は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと同時に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	発電所外	IP電話	・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX）及び通信装置は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと同時に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	テレビ会議システム		<p>【大飯】・記載方針の相違 （女川記載に統一） 【女川】 ・記載表現の相違 通信連絡設備の機能を喪失しないための措置内容を具体的に記載。</p>
通信種別	主要設備	耐震措置																																																											
発電所内用	衛星電話（固定）	・緊急時対策所に設置する通信端末は、転倒防止及び落下防止の措置を施す。 ・予備品については、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。																																																											
	衛星電話（携帯）	・衛星電話（携帯）は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。																																																											
	携行型通話装置	・携行型通話装置は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。																																																											
発電所外用	衛星電話（固定）	・緊急時対策所に設置する通信端末は、転倒防止及び落下防止の措置を施す。 ・予備品については、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。																																																											
	衛星電話（携帯） 衛星電話（可搬）	・衛星電話（携帯）及び衛星電話（可搬）は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。																																																											
統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話、IP-FAX）		・通信機器を設置するラックは、耐震性を有する原子炉補助建屋に設置し、転倒防止の措置を施すと共に、内装する通信機器は固縛等を実施する。 ・通信機器については、加振試験等により機能を喪失しないことを確認する。また、故障等の不測の事態に備え予備品を配備すると共に、取替えの手順を整備する。																																																											
	緊急時衛星通報システム	・緊急時衛星通報システムは、設置する机等の転倒防止及び落下防止の措置を施す。																																																											
通信種別	主要設備	耐震設計																																																											
発電所内外	衛星連絡設備（固定型）	・衛星連絡設備（固定型）の衛星電話用アンテナ。衛星装置は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと同時に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・衛星連絡設備（固定型）の衛星装置から衛星電話用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する巻線管等に巻装する。																																																											
	衛星連絡設備（携帯型）	・衛星連絡設備（携帯型）は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと同時に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																											
発電所内	無線連絡設備（固定型）	・無線連絡設備（固定型）の無線連絡設備用アンテナ。衛星装置は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと同時に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線連絡設備（固定型）の衛星装置から無線連絡設備用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する巻線管等に巻装する。																																																											
	無線連絡設備（携帯型）	・無線連絡設備（携帯型）は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと同時に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																											
発電所外	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX）は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと同時に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																											
	IP-FAX																																																												
通信種別	主要設備	耐震措置																																																											
発電所内外	衛星電話設備（固定型）	・衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（携帯型）の衛星電話設備用アンテナ。衛星装置は、耐震性を有する緊急時対策所に設置し、転倒防止措置等を施すと同時に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（携帯型）の端末装置から衛星電話設備用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する巻線管等に巻装する。																																																											
	衛星電話設備（携帯型）	・衛星電話設備（携帯型）は、耐震性を有する緊急時対策所に設置する強固な収納ラックに保管する措置を施す。																																																											
	無線連絡設備（固定型）	・無線連絡設備（固定型）の無線連絡設備用アンテナ。衛星装置は、耐震性を有する緊急時対策所に設置し、転倒防止措置等を施すと同時に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線連絡設備（固定型）の端末装置から無線連絡設備用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する巻線管等に巻装する。																																																											
発電所内	無線連絡設備（固定型）	・無線連絡設備（固定型）は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと同時に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																											
	無線連絡設備（携帯型）	・無線連絡設備（携帯型）は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと同時に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																											
発電所外	IP電話	・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX）及び通信装置は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと同時に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																											
	テレビ会議システム																																																												

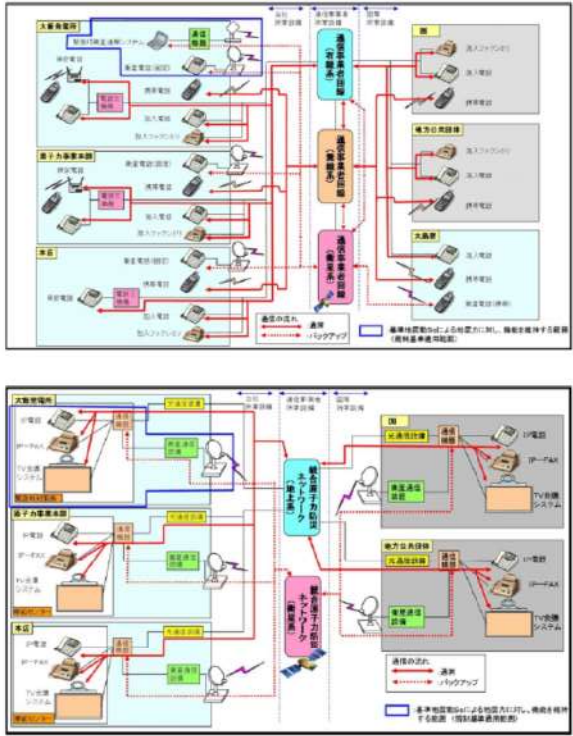
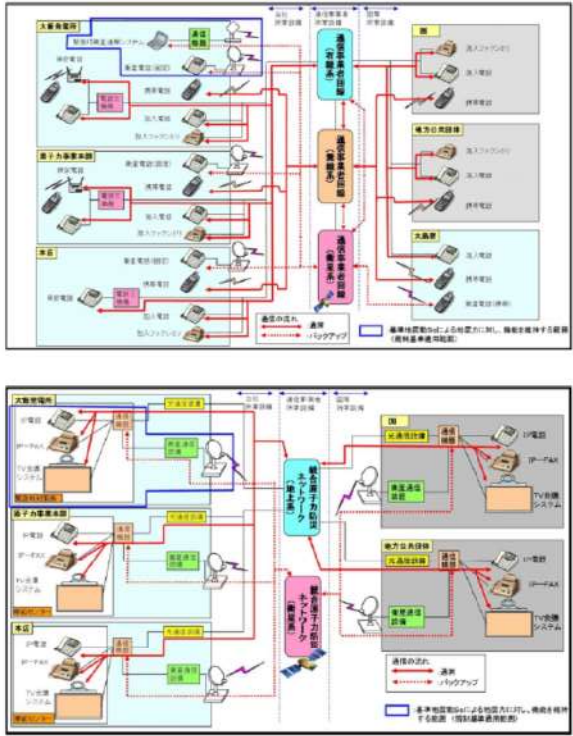
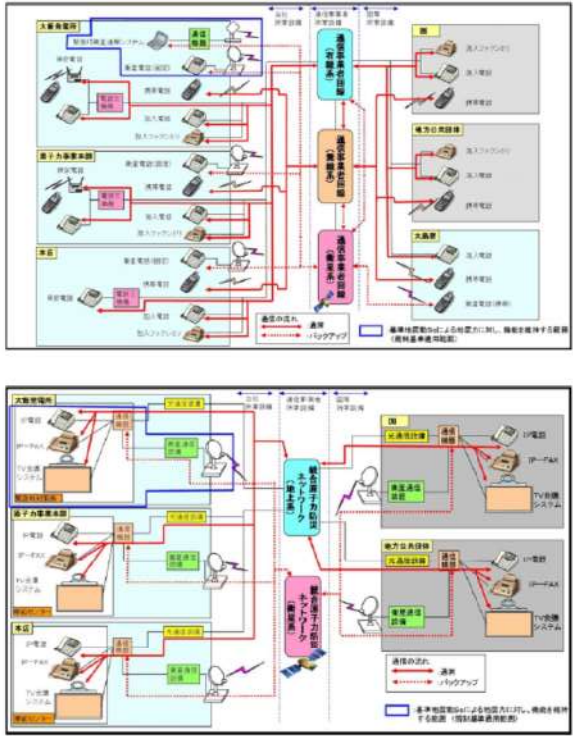
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料 より参考掲載】				
表1-1 5号炉原子炉建屋内部緊急時対策用 通信連絡設備に係る設置設計				
通信種別	主要設備	設置設計		
発電所内外	緊急電話設備	設置	・緊急電話設備（常設）の緊急電話用アンテナ、端末装置は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・緊急電話設備（常設）の端末装置から緊急電話用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。	
		可搬型	・緊急電話設備（可搬型）は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	
建屋所内	無線連絡設備	設置	・無線連絡設備（常設）の無線連絡用アンテナ、制御等の端末装置は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・制御室の端末装置から無線連絡用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。	
		可搬型	・無線連絡設備（可搬型）は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	
	携帯型音声発信電話設備*	可搬型	・携帯型音声発信電話設備は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	
	5号炉内外緊急連絡用インターフォン	設置	・5号炉内外緊急連絡用インターフォンは、耐震性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	
発電所外	統合原子力防災ネットワークを用いた遠隔連絡設備	テレビ会議システム	・統合原子力防災ネットワークを用いた遠隔連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機、IP-FAX 及び遠隔録音）は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	
		IP-電話機		
		IP-FAX		
注：5号炉原子炉建屋内部緊急時対策所本部と特種班間の通信連絡を行うために設置する設計とする。また、遠隔録音は対策本部で保管してあるものも、5号炉建屋内部緊急時対策所本部と特種班間の通信連絡を行うために設置する設計とする。				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p style="text-align: center;">図4-8 通信連絡設備の耐震設計範囲</p>	<p>【女川】 ・記載方針の相違 耐震設計する設備範囲を図示した。 （大飯と同様）</p> <p>【大飯】 ・図名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

(4) 重大事故等に対処するために必要な情報を把握する設備
 緊急時対策所のSPDSデータ表示に係る機能に関しては、基準地
 震動Ssによる地震力に対し、機能を維持するよう以下の措置を講じ
 る。

場所	主要設備	耐震措置
原子炉補助建屋	安全パラメータ表示システム (SPDS) 安全パラメータ伝送システム	<ul style="list-style-type: none"> 安全パラメータ表示システム (SPDS) へのデータ入力については、安全保護系ラック等から新対外伝送バスを經由する耐震仕様のバックアップラインを設置している。 安全パラメータ表示システム (SPDS) 及び安全パラメータ伝送システムの計算機システムは耐震仕様としている。 安全パラメータ表示システム (SPDS) 及び安全パラメータ伝送システムを設置するラックについては、耐震性を有する原子炉補助建屋に設置して転倒防止の措置を施している。 信号ケーブル及び電源ケーブルについては、耐震性を有する電線管等の電路に敷設している。
建屋間伝送設備	通信機器	<ul style="list-style-type: none"> 通信機器を設置するラックは、耐震性を有する原子炉補助建屋に設置し転倒防止の措置を施すと共に、内装する通信機器については固縛等を実施する。 建屋内の信号ケーブル及び電源ケーブルについては、耐震性を有する電線管等の電路に設置する。 通信機器については、加振試験等により機能を喪失しないことを確認する。
建屋間	建屋間伝送ルート	<ul style="list-style-type: none"> 建屋間伝送ルートについては、衛星系及び有線系回線を確保する。 衛星用アンテナについては、耐震性を有する原子炉補助建屋および緊急時対策所屋上に設置し、転倒防止の措置を施す。 衛星用アンテナについては、耐震評価により機能を喪失しないことを確認する。
緊急時対策所	建屋間伝送設備 通信機器	<ul style="list-style-type: none"> 通信機器を設置するラックは耐震性を有する緊急時対策所に設置し転倒防止の措置を施すと共に、内装する通信機器については、固縛等を実施する。 建屋内の信号ケーブル及び電源ケーブルについては、耐震性を有する電線管等の電路に設置する。 通信機器については、加振試験等により機能を喪失しないことを確認する。
	SPDS表示装置	<ul style="list-style-type: none"> 転倒防止措置を施したラックに固縛して保管する。加振試験等により機能を喪失しないことを確認する。

表4-4 緊急時対策所 必要な情報を把握できる設備に係る耐震設計

場所	主要設備	耐震設計
2号炉制御建屋	データ収集装置	データ収集装置は、耐震性を有する2号炉制御建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
	光通信装置	光通信装置は、耐震性を有する2号炉制御建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
建屋間	無線通信装置	無線通信装置は、耐震性を有する2号炉制御建屋の無線アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。
	建屋間伝送ルート	無線アンテナは、耐震性を有する2号炉原子炉補助建屋及び緊急時対策所建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
緊急時対策所	無線系	無線系のケーブルについては、可とう性を有するとともに余長を確保する。
	有線系	光通信装置は、耐震性を有する緊急時対策所建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
	無線通信装置	無線通信装置は、耐震性を有する緊急時対策所建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
	SPDS伝送装置	SPDS伝送装置は、耐震性を有する緊急時対策所建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
	SPDS表示装置	SPDS表示装置は耐震性を有する緊急時対策所建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。

表4-4 必要な情報を把握できる設備に係る耐震設計

場所	主要設備	耐震措置
3号炉原子炉補助建屋	データ収集計算機 ERS伝送サーバ	<ul style="list-style-type: none"> データ収集計算機へのデータ入力については、原子炉安全保護系等の耐震性を有する計測装置等からプラント計算機を介さずに直接データを収集することができる耐震仕様のバックアップラインを設置する。 データ収集計算機等は、耐震性を有する3号炉原子炉補助建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 無線通信装置から3号炉原子炉建屋の無線アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。 信号ケーブル及び電源ケーブルについては、耐震性を有する電線管等の電路に敷設する。
	光通信装置	光通信装置は、耐震性を有する3号炉原子炉補助建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
建屋間	無線通信装置	無線通信装置は、耐震性を有する3号炉原子炉補助建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
	建屋間伝送ルート	無線アンテナは、耐震性を有する3号炉原子炉建屋の無線アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。
緊急時対策所 指揮所	光通信装置	無線アンテナについては、可とう性を有するとともに余長を確保する。
	無線通信装置	光通信装置は、耐震性を有する緊急時対策所建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
	無線通信装置	無線通信装置は、耐震性を有する緊急時対策所建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
	データ表示端末	データ表示端末は、耐震性を有する緊急時対策所建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。

【大飯】・記載方針の相違(女川審査実績の反映)
 大飯3/4号炉では、通信連絡設備と必要な情報を把握する設備を別々に章立てして記載しているものの、泊3号炉は女川審査実績を踏まえ、通信連絡設備と必要な情報を把握できる設備を、一つの章で纏めて記載している。

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p>					
<p>表4-5 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 必要な情報を把握できる設備に係わる耐震設計</p>					
<p>耐震設計</p>					
場所	主要設備	<ul style="list-style-type: none"> データ伝送装置は、耐震性を有する6号及び7号炉コントロール建屋内に設置し、転倒防止措置等を実施するとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 光ファイバ通信伝送装置は、耐震性を有する6号及び7号炉コントロール建屋内に設置し、転倒防止措置等を実施するとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 無線通信装置は、耐震性を有する6号及び7号炉コントロール建屋内に設置し、転倒防止措置等を実施するとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 無線通信装置から無線通信用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。 無線通信用アンテナは、耐震性を有する6号及び7号炉コントロール建屋及び5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を実施するとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 			
6号炉及び7号炉コントロール建屋	データ伝送装置	<ul style="list-style-type: none"> 有線系のケーブルについては、可とう性を有するとともに余長を確保する。 光ファイバ通信伝送装置は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を実施するとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 無線通信装置は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を実施するとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 無線通信装置から無線通信用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。 緊急時対策支援システム伝送装置は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を実施するとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 SPDS表示装置は耐震性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を実施するとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 			
	無線通信装置				
建屋間	無線系	<ul style="list-style-type: none"> 有線系 無線系 			
	伝送ルート				
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所	無線通信装置	<ul style="list-style-type: none"> 無線通信装置 無線通信装置 			
	緊急時対策支援システム伝送装置				
	SPDS表示装置	<ul style="list-style-type: none"> SPDS表示装置 			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>図4-9 必要な情報を把握できる設備に係る耐震設計範囲</p>	<p>【女川】 ・記載充実（大飯審査実績の反映） 【大飯】・記載方針の相違 大飯3/4号炉では、「所内での情報共有に関する図」と「所外伝送に関する図」に分けて耐震範囲を図示しているもの、泊3号炉では、女川2号炉の記載方針に合わせたシステム概要図に対して耐震範囲を図示している。なお、泊3号炉と大飯3/4号炉では、耐震範囲は同様である。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

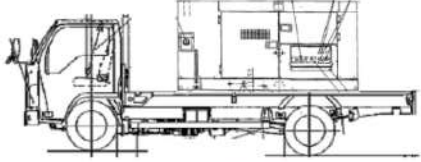
大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 電源設備</p> <p>緊急時対策所の可搬型設備である電源車は、車両（2軸4輪）に搭載することで転倒防止を図り、基準地震動S_sによる地震力に対して転倒しないこと及び機能維持を実証試験により詳細に評価している。</p> <p>その他、附属機器についても、下記のとおり耐震評価を行い、耐震性に問題が無いことを確認している。</p>	<p>(4) 電源設備の耐震設計</p> <p>緊急時対策所の電源設備である代替交流電源設備のうち、緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）は緊急時対策建屋北側に設置し、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能喪失しないことを確認する。</p> <p>また、電源車（緊急時対策所用）用の燃料を貯蔵する緊急時対策所軽油タンク、緊急時対策所用高圧母線J系は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、盤及び装置が基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</p> <p>電源車接続口から緊急時対策所用高圧母線J系までのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。</p>	<p>(4) 電源設備の耐震設計</p> <p>緊急時対策所の電源設備である代替交流電源設備のうち、緊急時対策所用代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機は緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の間に設置し、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能喪失しないことを確認する。</p> <p>また、分電盤は、耐震性を有する緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に設置し、盤が基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</p> <p>緊急時対策所ケーブル接続口から分電盤までのケーブルは、耐震性を有する電路とする設計とする。</p>	<p>【大阪】・記載方針の相違 （女川記載に統一）</p> <p>【女川】 ・設置場所の相違</p> <p>【女川】 ・設計の相違 泊の緊急時対策所用発電機の燃料は可搬型タンクローリーにて給油する設計としており、専用の燃料タンクは設けていない。（大阪3/4号炉と同様）</p> <p>【女川】 ・記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉

設備	機器	評価内容
電源車（緊急時対策所用）	発電機	転倒評価、構造強度評価、機能維持評価
	ケーブル電線管	定ピッチスパンの算出（本ピッチ以下施工）
	分電盤	構造強度評価、機能維持評価



電源車（緊急時対策所用）概要図

電源車（緊急時対策所用）配置図

女川原子力発電所2号炉

代替交流電源設備の保管場所を図4-3に、電源車（緊急時対策所用）及び緊急時対策所軽油タンクの概略図を図4-4、図4-5にそれぞれ示す。

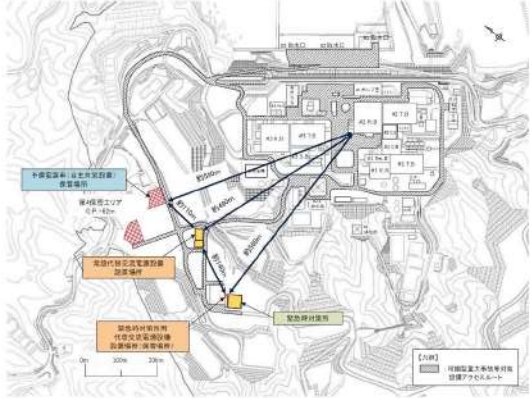


図4-3 代替交流電源設備 保管場所




図4-4 電源車（緊急時対策所用） 外観

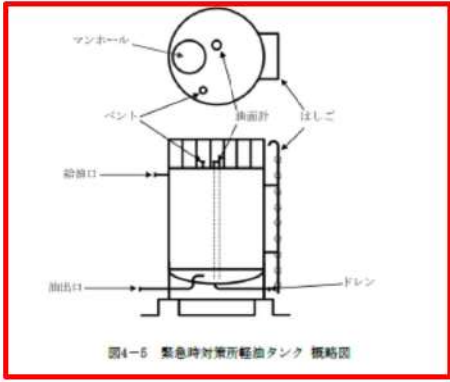


図4-5 緊急時対策所軽油タンク 概略図

泊発電所3号炉

緊急時対策所用発電機の保管場所を図4-10に、緊急時対策所用発電機の外観を図4-11に示す。



図4-10 緊急時対策所用発電機の保管場所



図4-11 緊急時対策所用発電機 外観

【女川】
 ・記載表現の相違
 女川はガスタービン発電機及び電源車（緊急時対策所用）を代替交流電源設備として記載。泊は対象が緊急時対策所用発電機のみであることから、設備の名称を記載した。

【女川】
 ・設計の相違
 泊の緊急時対策所用発電機の燃料は可搬型タンクローリーにて給油する設計としており、専用の燃料タンクは設けていない。

【女川】
 ・設計の相違
 泊の緊急時対策所用発電機の燃料は可搬型タンクローリーにて給油する設計としており、専用の燃料タンクは設けていないことから、対象図面はない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(5) 建屋内アクセスルートの耐震設計</p> <p>地震、地震随伴火災及び地震による内部溢水を想定した場合においても、緊急時対策所の対策要員が必要な事故対応を行うため、緊急時対策建屋内のアクセスルートを確認する設計とする。</p> <p>a. アクセスルートと選定に際しての確認事項</p> <p>建屋内アクセスルートの耐震設計として緊急時対策所の機能に影響を与えるおそれがある以下の事項について対策を行うこととする。緊急時対策所のアクセスルート（西側アクセスルート、北側アクセスルート）を図4-6～8に示す。</p> <p>① 地震時の影響</p> <p>緊急時対策所の対策要員が必要な事故対応を行うための作業現場との往來に際し、地震に起因して機器の転倒等により通行が阻害されないように設計する。</p> <p>② 地震随伴火災の影響</p> <p>緊急時対策所の対策要員が必要な事故対応を行うための作業現場との往來に際し、地震に起因して機器が損壊し、火災源となることにより通行が阻害されないように設計する。</p> <p>③ 地震による内部溢水の影響</p> <p>緊急時対策所の対策要員が必要な事故対応を行うための作業現場との往來に際し、地震に起因して溢水源となる配管等が損壊することで発生する影響により、通行が阻害されないように設計する。</p>		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計の相違 <p>泊の緊急時対策所は屋外に直接設置しており、女川のような建屋内のアクセスルートは存在しないことから、本内容は記載不要。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="929 148 1339 175" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。 </div> <div data-bbox="795 183 1272 769" style="border: 1px solid black; height: 367px; margin: 10px 0;"></div> <div data-bbox="884 778 1176 798" style="text-align: center;"> 図4-6 緊急時対策所のアクセスルート（1/3） </div> <div data-bbox="929 821 1339 849" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。 </div> <div data-bbox="795 869 1272 1439" style="border: 1px solid black; height: 357px; margin: 10px 0;"></div> <div data-bbox="884 1449 1176 1468" style="text-align: center;"> 図4-6 緊急時対策所のアクセスルート（2/3） </div>		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計の相違 <p>泊の緊急時対策所は屋外に直接設置しており、女川のような建屋内のアクセスルートは存在しないことから、本内容は記載していない。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大阪発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="931 156 1339 185" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> 枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。 </div> <div data-bbox="799 204 1285 794" style="border: 1px solid black; height: 370px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="891 802 1182 821" style="text-align: center; font-size: small;"> 図4-6 緊急時対策所のアクセスルート（3/3） </div>		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計の相違 <p>泊の緊急時対策所は屋外に直接設置しており、女川のような建屋内のアクセスルートは存在しないことから、本内容は記載していない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">参考資料1</p> <p>可搬型空気浄化装置の耐震設計方針について</p> <p>1. はじめに</p> <p>本資料は、設置許可基準規則43条及び第61条に適合する設計とするため、構造強度上の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の分類に該当しない設備である可搬型重大事故等対処設備が、基準地震動S_sによる地震力において必要な機能を損なわないことを確認するための耐震計算方針について説明するものである。</p> <p>以下に可搬式空気浄化設備の耐震評価方針を示す。</p> <p>2. 耐震評価の基本方針</p> <p>可搬型重大事故等対処設備の耐震評価は、転倒評価、構造強度評価及び機能維持評価を実施して、地震後において重大事故等に対処するための機能を損なわないことを確認する。また、波及的影響の評価を実施し、すべり及び浮き上がり等により、当該設備以外の可搬型重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼさないことを確認する。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、基準地震動S_sによる地震力に対してその機能を保持できる設計とすることを踏まえ、水平2方向及び鉛直方向地震力を適切に組み合わせて実施する。</p> <p>2.1 評価対象設備</p> <p>可搬型空気浄化設備の構造計画を第2-1表に示す。</p> <p>2.2 評価方針</p> <p>可搬型空気浄化設備の耐震評価は、「転倒評価」、「構造強度評価」、「機能維持評価」及び「波及的影響評価」に従って実施する。</p> <p>可搬型空気浄化設備の耐震評価の評価対象部位は、構造強度上の性能目標を踏まえて、第2-2表に示すとおり設定する。</p> <p>(1) 転倒評価</p> <p>可搬型空気浄化設備の転倒評価については、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び緊急時対策所非常用空気浄化ファンから構成される機器全体は、基準地震動S_sによる地震力に対し、転倒しないことを、保管場所の地表面の最大加速度を用いて、計算により算出した発生応力が、許容値以下であることにより確認する。</p> <p>(2) 構造強度評価</p> <p>可搬型空気浄化設備の構造強度評価については、基準地震動S_sによる地震力に対し、固縛装置、送風機及び原動機の取付ボルトが、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が微小なレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有することを、計算により確認する。</p>		<p style="text-align: right;">添付1</p> <p>可搬型空気浄化装置の耐震設計方針について</p> <p>1. はじめに</p> <p>本資料は、設置許可基準規則43条及び第61条に適合する設計とするため、構造強度上の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の分類に該当しない設備である可搬型重大事故等対処設備が、基準地震動による地震力において必要な機能を損なわないことを確認するための耐震計算方針について説明するものである。</p> <p>以下に可搬式空気浄化設備の耐震評価方針を示す。</p> <p>2. 耐震評価の基本方針</p> <p>可搬型重大事故等対処設備の耐震評価は、転倒評価、構造強度評価及び機能維持評価を実施して、地震後において重大事故等に対処するための機能を損なわないことを確認する。また、波及的影響の評価を実施し、すべり、浮き上がり等により、当該設備以外の可搬型重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼさないことを確認する。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、基準地震動による地震力に対してその機能を保持できる設計とすることを踏まえ、水平2方向及び鉛直方向地震力を適切に組み合わせて実施する。</p> <p>2.1 評価対象設備</p> <p>可搬型空気浄化設備の構造計画を第2-1表に示す。</p> <p>2.2 評価方針</p> <p>可搬型空気浄化設備の耐震評価は、「構造強度評価」、「機能維持評価」及び「波及的影響評価」にしたがって実施する。</p> <p>可搬型空気浄化設備の耐震評価の評価対象部位は、構造強度上の性能目標を踏まえて、第2-2表に示すとおり設定する。</p> <p>(1) 構造強度評価</p> <p>可搬型空気浄化設備の構造強度評価については、基準地震動による地震力に対し、固縛装置（アンカーボルト）、送風機及び原動機の取付ボルトが、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が微小なレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有することを計算により確認する。</p>	<p>【大阪】 ・記載表現の相違</p> <p>【大阪】 ・記載表現の相違</p> <p>【大阪】 ・記載表現の相違</p> <p>【大阪】 ・記載方針の相違 アンカーボルトに対する構造評価を行っており、事実上転倒評価に関しては構造評価に包括されることから記載しない。</p> <p>【大阪】 ・設計の相違 大阪の固縛方法がシャックル、ターンバックルなのに対し泊はアンカーボルトである。</p>

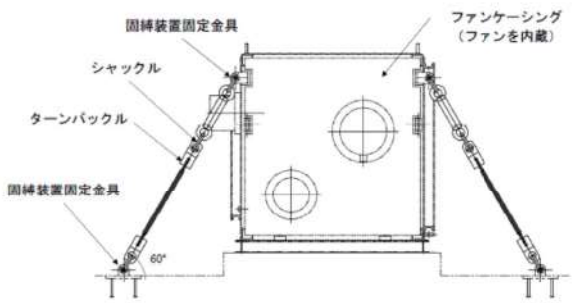
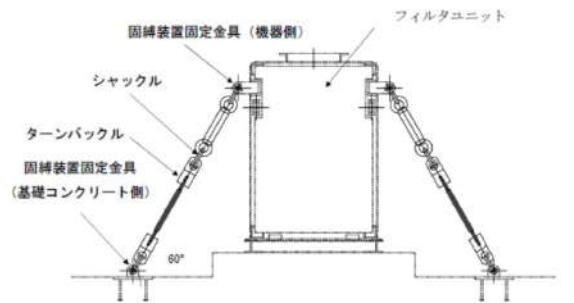
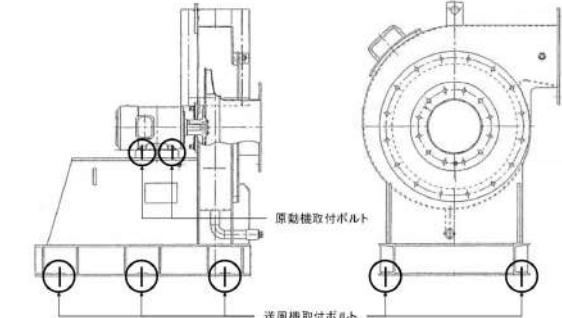
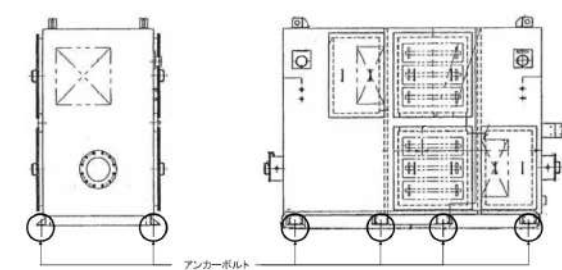
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
<p>(3) 機能維持評価 可搬型空気浄化設備の機能維持評価については、送風機及び原動機は、基準地震動S_sによる地震力に対し、緊急時対策所を換気する送風機の送風機能及び原動機の駆動機能の動的及び電気的機能を保持できることを、保管場所の地表面の最大加速度が、機能確認済加速度以下であることにより確認する。</p> <p>(4) 波及的影響評価 可搬型空気浄化設備の波及的影響の評価については、可搬型空気浄化設備の機器全体は、基準地震動S_sによる地震力に対し、可搬型空気浄化設備の固縛装置が、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が微小なレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有することで、隣接する他の可搬型重大事故等対処設備に対して波及的影響を及ぼさないことを確認する。 可搬型空気浄化設備に使用している固縛装置は、基準地震動S_sによる地震力に対し、各構成要素の定格荷重等を超えないように設計を行い、固縛装置の構成要素は、固縛装置が受ける荷重に対して十分な強度、支持力があるものを選定する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">第2-1表 可搬型重大事故等対処設備の構造計画</p> <table border="1" data-bbox="100 758 683 1037"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備分類</th> <th colspan="2">計画の概要</th> <th rowspan="2">説明図</th> </tr> <tr> <th>主体構造</th> <th>支持構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型空気浄化設備</td> <td>緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び緊急時対策所非常用空気浄化ファン（送風機及び原動機）、並びにこれらを支える固縛装置により構成する。</td> <td>緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び緊急時対策所非常用空気浄化ファンは剛構造とし、機器本体と床を固縛装置にて固定する。 また、送風機本体は取付ボルトでファンケーシング内部に固定、原動機は取付ボルトで送風機共通台板に固定する。</td> <td>第2-1図 第2-2図 第2-3図</td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	計画の概要		説明図	主体構造	支持構造	可搬型空気浄化設備	緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び緊急時対策所非常用空気浄化ファン（送風機及び原動機）、並びにこれらを支える固縛装置により構成する。	緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び緊急時対策所非常用空気浄化ファンは剛構造とし、機器本体と床を固縛装置にて固定する。 また、送風機本体は取付ボルトでファンケーシング内部に固定、原動機は取付ボルトで送風機共通台板に固定する。	第2-1図 第2-2図 第2-3図		<p>(2) 機能維持評価 可搬型空気浄化設備の機能維持評価については、送風機及び原動機は、基準地震動による地震力に対し、緊急時対策所を換気する送風機の送風機能及び原動機の駆動機能の動的及び電気的機能を保持できることを保管場所の地表面の最大加速度が、機能確認済加速度以下であることにより確認する。</p> <p>(3) 波及的影響評価 可搬型空気浄化設備の波及的影響の評価については、可搬型空気浄化設備の機器全体は、基準地震動による地震力に対し、可搬型空気浄化設備の固縛装置が、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が微小なレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有することで、隣接する他の可搬型重大事故等対処設備に対して波及的影響を及ぼさないことを確認する。 可搬型空気浄化設備に使用している固縛装置は、基準地震動による地震力に対し、各構成要素の定格荷重等を超えないように設計を行い、固縛装置の構成要素は、固縛装置が受ける荷重に対して十分な強度、支持力があるものを選定する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">第2-1表 可搬型重大事故等対処設備の構造計画</p> <table border="1" data-bbox="1400 790 1960 997"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備分類</th> <th colspan="2">計画の概要</th> <th rowspan="2">説明図</th> </tr> <tr> <th>主体構造</th> <th>支持構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型空気浄化設備</td> <td>フィルタユニット及びファン（送風機及び原動機）、これらを固定するアンカーボルト等により構成する。</td> <td>フィルタユニット及びファンは剛構造とし、アンカーボルトにて床に固定する。</td> <td>第2-1図 第2-2図</td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	計画の概要		説明図	主体構造	支持構造	可搬型空気浄化設備	フィルタユニット及びファン（送風機及び原動機）、これらを固定するアンカーボルト等により構成する。	フィルタユニット及びファンは剛構造とし、アンカーボルトにて床に固定する。	第2-1図 第2-2図	<p>【大阪】 ・記載表現の相違</p> <p>【大阪】 ・記載表現の相違</p> <p>【大阪】 ・記載表現の相違</p>
設備分類		計画の概要			説明図																		
	主体構造	支持構造																					
可搬型空気浄化設備	緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び緊急時対策所非常用空気浄化ファン（送風機及び原動機）、並びにこれらを支える固縛装置により構成する。	緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び緊急時対策所非常用空気浄化ファンは剛構造とし、機器本体と床を固縛装置にて固定する。 また、送風機本体は取付ボルトでファンケーシング内部に固定、原動機は取付ボルトで送風機共通台板に固定する。	第2-1図 第2-2図 第2-3図																				
設備分類	計画の概要		説明図																				
	主体構造	支持構造																					
可搬型空気浄化設備	フィルタユニット及びファン（送風機及び原動機）、これらを固定するアンカーボルト等により構成する。	フィルタユニット及びファンは剛構造とし、アンカーボルトにて床に固定する。	第2-1図 第2-2図																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
<p style="text-align: center;">第2-2表 可搬型重大事故等対処設備 構造強度評価対象部位</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設備</th> <th>構造 支持構造物</th> <th>間接 支持構造物</th> <th>評価対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所内非常用空気浄化ファン</td> <td>可搬型 空気浄化 装置</td> <td>送風機取付 ボルト 原動機取付 ボルト</td> <td>鋼骨装置</td> <td rowspan="2">ファン、フィルタユニットは、固有値解析により、剛構造であること及び十分な強度を有することを確認した上で、支持構造物である鋼骨装置、原動機及び送風機取付ボルトを評価対象とする。</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所内非常用空気浄化フィルタユニット</td> <td>装置</td> <td>鋼骨装置</td> <td>対象なし</td> </tr> </tbody> </table>  <p>第2-1図 可搬型空気浄化設備（緊急時対策所非常用空気浄化ファン）</p>  <p>第2-2図 可搬型空気浄化設備（緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット）</p>	機器名称	設備	構造 支持構造物	間接 支持構造物	評価対象	緊急時対策所内非常用空気浄化ファン	可搬型 空気浄化 装置	送風機取付 ボルト 原動機取付 ボルト	鋼骨装置	ファン、フィルタユニットは、固有値解析により、剛構造であること及び十分な強度を有することを確認した上で、支持構造物である鋼骨装置、原動機及び送風機取付ボルトを評価対象とする。	緊急時対策所内非常用空気浄化フィルタユニット	装置	鋼骨装置	対象なし		<p style="text-align: center;">第2-2表 可搬型重大事故等対処設備の構造計画</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設備</th> <th>直接 支持構造物</th> <th>間接 支持構造物</th> <th>評価対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン</td> <td>可搬型 空気浄化 装置</td> <td>送風機取付 ボルト 原動機取付 ボルト</td> <td>アンカー ボルト</td> <td rowspan="2">ファン、フィルタユニットは固有値解析により剛構造であること及び十分な強度を有することを確認した上で、支持構造物であるアンカーボルト、原動機及び送風機取付ボルトを評価対象とする。</td> </tr> <tr> <td>可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット</td> <td>装置</td> <td>アンカー ボルト</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>  <p>第2-1図 可搬型空気浄化設備（空気浄化ファン）</p>  <p>第2-2図 可搬型空気浄化設備（フィルタユニット）</p>	機器名称	設備	直接 支持構造物	間接 支持構造物	評価対象	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン	可搬型 空気浄化 装置	送風機取付 ボルト 原動機取付 ボルト	アンカー ボルト	ファン、フィルタユニットは固有値解析により剛構造であること及び十分な強度を有することを確認した上で、支持構造物であるアンカーボルト、原動機及び送風機取付ボルトを評価対象とする。	可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット	装置	アンカー ボルト	なし	
機器名称	設備	構造 支持構造物	間接 支持構造物	評価対象																											
緊急時対策所内非常用空気浄化ファン	可搬型 空気浄化 装置	送風機取付 ボルト 原動機取付 ボルト	鋼骨装置	ファン、フィルタユニットは、固有値解析により、剛構造であること及び十分な強度を有することを確認した上で、支持構造物である鋼骨装置、原動機及び送風機取付ボルトを評価対象とする。																											
緊急時対策所内非常用空気浄化フィルタユニット	装置	鋼骨装置	対象なし																												
機器名称	設備	直接 支持構造物	間接 支持構造物	評価対象																											
可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン	可搬型 空気浄化 装置	送風機取付 ボルト 原動機取付 ボルト	アンカー ボルト	ファン、フィルタユニットは固有値解析により剛構造であること及び十分な強度を有することを確認した上で、支持構造物であるアンカーボルト、原動機及び送風機取付ボルトを評価対象とする。																											
可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット	装置	アンカー ボルト	なし																												

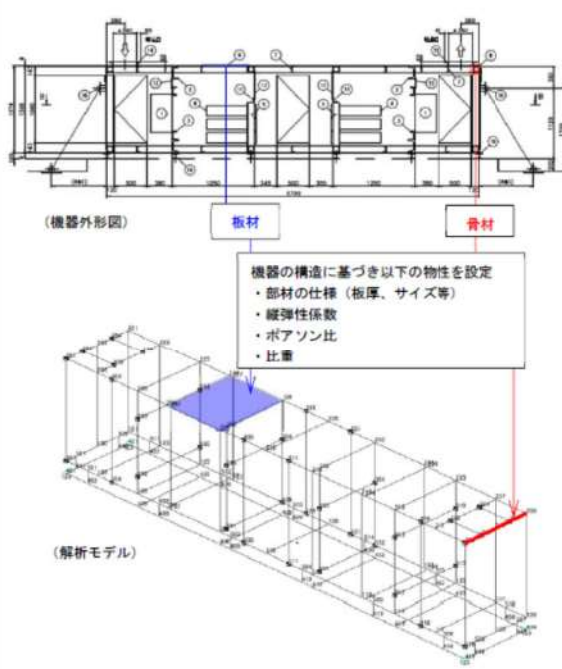
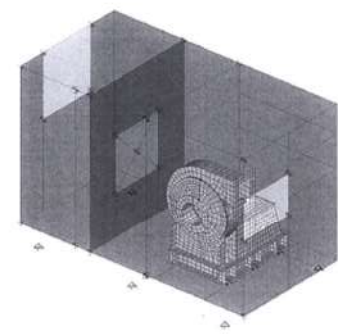
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第2-3図 緊急時対策所非常用空気浄化ファンケーシング概略図</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(補足) 可搬型空気浄化設備のケーシングについて</p> <p>可搬型空気浄化設備のケーシングは骨材と板材からなる溶接構造物であり、固有値解析に用いるFEM解析モデルは機器の構造どおりにモデル化している。ケーシングを構成する各部材（骨材、板材）のモデル入力においては、各部材の仕様（板厚等）及び物性値（縦弾性係数等）をそのまま設定してモデル化している。可搬型空気浄化設備の機器外形図及び解析モデルを第1図に示す。このモデルを用いて固有値解析を実施し、その結果から緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び緊急時対策所非常用空気浄化ファンが剛であることを確認している。</p>  <p>第1図 可搬型空気浄化設備の外形図及び解析モデル (緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット場合)</p>		<p>(補足) 可搬型空気浄化設備のケーシングについて</p> <p>可搬型空気浄化設備のケーシングは骨材と板材からなる溶接構造物であり、固有値解析に用いるFEM解析モデルは機器の構造どおりにモデル化している。ケーシングを構成する各部材（骨材、板材）のモデル入力においては、各部材の仕様（板厚等）及び物性値（縦弾性係数等）をそのまま設定してモデル化している。可搬型空気浄化設備の機器外形図及び解析モデルを第1図に示す。このモデルを用いて固有値解析を実施し、その結果から可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンが剛であることを確認している。</p>  <p>第1図 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンケーシング 解析モデル図</p>	<p>【大阪】 ・設備名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料6</p> <p>6. チェンジングエリアについて</p> <p>1. チェンジングエリアの基本的考え方</p> <p>チェンジングエリアの設営にあたっては、第61条第1項（緊急時対策所）及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」第76条第1項（緊急時対策所）に基づき、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所（への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けることを基本的考え方とする。</p> <p>（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈）第76条第1項（緊急時対策所）抜粋</p> <p>緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>(1)チェンジングエリアの基本的な考え方</p> <p>チェンジングエリアの設営にあたっては、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」第61条第1項（緊急時対策所）並びに「実用発電用原子炉及びその附属設備の技術基準に関する規則の解釈」第76条第1項（緊急時対策所）に基づき、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けることを基本的な考え方とする。</p>	<p>5. 添付資料</p> <p>5.1 チェンジングエリアについて</p> <p>(1) チェンジングエリアの基本的な考え方</p> <p>チェンジングエリアの設営にあたっては、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」第61条第1項（緊急時対策所）並びに「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」第76条第1項（緊急時対策所）に基づき、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けることを基本的な考え方とする。</p> <p>（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈）第76条第1項（緊急時対策所）抜粋</p> <p>緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p>	<p>5. 添付資料</p> <p>5.1 チェンジングエリアについて</p> <p>(1) チェンジングエリアの基本的な考え方</p> <p>チェンジングエリアの設営にあたっては、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」第61条第1項（緊急時対策所）並びに「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」第76条第1項（緊急時対策所）に基づき、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング、作業服の着替え等を行うための区画を設けることを基本的な考え方とする。</p> <p>（「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」第76条第1項（緊急時対策所）抜粋）</p> <p>緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p>	<p>【大飯】 女川審査実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

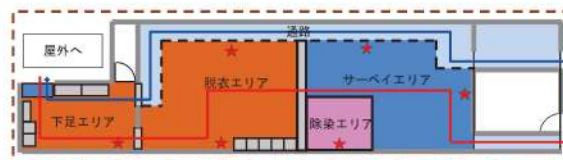
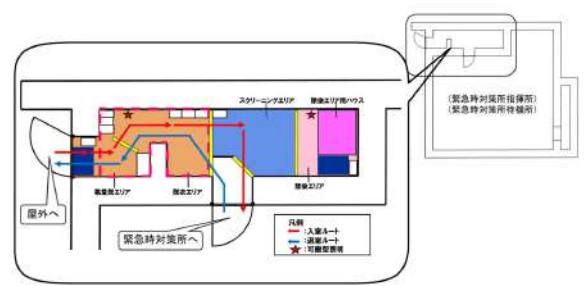

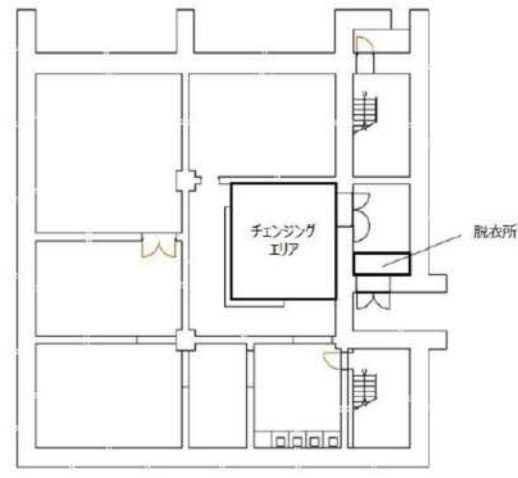
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
<p>2. チェンジングエリアの概要</p> <p>チェンジングエリアは、緊急時対策所内に設置する。概要は表6-1のとおり。</p>	<p>(2) チェンジングエリアの概要</p> <p>チェンジングエリアは、下足エリア、脱衣エリア、サーベイエリア、除染エリアからなり、要員の被ばく低減の観点から緊急時対策建屋内に設置する。概要は表5.1-1のとおり。</p>	<p>(2) チェンジングエリアの概要</p> <p>チェンジングエリアは、靴脱着エリア、脱衣エリア、スクリーニングエリア、除染エリアからなり、要員の被ばく低減の観点から緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に設置する。概要は表5.1-1のとおり。</p>	<p>【大飯】 女川審査実績の反映 ・設計の相違 （相違理由①）</p>																														
<p>表6-1 チェンジングエリアの概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置場所 緊急時対策所（チェンジングエリア）</td> <td>緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける。</td> </tr> <tr> <td>設置形式 区画化</td> <td>設置の容易及び迅速化の観点から、緊急時対策所内を活用し区画化する。</td> </tr> <tr> <td>設置時期 平常時から設置</td> <td>平常時から設置しておくことにより、事故発生後の状況下における設置作業をなくすことができることと事故発生後にすぐに使用が可能となる。また、事故時の高ストレス下における設置作業や多数の作業員が設置を待っている中で設置するといった状況下での対応を回避することが可能である。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	理由	設置場所 緊急時対策所（チェンジングエリア）	緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける。	設置形式 区画化	設置の容易及び迅速化の観点から、緊急時対策所内を活用し区画化する。	設置時期 平常時から設置	平常時から設置しておくことにより、事故発生後の状況下における設置作業をなくすことができることと事故発生後にすぐに使用が可能となる。また、事故時の高ストレス下における設置作業や多数の作業員が設置を待っている中で設置するといった状況下での対応を回避することが可能である。	<p>表5.1-1 チェンジングエリアの概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置場所 緊急時対策建屋地下1階 チェンジングエリア</td> <td>緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける。</td> </tr> <tr> <td>設置形式 エリア区画化</td> <td>チェンジングエリアスペースを区画化する。 なお、平常時から養生シートによりあらかじめ養生しておくことにより、速やかな設置作業を可能とする。</td> </tr> <tr> <td>判断基準 着手の 準備の</td> <td>原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した後、放射線管理班長が、事象進展の状況（格納容器内空気放射線モニタ等により炉心損傷を判断した場合等）、参集済みの要員数を考慮して、チェンジングエリアの設置を行うと判断した場合。</td> </tr> <tr> <td>実施者 放射線管理班</td> <td>チェンジングエリアを速やかに設置できるよう定期的に訓練を行っている放射線管理班が設置を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	概要	設置場所 緊急時対策建屋地下1階 チェンジングエリア	緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける。	設置形式 エリア区画化	チェンジングエリアスペースを区画化する。 なお、平常時から養生シートによりあらかじめ養生しておくことにより、速やかな設置作業を可能とする。	判断基準 着手の 準備の	原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した後、放射線管理班長が、事象進展の状況（格納容器内空気放射線モニタ等により炉心損傷を判断した場合等）、参集済みの要員数を考慮して、チェンジングエリアの設置を行うと判断した場合。	実施者 放射線管理班	チェンジングエリアを速やかに設置できるよう定期的に訓練を行っている放射線管理班が設置を行う。	<p>表5.1-1 チェンジングエリアの概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置場所 緊急時対策所指揮所及び 緊急時対策所待機所 チェンジングエリア</td> <td>緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける。</td> </tr> <tr> <td>設置形式 エリア区画化</td> <td>チェンジングエリアスペースを区画化する。 なお、平常時から養生シートによりあらかじめ養生しておくことにより、速やかな設置作業を可能とする。</td> </tr> <tr> <td>判断基準 着手の 準備の</td> <td>原子力災害対策特別措置法第10条第1項に該当する事象又は原子力災害対策特別措置法第15条第1項に該当する事象が発生した後、放管班長が、事象進展の状況（格納容器内高レンジエリアモニタ等により炉心損傷を判断した場合等）、参集済みの要員数を考慮して、チェンジングエリアの設置を行うと判断した場合。</td> </tr> <tr> <td>実施者 放管班</td> <td>チェンジングエリアを速やかに設置できるよう定期的に訓練を行っている放管班が設置を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	概要	設置場所 緊急時対策所指揮所及び 緊急時対策所待機所 チェンジングエリア	緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける。	設置形式 エリア区画化	チェンジングエリアスペースを区画化する。 なお、平常時から養生シートによりあらかじめ養生しておくことにより、速やかな設置作業を可能とする。	判断基準 着手の 準備の	原子力災害対策特別措置法第10条第1項に該当する事象又は原子力災害対策特別措置法第15条第1項に該当する事象が発生した後、放管班長が、事象進展の状況（格納容器内高レンジエリアモニタ等により炉心損傷を判断した場合等）、参集済みの要員数を考慮して、チェンジングエリアの設置を行うと判断した場合。	実施者 放管班	チェンジングエリアを速やかに設置できるよう定期的に訓練を行っている放管班が設置を行う。	<p>【大飯】 ・記載表現の相違 女川、大飯、泊ともにチェンジングエリアには平常時から必要な養生は実施済みであることに相違ないが、女川と泊は資機材準備を設営と表現しているのに対し、大飯は平常時から設置と表現していることから以降で設営に関するタイムチャートを示していない等の相違がある。</p>		
項目	理由																																
設置場所 緊急時対策所（チェンジングエリア）	緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける。																																
設置形式 区画化	設置の容易及び迅速化の観点から、緊急時対策所内を活用し区画化する。																																
設置時期 平常時から設置	平常時から設置しておくことにより、事故発生後の状況下における設置作業をなくすことができることと事故発生後にすぐに使用が可能となる。また、事故時の高ストレス下における設置作業や多数の作業員が設置を待っている中で設置するといった状況下での対応を回避することが可能である。																																
項目	概要																																
設置場所 緊急時対策建屋地下1階 チェンジングエリア	緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける。																																
設置形式 エリア区画化	チェンジングエリアスペースを区画化する。 なお、平常時から養生シートによりあらかじめ養生しておくことにより、速やかな設置作業を可能とする。																																
判断基準 着手の 準備の	原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した後、放射線管理班長が、事象進展の状況（格納容器内空気放射線モニタ等により炉心損傷を判断した場合等）、参集済みの要員数を考慮して、チェンジングエリアの設置を行うと判断した場合。																																
実施者 放射線管理班	チェンジングエリアを速やかに設置できるよう定期的に訓練を行っている放射線管理班が設置を行う。																																
項目	概要																																
設置場所 緊急時対策所指揮所及び 緊急時対策所待機所 チェンジングエリア	緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける。																																
設置形式 エリア区画化	チェンジングエリアスペースを区画化する。 なお、平常時から養生シートによりあらかじめ養生しておくことにより、速やかな設置作業を可能とする。																																
判断基準 着手の 準備の	原子力災害対策特別措置法第10条第1項に該当する事象又は原子力災害対策特別措置法第15条第1項に該当する事象が発生した後、放管班長が、事象進展の状況（格納容器内高レンジエリアモニタ等により炉心損傷を判断した場合等）、参集済みの要員数を考慮して、チェンジングエリアの設置を行うと判断した場合。																																
実施者 放管班	チェンジングエリアを速やかに設置できるよう定期的に訓練を行っている放管班が設置を行う。																																
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>(2)チェンジングエリアの概要</p> <p>チェンジングエリアは、脱衣エリア、サーベイエリア、除染エリアからなり、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所陽圧化バウンダリに隣接するとともに、要員の被ばく低減の観点から5号炉原子炉建屋内に設置する。</p> <p>表5.1-1 チェンジングエリアの概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置場所 5号炉原子炉建屋 3階</td> <td>緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける。</td> </tr> <tr> <td>設置形式 エアータント</td> <td>設置の容易さ及び迅速化の観点から、エアータントを採用する。</td> </tr> <tr> <td>判断基準 着手の 準備の</td> <td>原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した後、保安班長が、事象進展の状況（格納容器雰囲気放射線レベル計（CAMS）等により炉心損傷を判断した場合等）、参集済みの要員数及び保安班が実施する作業の優先順位を考慮して、チェンジングエリア設置を行うと判断した場合。</td> </tr> <tr> <td>実施者 保安班</td> <td>チェンジングエリアを速やかに設置できるよう定期的に訓練を行っている保安班が設置を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	理由	設置場所 5号炉原子炉建屋 3階	緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける。	設置形式 エアータント	設置の容易さ及び迅速化の観点から、エアータントを採用する。	判断基準 着手の 準備の	原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した後、保安班長が、事象進展の状況（格納容器雰囲気放射線レベル計（CAMS）等により炉心損傷を判断した場合等）、参集済みの要員数及び保安班が実施する作業の優先順位を考慮して、チェンジングエリア設置を行うと判断した場合。	実施者 保安班	チェンジングエリアを速やかに設置できるよう定期的に訓練を行っている保安班が設置を行う。	<p>表5.1-1 チェンジングエリアの概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置場所 5号炉原子炉建屋 3階</td> <td>緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける。</td> </tr> <tr> <td>設置形式 エアータント</td> <td>設置の容易さ及び迅速化の観点から、エアータントを採用する。</td> </tr> <tr> <td>判断基準 着手の 準備の</td> <td>原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した後、保安班長が、事象進展の状況（格納容器雰囲気放射線レベル計（CAMS）等により炉心損傷を判断した場合等）、参集済みの要員数及び保安班が実施する作業の優先順位を考慮して、チェンジングエリア設置を行うと判断した場合。</td> </tr> <tr> <td>実施者 保安班</td> <td>チェンジングエリアを速やかに設置できるよう定期的に訓練を行っている保安班が設置を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	理由	設置場所 5号炉原子炉建屋 3階	緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける。	設置形式 エアータント	設置の容易さ及び迅速化の観点から、エアータントを採用する。	判断基準 着手の 準備の	原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した後、保安班長が、事象進展の状況（格納容器雰囲気放射線レベル計（CAMS）等により炉心損傷を判断した場合等）、参集済みの要員数及び保安班が実施する作業の優先順位を考慮して、チェンジングエリア設置を行うと判断した場合。	実施者 保安班	チェンジングエリアを速やかに設置できるよう定期的に訓練を行っている保安班が設置を行う。	<p>表5.1-1 チェンジングエリアの概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置場所 5号炉原子炉建屋 3階</td> <td>緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける。</td> </tr> <tr> <td>設置形式 エアータント</td> <td>設置の容易さ及び迅速化の観点から、エアータントを採用する。</td> </tr> <tr> <td>判断基準 着手の 準備の</td> <td>原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した後、保安班長が、事象進展の状況（格納容器雰囲気放射線レベル計（CAMS）等により炉心損傷を判断した場合等）、参集済みの要員数及び保安班が実施する作業の優先順位を考慮して、チェンジングエリア設置を行うと判断した場合。</td> </tr> <tr> <td>実施者 保安班</td> <td>チェンジングエリアを速やかに設置できるよう定期的に訓練を行っている保安班が設置を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	理由	設置場所 5号炉原子炉建屋 3階	緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける。	設置形式 エアータント	設置の容易さ及び迅速化の観点から、エアータントを採用する。	判断基準 着手の 準備の	原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した後、保安班長が、事象進展の状況（格納容器雰囲気放射線レベル計（CAMS）等により炉心損傷を判断した場合等）、参集済みの要員数及び保安班が実施する作業の優先順位を考慮して、チェンジングエリア設置を行うと判断した場合。	実施者 保安班	チェンジングエリアを速やかに設置できるよう定期的に訓練を行っている保安班が設置を行う。	<p>【女川】記載方針の相違 原災法第15条事象発生を考慮した記載とされている。(60条及び技術的能力1.17との記載表現統一) 【女川】 設備名称の相違</p>
項目	理由																																
設置場所 5号炉原子炉建屋 3階	緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける。																																
設置形式 エアータント	設置の容易さ及び迅速化の観点から、エアータントを採用する。																																
判断基準 着手の 準備の	原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した後、保安班長が、事象進展の状況（格納容器雰囲気放射線レベル計（CAMS）等により炉心損傷を判断した場合等）、参集済みの要員数及び保安班が実施する作業の優先順位を考慮して、チェンジングエリア設置を行うと判断した場合。																																
実施者 保安班	チェンジングエリアを速やかに設置できるよう定期的に訓練を行っている保安班が設置を行う。																																
項目	理由																																
設置場所 5号炉原子炉建屋 3階	緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける。																																
設置形式 エアータント	設置の容易さ及び迅速化の観点から、エアータントを採用する。																																
判断基準 着手の 準備の	原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した後、保安班長が、事象進展の状況（格納容器雰囲気放射線レベル計（CAMS）等により炉心損傷を判断した場合等）、参集済みの要員数及び保安班が実施する作業の優先順位を考慮して、チェンジングエリア設置を行うと判断した場合。																																
実施者 保安班	チェンジングエリアを速やかに設置できるよう定期的に訓練を行っている保安班が設置を行う。																																
項目	理由																																
設置場所 5号炉原子炉建屋 3階	緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける。																																
設置形式 エアータント	設置の容易さ及び迅速化の観点から、エアータントを採用する。																																
判断基準 着手の 準備の	原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した後、保安班長が、事象進展の状況（格納容器雰囲気放射線レベル計（CAMS）等により炉心損傷を判断した場合等）、参集済みの要員数及び保安班が実施する作業の優先順位を考慮して、チェンジングエリア設置を行うと判断した場合。																																
実施者 保安班	チェンジングエリアを速やかに設置できるよう定期的に訓練を行っている保安班が設置を行う。																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. チェンジングエリア設置場所</p> <p>チェンジングエリアは、緊急時対策所内に設置する。また、チェンジングエリアとは別に汚染持ち込み防止の観点で有効な策として、緊急時対策所入口に最外周の汚染防護服（タイベック）等の脱衣所を設ける。</p> <p>緊急時対策所の外側がブルーム通過等によって大規模に汚染されたような状況下においては、汚染防護服（タイベック）等を二重に着用するなど汚染持ち込み防止のための対策を取ることとしている。そのような状況下においては、緊急時対策所の入口に脱衣所を設置し、最外周の汚染防護服（タイベック）等を脱衣することにより段階的に汚染持ち込み防止を図ることが有効である。設置の考え方は表6-2のとおり。</p> <p>脱衣所とチェンジングエリアの設置場所は、図6-1のとおり。</p>	<p>(3) チェンジングエリアの設営場所及び屋内のアクセスルート</p> <p>チェンジングエリアは、緊急時対策建屋内に設営する。チェンジングエリアの設営場所及び屋内のアクセスルートは、図5.1-1のとおり。</p>	<p>(3) チェンジングエリアの設営場所</p> <p>チェンジングエリアは、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に設営する。チェンジングエリアの設営場所は、図5.1-1のとおり。</p>	<p>【大飯】 女川審査実績の反映</p> <p>・設計の相違 女川は建屋出入口からチェンジングエリアまでの屋内アクセスルートがあるのに対し、泊は屋外出入口とチェンジングエリアが隣接しているため屋内ルートはない。</p> <p>・設計の相違 （相違理由①）</p> <p>【大飯】 ・設計等の相違 大飯にはチェンジングエリアとは別に最外周の汚染防護服を脱衣する脱衣所を設けているのに対し、泊と女川はチェンジングエリアの靴着脱エリア（女川は下足エリア）でアノラック（女川はEVAスーツ）を脱衣する違いがあるが、脱衣エリアの前で最外周の汚染防護服を脱衣することに相違なし。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由									
<p>表6-2 チェンジングエリア及び脱衣所の設置の考え方</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>機能</th> <th>設置の考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所 ・緊急時対策所入口</td> <td>・脱衣</td> <td>・大規模な汚染の状況下等では汚染持ち込みの段階的な管理が有効であることから、緊急時対策所の入口において最外周の汚染防護服（タイベック）等の脱衣スペースを設ける。 ・汚染の除去の容易さの観点から必要に応じて床面・壁面等を養生。 ・最外周の汚染防護服（タイベック）等を脱衣する汚染持ち込みの1段階目の管理でありマスク等は脱衣しない。</td> </tr> <tr> <td>チェンジングエリア ・緊急時対策所</td> <td>・脱衣 ・身体サーベイ ・除染</td> <td>・緊急時対策所内にチェンジングエリア（脱衣、身体サーベイ、除染）を設置。 ・汚染の除去の容易さの観点から必要に応じて床面・壁面等を養生。</td> </tr> </tbody> </table>	設置場所	機能	設置の考え方	緊急時対策所 ・緊急時対策所入口	・脱衣	・大規模な汚染の状況下等では汚染持ち込みの段階的な管理が有効であることから、緊急時対策所の入口において最外周の汚染防護服（タイベック）等の脱衣スペースを設ける。 ・汚染の除去の容易さの観点から必要に応じて床面・壁面等を養生。 ・最外周の汚染防護服（タイベック）等を脱衣する汚染持ち込みの1段階目の管理でありマスク等は脱衣しない。	チェンジングエリア ・緊急時対策所	・脱衣 ・身体サーベイ ・除染	・緊急時対策所内にチェンジングエリア（脱衣、身体サーベイ、除染）を設置。 ・汚染の除去の容易さの観点から必要に応じて床面・壁面等を養生。	<p>女川原子力発電所2号炉</p>  <p>【凡例】 → 入室ルート → 退室ルート ★ 乾電池内蔵型照明</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>泊発電所3号炉</p>  <p>図5.1-1 緊急時対策所チェンジングエリアの設営場所及び屋内のアクセスルート</p>	<p>【大飯】 ・設計の相違 大飯はチェンジングエリアの前端に脱衣所を設置しているため、両者の設置の考え方を表で整理している。</p> <p>【大飯】 ・記載表現の相違 女川と泊はチェンジングエリアを図で示しているのに対し、大飯は写真と建屋平面図で区画を示している相違があるが、チェンジングエリアの基本構成に相違はない。</p>
設置場所	機能	設置の考え方										
緊急時対策所 ・緊急時対策所入口	・脱衣	・大規模な汚染の状況下等では汚染持ち込みの段階的な管理が有効であることから、緊急時対策所の入口において最外周の汚染防護服（タイベック）等の脱衣スペースを設ける。 ・汚染の除去の容易さの観点から必要に応じて床面・壁面等を養生。 ・最外周の汚染防護服（タイベック）等を脱衣する汚染持ち込みの1段階目の管理でありマスク等は脱衣しない。										
チェンジングエリア ・緊急時対策所	・脱衣 ・身体サーベイ ・除染	・緊急時対策所内にチェンジングエリア（脱衣、身体サーベイ、除染）を設置。 ・汚染の除去の容易さの観点から必要に応じて床面・壁面等を養生。										
<p>チェンジングエリア (例)</p>  <p>緊急時対策所チェンジングエリアは、緊急時対策所内を活用するとともに、区画化し、チェンジングエリアを平常時から設置。</p>  <p>図6-1 緊急時対策所脱衣所及びチェンジングエリア設置場所</p>												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉 【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>a. 5号炉原子炉建屋南側アクセスルートを使用する場合</p> <p>図5.1-1 5号炉原子炉建屋内緊急時対策用チェンジングエリアの設置場所及び屋内のアクセスルート(5号炉原子炉建屋南側アクセスルート)</p> <p>※図中の内容は機密事項に属しますので公開できません。</p> <p>b. 5号炉原子炉建屋北東側アクセスルートを使用する場合</p> <p>図5.1-2 5号炉原子炉建屋内緊急時対策用チェンジングエリアの設置場所及び屋内のアクセスルート(5号炉原子炉建屋北東側アクセスルート)</p> <p>※図中の内容は機密事項に属しますので公開できません。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4. 設営（考え方、資機材）</p> <p>(1) 考え方</p> <p>緊急時対策所への放射性物質の持ち込みを防止するため、事故発生等に備え緊急時対策所内にチェンジングエリアを平常時から設置しておくことにより、事故発生後の状況下における設置作業をなくすることができるとともに事故発生後にすぐに使用が可能となる。ただし、チェンジングエリア設置箇所等における作業のため一時的にチェンジングエリアを撤去する場合は、すぐに復旧できる措置を取ることとする。</p> <p>また、チェンジングエリアの使用に当たっては図6-2の基本フローに従った準備を行うこととし、現場に手順等を掲示するなどして緊急時においても速やかな対応が可能とする。なお、チェンジングエリアの使用に当たっては、放射線管理班のうち2名が当該作業を実施することとしている。</p> <p>緊急時対策所のチェンジングエリアは、利用する要員が多数であることに加え、格納容器が破損しブルーム通過後の大規模な汚染環境下での作業を想定し、緊急時対策所の入口に脱衣所を設けて最外周の汚染防護服（タイベック）等を脱衣するなど汚染の持ち込み防止を段階的に実施することが有効であることから、脱衣所とチェンジングエリアの2段の運用とすることとしている。</p> <p>また、チェンジングエリア内面には必要に応じて汚染の除去の容易さの観点から養生シートを貼ることとしている。</p> <div data-bbox="112 821 672 1005"> <pre> graph TD A[①脱衣所及び脱衣エリア前に粘着マットを敷く。] --> B[②各エリアの境界となるバリア及びゴミ箱を設置する。] B --> C[③除染資材を設置する。] </pre> </div> <p>図6-2 脱衣所及びチェンジングエリア使用準備の基本フロー図</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>緊急時対策所への放射性物質の持ち込みを防止するため、図5.1-3の設営フローに従い、図5.1-4、5のとおりチェンジングエリアを設営する。</p>	<p>(4) チェンジングエリアの設営（考え方、資機材）</p> <p>a. 考え方</p> <p>緊急時対策所への放射性物質の持ち込みを防止するため、図5.1-2の設営フローに従い、図5.1-3のとおりチェンジングエリアを設営する。チェンジングエリアの設営は、放射線管理班員2名で約20分を想定している。</p> <p>なお、チェンジングエリアが速やかに設営できるよう定期的に訓練を行い、設営時間の短縮及び更なる改善を図ることとしている。チェンジングエリアの設営は、参集要員（12時間後までに参集）のうち、チェンジングエリアの設営に割り当てることができる要員で行う。</p> <p>設営の着手は、放射線管理班長が、「原子力災害対策特別措置法第10条特定事象」が発生した後、事象進展の状況（格納容器内雰囲気放射線モニタ等により炉心損傷を判断した場合等）、参集済みの要員数を考慮して判断し、速やかに実施する。</p> <div data-bbox="896 662 1153 917"> <pre> graph TD A[①チェンジングエリア用資機材の移動・設置（乾電池内蔵型照明の設置）] --> B[②床、壁の養生状態の確認・補修] B --> C[③GM汚染サーベイメータの設置] </pre> </div> <p>図5.1-2 チェンジングエリア設営フロー</p> <div data-bbox="784 1005 1276 1428"> <p>緊急時対策所 地下1階 チェンジングエリア</p> <p>養生シート 壁に付着した放射性物質を持ち込まないように設置する。</p> <p>乾電池内蔵型照明 チェンジングエリア内の照度を確保する。</p> <p>ヘルメット掛け</p> <p>バリア</p> <p>フェンス区画</p> <p>約7m</p> <p>約3m</p> <p>約22m</p> <p>EVAスーツ</p> <p>ゴム手袋（外側）</p> <p>靴下</p> <p>綿手袋</p> <p>ゴム手袋（内側）</p> <p>タイベック</p> <p>マスク</p> <p>養生シャワー 身体に付着した放射性物質の除去は、原則試み取りより実施するが、拭き取れない場合は、あらかじめ準備する。</p> <p>緊急時対策所</p> <p>図5.1-3 チェンジングエリア</p> </div>	<p>(4) チェンジングエリアの設営（考え方、資機材）</p> <p>a. 考え方</p> <p>緊急時対策所への放射性物質の持ち込みを防止するため、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所において図5.1-2の設営フローに従い、図5.1-3のとおりチェンジングエリアを設営する。チェンジングエリアの設営は、放管班員2名が1組となって、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に対し行い、約40分を想定している。</p> <p>なお、チェンジングエリアが速やかに設営できるよう定期的に訓練を行い、設営時間の短縮及び更なる改善を図ることとしている。チェンジングエリアの設営は、参集要員（12時間後までに参集）のうち、チェンジングエリアの設営に割り当てることができる要員で行う。</p> <p>設営の着手は、放管班長が、「原子力災害対策特別措置法」第10条第1項に該当する事象又は「原子力災害対策特別措置法」第15条第1項に該当する事象が発生した後、事象進展の状況（格納容器内高レンジエリアモニタ等により炉心損傷を判断した場合等）、参集済みの要員数を考慮して判断し、速やかに実施する。</p> <div data-bbox="1534 694 1825 933"> <pre> graph TD A[①チェンジングエリア用資機材の移動及び設置（可搬型照明の設置）] --> B[②床、壁の養生状態の確認及び補修] B --> C[③GM汚染サーベイメータの設置] </pre> </div> <p>図5.1-2 チェンジングエリア設営フロー</p> <div data-bbox="1388 989 1915 1444"> <p>粘着マット 壁等に行着した放射性物質を持ち込まないように設置する。</p> <p>可搬型照明 チェンジングエリア内の照度を確保する。</p> <p>簡易シャワー 身体に付着した放射性物質の除去は、原則試み取りより実施するが、拭き取れない場合は、あらかじめ準備する。</p> <p>約6m</p> <p>約2.0m</p> <p>脱衣エリア</p> <p>チェンジングエリア</p> <p>結核管理エリア</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 使用済アノラック回収箱 ② 使用済ゴム手袋（外側）回収箱 ③ 使用済タイベック回収箱 ④ 使用済ゴム手袋（内側）回収箱 ⑤ 使用済全着マスク回収箱 ⑥ 使用済紙帽子回収箱 ⑦ 使用済靴下回収箱 ⑧ 使用済綿手袋回収箱 ⑨ 使用済フェノキシ樹脂回収箱 <ul style="list-style-type: none"> ■ バリア ■ 粘着マット ■ 除染エリア用ハウス及び簡易シャワー ■ フェンス ■ 可搬型照明 <p>図5.1-3 チェンジングエリア</p> </div>	<p>【大飯】</p> <p>女川審査実績の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計の相違 <p>女川は1箇所のチェンジングエリアを2名が約20分で設営するのに対し、泊は2箇所のチェンジングエリアを2名が約40分で設営する違いがあるが、設営に長時間を要しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原災法第15条事象発生を考慮した記載としている。(60条及び技術的能力1.17との記載表現統一) ・設備名称の相違 <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計の相違 <p>女川、大飯、泊ともにチェンジングエリアには平常時から必要な養生は実施済みで、運用開始前に資機材準備を行うのみであることに相違ないが、大飯はチェンジングエリアとは別に最外周の汚染防護服を脱衣する脱衣所を設けている違いがある。なお、泊と女川はチェンジングエリアの靴着脱エリア（女川は下足エリア）でアノラック（女川はEVAスーツ）を脱衣する設計。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																															
<p>(2) 資機材</p> <p>脱衣所及びチェンジングエリアの設置用資機材については、運用開始後のチェンジングエリアの補修や汚染によるシートの張替え等も想定して表6-3及び表6-4のとおりとする。</p> <p>表 6-3 緊急時対策所脱衣所設置用資機材</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>数量</th> <th>根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>養生シート</td> <td>1本</td> <td rowspan="10">脱衣所設置に必要な数量</td> </tr> <tr> <td>粘着マット</td> <td>3個</td> </tr> <tr> <td>ゴミ箱（スタンション含む）</td> <td>2個</td> </tr> <tr> <td>ポリ袋（赤・黄・黒）</td> <td>各30枚</td> </tr> <tr> <td>テープ（白・黒）</td> <td>各10巻</td> </tr> <tr> <td>はさみ・カッター</td> <td>各2本</td> </tr> <tr> <td>マジック</td> <td>2本</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 6-4 緊急時対策所チェンジングエリア設置用資機材</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>数量</th> <th>根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>養生シート</td> <td>3本</td> <td rowspan="10">チェンジングエリア設置に必要な数量</td> </tr> <tr> <td>バリア</td> <td>6個</td> </tr> <tr> <td>粘着マット</td> <td>3個</td> </tr> <tr> <td>ゴミ箱（スタンション含む）</td> <td>7個</td> </tr> <tr> <td>ポリ袋（赤・黄・黒）</td> <td>各100枚</td> </tr> <tr> <td>テープ（白・黒）</td> <td>各10巻</td> </tr> <tr> <td>ウエス</td> <td>1箱</td> </tr> <tr> <td>ウェットティッシュ</td> <td>10個</td> </tr> <tr> <td>はさみ・カッター</td> <td>各2本</td> </tr> <tr> <td>マジック</td> <td>2本</td> </tr> <tr> <td>簡易シャワー</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>簡易タンク</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table>	名称	数量	根拠	養生シート	1本	脱衣所設置に必要な数量	粘着マット	3個	ゴミ箱（スタンション含む）	2個	ポリ袋（赤・黄・黒）	各30枚	テープ（白・黒）	各10巻	はさみ・カッター	各2本	マジック	2本	名称	数量	根拠	養生シート	3本	チェンジングエリア設置に必要な数量	バリア	6個	粘着マット	3個	ゴミ箱（スタンション含む）	7個	ポリ袋（赤・黄・黒）	各100枚	テープ（白・黒）	各10巻	ウエス	1箱	ウェットティッシュ	10個	はさみ・カッター	各2本	マジック	2本	簡易シャワー	1台	簡易タンク	1台	<p>b. チェンジングエリア用資機材</p> <p>チェンジングエリア用資機材については、運用開始後のチェンジングエリアの補修や汚染によるシート張替え等も考慮して、表5.1-2、図5.1-4のとおりとする。</p> <p>表 5.1-2 チェンジングエリア用資機材</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>数量</th> <th>根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>養生シート（単用）</td> <td>4巻^{※1}</td> <td rowspan="20">チェンジングエリア設置及び補修に必要な数量</td> </tr> <tr> <td>養生シート（雙用）</td> <td>12巻^{※2}</td> </tr> <tr> <td>バリア</td> <td>9個^{※3}</td> </tr> <tr> <td>フェンス</td> <td>24枚^{※4}</td> </tr> <tr> <td>積層シート</td> <td>3枚</td> </tr> <tr> <td>箱</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>ヘルメット掛け</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>ゴミ箱</td> <td>7個</td> </tr> <tr> <td>ポリ袋</td> <td>100枚</td> </tr> <tr> <td>テープ</td> <td>5巻</td> </tr> <tr> <td>ウエス</td> <td>2箱</td> </tr> <tr> <td>ウェットティッシュ</td> <td>50個</td> </tr> <tr> <td>はさみ</td> <td>3個</td> </tr> <tr> <td>カッター</td> <td>3個</td> </tr> <tr> <td>マジック</td> <td>3本</td> </tr> <tr> <td>除染エリア用ハウス</td> <td>1式^{※5}</td> </tr> <tr> <td>簡易シャワー</td> <td>1台^{※6}</td> </tr> <tr> <td>ポリタンク</td> <td>1台^{※7}</td> </tr> <tr> <td>トレイ</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>バケツ</td> <td>2個</td> </tr> <tr> <td>乾電池内蔵型照明</td> <td>6台（予備1台）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：仕様 1,800mm×50m/巻 ※2：仕様 2,100mm×25m/巻 ※3：仕様 900mm×240mm×235mm/個（アルミ製） ※4：仕様 1,300mm×900mm×25mm/枚（アルミ製） ※5：仕様 1,100mm×1,100mm×1,950mm/式（折りたたみ式、ポリエチレン製） ※6：仕様 タンク容量7.5リットル（手動ポンプ式） ※7：仕様 タンク容量20リットル（ポリタンク）</p> <p>図 5.1-4 チェンジングエリア用資機材</p>	名称	数量	根拠	養生シート（単用）	4巻 ^{※1}	チェンジングエリア設置及び補修に必要な数量	養生シート（雙用）	12巻 ^{※2}	バリア	9個 ^{※3}	フェンス	24枚 ^{※4}	積層シート	3枚	箱	2台	ヘルメット掛け	1台	ゴミ箱	7個	ポリ袋	100枚	テープ	5巻	ウエス	2箱	ウェットティッシュ	50個	はさみ	3個	カッター	3個	マジック	3本	除染エリア用ハウス	1式 ^{※5}	簡易シャワー	1台 ^{※6}	ポリタンク	1台 ^{※7}	トレイ	1個	バケツ	2個	乾電池内蔵型照明	6台（予備1台）	<p>b. チェンジングエリア用資機材</p> <p>チェンジングエリア用資機材については、運用開始後のチェンジングエリアの補修や汚染によるシートの張替え等も考慮して、表5.1-2、図5.1-4のとおりとする。</p> <p>表 5.1-2 チェンジングエリア用資機材</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="2">数量</th> <th rowspan="2">根拠</th> </tr> <tr> <th>緊急時対策所</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>養生シート</td> <td>3巻^{※1}</td> <td>3巻^{※1}</td> <td rowspan="20">チェンジングエリア設置及び補修に必要な数量</td> </tr> <tr> <td>バリア</td> <td>3個^{※2}</td> <td>3個^{※2}</td> </tr> <tr> <td>フェンス</td> <td>1個^{※3}</td> <td>1個^{※3}</td> </tr> <tr> <td>粘着マット</td> <td>10枚</td> <td>10枚</td> </tr> <tr> <td>靴箱</td> <td>1台</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>回収箱</td> <td>9個</td> <td>9個</td> </tr> <tr> <td>透明ロール袋（大）</td> <td>10巻</td> <td>10巻</td> </tr> <tr> <td>養生テープ</td> <td>20巻</td> <td>20巻</td> </tr> <tr> <td>作業用テープ</td> <td>10巻</td> <td>10巻</td> </tr> <tr> <td>ウエス</td> <td>1箱</td> <td>1箱</td> </tr> <tr> <td>ウェットティッシュ</td> <td>145個</td> <td>145個</td> </tr> <tr> <td>はさみ</td> <td>2個</td> <td>2個</td> </tr> <tr> <td>カッター</td> <td>2個</td> <td>2個</td> </tr> <tr> <td>マジック</td> <td>3本</td> <td>3本</td> </tr> <tr> <td>除染エリア用ハウス</td> <td>1個^{※4}</td> <td>1個^{※4}</td> </tr> <tr> <td>簡易シャワー</td> <td>1個^{※5}</td> <td>1個^{※5}</td> </tr> <tr> <td>ポリタンク</td> <td>1個^{※6}</td> <td>1個^{※6}</td> </tr> <tr> <td>トレイ</td> <td>1個</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>バケツ</td> <td>1個</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>可搬型照明</td> <td>2台（予備1台）</td> <td>2台（予備1台）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：仕様 1,800mm×30m/巻（透明、ピンク、黄） ※2：仕様 600mm（750mm,900mm）×100mm×150mm/個（アルミ製） ※3：仕様 600mm×900mm/個（アルミ製） ※4：仕様 1,120mm×1,120mm×2,000mm/個（据付型、不燃シート製） ※5：仕様 タンク容量7.5リットル（手動ポンプ式） ※6：仕様 タンク容量20リットル（ポリタンク）</p> <p>図 5.1-4 チェンジングエリア用資機材</p>	名称	数量		根拠	緊急時対策所		養生シート	3巻 ^{※1}	3巻 ^{※1}	チェンジングエリア設置及び補修に必要な数量	バリア	3個 ^{※2}	3個 ^{※2}	フェンス	1個 ^{※3}	1個 ^{※3}	粘着マット	10枚	10枚	靴箱	1台	1台	回収箱	9個	9個	透明ロール袋（大）	10巻	10巻	養生テープ	20巻	20巻	作業用テープ	10巻	10巻	ウエス	1箱	1箱	ウェットティッシュ	145個	145個	はさみ	2個	2個	カッター	2個	2個	マジック	3本	3本	除染エリア用ハウス	1個 ^{※4}	1個 ^{※4}	簡易シャワー	1個 ^{※5}	1個 ^{※5}	ポリタンク	1個 ^{※6}	1個 ^{※6}	トレイ	1個	1個	バケツ	1個	1個	可搬型照明	2台（予備1台）	2台（予備1台）	<p>【大阪】 女川審査実績の反映</p> <p>・設計の相違 資機材の仕様等に多少の相違はあるが、チェンジングエリアの運用に必要な資機材を準備することに相違なし。</p>
名称	数量	根拠																																																																																																																																																																
養生シート	1本	脱衣所設置に必要な数量																																																																																																																																																																
粘着マット	3個																																																																																																																																																																	
ゴミ箱（スタンション含む）	2個																																																																																																																																																																	
ポリ袋（赤・黄・黒）	各30枚																																																																																																																																																																	
テープ（白・黒）	各10巻																																																																																																																																																																	
はさみ・カッター	各2本																																																																																																																																																																	
マジック	2本																																																																																																																																																																	
名称	数量		根拠																																																																																																																																																															
養生シート	3本		チェンジングエリア設置に必要な数量																																																																																																																																																															
バリア	6個																																																																																																																																																																	
粘着マット	3個																																																																																																																																																																	
ゴミ箱（スタンション含む）	7個																																																																																																																																																																	
ポリ袋（赤・黄・黒）	各100枚																																																																																																																																																																	
テープ（白・黒）	各10巻																																																																																																																																																																	
ウエス	1箱																																																																																																																																																																	
ウェットティッシュ	10個																																																																																																																																																																	
はさみ・カッター	各2本																																																																																																																																																																	
マジック	2本																																																																																																																																																																	
簡易シャワー	1台																																																																																																																																																																	
簡易タンク	1台																																																																																																																																																																	
名称	数量	根拠																																																																																																																																																																
養生シート（単用）	4巻 ^{※1}	チェンジングエリア設置及び補修に必要な数量																																																																																																																																																																
養生シート（雙用）	12巻 ^{※2}																																																																																																																																																																	
バリア	9個 ^{※3}																																																																																																																																																																	
フェンス	24枚 ^{※4}																																																																																																																																																																	
積層シート	3枚																																																																																																																																																																	
箱	2台																																																																																																																																																																	
ヘルメット掛け	1台																																																																																																																																																																	
ゴミ箱	7個																																																																																																																																																																	
ポリ袋	100枚																																																																																																																																																																	
テープ	5巻																																																																																																																																																																	
ウエス	2箱																																																																																																																																																																	
ウェットティッシュ	50個																																																																																																																																																																	
はさみ	3個																																																																																																																																																																	
カッター	3個																																																																																																																																																																	
マジック	3本																																																																																																																																																																	
除染エリア用ハウス	1式 ^{※5}																																																																																																																																																																	
簡易シャワー	1台 ^{※6}																																																																																																																																																																	
ポリタンク	1台 ^{※7}																																																																																																																																																																	
トレイ	1個																																																																																																																																																																	
バケツ	2個																																																																																																																																																																	
乾電池内蔵型照明	6台（予備1台）																																																																																																																																																																	
名称	数量		根拠																																																																																																																																																															
	緊急時対策所																																																																																																																																																																	
養生シート	3巻 ^{※1}	3巻 ^{※1}	チェンジングエリア設置及び補修に必要な数量																																																																																																																																																															
バリア	3個 ^{※2}	3個 ^{※2}																																																																																																																																																																
フェンス	1個 ^{※3}	1個 ^{※3}																																																																																																																																																																
粘着マット	10枚	10枚																																																																																																																																																																
靴箱	1台	1台																																																																																																																																																																
回収箱	9個	9個																																																																																																																																																																
透明ロール袋（大）	10巻	10巻																																																																																																																																																																
養生テープ	20巻	20巻																																																																																																																																																																
作業用テープ	10巻	10巻																																																																																																																																																																
ウエス	1箱	1箱																																																																																																																																																																
ウェットティッシュ	145個	145個																																																																																																																																																																
はさみ	2個	2個																																																																																																																																																																
カッター	2個	2個																																																																																																																																																																
マジック	3本	3本																																																																																																																																																																
除染エリア用ハウス	1個 ^{※4}	1個 ^{※4}																																																																																																																																																																
簡易シャワー	1個 ^{※5}	1個 ^{※5}																																																																																																																																																																
ポリタンク	1個 ^{※6}	1個 ^{※6}																																																																																																																																																																
トレイ	1個	1個																																																																																																																																																																
バケツ	1個	1個																																																																																																																																																																
可搬型照明	2台（予備1台）	2台（予備1台）																																																																																																																																																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>5. 運用（出入管理、脱衣、身体サーベイ、除染、着衣、汚染管理、廃棄物管理、環境管理）</p> <p>(1) 出入管理</p> <p>脱衣所及びチェンジングエリアは、放射性物質が屋外等に放出される状況下において、緊急時対策所外で活動した要員が緊急時対策所に入室する際に利用する。</p> <p>緊急時対策所外は放射性物質により汚染しているおそれがあることから、緊急時対策所外で活動する要員は防護具類を着用し活動することになる。</p> <p>脱衣所及びチェンジングエリアのレイアウトは、要員の防護具類の脱衣行為に合わせて図6-3のとおりであり、下記のとおり①から③のエリアを設けることで緊急時対策所への放射性物質の持ち込みを防止する。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>チェンジングエリアは、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所に待機していた要員が、緊急時対策所外で作業を行った後、再度、緊急時対策所に入室する際に利用する。緊急時対策所外は、放射性物質により汚染しているおそれがあることから、緊急時対策所外で活動する要員は防護具を着用し活動する。</p> <p>チェンジングエリアのレイアウトは図5.1-4.5のとおりであり、チェンジングエリアには下記の①から③のエリアを設けることで緊急時対策所内への放射性物質の持ち込みを防止する。</p> <p>①「脱衣所」、「脱衣エリア」 防護具類を適切な順番で脱衣するエリア</p> <p>②「身体サーベイエリア」 防護具類を脱衣した要員の身体サーベイを行い、汚染が確認されなければ緊急時対策所へ移動するエリア</p>	<p>(5) チェンジングエリアの運用（出入管理、脱衣、汚染検査、除染、着衣、汚染管理、廃棄物管理、環境管理）</p> <p>a. 出入管理</p> <p>チェンジングエリアは、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所に待機していた要員が、緊急時対策所外で作業を行った後、再度、緊急時対策所に入室する際に利用する。緊急時対策所外は、放射性物質により汚染しているおそれがあることから、緊急時対策所外で活動する要員は防護具類を着用し活動する。</p> <p>チェンジングエリアのレイアウトは図5.1-3のとおりであり、チェンジングエリアには下記の①から④のエリアを設けることで緊急時対策所内への放射性物質の持ち込みを防止する。</p> <p>① 下足エリア 靴及びヘルメット等を着脱するエリア。</p> <p>② 脱衣エリア 防護具類を適切な順番で脱衣するエリア。</p> <p>③ サーベイエリア 防護具類を脱衣した要員の身体や物品のサーベイを行うエリア。汚染が確認されなければ緊急時対策所内へ移動する。</p>	<p>(5) チェンジングエリアの運用（出入管理、脱衣、汚染検査、除染、着衣、汚染管理、廃棄物管理、環境管理）</p> <p>a. 出入管理</p> <p>チェンジングエリアは、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所に待機していた要員が、緊急時対策所外で作業を行った後、再度、緊急時対策所に入室する際に利用する。緊急時対策所外は、放射性物質により汚染しているおそれがあることから、緊急時対策所外で活動する要員は防護具類を着用し活動する。</p> <p>チェンジングエリアのレイアウトは図5.1-3のとおりであり、チェンジングエリアには下記の①から④のエリアを設けることで緊急時対策所内への放射性物質の持ち込みを防止する。</p> <p>① 靴着脱エリア 靴等を着脱するエリア。</p> <p>② 脱衣エリア 防護具類及びヘルメットを適切な順番で脱衣するエリア。</p> <p>③ スクリーニングエリア 防護具類を脱衣した要員の身体や物品の汚染検査を行うエリア。汚染が確認されなければ緊急時対策所内へ移動する。</p>	<p>【大飯】 女川審査実績の反映</p> <p>・運用の相違 女川は下足エリアでヘルメットを外すのに対し、泊はスクリーニングエリアで外す違いがある。これはヘルメットをタイベックの外側に被るか内側に被るかの違いによる。</p> <p>・用語の相違</p>

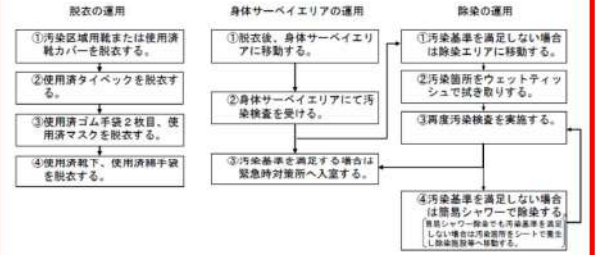
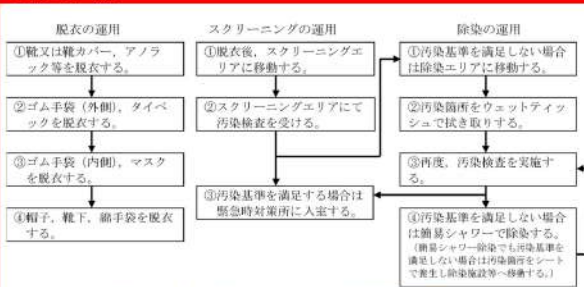
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>③ 「除染エリア」 「身体サーベイエリア」で要員の身体に放射性物質による汚染が確認された場合の除染を行うエリア</p> <p>図6-3 緊急時対策所脱衣所及びチェンジングエリアイメージ図</p> <p>緊急時対策所脱衣所及びチェンジングエリアの各エリアにおける具体的運用は、図6-4及び図6-5のとおり。</p>	<p>④ 除染エリア サーベイエリアにて汚染が確認された際に除染を行うエリア。</p>	<p>④ 除染エリア スクリーニングエリアにて汚染が確認された際に除染を行うエリア。</p> <p>チェンジングエリアの各エリアにおける具体的運用は、図5.1-5のとおり。</p>	<p>【女川】 記載充実（大阪実績反映）</p> <p>・設計の相違 泊には脱衣所はなく、最外周のタイベック等はチェンジングエリアのうち靴着脱エリアで脱衣する。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>緊急時対策所チェンジングエリアでは、事故対応を円滑に実施するため、放射線管理班のうち2名が身体サーベイ、除染、汚染管理を行う。また、緊急時対策所チェンジングエリアの運用が適切に実施できるように放射線管理班は定期的な教育・訓練を行い入城時間の短縮及び技術力の向上を図ることとしている。</p>  <p>図6-4 緊急時対策所脱衣所運用基本フロー図</p>  <p>図6-5 緊急時対策所チェンジングエリア運用基本フロー図</p>		<p>チェンジングエリアでは、事故対応を円滑に実施するため、放管班員のうち2名が汚染検査、除染、汚染管理を行う。また、チェンジングエリアの運用が適切に実施できるように放管班員は定期的な教育及び訓練を行い入城時間の短縮及び技術力の向上を図ることとしている。</p>  <p>図5.1-5 チェンジングエリア運用基本フロー図</p>	<p>【女川】 記載充実（大飯実績反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用語の相違 ・記載表現の相違 ・設計の相違 大飯はチェンジングエリアの前段に最外周の汚染防護服を脱衣する脱衣所を設置しているのに対し、泊はチェンジングエリアの靴着脱エリアでアノラックを脱衣する違いがあるが、脱衣エリアの前で最外周の汚染防護服を脱衣することに相違なし。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 脱衣</p> <p>脱衣所及びチェンジングエリアにおける防護具類の脱衣手順は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所の入口の脱衣所において、汚染区域用靴または使用済靴カバーを脱衣し、使用済ゴム手袋1枚目を外すとともに最外周の使用済タイベックを脱衣する。 脱衣エリアでは、使用済タイベック、使用済ゴム手袋2枚目、使用済マスク、使用済靴下、使用済綿手袋を脱衣する。なお、脱衣手順の間違いは内部被ばくにつながるおそれがあることから、放射線管理班が要員の防護具類の脱衣状況について、適宜監視し、指導、助言をする。 <p>(3) 身体サーベイ</p> <p>チェンジングエリアにおける身体サーベイ手順は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 脱衣後、身体サーベイエリアに移動する。 身体サーベイエリアにて汚染検査を受ける。（必要により物品等のサーベイを含む。） 汚染基準を満足する場合は緊急時対策所へ入室する。汚染基準を満足しない場合は除染エリアに移動する。なお、放射線管理班でなくても汚染検査ができるように手順の図解を掲示し、放射線管理班が汚染検査状況について、適宜監視し、指導、助言をする。 <p>(4) 除染</p> <p>チェンジングエリアにおける除染手順は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体サーベイにて汚染基準を満足しない場合は除染エリアに移動する。 汚染箇所をウェットティッシュで拭き取りする。 身体サーベイエリアにて再度汚染検査を実施する。 汚染基準を満足しない場合は簡易シャワーで除染する。 簡易シャワー除染でも汚染基準を満足しない場合は、汚染拡大防止を目的として汚染箇所をシートで養生し除染施設等へ移動する。 	<p>b. 脱衣</p> <p>チェンジングエリアにおける防護具類の脱衣手順は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 下足エリアで、靴、ヘルメット、ゴム手袋外側、EVAスーツ等を脱衣する。 ② 脱衣エリアで、タイベック、マスク、ゴム手袋内側、帽子、靴下、綿手袋を脱衣する。 <p>なお、チェンジングエリアでは、放射線管理班員が要員の脱衣状況を適宜確認し、指導、助言、防護具類の脱衣の補助を行う。</p> <p>c. 汚染検査</p> <p>チェンジングエリアにおける汚染検査手順は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 脱衣後、サーベイエリアに移動する。 ② サーベイエリアにて汚染検査を受ける。 ③ 汚染基準を満足する場合は、緊急時対策所へ入室する。汚染基準を超える場合は、除染エリアに移動する。なお、放射線管理班員でなくても汚染検査ができるように汚染検査の手順について図示等を行う。また、放射線管理班員は汚染検査の状況について、適宜確認し、指導、助言をする。 <p>d. 除染</p> <p>チェンジングエリアにおける除染手順は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 汚染検査にて汚染基準を超える場合は、除染エリアに移動する。 ② 汚染箇所をウェットティッシュで拭き取りする。 ③ 再度汚染箇所について汚染検査する。 ④ 汚染基準を超える場合は、簡易シャワーで除染する。（簡易シャワーでも汚染基準を超える場合は、汚染箇所を養生し、再度除染ができる施設へ移動する。） 	<p>b. 脱衣</p> <p>チェンジングエリアにおける防護具類の脱衣手順は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 靴着脱エリアで、靴、ゴム手袋外側、アノラック等を脱衣する。 ② 脱衣エリアで、タイベック、ヘルメット、マスク、ゴム手袋内側、帽子、靴下、綿手袋を脱衣する。 <p>なお、チェンジングエリアでは、放管班員が要員の脱衣状況を適宜確認し、指導、助言、防護具類の脱衣の補助を行う。</p> <p>c. 汚染検査</p> <p>チェンジングエリアにおける汚染検査手順は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 脱衣後、スクリーニングエリアに移動する。 ② スクリーニングエリアにて汚染検査を受ける。 ③ 汚染基準を満足する場合は、緊急時対策所へ入室する。汚染基準を満足しない場合は、除染エリアに移動する。なお、放管班員でなくても汚染検査ができるように汚染検査の手順について図示等を行う。また、放管班員は汚染検査の状況について、適宜確認し、指導、助言をする。 <p>d. 除染</p> <p>チェンジングエリアにおける除染手順は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 汚染検査にて汚染基準を超える場合は、除染エリアに移動する。 ② 汚染箇所をウェットティッシュで拭き取りする。 ③ 再度汚染箇所について汚染検査する。 ④ 汚染基準を超える場合は、簡易シャワーで除染する。（簡易シャワーでも汚染基準を超える場合は、汚染箇所を養生し、再度除染ができる施設へ移動する。） 	<p>【大飯】 女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】 ・設計の相違 泊と女川には脱衣所はない。</p> <p>・防護具名称の相違</p> <p>・運用の相違 女川は下足エリアでヘルメットを外すのに対し、泊はスクリーニングエリアで外す違いがある。これはヘルメットをタイベックの外側に被るか内側に被るかの違いによる。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

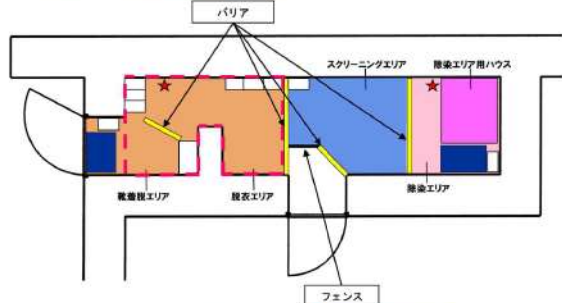
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(5) 着衣 緊急時対策所内における防護具類の着衣手順は以下のとおり。 要員等の防護具類の着衣場所は緊急時対策所内とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所内において、脱衣と反対の手順にて、綿手袋、靴下、マスク、ゴム手袋1枚目、タイベック、ゴム手袋2枚目、靴カバーを着衣する。 <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>緊急時対策所内で、綿手袋、靴下、帽子、不織布カバーオール、マスク、ゴム手袋内側、ゴム手袋外側等を着衣する。</p> <p>また、緊急時対策所の外側がブルーム通過等によって大規模に汚染されたような状況下においては、汚染防護服（タイベック）等を二重に着用するなど汚染持ち込み防止のための対策を取ることとしている。</p> <p>なお、内部被ばくにつながるおそれがあることから、放射線管理班が要員の防護具類の着衣状況について、適宜監視し、指導、助言をする。</p> <p>(6) 汚染管理 前述のとおり、緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込まないようチェンジングエリアを設けている。身体サーベイエリア内で要員の汚染が確認された場合は、身体サーベイエリアに隣接した「除染エリア」で要員の除染を行う。</p> <p>要員の除染については、ウェットティッシュによる拭き取りによる除染を基本とするが、拭き取りにて除染できない場合も想定し、汚染部位への水洗による除染が行えるよう簡易シャワーを設ける。</p> <p>なお、簡易シャワーを用いた除染により発生した汚染水は、必要に応じて、図6-6のとおり、ウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として処理するなど管理された状態で運用を行う。</p> <p>なお、緊急時対策所内においては基本的に汚染水の発生はないと考えられるものの仮に汚染水が発生したとしても発生量は限られることから、除染の際に発生する汚染水と同様に必要に応じてウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として処理するなど管理された状態で運用を行う。</p> <p>汚染水については上記のとおり適切に処理することとし、汚染水が除染エリアから飛散したり漏れたりしないような対策を取る。</p> <p>また、管理されない状態において汚染水が外部放出されることのないよう運用していく。</p>	<p>e. 着衣 防護具類の着衣手順は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 緊急時対策所内で、綿手袋、靴下、帽子、タイベック、マスク、ゴム手袋内側、ゴム手袋外側等を着衣する。 下足エリアで、ヘルメット、靴を着用する。 <p>放射線管理班員は、要員の作業に応じて、EVAスーツ等の着用を指示する。</p> <p>f. 汚染管理 サーベイエリア内で要員の汚染が確認された場合は、サーベイエリアに隣接した除染エリアで要員の除染を行う。</p> <p>要員の除染については、ウェットティッシュでの拭き取りによる除染を基本とするが、拭き取りにて除染できない場合も想定し、汚染箇所への水洗による除染が行えるよう簡易シャワーを設ける。</p> <p>簡易シャワーで発生した汚染水は、図5.1-5のとおり必要に応じてウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として処理する。</p>	<p>e. 着衣 防護具類の着衣手順は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 緊急時対策所内で、綿手袋、靴下、帽子、ヘルメット、タイベック、マスク、ゴム手袋内側、ゴム手袋外側等を着衣する。 靴着脱エリアで、靴を着用する。 <p>放管班員は、要員の作業に応じて、アノラック等の着用を指示する。</p> <p>f. 汚染管理 スクリーニングエリア内で要員の汚染が確認された場合は、スクリーニングエリアに隣接した除染エリアで要員の除染を行う。</p> <p>要員の除染については、ウェットティッシュでの拭き取りによる除染を基本とするが、拭き取りにて除染できない場合も想定し、汚染箇所への水洗による除染が行えるよう簡易シャワーを設ける。</p> <p>簡易シャワーで発生した汚染水は、図5.1-6のとおり必要に応じてウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として処理する。</p>	<p>【大飯】 女川審査実績の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> 運用の相違 女川は下足エリアでヘルメットを外すが泊はスクリーニングエリアで外す違いがある。これはヘルメットをタイベックの外側に被るか内側に被るかの違いによる。 防護具名称の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

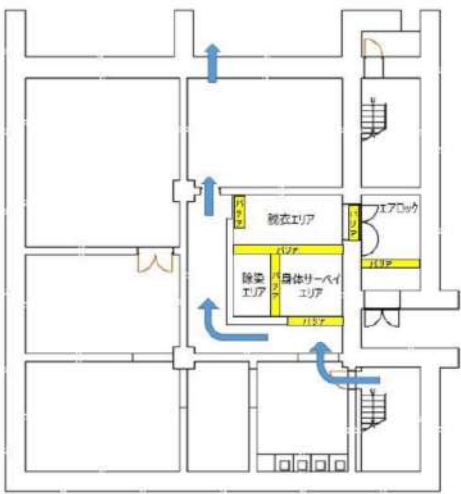
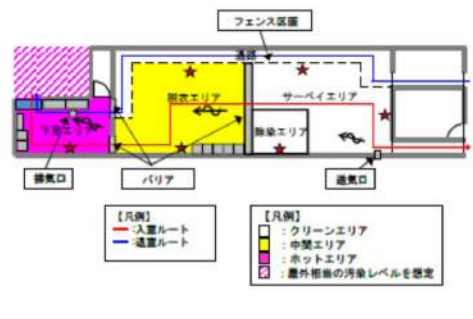
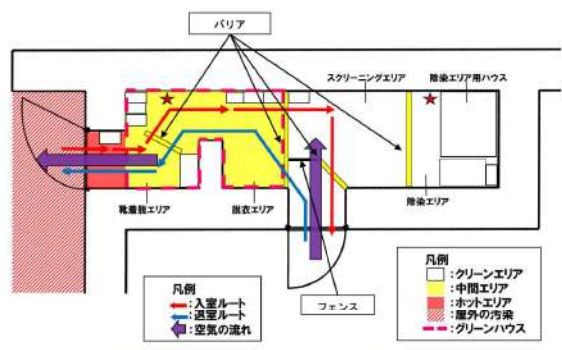
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="107 188 683 391" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="241 414 526 454" data-label="Caption"> <p>図6-6 汚染水処理イメージ図 注：汚染水は除染エリアから漏水しない対策をとる。</p> </div> <div data-bbox="96 491 235 518" data-label="Section-Header"> <p>(7) 廃棄物管理</p> </div> <div data-bbox="129 518 705 694" data-label="Text"> <p>緊急時対策所外で活動した要員が着用した防護具類については、チェン징ングエリアの脱衣エリアで廃棄する。これら放射性廃棄物については、チェン징ングエリア内に留め置くと環境線量当量率の上昇及び放射性物質による汚染拡大へつながる要因となることから適宜持ち出し、チェン징ングエリア内の環境線量当量率の上昇及び汚染拡大の防止を図る。</p> </div> <div data-bbox="96 726 548 753" data-label="Section-Header"> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> </div> <div data-bbox="129 753 705 901" data-label="Text"> <p>緊急時対策所外で活動した要員が脱衣した防護具については、チェン징ングエリア内に留め置くとチェン징ングエリア内の線量率の上昇及び汚染拡大へつながる要因となることから、適宜チェン징ングエリア外に持ち出しチェン징ングエリア内の線量率の上昇及び汚染拡大防止を図る。</p> </div> <div data-bbox="96 1040 224 1067" data-label="Section-Header"> <p>(8) 環境管理</p> </div> <div data-bbox="129 1067 705 1189" data-label="Text"> <p>放射線管理班は、緊急時対策所内及びチェン징ングエリア内の表面汚染密度、線量当量率及び空气中放射性物質濃度を定期的（1回/日以上）に測定し、放射性物質の異常な流入等がないことを確認する。</p> </div> <div data-bbox="129 1189 705 1300" data-label="Text"> <p>また、必要に応じて防護具類の着用や除染等の対策を講じる。 ブルーム通過後にチェン징ングエリアの出入管理を再開する際には、表面汚染密度、線量当量率及び空气中放射性物質濃度の測定を実施する。</p> </div>	<div data-bbox="728 143 1310 414" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="862 438 1153 462" data-label="Caption"> <p>図5.1-5 除染及び汚染水処理イメージ図</p> </div> <div data-bbox="739 491 884 518" data-label="Section-Header"> <p>g. 廃棄物管理</p> </div> <div data-bbox="761 518 1332 662" data-label="Text"> <p>緊急時対策所外で活動した要員が脱衣した防護具類については、チェン징ングエリア内に留め置くとチェン징ングエリア内の線量率の上昇及び汚染拡大へつながる要因となることから、適宜チェン징ングエリア外に持ち出しチェン징ングエリア内の線量率の上昇及び汚染拡大防止を図る。</p> </div> <div data-bbox="739 1040 862 1067" data-label="Section-Header"> <p>h. 環境管理</p> </div> <div data-bbox="761 1067 1332 1157" data-label="Text"> <p>放射線管理班員は、チェン징ングエリア内の表面汚染密度、線量率及び空气中放射性物質濃度を定期的（1回/日以上）に測定し、放射性物質の異常な流入や拡大がないことを確認する。</p> </div> <div data-bbox="761 1189 1332 1300" data-label="Text"> <p>ブルーム通過後にチェン징ングエリアの出入管理を再開する際には、表面汚染密度、線量率及び空气中放射性物質濃度の測定を実施し、必要に応じチェン징ングエリアの除染を実施する。なお、測定及び除染を行った要員は、脱衣エリアにて脱衣を行う。</p> </div>	<div data-bbox="1366 143 1948 399" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="1489 406 1881 430" data-label="Caption"> <p>図5.1-6 除染及び汚染水処理イメージ図</p> </div> <div data-bbox="1366 491 1512 518" data-label="Section-Header"> <p>g. 廃棄物管理</p> </div> <div data-bbox="1388 518 1960 662" data-label="Text"> <p>緊急時対策所外で活動した要員が脱衣した防護具類については、チェン징ングエリア内に留め置くとチェン징ングエリア内の線量率の上昇及び汚染拡大へつながる要因となることから、適宜チェン징ングエリア外に持ち出しチェン징ングエリア内の線量率の上昇及び汚染拡大防止を図る。</p> </div> <div data-bbox="1366 1040 1489 1067" data-label="Section-Header"> <p>h. 環境管理</p> </div> <div data-bbox="1388 1067 1960 1157" data-label="Text"> <p>放管班員は、チェン징ングエリア内の表面汚染密度、線量率及び空气中放射性物質濃度を定期的（1回/日以上）に測定し、放射性物質の異常な流入や拡大がないことを確認する。</p> </div> <div data-bbox="1388 1189 1960 1300" data-label="Text"> <p>ブルーム通過後にチェン징ングエリアの出入管理を再開する際には、表面汚染密度、線量率及び空气中放射性物質濃度の測定を実施し、必要に応じチェン징ングエリアの除染を実施する。なお、測定及び除染を行った要員は、脱衣エリアにて脱衣を行う。</p> </div>	<p>【大阪】 女川審査実績の反映</p>

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>6. チェンジングエリアにかかる補足事項 (1) チェンジングエリアにおける運用について</p> <p>チェンジングエリアにおいては、図6-7のとおり汚染検査方法の図示等により、緊急時対策要員等が円滑にチェンジングエリアの運用をすることが可能である。</p>  <p>図6-7 緊急時対策所チェンジングエリアイメージ図</p>	<p>(6) チェンジングエリアに係る補足事項 a. チェンジングエリアの設営状況</p> <p>チェンジングエリアは、下足エリア、脱衣エリア及びサーベイエリアの境界をバリア等により区画する。チェンジングエリアの設営状況は図5.1-6のとおりである。</p> <p>チェンジングエリア内は、汚染の除去の容易さの観点から養生シートを貼ることとし、一時閉鎖となる時間を短縮している。また、養生シート等に損傷が生じた際は、速やかに補修が行えるよう補修用の資機材を準備する。</p>  <p>図5.1-6 チェンジングエリアの設営状況</p>	<p>(6) チェンジングエリアに係る補足事項 a. チェンジングエリアの設営状況</p> <p>チェンジングエリアは、靴着脱エリア、脱衣エリア及びスクリーニングエリアの境界をバリア等により区画する。チェンジングエリアの設営状況は図5.1-7のとおりである。</p> <p>チェンジングエリア内は、汚染の除去の容易さの観点から養生シートを貼ることとし、一時閉鎖となる時間を短縮している。また、養生シート等に損傷が生じた際は、速やかに補修が行えるよう補修用の資機材を準備する。</p>  <p>図5.1-7 チェンジングエリアの設営状況</p>	<p>【大飯】 女川審査実績の反映</p>

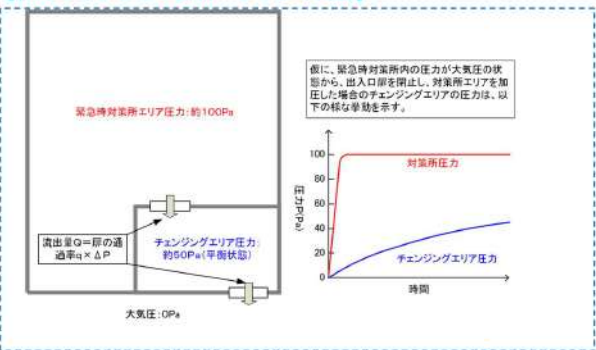
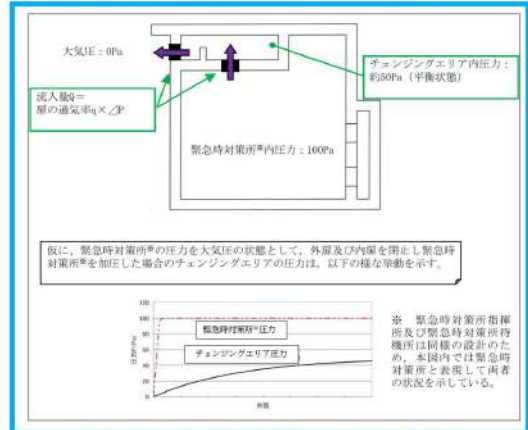
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 空気の流れ</p> <p>チェンジングエリアの設置場所は、緊急時対策所内に設置される。</p> <p>図6-8 のとおり緊急時対策所チェンジングエリアの空気は、チェンジングエリア内から建屋排気口へ向かって空気が流れる状態となる。</p>  <p>図6-8 空気の流れイメージ図</p>	<p>b. チェンジングエリアへの空気の流れ</p> <p>チェンジングエリアは、一定の気密性が確保された緊急時対策建屋内に設置し、図5.1-7のように、汚染の区分ごとにエリアを区画し、汚染を管理する。</p> <p>また、更なる被ばく低減のため、チェンジングエリアは、緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置の運転による換気を行い、チェンジングエリアに図5.1-7のように空気の流れをつくることで更衣を行うホットエリア等の空気によるサーベイエリア側への汚染拡大を防止する。</p>  <p>図5.1-7 チェンジングエリアの空気の流れ</p>	<p>b. チェンジングエリアへの空気の流れ</p> <p>チェンジングエリアは、一定の気密性が確保された緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に設置し、図5.1-8のように、汚染の区分ごとにエリアを区画し、汚染を管理する。</p> <p>また、更なる被ばく低減のため、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所を可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンの運転による換気で正圧に維持することにより、チェンジングエリアに図5.1-8のように空気の流れをつくり、かつ、更衣エリアにグリーンハウスを設置することで更衣を行うホットエリア等の空気によるスクリーニングエリア側への汚染拡大を防止する。</p>  <p>図5.1-8 チェンジングエリアの空気の流れ</p>	<p>【大飯】 女川審査実績の反映 ・設計の相違 （相違理由①） ・設計の相違 女川はチェンジングエリア内に送気口及び排気口があるのに対し、泊は緊急時対策所内と屋外の圧力差でチェンジングエリア内の空気が屋外に流れる設計の相違がある。 なお、大飯は2階の緊急時対策所内の送気口から1階の建屋排気口に空気が流れる設計であり、その中間位置にチェンジングエリアを設置している。</p>

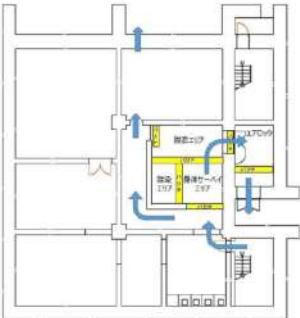
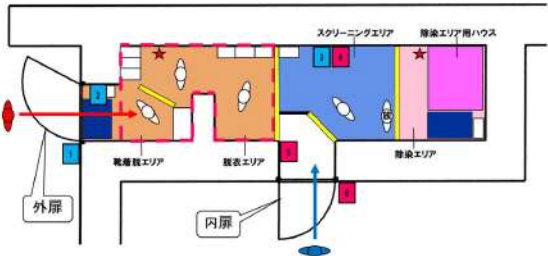
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) チェンジングエリアへの汚染空気の流入防止</p> <p>緊急時対策所への放射性物質の流入を防止するため、緊急時対策所の出入口となる扉は1箇所のみとし、その他の扉については閉止運用とすることにより開放ができないようにすることで、緊急時対策所への放射性物質の持ち込みを防止する運用としている。</p> <p>出入口となる扉1箇所には、要員が装着している防護具類の脱衣エリア及び脱衣後の要員の身体等に、放射性物質が付着していないことを確認するための身体サーベイエリアを設置し、緊急時対策所への放射性物質の持ち込みを防止する。</p> <p>また、緊急時対策所（チェンジングエリアを含む。）は、正圧に維持することにより、外部からのよう素等の放射性物質の流入を防止する。ブルーム通過中は、緊急時対策所の出入口扉を閉止し、原則として人の出入りを行わない運用とする。</p> <p>(4) 緊急時対策所とチェンジングエリアの入退室時における汚染持ち込みの防止について</p> <p>緊急時対策所外で活動した要員が緊急時対策所へ入室する前にチェンジングエリアにて脱衣及び身体サーベイの後、入室する。</p> <p>①通常時（緊急時対策所（入口扉の閉止時））</p> <ul style="list-style-type: none"> 「緊急時対策所」は緊急時対策所可搬型空気浄化装置による送気にて正圧が維持される。 <p>②緊急時対策所の入退室時</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所内は正圧であるため、緊急時対策所入口扉を開放すると図6-9のとおり外側に向かって空気が流れるため、緊急時対策所内への汚染の流入は防止される。 <p>【伊方3号炉まとめ資料 より参考掲載】</p>  <p>図6-9 緊急時対策所入退室時の空気の流れ</p>		<p>c. チェンジングエリアへの汚染空気の流入防止</p> <p>緊急時対策所への放射性物質の流入を防止するため、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の出入口となる扉はそれぞれ1箇所のみとすることで、緊急時対策所への放射性物質の持ち込みを防止する。</p> <p>出入口となる扉1箇所には、要員が装着している防護具類の脱衣エリア及び脱衣後の要員の身体等に、放射性物質が付着していないことを確認するためのスクリーニングエリアを設置し、緊急時対策所への放射性物質の持ち込みを防止する。</p> <p>また、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所（チェンジングエリアを含む。）は、正圧に維持することにより、外部からのよう素等の放射性物質の流入を防止する。ブルーム通過中は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の出入口扉を閉止し、原則として人の出入りを行わない運用とする。</p> <p>d. 緊急時対策所とチェンジングエリアの入退室時における汚染持ち込みの防止について</p> <p>緊急時対策所外で活動した要員が緊急時対策所へ入室する前にチェンジングエリアにて脱衣及び汚染検査の後、入室する。</p> <p>(a) 通常時（緊急時対策所（入口扉の閉止時））</p> <p>①緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所は可搬型新設緊急時対策所空気浄化装置による送気にて正圧が維持される。</p> <p>(b) 緊急時対策所の入退室時</p> <p>①緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内は正圧であるため、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の入口扉を開放すると図5.1-9のとおり外側に向かって空気が流れるため、緊急時対策所内への汚染の流入は防止される。</p>  <p>図5.1-9 緊急時対策所入退室時の空気の流れ</p>	<p>【女川】</p> <p>記載充実（大飯実績反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計の相違 泊は緊急時対策所の出入口となる扉は1箇所しかない。 記載表現の相違 <p>・用語の相違</p> <p>・記載内容の相違 泊はチェンジングエリア内の圧力の状況について記載している。（伊方3号炉と同様）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>・ 入退出時における緊急時対策所内からの空気の流れは、エアロックにより制限されるため、緊急時対策所内の正圧は維持される。</p>  <p>図 6-9 緊急時対策所入退時の空気の流れイメージ図</p> <p>上記のとおり運用することで緊急時対策所への放射性物質の持ち込みを防止する。また、緊急時対策所内は、緊急時対策所可搬型空気浄化装置による送気にて正圧が維持され、チェン징エリアの空気は、チェン징エリア内から建屋排気口へ向かって空気の流れる状態となる。</p>		<p>上記のとおり緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の外扉及び内扉は、気密性を有する扉を設置することから、扉閉止時の通気量は極少量に抑えられるが、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所からの流出空気各チェン징エリアは加圧されることとなる。内扉隙間からの流出量は扉両側の差圧に比例するため、仮に、外扉及び内扉の気密性が同一と仮定すれば、両扉の流出量Qが同一となる平衡状態では、各チェン징エリアは緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所と外気のほぼ半分の圧力に維持される。</p> <p>また、両扉を同時に開けた場合でも、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内が正圧に維持されているため、外側に向かって空気が流れ出て、各チェン징エリアへの放射性物質の持込みは最少に維持されると考える。</p> <p>②入退出時における緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内からの空気の流れは、以下の運用により制限するため、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内の正圧は維持される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のチェン징エリアには外側（屋外側）及び内側（緊急時対策所側）の出入口に気密性のある出入口扉を設置する。 ・ 2箇所の出入口扉を同時に開放しない対策として、図5.1-10のとおり各出入口扉の開閉状態に連動する扉開閉表示装置を設置し、扉開放時にライト点灯及び警報音を鳴らすことで各出入口から入退出しようとする要員に対して、いずれかの出入口扉が開放状態であることを知らせ、ライト点灯及び警報音が鳴っている場合には閉止している出入口扉を開放させない。  <p>図5.1-10 チェン징エリアの出入口扉の開放制限運用</p>	<p>【女川】 記載充実（大飯実績反映）</p> <p>・ 設計の相違 大飯は屋外から入城する際のチェン징エリア入口扉がエアロック構造でチェン징エリア内空気は建屋排気口又は脱衣所を経由して屋外へ流れる設計であるのに対し、泊はチェン징エリア自体をエアロックの様に運用し、チェン징エリア内空気が屋外に流れる設計である相違があるが、チェン징エリアのホットエリア空気をクリーンエリア側に流さない設計に相違なし。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>緊急時対策所に入室しようとする要員に付着した汚染が、他の要員に伝播することがないようサーベイエリアにおいて要員の汚染が確認された場合は、汚染箇所を養生するとともに、サーベイエリア内に汚染が移行していないことを確認する。</p> <p>サーベイエリア内に汚染が確認された場合は、一時的にチェンジングエリアを閉鎖するが、速やかに養生シートを張り替える等により、要員の出入りに大きな影響を与えないようにする。ただし、緊急時対策所から緊急に現場に行く必要がある場合は、張り替え途中であっても、要員は防護具を着用していることから、退室することは可能である。</p> <p>また、緊急時対策所への入室の動線と退室の動線を分離することで、脱衣時の接触を防止する。なお、緊急時対策所から退室する要員は、防護具を着用しているため、緊急時対策所に入室しようとする要員と接触したとしても、汚染が身体に付着することはない。</p>	<p>c. チェンジングエリアでのクロスコンタミ防止について</p> <p>緊急時対策所に入室しようとする要員に付着した汚染が、ほかの要員に伝播することがないようサーベイエリアにおいて要員の汚染が確認された場合は、汚染箇所を養生するとともに、サーベイエリア内に汚染が移行していないことを確認する。</p> <p>サーベイエリア内に汚染が確認された場合は、一時的にチェンジングエリアを閉鎖するが、速やかに養生シートを張り替える等により、要員の出入りに大きな影響を与えないようにする。ただし、緊急時対策所から緊急に現場に行く必要がある場合は、張り替え途中であっても、要員は防護具類を着用していることから、退室することは可能である。</p> <p>また、緊急時対策所への入室の動線と退室の動線を分離することで、脱衣時の接触を防止する。なお、緊急時対策所から退室する要員は、防護具類を着用しているため、緊急時対策所に入室しようとする要員と接触したとしても、汚染が身体に付着することはない。</p>	<p>e. チェンジングエリアでのクロスコンタミ防止について</p> <p>緊急時対策所に入室しようとする要員に付着した汚染が、ほかの要員に伝播することがないようサーベイエリアにおいて要員の汚染が確認された場合は、汚染箇所を養生するとともに、スクリーニングエリア内に汚染が移行していないことを確認する。</p> <p>スクリーニングエリア内に汚染が確認された場合は、一時的にチェンジングエリアを閉鎖するが、速やかに養生シートを張り替える等により、要員の出入りに大きな影響を与えないようにする。ただし、緊急時対策所から緊急に現場に行く必要がある場合は、張り替え途中であっても、要員は防護具類を着用していることから、退室することは可能である。</p> <p>また、緊急時対策所への入室の動線と退室の動線は分離していないが、緊急時対策所から退室する要員は、防護具類を着用しているため、緊急時対策所に入室しようとする要員と接触したとしても、汚染が身体に付着することはない。</p> <p>f. チェンジングエリアの維持管理</p> <p>脱衣した使用済防護具類に付着した放射性物質等からの放射線により、付近の線量率が上昇するとチェンジングエリア内の汚染検査が困難になる可能性がある。</p> <p>このため、汚染検査時にはあらかじめチェンジングエリア内のバックグラウンドを把握しておくことに加え、以下の維持管理を定期的実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チェンジングエリア内の汚染管理 <ul style="list-style-type: none"> スクリーニングエリア及び除染エリアの汚染管理を定期的実施し、汚染が確認された場合は、速やかにシートの張り替え等を行う。 ・廃棄物の管理 <ul style="list-style-type: none"> 防護具類の放射性廃棄物は袋詰めし、適宜チェンジングエリア外へ搬出する。 ・靴の汚染検査等 <ul style="list-style-type: none"> 1回/日以上頻度で、靴の汚染検査を実施し、必要により除染等の対応を行う。また、粘着マットは定期的に取り替えを行う。 ・グリーンハウスの外観点検（壁面への放射性物質の付着防止） <ul style="list-style-type: none"> 1回/日以上頻度で、グリーンハウスの外観点検を行い、必要により補修等の対応を行う。 	<p>【大飯】 女川審査実績の反映</p> <p>・設計の相違 動線を分離しなくてもクロスコンタミは防止できるため、泊は動線分離を考慮していない。（伊方3号炉も同様の動線）</p> <p>【女川】【大飯】 記載充実</p>

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>g. 緊急時対策所周辺が高線量率の場合</p> <p>緊急時対策所周辺が図5.1-11に示す例の様な要因により高線量率となり、チェンジングエリア内のバックグラウンドが上昇するような状況となった場合は、次の対応を行うこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 使用済防護具類のチェンジングエリア外への搬出間隔の短縮，廃棄物集荷場所の遠方への移動等 ② 緊急時対策所周辺における地表面等の放射性物質の除去（高圧洗浄機による除染，仮設遮蔽の設置等） ③ 車両の立入（駐車）制限区域の設定  <p>①屋外の廃棄物集荷場所の使用済防護具等に付着した放射性物質からの放射線による上昇 ②屋外の地表面に付着した放射性物質からの放射線による上昇 ③屋外の車両に付着した放射性物質からの放射線による上昇 ④原子炉格納容器等からの直接線・スカイシャイン等による上昇</p> <p>図5.1-11 チェンジングエリア内B0上昇要因イメージ図</p>	<p>【女川】【大飯】 記載充実</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>h. 緊急時対策所周辺におけるホットスポットへの対処</p> <p>重大事故時にブルームが放出された以降、要員は屋外での作業を実施するが、チェンジングエリア及び待機エリアの出入口（屋外側）には放射性物質が地表面に沈着することでホットスポットが発生する可能性がある。</p> <p>そのため、チェンジングエリア及び待機エリアの出入口（屋外側）は、地表面に沈着した放射性物質の除染が容易となるよう、コンクリートで平滑に施工する。</p> <p>また、屋外作業が開始されるタイミングで放管班員が環境線量率を測定し、ホットスポットの箇所を特定後、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に配備している高圧洗浄機を用いてコンクリート施工面を水洗により除染する。</p> <p>高圧洗浄機はタンク式高圧洗浄機を採用し、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に配備しているポリタンクから高圧洗浄機タンクへと水を供給することで使用可能となる。また、高圧洗浄機は緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所外入口付近に設置している電源を使用し、延長コードを用いることで待機エリア付近のコンクリート施工面の除染にも対応することができる。</p>  <p>図5.1-12 緊急時対策所周辺の地表面のコンクリート施工</p>	<p>【女川】【大飯】 記載充実</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
<p>(5) 身体サーベイ管理基準 防護具類の脱着の運用を踏まえ、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止することを目的として、チェンジングエリアにおいて汚染管理を実施する。 チェンジングエリアの汚染管理基準は、表6-5のとおり法令に定める表面密度限度（アルファ線を放出しない放射性物質の表面密度限度40Bq/cm²）の1/10である4Bq/cm²を管理目標とする。</p> <p>表 6-5 汚染の管理基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>状況</th> <th>汚染の管理基準^{※1}</th> <th>根拠等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>状況① 屋外（発電所構内全般）へ少量の放射性物質が漏えい又は放出されるような原子力災害時</td> <td>1,300cpm^{※2} (4Bq/cm²)</td> <td>法令に定める表面密度限度（アルファ線を放出しない放射性物質の表面密度限度：40Bq/cm²）の1/10</td> </tr> <tr> <td>状況② 大規模ブルームが放出されるような原子力災害時</td> <td>1,300cpm^{※2} (4Bq/cm²)</td> <td>法令に定める表面密度限度（アルファ線を放出しない放射性物質の表面密度限度：40Bq/cm²）の1/10を目標値とする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,300～40,000cpm^{※3} (4～120Bq/cm²)</td> <td>バックグラウンドの上昇等により上記4Bq/cm²で管理できない場合は、状況に応じて適切な管理基準を定める。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：計測器の仕様や校正により計数率が異なる場合は、計測器毎の数値を確認しておく。また、測定する場所のバックグラウンドに留意する必要がある。 ※2：4Bq/cm²相当。 ※3：120Bq/cm²相当。バックグラウンドが高い状況下に適用。バックグラウンドの影響が相対的に小さくなる数値のうち最低の水準（バックグラウンドのノイズに信号が埋まらないレベルとして3倍程度の余裕を見込む水準）として設定（13,000cpm×3≒40,000cpm）</p>	状況	汚染の管理基準 ^{※1}	根拠等	状況① 屋外（発電所構内全般）へ少量の放射性物質が漏えい又は放出されるような原子力災害時	1,300cpm ^{※2} (4Bq/cm ²)	法令に定める表面密度限度（アルファ線を放出しない放射性物質の表面密度限度：40Bq/cm ² ）の1/10	状況② 大規模ブルームが放出されるような原子力災害時	1,300cpm ^{※2} (4Bq/cm ²)	法令に定める表面密度限度（アルファ線を放出しない放射性物質の表面密度限度：40Bq/cm ² ）の1/10を目標値とする。		1,300～40,000cpm ^{※3} (4～120Bq/cm ²)	バックグラウンドの上昇等により上記4Bq/cm ² で管理できない場合は、状況に応じて適切な管理基準を定める。	<p>(7) 汚染の管理基準 表5.1-3のとおり、状況に応じた汚染の管理基準により運用する。 ただし、サーベイエリアのバックグラウンドに応じて、表5.1-3の管理基準での運用が困難となった場合は、バックグラウンドと識別できる値を設定する。</p> <p>表 5.1-3 汚染の管理基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>状況</th> <th>汚染の管理基準^{※1}</th> <th>根拠等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>状況① 屋外（発電所構内全般）へ少量の放射性物質が漏えい又は放出されるような原子力災害時</td> <td>1,300cpm^{※2}</td> <td>法令に定める表面汚染密度限度（アルファ線を放出しない放射性同位元素の表面汚染密度限度：40Bq/cm²）の1/10</td> </tr> <tr> <td>状況② 大規模ブルームが放出されるような原子力災害時</td> <td>40,000cpm^{※3}</td> <td>原子力災害対策指針におけるOIL4に準拠</td> </tr> <tr> <td></td> <td>13,000cpm^{※4}</td> <td>原子力災害対策指針におけるOIL4【1ヶ月後の値】に準拠</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：計測器の仕様や校正により計数率が異なる場合は、計測器毎の数値を確認しておく。また、測定する場所のバックグラウンドに留意する必要がある。 ※2：4Bq/cm²相当。 ※3：120Bq/cm²相当。バックグラウンドが高い状況下に適用。バックグラウンドの影響が相対的に小さくなる数値のうち、最低の水準（バックグラウンドのノイズに信号が埋まらないレベルとして3倍程度の余裕を見込む水準）として設定（13,000×3≒40,000cpm）。 ※4：40Bq/cm²相当（放射性よう素の吸入により小児の甲状腺等価線量が100mSvに相当する内部被ばくをもたらずと想定される体表面密度）。</p>	状況	汚染の管理基準 ^{※1}	根拠等	状況① 屋外（発電所構内全般）へ少量の放射性物質が漏えい又は放出されるような原子力災害時	1,300cpm ^{※2}	法令に定める表面汚染密度限度（アルファ線を放出しない放射性同位元素の表面汚染密度限度：40Bq/cm ² ）の1/10	状況② 大規模ブルームが放出されるような原子力災害時	40,000cpm ^{※3}	原子力災害対策指針におけるOIL4に準拠		13,000cpm ^{※4}	原子力災害対策指針におけるOIL4【1ヶ月後の値】に準拠	<p>(7) 汚染の管理基準 表5.1-3のとおり、状況に応じた汚染の管理基準により運用する。 ただし、サーベイエリアのバックグラウンドに応じて、表5.1-3の管理基準での運用が困難となった場合は、バックグラウンドと識別できる値を設定する。</p> <p>表 5.1-3 汚染の管理基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>状況</th> <th>汚染の管理基準^{※1}</th> <th>根拠等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>状況① 屋外（発電所構内全般）へ少量の放射性物質が漏えい又は放出されるような原子力災害時</td> <td>1,300cpm^{※2}</td> <td>法令に定める表面汚染密度限度（アルファ線を放出しない放射性同位元素の表面汚染密度限度：40Bq/cm²）の1/10</td> </tr> <tr> <td>状況② 大規模ブルームが放出されるような原子力災害時</td> <td>40,000cpm^{※3}</td> <td>原子力災害対策指針におけるOIL4を準拠</td> </tr> <tr> <td></td> <td>13,000cpm^{※4}</td> <td>原子力災害対策指針におけるOIL4【1ヶ月後の値】に準拠</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：計測器の仕様や校正により計数率が異なる場合は、計測器ごとの数値を確認しておく。また、測定する場所のバックグラウンドに留意する必要がある。 ※2：4Bq/cm²相当。 ※3：120Bq/cm²相当。バックグラウンドが高い状況下に適用。バックグラウンドの影響が相対的に小さくなる数値のうち、最低の水準（バックグラウンドのノイズに信号が埋まらないレベルとして3倍程度の余裕を見込む水準）として設定（13,000×3≒40,000cpm）。 ※4：40Bq/cm²相当（放射性よう素の吸入により小児の甲状腺等価線量が100mSvに相当する内部被ばくをもたらずと想定される体表面密度）。</p>	状況	汚染の管理基準 ^{※1}	根拠等	状況① 屋外（発電所構内全般）へ少量の放射性物質が漏えい又は放出されるような原子力災害時	1,300cpm ^{※2}	法令に定める表面汚染密度限度（アルファ線を放出しない放射性同位元素の表面汚染密度限度：40Bq/cm ² ）の1/10	状況② 大規模ブルームが放出されるような原子力災害時	40,000cpm ^{※3}	原子力災害対策指針におけるOIL4を準拠		13,000cpm ^{※4}	原子力災害対策指針におけるOIL4【1ヶ月後の値】に準拠	<p>【大飯】 女川審査実績の反映</p>
状況	汚染の管理基準 ^{※1}	根拠等																																					
状況① 屋外（発電所構内全般）へ少量の放射性物質が漏えい又は放出されるような原子力災害時	1,300cpm ^{※2} (4Bq/cm ²)	法令に定める表面密度限度（アルファ線を放出しない放射性物質の表面密度限度：40Bq/cm ² ）の1/10																																					
状況② 大規模ブルームが放出されるような原子力災害時	1,300cpm ^{※2} (4Bq/cm ²)	法令に定める表面密度限度（アルファ線を放出しない放射性物質の表面密度限度：40Bq/cm ² ）の1/10を目標値とする。																																					
	1,300～40,000cpm ^{※3} (4～120Bq/cm ²)	バックグラウンドの上昇等により上記4Bq/cm ² で管理できない場合は、状況に応じて適切な管理基準を定める。																																					
状況	汚染の管理基準 ^{※1}	根拠等																																					
状況① 屋外（発電所構内全般）へ少量の放射性物質が漏えい又は放出されるような原子力災害時	1,300cpm ^{※2}	法令に定める表面汚染密度限度（アルファ線を放出しない放射性同位元素の表面汚染密度限度：40Bq/cm ² ）の1/10																																					
状況② 大規模ブルームが放出されるような原子力災害時	40,000cpm ^{※3}	原子力災害対策指針におけるOIL4に準拠																																					
	13,000cpm ^{※4}	原子力災害対策指針におけるOIL4【1ヶ月後の値】に準拠																																					
状況	汚染の管理基準 ^{※1}	根拠等																																					
状況① 屋外（発電所構内全般）へ少量の放射性物質が漏えい又は放出されるような原子力災害時	1,300cpm ^{※2}	法令に定める表面汚染密度限度（アルファ線を放出しない放射性同位元素の表面汚染密度限度：40Bq/cm ² ）の1/10																																					
状況② 大規模ブルームが放出されるような原子力災害時	40,000cpm ^{※3}	原子力災害対策指針におけるOIL4を準拠																																					
	13,000cpm ^{※4}	原子力災害対策指針におけるOIL4【1ヶ月後の値】に準拠																																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>一方、福島第一原子力発電所の事故後の対応においては、表面汚染の身体サーベイレベルとして当初設定された基準は13,000cpm(40Bq/cm²)であった。しかしながら、事故進展に伴いバックグラウンドレベルが上がり、そのレベルでは汚染の有無の識別ができない等、実効的な運用ができない状態となり、汚染の管理基準が100,000cpmに一時的に引き上げられた。</p> <p>なお、事故後の身体サーベイ結果の人数分布から身体サーベイレベルを100,000cpm以下としても簡易除染の実施は可能であったとされており、100,000cpm以下で、かつ、バックグラウンドの影響が相対的に小さくなる数値のうち最低の水準として40,000cpm(120Bq/cm²)が適当な水準とされている。</p> <p>また、よう素131の半減期は8日と短いため、よう素131の計数率への影響は1ヶ月程度で小さくならないとして原子力災害対策指針（平成29年7月5日全部改正）における「運用上の介入レベル」（Operational Intervention Level。以下「OIL」という。）では1ヶ月後の値として13,000cpm(40Bq/cm²)を除染の基準としている。</p> <p>上記福島の状態に鑑みOILでは13,000cpm(40Bq/cm²)を除染の基準としているが、可能な限り汚染の持ち込み低減を図るため建屋の入口で最外周の汚染防護服（タイベック）等を脱衣するなどの汚染管理を実施することにより、緊急時対策所のチェンジングエリアではより低い管理基準1,300cpm(4Bq/cm²)を管理目標として運用することとする。</p> <p>ただし、バックグラウンドレベルが上がり汚染の有無の識別ができない等、実効的な運用ができない状態となった場合には、状況に応じて1,300cpm(4Bq/cm²)～40,000cpm(120Bq/cm²)の適切な管理基準を定める。</p>	<p>(8) 乾電池内蔵型照明</p> <p>チェンジングエリア設置場所付近の全照明が消灯した場合に乾電池内蔵型照明を使用する。乾電池内蔵型照明は、脱衣、汚染検査、除染時に必要な照度（1ルクス以上）を確保するために表5.1-4に示す数量及び仕様とする。</p> <p>表 5.1-4 チェンジングエリアの乾電池内蔵型照明</p> <table border="1" data-bbox="721 1161 1328 1329"> <thead> <tr> <th>保管場所</th> <th>数量</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策建屋内</td> <td>6台（予備1台）</td> <td>電圧：乾電池（単一×4） 点灯可能時間：約10時間 （消灯した場合、予備を点灯させ、乾電池交換を実施する。）</td> </tr> </tbody> </table>	保管場所	数量	仕様	緊急時対策建屋内	6台（予備1台）	電圧：乾電池（単一×4） 点灯可能時間：約10時間 （消灯した場合、予備を点灯させ、乾電池交換を実施する。）	<p>(8) 可搬型照明</p> <p>チェンジングエリア設置場所付近の全照明が消灯した場合にバッテリー式の可搬型照明を使用する。可搬型照明は、脱衣、汚染検査、除染時に必要な照度（1ルクス以上）を確保するために表5.1-4に示す数量及び仕様とする。</p> <p>表 5.1-4 チェンジングエリアの可搬型照明</p> <table border="1" data-bbox="1400 1139 1957 1321"> <thead> <tr> <th>保管場所</th> <th>数量</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所指揮所及び 緊急時対策所待機所</td> <td>各2台 （予備各1台）</td> <td>・バッテリー式 ・光源：LED ・連続点灯時間：10時間 （消灯した場合、予備を点灯させ、バッテリー充電を実施する。）</td> </tr> </tbody> </table>	保管場所	数量	仕様	緊急時対策所指揮所及び 緊急時対策所待機所	各2台 （予備各1台）	・バッテリー式 ・光源：LED ・連続点灯時間：10時間 （消灯した場合、予備を点灯させ、バッテリー充電を実施する。）	<p>【大阪】</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載表現の相違 <p>スクリーニング基準の設定にあたり、準拠しているOILの設定に至る経緯等を記載しているもので、設定の考え方に相違なし。</p> <p>【大阪】</p> <p>女川審査実績の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計の相違 <p>女川は乾電池式に対し、泊はバッテリー式の違いはあるか使用目的に相違なし。</p>
保管場所	数量	仕様													
緊急時対策建屋内	6台（予備1台）	電圧：乾電池（単一×4） 点灯可能時間：約10時間 （消灯した場合、予備を点灯させ、乾電池交換を実施する。）													
保管場所	数量	仕様													
緊急時対策所指揮所及び 緊急時対策所待機所	各2台 （予備各1台）	・バッテリー式 ・光源：LED ・連続点灯時間：10時間 （消灯した場合、予備を点灯させ、バッテリー充電を実施する。）													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>緊急時対策所における現場作業を行う要員は、ブルーム通過直後に作業を行うことを想定している要員数14名を考慮し、同時に14名の要員がチェンジングエリア内に収容できる設計とする。</p>	<p>(9) チェンジングエリアのスペースについて</p> <p>緊急時対策所における現場作業を行う要員は、ブルーム通過後に作業を行うことを想定している要員数20名を考慮し、同時に20名の要員がチェンジングエリア内に収容できる設計とする。</p> <p>チェンジングエリアに同時に20名の要員が来た場合、全ての要員が緊急時対策所に入りきるまで約33分であり、全ての要員が汚染している場合（局所的に汚染し、拭き取りによる除染を行う者を14名、広範囲に汚染し、簡易シャワーによる除染を行う者を6名と想定）でも約87分であることを確認している。</p> <p>また、仮に想定人数以上の要員が同時にチェンジングエリアに来た場合でもチェンジングエリアは建屋内に設置しており、緊急時対策建屋入口からチェンジングエリアまでは要員が待機できる場所があることから、屋外での待機はなく不要な被ばくを防止することができる。</p>	<p>(9) チェンジングエリアのスペースについて</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のチェンジングエリアの他、要員が現場作業から戻って来た際にチェンジングエリアが混雑しており屋外で待機することがないように、鉄筋コンクリート造の指揮所用空調上屋及び待機所用空調上屋内に待機エリアを設置する。</p> <p>緊急時対策所における現場作業を行う要員は、ブルーム通過後に作業を行うことを想定している要員数24名を考慮し、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所にそれぞれ12名の要員が同時に戻ることを想定するうえ、同時に12名の要員が緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のそれぞれのチェンジングエリア（6名）並びに指揮所用空調上屋及び待機所用空調上屋のそれぞれの待機エリア（6名）に収容できる設計とする。</p> <p>チェンジングエリア及び空調上屋の待機エリアに同時に12名の要員が来た場合、すべての要員が緊急時対策所に入りきるまで約25分であり、すべての要員が汚染している場合（局所的に汚染し、拭き取りによる除染を行う者を8名、広範囲に汚染し、簡易シャワーによる除染を行う者を4名と想定）でも約82分であることを確認している。</p> <p>また、仮に想定人数以上の要員が同時にチェンジングエリア及び空調上屋の待機エリアに来た場合でも、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のそれぞれの待機エリアに14名程度の要員が待機可能であることから、屋外での待機はなく不要な被ばくを防止することができる。</p>	<p>【大阪】</p> <p>女川審査実績の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計の相違 泊はチェンジングエリアに入れない要員のため待機エリアを設置する。 ・想定要員数の相違 ・設計の相違（相違理由①） ・設計の相違 泊はチェンジングエリアに入れない要員は一時的に待機エリアで待機する設計。 ・汚染がない場合の想定要員数及びチェンジングエリア通過時間の相違。 ・全員汚染がある場合の拭き取りと簡易シャワー対象者の要員数（全員に対する割合は同じ）及びチェンジングエリア通過時間の相違。 ・設計の相違 女川は緊急時対策建屋内で待機するのに対し、泊は空調上屋の待機エリアで待機する違いがあるが、想定人数以上でも屋内で一時的に待機できる設計であることに相違なし。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

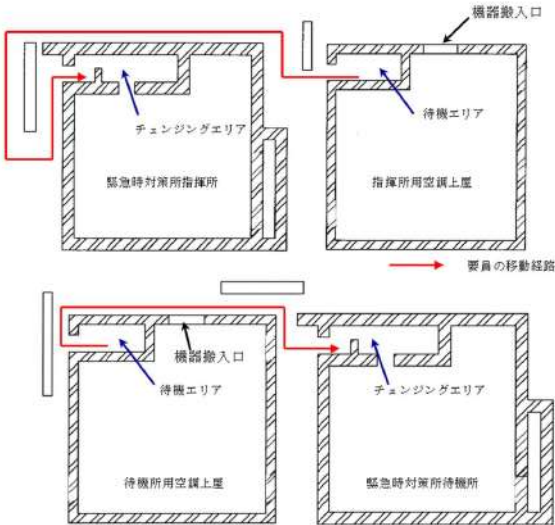
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(10) 待機エリアからチェン징エリアへの移動に伴う要員の線量評価</p> <p>チェン징エリアが混雑している間、空調上屋内の待機エリアに待機している要員が、順番に緊急時対策所のチェン징エリアに移動する場合、屋外を移動することになる。屋外を移動する際、グランドシャイン線源及び空調上屋内に設置され放射性物質を捕集した可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットからの放射線により被ばくすることが考えられる。このため、屋外を移動する要員の移動中の被ばく線量を評価した。</p> <p>a. 評価条件</p> <p>①緊急時対策所周辺の線量率 130 mSv/h（東京電力㈱ホームページで公表された福島第一原子力発電所構内のサーベイデータ（平成23年3月23日時点））</p> <p>②フィルタユニットからの線量率（空調上屋機器搬入口部） 約16 mSv/h</p> <p>③屋外を通行する要員の通行時間 約30 秒</p> <p>b. 評価結果 約1.2 mSv（(130 mSv/h+約16 mSv/h)/3600 sec/h×30 sec）</p> 	<p>【女川】【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計の相違 <p>泊はチェン징エリア混雑時には、コンクリートで遮蔽した空調上屋の待機エリアを一時待機場所としており、チェン징エリアへの移動時に被ばくする可能性があることから、要員の被ばく線量を評価し、影響が小さいことを確認している。</p>

図 5.1-13 待機エリアからチェン징エリアへの要員の移動経路

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	<p>(10) 放射線管理班の緊急時対応のケーススタディ</p> <p>放射線管理班は、チェンジングエリアの設営以外に、可搬型モニタリングポストの設置(最大270分)、可搬型モニタリングポスト(海側用)の設置(最大90分)、代替気象観測設備の設置(210分)を行うことを想定している。これら対応項目の優先順位については、放射線管理班長が状況に応じ判断する。</p> <p>以下にタイムチャートの例を示す。</p> <p>例えば、平日の勤務時間帯に事故が発生した場合(ケース①)には、チェンジングエリアの設営を優先し、次に可搬型モニタリングポスト等の設置を行うことになる。また、夜間・休日(平日の勤務時間帯以外)に事故が発生した場合で、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象発生直後から周辺環境が汚染してしまうような事象が発生した場合(ケース②)は、参集に12時間かかるとして、参集要員の放射線管理班6名が参集後、チェンジングエリアの設営を優先し、次に可搬型モニタリングポスト等の設置を行うことになる。</p> <p>・ケース①(平日の勤務時間帯に事故が発生した場合)</p> <table border="1" data-bbox="728 742 1332 893"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対応項目</th> <th rowspan="2">要員</th> <th colspan="12">経過時間(分)</th> </tr> <tr> <th>0</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線管理班(モニタリングポスト以外の)</td> <td>放射線管理班員</td> <td>2人</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>可搬型モニタリングポストの設置</td> <td>放射線管理班員</td> <td>2人</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>可搬型モニタリングポスト(海側用)の設置</td> <td>放射線管理班員</td> <td>2人</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>代替気象観測設備の設置</td> <td>放射線管理班員</td> <td>2人</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>緊急時気象観測設備(緊急時対策所付近用)の設置</td> <td>放射線管理班員</td> <td>2人</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>参集要員(放射線管理班)</td> <td>放射線管理班員</td> <td>6人</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>参集要員(放射線管理班)</td> <td>放射線管理班員</td> <td>6人</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・ケース②(夜間・休日(平日の勤務時間帯以外)に事故が発生した場合)</p> <table border="1" data-bbox="728 949 1332 1101"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対応項目</th> <th rowspan="2">要員</th> <th colspan="12">経過時間(分)</th> </tr> <tr> <th>0</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線管理班(モニタリングポスト以外の)</td> <td>放射線管理班員</td> <td>2人</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>可搬型モニタリングポストの設置</td> <td>放射線管理班員</td> <td>2人</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>可搬型モニタリングポスト(海側用)の設置</td> <td>放射線管理班員</td> <td>2人</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>代替気象観測設備の設置</td> <td>放射線管理班員</td> <td>2人</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>緊急時気象観測設備(緊急時対策所付近用)の設置</td> <td>放射線管理班員</td> <td>2人</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>参集要員(放射線管理班)</td> <td>放射線管理班員</td> <td>6人</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>参集要員(放射線管理班)</td> <td>放射線管理班員</td> <td>6人</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table>	対応項目	要員	経過時間(分)												0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	放射線管理班(モニタリングポスト以外の)	放射線管理班員	2人													可搬型モニタリングポストの設置	放射線管理班員	2人													可搬型モニタリングポスト(海側用)の設置	放射線管理班員	2人													代替気象観測設備の設置	放射線管理班員	2人													緊急時気象観測設備(緊急時対策所付近用)の設置	放射線管理班員	2人													参集要員(放射線管理班)	放射線管理班員	6人													参集要員(放射線管理班)	放射線管理班員	6人													対応項目	要員	経過時間(分)												0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	放射線管理班(モニタリングポスト以外の)	放射線管理班員	2人													可搬型モニタリングポストの設置	放射線管理班員	2人													可搬型モニタリングポスト(海側用)の設置	放射線管理班員	2人													代替気象観測設備の設置	放射線管理班員	2人													緊急時気象観測設備(緊急時対策所付近用)の設置	放射線管理班員	2人													参集要員(放射線管理班)	放射線管理班員	6人													参集要員(放射線管理班)	放射線管理班員	6人													<p>(11) 放管班の緊急時対応のケーススタディ</p> <p>放管班員は、チェンジングエリアの設営以外に、可搬型モニタリングポストの設置(約190分)、可搬型モニタリングポスト(海側及び緊急時対策所付近用)の設置(約120分)、可搬型気象観測設備(気象観測設備代替測定用)の設置(約100分)、可搬型気象観測設備(緊急時対策所付近用)の設置(約80分)を行うことを想定している。これら対応項目の優先順位については、放管班長が状況に応じ判断する。</p> <p>以下にタイムチャートの例を示す。</p> <p>例えば、平日の勤務時間帯に事故が発生した場合(ケース①)には、チェンジングエリアの設営を優先し、次に可搬型モニタリングポスト等の設置を行うことになる。また、夜間又は休日(平日の勤務時間帯以外)に事故が発生した場合で、「原子力災害対策特別措置法」第10条第1項に該当する事象又は「原子力災害対策特別措置法」第15条第1項に該当する事象発生直後から周辺環境が汚染してしまうような事象が発生した場合(ケース②)は、参集に12時間かかるとして、参集要員の放管班員6名が参集後、チェンジングエリアの設営を優先し、次に可搬型モニタリングポスト等の設置を行うことになる。</p> <p>・ケース①(平日の勤務時間帯に事故が発生した場合)</p> <table border="1" data-bbox="1355 742 1960 893"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対応項目</th> <th rowspan="2">要員</th> <th colspan="12">経過時間(分)</th> </tr> <tr> <th>0</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線管理班(モニタリングポスト以外の)</td> <td>放射線管理班員</td> <td>2人</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>可搬型モニタリングポストの設置</td> <td>放射線管理班員</td> <td>2人</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>可搬型モニタリングポスト(海側用)の設置</td> <td>放射線管理班員</td> <td>2人</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>代替気象観測設備の設置</td> <td>放射線管理班員</td> <td>2人</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>緊急時気象観測設備(緊急時対策所付近用)の設置</td> <td>放射線管理班員</td> <td>2人</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>参集要員(放管班)</td> <td>放管班員</td> <td>6人</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>参集要員(放管班)</td> <td>放管班員</td> <td>6人</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・ケース②(夜間・休日(平日の勤務時間帯以外)に事故が発生した場合)</p> <table border="1" data-bbox="1355 949 1960 1101"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対応項目</th> <th rowspan="2">要員</th> <th colspan="12">経過時間(分)</th> </tr> <tr> <th>0</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線管理班(モニタリングポスト以外の)</td> <td>放射線管理班員</td> <td>2人</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>可搬型モニタリングポストの設置</td> <td>放射線管理班員</td> <td>2人</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>可搬型モニタリングポスト(海側用)の設置</td> <td>放射線管理班員</td> <td>2人</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>代替気象観測設備の設置</td> <td>放射線管理班員</td> <td>2人</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>緊急時気象観測設備(緊急時対策所付近用)の設置</td> <td>放射線管理班員</td> <td>2人</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>参集要員(放管班)</td> <td>放管班員</td> <td>6人</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>参集要員(放管班)</td> <td>放管班員</td> <td>6人</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table>	対応項目	要員	経過時間(分)												0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	放射線管理班(モニタリングポスト以外の)	放射線管理班員	2人													可搬型モニタリングポストの設置	放射線管理班員	2人													可搬型モニタリングポスト(海側用)の設置	放射線管理班員	2人													代替気象観測設備の設置	放射線管理班員	2人													緊急時気象観測設備(緊急時対策所付近用)の設置	放射線管理班員	2人													参集要員(放管班)	放管班員	6人													参集要員(放管班)	放管班員	6人													対応項目	要員	経過時間(分)												0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	放射線管理班(モニタリングポスト以外の)	放射線管理班員	2人													可搬型モニタリングポストの設置	放射線管理班員	2人													可搬型モニタリングポスト(海側用)の設置	放射線管理班員	2人													代替気象観測設備の設置	放射線管理班員	2人													緊急時気象観測設備(緊急時対策所付近用)の設置	放射線管理班員	2人													参集要員(放管班)	放管班員	6人													参集要員(放管班)	放管班員	6人													<p>【大飯】</p> <p>女川審査実績の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置時間、設置設備種類、設置場所及び設備名称の相違 ・記載表現の相違 ・原災法第15条事象発生を考慮した記載としている。(60条及び技術的能力1.17との記載表現統一)
対応項目	要員			経過時間(分)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
放射線管理班(モニタリングポスト以外の)	放射線管理班員	2人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
可搬型モニタリングポストの設置	放射線管理班員	2人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
可搬型モニタリングポスト(海側用)の設置	放射線管理班員	2人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
代替気象観測設備の設置	放射線管理班員	2人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
緊急時気象観測設備(緊急時対策所付近用)の設置	放射線管理班員	2人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
参集要員(放射線管理班)	放射線管理班員	6人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
参集要員(放射線管理班)	放射線管理班員	6人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
対応項目	要員	経過時間(分)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
放射線管理班(モニタリングポスト以外の)	放射線管理班員	2人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
可搬型モニタリングポストの設置	放射線管理班員	2人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
可搬型モニタリングポスト(海側用)の設置	放射線管理班員	2人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
代替気象観測設備の設置	放射線管理班員	2人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
緊急時気象観測設備(緊急時対策所付近用)の設置	放射線管理班員	2人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
参集要員(放射線管理班)	放射線管理班員	6人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
参集要員(放射線管理班)	放射線管理班員	6人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
対応項目	要員	経過時間(分)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
放射線管理班(モニタリングポスト以外の)	放射線管理班員	2人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
可搬型モニタリングポストの設置	放射線管理班員	2人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
可搬型モニタリングポスト(海側用)の設置	放射線管理班員	2人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
代替気象観測設備の設置	放射線管理班員	2人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
緊急時気象観測設備(緊急時対策所付近用)の設置	放射線管理班員	2人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
参集要員(放管班)	放管班員	6人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
参集要員(放管班)	放管班員	6人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
対応項目	要員	経過時間(分)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
放射線管理班(モニタリングポスト以外の)	放射線管理班員	2人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
可搬型モニタリングポストの設置	放射線管理班員	2人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
可搬型モニタリングポスト(海側用)の設置	放射線管理班員	2人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
代替気象観測設備の設置	放射線管理班員	2人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
緊急時気象観測設備(緊急時対策所付近用)の設置	放射線管理班員	2人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
参集要員(放管班)	放管班員	6人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
参集要員(放管班)	放管班員	6人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉

添付資料8

8. 配備資機材の数量等について

(1) 通信連絡設備

【柏崎羽羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】

5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に配備する通信連絡設備の通信種別と配備台数等は次のとおりである。

通信種別	主要設備	数量 ^{※1}	電源	
発電所内用	運転指令設備	1台	非常用所内電源、通信用電源設備	
	電力保安通信用電話設備 ^{※1}	2台	非常用所内電源、通信用電源設備	
	機内通話設備	7台 (予備1台)	充電機	
	衛星電話	10台 (予備1台)	非常用所内電源、緊急時対策用非常用電源設備、電源車（緊急時対策用）	
発電所内用	加入電話（3回線共発着機）	5台	非常用所内電源、緊急時対策用非常用電源設備	
	加入ファクシム	2台	非常用所内電源	
	保安電話 ^{※1} （固定型）	2台	非常用所内電源、通信用電源設備	
	電力保安通信用電話設備	2台	非常用所内電源、7回線共通電話設備用非常用電源設備	
	無線連絡設備	1台	非常用所内電源、非常用所内電源、通信用電源設備	
	社内TV会議システム	1台	非常用所内電源、緊急時対策用非常用電源設備、電源車（緊急時対策用）	
	衛星電話	衛星電話（固定型） ^{※1}	10台 (予備1台)	非常用所内電源、非常用所内電源、緊急時対策用非常用電源設備、電源車（緊急時対策用）
		衛星電話（携帯型） ^{※1}	20台 (予備10台)	充電機
		衛星電話（可搬）	1台 (予備1台)	非常用所内電源、緊急時対策用非常用電源設備、電源車（緊急時対策用）
	緊急時衛星連絡システム	緊急時衛星連絡システム	2台	非常用所内電源、緊急時対策用非常用電源設備、電源車（緊急時対策用）
統合原子炉防災ネットワークを用いた通信連絡設備	TV会議システム	1台	非常用所内電源、緊急時対策用非常用電源設備、電源車（緊急時対策用）	
	IP電話	9台	非常用所内電源、緊急時対策用非常用電源設備、電源車（緊急時対策用）	
	IP-FAX	3台	非常用所内電源、緊急時対策用非常用電源設備、電源車（緊急時対策用）	

※1：発電所内用と発電所外用と共用 ※2：予備を含む

女川原子力発電所2号炉

5.2 配備資機材等の数量等について

(1) 通信連絡設備の通信種別と配備台数、電源設備
 緊急時対策所に配備する通信連絡設備の通信種別と配備台数等は次のとおりである。

通信種別	主要設備	配備台数 ^{※1}	電源設備	
発電所内外	電力保安通信用電話設備 ^{※1}	固定電話機	12台	通信用電源装置（蓄電池）、代替交流電源設備 ^{※4}
		FRS端末	12台	充電式電池（本体内蔵）、代替交流電源設備 ^{※4}
		FAX	1台	400V緊急時対策用MCC、代替交流電源設備 ^{※4}
	衛星電話設備	衛星電話設備（固定型）	4台	125V充電器（125V蓄電池）、代替交流電源設備 ^{※4}
衛星電話設備（携帯型）		10台	充電式電池（本体内蔵）、代替交流電源設備 ^{※4}	
発電所内	送受話器（ベージング）	ハンドセット	2台	通信用電源装置（蓄電池）、代替交流電源設備 ^{※4}
		スピーカ	2台	通信用電源装置（蓄電池）、代替交流電源設備 ^{※4}
	移動無線設備	移動無線設備（固定型）	1台	通信用電源装置（蓄電池）、代替交流電源設備 ^{※4}
		無線連絡設備（固定型）	4台	125V充電器（125V蓄電池）、代替交流電源設備 ^{※4}
	無線連絡設備	無線連絡設備（携帯型）	38台	充電式電池（本体内蔵）、代替交流電源設備 ^{※4}
		電力保安通信用電話設備 ^{※1}	1台	125V充電器（125V蓄電池）、代替交流電源設備 ^{※4}
	社内テレビ会議システム	衛星保安電話（固定型）	1台	125V充電器（125V蓄電池）、代替交流電源設備 ^{※4}
		1式	400V緊急時対策用MCC、代替交流電源設備 ^{※4}	
	統合原子炉防災ネットワークを用いた通信連絡設備	テレビ会議システム（有線系・衛星系）	1式	125V充電器（125V蓄電池）、代替交流電源設備 ^{※4}
		IP電話（有線系）	4台	125V充電器（125V蓄電池）、代替交流電源設備 ^{※4}
IP電話（衛星系）		2台	125V充電器（125V蓄電池）、代替交流電源設備 ^{※4}	
IP-FAX（有線系）		2台	125V充電器（125V蓄電池）、代替交流電源設備 ^{※4}	
IP-FAX（衛星系）		1台	125V充電器（125V蓄電池）、代替交流電源設備 ^{※4}	
加入電話機		12台	通信事業者回線からの給電	
局線加入電話設備	加入FAX	1台	通信事業者回線からの給電、400V緊急時対策用MCC、代替交流電源設備 ^{※4}	
	専用電話設備（地方公共団体向ホットライン）	10台	400V緊急時対策用MCC、代替交流電源設備 ^{※4}	

※1：局線加入電話設備に接続されており、発電所外への連絡も可能。
 ※2：予備を含む。（今後、訓練等で見直しを行う。）
 ※3：ガスタービン発電機（常設代替交流電源設備）及び電源車（可搬型代替交流電源設備）を指す。
 ※4：ガスタービン発電機（常設代替交流電源設備）及び電源車（緊急時対策用）（緊急時対策用代替交流電源設備）を指す。

泊発電所3号炉

5.2 配備資機材等の数量等について

(1) 通信連絡設備の通信種別と配備台数、電源設備
 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に配備する通信連絡設備の通信種別と配備台数等は次のとおりである。

表5.2-1 通信連絡設備の通信種別と配備台数、電源設備

場所	通信種別	主要設備	配備台数 ^{※1}	電源設備	
発電所内外	電力保安通信用電話設備	保安電話（固定） ^{※1}	8	通信用蓄電池、非常用所内電源	
		保安電話（FAX）	1	通信用蓄電池、非常用所内電源、無停電電源装置	
		衛星電話設備	3	充電機、非常用所内電源、非常用所内電源、緊急時対策用非常用電源設備	
	衛星電話設備	衛星電話設備（携帯型）	15	充電機	
		インターフォン	1	非常用所内電源、緊急時対策用非常用電源設備、無停電電源装置	
	発電所内	移動無線設備	無線連絡設備（固定型）	1	通信用蓄電池、非常用所内電源、非常用所内電源
		無線連絡設備	無線連絡設備（固定型）	1	非常用所内電源、緊急時対策用非常用電源設備、無停電電源装置
		運転指令設備	無線連絡設備（携帯型）	1	専用蓄電池、非常用所内電源、非常用所内電源
		テレビ会議システム（指揮所・待機所間）	1	非常用所内電源、緊急時対策用非常用電源設備、無停電電源装置	
	発電所外	衛星電話設備	衛星電話設備（FAX）	1	充電機、非常用所内電源、非常用所内電源、緊急時対策用非常用電源設備、無停電電源装置
社内テレビ会議システム			1	充電機、非常用所内電源、非常用所内電源、緊急時対策用非常用電源設備、無停電電源装置	
統合原子炉防災ネットワーク設備		テレビ会議システム	1	充電機、非常用所内電源、非常用所内電源、緊急時対策用非常用電源設備、無停電電源装置	
		IP電話（地上系）	4	充電機、非常用所内電源、非常用所内電源、緊急時対策用非常用電源設備、無停電電源装置	
		IP電話（衛星系）	2	充電機、非常用所内電源、非常用所内電源、緊急時対策用非常用電源設備、無停電電源装置	
		IP-FAX（地上系）	2	充電機、非常用所内電源、非常用所内電源、緊急時対策用非常用電源設備、無停電電源装置	
加入電話設備		IP-FAX（衛星系）	1	充電機、非常用所内電源、非常用所内電源、緊急時対策用非常用電源設備、無停電電源装置	
		加入電話機	2	通信事業者からの給電	
		加入FAX	1	非常用所内電源、非常用所内電源、緊急時対策用非常用電源設備	
		専用電話設備	専用電話設備（固定型）	7	充電機、非常用所内電源、非常用所内電源、緊急時対策用非常用電源設備、無停電電源装置
専用電話設備	専用電話設備（FAX）	7	充電機、非常用所内電源、非常用所内電源、緊急時対策用非常用電源設備、無停電電源装置		
待機所	電力保安通信用電話設備	保安電話（固定） ^{※1}	1	通信用蓄電池、非常用所内電源	
		インターフォン	1	非常用所内電源、緊急時対策用非常用電源設備、無停電電源装置	
	運転指令設備	無線連絡設備（携帯型）	1	専用蓄電池、非常用所内電源、非常用所内電源	
	テレビ会議システム（指揮所・待機所間）	無線連絡設備（携帯型）	4	充電機又は乾電池	

※1：加入電話設備に接続されており、発電所外への連絡も可能。
 ※2：予備を含む。（今後、訓練等で見直しを行う。）

【大飯】
 ・表題の相違
 【女川】
 ・設計の相違（相違理由①）
 【柏崎】設計の相違（2-3②の相違）

【大飯】【女川】
 ・設計の相違
 泊では、緊急時対策所待機所にも通信連絡設備を配備していること及び通信連絡設備の種類及び台数に相違はあるが、泊発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を配備している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大阪発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

(2) 放射線管理用資機材

○防護具

品名	保管数	
	緊急時対策所 (緊急時対策所建屋内)	構内保管*
汚染防護服(タイベック)	3,100着 ^{※1}	約6,000着
綿帽子	1,550個 ^{※2}	約6,000個
靴下	1,550足 ^{※2}	約6,000足
綿手袋	1,550双 ^{※2}	約24,000双
ゴム手袋	3,100双 ^{※3}	約20,000双
全面マスク	210個 ^{※4}	約1,800個
交換カートリッジ (2個で1組)	1,550組 ^{※5}	約4,600組
靴カバー	1,550足 ^{※6}	約4,500足
長靴	300足 ^{※6}	約300足
タンダステンベスト	10着 ^{※7}	17着

- *1: 110名×7日+余裕(2重化含む)
- *2: 110名×7日+余裕
- *3: 110名×7日×2双+余裕
- *4: 110名+余裕
- *5: 110名×2回(0.4m前後各1回+その後1日に1回=5回)+余裕
- *6: 110名+余裕
- *7: 指揮者1名+放射線管理1名+作業員3名×2班+余裕
- *8: 緊急時対策所保管数を含まない

【柏崎羽羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】

○防護具

品名	配備数(6/7号炉共用) **		
	品庫前庫中 緊急時対策所	中央制御室	構内(参考)
不織布カバーオール	1,800着 ^{※1}	420着 ^{※4}	約5,000着
靴下	1,800足 ^{※1}	420足 ^{※4}	約5,000足
帽子	1,800個 ^{※1}	420個 ^{※4}	約5,000個
綿手袋	1,800双 ^{※1}	420双 ^{※4}	約5,000双
ゴム手袋	3,700双 ^{※2}	840双 ^{※4}	約15,000双
ろ過式呼吸用防護具 (以下内訳)	810個 ^{※3}	180個 ^{※5}	約2,000個
電動ファン付き全面マスク	69個 ^{※3}	20個 ^{※5}	約50個
全面マスク	730個 ^{※3}	160個 ^{※5}	約2,000個
チャコールフィルタ (以下内訳)	1,800組 ^{※3}	420組 ^{※4}	約2,500組
電動ファン付き全面マスク用	500組 ^{※3}	140組 ^{※5}	約500組
全面マスク用	1,300組 ^{※3}	280組 ^{※5}	約2,000組
アノラック	945着 ^{※4}	210着 ^{※5}	約3,000着
汚染区域用靴	40足 ^{※4}	10足 ^{※5}	約300足
高線量対応防護服 (タンダステンベスト)	14着 ^{※4}	—	19着
セルフエアセット ^{※13}	4台	3台	約100台
簡易呼吸器 ^{※14}	—	5台	約20台

- ※1: 100名(1~7号炉対応の緊急時対策所作業員100名+自衛隊消防10名+余裕、以下同様)×7日×1.5倍(※1)
- ※2: 2
- ※3: 100名×3日(除染による再使用を考慮)×1.5倍
- ※4: 100名×7日×1.5倍×50% (年間換気回数考慮)
- ※5: 100名(1~7号炉対応の現場管理員10名+保安要員15名)×3.3(現場管理員の手数)
- ※6: 11名(フルーム直通直後の現場管理員11名)
- ※7: 手袋を含む(汚染、訓練等で見直しを行う)
- ※8: 20名(保安及び放射線管理員18名+余裕)×2交代×7日×1.5倍(※8)
- ※9: 2
- ※10: 20名(保安及び放射線管理員18名+余裕)×2交代×3日(除染による再使用を考慮)×1.5倍
- ※11: 20名(保安及び放射線管理員18名+余裕)×2交代×7日×1.5倍×50% (年間換気回数考慮)
- ※12: 20名(0号及び1号炉運転員18名+余裕)×8.5(現場管理員の手数)
- ※13: 初期対応用3台+予備1台
- ※14: インターフェイスシステム(LCC等)対応用4台+予備1台
- ※15: 100名(1~7号炉対応の現場管理員100名+保安要員15名)
- ※16: 2
- ※17: 20名(保安及び放射線管理員18名+余裕)
- ※18: 20名(保安、※15、※17、※19、※20、※21、※22)
- ※19: 20名(保安、※15、※17、※19、※20、※21、※22)
- ※20: 中央制御室の概ね以下詳細において、運転員が定常作業時における放射線管理に電動ファン付き全面マスクを使用することで対応していることから、定常時対応となる保安要員数にも同数記載する。

(2) 放射線管理用資機材品名と配備数

○防護具

品名	配備数 ^{※1} /保管場所			
	指指所	待機所	中央制御室	構内(参考)
タイベック	2,100着 ^{※1}	147着 ^{※2}	—	約20,000着
下着(上下セット)	2,100着 ^{※1}	147着 ^{※2}	—	約6,000着
帽子	2,100個 ^{※1}	147個 ^{※2}	—	約20,000個
靴下	2,100足 ^{※1}	147足 ^{※2}	—	約30,000足
綿手袋	2,100双 ^{※1}	147双 ^{※2}	—	約40,000双
ゴム手袋	4,200双 ^{※2}	294双 ^{※2}	—	約150,000双
全面マスク	900個 ^{※3}	42個 ^{※3}	—	約1,800個
電動ファン付き全面マスク	—	7個 ^{※3}	—	約300個
電動ファン付き全面マスクバッテリー	—	35個 ^{※3}	—	約300個
マスク用チャコールフィルタ(2個/セット)	2,100セット ^{※4}	147セット ^{※4}	—	約8,000セット
EVAスーツ(上下セット)	1,050セット ^{※4}	74セット ^{※4}	—	約3,000セット
汚染区域用靴	40足 ^{※5}	8足 ^{※5}	—	約50足
自給式呼吸器	—	4セット ^{※6}	—	4セット
耐熱服	—	3セット ^{※6}	—	3セット
タンダステンベスト	20着 ^{※7}	4着 ^{※7}	—	10着

- ※1: 60名(本部要員38名+余裕)×7日及び現場要員40名×6回/日×7日
- ※2: ※1×2
- ※3: 60名(本部要員38名+余裕)×3日及び現場要員40名×6回/日×3日(除染による再使用を考慮)
- ※4: 60名(本部要員38名+余裕)×7日及び現場要員40名×6回/日×7日×90% (年間換気回数考慮)
- ※5: 現場要員20名(フルーム直通直後の現場要員)×2
- ※6: 現場要員20名(フルーム直通直後の現場要員)
- ※7: 2号炉運転員7名×3回/日×7日
- ※8: 2
- ※9: 2号炉運転員7名×6日
- ※10: 2号炉運転員7名×1日
- ※11: 2号炉運転員7名×3回/日×1日
- ※12: 2号炉運転員7名×3回/日×7日×50%
- ※13: 2号炉運転員のうち現場要員2名×2班×2
- ※14: 伊吹撤去後における原子炉格納容器フィルタベント系による格納容器除染(現場操作) 対応者2名+予備2
- ※15: インターフェイスシステム(LCC等)対応用4台+予備1
- ※16: 2号炉運転員のうち現場要員2名×2班
- ※17: 防護具量が不足する場合は、構内より適宜運搬することにより補完する

(2) 放射線管理用資機材品名と配備数

表5.2-2 防護具の配備数

品名	配備数 ^{※1} /保管場所			
	緊急時対策所 指指所	待機所	3号炉 中央制御室	構内 ^{※2} (参考)
タイベック	450着 ^{※1}	800着 ^{※4}	50着 ^{※4}	約2,400着
下着(上下セット)	—	—	—	約400着
帽子	450個 ^{※1}	800個 ^{※4}	50個 ^{※4}	約15,000個
靴下	450足 ^{※1}	800足 ^{※4}	50足 ^{※4}	約7,000足
綿手袋	450双 ^{※1}	800双 ^{※4}	50双 ^{※4}	約33,000双
ゴム手袋(2重)	900双 ^{※2}	1,200双 ^{※4}	100双 ^{※4}	約73,000双
全面マスク	450個 ^{※1}	800個 ^{※4}	100個 ^{※4}	約800個
電動ファン付きマスク	—	8個 ^{※3}	10個 ^{※3}	約90個
全面マスク用チャコールフィルタ(2個/セット)	800個 ^{※2}	1,200個 ^{※4}	200個 ^{※4}	約270個
電動ファン付きマスク用チャコールフィルタ(1個/セット)	—	8個 ^{※3}	10個 ^{※3}	約90個
アノラック	250着 ^{※3}	590着 ^{※3}	50着 ^{※3}	約1,300着
長靴	180足 ^{※4}	440足 ^{※2}	30足 ^{※4}	約1,000足
靴カバーシューズ(靴カバー)	450足 ^{※1}	800足 ^{※4}	50足 ^{※4}	約820足
自給式呼吸器	—	3台 ^{※11}	15台 ^{※12}	約72台
圧縮空気形箱型呼吸器	3台 ^{※11}	6台 ^{※12}	—	—
タンダステンベスト	—	—	—	—

- ※1: 42名(本部要員38名+現場要員2名+余裕)×1.5倍×7日
- ※2: 42名(本部要員38名+現場要員2名+余裕)×2倍×1.5倍×7日
- ※3: 23名(指指所の最大収容人数80名-本部要員37名)×1.5倍×7日
- ※4: 23名(指指所の最大収容人数80名-本部要員37名)×1.1倍×7日
- ※5: 23名(指指所の最大収容人数80名-本部要員37名)の10%分
- ※6: 57名(本部要員11名+現場要員37名+3号炉運転員6名+余裕)×1.5倍×7日
- ※7: 57名(本部要員11名+現場要員37名+3号炉運転員6名+余裕)×2倍×1.5倍×7日
- ※8: 6名(総班員2名+放管班員4名)+余裕
- ※9: 58名(待機所の最大収容人数80名-本部要員4名)×1.5倍×7日
- ※10: 58名(待機所の最大収容人数80名-本部要員4名)×1.1倍×7日
- ※11: 8名(災害対策要員(支援)6名+作業要員2名)
- ※12: 58名(待機所の最大収容人数80名-本部要員4名)の10%分
- ※13: 8名(現場指揮者1名+放管班員1名+作業要員3名×2班)×2セット+余裕
- ※14: 21名(運転員6名+災害対策要員7名+災害対策要員(支援)2名+運転員(交替要員)6名)×1.5倍+余裕
- ※15: 21名(運転員6名+災害対策要員7名+災害対策要員(支援)2名+運転員(交替要員)6名)×1.5倍×2倍+余裕
- ※16: 21名(運転員6名+災害対策要員7名+災害対策要員(支援)2名+運転員(交替要員)6名)×2回分(中央制御室内での着用分)×1.5倍+余裕
- ※17: 8名(運転員6名+放管班員2名)+余裕
- ※18: 21名(運転員6名+災害対策要員7名+災害対策要員(支援)2名+運転員(交替要員)6名)×2回×2回分(中央制御室内での着用分)×1.5倍+余裕
- ※19: 21名(運転員6名+災害対策要員7名+災害対策要員(支援)2名+運転員(交替要員)6名)+余裕
- ※20: 15名(運転員6名+災害対策要員7名+災害対策要員(支援)2名)
- ※21: 防護具が不足する場合は、構内より適宜運搬することにより補完する
- ※22: 発電所構内に保管又は配備している数量

【大阪】
 記載内容の相違
 (女川実績の反映)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																										
<p>○計測器（被ばく管理、汚染管理）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品名</th> <th colspan="2">保管数</th> </tr> <tr> <th>緊急時対策所</th> <th>構内保管^{*7}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人線量計</td> <td>210台^{*1}</td> <td>約3,200台</td> </tr> <tr> <td>表面汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>5台^{*2}</td> <td>約110台</td> </tr> <tr> <td>ガンマ線測定用サーベイメータ</td> <td>5台^{*3}</td> <td>約80台</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所内可搬型エリアモニタ</td> <td>2台^{*4*}</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所外可搬型エリアモニタ</td> <td>2台^{*5*}</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>^{*1}: 110名+余裕 ^{*2}: チェンジングエリアにて使用 ^{*3}: 現場作業時に使用 ^{*4}: 緊急時対策所内にて使用 ^{*5}: 緊急時対策所外にて使用 ^{*6}: 予備1台を含む ^{*7}: 緊急時対策所保管数を含まない</p>	品名	保管数		緊急時対策所	構内保管 ^{*7}	個人線量計	210台 ^{*1}	約3,200台	表面汚染密度測定用サーベイメータ	5台 ^{*2}	約110台	ガンマ線測定用サーベイメータ	5台 ^{*3}	約80台	緊急時対策所内可搬型エリアモニタ	2台 ^{*4*}	3台	緊急時対策所外可搬型エリアモニタ	2台 ^{*5*}	-	<p>○計測器（被ばく管理、汚染管理）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品名</th> <th colspan="2">配備台数^{*9}/保管場所</th> </tr> <tr> <th>5号炉原子炉建屋^①内</th> <th>中央制御室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人線量計</td> <td>200台^{*1}</td> <td>14台^{*3}</td> </tr> <tr> <td>電子式線量計</td> <td>200台^{*1}</td> <td>14台^{*3}</td> </tr> <tr> <td>ガラスバッチ</td> <td>200台^{*1}</td> <td>4台^{*4}</td> </tr> <tr> <td>表面汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>8台^{*2}</td> <td>4台^{*2}</td> </tr> <tr> <td>ガンマ線測定用サーベイメータ</td> <td>8台^{*2}</td> <td>4台^{*2}</td> </tr> <tr> <td>可搬型エリアモニタ</td> <td>4台^{*4}</td> <td>4台^{*3}</td> </tr> </tbody> </table> <p>^{*1}: 100名（本部要員38名+現場要員40名+余裕）×2 ^{*2}: チェンジングエリア用4台（汚染検査を行う放射線管理班員2名分+余裕）+緊急時対策建屋内及び屋外用4台（屋外等のモニタリングを行う放射線管理班員2名分+余裕） ^{*3}: チェンジングエリア用4台（チェンジングエリアのモニタリングを行う放射線管理班員2名分+余裕）+緊急時対策建屋内及び屋外用4台（屋外等のモニタリングを行う放射線管理班員2名分+余裕） ^{*4}: 緊急時対策所内2台（1台+余裕）+緊急時対策建屋内2台（1台+余裕） ^{*5}: 2号炉運転員2名×2 ^{*6}: チェンジングエリア用2台（汚染検査を行う放射線管理班員1名分+余裕）+中央制御室内外用2台（モニタリングを行う放射線管理班員1名分+余裕） ^{*7}: チェンジングエリア用2台（モニタリングを行う放射線管理班員1名分+余裕）+中央制御室内外用2台（モニタリングを行う放射線管理班員1名分+余裕） ^{*8}: 中央制御室内2台（1台+余裕）+待機所内2台（1台+余裕） ^{*9}: 予備含む（今後、訓練等で見直しを行う。）</p>	品名	配備台数 ^{*9} /保管場所		5号炉原子炉建屋 ^① 内	中央制御室	個人線量計	200台 ^{*1}	14台 ^{*3}	電子式線量計	200台 ^{*1}	14台 ^{*3}	ガラスバッチ	200台 ^{*1}	4台 ^{*4}	表面汚染密度測定用サーベイメータ	8台 ^{*2}	4台 ^{*2}	ガンマ線測定用サーベイメータ	8台 ^{*2}	4台 ^{*2}	可搬型エリアモニタ	4台 ^{*4}	4台 ^{*3}	<p>表5.2-3 計測器（被ばく管理、汚染管理）の配備数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品名</th> <th colspan="3">配備数/保管場所</th> </tr> <tr> <th>緊急時対策所 指揮所</th> <th>待機所</th> <th>3号炉 中央制御室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人線量計</td> <td>70台^{*1}</td> <td>70台^{*1}</td> <td>50台^{*2}</td> </tr> <tr> <td>ポケット線量計</td> <td>70台^{*1}</td> <td>70台^{*1}</td> <td>50台^{*2}</td> </tr> <tr> <td>ガラスバッチ</td> <td>70台^{*1}</td> <td>70台^{*1}</td> <td>50台^{*2}</td> </tr> <tr> <td>GM汚染サーベイメータ</td> <td>4台^{*2}</td> <td>6台^{*3}</td> <td>3台^{*4}</td> </tr> <tr> <td>電離箱サーベイメータ</td> <td>3台^{*3}</td> <td>7台^{*3}</td> <td>3台^{*3}</td> </tr> <tr> <td>可搬型エリアモニタ</td> <td>2台^{*4}</td> <td>2台^{*4}</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>^{*1}: 80名/建屋×1.1倍+余裕 ^{*2}: チェンジングエリア3台（汚染検査を行う放管班員2名分+余裕）+指揮所内1台 ^{*3}: チェンジングエリア2台（汚染検査を行う放管班員2名分）+指揮所内1台 ^{*4}: 2台（1台+余裕）/建屋 ^{*5}: チェンジングエリア5台（汚染検査を行う放管班員2名分+余裕）+待機所内及び屋外3台（待機所1台+屋外等のモニタリングを行う放管班員2名分） ^{*6}: チェンジングエリア2台（汚染検査を行う放管班員2名分）+待機所内及び屋外5台（待機所1台+屋外等のモニタリングを行う放管班員2名+余裕） ^{*7}: 31名×1.5倍 ^{*8}: チェンジングエリア1台（汚染検査を行う放管班員1名分）+中央制御室内1台（中央制御室内の汚染検査1台）+余裕 ^{*9}: チェンジングエリア1台（チェンジングエリア内のモニタリング1台）+中央制御室内1台（中央制御室内のモニタリング1台）+余裕</p>	品名	配備数/保管場所			緊急時対策所 指揮所	待機所	3号炉 中央制御室	個人線量計	70台 ^{*1}	70台 ^{*1}	50台 ^{*2}	ポケット線量計	70台 ^{*1}	70台 ^{*1}	50台 ^{*2}	ガラスバッチ	70台 ^{*1}	70台 ^{*1}	50台 ^{*2}	GM汚染サーベイメータ	4台 ^{*2}	6台 ^{*3}	3台 ^{*4}	電離箱サーベイメータ	3台 ^{*3}	7台 ^{*3}	3台 ^{*3}	可搬型エリアモニタ	2台 ^{*4}	2台 ^{*4}	-	<p>【大飯】 記載内容の相違 （女川実績の反映）</p>
品名		保管数																																																																											
	緊急時対策所	構内保管 ^{*7}																																																																											
個人線量計	210台 ^{*1}	約3,200台																																																																											
表面汚染密度測定用サーベイメータ	5台 ^{*2}	約110台																																																																											
ガンマ線測定用サーベイメータ	5台 ^{*3}	約80台																																																																											
緊急時対策所内可搬型エリアモニタ	2台 ^{*4*}	3台																																																																											
緊急時対策所外可搬型エリアモニタ	2台 ^{*5*}	-																																																																											
品名	配備台数 ^{*9} /保管場所																																																																												
	5号炉原子炉建屋 ^① 内	中央制御室																																																																											
個人線量計	200台 ^{*1}	14台 ^{*3}																																																																											
電子式線量計	200台 ^{*1}	14台 ^{*3}																																																																											
ガラスバッチ	200台 ^{*1}	4台 ^{*4}																																																																											
表面汚染密度測定用サーベイメータ	8台 ^{*2}	4台 ^{*2}																																																																											
ガンマ線測定用サーベイメータ	8台 ^{*2}	4台 ^{*2}																																																																											
可搬型エリアモニタ	4台 ^{*4}	4台 ^{*3}																																																																											
品名	配備数/保管場所																																																																												
	緊急時対策所 指揮所	待機所	3号炉 中央制御室																																																																										
個人線量計	70台 ^{*1}	70台 ^{*1}	50台 ^{*2}																																																																										
ポケット線量計	70台 ^{*1}	70台 ^{*1}	50台 ^{*2}																																																																										
ガラスバッチ	70台 ^{*1}	70台 ^{*1}	50台 ^{*2}																																																																										
GM汚染サーベイメータ	4台 ^{*2}	6台 ^{*3}	3台 ^{*4}																																																																										
電離箱サーベイメータ	3台 ^{*3}	7台 ^{*3}	3台 ^{*3}																																																																										
可搬型エリアモニタ	2台 ^{*4}	2台 ^{*4}	-																																																																										
<p>【柏崎羽羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>○計測器（被ばく管理、汚染管理）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品名</th> <th colspan="2">配備台数（6号及び7号炉共用）^{*7}</th> </tr> <tr> <th>5号炉原子炉建屋^①内</th> <th>中央制御室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個人線量計</td> <td>電子式線量計</td> <td>180台^{*1}</td> <td>70台^{*2}</td> </tr> <tr> <td>ガラスバッチ</td> <td>180台^{*1}</td> <td>70台^{*2}</td> </tr> <tr> <td>GM汚染サーベイメータ</td> <td>5台^{*3}</td> <td>3台^{*4}</td> </tr> <tr> <td>電離箱サーベイメータ</td> <td>8台^{*4}</td> <td>2台^{*4}</td> </tr> <tr> <td>可搬型エリアモニタ</td> <td>3台^{*5}</td> <td>3台^{*6}</td> </tr> </tbody> </table> <p>^{*1}: 130名（1〜7号炉対応の緊急時対策要員164名+自衛消防隊10名+余裕） ^{*2}: 18名（6号及び7号炉運転員18名）+46名（引継班、日勤班、作業管理班）+余裕 ^{*3}: モニタリング及びチェンジングエリアにて使用 ^{*4}: モニタリングに使用 ^{*5}: 緊急時対策所の居住性（線量率）を確認するための重大事故等対処設備として2台（予備1台）を緊急時対策所内に保管する。5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の対策本部及び待機場所に1台ずつ設置する。 設置のタイミングは、チェンジングエリア設置判断と同時（原子力災害対策特別措置法第10条特定事象） ^{*6}: 各エリアにて使用。設置のタイミングは、チェンジングエリア設置判断と同時（原子力災害対策特別措置法第10条特定事象） ^{*7}: 予備を含む（今後、訓練等で見直しを行う）</p>	品名	配備台数（6号及び7号炉共用） ^{*7}		5号炉原子炉建屋 ^① 内	中央制御室	個人線量計	電子式線量計	180台 ^{*1}	70台 ^{*2}	ガラスバッチ	180台 ^{*1}	70台 ^{*2}	GM汚染サーベイメータ	5台 ^{*3}	3台 ^{*4}	電離箱サーベイメータ	8台 ^{*4}	2台 ^{*4}	可搬型エリアモニタ	3台 ^{*5}	3台 ^{*6}			<p>【大飯】 ・記載方針の相違 （女川実績反映） チェンジングエリア用資機材は表5.1-2に記載のため再掲せず。</p>																																																					
品名		配備台数（6号及び7号炉共用） ^{*7}																																																																											
	5号炉原子炉建屋 ^① 内	中央制御室																																																																											
個人線量計	電子式線量計	180台 ^{*1}	70台 ^{*2}																																																																										
	ガラスバッチ	180台 ^{*1}	70台 ^{*2}																																																																										
GM汚染サーベイメータ	5台 ^{*3}	3台 ^{*4}																																																																											
電離箱サーベイメータ	8台 ^{*4}	2台 ^{*4}																																																																											
可搬型エリアモニタ	3台 ^{*5}	3台 ^{*6}																																																																											
<p>○チェンジングエリア用資機材</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品名</th> <th>保管数^{*1}</th> </tr> <tr> <th>緊急時対策所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>養生シート</td> <td>3本</td> </tr> <tr> <td>バリア</td> <td>6個</td> </tr> <tr> <td>粘着マット</td> <td>3個</td> </tr> <tr> <td>ゴミ箱（スタンション含む）</td> <td>7個</td> </tr> <tr> <td>ポリ袋（赤・黄・黒）</td> <td>各100枚</td> </tr> <tr> <td>テープ（白・黒）</td> <td>各10巻</td> </tr> <tr> <td>ウェス</td> <td>1箱</td> </tr> <tr> <td>ウェットティッシュ</td> <td>10個</td> </tr> <tr> <td>はさみ・カッター</td> <td>各2本</td> </tr> <tr> <td>マジック</td> <td>2本</td> </tr> <tr> <td>簡易シャワー</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>簡易タンク</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table> <p>^{*1}: チェンジングエリア設置に必要な数量</p>	品名	保管数 ^{*1}	緊急時対策所	養生シート	3本	バリア	6個	粘着マット	3個	ゴミ箱（スタンション含む）	7個	ポリ袋（赤・黄・黒）	各100枚	テープ（白・黒）	各10巻	ウェス	1箱	ウェットティッシュ	10個	はさみ・カッター	各2本	マジック	2本	簡易シャワー	1台	簡易タンク	1台																																																		
品名		保管数 ^{*1}																																																																											
	緊急時対策所																																																																												
養生シート	3本																																																																												
バリア	6個																																																																												
粘着マット	3個																																																																												
ゴミ箱（スタンション含む）	7個																																																																												
ポリ袋（赤・黄・黒）	各100枚																																																																												
テープ（白・黒）	各10巻																																																																												
ウェス	1箱																																																																												
ウェットティッシュ	10個																																																																												
はさみ・カッター	各2本																																																																												
マジック	2本																																																																												
簡易シャワー	1台																																																																												
簡易タンク	1台																																																																												







赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																					
<p>(3) 原子力災害対策活動で使用する資料 原子力災害対策活動で使用する主な資料</p> <p>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料 より参考掲載】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に以下の資料を配備する。</p> <table border="1" data-bbox="89 359 656 1066"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>資料名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 組織及び体制に関する資料</td> <td>(1) 緊急時対応組織資料 ①大飯発電所原子力事業者防災業務計画 ②大飯発電所保安規定 ③原子力防災規程 ④非常時の措置通達 ⑤原子力防災業務要綱 ⑥大飯発電所事故時操作所則 ⑦大飯発電所重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達 ⑧大飯発電所大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達 (2) 緊急時通信連絡体制資料 ①原子力防災組織要員名簿等</td> </tr> <tr> <td>2. 社会環境に関する資料</td> <td>(1) 大飯発電所周辺人口関連資料 ①方位別人口分布図 ②集落別人口分布図 ③市町村人口表 (2) 大飯発電所周辺環境資料 ①発電所周辺航空写真 ②発電所周辺地図（2万5千分の1） ③発電所周辺地図（5万分の1） ④市町村市街図</td> </tr> <tr> <td>3. 放射能影響測定に関する資料</td> <td>(1) 大飯発電所気象関係資料 ①気象観測データ (2) 緊急モニタリング資料 ①空間線量モニタリング配置図 ②環境試料サンプリング位置図 ③環境モニタリング測定データ (3) 大飯発電所設備資料 ①主要系統模式図 ②原子炉設置(変更)許可申請書 ③系統図 ④プラント配置図 ⑤プラント関係プロセス及び放射線計測配置図 ⑥プラント主要設備概要 ⑦原子炉安全保護系ロジック一覧表</td> </tr> </tbody> </table> <p>※資料類は全て緊急時対策所に配備</p>	種類	資料名	1. 組織及び体制に関する資料	(1) 緊急時対応組織資料 ①大飯発電所原子力事業者防災業務計画 ②大飯発電所保安規定 ③原子力防災規程 ④非常時の措置通達 ⑤原子力防災業務要綱 ⑥大飯発電所事故時操作所則 ⑦大飯発電所重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達 ⑧大飯発電所大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達 (2) 緊急時通信連絡体制資料 ①原子力防災組織要員名簿等	2. 社会環境に関する資料	(1) 大飯発電所周辺人口関連資料 ①方位別人口分布図 ②集落別人口分布図 ③市町村人口表 (2) 大飯発電所周辺環境資料 ①発電所周辺航空写真 ②発電所周辺地図（2万5千分の1） ③発電所周辺地図（5万分の1） ④市町村市街図	3. 放射能影響測定に関する資料	(1) 大飯発電所気象関係資料 ①気象観測データ (2) 緊急モニタリング資料 ①空間線量モニタリング配置図 ②環境試料サンプリング位置図 ③環境モニタリング測定データ (3) 大飯発電所設備資料 ①主要系統模式図 ②原子炉設置(変更)許可申請書 ③系統図 ④プラント配置図 ⑤プラント関係プロセス及び放射線計測配置図 ⑥プラント主要設備概要 ⑦原子炉安全保護系ロジック一覧表	<p>(3) 重大事故対策の検討に必要な資料 緊急時対策所に以下の資料を配備する。</p> <table border="1" data-bbox="723 375 1328 973"> <thead> <tr> <th>資料名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 発電所周辺地図 ① 発電所周辺地域地図 (1/25,000) ② 発電所周辺地域地図 (1/50,000)</td> </tr> <tr> <td>2. 発電所周辺航空写真パネル</td> </tr> <tr> <td>3. 発電所気象観測データ ① 統計処理データ ② 毎時観測データ</td> </tr> <tr> <td>4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ ① 空間線量モニタリング配置図 ② 環境試料サンプリング位置図 ③ 環境モニタリング測定データ</td> </tr> <tr> <td>5. 発電所周辺人口関連データ ① 方位別人口分布図 ② 集落の人口分布図 ③ 市町村人口表 ④ 市町村市街図</td> </tr> <tr> <td>6. 発電所主要系統模式図（各号炉）</td> </tr> <tr> <td>7. 原子炉設置許可申請書（各号炉）</td> </tr> <tr> <td>8. 系統図及びプラント配置図 ① 系統図 ② プラント配置図</td> </tr> <tr> <td>9. プラント関係プロセス及び放射線計測配置図（各号炉）</td> </tr> <tr> <td>10. プラント主要設備概要</td> </tr> <tr> <td>11. 原子炉安全保護系ロジック一覧表（各号炉）</td> </tr> <tr> <td>12. 規程類 ① 原子炉施設保安規定 ② 原子力事業者防災業務計画</td> </tr> <tr> <td>13. 事故時操作手順書類</td> </tr> </tbody> </table>	資料名	1. 発電所周辺地図 ① 発電所周辺地域地図 (1/25,000) ② 発電所周辺地域地図 (1/50,000)	2. 発電所周辺航空写真パネル	3. 発電所気象観測データ ① 統計処理データ ② 毎時観測データ	4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ ① 空間線量モニタリング配置図 ② 環境試料サンプリング位置図 ③ 環境モニタリング測定データ	5. 発電所周辺人口関連データ ① 方位別人口分布図 ② 集落の人口分布図 ③ 市町村人口表 ④ 市町村市街図	6. 発電所主要系統模式図（各号炉）	7. 原子炉設置許可申請書（各号炉）	8. 系統図及びプラント配置図 ① 系統図 ② プラント配置図	9. プラント関係プロセス及び放射線計測配置図（各号炉）	10. プラント主要設備概要	11. 原子炉安全保護系ロジック一覧表（各号炉）	12. 規程類 ① 原子炉施設保安規定 ② 原子力事業者防災業務計画	13. 事故時操作手順書類	<p>(3) 重大事故対策の検討に必要な資料 緊急時対策所指揮所に以下の資料を配備する。</p> <p>表 5.2-4 重大事故対策の検討に必要な主な資料</p> <table border="1" data-bbox="1350 375 1955 1129"> <thead> <tr> <th>資料名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 発電所周辺地図 ① 発電所周辺地域地図 (1/25,000) ② 発電所周辺地域地図 (1/50,000)</td> </tr> <tr> <td>2. 発電所周辺航空写真パネル</td> </tr> <tr> <td>3. 発電所気象観測データ ① 統計処理データ ② 毎時観測データ</td> </tr> <tr> <td>4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ ① 空間線量モニタリング配置図 ② 環境試料サンプリング位置図 ③ 環境モニタリング測定データ</td> </tr> <tr> <td>5. 発電所周辺人口関連データ ① 方位別人口分布図 ② 集落の人口分布図 ③ 市町村人口表</td> </tr> <tr> <td>6. 主要系統模式図（各号炉）</td> </tr> <tr> <td>7. 原子炉設置許可申請書（各号炉）</td> </tr> <tr> <td>8. 系統図及びプラント配置図 ① 系統図 ② プラント配置図</td> </tr> <tr> <td>9. プラント関係プロセス及び放射線計測配置図（各号炉）</td> </tr> <tr> <td>10. プラント主要設備概要（各号炉）</td> </tr> <tr> <td>11. 総合インターロック線図（各号炉）</td> </tr> <tr> <td>12. 規程類 ① 原子炉施設保安規定 ② 原子力事業者防災業務計画</td> </tr> <tr> <td>13. 運転要領緊急処置編</td> </tr> <tr> <td>14. 重大事故等および大規模損壊対応要領（各対応手順含む）</td> </tr> </tbody> </table>	資料名	1. 発電所周辺地図 ① 発電所周辺地域地図 (1/25,000) ② 発電所周辺地域地図 (1/50,000)	2. 発電所周辺航空写真パネル	3. 発電所気象観測データ ① 統計処理データ ② 毎時観測データ	4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ ① 空間線量モニタリング配置図 ② 環境試料サンプリング位置図 ③ 環境モニタリング測定データ	5. 発電所周辺人口関連データ ① 方位別人口分布図 ② 集落の人口分布図 ③ 市町村人口表	6. 主要系統模式図（各号炉）	7. 原子炉設置許可申請書（各号炉）	8. 系統図及びプラント配置図 ① 系統図 ② プラント配置図	9. プラント関係プロセス及び放射線計測配置図（各号炉）	10. プラント主要設備概要（各号炉）	11. 総合インターロック線図（各号炉）	12. 規程類 ① 原子炉施設保安規定 ② 原子力事業者防災業務計画	13. 運転要領緊急処置編	14. 重大事故等および大規模損壊対応要領（各対応手順含む）	<p>【大飯】 ・記載方針の相違 表題、記載表現、表構成の相違 （女川記載に統一） 【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違） 【女川】 ・表題の相違</p>
種類	資料名																																							
1. 組織及び体制に関する資料	(1) 緊急時対応組織資料 ①大飯発電所原子力事業者防災業務計画 ②大飯発電所保安規定 ③原子力防災規程 ④非常時の措置通達 ⑤原子力防災業務要綱 ⑥大飯発電所事故時操作所則 ⑦大飯発電所重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達 ⑧大飯発電所大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達 (2) 緊急時通信連絡体制資料 ①原子力防災組織要員名簿等																																							
2. 社会環境に関する資料	(1) 大飯発電所周辺人口関連資料 ①方位別人口分布図 ②集落別人口分布図 ③市町村人口表 (2) 大飯発電所周辺環境資料 ①発電所周辺航空写真 ②発電所周辺地図（2万5千分の1） ③発電所周辺地図（5万分の1） ④市町村市街図																																							
3. 放射能影響測定に関する資料	(1) 大飯発電所気象関係資料 ①気象観測データ (2) 緊急モニタリング資料 ①空間線量モニタリング配置図 ②環境試料サンプリング位置図 ③環境モニタリング測定データ (3) 大飯発電所設備資料 ①主要系統模式図 ②原子炉設置(変更)許可申請書 ③系統図 ④プラント配置図 ⑤プラント関係プロセス及び放射線計測配置図 ⑥プラント主要設備概要 ⑦原子炉安全保護系ロジック一覧表																																							
資料名																																								
1. 発電所周辺地図 ① 発電所周辺地域地図 (1/25,000) ② 発電所周辺地域地図 (1/50,000)																																								
2. 発電所周辺航空写真パネル																																								
3. 発電所気象観測データ ① 統計処理データ ② 毎時観測データ																																								
4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ ① 空間線量モニタリング配置図 ② 環境試料サンプリング位置図 ③ 環境モニタリング測定データ																																								
5. 発電所周辺人口関連データ ① 方位別人口分布図 ② 集落の人口分布図 ③ 市町村人口表 ④ 市町村市街図																																								
6. 発電所主要系統模式図（各号炉）																																								
7. 原子炉設置許可申請書（各号炉）																																								
8. 系統図及びプラント配置図 ① 系統図 ② プラント配置図																																								
9. プラント関係プロセス及び放射線計測配置図（各号炉）																																								
10. プラント主要設備概要																																								
11. 原子炉安全保護系ロジック一覧表（各号炉）																																								
12. 規程類 ① 原子炉施設保安規定 ② 原子力事業者防災業務計画																																								
13. 事故時操作手順書類																																								
資料名																																								
1. 発電所周辺地図 ① 発電所周辺地域地図 (1/25,000) ② 発電所周辺地域地図 (1/50,000)																																								
2. 発電所周辺航空写真パネル																																								
3. 発電所気象観測データ ① 統計処理データ ② 毎時観測データ																																								
4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ ① 空間線量モニタリング配置図 ② 環境試料サンプリング位置図 ③ 環境モニタリング測定データ																																								
5. 発電所周辺人口関連データ ① 方位別人口分布図 ② 集落の人口分布図 ③ 市町村人口表																																								
6. 主要系統模式図（各号炉）																																								
7. 原子炉設置許可申請書（各号炉）																																								
8. 系統図及びプラント配置図 ① 系統図 ② プラント配置図																																								
9. プラント関係プロセス及び放射線計測配置図（各号炉）																																								
10. プラント主要設備概要（各号炉）																																								
11. 総合インターロック線図（各号炉）																																								
12. 規程類 ① 原子炉施設保安規定 ② 原子力事業者防災業務計画																																								
13. 運転要領緊急処置編																																								
14. 重大事故等および大規模損壊対応要領（各対応手順含む）																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
<p>(4) ガンマ線測定用サーベイメータの根拠について</p> <ul style="list-style-type: none"> ガンマ線測定用サーベイメータは、屋外作業現場等の放射線測定を行い、現場で作業を行う要員等の過剰な被ばくを防止するために使用する。 放射線測定を行う作業現場は、屋外作業等数箇所ある。 原子力災害活動に従事する現場作業要員等の線量管理を行う上で放射線測定は必須であることから、故障等により使用できない状態も考慮し予備機も含め5台配備する。 <p>(5) 表面汚染密度測定用サーベイメータの根拠について</p> <ul style="list-style-type: none"> 表面汚染密度測定用サーベイメータは、屋外から緊急時対策所へ入室する現場作業要員等の身体等に放射性物質が付着していないことを確認するために使用する。 具体的には、下図の「身体サーベイエリア」において、緊急安全対策要員等が現場作業要員等の身体サーベイを行う。 当該「身体サーベイエリア」では、1度に2名を同時に身体サーベイすることが可能であるため、5台あれば必要な数量は確保される。 このほか、ブルーム通過後に現場作業要員等の待機場所として、事務所等を活用する可能性があり、これらの場所に緊急時対策所より表面汚染密度測定用サーベイメータを持ち出して使用することも考慮し、5台配備する。 <p><参考></p> <table border="1" data-bbox="114 847 651 1109"> <thead> <tr> <th data-bbox="114 847 387 879">ガンマ線測定用サーベイメータ</th> <th data-bbox="387 847 651 879">表面汚染密度測定用サーベイメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="114 879 387 1038">  </td> <td data-bbox="387 879 651 1038">  </td> </tr> <tr> <td data-bbox="114 1038 387 1109"> <ul style="list-style-type: none"> 測定範囲：1μSv/h～300mSv/h 電源：乾電池（単3形電池）4本 【連続80時間以上】 </td> <td data-bbox="387 1038 651 1109"> <ul style="list-style-type: none"> 測定範囲：0～3×10⁴cpm 電源：乾電池（単2形電池）4本 【連続100時間以上】 </td> </tr> </tbody> </table>	ガンマ線測定用サーベイメータ	表面汚染密度測定用サーベイメータ			<ul style="list-style-type: none"> 測定範囲：1μSv/h～300mSv/h 電源：乾電池（単3形電池）4本 【連続80時間以上】 	<ul style="list-style-type: none"> 測定範囲：0～3×10⁴cpm 電源：乾電池（単2形電池）4本 【連続100時間以上】 			<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載内容の相違（女川実績の反映） <p>表5.2-3に数量根拠を記載することで計測器使用目的も判断できるため記載はしない。</p>
ガンマ線測定用サーベイメータ	表面汚染密度測定用サーベイメータ								
									
<ul style="list-style-type: none"> 測定範囲：1μSv/h～300mSv/h 電源：乾電池（単3形電池）4本 【連続80時間以上】 	<ul style="list-style-type: none"> 測定範囲：0～3×10⁴cpm 電源：乾電池（単2形電池）4本 【連続100時間以上】 								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

(6) その他の資機材等

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】

5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に以下の資機材等を配備する。

名称	仕様等	台数
酸素濃度計	<ul style="list-style-type: none"> 測定範囲：0～25% 測定精度：±0.5%(0.0～25.0%) 【メーカー値】 電源：乾電池（単3形電池）2本【約1年（無警報時）】 検知原理：ガルバニ電池式 管理目標：19%以上 	3台 ^{※1}
二酸化炭素濃度計	<ul style="list-style-type: none"> 測定範囲：0～1% 測定精度：±（測定範囲の1.5%+指示値の2%）【メーカー値】 電源：乾電池（単3形電池）4本 測定方式：非分散型赤外線吸収法（NDIR Non Dispersive Infra Red）センサ 管理目標：1.0%以下 	3台 ^{※1}
プロジェクター	緊急時対策所内の要員が必要な情報の共有を行いやすいよう、資料等を表示するプロジェクターを配備する。	1台
可搬型照明	<ul style="list-style-type: none"> バッテリー式 光源：LED 連続点灯時間：10時間以上 	2台
簡易トイレ	ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないように、連続使用可能な簡易トイレを配備する。	1式

※1 予備2台を含む

(4) その他資機材等

緊急時対策所又は緊急時対策建屋に以下の資機材等を配備する。

名称	仕様等	配備数量	保管場所
酸素濃度計	<ul style="list-style-type: none"> 測定範囲：0～100% 測定精度：±0.5%(0～25.0%) ±3.0%(25.1%以上) 電源：単3形乾電池4本 検知原理：ガルバニ電池式 管理目標：18%以上（労働安全衛生規則を準拠） 	2台 ^{※1}	緊急時対策所
二酸化炭素濃度計	<ul style="list-style-type: none"> 測定範囲：0.04%～5.0% 測定精度：±10%rdg又は0.01%のうち大きいほう 電源：単3形乾電池4本 検知原理：非分散形赤外線式（NDIR） 管理目標：1.0%以下（労働安全衛生規則の許容炭酸ガス濃度1.5%に余裕を見た数値） 	2台 ^{※1}	
一般テレビ（回線、機器）	報道や気象情報等を入手するため、一般テレビ（回線、機器）を配備する。	1式	資機材保管エリア、緊急時対策所
社内パソコン（回線、機器）	社内情報共有に必要な資料・書類等を作成するため、社内用パソコンを配備するとともに、必要なインフラ（社内回線）を整備する。	1式	
飲食等	ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないように、余裕数を見込んで1日分以上の食料及び飲料水を緊急時対策所内に保管する。 残りの数量については、資機材保管エリアに保管することで、必要に応じて取りに行くことが可能である。	2,100食 ^{※2} 1,400本 ^{※3} (1.5ℓ/本)	資機材保管エリア、緊急時対策所
簡易トイレ	ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないよう、また、本設のトイレが使用できない場合に備え、簡易トイレを配備する。	4,900個 ^{※4}	
よう素剤	初日に2錠、2日目以降は1錠/1日服用する。	800錠 ^{※5}	緊急時対策所

※1：予備を含む。
 ※2：100名（本部要員38名+現場要員40名+余裕）×7日×3食
 ※3：100名（本部要員38名+現場要員40名+余裕）×7日×2本（1.5ℓ/本）
 ※4：100名（本部要員38名+現場要員40名+余裕）×（7回/1日×7日）=4,900個
 ※5：100名（本部要員38名+現場要員40名+余裕）×（初日2錠+2日目以降1錠/1日×6日）=800錠

(4) その他資機材等

緊急時対策所指揮所又は緊急時対策所待機所に以下の資機材等を配備する。

名称	仕様等	数量
酸素濃度・二酸化炭素濃度計	<ul style="list-style-type: none"> 測定（使用）範囲 酸素濃度：0～25.0 vol% 二酸化炭素：0～5.00 vol% 指示精度：±0.7%（酸素）、±0.25%（二酸化炭素） 電源：単4形乾電池2本【約25時間（25℃、無警報、無照明）】 検知原理：定電位電解式（酸素）、非分散型赤外線吸収法（二酸化炭素） 管理目標 酸素濃度：19%以上 二酸化炭素濃度：1.0%以下 	4台 ^{※1}
可搬型照明	<ul style="list-style-type: none"> バッテリー式 光源：LED 連続点灯時間：10時間 	8台 ^{※2}
一般テレビ（回線、機器）	報道や気象情報等を入手するため、一般テレビ（回線、機器）を配備する。	1式
社内パソコン（回線、機器）	社内情報共有に必要な資料・書類等を作成するため、社内用パソコンを配備するとともに、必要なインフラ（社内回線）を整備する。	1式
食料等	ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないように7日分の食料及び飲料水を緊急時対策所内に保管する。	2,520食 ^{※3} 1,680ℓ ^{※4}
簡易トイレ	ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないように、簡易トイレを配備する。	2式 ^{※5}
安定よう素剤	1人あたり2錠×7日分+余裕を配備する。	2,000錠 ^{※6}

※1：緊急時対策所指揮所2台（予備1台）、緊急時対策所待機所2台（予備1台）
 ※2：緊急時対策所指揮所4台、緊急時対策所待機所4台
 ※3：120名×3食×7日
 ※4：120名×4本×0.5ℓ×7日
 ※5：緊急時対策所指揮所1式、緊急時対策所待機所1式
 ※6：緊急時対策所指揮所1,000錠、緊急時対策所待機所1,000錠

【大飯】
 ・表題の相違
 【女川】
 ・資機材配備箇所の相違
 【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）
 【大飯】【女川】
 ・資機材名称の相違
 【女川】
 ・記載内容の相違
 泊の緊急時対策所に配備資機材である可搬型照明についても記載した。（大飯と同様）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>仕様等</th> <th>容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>酸素濃度計</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 測定範囲：0～100% 測定精度：±0.5% (0～25.0%) ±3.0% (25.1%以上) 電 源：単3形乾電池4本 検知原理：ガルフニ電池式 管理目標：18%以上（酸素欠乏症防止規則を準拠） </td> <td>3台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 測定範囲：0～10,000ppm 測定精度：±3%FS 電 源：単3形乾電池4本 検知原理：非分散形赤外線式（NDIR） 管理目標：0.5%以下（事務所衛生基準規則を準拠） </td> <td>3台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>一般テレビ （回線、機器）</td> <td>報道や気象情報等を入力するため、一般テレビ（回線、機器）を配備する。</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>社内パソコン （回線、機器）</td> <td>社内情報共有に必要な資料・書類等を作成するため、社内用パソコンを配備するとともに、必要なインフラ（社内回線）を整備する。</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>食料</td> <td> プールーム通過中に5号炉原子炉建屋内緊急時対策所から退出する必要があるように、余裕数を見込んで1日分以上の食料及び飲料水を待避室内に保管する。 残りの数量については、5号炉原子炉建屋に保管することで、必要に応じて取りに行くことが可能である。 </td> <td> 3,780食^{※2} 2,520本^{※3} (1,597)6 </td> </tr> <tr> <td>簡易トイレ</td> <td>プールーム通過中に緊急時対策所から退出する必要があるよう、また、本設のトイレが使用できない場合に備え、簡易トイレを配備する。</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>コウiesel</td> <td>初日は2錠、二日目は降圧1錠/日服用する。</td> <td>1,140錠^{※4}</td> </tr> </tbody> </table> <p> ^{※1}：予備を含む。 ^{※2}：180名（1～7号炉対応の緊急時対策要員164名+自衛消防隊10名+余裕）×7日×3食 ^{※3}：180名（1～7号炉対応の緊急時対策要員164名+自衛消防隊10名+余裕）×7日×2本(1.5本/人/本) ^{※4}：180名（1～7号炉対応の緊急時対策要員164名+自衛消防隊10名+余裕）×（初日2錠+2日目以降1錠/1日×6日） </p>	名称	仕様等	容量	酸素濃度計	<ul style="list-style-type: none"> 測定範囲：0～100% 測定精度：±0.5% (0～25.0%) ±3.0% (25.1%以上) 電 源：単3形乾電池4本 検知原理：ガルフニ電池式 管理目標：18%以上（酸素欠乏症防止規則を準拠） 	3台 ^{※1}	二酸化炭素濃度計	<ul style="list-style-type: none"> 測定範囲：0～10,000ppm 測定精度：±3%FS 電 源：単3形乾電池4本 検知原理：非分散形赤外線式（NDIR） 管理目標：0.5%以下（事務所衛生基準規則を準拠） 	3台 ^{※1}	一般テレビ （回線、機器）	報道や気象情報等を入力するため、一般テレビ（回線、機器）を配備する。	1式	社内パソコン （回線、機器）	社内情報共有に必要な資料・書類等を作成するため、社内用パソコンを配備するとともに、必要なインフラ（社内回線）を整備する。	1式	食料	プールーム通過中に5号炉原子炉建屋内緊急時対策所から退出する必要があるように、余裕数を見込んで1日分以上の食料及び飲料水を待避室内に保管する。 残りの数量については、5号炉原子炉建屋に保管することで、必要に応じて取りに行くことが可能である。	3,780食 ^{※2} 2,520本 ^{※3} (1,597)6	簡易トイレ	プールーム通過中に緊急時対策所から退出する必要があるよう、また、本設のトイレが使用できない場合に備え、簡易トイレを配備する。	1式	コウiesel	初日は2錠、二日目は降圧1錠/日服用する。	1,140錠 ^{※4}			
名称	仕様等	容量																									
酸素濃度計	<ul style="list-style-type: none"> 測定範囲：0～100% 測定精度：±0.5% (0～25.0%) ±3.0% (25.1%以上) 電 源：単3形乾電池4本 検知原理：ガルフニ電池式 管理目標：18%以上（酸素欠乏症防止規則を準拠） 	3台 ^{※1}																									
二酸化炭素濃度計	<ul style="list-style-type: none"> 測定範囲：0～10,000ppm 測定精度：±3%FS 電 源：単3形乾電池4本 検知原理：非分散形赤外線式（NDIR） 管理目標：0.5%以下（事務所衛生基準規則を準拠） 	3台 ^{※1}																									
一般テレビ （回線、機器）	報道や気象情報等を入力するため、一般テレビ（回線、機器）を配備する。	1式																									
社内パソコン （回線、機器）	社内情報共有に必要な資料・書類等を作成するため、社内用パソコンを配備するとともに、必要なインフラ（社内回線）を整備する。	1式																									
食料	プールーム通過中に5号炉原子炉建屋内緊急時対策所から退出する必要があるように、余裕数を見込んで1日分以上の食料及び飲料水を待避室内に保管する。 残りの数量については、5号炉原子炉建屋に保管することで、必要に応じて取りに行くことが可能である。	3,780食 ^{※2} 2,520本 ^{※3} (1,597)6																									
簡易トイレ	プールーム通過中に緊急時対策所から退出する必要があるよう、また、本設のトイレが使用できない場合に備え、簡易トイレを配備する。	1式																									
コウiesel	初日は2錠、二日目は降圧1錠/日服用する。	1,140錠 ^{※4}																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大阪発電所3/4号炉

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】

5.3 通信連絡設備の必要な容量及びデータ回線容量について
 (1) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の通信連絡設備の必要な容量について
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に配備している通信連絡設備の容量及び事故時に想定される必要な容量は表5.3-1のとおりである。

通信種別	主要設備	数量 ^{※1}	最低必要数量 ^{※2}	最低必要数量 ^{※3} の根拠
発電所内外	衛星電話設備	衛星電話設備（密設） 9台	5台	号機室3台、6,7号炉中央制御室連絡用2台、停止号炉の中央制御室連絡用1台、通信車1台、共用1台
	衛星電話設備（可搬型）	18台	3台	共用「モニタリングカー等」
発電所内	電力保安通信用電話設備	固定電話機 19台	4台	号機室（6号炉）2台（中央制御室連絡用）、号機室（7号炉）2台（中央制御室連絡用）
	FAX	2台	2台	6号炉中央制御室連絡用1台、7号炉中央制御室連絡用1台
	送受話器	ハンドセット 2台	1台	所内連絡用
		スピーカー 2台	1台	
	無線連絡設備	無線連絡設備（密設） 4台	4台	長田現地連絡用4台
		無線連絡設備（可搬型） 90台	18台	現場連絡用18台
	携帯型音声呼出電話設備	携帯型音声呼出電話機 6台	4台	対策本部2台、特機所2台、予備2台
		中継用ケーブルドラム 2台	2台	対策本部・特機所間の通信連絡用2台
	5号炉内外緊急連絡用インターフォン	インターフォン設備 5台	5台	内外からの連絡用3台、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）及び5号炉中央制御室各1台
	発電所外	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	テレビ会議システム（衛星系・有線系 共用） 1式	1式
		IP-電話機（有線系） 4台	2台	政府関係者用1台、当社用1台
		IP-電話機（衛星系） 2台	2台	政府関係者用1台、当社用1台
		IP-FAX（有線系） 1台	1台	発電所内外連絡用 共用
		IP-FAX（衛星系） 1台	1台	発電所内外連絡用 共用
衛星電話設備（社内向）		衛星社内電話機 4台	4台	本社連絡用
		テレビ会議システム（社内向） 1式	1式	社内外会議用
テレビ会議システム（社内向）		テレビ会議システム（社内向） 1式	1式	社内外会議用
専用電話設備（自治体向け）			7台	他の発電所外用通信連絡設備にて代用が可能

※1：予備を含む。（今後、訓練等で見直しを行う。）
 ※2：今後、訓練等で見直しを行う。

女川原子力発電所2号炉

5.3 通信連絡設備の必要な容量及びデータ回線容量について
 (1) 緊急時対策所の通信連絡設備の必要な容量について
緊急時対策所に配備している通信連絡設備の容量及び事故時に想定される必要な容量は表5.3-1のとおりである。

表5.3-1 緊急時対策所の通信連絡設備の必要な容量

通信種別	主要設備	数量 ^{※1}	最低必要数量 ^{※2}	最低必要数量 ^{※3} の根拠
発電所内外	固定電話機	12台	12台	本部5台、情報班1台、総務班1台、広報班1台、技保班4台、放射線管理班1台、保健班1台、発電管理班1台
	電力保安通信用電話設備 ^{※1}	PBS端末 12台		
	FAX	1台	1台	社内外連絡用
	衛星電話設備	衛星電話設備（固定型） 4台	2台	社内連絡用2台、社外連絡用1台
		衛星電話設備（携帯型） 10台	5台	共用（放射能観測車連絡用等）
発電所内	送受話器（ベージング）	ハンドセット 2台	1台	所内連絡用
		スピーカー 2台	1台	
	移動無線設備	移動無線設備（固定型） 1台	1台	放射能観測車連絡用
	無線連絡設備	無線連絡設備（固定型） 4台	1台	所内連絡用1台
		無線連絡設備（携帯型） 38台	19台	現場連絡用19台
発電所外	電力保安通信用電話設備 ^{※1}	衛星保安電話（固定型） 1台	1台	発電所外連絡用
	社内テレビ会議システム	1式	1式	社内外会議用
	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	テレビ会議システム（有線系・衛星系） 1式	1式	社内外会議用
		IP-電話（有線系） 4台	2台	政府関係者用1台、当社用1台
		IP-電話（衛星系） 2台	2台	政府関係者用1台、当社用1台
		IP-FAX（有線系） 2台	1台	発電所内外連絡用 共用
		IP-FAX（衛星系） 1台	1台	発電所内外連絡用 共用
	高機能加入電話設備	加入電話機 12台	—	固定電話機又はPIS端末12台ほかの発電所外用通信連絡設備にて代用が可能
		加入FAX 1台	—	ほかの発電所外用通信連絡設備にて代用が可能
	専用電話設備（地方公共団体向け）	10台	—	ほかの発電所外用通信連絡設備にて代用が可能

※1：局線加入電話設備に接続されており、発電所外への連絡も可能。
 ※2：予備を含む。（今後、訓練等で見直しを行う。）
 ※3：今後、訓練等で見直しを行う。

泊発電所3号炉

5.3 通信連絡設備の必要な容量及びデータ回線容量について
 (1) 緊急時対策所の通信連絡設備の必要な容量について
緊急時対策所指揮所及び**緊急時対策所待機所**に配備している通信連絡設備の容量及び事故時に想定される必要な容量は表5.3-1のとおりである。

表5.3-1 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の通信連絡設備の必要な容量

場所	通信種別	主要設備	数量 ^{※1}	最低必要数量 ^{※2}	最低必要数量 ^{※3} の根拠
発電所内外	電力保安通信用電話設備	保安電話（固定） ^{※1}	8台	8台	発電所内外連絡用
		保安電話（FAX）	1台	1台	発電所内外連絡用
	衛星電話設備	衛星電話設備（固定型）	3台	3台	発電所内外連絡用
		衛星電話設備（携帯型）	15台	10台	共用（給油作業等）
	運転指令設備		1台	1台	発電所内連絡用
	無線連絡設備（固定型）		1台	1台	発電所内連絡用
	移動無線設備		1台	1台	放射能観測車連絡用
	インターフォン		1台	1台	指揮所・待機所間の情報共有用
	テレビ会議システム（指揮所・待機所間）		1式	1式	指揮所・待機所間の情報共有用
	発電所内	衛星電話設備	衛星電話設備（FAX）	1台	1台
社内テレビ会議システム			1台	1台	社内会議用
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備		テレビ会議システム	1台	1台	社内外会議用
		IP電話（地上系）	4台	2台	政府関係者用1台、事業者用1台
		IP電話（衛星系）	2台	2台	政府関係者用1台、事業者用1台
		IP-FAX（地上系）	2台	1台	発電所内外連絡用
IP-FAX（衛星系）		1台	1台	発電所内外連絡用	
加入電話設備		固定電話	2台	—	他の発電所外用通信連絡設備にて代用が可能
		FAX	1台	—	
専用電話設備		専用電話設備（固定型）	7台	—	他の発電所外用通信連絡設備にて代用が可能
	専用電話設備（FAX）	7台	—		
待機所	電力保安通信用電話設備	保安電話（固定） ^{※1}	1台	1台	発電所内連絡用
		運転指令設備	1台	1台	発電所内連絡用
	無線連絡設備（携帯型）	4台	2台	発電所内外連絡用2台	
	インターフォン		1台	1台	指揮所・待機所間の情報共有用
テレビ会議システム（指揮所・待機所間）		1式	1式	指揮所・待機所間の情報共有用	

※1：加入電話設備に接続されており、発電所外への連絡も可能
 ※2：予備を含む。（今後、訓練等で見直しを行う。）
 ※3：今後、訓練等で見直しを行う。

【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）
 【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）

・設計の相違
 泊の緊急時対策所は指揮所と待機所の2種構成であることから、情報共有のための通信連絡設備として、インターフォン及びテレビ会議システムを設ける。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
	<p>(2) 事故時に必要なデータ伝送に関する必要回線容量について</p> <p>緊急時対策所には、発電所外用として国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備を配備し、専用であって多様性を確保した統合原子力防災ネットワークに接続しており、表5.3-2のように事故時に必要なデータ（必要回線容量）を伝送できる回線容量を有している。</p> <p>表5.3-2 事故時に必要なデータ伝送に関する必要回線容量について</p> <table border="1" data-bbox="712 437 1312 596"> <thead> <tr> <th>通信回線種別</th> <th>回線容量</th> <th>必要回線容量</th> <th>データ伝送 (SPDS伝送装置)</th> <th>通信連絡 (統合原子力防災ネットワーク を用いた通信連絡設備)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">統合原子力 防災ネット ワーク</td> <td>有線系 回線</td> <td>5Mbps</td> <td>84kbps (1～3号炉分)</td> <td>2.28Mbps (テレビ会議システム、IP電話、 IP-FAX)</td> </tr> <tr> <td>衛星系 回線</td> <td>384kbps</td> <td>84kbps (1～3号炉分)</td> <td>210kbps (テレビ会議システム、IP電話、 IP-FAX)</td> </tr> </tbody> </table>	通信回線種別	回線容量	必要回線容量	データ伝送 (SPDS伝送装置)	通信連絡 (統合原子力防災ネットワーク を用いた通信連絡設備)	統合原子力 防災ネット ワーク	有線系 回線	5Mbps	84kbps (1～3号炉分)	2.28Mbps (テレビ会議システム、IP電話、 IP-FAX)	衛星系 回線	384kbps	84kbps (1～3号炉分)	210kbps (テレビ会議システム、IP電話、 IP-FAX)	<p>(2) 事故時に必要なデータ伝送に関する必要回線容量について</p> <p>3号炉原子炉補助建屋には、発電所外用として国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備を配備し、専用であって多様性を確保した統合原子力防災ネットワークに接続しており、表5.3-2のように事故時に必要なデータ（必要回線容量）を伝送できる回線容量を有している。</p> <p>表5.3-2 事故時に必要なデータ伝送に関する必要回線容量について</p> <table border="1" data-bbox="1346 437 1928 651"> <thead> <tr> <th>通信回線種別</th> <th>回線容量</th> <th>必要回線 容量</th> <th>データ伝送</th> <th>通信連絡 (統合原子力防災ネットワーク を用いた通信連絡設備)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">統合原子力 防災ネット ワーク</td> <td>有線系回線</td> <td>50bps</td> <td>4.4kbps (1～3号炉分)</td> <td>2.4Mbps</td> </tr> <tr> <td>衛星系回線</td> <td>384kbps</td> <td>4.4kbps (1～3号炉分)</td> <td>210kbps</td> </tr> </tbody> </table>	通信回線種別	回線容量	必要回線 容量	データ伝送	通信連絡 (統合原子力防災ネットワーク を用いた通信連絡設備)	統合原子力 防災ネット ワーク	有線系回線	50bps	4.4kbps (1～3号炉分)	2.4Mbps	衛星系回線	384kbps	4.4kbps (1～3号炉分)	210kbps	<p>【女川】 ・設備の相違（相違理由①）</p>
通信回線種別	回線容量	必要回線容量	データ伝送 (SPDS伝送装置)	通信連絡 (統合原子力防災ネットワーク を用いた通信連絡設備)																											
統合原子力 防災ネット ワーク	有線系 回線	5Mbps	84kbps (1～3号炉分)	2.28Mbps (テレビ会議システム、IP電話、 IP-FAX)																											
	衛星系 回線	384kbps	84kbps (1～3号炉分)	210kbps (テレビ会議システム、IP電話、 IP-FAX)																											
通信回線種別	回線容量	必要回線 容量	データ伝送	通信連絡 (統合原子力防災ネットワーク を用いた通信連絡設備)																											
統合原子力 防災ネット ワーク	有線系回線	50bps	4.4kbps (1～3号炉分)	2.4Mbps																											
	衛星系回線	384kbps	4.4kbps (1～3号炉分)	210kbps																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料7</p> <p>7. 安全パラメータ表示システム(SPDS)について (1) 安全パラメータ表示システム(SPDS)にて確認できるパラメータについて</p> <p>緊急時対策所においては、重大事故等に対処するために必要な情報として、以下のプラントの状態確認に必要な主要なプラントパラメータをSPDS表示装置にて確認することができる。(SPDS表示装置にて主要なバルブの開閉表示は確認可能)</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に設置する緊急時対策支援システム伝送装置に入力されるパラメータ（SPDSパラメータ）は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所において、データを確認することができる。 通常のデータ伝送ラインである有線系回線が使用できない場合、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に設置する緊急時対策支援システム伝送装置は、主なERSS伝送パラメータ※をバックアップ伝送ラインである無線系回線により6号炉及び7号炉のコントロール建屋に設置するデータ伝送装置からデータを収集し、SPDS表示装置にて確認できる設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム(SPDS)へのデータ入力については、通常はプラント計算機からの入力であるが、別途バックアップラインを設置している。 バックアップラインは、安全保護系ラック、NIS盤、RMS盤等の耐震性を有する計測装置等からプラント計算機を介さずに直接データを収集することができる。 各プラントパラメータは、SPDSサーバに2週間分のデータが保存できる仕様となっている。 なお、2週間分のデータは、データ表示装置で確認可能である。</p>	<p>5.4 SPDSのデータ伝送概要とパラメータについて</p> <p>緊急時対策所に設置するSPDS伝送装置は、2号炉の制御建屋に設置するデータ収集装置からデータを収集し、SPDS表示装置にて確認できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所に設置するSPDS伝送装置に入力されるパラメータ（SPDSパラメータ）は、緊急時対策所において、データを確認することができる。</p> <p>通常のデータ伝送ラインである有線系回線が使用できない場合、緊急時対策所に設置するSPDS伝送装置は、国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ伝送している主な※パラメータ（ERSS伝送パラメータ）をバックアップ伝送ラインである無線系回線により2号炉の制御建屋に設置するデータ収集装置からデータを収集し、SPDS表示装置にて確認できる設計とする。</p> <p>各パラメータは、SPDS伝送装置に2週間分（1分周期）のデータが保存され、SPDS表示装置にて過去データ（2週間分）が確認できる設計とする。 ※一部のパラメータは、バックアップ伝送ラインを経由せず、SPDS表示装置で確認できる。</p>	<p>5.4 安全パラメータ表示システム（SPDS）のデータ伝送概要とパラメータについて</p> <p>3号炉原子炉補助建屋に設置するデータ収集計算機が収集するデータは、データ表示端末にて確認できる設計とする。</p> <p>3号炉原子炉補助建屋に設置するデータ収集計算機に入力されるパラメータ（SPDSパラメータ）は、緊急時対策所指揮所において、データを確認することができる。</p> <p>通常のデータ伝送ラインである有線系回線が使用できない場合、緊急時対策所指揮所に設置するデータ表示端末は、国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ伝送しているパラメータ（ERSS伝送パラメータ）をバックアップ伝送ライン（表示用）である無線系回線により3号炉原子炉補助建屋に設置するデータ収集計算機からデータを収集し、データ表示端末にて確認できる設計とする。</p> <p>データ収集計算機へのデータ入力については、通常はプラント計算機からの入力であるが、別途バックアップ伝送ライン（収集用）を設置する。 バックアップ伝送ライン（収集用）は、原子炉安全保護盤等の耐震性を有する計測装置等からプラント計算機を介さずに直接データを収集することができる。 各パラメータは、データ収集計算機に2週間分（1分周期）のデータが保存され、データ表示端末にて過去データ（2週間分）が確認できる設計とする。</p>	<p>【大飯】・記載内容の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】・設備の相違（相違理由④） システム設計の相違により、データ表示端末へのデータ入力ラインが異なる。</p> <p>【女川】・設備の相違（相違理由④） 【柏崎】・記載方針の相違（2-3②の相違）</p> <p>【女川】・設備の相違（相違理由④） 【女川】・設備の相違</p> <p>泊3号炉バックアップ伝送ライン（表示用）は、有線系回線及び無線系回線ともに同じデータを伝送している。 【柏崎】・記載方針の相違（2-3②の相違）</p> <p>【女川】・記載充実（大飯参照） 【大飯】・設備表現の相違</p> <p>【女川】・設備の相違 泊3号炉バックアップ伝送ライン（表</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>SPDS パラメータについては、<u>緊急時対策所</u>において必要な指示を行うことができるよう、プラント・系統全体の安定・変化傾向を把握し、それによって事故の様相の把握とその復旧方策、代替措置の計画・立案・指揮・助言を行うために必要な情報を選定する。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>（例：中央制御室にて低圧代替注水操作を行った場合、<u>緊急時対策所</u>においては、原子炉水位・復水補給水系流量（原子炉圧力容器）を確認することで操作成功時の予測との比較を行うことができる。）</p> <p>バックアップ伝送ラインでは、これらパラメータ以外にも、「水素爆発による格納容器の破損防止」「水素爆発による原子炉建屋の損傷防止」に必要なパラメータ（バックアップ対象パラメータ）を収集し、<u>緊急時対策所</u>に設置するSPDS表示装置において確認できる設計とする。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>なお、ERSS伝送パラメータ以外のバックアップ対象パラメータについては、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>に設置する衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機、IP-FAX）を使用し国等の関係各所と情報共有することは可能である。</p>	<p>SPDSパラメータについては、緊急時対策所において必要な指示を行うことができるよう、プラント・系統全体の安定・変化傾向を把握し、それによって事故の様相の把握とその復旧方策、代替措置の計画・立案・指揮・助言を行うために必要な情報を選定する。すなわち、以下に示す対応活動が可能となるように必要なパラメータが表示・把握できる設計とする。</p> <p>①2号炉の中央制御室（運転員）を支援する観点から「炉心反応度の状態」、「炉心冷却の状態」、「原子炉格納容器の状態」、「放射能隔離の状態」、「非常用炉心冷却系(ECCS)の状態等」の確認に加え、「使用済燃料プールの状態」の把握、並びに「環境の情報」の把握。</p> <p>②上記①を元にした設備・系統の機能が維持できているか、性能を発揮できているか等プラント状況・挙動の把握。</p> <p>上記①②が可能となるパラメータを確認することで、中央制御室での弁開閉等の操作の結果として予測されるプラント状況・挙動との比較を行うことができ、前述の計画・立案・指揮・助言を行うことができることから、弁の開閉状態等については一部を除きSPDSパラメータとして選定しない。弁の開閉状態等についての情報が必要な場合には、通信連絡設備を用いて中央制御室（運転員）に確認する。</p> <p>（例：中央制御室にて低圧代替注水操作を行った場合、<u>緊急時対策所</u>においては、原子炉水位・残留熱除去系洗浄ライン流量を確認することで操作成功時の予測との比較を行うことができる。）</p> <p>バックアップ伝送ラインでは、これらパラメータ以外にも、「水素爆発による原子炉格納容器の破損防止」、「水素爆発による原子炉建屋の損傷防止」に必要なパラメータ（バックアップ対象パラメータ）を収集し、<u>緊急時対策所</u>に設置するSPDS表示装置において確認できる設計とする。</p> <p>SPDS表示装置で確認できるパラメータを表5.4-1に示す。 また、表5.4-2に設置許可基準規則第58条における計装設備とバックアップ対象パラメータの整理を示す。</p> <p>なお、ERSS伝送パラメータ以外のバックアップ対象パラメータについては、<u>緊急時対策所</u>に設置する衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）を使用し、国等の関係各所と情報共有することは可能である。</p>	<p>SPDSパラメータについては、緊急時対策所において必要な指示を行うことができるよう、プラント・系統全体の安定・変化傾向を把握し、それによって事故の様相の把握とその復旧方策、代替措置の計画・立案・指揮・助言を行うために必要な情報を選定する。すなわち、以下に示す対応活動が可能となるように必要なパラメータが表示・把握できる設計とする。</p> <p>①3号炉の中央制御室（運転員）を支援する観点から「炉心反応度の状態」、「炉心冷却の状態」、「原子炉格納容器の状態」、「放射能隔離の状態」、「非常用炉心冷却系(ECCS)の状態」の確認に加え、「使用済燃料ピットの状態」の把握、並びに「環境の状態」の把握。</p> <p>②上記①を元にした設備・系統の機能が維持できているか、性能を発揮できているか等プラント状況・挙動の把握。</p> <p>上記①②が可能となるパラメータを確認することで、中央制御室での弁開閉等の操作の結果として予測されるプラント状況・挙動との比較を行うことができ、前述の計画・立案・指揮・助言を行うことができることから、弁の開閉状態等については一部を除きSPDSパラメータとして選定しない。弁の開閉状態等についての情報が必要な場合には、通信連絡設備を用いて中央制御室（運転員）に確認する。</p> <p>（例：中央制御室にて代替炉心注水操作を行った場合、<u>緊急時対策所</u>においては、原子炉容器水位・炉心出口温度を確認することで、操作成功時の予測との比較を行うことができる。）</p> <p>バックアップ伝送ライン（表示用/収集用）では、これらパラメータ以外にも、「水素爆発による原子炉格納容器の破損防止」、「水素爆発による原子炉建屋の損傷防止」に必要なパラメータ（バックアップ対象パラメータ）を収集し、<u>緊急時対策所指揮所</u>に設置するデータ表示端末において確認できる設計とする。</p> <p>データ表示端末で確認できるパラメータを表5.4-1に示す。 また、表5.4-2に設置許可基準規則第58条における計装設備とバックアップ対象パラメータの整理を示す。</p> <p>なお、ERSS伝送パラメータ以外のバックアップ対象パラメータについては、<u>緊急時対策所指揮所</u>に設置する衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）を使用し、国等の関係各所と情報共有することは可能である。</p>	<p>示用)は、有線系回線及び無線系回線ともに同じデータを伝送している。</p> <p>【女川】・設備名称の相違</p> <p>【女川】・設備名称の相違</p> <p>【柏崎】・記載方針の相違(2-3②の相違)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】

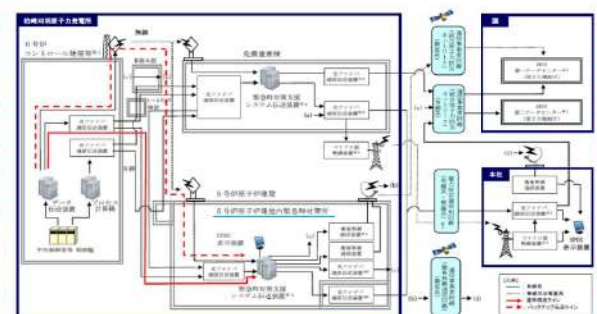


図5.4-1 安全パラメータ表示システム (SPDS) 等のデータ伝送概要

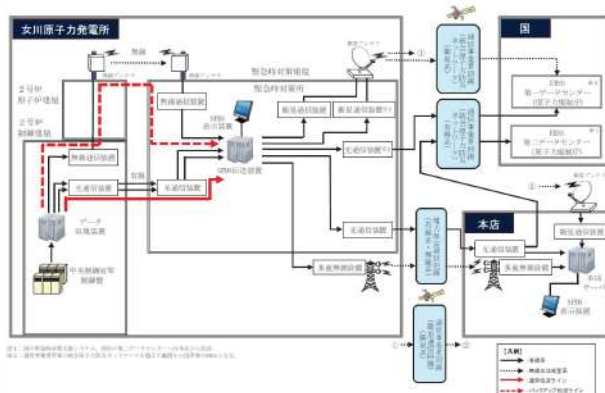


図5.4-1 安全パラメータ表示システム (SPDS) 等のデータ伝送概要

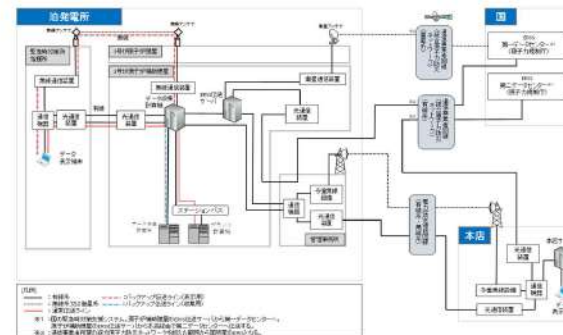


図5.4-1 安全パラメータ表示システム (SPDS) 等のデータ伝送概要

目的	対象パラメータ	SPDS入力 パラメータ	ERSSへ 伝送している パラメータ	バックアップ 対象パラメータ
炉心反応率 の状態確認	出力領域平均中性子束チャンネル 平均値	○	○	—
	中性子束	○	○	○
	中間領域中性子束	○	○	○
	中性子監視域中性子束	○	○	○
	出力領域中性子束	○	○	○
炉心冷却の 状態確認	加圧器水位	○	○	○
	1次冷却材圧力	○	○	○
	原子炉水位	○	○	○
	Aループ1次冷却材高温側温度(広域)	○	○	○
	Bループ1次冷却材高温側温度(広域)	○	○	○
	Cループ1次冷却材高温側温度(広域)	○	○	○
	Dループ1次冷却材高温側温度(広域)	○	○	○
	Aループ1次冷却材低温側温度(広域)	○	○	○
	Bループ1次冷却材低温側温度(広域)	○	○	○
	Cループ1次冷却材低温側温度(広域)	○	○	○
	Dループ1次冷却材低温側温度(広域)	○	○	○

○ = DB

表5.4-1 SPDS表示装置で確認できるパラメータ (1/10)

目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ
炉心反応率 の状態確認	APRMレベル (平均)	○	○	○
	APRM (A) レベル	○	○	○
	APRM (B) レベル	○	○	○
	APRM (C) レベル	○	○	○
	APRM (D) レベル	○	○	○
	APRM (E) レベル	○	○	○
	APRM (F) レベル	○	○	○
	SRRM (A) 対数計数率	○	○	○
	SRRM (B) 対数計数率	○	○	○
	SRRM (C) 対数計数率	○	○	○
	SRRM (D) 対数計数率	○	○	○
	SRRM (E) 対数計数率	○	○	○
	SRRM (F) 対数計数率	○	○	○
	SRRM (G) 対数計数率	○	○	○
SRRM (H) 対数計数率	○	○	○	
炉心冷却の 状態確認	SRRM (A) 非数率高	○	○	○
	SRRM (B) 非数率高	○	○	○
	SRRM (C) 非数率高	○	○	○
	SRRM (D) 非数率高	○	○	○
	SRRM (E) 非数率高	○	○	○
	SRRM (F) 非数率高	○	○	○
	SRRM (G) 非数率高	○	○	○
	SRRM (H) 非数率高	○	○	○
	SRRM (A) 漏れ%出力	○	○	○
	SRRM (B) 漏れ%出力	○	○	○
	SRRM (C) 漏れ%出力	○	○	○
	SRRM (D) 漏れ%出力	○	○	○
	SRRM (E) 漏れ%出力	○	○	○
	SRRM (F) 漏れ%出力	○	○	○
SRRM (G) 漏れ%出力	○	○	○	
SRRM (H) 漏れ%出力	○	○	○	
全館警報全挿入		○	○	○

表5.4-1 データ表示端末で確認できるパラメータ (1/4)

目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS伝送 パラメータ	バックアップ 対象パラメータ	
炉心反応率 の状態確認	中性子監視域中性子束	○	○	○	
	中間領域中性子束	○	○	○	
	出力領域中性子束	○	○	○	
	出力領域中性子束 (中間値)	○	○	○	
	ほうろくタンク水位	A-ほうろくタンク水位 B-ほうろくタンク水位	○	○	○
炉心冷却の 状態確認	加圧器水位	○	○	○	
	1次冷却材圧力 (広域)	1次冷却材圧力	○	○	○
	1次冷却材温度 (広域・高温側、低温側)	Aループ1次冷却材高温側温度 (広域)	○	○	○
		Bループ1次冷却材高温側温度 (広域)	○	○	○
		Cループ1次冷却材高温側温度 (広域)	○	○	○
		Aループ1次冷却材低温側温度 (広域)	○	○	○
	Bループ1次冷却材低温側温度 (広域)	○	○	○	
	Cループ1次冷却材低温側温度 (広域)	○	○	○	
	主蒸気ライン圧力	A-主蒸気ライン圧力	○	○	○
		B-主蒸気ライン圧力	○	○	○
		C-主蒸気ライン圧力	○	○	○
	高圧注入装置	A-高圧注入ポンプ出口流量	○	○	○
		B-高圧注入ポンプ出口流量	○	○	○
	低圧注入装置	熱除去Aライン流量	○	○	○
熱除去Bライン流量		○	○	○	
燃料冷却用水ピット水位	燃料冷却用水ピット水位	○	○	○	
	燃料冷却用水ピット水位	○	○	○	
炉心冷却の 状態確認	蒸気発生器水位 (広域)	A-蒸気発生器水位 (広域)	○	○	○
		B-蒸気発生器水位 (広域)	○	○	○
		C-蒸気発生器水位 (広域)	○	○	○
	蒸気発生器水位 (狭域)	A-蒸気発生器水位 (狭域)	○	○	○
		B-蒸気発生器水位 (狭域)	○	○	○
		C-蒸気発生器水位 (狭域)	○	○	○
	補助給水流量	A-補助給水ライン流量	○	○	○
		B-補助給水ライン流量	○	○	○
		C-補助給水ライン流量	○	○	○
	補助給水ピット水位	補助給水ピット水位	○	○	○
		補助給水ピット水位	○	○	○
	電圧の状態 (アイゼン ル電機機連動装置)	6-3 A D G 電圧	○	○	○
		6-3 B D G 電圧	○	○	○
		6-3 C D G 電圧	○	○	○
炉内母線電圧 (非常 用)	6-3 A 母線電圧	○	○	○	
	6-3 B 母線電圧	○	○	○	
サブターム度 (ループ)	サブターム度 (ループ)	○	○	○	
	サブターム度 (T/A/C)	○	○	○	

【女川】PWR 設計の
 反映
 炉型の相違により
 設備及び対象パラ
 メータに相違はあ
 るが、データ表示端
 末で表示する「目的」
 は同等であり、
 緊急時対策所で必
 要な情報を把握で
 きることに相違は
 ない。

【大飯】・記載表現
 の相違
 データ表示端末で
 表示する「目的」及
 び対象パラメータ
 は同等であり、デー
 タ表示端末の機能
 に相違はない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由	
目的 主蒸気圧力 安全注入流量 余熱除去流量 燃料取替用水ピット水位 充てん水 蒸気発生器水位 2次系による冷却 所内母線電圧（非常用） 1次冷却材サブクール度	対象パラメータ	SPDS入力パラメータ	ERSSへ伝達しているパラメータ	バックアップ対象パラメータ									
	A主蒸気圧力	○	○	○									
	B主蒸気圧力	○	○	○									
	C主蒸気圧力	○	○	○									
	D主蒸気圧力	○	○	○									
	A高圧注入流量	○	○	○									
	B高圧注入流量	○	○	○									
	A余熱除去流量	○	○	○									
	B余熱除去流量	○	○	○									
	燃料取替用水ピット水位	○	○	○									
充てん水	○	○	○										
蒸気発生器水位	A蒸気発生器水位(広域)	○	○	○									
	B蒸気発生器水位(狭域)	○	○	○									
	C蒸気発生器水位(広域)	○	○	○									
	D蒸気発生器水位(狭域)	○	○	○									
	A蒸気発生器水位(狭域)	○	○	○									
	B蒸気発生器水位(狭域)	○	○	○									
	C蒸気発生器水位(狭域)	○	○	○									
	D蒸気発生器水位(狭域)	○	○	○									
2次系による冷却	A蒸気発生器補助給水流量	○	○	○									
	B蒸気発生器補助給水流量	○	○	○									
	C蒸気発生器補助給水流量	○	○	○									
	D蒸気発生器補助給水流量	○	○	○									
所内母線電圧（非常用）	4-3A母線電圧	○	○	○									
	4-3B母線電圧	○	○	○									
	4-3AEG遮断器	○	○	○									
	4-3BEG遮断器	○	○	○									
1次冷却材サブクール度	1次冷却材サブクール度(T/C)	○	○	○									

大飯発電所3/4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由
目的 1次冷却材圧力（広域） 炉心出口温度 1次冷却材温度（広域・高濃側、低濃側） 格納容器内高レベルシグナルの指示値	対象パラメータ	SPDS入力パラメータ	ERSSへ伝達しているパラメータ	バックアップ対象パラメータ								
	1次冷却材圧力（広域）	○	○	○								
	炉心出口温度	○	○	○								
	1次冷却材温度（広域・高濃側、低濃側）	○	○	○								
	格納容器内高レベルシグナルの指示値	○	○	○								

大飯発電所3/4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由
目的 炉心冷却の状態確認 格納容器の状態確認	対象パラメータ	SPDS入力パラメータ	ERSSへ伝達しているパラメータ	バックアップ対象パラメータ								
	炉心冷却の状態確認	○	○	○								
	格納容器の状態確認	○	○	○								

大飯発電所3/4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由
目的 炉心冷却の状態確認 格納容器の状態確認	対象パラメータ	SPDS入力パラメータ	ERSSへ伝達しているパラメータ	バックアップ対象パラメータ								
	炉心冷却の状態確認	○	○	○								
	格納容器の状態確認	○	○	○								

大飯発電所3/4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由
目的 炉心冷却の状態確認 格納容器の状態確認	対象パラメータ	SPDS入力パラメータ	ERSSへ伝達しているパラメータ	バックアップ対象パラメータ								
	炉心冷却の状態確認	○	○	○								
	格納容器の状態確認	○	○	○								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

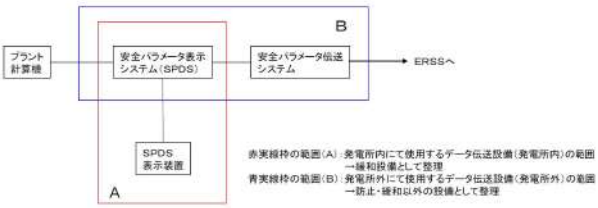
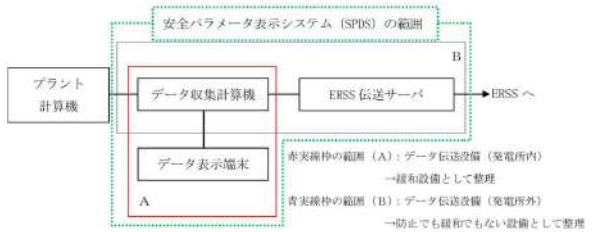
大飯発電所3/4号炉					女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由													
目的	対象パラメータ	SPDS入力 パラメータ	ERSSへ伝送 している パラメータ	バックアップ 対象パラメータ	(6/10)					(7/10)																		
					SPDS バックアップ パラメータ	ERSS伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ	目的	対象パラメータ	SPDS バックアップ パラメータ	ERSS伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ																
放射能隔離の 状態確認	排気筒ガスモニ タの指示	A排気筒ガスモニタ	○	○	○	燃料能障壁 の状態確認	P-C15内異物検	○	○	○	環境の 情報確認	モニタリングボ スト及びモニタ リングステーレ ーションの指示	モニタポスト No.1 検量率	○	○	○	使用済燃料ピ ットの 状態確認	A使用済燃料ピ ット水位	○	○	○	その他 (ECCSの 状態等)	ECCSの状態 (高圧注入系)	A高圧注入ポン プ	○	○	○	=D B
		B排気筒ガスモニタ	○	○	○		MS1V (第1) 全弁開	○	○	○		モニタリングボ スト No.2 検量率	○	○	○	B使用済燃料ピ ット水位		○	○	○	ECCSの状態 (低圧注入系)		B高圧注入ポン プ	○	○	○		
		排気筒高レンジガスモニタ (低レンジ)	○	○	○		主蒸気第1隔離弁 (A) 開	○	○	○		モニタリングボ スト No.3 検量率	○	○	○	A可能式使用済 燃料ピット水位		○	○	○								
		排気筒高レンジガスモニタ (高レンジ)	○	○	○		主蒸気第1隔離弁 (B) 開	○	○	○		モニタリングボ スト No.4 検量率	○	○	○	B可能式使用済 燃料ピット水位		○	○	○								
環境の 情報確認	原子炉島納容 器障壁の状態	格納容器隔離 (T信号)	○	○	○	環境の 情報確認	原子炉島納容 器障壁の状態	格納容器隔離 (T信号)	○	○	○	使用済燃料ピ ットの 状態確認	モニタステーシ ョン検量率	モニタステーシ ョン No.5 検量率	○	○	○	燃料取扱場周 辺の放射線量	A使用済燃料ピ ット温度	○	○	○	その他 (ECCSの 状態等)					
		モニタポスト No.1 検量率	○	○	○		SGTR A 異常作 用	○	○	○	B使用済燃料ピ ット温度		○	○	○	使用済燃料ピ ット区域エアモ ニタ	○		○	○								
環境の 情報確認	気象情報	モニタリングボ スト No.2 検量率	○	○	○	環境の 情報確認	気象情報	風速 (平均風速)	○	○	○	燃料取扱場周 辺の放射線量	モニタステーシ ョン検量率	モニタステーシ ョン No.5 検量率	○	○	○	その他 (ECCSの 状態等)	A使用済燃料ピ ット区域エアモ ニタ	○	○	○	=D B					
		モニタリングボ スト No.3 検量率	○	○	○		SGTR B 異常作 用	○	○	○	B使用済燃料ピ ット区域エアモ ニタ		○	○	○													
環境の 情報確認	使用済燃料ピ ットの 状態確認	モニタリングボ スト No.4 検量率	○	○	○	環境の 情報確認	使用済燃料ピ ットの 状態確認	A使用済燃料ピ ット水位	○	○	○	燃料取扱場周 辺の放射線量	モニタステーシ ョン検量率	モニタステーシ ョン No.5 検量率	○	○	○	その他 (ECCSの 状態等)	A可能式使用済 燃料ピット区域 周辺 エリアモニタ	○	○	○	=D B					
		モニタリングボ スト No.5 検量率	○	○	○		B使用済燃料ピ ット水位	○	○	○	B可能式使用済 燃料ピット区域 周辺 エリアモニタ		○	○	○													
環境の 情報確認	使用済燃料ピ ットの 状態確認	モニタステーシ ョン検量率	○	○	○	環境の 情報確認	使用済燃料ピ ットの 状態確認	A使用済燃料ピ ット温度	○	○	○	燃料取扱場周 辺の放射線量	モニタステーシ ョン検量率	モニタステーシ ョン No.5 検量率	○	○	○	その他 (ECCSの 状態等)	A可能式使用済 燃料ピット区域 周辺 エリアモニタ	○	○	○	=D B					
		10分間最大風向方位番号	○	○	○		B使用済燃料ピ ット温度	○	○	○	B可能式使用済 燃料ピット区域 周辺 エリアモニタ		○	○	○													
環境の 情報確認	使用済燃料ピ ットの 状態確認	風速 (平均風速)	○	○	○	環境の 情報確認	使用済燃料ピ ットの 状態確認	A使用済燃料ピ ット温度	○	○	○	燃料取扱場周 辺の放射線量	モニタステーシ ョン検量率	モニタステーシ ョン No.5 検量率	○	○	○	その他 (ECCSの 状態等)	A可能式使用済 燃料ピット区域 周辺 エリアモニタ	○	○	○	=D B					
		太気安定電	○	○	○		B使用済燃料ピ ット温度	○	○	○	B可能式使用済 燃料ピット区域 周辺 エリアモニタ		○	○	○													
環境の 情報確認	使用済燃料ピ ットの 状態確認	A使用済燃料ピ ット水位 (AM用)	○	○	○	環境の 情報確認	使用済燃料ピ ットの 状態確認	A使用済燃料ピ ット温度	○	○	○	燃料取扱場周 辺の放射線量	モニタステーシ ョン検量率	モニタステーシ ョン No.5 検量率	○	○	○	その他 (ECCSの 状態等)	A可能式使用済 燃料ピット区域 周辺 エリアモニタ	○	○	○	=D B					
		B使用済燃料ピ ット水位 (AM用)	○	○	○		B使用済燃料ピ ット温度	○	○	○	B可能式使用済 燃料ピット区域 周辺 エリアモニタ		○	○	○													
環境の 情報確認	使用済燃料ピ ットの 状態確認	A可能式使用済 燃料ピット水位	○	○	○	環境の 情報確認	使用済燃料ピ ットの 状態確認	A使用済燃料ピ ット温度	○	○	○	燃料取扱場周 辺の放射線量	モニタステーシ ョン検量率	モニタステーシ ョン No.5 検量率	○	○	○	その他 (ECCSの 状態等)	A可能式使用済 燃料ピット区域 周辺 エリアモニタ	○	○	○	=D B					
		B可能式使用済 燃料ピット水位	○	○	○		B使用済燃料ピ ット温度	○	○	○	B可能式使用済 燃料ピット区域 周辺 エリアモニタ		○	○	○													
環境の 情報確認	使用済燃料ピ ットの 状態確認	A使用済燃料ピ ット温度 (AM用)	○	○	○	環境の 情報確認	使用済燃料ピ ットの 状態確認	A使用済燃料ピ ット温度	○	○	○	燃料取扱場周 辺の放射線量	モニタステーシ ョン検量率	モニタステーシ ョン No.5 検量率	○	○	○	その他 (ECCSの 状態等)	A可能式使用済 燃料ピット区域 周辺 エリアモニタ	○	○	○	=D B					
		B使用済燃料ピ ット温度 (AM用)	○	○	○		B使用済燃料ピ ット温度	○	○	○	B可能式使用済 燃料ピット区域 周辺 エリアモニタ		○	○	○													
環境の 情報確認	使用済燃料ピ ットの 状態確認	使用済燃料ピ ット区域エアモ ニタ	○	○	○	環境の 情報確認	使用済燃料ピ ットの 状態確認	A使用済燃料ピ ット温度	○	○	○	燃料取扱場周 辺の放射線量	モニタステーシ ョン検量率	モニタステーシ ョン No.5 検量率	○	○	○	その他 (ECCSの 状態等)	A可能式使用済 燃料ピット区域 周辺 エリアモニタ	○	○	○	=D B					
		A可能式使用済 燃料ピット区域 周辺 エリアモニタ	○	○	○		B使用済燃料ピ ット温度	○	○	○	B可能式使用済 燃料ピット区域 周辺 エリアモニタ		○	○	○													
環境の 情報確認	使用済燃料ピ ットの 状態確認	B使用済燃料ピ ット区域エアモ ニタ	○	○	○	環境の 情報確認	使用済燃料ピ ットの 状態確認	A使用済燃料ピ ット温度	○	○	○	燃料取扱場周 辺の放射線量	モニタステーシ ョン検量率	モニタステーシ ョン No.5 検量率	○	○	○	その他 (ECCSの 状態等)	A可能式使用済 燃料ピット区域 周辺 エリアモニタ	○	○	○	=D B					
		B可能式使用済 燃料ピット区域 周辺 エリアモニタ	○	○	○		B使用済燃料ピ ット温度	○	○	○	B可能式使用済 燃料ピット区域 周辺 エリアモニタ		○	○	○													
環境の 情報確認	使用済燃料ピ ットの 状態確認	A高圧注入ポン プ	○	○	○	環境の 情報確認	使用済燃料ピ ットの 状態確認	A使用済燃料ピ ット温度	○	○	○	燃料取扱場周 辺の放射線量	モニタステーシ ョン検量率	モニタステーシ ョン No.5 検量率	○	○	○	その他 (ECCSの 状態等)	A可能式使用済 燃料ピット区域 周辺 エリアモニタ	○	○	○	=D B					
		B高圧注入ポン プ	○	○	○		B使用済燃料ピ ット温度	○	○	○	B可能式使用済 燃料ピット区域 周辺 エリアモニタ		○	○	○													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉		相違理由
		(8/10)						
目的	対象パラメータ	SWS パラメータ	DBS伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ				
非常用炉心 冷却系 (EC CS) の状態 等	A.D.S. A系作動	○	○	○				
	A.D.S. B系作動	○	○	○				
	R.C.I.C.タービン止め制御	○	○	○				
	L.P.C.S.ポンプ 運転中	○	○	○				
	H.P.C.S.ポンプ 運転中	○	○	○				
	R.H.R.ポンプ (A) 運転中	○	○	○				
	R.H.R.ポンプ (B) 運転中	○	○	○				
	R.H.R.ポンプ (C) 運転中	○	○	○				
	R.H.R. A系L.P.C.I注入隔離弁閉	○	○	○				
	R.H.R. B系L.P.C.I注入隔離弁閉	○	○	○				
	R.H.R. C系L.P.C.I注入隔離弁閉	○	○	○				
	凝縮水流量	○	○	○				
	使用済燃料 プールの状 態確認	使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式) [使用済燃料プール温度 (燃料ラック上層7,00mm)]	○	-	○			
使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式) [使用済燃料プール温度 (燃料ラック上層6,80mm)]		○	-	○				
使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式) [使用済燃料プール温度 (燃料ラック上層6,00mm)]		○	-	○				
使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式) [使用済燃料プール温度 (燃料ラック上層5,00mm)]		○	-	○				
使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式) [使用済燃料プール温度 (燃料ラック上層4,00mm)]		○	-	○				
使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式) [使用済燃料プール温度 (燃料ラック上層3,00mm)]		○	-	○				
使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式) [使用済燃料プール温度 (燃料ラック上層2,00mm)]		○	-	○				
使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式) [使用済燃料プール温度 (燃料ラック上層1,00mm)]		○	-	○				
使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式) [使用済燃料プール温度 (燃料ラック上層0,00mm)]		○	-	○				
使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式) [使用済燃料プール温度 (燃料ラック上層0,00mm)]		○	-	○				
使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式) [使用済燃料プール温度 (燃料ラック上層0,00mm)]		○	-	○				
使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式) [使用済燃料プール温度 (燃料ラック上層0,00mm)]		○	-	○				
使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式) [使用済燃料プール温度 (燃料ラック上層0,00mm)]		○	-	○				
使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式) [使用済燃料プール温度 (燃料ラック上層0,00mm)]		○	-	○				
使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式) [使用済燃料プール温度 (燃料ラック上層0,00mm)]		○	-	○				
(9/10)								
目的	対象パラメータ	SWS パラメータ	DBS伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ				
使用済燃料 プールの状 態確認	使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式) [使用済燃料プール温度 (燃料ラック上層4,000mm)]	○	-	○				
	使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式) [使用済燃料プール温度 (プール底面付近)]	○	-	○				
	使用済燃料プール水位/温度 (ガイドパルス式) [使用済燃料プール水位 (燃料ラック上層400mm~700mm)]	○	-	○				
	使用済燃料プール水位/温度 (ガイドパルス式) [使用済燃料プール上部風度]	○	-	○				
	使用済燃料プール水位/温度 (ガイドパルス式) [使用済燃料プール下部風度]	○	-	○				
	燃料プール上部空間放射線モニタ (高線量)	○	-	○				
	燃料プール上部空間放射線モニタ (高線量)	○	-	○				
	燃料プール上部空間放射線モニタ (高線量)	○	-	○				
	燃料プール上部空間放射線モニタ (高線量)	○	-	○				
	燃料プール上部空間放射線モニタ (高線量)	○	-	○				
水素発生に よる発熱事 象の検出防 止確認	フィルト装置出口水素濃度 (0~3.0%)	○	-	○				
	フィルト装置出口水素濃度 (0~1.0.0%)	○	-	○				
	フィルト装置水位 (A) (広帯域)	○	-	○				
	フィルト装置水位 (B) (広帯域)	○	-	○				
	フィルト装置水位 (C) (広帯域)	○	-	○				
	フィルト装置入口圧力 (広帯域)	○	-	○				
	フィルト装置出口圧力 (広帯域)	○	-	○				
	フィルト装置水温度 (A)	○	-	○				
	フィルト装置水温度 (B)	○	-	○				
	フィルト装置水温度 (C)	○	-	○				
フィルト装置出口放射線モニタ (A)	○	-	○					
フィルト装置出口放射線モニタ (B)	○	-	○					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) データ伝送設備における発電所内と発電所外用の設備分類</p> <p>事故時パラメータを緊急時対策所にて把握するための設備であるデータ伝送設備（発電所内用）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）とSPDS表示装置を設置し、これらについては緩和設備と位置づける。</p> <p>又、発電所外のERSS等へ事故時パラメータを伝送するための設備であるデータ伝送設備（発電所外用）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）と安全パラメータ伝送システムを設置し、これらを防止・緩和以外の設備と位置づける。概要を下図に示す。</p>  <p>データ伝送設備の概要</p>		<p>(2) 安全パラメータ表示システム（SPDS）における発電所内と発電所外用の設備分類</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）は、データ伝送設備（発電所内）とデータ伝送設備（発電所外）から構成される。</p> <p>事故時パラメータを緊急時対策所指揮所にて把握するための設備であるデータ伝送設備（発電所内）として、データ収集計算機とデータ表示端末を設置し、これらについては緩和設備と位置づける。</p> <p>また、発電所外のERSS等へ事故時パラメータを伝送するための設備であるデータ伝送設備（発電所外）として、データ収集計算機とERSS伝送サーバを設置し、これらを防止でも緩和でもない設備と位置づける。概要を下図に示す。</p>  <p>図5.4-2 安全パラメータ表示システム（SPDS）の概要</p>	<p>【女川】・記載充実（大飯参照）</p> <p>【大飯】・記載方針の相違 泊3号炉では、安全パラメータ表示システム（SPDS）の具体的な内訳を記載する事とした。なお、本整理については大飯も同様である。</p> <p>【大飯】・記載表現の相違</p> <p>【大飯】・記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																							
<p style="text-align: right;">添付資料9</p> <p>9. 緊急時対策所に最低限必要な要員について</p> <p>ブルーム通過中においても、緊急時対策所にとどまる必要のある最低限必要な要員を検討した結果、休憩・仮眠をとるための交代要員を考慮して、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員及びその指示のもと重大事故等への対処を行う各班員の計69名、②原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員の計31名に、万一の対応に備えて10名の余裕を加えた合計110名とした。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>ブルーム通過中においても、重大事故等に対処するために緊急時対策所にとどまる必要のある要員は、交替要員も考慮して、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員52名（6号及び7号炉対応要員）と1～5号炉対応要員2名をあわせた54名と、②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員75名のうち、中央制御室待避室にとどまる運転員18名を除く57名の合計111名を想定している。</p> <p>なお、この要員数を最大として、本部長（所長）が緊急時対策所にとどまる要員を判断する。</p> <p>(1) 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員他</p> <table border="1" data-bbox="89 1109 683 1276"> <thead> <tr> <th>要員</th> <th>考え方</th> <th>人数</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部要員</td> <td>3号炉及び4号炉が同時に重大事故等に至った場合、重大事故等に対処するために指揮を行うために最低限必要な本部要員は、本部長（所長）、3号指揮、4号指揮、3号炉原子炉主任技術者、4号炉原子炉主任技術者、本部付及び各班の班長、副班長で構成する。</td> <td>40名</td> <td rowspan="2">69名</td> </tr> <tr> <td>各班員</td> <td>本部要員の指示のもと、重大事故等への対処を行う各班員が緊急時対策所にとどまる。</td> <td>29名</td> </tr> </tbody> </table>	要員	考え方	人数	合計	本部要員	3号炉及び4号炉が同時に重大事故等に至った場合、重大事故等に対処するために指揮を行うために最低限必要な本部要員は、本部長（所長）、3号指揮、4号指揮、3号炉原子炉主任技術者、4号炉原子炉主任技術者、本部付及び各班の班長、副班長で構成する。	40名	69名	各班員	本部要員の指示のもと、重大事故等への対処を行う各班員が緊急時対策所にとどまる。	29名	<p>5.5 緊急時対策所の要員数とその運用について</p> <p>ブルーム通過中においても、重大事故等に対処するために緊急時対策所にとどまる必要のある要員は、交替要員も考慮して、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員36名と、②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員36名のうち、中央制御室待避所にとどまる運転員7名を除く29名の合計65名を想定している。</p> <p>なお、この要員数を目安として、発電所対策本部長が緊急時対策所にとどまる要員を判断する。</p> <p>(1) 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員</p> <p>ブルーム通過中の状況監視及び通過後においても継続して、緊急時対策所において発電所対策本部機能を維持し、必要な指揮・対応を行うために必要な要員数を確保する。</p> <table border="1" data-bbox="757 1109 1299 1380"> <thead> <tr> <th>要員</th> <th>考え方</th> <th>人数</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長ほか</td> <td>発電所対策本部を指揮・統括する本部長、原子炉主任技術者、本部付3名は、重大事故等において、指揮をとる要員として緊急時対策所にとどまる。</td> <td>5名</td> <td rowspan="3">36名</td> </tr> <tr> <td>各班長・班員</td> <td>各班については、本部長からの指揮を受け、重大事故等に対処するため、最低限必要な要員を残して、緊急時対策所にとどまる。</td> <td>13名</td> </tr> <tr> <td>交替要員</td> <td>上記、本部長、原子炉主任技術者及び本部付の交替要員については5名、班長、班員クラスの交替要員については13名を確保する。</td> <td>18名</td> </tr> </tbody> </table>	要員	考え方	人数	合計	本部長ほか	発電所対策本部を指揮・統括する本部長、原子炉主任技術者、本部付3名は、重大事故等において、指揮をとる要員として緊急時対策所にとどまる。	5名	36名	各班長・班員	各班については、本部長からの指揮を受け、重大事故等に対処するため、最低限必要な要員を残して、緊急時対策所にとどまる。	13名	交替要員	上記、本部長、原子炉主任技術者及び本部付の交替要員については5名、班長、班員クラスの交替要員については13名を確保する。	18名	<p>5.5 緊急時対策所の要員数とその運用について</p> <p>ブルーム通過中においても、重大事故等に対処するために緊急時対策所にとどまる必要のある要員は、休憩・仮眠をとるための交替要員も考慮して、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員41名と、②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員31名に、1号及び2号炉運転員3名、消火要員8名を加えた合計83名を想定している。</p> <p>なお、この要員数を目安として、発電所対策本部長が緊急時対策所にとどまる要員を判断する。</p> <p>(1) 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員</p> <p>ブルーム通過中の状況監視及び通過後においても継続して、緊急時対策所において発電所対策本部機能を維持し、必要な指揮・対応を行うために必要な要員数を確保する。</p> <table border="1" data-bbox="1355 1101 1948 1380"> <thead> <tr> <th>要員</th> <th>考え方</th> <th>人数</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長他</td> <td>発電所対策本部長（所長）、3号炉原子炉主任技術者、本部委員2名は、重大事故等において、指揮をとる要員として緊急時対策所指揮所にとどまる。</td> <td>4名</td> <td rowspan="3">41名</td> </tr> <tr> <td>各班長・各班員</td> <td>各班については、本部要員から指示を受け、重大事故等に対処するため、最低限必要な要員を残して、緊急時対策所指揮所又は緊急時対策所待機所にとどまる。</td> <td>13名</td> </tr> <tr> <td>交替要員</td> <td>上記、本部長、原子炉主任技術者及び委員の交代要員は4名、班長、班員クラスの交代要員については、20名を確保する。</td> <td>24名</td> </tr> </tbody> </table>	要員	考え方	人数	合計	本部長他	発電所対策本部長（所長）、3号炉原子炉主任技術者、本部委員2名は、重大事故等において、指揮をとる要員として緊急時対策所指揮所にとどまる。	4名	41名	各班長・各班員	各班については、本部要員から指示を受け、重大事故等に対処するため、最低限必要な要員を残して、緊急時対策所指揮所又は緊急時対策所待機所にとどまる。	13名	交替要員	上記、本部長、原子炉主任技術者及び委員の交代要員は4名、班長、班員クラスの交代要員については、20名を確保する。	24名	<p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 ・記載方針の相違 (大飯審査実績の反映)</p> <p>【大飯・女川】 ・体制の相違 女川では運転員は中央制御室待避所に退避するが、泊は待避所を設けていないため運転員はブルーム通過中には緊急時対策所に一時避難しとどまる。</p> <p>【大飯】 ・記載表現の相違</p> <p>【大飯】 ・要員名称相違</p> <p>【大飯】 ・記載表現の相違</p> <p>【大飯】 ・記載方針の相違 (女川審査の反映)</p>
要員	考え方	人数	合計																																							
本部要員	3号炉及び4号炉が同時に重大事故等に至った場合、重大事故等に対処するために指揮を行うために最低限必要な本部要員は、本部長（所長）、3号指揮、4号指揮、3号炉原子炉主任技術者、4号炉原子炉主任技術者、本部付及び各班の班長、副班長で構成する。	40名	69名																																							
各班員	本部要員の指示のもと、重大事故等への対処を行う各班員が緊急時対策所にとどまる。	29名																																								
要員	考え方	人数	合計																																							
本部長ほか	発電所対策本部を指揮・統括する本部長、原子炉主任技術者、本部付3名は、重大事故等において、指揮をとる要員として緊急時対策所にとどまる。	5名	36名																																							
各班長・班員	各班については、本部長からの指揮を受け、重大事故等に対処するため、最低限必要な要員を残して、緊急時対策所にとどまる。	13名																																								
交替要員	上記、本部長、原子炉主任技術者及び本部付の交替要員については5名、班長、班員クラスの交替要員については13名を確保する。	18名																																								
要員	考え方	人数	合計																																							
本部長他	発電所対策本部長（所長）、3号炉原子炉主任技術者、本部委員2名は、重大事故等において、指揮をとる要員として緊急時対策所指揮所にとどまる。	4名	41名																																							
各班長・各班員	各班については、本部要員から指示を受け、重大事故等に対処するため、最低限必要な要員を残して、緊急時対策所指揮所又は緊急時対策所待機所にとどまる。	13名																																								
交替要員	上記、本部長、原子炉主任技術者及び委員の交代要員は4名、班長、班員クラスの交代要員については、20名を確保する。	24名																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																							
<p>(2) 原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員</p> <p>発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための作業を継続するため、緊急時対応として設置した可搬式代替低圧注水ポンプや空冷式非常用発電装置等の設備の給油や監視、放射性物質の濃度や放射線量の測定については、ブルーム通過後も行う必要があるため、その要員は、ブルーム通過中は緊急時対策所にとどまり、ブルーム通過後にその活動を再開することとなる。</p> <p>なお、ブルーム通過後の発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための作業の一環として、運転操作に関する作業は各号炉の運転員(3,4号炉12名)が実施する。</p> <p>ブルーム通過中に緊急時対策所にとどまる要員以外の緊急安全対策要員は、ブルーム通過時は一時的に構外へ避難しているが、ブルーム通過後は再度構内にて作業を実施する。</p>	<p>(2) 原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な要員</p> <p>ブルーム通過後に実施する作業は、重大事故等対策の有効性評価の重要事故シーケンスのうち、高圧・低圧注水機能喪失を参考とし、重大事故等対応に加えて、放射性物質拡散防止のための放水操作等が可能な要員数を確保する。</p> <p>交替要員については、順次、構外に待機している要員を当てる。</p>	<p>(2) 原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な要員</p> <p>発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための作業を継続するため、可搬型大容量海水送水ポンプ車や代替非常用発電機等の可搬型重大事故等対応設備への給油や監視、放射性物質の濃度や放射線量の測定については、ブルーム通過後も行う必要があるため、その要員は、ブルーム通過中は緊急時対策所にとどまり、ブルーム通過後にその活動を再開することとなる。</p> <p>ブルーム通過後の発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための作業の一環として、運転操作に関する作業は3号炉運転員(6名)が実施する。</p> <p>ブルーム通過中に緊急時対策所にとどまる要員以外の発電所災害対策要員は、ブルーム通過時は一時的に構外へ避難しているが、ブルーム通過後は再度構内にて作業を実施する。</p>	<p>【大飯】 ・表題の相違</p> <p>【女川】 ・記載方針の相違 (大飯審査実績の反映)</p> <p>【大飯】 ・設備名称の相違</p> <p>【大飯】 ・対象運転号炉の相違</p> <p>【大飯】 ・要員名称の相違</p>																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>要員</th> <th>考え方</th> <th>人数</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急対策要員(協力会社社員含む)</td> <td>可搬式代替低圧注水ポンプ等の設備の給油や監視、放射性物質の濃度等の測定については、ブルーム通過後も活動を継続する必要があるため、その要員は緊急時対策所に留まる。</td> <td>19名</td> <td rowspan="2">31名</td> </tr> <tr> <td>運転員(当直員)</td> <td>原子炉格納容器破損時には、運転員は中央制御室から退避し、緊急時対策所にとどまる。</td> <td>12名</td> </tr> </tbody> </table>	要員	考え方	人数	合計	緊急対策要員(協力会社社員含む)	可搬式代替低圧注水ポンプ等の設備の給油や監視、放射性物質の濃度等の測定については、ブルーム通過後も活動を継続する必要があるため、その要員は緊急時対策所に留まる。	19名	31名	運転員(当直員)	原子炉格納容器破損時には、運転員は中央制御室から退避し、緊急時対策所にとどまる。	12名	<table border="1"> <thead> <tr> <th>要員</th> <th>考え方</th> <th>人数</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転員</td> <td>2号炉中央制御室内の待避所が使用不能な場合、緊急時対策所に退避するものの、ブルーム通過後に中央制御室にて対応が可能な場合は、復帰し運転操作を行う。</td> <td>7名</td> <td rowspan="2">36名</td> </tr> <tr> <td>保修班 現場要員</td> <td>重大事故等 対応要員 (電源車の運転操作、監視等(交替要員を含む。))</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大容量送水ポンプ(タイプ1)による注水操作、監視等(交替要員を含む。)</td> <td>9名</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料補給(軽油タンクからタンクローリーへの軽油補給、電源車等への燃料補給(交替要員を含む。))</td> <td>2名</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ブルドーザによるアクセスルートのがれき除去</td> <td>2名</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>放射性物質 拡散抑制 対応要員 (放射性物質拡散抑制対応(放射性物質の拡散を抑制するための原子炉建屋への放水操作の再開(交替要員を含む。))</td> <td>6名</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>モニタリング要員 (作業現場のモニタリング及びチェンジングエリアの運営等(交替要員を含む。))</td> <td>6名</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	要員	考え方	人数	合計	運転員	2号炉中央制御室内の待避所が使用不能な場合、緊急時対策所に退避するものの、ブルーム通過後に中央制御室にて対応が可能な場合は、復帰し運転操作を行う。	7名	36名	保修班 現場要員	重大事故等 対応要員 (電源車の運転操作、監視等(交替要員を含む。))	4名		大容量送水ポンプ(タイプ1)による注水操作、監視等(交替要員を含む。)	9名			燃料補給(軽油タンクからタンクローリーへの軽油補給、電源車等への燃料補給(交替要員を含む。))	2名			ブルドーザによるアクセスルートのがれき除去	2名			放射性物質 拡散抑制 対応要員 (放射性物質拡散抑制対応(放射性物質の拡散を抑制するための原子炉建屋への放水操作の再開(交替要員を含む。))	6名			モニタリング要員 (作業現場のモニタリング及びチェンジングエリアの運営等(交替要員を含む。))	6名		<table border="1"> <thead> <tr> <th>要員</th> <th>考え方</th> <th>人数</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転員(当直員)</td> <td>・原子炉格納容器破損時には、緊急時対策所に退避するものの、ブルーム通過後には中央制御室にて対応が可能な場合には、復帰し運転操作を行う。</td> <td>6名</td> <td rowspan="2">31名</td> </tr> <tr> <td>運転班員</td> <td>放射性物質 拡散抑制 対応要員 (可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲操作による大気への拡散抑制)</td> <td>6名</td> </tr> <tr> <td>運転班員</td> <td>・運転員、運転班員の操作支援等</td> <td>7名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>復旧班員</td> <td>・アクセスルートのがれき撤去</td> <td>2名</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">総括班員</td> <td rowspan="2">災害対策要員 (燃料補給(ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの燃料補給、可搬型大容量海水送水ポンプ車等への燃料補給) ・緊急時対策所用発電機の運転操作、監視等)</td> <td>2名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放管班員</td> <td>モニタリング 要員 (作業現場のモニタリング等)</td> <td>4名</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	要員	考え方	人数	合計	運転員(当直員)	・原子炉格納容器破損時には、緊急時対策所に退避するものの、ブルーム通過後には中央制御室にて対応が可能な場合には、復帰し運転操作を行う。	6名	31名	運転班員	放射性物質 拡散抑制 対応要員 (可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲操作による大気への拡散抑制)	6名	運転班員	・運転員、運転班員の操作支援等	7名		復旧班員	・アクセスルートのがれき撤去	2名		総括班員	災害対策要員 (燃料補給(ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの燃料補給、可搬型大容量海水送水ポンプ車等への燃料補給) ・緊急時対策所用発電機の運転操作、監視等)	2名		4名		放管班員	モニタリング 要員 (作業現場のモニタリング等)	4名		<p>【大飯】 ・記載表現の相違 手順の整備、訓練の継続に関して記載しているものであり同様。</p>
要員	考え方	人数	合計																																																																							
緊急対策要員(協力会社社員含む)	可搬式代替低圧注水ポンプ等の設備の給油や監視、放射性物質の濃度等の測定については、ブルーム通過後も活動を継続する必要があるため、その要員は緊急時対策所に留まる。	19名	31名																																																																							
運転員(当直員)	原子炉格納容器破損時には、運転員は中央制御室から退避し、緊急時対策所にとどまる。	12名																																																																								
要員	考え方	人数	合計																																																																							
運転員	2号炉中央制御室内の待避所が使用不能な場合、緊急時対策所に退避するものの、ブルーム通過後に中央制御室にて対応が可能な場合は、復帰し運転操作を行う。	7名	36名																																																																							
保修班 現場要員	重大事故等 対応要員 (電源車の運転操作、監視等(交替要員を含む。))	4名																																																																								
	大容量送水ポンプ(タイプ1)による注水操作、監視等(交替要員を含む。)	9名																																																																								
	燃料補給(軽油タンクからタンクローリーへの軽油補給、電源車等への燃料補給(交替要員を含む。))	2名																																																																								
	ブルドーザによるアクセスルートのがれき除去	2名																																																																								
	放射性物質 拡散抑制 対応要員 (放射性物質拡散抑制対応(放射性物質の拡散を抑制するための原子炉建屋への放水操作の再開(交替要員を含む。))	6名																																																																								
	モニタリング要員 (作業現場のモニタリング及びチェンジングエリアの運営等(交替要員を含む。))	6名																																																																								
要員	考え方	人数	合計																																																																							
運転員(当直員)	・原子炉格納容器破損時には、緊急時対策所に退避するものの、ブルーム通過後には中央制御室にて対応が可能な場合には、復帰し運転操作を行う。	6名	31名																																																																							
運転班員	放射性物質 拡散抑制 対応要員 (可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲操作による大気への拡散抑制)	6名																																																																								
運転班員	・運転員、運転班員の操作支援等	7名																																																																								
復旧班員	・アクセスルートのがれき撤去	2名																																																																								
総括班員	災害対策要員 (燃料補給(ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの燃料補給、可搬型大容量海水送水ポンプ車等への燃料補給) ・緊急時対策所用発電機の運転操作、監視等)	2名																																																																								
		4名																																																																								
放管班員	モニタリング 要員 (作業現場のモニタリング等)	4名																																																																								
<p>また、重大事故等発生時及び大規模損壊時の対応について、手順書を整備し、対応手順の検証を行っている。手順の検証・訓練は、今後も継続的に実施し、必要の都度、運用の改善を行っていくこととしている。</p>	<p>重大事故等に柔軟に対処できるよう、整備した設備等の手順書を制定するとともに、訓練により必要な力量を習得する。訓練は継続的に実施し、必要の都度運用の改善を図っていく。</p>	<p>重大事故等に柔軟に対処できるよう、整備した設備等の手順書を制定するとともに、訓練により必要な力量を習得する。訓練は継続的に実施し、必要の都度運用の改善を図っていく。</p>																																																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
	<p>5.6 緊急体制について</p> <p>女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画では、原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止、その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、次に定める原子力災害の情勢に応じて体制を区分している。</p> <p style="text-align: center;">表5.6-1 緊急体制の区分</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">発生事象の情勢</th> <th style="width: 40%;">体制の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>別表2-1の事象が発生した場合または原子力規制委員会委員長または委員長代行が原子力災害対策指針に示す警戒事態に該当すると判断した場合。</td> <td>警戒対策体制</td> </tr> <tr> <td>別表2-2の事象が発生し、原子力防災管理者が原災法第10条第1項に基づく通報をすべき状態となった場合。</td> <td>第1緊急体制</td> </tr> <tr> <td>別表2-3の事象が発生した場合、または内閣総理大臣が原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言を行った場合。 (女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成30年10月より抜粋)</td> <td>第2緊急体制</td> </tr> </tbody> </table>	発生事象の情勢	体制の区分	別表2-1の事象が発生した場合または原子力規制委員会委員長または委員長代行が原子力災害対策指針に示す警戒事態に該当すると判断した場合。	警戒対策体制	別表2-2の事象が発生し、原子力防災管理者が原災法第10条第1項に基づく通報をすべき状態となった場合。	第1緊急体制	別表2-3の事象が発生した場合、または内閣総理大臣が原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言を行った場合。 (女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成30年10月より抜粋)	第2緊急体制	<p>5.6 緊急体制について</p> <p>泊発電所原子力事業者防災業務計画では、原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止、その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うための次に定める原子力災害の情勢に応じて体制を区分している。</p> <p style="text-align: center;">表 5.6-1 防災体制の区分</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">発生事象の情勢</th> <th style="width: 40%;">防災体制の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒事態に該当する別表 2-1-1 に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表 2-1-1 に該当する事象であると判断したとき</td> <td>原子力防災準備体制</td> </tr> <tr> <td>施設敷地緊急事態に該当する別表 2-1-2 に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表 2-1-2 に該当する事象であると判断したとき</td> <td>原子力応急事態体制</td> </tr> <tr> <td>全面緊急事態に該当する別表 2-1-3 に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表 2-1-3 に該当する事象であると判断したとき、又は内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき (泊発電所原子力事業者防災業務計画 令和5年2月より抜粋)</td> <td>原子力緊急事態体制</td> </tr> </tbody> </table>	発生事象の情勢	防災体制の区分	警戒事態に該当する別表 2-1-1 に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表 2-1-1 に該当する事象であると判断したとき	原子力防災準備体制	施設敷地緊急事態に該当する別表 2-1-2 に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表 2-1-2 に該当する事象であると判断したとき	原子力応急事態体制	全面緊急事態に該当する別表 2-1-3 に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表 2-1-3 に該当する事象であると判断したとき、又は内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき (泊発電所原子力事業者防災業務計画 令和5年2月より抜粋)	原子力緊急事態体制	<p>【女川】 ・体制名称の相違</p>
発生事象の情勢	体制の区分																		
別表2-1の事象が発生した場合または原子力規制委員会委員長または委員長代行が原子力災害対策指針に示す警戒事態に該当すると判断した場合。	警戒対策体制																		
別表2-2の事象が発生し、原子力防災管理者が原災法第10条第1項に基づく通報をすべき状態となった場合。	第1緊急体制																		
別表2-3の事象が発生した場合、または内閣総理大臣が原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言を行った場合。 (女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成30年10月より抜粋)	第2緊急体制																		
発生事象の情勢	防災体制の区分																		
警戒事態に該当する別表 2-1-1 に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表 2-1-1 に該当する事象であると判断したとき	原子力防災準備体制																		
施設敷地緊急事態に該当する別表 2-1-2 に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表 2-1-2 に該当する事象であると判断したとき	原子力応急事態体制																		
全面緊急事態に該当する別表 2-1-3 に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表 2-1-3 に該当する事象であると判断したとき、又は内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき (泊発電所原子力事業者防災業務計画 令和5年2月より抜粋)	原子力緊急事態体制																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																														
	<p>表5.6-2 警戒事象発生時の通報基準</p> <p>(女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成30年10月 別表2-1 警戒事象発生時の通報基準)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th> <th>警戒事象を判断する基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①AL01 敷地境界付近の放射線量の上昇</td> <td>敷地境界付近のモニタリングポストで1マイクロシーベルト毎時以上の放射線量率が検出されたとき。</td> </tr> <tr> <td>②AL11 原子炉停止機能の異常のおそれ</td> <td>原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。</td> </tr> <tr> <td>③AL21 原子炉冷却材の漏えい</td> <td>原子炉の運転中に保安規定（原子炉等規制法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。</td> </tr> <tr> <td>④AL22 原子炉給水機能の喪失</td> <td>原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑤AL23 原子炉除熱機能の一部喪失</td> <td>原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑥AL25 全交流電源喪失のおそれ</td> <td>全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること。又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</td> </tr> <tr> <td>⑦AL29 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失</td> <td>原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。</td> </tr> <tr> <td>⑧AL30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ</td> <td>使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</td> </tr> <tr> <td>⑨AL31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ</td> <td>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと。又は当該貯蔵槽の水位が一定時間以上測定できないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑩AL42 単一障壁の喪失又は喪失可能性</td> <td>燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること。又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑪AL51 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ</td> <td>原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</td> </tr> <tr> <td>⑫AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失</td> <td>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑬AL53 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ</td> <td>重要区域（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。）において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。</td> </tr> <tr> <td>⑭ 外的な事象による原子炉施設への影響</td> <td>当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合、当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予想区において、大津波警報が発表された場合。 オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象（竜巻、洪水、台風、火山等）が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</td> </tr> </tbody> </table>	略称	警戒事象を判断する基準	①AL01 敷地境界付近の放射線量の上昇	敷地境界付近のモニタリングポストで1マイクロシーベルト毎時以上の放射線量率が検出されたとき。	②AL11 原子炉停止機能の異常のおそれ	原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。	③AL21 原子炉冷却材の漏えい	原子炉の運転中に保安規定（原子炉等規制法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。	④AL22 原子炉給水機能の喪失	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。	⑤AL23 原子炉除熱機能の一部喪失	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。	⑥AL25 全交流電源喪失のおそれ	全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること。又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。	⑦AL29 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。	⑧AL30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。	⑨AL31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと。又は当該貯蔵槽の水位が一定時間以上測定できないこと。	⑩AL42 単一障壁の喪失又は喪失可能性	燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること。又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。	⑪AL51 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ	原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。	⑫AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。	⑬AL53 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ	重要区域（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。）において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。	⑭ 外的な事象による原子炉施設への影響	当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合、当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予想区において、大津波警報が発表された場合。 オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象（竜巻、洪水、台風、火山等）が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	<p>表5.6-2 警戒事象発生時の連絡基準</p> <p>(泊発電所原子力事業者防災業務計画 令和5年2月 別表2-1-1 原子力災害対策指針に定める警戒事象に該当する事象の連絡基準)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>連絡基準（警戒事象に該当する事象）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ (AL11) 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと。若しくは停止したことを確認することができないこと。</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材の漏えい (AL21) 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器給水機喪失のおそれ (AL21) 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動機補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>非常用交流母線喪失又は喪失のおそれ (AL25) 非常用交流母線が1となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が1となる状態が15分以上継続すること。全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること。又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</td> </tr> <tr> <td>停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 (AL29) 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ (AL30) 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</td> </tr> <tr> <td>単一障壁の喪失又は喪失のおそれ (AL42) 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること。又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>原子炉制御室他の機能喪失のおそれ (AL51) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に定める規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第38条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。）からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</td> </tr> <tr> <td>所内外通信連絡機能の一部喪失 (AL52) 泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ (AL53) 重要区域[※]において、火災又は溢水が発生し、安全機器等[※]の機能の一部が喪失するおそれがあること。 [※]安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）を設置する区域であって、別表2-1-5に示すものをいう。</td> </tr> <tr> <td>外的事象による影響（地震） 泊村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</td> </tr> <tr> <td>外的事象による影響（津波） 泊村沿岸を含む津波予想区において大津波警報が発表された場合。</td> </tr> <tr> <td>重要な故障等（オンサイト統括判断） オンサイト統括が警戒を必要と認める泊発電所の重要な故障等が発生した場合。</td> </tr> <tr> <td>外的事象による影響（設計基準超過） 泊発電所において新規基準で定める設計基準を超える外部事象（竜巻、洪水、台風、火山の影響等）が発生した場合（超えるおそれがある場合を含む。）。</td> </tr> <tr> <td>外的事象による影響（委員長判断） その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</td> </tr> </tbody> </table>	連絡基準（警戒事象に該当する事象）	原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ (AL11) 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと。若しくは停止したことを確認することができないこと。	原子炉冷却材の漏えい (AL21) 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。	蒸気発生器給水機喪失のおそれ (AL21) 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動機補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。	非常用交流母線喪失又は喪失のおそれ (AL25) 非常用交流母線が1となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が1となる状態が15分以上継続すること。全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること。又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。	停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 (AL29) 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ (AL30) 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。	単一障壁の喪失又は喪失のおそれ (AL42) 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること。又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。	原子炉制御室他の機能喪失のおそれ (AL51) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に定める規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第38条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。）からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。	所内外通信連絡機能の一部喪失 (AL52) 泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。	重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ (AL53) 重要区域 [※] において、火災又は溢水が発生し、安全機器等 [※] の機能の一部が喪失するおそれがあること。 [※] 安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）を設置する区域であって、別表2-1-5に示すものをいう。	外的事象による影響（地震） 泊村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。	外的事象による影響（津波） 泊村沿岸を含む津波予想区において大津波警報が発表された場合。	重要な故障等（オンサイト統括判断） オンサイト統括が警戒を必要と認める泊発電所の重要な故障等が発生した場合。	外的事象による影響（設計基準超過） 泊発電所において新規基準で定める設計基準を超える外部事象（竜巻、洪水、台風、火山の影響等）が発生した場合（超えるおそれがある場合を含む。）。	外的事象による影響（委員長判断） その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	<p>【女川】 ・表構成の相違</p>
略称	警戒事象を判断する基準																																																
①AL01 敷地境界付近の放射線量の上昇	敷地境界付近のモニタリングポストで1マイクロシーベルト毎時以上の放射線量率が検出されたとき。																																																
②AL11 原子炉停止機能の異常のおそれ	原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。																																																
③AL21 原子炉冷却材の漏えい	原子炉の運転中に保安規定（原子炉等規制法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。																																																
④AL22 原子炉給水機能の喪失	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。																																																
⑤AL23 原子炉除熱機能の一部喪失	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。																																																
⑥AL25 全交流電源喪失のおそれ	全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること。又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。																																																
⑦AL29 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。																																																
⑧AL30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。																																																
⑨AL31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと。又は当該貯蔵槽の水位が一定時間以上測定できないこと。																																																
⑩AL42 単一障壁の喪失又は喪失可能性	燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること。又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。																																																
⑪AL51 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ	原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。																																																
⑫AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。																																																
⑬AL53 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ	重要区域（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。）において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。																																																
⑭ 外的な事象による原子炉施設への影響	当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合、当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予想区において、大津波警報が発表された場合。 オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象（竜巻、洪水、台風、火山等）が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。																																																
連絡基準（警戒事象に該当する事象）																																																	
原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ (AL11) 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと。若しくは停止したことを確認することができないこと。																																																	
原子炉冷却材の漏えい (AL21) 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。																																																	
蒸気発生器給水機喪失のおそれ (AL21) 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動機補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。																																																	
非常用交流母線喪失又は喪失のおそれ (AL25) 非常用交流母線が1となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が1となる状態が15分以上継続すること。全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること。又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。																																																	
停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 (AL29) 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。																																																	
使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ (AL30) 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。																																																	
単一障壁の喪失又は喪失のおそれ (AL42) 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること。又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。																																																	
原子炉制御室他の機能喪失のおそれ (AL51) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に定める規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第38条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。）からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。																																																	
所内外通信連絡機能の一部喪失 (AL52) 泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。																																																	
重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ (AL53) 重要区域 [※] において、火災又は溢水が発生し、安全機器等 [※] の機能の一部が喪失するおそれがあること。 [※] 安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）を設置する区域であって、別表2-1-5に示すものをいう。																																																	
外的事象による影響（地震） 泊村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。																																																	
外的事象による影響（津波） 泊村沿岸を含む津波予想区において大津波警報が発表された場合。																																																	
重要な故障等（オンサイト統括判断） オンサイト統括が警戒を必要と認める泊発電所の重要な故障等が発生した場合。																																																	
外的事象による影響（設計基準超過） 泊発電所において新規基準で定める設計基準を超える外部事象（竜巻、洪水、台風、火山の影響等）が発生した場合（超えるおそれがある場合を含む。）。																																																	
外的事象による影響（委員長判断） その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。																																																	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
	<p>表5.6-3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準</p> <p>(女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成30年10月 別表2-2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準 (1/3))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th> <th>法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇</td> <td>(1)放射線測定設備について、単位時間（2分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間あたりの数値に換算して得た数値が5 μSv/h以上の放射線量を検出すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったこととする。 a. 排気筒放射線モニタ、原子炉格納容器内雰囲気放射線モニタおよび燃料取扱エリア放射線モニタにより検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に報告した場合 b. 当該数値が常置の時に検出された場合 (2)放射線測定設備のすべてについて5 μSv/hを下回っている場合において、当該放射線測定設備の数値が1 μSv/h以上であるときは、当該放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において、中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間、中性子線測定用可搬式測定器により測定した中性子の放射線量とを合計して得た数値が、5 μSv/h以上のものとなっているとき。</td> </tr> <tr> <td>②SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出</td> <td>当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射線量水準が5 μSv/hに相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。（10分間以上継続）</td> </tr> <tr> <td>③SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出</td> <td>当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射線量水準が5 μSv/hに相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。（10分間以上継続）</td> </tr> <tr> <td>④SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出</td> <td>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、50 μSv/h以上の放射線量水準が10分間以上継続して検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。</td> </tr> </tbody> </table> <p>表5.6-3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準</p> <p>(女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成30年10月 別表2-2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準 (2/3))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th> <th>法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑤SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出</td> <td>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射線量水準が5 μSv/hに相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射線量水準以上の放射性物質が検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。 a. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度に50を乗じて得た値 b. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性物質の濃度の値 c. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空気中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値</td> </tr> <tr> <td>⑥SE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ</td> <td>原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあるとき。</td> </tr> <tr> <td>⑦SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能</td> <td>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものいづれかによる注水が直ちにできないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑧SE22 原子炉注水機能喪失のおそれ</td> <td>原子炉の運転中に当該原子炉への全ての注水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑨SE23 残留熱除去機能の喪失</td> <td>原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑩SE25 全交流電源の30分以上喪失</td> <td>全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。</td> </tr> </tbody> </table>	略称	法令	①SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇	(1)放射線測定設備について、単位時間（2分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間あたりの数値に換算して得た数値が5 μ Sv/h以上の放射線量を検出すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったこととする。 a. 排気筒放射線モニタ、原子炉格納容器内雰囲気放射線モニタおよび燃料取扱エリア放射線モニタにより検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に報告した場合 b. 当該数値が常置の時に検出された場合 (2)放射線測定設備のすべてについて5 μ Sv/hを下回っている場合において、当該放射線測定設備の数値が1 μ Sv/h以上であるときは、当該放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において、中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間、中性子線測定用可搬式測定器により測定した中性子の放射線量とを合計して得た数値が、5 μ Sv/h以上のものとなっているとき。	②SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射線量水準が5 μ Sv/hに相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。（10分間以上継続）	③SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射線量水準が5 μ Sv/hに相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。（10分間以上継続）	④SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、50 μ Sv/h以上の放射線量水準が10分間以上継続して検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。	略称	法令	⑤SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射線量水準が5 μ Sv/hに相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射線量水準以上の放射性物質が検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。 a. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度に50を乗じて得た値 b. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性物質の濃度の値 c. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空気中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値	⑥SE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ	原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあるとき。	⑦SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものいづれかによる注水が直ちにできないこと。	⑧SE22 原子炉注水機能喪失のおそれ	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての注水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。	⑨SE23 残留熱除去機能の喪失	原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。	⑩SE25 全交流電源の30分以上喪失	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。	<p>表5.6-3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準</p> <p>(泊発電所原子力事業者防災業務計画 令和5年2月 別表2-1-2 原災法第10条第1項に基づく通報基準 (1/3)より抜粋)</p> <p>通報基準（施設敷地緊急事態に該当する事象）</p> <p>敷地境界付近の放射線量の上昇 (SE01)</p> <p>原災法第11条第1項に該当する放射線測定設備の二又は二以上について1時間当たり5 μSvを検出したとき。 ・ただし、落雷のときに検出された場合又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにこれらより検出された数値に異常が認められない場合であって、1時間当たり5 μSv以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く。 ・また、当該放射線測定設備の二又は二以上について、1時間当たり1 μSv以上の放射線量を検出したときは、中性子線の放射線量とを合計する。</p> <p>通常放出経路での気体放射性物質の放出 (SE02)</p> <p>排気筒その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射線の水準が原子力規制委員会規則で定める基準（1時間当たり5 μSvに相当）以上の放射性物質を10分間以上継続して検出したとき。</p> <p>通常放出経路での液体放射性物質の放出 (SE03)</p> <p>放水口その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射線の水準が原子力規制委員会規則で定める基準（1時間当たり5 μSvに相当）以上の放射性物質を10分間以上継続して検出したとき。</p> <p>火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 (SE04)</p> <p>火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・管理区域外の場所において、1時間当たり50 μSv以上の放射線量を10分間以上継続して検出したとき。</p> <p>火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 (SE05)</p> <p>火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・管理区域外の場所において、空気中濃度限度の50倍（1時間当たり5 μSvに相当）以上の放射性物質を検出したとき。</p> <p>施設内（原子炉外）臨界事故のおそれ (SE06)</p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態、その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあるとき。</p> <p>原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 (SE21)</p> <p>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものいづれかによる注水が直ちにできないこと。</p> <p>蒸気発生器給水機能の喪失 (SE24)</p> <p>原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。</p>	<p>【女川】</p> <p>・構成の相違</p>
略称	法令																										
①SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇	(1)放射線測定設備について、単位時間（2分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間あたりの数値に換算して得た数値が5 μ Sv/h以上の放射線量を検出すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったこととする。 a. 排気筒放射線モニタ、原子炉格納容器内雰囲気放射線モニタおよび燃料取扱エリア放射線モニタにより検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に報告した場合 b. 当該数値が常置の時に検出された場合 (2)放射線測定設備のすべてについて5 μ Sv/hを下回っている場合において、当該放射線測定設備の数値が1 μ Sv/h以上であるときは、当該放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において、中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間、中性子線測定用可搬式測定器により測定した中性子の放射線量とを合計して得た数値が、5 μ Sv/h以上のものとなっているとき。																										
②SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射線量水準が5 μ Sv/hに相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。（10分間以上継続）																										
③SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射線量水準が5 μ Sv/hに相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。（10分間以上継続）																										
④SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、50 μ Sv/h以上の放射線量水準が10分間以上継続して検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。																										
略称	法令																										
⑤SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射線量水準が5 μ Sv/hに相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射線量水準以上の放射性物質が検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。 a. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度に50を乗じて得た値 b. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性物質の濃度の値 c. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空気中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値																										
⑥SE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ	原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあるとき。																										
⑦SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものいづれかによる注水が直ちにできないこと。																										
⑧SE22 原子炉注水機能喪失のおそれ	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての注水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。																										
⑨SE23 残留熱除去機能の喪失	原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。																										
⑩SE25 全交流電源の30分以上喪失	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。																										
		<p>表5.6-3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準</p> <p>(泊発電所原子力事業者防災業務計画 令和5年2月 別表2-1-2 原災法第10条第1項に基づく通報基準 (2/3)より抜粋)</p> <p>通報基準（施設敷地緊急事態に該当する事象）</p> <p>非常用交流電源母線の30分以上喪失 (SE25)</p> <p>全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。</p> <p>直流電源の部分喪失 (SE27)</p> <p>非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。</p> <p>停止中の原子炉冷却機能の喪失 (SE29)</p> <p>原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p> <p>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 (SE30)</p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>格納容器健全性喪失のおそれ (SE41)</p> <p>原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を越えること。 2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ (SE42)</p> <p>燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 (SE43)</p> <p>炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p>																									

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																			
	<p>表5.6-3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準 （女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成30年10月 別表2-2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準（3/3））</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th> <th>法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①SE27 直流電流の部分喪失</td> <td>非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電流が一となる状態が5分以上継続すること。</td> </tr> <tr> <td>②SE29 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。</td> <td>原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。</td> </tr> <tr> <td>③SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失</td> <td>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</td> </tr> <tr> <td>④SE31 使用済燃料冷却槽の冷却機能喪失</td> <td>使用済燃料貯蔵槽の水位が放射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。</td> </tr> <tr> <td>⑤SE41 格納容器健全性喪失のおそれ</td> <td>原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間において通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</td> </tr> <tr> <td>⑥SE42 2つの障壁の喪失又は喪失可能性</td> <td>燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること。又は燃料被覆管の障壁もしくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑦SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用</td> <td>原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</td> </tr> <tr> <td>⑧SE51 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失</td> <td>原子炉制御室の機能が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の状態を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑨SE52 所内外通信連絡機能の全て喪失</td> <td>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑩SE53 火災・漏水による安全機能の一部喪失</td> <td>火災又は漏水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑪SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象の発生</td> <td>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は核種が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</td> </tr> <tr> <td>⑫XSE61 事業所外運搬での放射線量の上昇</td> <td>事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100µSv/h以上の放射線量が原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところにより検出されたこと。</td> </tr> <tr> <td>⑬XSE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい</td> <td>事業所外運搬の場合において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること、又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</td> </tr> </tbody> </table>	略称	法令	①SE27 直流電流の部分喪失	非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電流が一となる状態が5分以上継続すること。	②SE29 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。	③SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	④SE31 使用済燃料冷却槽の冷却機能喪失	使用済燃料貯蔵槽の水位が放射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。	⑤SE41 格納容器健全性喪失のおそれ	原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間において通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。	⑥SE42 2つの障壁の喪失又は喪失可能性	燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること。又は燃料被覆管の障壁もしくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。	⑦SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用	原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。	⑧SE51 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失	原子炉制御室の機能が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の状態を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。	⑨SE52 所内外通信連絡機能の全て喪失	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。	⑩SE53 火災・漏水による安全機能の一部喪失	火災又は漏水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。	⑪SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象の発生	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は核種が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	⑫XSE61 事業所外運搬での放射線量の上昇	事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100µSv/h以上の放射線量が原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところにより検出されたこと。	⑬XSE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい	事業所外運搬の場合において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること、又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。	<p>表5.6-3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準 （泊発電所原子力事業者防災業務計画 令和5年2月 別表2-1-2 原災法第10条第1項に基づく通報基準（3/3）より抜粋）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通報基準（施設敷地緊急事態に該当する事象）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失（SE51） 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作室の機能が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の状態を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>所内外通信連絡機能の全て喪失（SE52） 泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>火災・漏水による安全機能の一部喪失（SE53） 火災又は漏水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ※ 安全上重要な構造物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）を設置する区域であって、別添を1-5に示すものをいう。</td> </tr> <tr> <td>防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生（SE55） その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が泊発電所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、泊発電所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</td> </tr> <tr> <td>事業所外運搬での放射線量の上昇（XSE61） 火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬に使用する容器から1m離れた地点で100µSv/h以上の放射線量を検出したとき（事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象のため、施設敷地緊急事態には該当しない。）。</td> </tr> <tr> <td>事業所外運搬での放射性物質漏えい（XSE62） 火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬に使用する容器（L型、IP-1型を除く。）からの放射性物質の漏えいがあったとき（事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象のため、施設敷地緊急事態には該当しない。）。</td> </tr> </tbody> </table>	通報基準（施設敷地緊急事態に該当する事象）	原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失（SE51） 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作室の機能が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の状態を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。	所内外通信連絡機能の全て喪失（SE52） 泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。	火災・漏水による安全機能の一部喪失（SE53） 火災又は漏水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ※ 安全上重要な構造物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）を設置する区域であって、別添を1-5に示すものをいう。	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生（SE55） その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が泊発電所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、泊発電所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	事業所外運搬での放射線量の上昇（XSE61） 火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬に使用する容器から1m離れた地点で100µSv/h以上の放射線量を検出したとき（事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象のため、施設敷地緊急事態には該当しない。）。	事業所外運搬での放射性物質漏えい（XSE62） 火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬に使用する容器（L型、IP-1型を除く。）からの放射性物質の漏えいがあったとき（事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象のため、施設敷地緊急事態には該当しない。）。	<p>【女川】 ・表構成の相違</p>
略称	法令																																					
①SE27 直流電流の部分喪失	非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電流が一となる状態が5分以上継続すること。																																					
②SE29 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。																																					
③SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。																																					
④SE31 使用済燃料冷却槽の冷却機能喪失	使用済燃料貯蔵槽の水位が放射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。																																					
⑤SE41 格納容器健全性喪失のおそれ	原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間において通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。																																					
⑥SE42 2つの障壁の喪失又は喪失可能性	燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること。又は燃料被覆管の障壁もしくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。																																					
⑦SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用	原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。																																					
⑧SE51 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失	原子炉制御室の機能が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の状態を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。																																					
⑨SE52 所内外通信連絡機能の全て喪失	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。																																					
⑩SE53 火災・漏水による安全機能の一部喪失	火災又は漏水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。																																					
⑪SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象の発生	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は核種が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。																																					
⑫XSE61 事業所外運搬での放射線量の上昇	事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100µSv/h以上の放射線量が原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところにより検出されたこと。																																					
⑬XSE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい	事業所外運搬の場合において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること、又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。																																					
通報基準（施設敷地緊急事態に該当する事象）																																						
原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失（SE51） 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作室の機能が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の状態を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。																																						
所内外通信連絡機能の全て喪失（SE52） 泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。																																						
火災・漏水による安全機能の一部喪失（SE53） 火災又は漏水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ※ 安全上重要な構造物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）を設置する区域であって、別添を1-5に示すものをいう。																																						
防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生（SE55） その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が泊発電所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、泊発電所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。																																						
事業所外運搬での放射線量の上昇（XSE61） 火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬に使用する容器から1m離れた地点で100µSv/h以上の放射線量を検出したとき（事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象のため、施設敷地緊急事態には該当しない。）。																																						
事業所外運搬での放射性物質漏えい（XSE62） 火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬に使用する容器（L型、IP-1型を除く。）からの放射性物質の漏えいがあったとき（事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象のため、施設敷地緊急事態には該当しない。）。																																						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																						
<p>表5.6-4 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準</p> <p>(女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成30年10月別表2-3 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準 (1/3))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th> <th>法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇</td> <td>放射線測定設備について、それぞれの単位時間(10分以内のものに限る。)ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間あたりの数値に換算して得た放射線量(2地点以上においてまたは10分以上継続して検出された場合に限り。)が$5 \mu\text{Sv/h}$以上の放射線量を検出すること。</td> </tr> <tr> <td>②GE02 通常放出経路での気体放射性物質の検出</td> <td>当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が$5 \mu\text{Sv/h}$に相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。(10分以上継続)</td> </tr> <tr> <td>③GE03 通常放出経路での液体放射性物質の検出</td> <td>当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が$5 \mu\text{Sv/h}$に相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。(10分以上継続)</td> </tr> <tr> <td>④GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出</td> <td>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射線量が1時間当たり5mSv/hが検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。</td> </tr> </tbody> </table>	略称	法令	①GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇	放射線測定設備について、それぞれの単位時間(10分以内のものに限る。)ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間あたりの数値に換算して得た放射線量(2地点以上においてまたは10分以上継続して検出された場合に限り。)が $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量を検出すること。	②GE02 通常放出経路での気体放射性物質の検出	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が $5 \mu\text{Sv/h}$ に相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。(10分以上継続)	③GE03 通常放出経路での液体放射性物質の検出	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が $5 \mu\text{Sv/h}$ に相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。(10分以上継続)	④GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射線量が1時間当たり 5mSv/h が検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。	<p>表5.6-4 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準</p> <p>(女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成30年10月別表2-3 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準 (2/3))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th> <th>法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>③GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出</td> <td>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり$500 \mu\text{Sv/h}$に相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。 a. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあつては、放射性物質の種類又は区分に応じた空气中濃度限度に$5,000$を乗じて得た値 b. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性物質の濃度の値 c. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあつては、空气中濃度限度(当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いものに$5,000$を乗じて得た値</td> </tr> <tr> <td>⑥GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故</td> <td>原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態にあること。</td> </tr> <tr> <td>⑦GE11 原子炉停止の失敗または停止確認不能</td> <td>原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑧GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能</td> <td>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑨GE22 原子炉注水機能の喪失</td> <td>原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑩GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力抑制機能喪失</td> <td>原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑪GE25 全交流電源の1時間以上の喪失</td> <td>全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</td> </tr> </tbody> </table>	略称	法令	③GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり $500 \mu\text{Sv/h}$ に相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。 a. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあつては、放射性物質の種類又は区分に応じた空气中濃度限度に $5,000$ を乗じて得た値 b. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が 1 となるようなそれらの放射性物質の濃度の値 c. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあつては、空气中濃度限度(当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いものに $5,000$ を乗じて得た値	⑥GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故	原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態にあること。	⑦GE11 原子炉停止の失敗または停止確認不能	原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。	⑧GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。	⑨GE22 原子炉注水機能の喪失	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。	⑩GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力抑制機能喪失	原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。	⑪GE25 全交流電源の1時間以上の喪失	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。	<p>表5.6-4 原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく原子力緊急事態の判断基準</p> <p>(泊発電所原子力事業者防災業務計画 令和5年2月別表2-1-1 緊急時第15条第1項に基づく原子力緊急事態の判断基準 (1/2)より抜粋)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>判断基準(全面緊急事態に該当する事象)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用交流電源(母線)の1時間以上喪失 (GE25) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</td> </tr> <tr> <td>全交流電源の5分以上喪失 (GE25) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</td> </tr> <tr> <td>炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉格納容器内の出口温度を検知すること。</td> </tr> <tr> <td>停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 (GE20) 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉格納容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取扱用タンク(1,2号機)/燃料取扱用ホット(3号機)からの注水ができないこと。</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 (GE20) 使用済燃料貯蔵槽の水位が燃料貯蔵槽本体の底部から上方2メートルの水位まで低下すること。又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</td> </tr> <tr> <td>格納容器圧力の異常上昇 (GE11) 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</td> </tr> <tr> <td>2つの貯蔵槽喪失及び1つの貯蔵槽の喪失又は喪失のおそれ (GE14) 燃料取扱槽の貯蔵喪失及び原子炉冷却系の貯蔵喪失した場合において、原子炉格納容器の貯蔵喪失のおそれがあること。</td> </tr> <tr> <td>原子炉制御室の機能喪失・警報喪失 (GE31) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤等が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷却停止状態を維持する機能が喪失すること。又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉状態を示す装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>炉心の損傷を招く可能性がある事象発生 (GE25) その炉心が「炉心損傷」に起因する事象が発生し炉心損傷に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で高濃度汚染を放出され、又は放出されるおそれがあり、汚染電源地内の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</td> </tr> <tr> <td>事業所外避難での放射線量の異常上昇 (DG01) 火災、爆発等の発生の際に、事業所外避難に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外避難に使用する容器から1m離れた地点で10mSv/h以上の放射線量を検出したとき(事業所外避難は原子力災害対策特別措置法第15条第1項に該当しない) ・事業所外避難での放射線量の異常上昇10mSv/h 火災、爆発等の発生の際に、事業所外避難に使用する容器において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外避難の場合にあつては、当該避難に使用する容器(貯蔵槽を除く。)から、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通知すべき事業所外避難に係る事象等に関する省令に定められた量(A、B)の放射性物質の漏えいがあったとき(事業所外避難は原子力災害対策特別措置法の対象外事象のため、全面緊急事態には該当しない)。</td> </tr> </tbody> </table>	判断基準(全面緊急事態に該当する事象)	非常用交流電源(母線)の1時間以上喪失 (GE25) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。	全交流電源の5分以上喪失 (GE25) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。	炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉格納容器内の出口温度を検知すること。	停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 (GE20) 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉格納容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取扱用タンク(1,2号機)/燃料取扱用ホット(3号機)からの注水ができないこと。	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 (GE20) 使用済燃料貯蔵槽の水位が燃料貯蔵槽本体の底部から上方2メートルの水位まで低下すること。又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	格納容器圧力の異常上昇 (GE11) 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。	2つの貯蔵槽喪失及び1つの貯蔵槽の喪失又は喪失のおそれ (GE14) 燃料取扱槽の貯蔵喪失及び原子炉冷却系の貯蔵喪失した場合において、原子炉格納容器の貯蔵喪失のおそれがあること。	原子炉制御室の機能喪失・警報喪失 (GE31) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤等が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷却停止状態を維持する機能が喪失すること。又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉状態を示す装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。	炉心の損傷を招く可能性がある事象発生 (GE25) その炉心が「炉心損傷」に起因する事象が発生し炉心損傷に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で高濃度汚染を放出され、又は放出されるおそれがあり、汚染電源地内の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	事業所外避難での放射線量の異常上昇 (DG01) 火災、爆発等の発生の際に、事業所外避難に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外避難に使用する容器から1m離れた地点で 10mSv/h 以上の放射線量を検出したとき(事業所外避難は原子力災害対策特別措置法第15条第1項に該当しない) ・事業所外避難での放射線量の異常上昇 10mSv/h 火災、爆発等の発生の際に、事業所外避難に使用する容器において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外避難の場合にあつては、当該避難に使用する容器(貯蔵槽を除く。)から、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通知すべき事業所外避難に係る事象等に関する省令に定められた量(A、B)の放射性物質の漏えいがあったとき(事業所外避難は原子力災害対策特別措置法の対象外事象のため、全面緊急事態には該当しない)。	<p>【女川】 ・構成の相違</p>	
略称	法令																																								
①GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇	放射線測定設備について、それぞれの単位時間(10分以内のものに限る。)ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間あたりの数値に換算して得た放射線量(2地点以上においてまたは10分以上継続して検出された場合に限り。)が $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量を検出すること。																																								
②GE02 通常放出経路での気体放射性物質の検出	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が $5 \mu\text{Sv/h}$ に相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。(10分以上継続)																																								
③GE03 通常放出経路での液体放射性物質の検出	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が $5 \mu\text{Sv/h}$ に相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。(10分以上継続)																																								
④GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射線量が1時間当たり 5mSv/h が検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。																																								
略称	法令																																								
③GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり $500 \mu\text{Sv/h}$ に相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。 a. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあつては、放射性物質の種類又は区分に応じた空气中濃度限度に $5,000$ を乗じて得た値 b. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が 1 となるようなそれらの放射性物質の濃度の値 c. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあつては、空气中濃度限度(当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いものに $5,000$ を乗じて得た値																																								
⑥GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故	原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態にあること。																																								
⑦GE11 原子炉停止の失敗または停止確認不能	原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。																																								
⑧GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。																																								
⑨GE22 原子炉注水機能の喪失	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。																																								
⑩GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力抑制機能喪失	原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。																																								
⑪GE25 全交流電源の1時間以上の喪失	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。																																								
判断基準(全面緊急事態に該当する事象)																																									
非常用交流電源(母線)の1時間以上喪失 (GE25) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。																																									
全交流電源の5分以上喪失 (GE25) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。																																									
炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉格納容器内の出口温度を検知すること。																																									
停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 (GE20) 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉格納容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取扱用タンク(1,2号機)/燃料取扱用ホット(3号機)からの注水ができないこと。																																									
使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 (GE20) 使用済燃料貯蔵槽の水位が燃料貯蔵槽本体の底部から上方2メートルの水位まで低下すること。又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。																																									
格納容器圧力の異常上昇 (GE11) 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。																																									
2つの貯蔵槽喪失及び1つの貯蔵槽の喪失又は喪失のおそれ (GE14) 燃料取扱槽の貯蔵喪失及び原子炉冷却系の貯蔵喪失した場合において、原子炉格納容器の貯蔵喪失のおそれがあること。																																									
原子炉制御室の機能喪失・警報喪失 (GE31) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤等が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷却停止状態を維持する機能が喪失すること。又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉状態を示す装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。																																									
炉心の損傷を招く可能性がある事象発生 (GE25) その炉心が「炉心損傷」に起因する事象が発生し炉心損傷に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で高濃度汚染を放出され、又は放出されるおそれがあり、汚染電源地内の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。																																									
事業所外避難での放射線量の異常上昇 (DG01) 火災、爆発等の発生の際に、事業所外避難に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外避難に使用する容器から1m離れた地点で 10mSv/h 以上の放射線量を検出したとき(事業所外避難は原子力災害対策特別措置法第15条第1項に該当しない) ・事業所外避難での放射線量の異常上昇 10mSv/h 火災、爆発等の発生の際に、事業所外避難に使用する容器において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外避難の場合にあつては、当該避難に使用する容器(貯蔵槽を除く。)から、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通知すべき事業所外避難に係る事象等に関する省令に定められた量(A、B)の放射性物質の漏えいがあったとき(事業所外避難は原子力災害対策特別措置法の対象外事象のため、全面緊急事態には該当しない)。																																									
<p>表5.6-4 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準</p> <p>(女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成30年10月別表2-3 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準 (2/3))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th> <th>法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>③GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出</td> <td>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり$500 \mu\text{Sv/h}$に相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。 a. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあつては、放射性物質の種類又は区分に応じた空气中濃度限度に$5,000$を乗じて得た値 b. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性物質の濃度の値 c. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあつては、空气中濃度限度(当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いものに$5,000$を乗じて得た値</td> </tr> <tr> <td>⑥GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故</td> <td>原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態にあること。</td> </tr> <tr> <td>⑦GE11 原子炉停止の失敗または停止確認不能</td> <td>原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑧GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能</td> <td>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑨GE22 原子炉注水機能の喪失</td> <td>原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑩GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力抑制機能喪失</td> <td>原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑪GE25 全交流電源の1時間以上の喪失</td> <td>全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</td> </tr> </tbody> </table>	略称	法令	③GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり $500 \mu\text{Sv/h}$ に相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。 a. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあつては、放射性物質の種類又は区分に応じた空气中濃度限度に $5,000$ を乗じて得た値 b. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が 1 となるようなそれらの放射性物質の濃度の値 c. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあつては、空气中濃度限度(当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いものに $5,000$ を乗じて得た値	⑥GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故	原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態にあること。	⑦GE11 原子炉停止の失敗または停止確認不能	原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。	⑧GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。	⑨GE22 原子炉注水機能の喪失	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。	⑩GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力抑制機能喪失	原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。	⑪GE25 全交流電源の1時間以上の喪失	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。	<p>表5.6-4 原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく原子力緊急事態の判断基準</p> <p>(泊発電所原子力事業者防災業務計画 令和5年2月別表2-1-1 緊急時第15条第1項に基づく原子力緊急事態の判断基準 (1/2)より抜粋)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>判断基準(全面緊急事態に該当する事象)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用交流電源(母線)の1時間以上喪失 (GE25) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</td> </tr> <tr> <td>全交流電源の5分以上喪失 (GE25) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</td> </tr> <tr> <td>炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉格納容器内の出口温度を検知すること。</td> </tr> <tr> <td>停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 (GE20) 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉格納容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取扱用タンク(1,2号機)/燃料取扱用ホット(3号機)からの注水ができないこと。</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 (GE20) 使用済燃料貯蔵槽の水位が燃料貯蔵槽本体の底部から上方2メートルの水位まで低下すること。又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</td> </tr> <tr> <td>格納容器圧力の異常上昇 (GE11) 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</td> </tr> <tr> <td>2つの貯蔵槽喪失及び1つの貯蔵槽の喪失又は喪失のおそれ (GE14) 燃料取扱槽の貯蔵喪失及び原子炉冷却系の貯蔵喪失した場合において、原子炉格納容器の貯蔵喪失のおそれがあること。</td> </tr> <tr> <td>原子炉制御室の機能喪失・警報喪失 (GE31) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤等が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷却停止状態を維持する機能が喪失すること。又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉状態を示す装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>炉心の損傷を招く可能性がある事象発生 (GE25) その炉心が「炉心損傷」に起因する事象が発生し炉心損傷に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で高濃度汚染を放出され、又は放出されるおそれがあり、汚染電源地内の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</td> </tr> <tr> <td>事業所外避難での放射線量の異常上昇 (DG01) 火災、爆発等の発生の際に、事業所外避難に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外避難に使用する容器から1m離れた地点で10mSv/h以上の放射線量を検出したとき(事業所外避難は原子力災害対策特別措置法第15条第1項に該当しない) ・事業所外避難での放射線量の異常上昇10mSv/h 火災、爆発等の発生の際に、事業所外避難に使用する容器において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外避難の場合にあつては、当該避難に使用する容器(貯蔵槽を除く。)から、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通知すべき事業所外避難に係る事象等に関する省令に定められた量(A、B)の放射性物質の漏えいがあったとき(事業所外避難は原子力災害対策特別措置法の対象外事象のため、全面緊急事態には該当しない)。</td> </tr> </tbody> </table>	判断基準(全面緊急事態に該当する事象)	非常用交流電源(母線)の1時間以上喪失 (GE25) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。	全交流電源の5分以上喪失 (GE25) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。	炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉格納容器内の出口温度を検知すること。	停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 (GE20) 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉格納容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取扱用タンク(1,2号機)/燃料取扱用ホット(3号機)からの注水ができないこと。	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 (GE20) 使用済燃料貯蔵槽の水位が燃料貯蔵槽本体の底部から上方2メートルの水位まで低下すること。又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	格納容器圧力の異常上昇 (GE11) 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。	2つの貯蔵槽喪失及び1つの貯蔵槽の喪失又は喪失のおそれ (GE14) 燃料取扱槽の貯蔵喪失及び原子炉冷却系の貯蔵喪失した場合において、原子炉格納容器の貯蔵喪失のおそれがあること。	原子炉制御室の機能喪失・警報喪失 (GE31) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤等が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷却停止状態を維持する機能が喪失すること。又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉状態を示す装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。	炉心の損傷を招く可能性がある事象発生 (GE25) その炉心が「炉心損傷」に起因する事象が発生し炉心損傷に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で高濃度汚染を放出され、又は放出されるおそれがあり、汚染電源地内の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	事業所外避難での放射線量の異常上昇 (DG01) 火災、爆発等の発生の際に、事業所外避難に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外避難に使用する容器から1m離れた地点で 10mSv/h 以上の放射線量を検出したとき(事業所外避難は原子力災害対策特別措置法第15条第1項に該当しない) ・事業所外避難での放射線量の異常上昇 10mSv/h 火災、爆発等の発生の際に、事業所外避難に使用する容器において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外避難の場合にあつては、当該避難に使用する容器(貯蔵槽を除く。)から、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通知すべき事業所外避難に係る事象等に関する省令に定められた量(A、B)の放射性物質の漏えいがあったとき(事業所外避難は原子力災害対策特別措置法の対象外事象のため、全面緊急事態には該当しない)。	<p>表5.6-4 原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく原子力緊急事態の判断基準</p> <p>(泊発電所原子力事業者防災業務計画 令和5年2月別表2-1-1 緊急時第15条第1項に基づく原子力緊急事態の判断基準 (1/2)より抜粋)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>判断基準(全面緊急事態に該当する事象)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用交流電源(母線)の1時間以上喪失 (GE25) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</td> </tr> <tr> <td>全交流電源の5分以上喪失 (GE25) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</td> </tr> <tr> <td>炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉格納容器内の出口温度を検知すること。</td> </tr> <tr> <td>停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 (GE20) 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉格納容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取扱用タンク(1,2号機)/燃料取扱用ホット(3号機)からの注水ができないこと。</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 (GE20) 使用済燃料貯蔵槽の水位が燃料貯蔵槽本体の底部から上方2メートルの水位まで低下すること。又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</td> </tr> <tr> <td>格納容器圧力の異常上昇 (GE11) 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</td> </tr> <tr> <td>2つの貯蔵槽喪失及び1つの貯蔵槽の喪失又は喪失のおそれ (GE14) 燃料取扱槽の貯蔵喪失及び原子炉冷却系の貯蔵喪失した場合において、原子炉格納容器の貯蔵喪失のおそれがあること。</td> </tr> <tr> <td>原子炉制御室の機能喪失・警報喪失 (GE31) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤等が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷却停止状態を維持する機能が喪失すること。又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉状態を示す装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>炉心の損傷を招く可能性がある事象発生 (GE25) その炉心が「炉心損傷」に起因する事象が発生し炉心損傷に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で高濃度汚染を放出され、又は放出されるおそれがあり、汚染電源地内の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</td> </tr> <tr> <td>事業所外避難での放射線量の異常上昇 (DG01) 火災、爆発等の発生の際に、事業所外避難に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外避難に使用する容器から1m離れた地点で10mSv/h以上の放射線量を検出したとき(事業所外避難は原子力災害対策特別措置法第15条第1項に該当しない) ・事業所外避難での放射線量の異常上昇10mSv/h 火災、爆発等の発生の際に、事業所外避難に使用する容器において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外避難の場合にあつては、当該避難に使用する容器(貯蔵槽を除く。)から、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通知すべき事業所外避難に係る事象等に関する省令に定められた量(A、B)の放射性物質の漏えいがあったとき(事業所外避難は原子力災害対策特別措置法の対象外事象のため、全面緊急事態には該当しない)。</td> </tr> </tbody> </table>	判断基準(全面緊急事態に該当する事象)	非常用交流電源(母線)の1時間以上喪失 (GE25) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。	全交流電源の5分以上喪失 (GE25) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。	炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉格納容器内の出口温度を検知すること。	停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 (GE20) 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉格納容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取扱用タンク(1,2号機)/燃料取扱用ホット(3号機)からの注水ができないこと。	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 (GE20) 使用済燃料貯蔵槽の水位が燃料貯蔵槽本体の底部から上方2メートルの水位まで低下すること。又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	格納容器圧力の異常上昇 (GE11) 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。	2つの貯蔵槽喪失及び1つの貯蔵槽の喪失又は喪失のおそれ (GE14) 燃料取扱槽の貯蔵喪失及び原子炉冷却系の貯蔵喪失した場合において、原子炉格納容器の貯蔵喪失のおそれがあること。	原子炉制御室の機能喪失・警報喪失 (GE31) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤等が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷却停止状態を維持する機能が喪失すること。又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉状態を示す装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。	炉心の損傷を招く可能性がある事象発生 (GE25) その炉心が「炉心損傷」に起因する事象が発生し炉心損傷に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で高濃度汚染を放出され、又は放出されるおそれがあり、汚染電源地内の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	事業所外避難での放射線量の異常上昇 (DG01) 火災、爆発等の発生の際に、事業所外避難に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外避難に使用する容器から1m離れた地点で 10mSv/h 以上の放射線量を検出したとき(事業所外避難は原子力災害対策特別措置法第15条第1項に該当しない) ・事業所外避難での放射線量の異常上昇 10mSv/h 火災、爆発等の発生の際に、事業所外避難に使用する容器において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外避難の場合にあつては、当該避難に使用する容器(貯蔵槽を除く。)から、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通知すべき事業所外避難に係る事象等に関する省令に定められた量(A、B)の放射性物質の漏えいがあったとき(事業所外避難は原子力災害対策特別措置法の対象外事象のため、全面緊急事態には該当しない)。	<p>【女川】 ・構成の相違</p>
略称	法令																																								
③GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり $500 \mu\text{Sv/h}$ に相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。 a. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあつては、放射性物質の種類又は区分に応じた空气中濃度限度に $5,000$ を乗じて得た値 b. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が 1 となるようなそれらの放射性物質の濃度の値 c. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあつては、空气中濃度限度(当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いものに $5,000$ を乗じて得た値																																								
⑥GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故	原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態にあること。																																								
⑦GE11 原子炉停止の失敗または停止確認不能	原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。																																								
⑧GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。																																								
⑨GE22 原子炉注水機能の喪失	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。																																								
⑩GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力抑制機能喪失	原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。																																								
⑪GE25 全交流電源の1時間以上の喪失	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。																																								
判断基準(全面緊急事態に該当する事象)																																									
非常用交流電源(母線)の1時間以上喪失 (GE25) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。																																									
全交流電源の5分以上喪失 (GE25) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。																																									
炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉格納容器内の出口温度を検知すること。																																									
停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 (GE20) 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉格納容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取扱用タンク(1,2号機)/燃料取扱用ホット(3号機)からの注水ができないこと。																																									
使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 (GE20) 使用済燃料貯蔵槽の水位が燃料貯蔵槽本体の底部から上方2メートルの水位まで低下すること。又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。																																									
格納容器圧力の異常上昇 (GE11) 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。																																									
2つの貯蔵槽喪失及び1つの貯蔵槽の喪失又は喪失のおそれ (GE14) 燃料取扱槽の貯蔵喪失及び原子炉冷却系の貯蔵喪失した場合において、原子炉格納容器の貯蔵喪失のおそれがあること。																																									
原子炉制御室の機能喪失・警報喪失 (GE31) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤等が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷却停止状態を維持する機能が喪失すること。又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉状態を示す装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。																																									
炉心の損傷を招く可能性がある事象発生 (GE25) その炉心が「炉心損傷」に起因する事象が発生し炉心損傷に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で高濃度汚染を放出され、又は放出されるおそれがあり、汚染電源地内の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。																																									
事業所外避難での放射線量の異常上昇 (DG01) 火災、爆発等の発生の際に、事業所外避難に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外避難に使用する容器から1m離れた地点で 10mSv/h 以上の放射線量を検出したとき(事業所外避難は原子力災害対策特別措置法第15条第1項に該当しない) ・事業所外避難での放射線量の異常上昇 10mSv/h 火災、爆発等の発生の際に、事業所外避難に使用する容器において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外避難の場合にあつては、当該避難に使用する容器(貯蔵槽を除く。)から、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通知すべき事業所外避難に係る事象等に関する省令に定められた量(A、B)の放射性物質の漏えいがあったとき(事業所外避難は原子力災害対策特別措置法の対象外事象のため、全面緊急事態には該当しない)。																																									
判断基準(全面緊急事態に該当する事象)																																									
非常用交流電源(母線)の1時間以上喪失 (GE25) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。																																									
全交流電源の5分以上喪失 (GE25) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。																																									
炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉格納容器内の出口温度を検知すること。																																									
停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 (GE20) 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉格納容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取扱用タンク(1,2号機)/燃料取扱用ホット(3号機)からの注水ができないこと。																																									
使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 (GE20) 使用済燃料貯蔵槽の水位が燃料貯蔵槽本体の底部から上方2メートルの水位まで低下すること。又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。																																									
格納容器圧力の異常上昇 (GE11) 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。																																									
2つの貯蔵槽喪失及び1つの貯蔵槽の喪失又は喪失のおそれ (GE14) 燃料取扱槽の貯蔵喪失及び原子炉冷却系の貯蔵喪失した場合において、原子炉格納容器の貯蔵喪失のおそれがあること。																																									
原子炉制御室の機能喪失・警報喪失 (GE31) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤等が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷却停止状態を維持する機能が喪失すること。又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉状態を示す装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。																																									
炉心の損傷を招く可能性がある事象発生 (GE25) その炉心が「炉心損傷」に起因する事象が発生し炉心損傷に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で高濃度汚染を放出され、又は放出されるおそれがあり、汚染電源地内の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。																																									
事業所外避難での放射線量の異常上昇 (DG01) 火災、爆発等の発生の際に、事業所外避難に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外避難に使用する容器から1m離れた地点で 10mSv/h 以上の放射線量を検出したとき(事業所外避難は原子力災害対策特別措置法第15条第1項に該当しない) ・事業所外避難での放射線量の異常上昇 10mSv/h 火災、爆発等の発生の際に、事業所外避難に使用する容器において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外避難の場合にあつては、当該避難に使用する容器(貯蔵槽を除く。)から、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通知すべき事業所外避難に係る事象等に関する省令に定められた量(A、B)の放射性物質の漏えいがあったとき(事業所外避難は原子力災害対策特別措置法の対象外事象のため、全面緊急事態には該当しない)。																																									

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

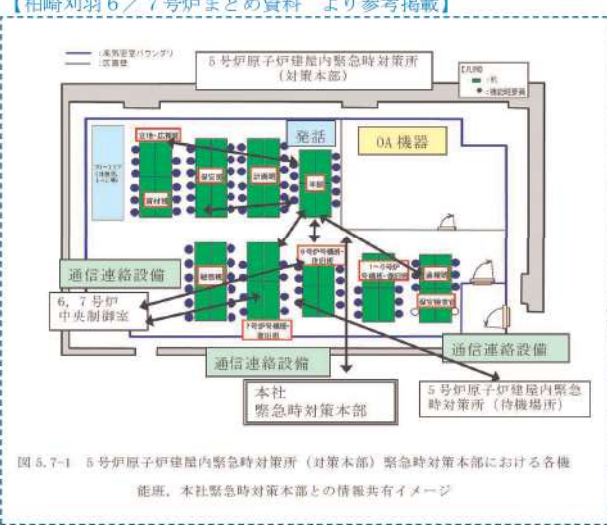

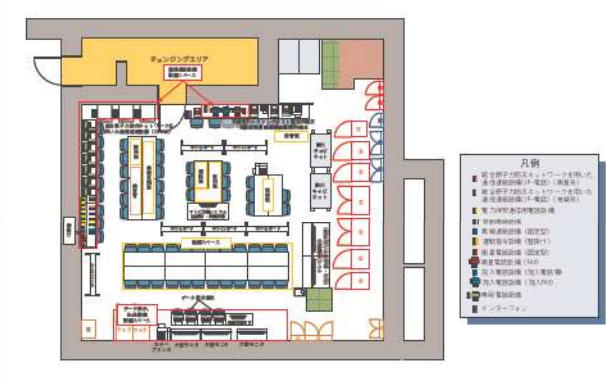
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
	<p style="text-align: center;">（女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成30年10月 別表2-3 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準（3/3））</p> <table border="1" data-bbox="757 204 1317 890"> <thead> <tr> <th>略称</th> <th>法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>②GE27 全直流電源の5分以上 喪失</td> <td>全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</td> </tr> <tr> <td>③GE28 炉心損傷の検出</td> <td>炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。</td> </tr> <tr> <td>④GE29 原子炉冷却機 の完全喪失</td> <td>原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。</td> </tr> <tr> <td>④GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷 却機能喪失・放射線放 出</td> <td>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</td> </tr> <tr> <td>④GE31 使用済燃料貯蔵槽の冷 却機能喪失・放射線放 出</td> <td>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。</td> </tr> <tr> <td>④GE41 格納容器圧力の異常上 昇</td> <td>原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</td> </tr> <tr> <td>④GE42 2つの障壁喪失及び1 つの障壁の喪失又は喪 失可能性</td> <td>燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</td> </tr> <tr> <td>④GE51 原子炉制御室の機能喪 失・警報喪失</td> <td>原子炉制御室が使用できなくなるにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>④GE55 原子炉施設以外に起因 する事象が発生する 必要がある事象発生</td> <td>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</td> </tr> <tr> <td>④XGE61 事業所外運搬での放射 線量率の異常上昇</td> <td>事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10μSv/h以上の放射線量が火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出されること。</td> </tr> <tr> <td>④XGE62 事業所外運搬での放射 性物質の異常漏えい</td> <td>事業所外運搬の場合にあって、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第4条に定められた量の放射性物質が当該運搬に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</td> </tr> </tbody> </table>	略称	法令	②GE27 全直流電源の5分以上 喪失	全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。	③GE28 炉心損傷の検出	炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。	④GE29 原子炉冷却機 の完全喪失	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。	④GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷 却機能喪失・放射線放 出	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	④GE31 使用済燃料貯蔵槽の冷 却機能喪失・放射線放 出	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。	④GE41 格納容器圧力の異常上 昇	原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。	④GE42 2つの障壁喪失及び1 つの障壁の喪失又は喪 失可能性	燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。	④GE51 原子炉制御室の機能喪 失・警報喪失	原子炉制御室が使用できなくなるにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。	④GE55 原子炉施設以外に起因 する事象が発生する 必要がある事象発生	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	④XGE61 事業所外運搬での放射 線量率の異常上昇	事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10μSv/h以上の放射線量が火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出されること。	④XGE62 事業所外運搬での放射 性物質の異常漏えい	事業所外運搬の場合にあって、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第4条に定められた量の放射性物質が当該運搬に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。		<p>【女川】 ・表構成の相違</p>
略称	法令																										
②GE27 全直流電源の5分以上 喪失	全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。																										
③GE28 炉心損傷の検出	炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。																										
④GE29 原子炉冷却機 の完全喪失	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。																										
④GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷 却機能喪失・放射線放 出	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。																										
④GE31 使用済燃料貯蔵槽の冷 却機能喪失・放射線放 出	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。																										
④GE41 格納容器圧力の異常上 昇	原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。																										
④GE42 2つの障壁喪失及び1 つの障壁の喪失又は喪 失可能性	燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。																										
④GE51 原子炉制御室の機能喪 失・警報喪失	原子炉制御室が使用できなくなるにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。																										
④GE55 原子炉施設以外に起因 する事象が発生する 必要がある事象発生	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。																										
④XGE61 事業所外運搬での放射 線量率の異常上昇	事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10μSv/h以上の放射線量が火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出されること。																										
④XGE62 事業所外運搬での放射 性物質の異常漏えい	事業所外運搬の場合にあって、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第4条に定められた量の放射性物質が当該運搬に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>5.7 発電所対策本部内における各機能班との情報共有について</p> <p>発電所対策本部内における各機能班，本店対策本部間との基本的な情報共有方法は以下のとおりである。今後の訓練等で有効性を確認し適宜見直ししていく。（図5.7-1）</p> <p>a. プラント状況，重大事故等への対応状況の情報共有</p> <p>①発電管理班が安全パラメータ表示システム（SPDS）や通信連絡設備を用い，発電課長からプラント状況を逐次入手し，ホワイトボード等に記載するとともに，主要な情報について発電所対策本部全体で共有するため発話する。</p> <p>②技術班は，SPDS表示装置等によりプラントパラメータを確認し，状況把握，今後の進展予測等を実施する。</p> <p>③各機能班は，適宜，入手したプラント状況，周辺状況，重大事故等への対応状況をホワイトボード等に記載するとともに，適宜OA機器（パーソナルコンピュータ等）内の共通様式に入力することで，発電所対策本部内の全要員，本店対策本部との情報共有を図る。</p> <p>④本部長は各班長より対外対応を含む対応戦略等の意見の具申を受けて判断を行い，その結果を発電所対策本部内の全要員に向けて発話し，全体の共有を図る。</p> <p>⑤情報班を中心に，本部内の発話内容をOA機器内の共通様式に入力し，発信情報，意思決定，指示事項等の情報を更新することにより，情報共有を図る。</p> <p>b. 指示・命令，報告</p> <p>①各機能班は各々の責任と権限が予め定められており，本部内での発話や他の機能班から直接聴取，OA機器内の共通様式からの情報に基づき，自律的に自班の業務に関する検討・対応を行う。</p> <p>また，自班の業務に関する検討・対応にあたり，無用な発話，班長への報告・連絡・相談で発電所対策本部内の情報共有を阻害しないように配慮している。</p> <p>②各班長は，班員から報告を受け，適宜指示・命令を行うとともに，重要な情報について，適宜本部内で発話することで情報共有する。</p> <p>③本部長は，各班長からの発話，報告を受け，適宜指示・命令を出す。</p>	<p>5.7 発電所対策本部内における各機能班との情報共有について</p> <p>発電所対策本部内における各機能班，本店対策本部間との基本的な情報共有方法は以下のとおりである。今後の訓練等で有効性を確認し適宜見直ししていく（図5.7-1）。</p> <p>a. プラント状況，重大事故等への対応状況の情報共有</p> <p>①運転班がデータ表示端末や通信連絡設備を用い，発電課長（当直）からプラント状況を逐次入手し，入手したプラント状況を号機責任者へ情報連絡するとともに，主要な情報について発電所対策本部全体で共有するため発話する。</p> <p>②技術班は，データ表示端末によりプラントパラメータを確認し，状況把握，今後の進展予測等を実施する。</p> <p>③各機能班は，適宜，入手したプラント状況，周辺状況，重大事故等への対応状況を適宜OA機器（パーソナルコンピュータ等）内の共通様式に入力することで，発電所対策本部内の全要員，本店対策本部との情報共有を図る。</p> <p>④発電所対策本部長は，副本部長，号機責任者，各班長より対外対応を含む対応戦略等の意見の具申を受けて判断を行い，その結果を対策本部内の全要員に向けて発話し，全体の共有を図る。</p> <p>⑤総括班は本部内の発話内容をホワイトボードに記載し，また，技術班は本部内の発話内容をOA機器内の共通様式に入力し，発信情報，意思決定，指示事項等の情報を更新することにより，情報共有を図る。</p> <p>b. 指示・命令，報告</p> <p>①各機能班は各々の責任と権限があらかじめ定められており，本部内での発話や他の機能班から直接聴取，OA機器内の共通様式からの情報に基づき，自律的に自班の業務に関する検討・対応を行う。</p> <p>また，自班の業務に関する検討・対応に当たり，無用な発話，班長への報告・連絡・相談で発電所対策本部内の情報共有を阻害しないように配慮している。</p> <p>②各班長は，班員から報告を受け，適宜指示・命令を行うとともに，重要な情報について，適宜本部内で発話することで情報共有する。</p> <p>③発電所対策本部長は，各班長からの発話，報告を受け，適宜指示・命令を出す。</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載充実（女川審査実績の反映） ・組織名称の相違 ・運用の相違 運転班員は，発電課長（当直）から入手したプラント状況を号機責任者へ情報連絡する。 ・運用の相違 泊では総括班がホワイトボードに情報を記載する。 ・運用の相違 班長だけでなく副本部長，号機責任者から意見等を受ける。 ・運用の相違 総括班は発話内容をホワイトボードに入力し，OA機器内の共通様式には技術班が入力する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯発電所3/4号炉</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p>  <p>図5.7-1 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）緊急時対策本部における各機能班、本社緊急時対策本部との情報共有イメージ</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>④情報班を中心に、本部長、各班長の指示・命令、報告、発話内容をOA機器内の共通様式に入力することで、発電所対策本部内の全要員、本店対策本部との情報共有を図る。</p> <p>c. 本店対策本部との情報共有 発電所対策本部と本店対策本部間の情報共有は通信連絡設備、OA機器内の共通様式等を用いて行う。</p>  <p>図5.7-1 緊急時対策所内における各機能班、本店対策本部との情報共有イメージ</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>④総括班を中心に、発電所対策本部長、各班長の指示・命令、報告、発話内容をホワイトボードに記載し、また、OA機器内の共通様式に入力することで、発電所対策本部内の全要員、本店対策本部との情報共有を図る。</p> <p>c. 本店対策本部との情報共有 発電所対策本部と本店対策本部間の情報共有は通信連絡設備、OA機器内の共通様式等を用いて行う。</p>  <p>注：本レイアウトについては訓練結果等により変更となる可能性がある。</p> <p>・指揮スペースには、発電所対策本部長、副本部長、号機責任者、各班長、総括班員等を配置している。</p> <p>・各機能班は、適宜、入手したプラント状況、周辺状況、重大事故等への対応状況をホワイトボード、OA機器（パーソナルコンピュータ等）内の共通様式に記載することで、対策本部内の全要員、本店対策本部との情報共有を図る。</p> <p>・総括班を中心に、発電所対策本部長、各班長の指示、命令、報告、発話内容をホワイトボードに記載し、また、OA機器内の共通様式等に入力することで、対策本部内の全要員、本店対策本部との情報共有を図る。</p> <p>図5.7-1 緊急時対策所指揮所内のレイアウト、情報共有のイメージ</p>	<p>相違理由</p> <p>・運用の相違 情報共有にホワイトボードも使用する。</p> <p>【女川】 ・緊急時対策所レイアウトの相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																						
<p>表6-1 各事象に対する緊急時対策所の設計方針について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事象</th> <th>各事象に対する設計方針等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洪水</td> <td>敷地の地形及び表流水の状況から判断して、敷地に洪水による被害を受けることはない。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）</td> <td>風荷重を建築基準法に基づき設計し、それに対し機械的強度を有することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>竜巻</td> <td>クラス3施設であり、竜巻防護施設（クラス1及び2に属する施設）に該当しない。</td> </tr> <tr> <td>降水</td> <td>敷地内に構内排水施設を設けて海域に排水することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>積雪</td> <td>積雪荷重を建築基準法に基づき設計し、それに対し機械的強度を有することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>落雷</td> <td>付近に避雷設備を設け、接地網の布設による接地抵抗の低減等の対策を行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>地震に対して、影響を受けない位置に、緊急時対策所を設置する設計とする。</td> </tr> <tr> <td>火山</td> <td>降下火砕物による影響を除く場合を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、又は安全上支障が生じない期間に修復あるいは修復等の対応を行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>生物学的事象</td> <td>小動物の侵入に対して、屋外設置の端子箱貫通部にシールを行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>森林火災</td> <td>過去10年間の気象条件を調査し、発電所から直線距離で10kmの間に着火点を設定し、FARSITEを用いて影響評価を実施し、詳細に必要とされる防火帯幅16.2mに対し、18m以上の防火帯幅を確保すること等により安全機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>緊急時対策所はT.P.+9.2mに設置し、高潮により安全機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>飛来物</td> <td>原子炉施設への航空機落下障害については「実用発電用原子炉施設への航空機落下障害の評価基準について」（平成14・07・29原研第4号（平成14年7月30日原子力安全・保安院制定））等に基づき評価した結果、3号炉は約3.0×10⁴回/炉・年、4号炉は約3.0×10⁴回/炉・年であり、防護体系の要否を判断する基準である10⁷回/炉・年を超えない。従って、航空機落下による機械的荷重を考慮する必要はなく、航空機落下により安全機能が損なうことはない。</td> </tr> <tr> <td>ダムの崩壊</td> <td>発電所の近くには、崩壊により発電所に影響を及ぼすようなダムはないため、ダムの崩壊による安全施設への影響について考慮する必要はない。</td> </tr> <tr> <td>爆発</td> <td>発電所の近くには、爆発により安全施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、爆発による安全施設への影響については考慮する必要はない。また、発電所敷地外10km以内の範囲において、石油コンビナート施設以外の主要な産業施設があるが、その敷地面積等から想定すると、石油コンビナート等に相当する施設はない。これらの産業施設と発電所の間には山岳（標高100m以上）があり、また、これらの産業施設が緊急時対策所までの離隔距離を確保していることから、爆発による爆風圧及び飛来物の影響を受けるおそれはない。</td> </tr> <tr> <td>近隣工場の火災</td> <td>発電所の近くには、火災により緊急時対策所及びその他の機能に係る設備に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、石油コンビナート施設の影響については考慮する必要はない。また、発電所敷地外10km以内の範囲において、石油コンビナート施設以外の主要な産業施設があるが、その敷地面積等から想定すると、石油コンビナート等に相当する施設はない。これらの産業施設と発電所の間には山岳（標高100m以上）があり、また、これらの産業施設が緊急時対策所までの離隔距離を確保していることから、火災時の放射熱の影響を受けるおそれはない。発電所敷地内に存在する危険物タンク火災発生時、発電所敷地内への航空機墜落に伴う炎発生時及び発電所敷地内に入港する船舶の火災発生時には、消火活動により、安全機能を損なうことのない設計とする。発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災及び航空機墜落による火災に伴う強い煙等発生時の二次的影響に対して影響評価を行い、必要な場合は対策を実施することで、安全機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>有毒ガス</td> <td>発電所の敷地及び敷地周辺の状況をもとに、想定される外部人為事象のうち外部火災により発生する有毒ガスの影響については、適切な防護対策を講じることで緊急時対策所及びその機能に係る設備が安全機能を損なうことのない設計とする。外部火災による有毒ガス発生時には、居住空間へ影響を及ぼさないように入気取り入れを防止等により、建物内への有毒ガスの侵入を阻止することで、緊急時対策所が安全機能を損なうことのない設計とする。幹線道路、鉄道路線、船舶航路及び石油コンビナート等の施設による有毒ガスの影響については、発電所から離隔距離を確保することで、安全機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>船舶の衝突</td> <td>船舶の衝突に対して影響を受けない位置に設置する設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>電磁的障害による影響を受ける場合を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、又は安全上支障が生じない期間に修復等の対応を行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	事象	各事象に対する設計方針等	洪水	敷地の地形及び表流水の状況から判断して、敷地に洪水による被害を受けることはない。	風（台風）	風荷重を建築基準法に基づき設計し、それに対し機械的強度を有することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。	竜巻	クラス3施設であり、竜巻防護施設（クラス1及び2に属する施設）に該当しない。	降水	敷地内に構内排水施設を設けて海域に排水することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。	積雪	積雪荷重を建築基準法に基づき設計し、それに対し機械的強度を有することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。	落雷	付近に避雷設備を設け、接地網の布設による接地抵抗の低減等の対策を行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。	地震	地震に対して、影響を受けない位置に、緊急時対策所を設置する設計とする。	火山	降下火砕物による影響を除く場合を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、又は安全上支障が生じない期間に修復あるいは修復等の対応を行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。	生物学的事象	小動物の侵入に対して、屋外設置の端子箱貫通部にシールを行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。	森林火災	過去10年間の気象条件を調査し、発電所から直線距離で10kmの間に着火点を設定し、FARSITEを用いて影響評価を実施し、詳細に必要とされる防火帯幅16.2mに対し、18m以上の防火帯幅を確保すること等により安全機能を損なうことのない設計とする。	高潮	緊急時対策所はT.P.+9.2mに設置し、高潮により安全機能を損なうことのない設計とする。	飛来物	原子炉施設への航空機落下障害については「実用発電用原子炉施設への航空機落下障害の評価基準について」（平成14・07・29原研第4号（平成14年7月30日原子力安全・保安院制定））等に基づき評価した結果、3号炉は約3.0×10 ⁴ 回/炉・年、4号炉は約3.0×10 ⁴ 回/炉・年であり、防護体系の要否を判断する基準である10 ⁷ 回/炉・年を超えない。従って、航空機落下による機械的荷重を考慮する必要はなく、航空機落下により安全機能が損なうことはない。	ダムの崩壊	発電所の近くには、崩壊により発電所に影響を及ぼすようなダムはないため、ダムの崩壊による安全施設への影響について考慮する必要はない。	爆発	発電所の近くには、爆発により安全施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、爆発による安全施設への影響については考慮する必要はない。また、発電所敷地外10km以内の範囲において、石油コンビナート施設以外の主要な産業施設があるが、その敷地面積等から想定すると、石油コンビナート等に相当する施設はない。これらの産業施設と発電所の間には山岳（標高100m以上）があり、また、これらの産業施設が緊急時対策所までの離隔距離を確保していることから、爆発による爆風圧及び飛来物の影響を受けるおそれはない。	近隣工場の火災	発電所の近くには、火災により緊急時対策所及びその他の機能に係る設備に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、石油コンビナート施設の影響については考慮する必要はない。また、発電所敷地外10km以内の範囲において、石油コンビナート施設以外の主要な産業施設があるが、その敷地面積等から想定すると、石油コンビナート等に相当する施設はない。これらの産業施設と発電所の間には山岳（標高100m以上）があり、また、これらの産業施設が緊急時対策所までの離隔距離を確保していることから、火災時の放射熱の影響を受けるおそれはない。発電所敷地内に存在する危険物タンク火災発生時、発電所敷地内への航空機墜落に伴う炎発生時及び発電所敷地内に入港する船舶の火災発生時には、消火活動により、安全機能を損なうことのない設計とする。発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災及び航空機墜落による火災に伴う強い煙等発生時の二次的影響に対して影響評価を行い、必要な場合は対策を実施することで、安全機能を損なうことのない設計とする。	有毒ガス	発電所の敷地及び敷地周辺の状況をもとに、想定される外部人為事象のうち外部火災により発生する有毒ガスの影響については、適切な防護対策を講じることで緊急時対策所及びその機能に係る設備が安全機能を損なうことのない設計とする。外部火災による有毒ガス発生時には、居住空間へ影響を及ぼさないように入気取り入れを防止等により、建物内への有毒ガスの侵入を阻止することで、緊急時対策所が安全機能を損なうことのない設計とする。幹線道路、鉄道路線、船舶航路及び石油コンビナート等の施設による有毒ガスの影響については、発電所から離隔距離を確保することで、安全機能を損なうことのない設計とする。	船舶の衝突	船舶の衝突に対して影響を受けない位置に設置する設計とする。	電磁的障害	電磁的障害による影響を受ける場合を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、又は安全上支障が生じない期間に修復等の対応を行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。	<p>5.8 設置許可基準規則第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）への適合方針について</p> <p>緊急時対策所に関する追加要求事項のうち、設置許可基準規則第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）への適合方針は以下のとおりである。</p> <p>1. 自然現象の考慮</p> <p>(1) 洪水</p> <p>緊急時対策所の建物及び緊急時対策所機能として設置する換気設備、電源設備、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備（以下、「緊急時対策所等」という。）が設置される女川原子力発電所の敷地周辺の河川は、いずれも女川原子力発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水による被害を受けることはない。</p> <p>北上川から専用の導管により淡水を取水しているが、経路に中間貯槽等はないため、敷地が洪水の影響を受けることはない。</p> <p>(2) 風（台風）</p> <p>緊急時対策所等は、建築基準法及び同施行令第87条第2項及び第4項に基づく建設省告示第1454号を参照し、設計基準風速（30m/s、地上高10m、10分間平均）の風荷重に対し機械的強度を有する構造とすることにより、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>ここで、風（台風）に関連して発生する可能性がある自然現象としては、落雷及び高潮が考えられる。緊急時対策所等に対し、風（台風）は風荷重を及ぼす一方、落雷は電気的影響を及ぼすものであることから、風（台風）と落雷に対しては個別に緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。高潮については、「(12)高潮」に述べるとおり、緊急時対策所等は影響を受けることのない敷地高さに設置し、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、風（台風）に伴い発生する可能性がある飛来物による影響については、竜巻影響評価にて想定している設計飛来物の影響に包絡されており、緊急時対策所等の機能が損なわれるおそれはない。</p> <p>(3) 竜巻</p> <p>緊急時対策所等は、設計竜巻の最大風速100m/sによる風圧力による荷重、気圧差による荷重及び設計飛来物の衝撃荷重を組み合わせた荷重に対して、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、竜巻襲来による影響として、緊急時対策所用代替交流電源設備が同時に損傷するケースへの対応としては、予備機と接続替えることで、電源設備の機能を修復することが可能な設計とする。</p>	<p>5.8 設置許可基準規則第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）への適合方針について</p> <p>緊急時対策所に関する追加要求事項のうち、設置許可基準規則第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）への適合方針は以下のとおりである。</p> <p>1. 自然現象の考慮</p> <p>(1) 洪水</p> <p>緊急時対策所、空調上屋及び緊急時対策所機能として設置する換気設備、電源設備、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備（以下、「緊急時対策所等」という。）が設置される泊発電所の敷地周辺の河川は、いずれも泊発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水により被害を受けることはない。</p> <p>玉川及び茶津川からの専用の導管により淡水を取水しているが、経路に中間貯槽等はないため、敷地が洪水の影響を受けることはない。</p> <p>(2) 風（台風）</p> <p>緊急時対策所等は、建築基準法及び同施行令第87条第2項及び第4項に基づく建設省告示第1454号を参照し、設計基準風速（36m/s、地上高10m、10分間平均）の風荷重に対し機械的強度を有する構造とすることにより、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>ここで、風（台風）に関連して発生する可能性がある自然現象としては、落雷及び高潮が考えられる。緊急時対策所等に対し、風（台風）は風荷重を及ぼす一方、落雷は電気的影響を及ぼすものであることから、風（台風）と落雷に対しては個別に緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。高潮については、「(12)高潮」に述べるとおり、緊急時対策所等は影響を受けることのない敷地高さに設置し、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、風（台風）に伴い発生する可能性がある飛来物による影響については、竜巻影響評価にて想定している設計飛来物の影響に包絡されており、緊急時対策所等の機能が損なわれるおそれはない。</p> <p>(3) 竜巻</p> <p>緊急時対策所等は、設計竜巻の最大風速100m/sによる風圧力による荷重、気圧差による荷重及び設計飛来物の衝撃荷重を組み合わせた荷重に対して、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、竜巻襲来による影響として、緊急時対策所用代替交流電源設備が同時に損傷するケースへの対応としては、予備機と接続替えることで、電源設備の機能を修復することが可能な設計とする。</p>	<p>先行審査の反映（大飯・女川）</p> <p>設置許可基準規則第6条に対する緊急時対策所の適合方針について当該条に資料を整理している大飯・女川と比較し、資料の追加が適切と判断したことから記載を追加した。</p> <p>【女川】設計の相違（相違理由⑨）</p> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 ・河川名称の相違 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計基準値の相違
事象	各事象に対する設計方針等																																								
洪水	敷地の地形及び表流水の状況から判断して、敷地に洪水による被害を受けることはない。																																								
風（台風）	風荷重を建築基準法に基づき設計し、それに対し機械的強度を有することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。																																								
竜巻	クラス3施設であり、竜巻防護施設（クラス1及び2に属する施設）に該当しない。																																								
降水	敷地内に構内排水施設を設けて海域に排水することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。																																								
積雪	積雪荷重を建築基準法に基づき設計し、それに対し機械的強度を有することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。																																								
落雷	付近に避雷設備を設け、接地網の布設による接地抵抗の低減等の対策を行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。																																								
地震	地震に対して、影響を受けない位置に、緊急時対策所を設置する設計とする。																																								
火山	降下火砕物による影響を除く場合を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、又は安全上支障が生じない期間に修復あるいは修復等の対応を行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。																																								
生物学的事象	小動物の侵入に対して、屋外設置の端子箱貫通部にシールを行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。																																								
森林火災	過去10年間の気象条件を調査し、発電所から直線距離で10kmの間に着火点を設定し、FARSITEを用いて影響評価を実施し、詳細に必要とされる防火帯幅16.2mに対し、18m以上の防火帯幅を確保すること等により安全機能を損なうことのない設計とする。																																								
高潮	緊急時対策所はT.P.+9.2mに設置し、高潮により安全機能を損なうことのない設計とする。																																								
飛来物	原子炉施設への航空機落下障害については「実用発電用原子炉施設への航空機落下障害の評価基準について」（平成14・07・29原研第4号（平成14年7月30日原子力安全・保安院制定））等に基づき評価した結果、3号炉は約3.0×10 ⁴ 回/炉・年、4号炉は約3.0×10 ⁴ 回/炉・年であり、防護体系の要否を判断する基準である10 ⁷ 回/炉・年を超えない。従って、航空機落下による機械的荷重を考慮する必要はなく、航空機落下により安全機能が損なうことはない。																																								
ダムの崩壊	発電所の近くには、崩壊により発電所に影響を及ぼすようなダムはないため、ダムの崩壊による安全施設への影響について考慮する必要はない。																																								
爆発	発電所の近くには、爆発により安全施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、爆発による安全施設への影響については考慮する必要はない。また、発電所敷地外10km以内の範囲において、石油コンビナート施設以外の主要な産業施設があるが、その敷地面積等から想定すると、石油コンビナート等に相当する施設はない。これらの産業施設と発電所の間には山岳（標高100m以上）があり、また、これらの産業施設が緊急時対策所までの離隔距離を確保していることから、爆発による爆風圧及び飛来物の影響を受けるおそれはない。																																								
近隣工場の火災	発電所の近くには、火災により緊急時対策所及びその他の機能に係る設備に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、石油コンビナート施設の影響については考慮する必要はない。また、発電所敷地外10km以内の範囲において、石油コンビナート施設以外の主要な産業施設があるが、その敷地面積等から想定すると、石油コンビナート等に相当する施設はない。これらの産業施設と発電所の間には山岳（標高100m以上）があり、また、これらの産業施設が緊急時対策所までの離隔距離を確保していることから、火災時の放射熱の影響を受けるおそれはない。発電所敷地内に存在する危険物タンク火災発生時、発電所敷地内への航空機墜落に伴う炎発生時及び発電所敷地内に入港する船舶の火災発生時には、消火活動により、安全機能を損なうことのない設計とする。発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災及び航空機墜落による火災に伴う強い煙等発生時の二次的影響に対して影響評価を行い、必要な場合は対策を実施することで、安全機能を損なうことのない設計とする。																																								
有毒ガス	発電所の敷地及び敷地周辺の状況をもとに、想定される外部人為事象のうち外部火災により発生する有毒ガスの影響については、適切な防護対策を講じることで緊急時対策所及びその機能に係る設備が安全機能を損なうことのない設計とする。外部火災による有毒ガス発生時には、居住空間へ影響を及ぼさないように入気取り入れを防止等により、建物内への有毒ガスの侵入を阻止することで、緊急時対策所が安全機能を損なうことのない設計とする。幹線道路、鉄道路線、船舶航路及び石油コンビナート等の施設による有毒ガスの影響については、発電所から離隔距離を確保することで、安全機能を損なうことのない設計とする。																																								
船舶の衝突	船舶の衝突に対して影響を受けない位置に設置する設計とする。																																								
電磁的障害	電磁的障害による影響を受ける場合を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、又は安全上支障が生じない期間に修復等の対応を行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書 より引用】 緊急時対策所に関する追加要求事項のうち、設置許可基準規則第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）への適合方針は以下のとおりである。</p> <p>(1) 風（台風） 設計基準風速は保守的に最も風速が大きい新潟市の観測記録史上1位である40.1m/sとする。想定される影響としては、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物及び緊急時対策所機能として設置する換気設備、電源設備、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備（以下、建物等という。）に対して、風荷重を考慮し、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p> <p>(2) 竜巻 設計竜巻の最大瞬間風速は、設計基準竜巻の最大瞬間風速（76m/s）に将来的な気候変動の不確実性を踏まえ、F3の風速範囲の上限値である92m/sとする。 想定される影響としては、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物等に対して、風荷重、気圧差荷重及び飛来物衝突の際の衝撃荷重を適切に組み合わせた荷重について、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p>			<p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書 より引用】</p> <p>(3) 低温（凍結）</p> <p>低温の影響モードとして凍結を想定するが、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物等</u>に対して、設計基準対象施設として低温の影響を受けないことで、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p> <p>(4) 降水</p> <p>降水による浸水については、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物等</u>は、構内排水路による排水等により、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p> <p>降水による荷重については、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物等</u>は、排水口による排水等により影響を受けない設計とすることで、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p> <p>(5) 積雪</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物</u>に対して、積雪による静的荷重について、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書 より引用】</p> <p>(6) 落雷</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>は、5号炉主排気筒頂部に設置されている避雷針の遮へい効果により、落雷頻度が著しく低く、雷が直撃する可能性は十分小さいと考えられることから緊急時対策所の機能として設置する換気設備、電源設備、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備を維持できる。</p>	<p>(4) 凍結</p> <p>石巻特別地域気象観測所での観測記録（1887～2017年）によれば、最低気温は-14.6℃（1919年1月6日）である。</p> <p>緊急時対策所等は、設計基準温度（-14.6℃）の低温を考慮し、屋外機器等で凍結のおそれのあるものについては、凍結防止対策を行うことによって、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(5) 降水</p> <p>石巻特別地域気象観測所での観測記録（1937～2017年）によれば、最大1時間降水量は、91.0mm（2014年9月11日）である。</p> <p>緊急時対策所等は、設計基準降水量（91.0mm/h）の降水に対し、排水口及び構内排水路による<u>海域へ</u>の排水、浸水防止のための建屋止水処置等により、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(6) 積雪</p> <p>石巻特別地域気象観測所での観測記録（1887～2017年）によれば、月最深積雪は43cm（1923年2月17日）である。</p> <p>緊急時対策所等は、設計基準積雪量（43cm）の積雪荷重に対し機械的強度を有することにより、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、設計基準積雪量（43cm）に対し給排気口を閉塞させないことにより緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(7) 落雷</p> <p>雷害防止対策として、<u>緊急時対策所等へ</u>避雷設備を設置するとともに、<u>構内接地網</u>を布設することにより、接地抵抗の低減や雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図っている。</p> <p>さらに、安全保護回路及び無線アンテナ等は雷サージ抑制対策がなされており、緊急時対策所等の機能を損なわない設計としている。</p> <p>また、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備（発電所内）について、発電所建屋内の通信連絡設備及び地下布設の専用通信回線（有線系）は、建屋の壁等により落雷の影響を受けにくい設計とする。万一、PHS基地局及びデータ伝送に係る光通信装置が損傷した場合は、予備品を用いて復旧し、必要な機能を維持できる設計とする。</p>	<p>(4) 凍結</p> <p>小樽特別地域気象観測所での観測記録（1943年～2020年）によれば、最低気温は-18.0℃（小樽特別地域気象観測所 1954年1月24日）である。</p> <p>緊急時対策所等は、設計基準温度（-19.0℃）の低温を考慮し、屋外機器等で凍結のおそれがあるものについては、凍結防止対策を行うことによって、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(5) 降水</p> <p>寿都特別地域気象観測所での観測記録（1938～2020年）によれば、最大1時間降水量の最大値は、57.5mm（1990年7月25日）である。</p> <p>緊急時対策所等は、設計基準降水量（57.5mm/h）の降水に対し、排水口及び構内排水路による排水、浸水防止のための建屋止水処置等により、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(6) 積雪</p> <p>寿都特別地域気象観測所での観測記録（1884～2020年）によれば、月最深積雪の最大値は、189cm（1945年3月17日）である。</p> <p>緊急時対策所等は、設計基準積雪量（189cm）の積雪荷重に対し機械的強度を有することにより、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、設計基準積雪量（189cm）に対し給排気口を閉塞させないことにより緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(7) 落雷</p> <p>雷害防止対策として、<u>緊急時対策所周辺建屋（定検機材倉庫）</u>に避雷設備を設け、<u>構内接地網と</u>接続し、接地抵抗の低減や雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図っている。</p> <p>さらに、安全保護回路、無線アンテナ等は雷サージ抑制対策がなされており、緊急時対策所等の機能を損なわない設計としている。</p> <p>また、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備（発電所内）について、発電所建屋内の通信連絡設備及び地下布設の専用通信回線（有線系）は、建屋の壁等により落雷の影響を受けにくい設計とする。万一、PHS基地局及びデータ伝送に係る光通信装置が損傷した場合は、予備品を用いて復旧し、必要な機能を維持できる設計とする。</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立地場所の相違 <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計基準値の相違 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立地場所の相違 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計基準値の相違 <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立地場所の相違 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計基準値の相違 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計基準値の相違 <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計の相違 <p>泊では、緊急時対策所周辺建屋に設置している避雷設備により落雷による影響の低減を行っている。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため、島根原子力発電所2号炉 まとめ資料より引用】</p> <p>(8) 地滑り・土石流 緊急時対策所の建物等は、斜面からの離隔距離を確保し地滑り・土石流のおそれがない位置に設置することにより、島根原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書 より引用】</p> <p>(8) 火山 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ影響を及ぼし得る火山のうち、将来の活動可能性が否定できない33火山について、設計対応が不可能な火山事象は、地質調査結果によれば、発電所敷地及び周辺で、痕跡が認められないことから、到達する可能性は十分小さいものと判断される</p>	<p>(8) 地滑り 地すべり地形分布図 第40集「一関・石巻」（2009年2月：独立行政法人防災科学技術研究所）によると、女川原子力発電所を含む「寄磯」エリアに地滑り地形はない。また、土砂災害危険箇所図（平成22年度：国土交通省国土政策局）によると、女川原子力発電所には地滑り、土石流並びに崖崩れを起こすような地形は存在しないことから、女川原子力発電所では、緊急時対策所等の機能を損なうような地滑りが生じることはない。</p> <p>(9) 火山の影響 地理的領域内に分布する第四紀火山（31火山）について、完新世における活動の有無及び噴火履歴より将来の火山活動の可能性を検討し、原子力発電所に影響を及ぼし得る火山として11火山を抽出した。 緊急時対策所等へ影響を及ぼし得る火山のうち、将来の活動可能性が否定できない11火山は、発電所敷地から十分離れており、既往最大の噴火を考慮しても、設計対応が不可能な火山事象の影響は及ばないと判断される。</p> <p>その他の緊急時対策所等の機能に影響を与える可能性のある火山事象を抽出した結果、降下火砕物を抽出した。 降下火砕物の堆積量については、敷地内の地質調査、文献調査及び降下火砕物シミュレーションを用い評価した結果である約12.5cmに保守性を考慮し、基準の降下火砕物堆積量を15cmと設定する。</p>	<p>(8) 地滑り・土石流及び急傾斜地 緊急時対策所等は、斜面からの離隔距離を確保し地滑り・土石流及び急傾斜地の崩壊のおそれがない位置に設置することにより、泊発電所の緊急時対策所等の機能が喪失しない設計とする。</p> <p>(9) 火山の影響 地理的領域内に分布する第四紀火山（●火山）について、完新世における活動の有無及び噴火履歴より将来の火山活動の可能性を検討し、原子力発電所に影響を及ぼし得る●火山を抽出した。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>追而【地震津波側審査の反映】 （立地評価及び上記●箇所について、地震津波側審査結果を受けて反映のため）</p> </div>	<p>【女川】・設計の相違 泊ではDB6条（自然現象）において、地滑り・土石流及び急傾斜地による影響を考慮する方針であることから、緊急時対策所の設計方針においてはDB6条と同様に、地滑りによる影響を考慮する島根2号炉と比較する。</p> <p>【島根】・記載表現の相違 島根では、緊急時対策所の設備機能を含めた表現として、緊急時対策所の建物等と記載している。本章における泊（女川）記載である緊急時対策所等と同義である。</p> <p>【島根】・設計方針の相違 泊では急傾斜地の崩壊も考慮し評価を行い影響がないことを確認する。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書 より引用】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物に対して、降灰による静的荷重について、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p> <p>また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所について、火山と積雪との重畳により、積雪単独事象より緊急時対策所を設置する建屋への荷重影響が増長されるが、除灰及び除雪を行うなど適切な対応を行い、緊急時対策所の機能を喪失しない設計とする。</p> <p>(9) 生物学的事象</p> <p>クラゲ等の発生については、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物等には、海水取水を必要としない設備とすることで、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p> <p>小動物の侵入については、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物等のうち、屋内設備は建屋貫通部への止水処置等により、屋外設備は設備開口部への貫通部シール処理等により影響を受けない設計とすることで、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p>	<p>緊急時対策所等は、降下火砕物と組み合わせを考慮すべき火山以外の自然現象である、風（台風）及び積雪を適切に組み合わせた荷重に対して、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>降灰が確認された場合には、建屋や屋外の設備等に長期間降下火砕物の荷重を掛け続けられないこと、また、降下火砕物の付着による腐食等が生じる状況を緩和するために、緊急時対策所等に堆積した降下火砕物の除灰を適切に実施する。</p> <p>(10) 生物学的事象</p> <p>生物学的事象として海生生物であるクラゲ等の発生及び小動物の侵入を想定する。</p> <p>海生生物であるクラゲ等の発生については、緊急時対策所等には、海水取水を必要としない設備とすることで、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>小動物の侵入に対しては、緊急時対策所等の端子箱の貫通部等にシールを行うことで侵入を防止することにより、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(11) 森林火災</p> <p>森林火災については、森林火災の発生件数の多い月の過去10年間の気象条件を調査し、発電所から直線距離10kmの間に発火点を設定し、森林火災シミュレーション（FARSITE）を用いて影響評価を実施し、評価上必要とされる約20mの防火帯幅を確保すること等により、森林火災の火災からの輻射熱による温度上昇に対し、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、二次的影響であるばい煙等発生時に対して、外気を取り込む換気空調系統、外気を内部に取り込む系統・設備に分類し、影響評価を行うことで緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(12) 高潮</p> <p>発電所周辺海域の潮位については、発電所から南方約11km地点に位置する気象庁鮎川検潮所で観測された潮位を設計潮位とする。本地点の最高潮位はO.P. +3.22m（1960年5月24日、チリ地震津波）、朔望平均満潮位がO.P. +1.43mである。</p> <p>緊急時対策所等は、高潮の影響を受けない敷地高さ（O.P. +3.5m）以上に設置することで、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p>	<p>緊急時対策所等は、降下火砕物と組み合わせを考慮すべき火山以外の自然現象である、風（台風）及び積雪を適切に組み合わせた荷重に対して、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>降灰が確認された場合には、建屋や屋外の設備等に長期間降下火砕物の荷重を掛け続けられないこと、また、降下火砕物の付着による腐食等が生じる状況を緩和するために、緊急時対策所等に堆積した降下火砕物の除灰を適切に実施する。</p> <p>(10) 生物学的事象</p> <p>生物学的事象として海生生物であるクラゲ等の発生及び小動物の侵入を想定する。</p> <p>海生生物であるクラゲ等の発生については、緊急時対策所等には、海水取水を必要としない設備とすることで、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>小動物の侵入に対しては、緊急時対策所等の建屋貫通部、端子箱の貫通部等にシールを行うことで侵入を防止することにより、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(11) 森林火災</p> <p>森林火災については、森林火災の発生件数の多い月の過去10年間の気象条件を調査し、発電所から直線距離10kmの間に発火点を設定し、森林火災シミュレーション（FARSITE）を用いて影響評価を実施し、評価上必要とされる20m～46mの防火帯幅を確保すること等により、森林火災の火災からの輻射熱による温度上昇に対し、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、2次的影響であるばい煙等発生時に対して、外気を取り込む換気空調設備、外気を内部に取り込む系統・設備に分類し、影響評価を行うことで緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(12) 高潮</p> <p>発電所周辺海域の潮位については、発電所から南方約5km地点に位置する岩内港で観測された最高潮位を設計潮位とする。本地点の最高潮位はT.P. 1.00m、朔望平均満潮位がT.P. 0.26mである。</p> <p>緊急時対策所等は、高潮の影響を受けない敷地高さ（T.P. 10.0m）以上に設置することで、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【女川】・設計の相違 泊は空調上屋に設置する可搬型空気浄化装置の配管が貫通部を通り緊急時対策所へ空気供給することから建屋貫通部当と記載した。 【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【女川】 ・設計方針の相違 防火帯幅は一律で定めるのではなく、地形等を考慮して地点ごとに設定している。</p> <p>【女川】 ・立地条件の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2. 外部人為事象の考慮</p> <p>(1) 飛来物（航空機落下）</p> <p>原子炉施設等への偶発的な航空機の落下確率は、防護設計の要否を判断する基準である10^{-7}回/炉・年を超えないため、飛来物（航空機落下）による防護については考慮不要である。</p> <p>なお、緊急時対策所と中央制御室は互いに独立して分散配置し、共通要因により同時に機能を損なわない設計とする。</p> <p>(2) ダムの崩壊</p> <p>緊急時対策所等が設置される女川原子力発電所周辺には、ダムや堰堤は存在せず、敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地がダムの崩壊による被害を受けることはない。</p> <p>北上川から専用の導管により淡水を取水しているが、取水経路には原水用の貯水池等はない。</p> <p>(3) 爆発</p> <p>発電所敷地外10km以内の範囲において、爆発により緊急時対策所等に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はない。</p> <p>なお、発電所に最も近い石油コンビナート地区は西南西約40kmの塩釜地区及び仙台地区である。</p> <p>緊急時対策所等は、発電所敷地外10km以内の危険物貯蔵施設又は発電所敷地周辺道路の燃料輸送車両から爆発が発生する場合を想定しても離隔距離の確保により、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(4) 近隣工場等の火災</p> <p>a. 石油コンビナート施設等の火災</p> <p>発電所敷地外10km以内の範囲において、火災により緊急時対策所等に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はない。</p> <p>なお、発電所に最も近い石油コンビナート地区は西南西約40kmの塩釜地区及び仙台地区である。</p> <p>また、緊急時対策所等は、発電所敷地外10km以内の危険物貯蔵施設から火災が発生する場合を想定しても、離隔距離の確保により、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>b. 発電所敷地内に存在する危険物貯蔵施設等の火災</p> <p>発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災発生時の輻射熱による緊急時対策所の建屋等の表面温度が、許容温度以下となる設計とする。</p> <p>c. 航空機墜落による火災</p> <p>発電所敷地内への航空機落下に対しては火災発生時の輻射熱による緊急時対策所の建屋等の表面温度が、許容温度以下となる設計とする。</p>	<p>2. 外部人為事象の考慮</p> <p>(1) 飛来物（航空機落下）</p> <p>原子炉施設等への偶発的な航空機の落下確率は、防護設計の要否を判断する基準である10^{-7}回/炉・年を超えないため、飛来物（航空機落下）による防護については考慮不要である。</p> <p>なお、緊急時対策所と中央制御室は互いに独立して分散配置し、共通要因により同時に機能を損なわない設計とする。</p> <p>(2) ダムの崩壊</p> <p>緊急時対策所等が設置される泊発電所周辺には、泊発電所敷地境界から東約8kmの地点に共和ダムが存在するが、発電所まで距離が離れており、発電所との間には丘陵地が分布していることから、ダムの崩壊による影響については考慮する必要はない。</p> <p>玉川及び茶津川からの専用の導管により淡水を取水しているが、経路に中間貯槽等はないため、敷地が洪水の影響を受けることはない。</p> <p>(3) 爆発</p> <p>発電所敷地外10km以内の範囲において、爆発により緊急時対策所等に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はない。</p> <p>なお、発電所に最も近い石油コンビナート地区は東北東約70kmの石狩地区である。</p> <p>緊急時対策所等は、発電所敷地外10km以内の危険物貯蔵施設又は発電所敷地周辺道路の燃料輸送車両から爆発が発生する場合を想定しても離隔距離の確保により、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(4) 近隣工場等の火災</p> <p>a. 石油コンビナート施設等の火災</p> <p>発電所敷地外10km以内の範囲において、火災により緊急時対策所等に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はない。</p> <p>なお、発電所に最も近い石油コンビナート地区は東北東約70kmの石狩地区である。</p> <p>また、緊急時対策所等は、発電所敷地外10km以内の危険物貯蔵施設から火災が発生する場合を想定しても、離隔距離の確保により、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>b. 発電所敷地内に存在する危険物貯蔵施設等の火災</p> <p>発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災発生時の輻射熱による緊急時対策所の建屋等の表面温度が、許容温度以下となる設計とする。</p> <p>c. 航空機墜落による火災</p> <p>発電所敷地内への航空機落下に対しては火災発生時の輻射熱による緊急時対策所の建屋等の表面温度が、許容温度以下となる設計とする。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】 ・設計方針の相違 立地条件を踏まえて評価した結果に相違はあるが、発電所とダムは隔てられており、ダム崩壊による影響はない。</p> <p>【女川】 ・河川名称の相違</p> <p>【女川】 ・立地条件の相違</p> <p>【女川】 ・立地条件の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書 より引用】</p> <p>(12) 船舶の衝突 船舶の衝突に対し、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物等には、海水取水を必要としない設備とすることで、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p> <p>(13) 電磁的障害 電磁的障害による擾乱に対し、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物等のうち、安全パラメータ表示システム、通信連絡設備等は、フィルタの設置等により影響を受けない設計とすることで、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p>	<p>なお、緊急時対策所と中央制御室は互いに独立して分散配置し、共通要因により同時に機能を損なわない設計とする。</p> <p>d. 二次的影響（ばい煙等） 発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災及び航空機墜落による火災の二次的影響であるばい煙等発生時に対して、外気を取り込む換気空調系統、外気を内部に取り込む系統・設備に分類し、影響評価を行うことで緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(5) 有毒ガス 有毒ガスの漏えいについては、固定施設（石油コンビナート施設等）と可動施設（陸上輸送、海上輸送）からの流出が考えられるが、緊急時対策所等と近隣の施設や周辺道路の間には離隔距離が確保されていることから、有毒ガスの漏えいを想定した場合でも、緊急時対策所の居住性が損なわれることはない。また、発電所周辺の主要航路は、発電所から十分な離隔距離が確保されていることから、緊急時対策所の居住性が損なわれることはない。</p> <p>(6) 船舶の衝突 船舶の衝突に対し、緊急時対策所等が設置される敷地高さは十分高く、船舶の衝突を考慮する必要はない。また、緊急時対策所等には、海水取水を必要としない設備とすることで、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(7) 電磁的障害 電磁的障害には、サージ・ノイズや電磁波の侵入があり、これらは低電圧の計測制御回路に対して影響を及ぼすおそれがある。 このため、緊急時対策所等の計測制御回路を構成する制御盤及びケーブルは、鋼製筐体や金属シールド付ケーブルの適用により電磁波の侵入を防止することで、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p>	<p>なお、緊急時対策所と中央制御室は互いに独立して分散配置し、共通要因により同時に機能を損なわない設計とする。</p> <p>d. 二次的影響（ばい煙等） 発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災及び航空機墜落による火災の二次的影響であるばい煙等発生時に対して、外気を取り込む換気空調系統、外気を内部に取り込む系統・設備に分類し、影響評価を行うことで緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(5) 有毒ガス 有毒ガスの漏えいについては固定施設（石油コンビナート施設等）と可動施設（陸上輸送、海上輸送）からの流出が考えられるが、緊急時対策所等と近隣の施設や周辺道路の間には離隔距離が確保されていることから、有毒ガスの漏えいを想定した場合でも、緊急時対策所の居住性が損なわれることはない。また、発電所周辺の主要航路は、発電所から十分な離隔距離が確保されていることから、緊急時対策所の居住性が損なわれることはない。</p> <p>(6) 船舶の衝突 船舶の衝突に対し、緊急時対策所等が設置される敷地高さは十分高く、船舶の衝突を考慮する必要はない。また、緊急時対策所等には、海水取水を必要としない設備とすることで、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(7) 電磁的障害 電磁的障害には、サージ・ノイズや電磁波の侵入があり、これらは低電圧の計測制御回路に対して影響を及ぼすおそれがある。 このため、緊急時対策所等の計測制御回路を構成する制御盤及びケーブルは、鋼製筐体や金属シールド付ケーブルの適用により電磁波の侵入を防止することで、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p>

